UNIVERSITY OF B.C. LIBRARY
3 9424 04575 125 9

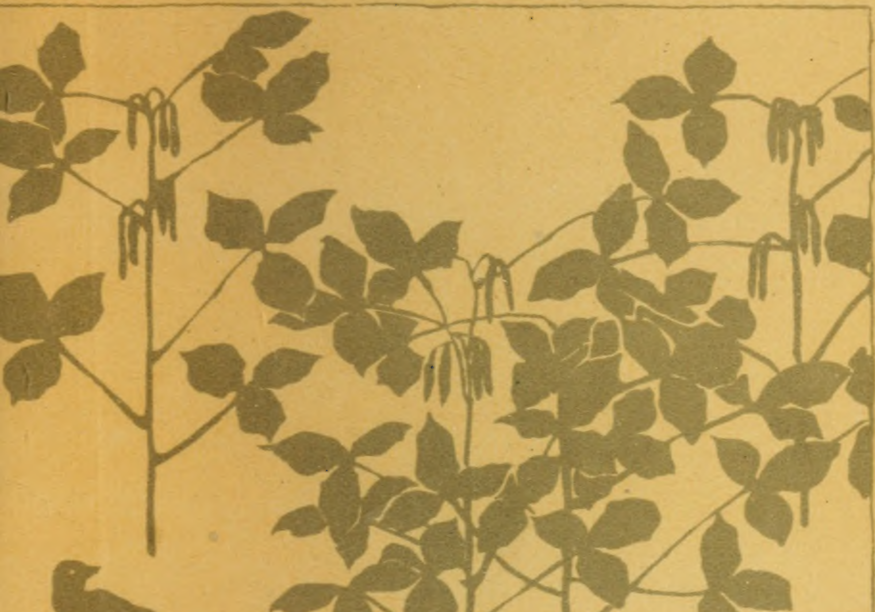

2

サンツム

七書　全

鬼谷子　全

例言

一七書及び鬼谷子を收め、其本文を上欄とし、之に對する譯文及び註解を下欄とし、以て本書一卷と爲す。

一七書は主として直解、講義の二書に據り、傍ら和漢諸家の說を參酌す。鬼谷子は唐の尹知章註皆川愿校閲上梓と署する所の流布本に參酌するに二三の異本を以てせり。

一譯文の一字下りに始まるは原本原文の別項又は別行なるもの、其然らざるは、譯註者の私見を以て便宜行を改めたる所と知るべし。

一本書の譯註は本叢書編纂者塚本哲三の手に成る。

Digitized by the Internet Archive
in 2010 with funding from
University of British Columbia Library

http://www.archive.org/details/shichisho00ubc

七書解題

第一　七書の由來

七書は、宋の神宗皇帝元豐年間、（白河天皇の御宇）官命を以て、六韜、孫子、吳子、司馬法、黃石公三略、尉繚子、李衞公問對の七種を、七書と稱して、之を武學（政府の武官養成所、我士官學校の如きもの）に頒ち、必讀の教科書となしたるに始まる。其後、國子司業（我が大學教授の如き官）朱服、何故にや、其次第を改めて、孫子、吳子、司馬法、尉繚子、李衞公問對、黃石公三略、六韜となし、劉寅、七書直解十二卷を著はして廣く世に行はるゝに至れり。然れば便利上、本稿も暫く此に從うて、七書を叙すべし。

第二　孫子十三篇

其一、孫子の傳。孫子の事蹟は、史記六十五の本傳によるに、名を武といふ。齊

見えて、兵法を說く。吳王曰く、先生の兵書十三篇は、吾盡く之を熟讀せり、願くは其の運用を試みよと。孫武之を諾す。吳王曰く、婦女と雖も可なるか。孫武又之を諾す。是に於て、後宮の婦女百八十人を出して、之を孫武に授く。孫武之を分ちて二隊となし、王の寵姬を以て、各々其隊長に命ず。先づ號令を下して曰く、汝等は其の胸と、左右の手と、背との何れに在るかを知るか。婦女皆曰く、之を知ると。孫武再び令して曰く、吾もし「前へ」といはゞ、汝等一齊に胸を視よ。「左へ」といはゞ、左手を見よ。「右へ」と謂はゞ、右手を視よ。「後へ」といはゞ、背を視よと。婦人皆之れを諾せしかば、更に前述の號令を、再三反復して、愈々熟したる頃を見計ひ、鼓を鳴らして「右へ」といふ號令を下せり。年弱き婦女子の一團の事とて、何人も之に從ふ者なく、一齊に笑ひどよめきしかば、孫武曰く、かく訓錬の足らざるは、大將の過失なるべしと。再び再三反復して、之を口授し、更に「左へ」といふ號令を、鼓と與に下せしかど、婦女子は、前

の如く復び笑うて、已むべくも見えず。　孫武曰く、かく再三訓錬の後、なほ此の如きは、大將の過失と謂はんよりも、寧ろ分隊長の過失といふべしと。　乃ち左右の隊長を斬りて、軍法を正さんと欲す。　吳王は、先頃より臺上に在りて、樣子如何にと觀しに、今や孫武が、其の愛姬を斬らんとするを望見して、大に驚き、急に使を遣はして曰く、寡人已に先生のお手際を拜見して、甚だ滿足に感ぜり。　但し此二人は、我が祕藏の者にして、是なくては、朝夕の食事も、物足らず。　願くは斬ることなかれ。　孫武曰く、臣既に命を受けて、此一軍の將となる。　將の軍中に在るや、君命も受けざる場合ありと。　遂に隊長二人を斬りて、之を一般に示し、其の次位の者を用ひて、之に代はらしむ。　是に於て、前の如く、復び號令をかけしかば、　婦人の一團、今や肅然として之に敬聽し、左右前後、盡く命の如くに動かざるはなし。　孫武人をして王に報ぜしめて曰く、　隊伍既に整ひ、訓錬方に成る。　願くば臺を下りて、檢閱せられよ。　たとひ水火の中なりとも、恐れ退く者あらじ。　吳王は寵姬の斬られたるを、殘念に思ひ

て、之を謝絶せしかば、孫武曰く、大王はたゞ我紙上の理論を悦びて、其使倆を用ふることを能はずと。是に於て、呉王も始めて喩る所あり、意を決して、孫武を大將に任じ、西は強楚を破り、北は齊晉兩國を威どして、一時は諸侯の覇權を握るに至れり。孫武の沒年詳かならざれども、其塚は呉縣を去ること、十里許りの所にありとぞ。

第三　十三篇及び其の註釋書

孫子の著述は、漢書藝文志及び史記正義等に據れば、數十篇の多きに上りしも、今日已に之を佚して、唯だ本書十三篇を殘すのみ。其目次は、始計（一本には計といふ）作戰、謀攻、軍形、（一本には形といふ）軍勢、（一本には勢といふ）虛實、軍爭、九變、行軍、地形、九地、火攻、用間卽是れなり。其の註釋書には、魏曹操の著を最古となす。宋の吉天保に至り、曹操以下九家の註釋を纂輯して、十家孫子會註十五卷を選び、淸朝の孫星衍之が校訂をなして、尤も善本と稱せらる。我國に於ては、林羅山の孫子諺

解、山鹿素行の孫子諺義、物徂徠の孫子國字解、佐々木琴臺の孫子合契、河田東岡の孫子句解、佐藤一齋の孫子副詮、平山行藏の孫子折衷、吉田松陰の孫子解註等あるも、就中徂徠及び素行を以て、第一となすべし。徂徠の著は、當時より世上に流布し、又近時早稻田大學出版の漢籍國字解之を收む。素行の著は、廣く世に知られざりしも、明治四十五年に於て、素行會より、之を發行せり。

第四　十三篇の要領

第一始計。本篇は、敵味方兩軍の勝敗を、詳かに計り考ふることを叙す。何となれば、兵は一國の大事にして、盛衰興亡の由りて分るゝところなれば、妄りに動かすべからざる者なればなり。而して其の原則に五あり。道、天、地、將、法即是れなり。第一の道とは何ぞや。將士の一致協同をいふ。人心離散すれば、百萬の衆も烏合に同じ、如何んぞ敵に勝つを得んや。第二。天とは何ぞや、天時にして、冬は北國を

征せず、夏は南方を侵さずといふが如き、或は風雨に乘じて、敵陣を襲ふが如きをいふ。(且當時は、陰陽術一般に行はれ、日の吉凶、方角の善惡などをも、兵家の注意せしとなれば、孫子も亦此意味を、天の中に含めて、說きしことを注意すべし)第三の地とは何ぞや。土地の遠近廣狹險易等をいふ。之を要するに、道、天、地とは、孟子の所謂天時地利人和といふが如し。第四の將とは何ぞや。大將の資格にして、其重要なるものを智、信、仁、勇、嚴となす。第五の法とは何ぞや、隊伍の編制、及び其統一、又は各方面の職務分擔を明かにして、運動を敏活ならしむることをいふ。以上の五點につき、彼我兩軍を比較して、勝算多き時、始めて戰爭をおこすべし。

第二作戰。勝算を得て、然後始めて戰爭を爲す、是れ本篇の第二に在る所以なり。而して戰爭の勝敗は、一に軍氣の振興と否とに由る。故に本篇にて、如何にせば士氣を奮發せしむべきかを論じ、其方法として、糧に敵に因ること。又重賞を懸けて、士卒を激勵することの必要を述ぶ。特に戰爭の長びくことを戒むるや、甚だ切なり。

第三謀攻。　すでに戰爭の起るや、たゞ兵力を以て、勝利を占むるは善の善なる者に非ず、必ずや戰はざるに先だちて、謀を以て勝を無形に制するを最上となす。　是れ謀攻を以て作戰に亞ぐ所以なり。　然れば堅城を攻めて、一氣に之を陷れんとするが如きは、萬已むを得ざるに出づ、決して良將の好む所に非る也。　凡べて用兵の法は、我軍若し敵に十倍せば、包圍攻擊をなし、若し五倍ならば、敵の弱點より攻め込み、若し一倍ならば、敵と同等の軍隊を正兵となし、他の殘兵を奇兵となし、相同ききは、最善の努力を盡すべし。　又少數ならば、隊伍を整頓して、豫定の退却をなし、多くの點に於て、不利なる地位に在る時には、敵鋒を避け、或は城に據りて之を拒ぎ、或は險阻に匿れて其勢を待つべし。　之を要するに、無謀の戰は、徒らに兵力を損じ、國家を危くするのみ。　かく彼我の優劣勝敗を審にするを、彼を知り己を知るといふ。

第四軍形、第五兵勢、第六虛實の三篇は、兵法運用の妙を論じたる者にして、其大端は奇正の二字に過ぎず。　名將の兵を用ふるや、奇正循環して盡くるなく、虛實相生

じて極まらず。兵なほ水の如し、水常形なく、兵常勢なし、水は地に因りて流れを制し、兵は敵に因りて勝を制すべきことを論ず。

第七軍爭、第八九變、第九行軍の三篇は、彼我相對の際に於て、利を爭ひ變に通ずるの道を論じたる者なり。

第十地形、第十一九地の二篇は、用兵と地形との關係を論じ、其臨機應變の妙を形容して「始メハ處女ノ如ク、終ハ脫兎ノ如シ」といふ。而して第十二火攻、第十三用閒二篇は、寧ろ戰爭の奇道を論じたる者にして、蓋し火攻は萬已むを得ずして始めて用ふる者。用閒は亦是れ詭道中の詭道、之を分ちて五種となす、第一の鄕閒は、敵鄕の人民を誘惑するに金錢を以てす。第二の內閒は、敵國の官吏を誘惑するに厚賂を以てす。第三の反閒は敵の閒諜を利用して、敵情を離反せしむること。第四の死閒は味方の或る者を犧牲にして、敵を釣り出し、之を誑かすこと。第五の生閒は祕密探偵を派して、敵情を探らしむること。之を要するに、用閒は變幻窮りなく底の底に

も底ありて、知る可らざるを妙とす。而して孫子が、始計を第一に置き、本篇を最後に置きたるは、何ぞや。此二篇は用兵の大要にして、他の十一篇は盡く此二篇の意を寓せざるはなし。所謂己れを知り彼を知るに非れば、全勝を得がたし、始計は己を知ること、用間は敵を知ること、兵法の所説多しと雖も、此に歸著せざるなし、是れ孫子十三篇の大要なり。故に山鹿素行の孫子諺義序に「愚謂モヘラク、始計ノ篇ハ兵法ノ大綱大要ナリ、作戰謀攻之ニ次グ者、兵爭ハ戰ト攻トニ在レバナリ。戰攻相通ジテ、形ヲ以テ虛實ヲ制ス、是レ軍形兵勢虛實ノ並ビ次グ所以ナリ。此三篇ハ、全ク己レヲ知ルニ在リ、己ヲ治メテ而ル後ニ、軍爭スベシ、軍爭ニハ變アリ、故ニ軍爭九變行軍之ニ次グ。是レ敵ヲ料リ己ヲ知ルナリ、己ヲ知リ彼ヲ知リテ、天ヲ知リ地ヲ知ルベシ、故ニ地形九地火攻之ニ次グ。地形九地ハ地ナリ、火攻ハ時日ニ因ルモノニシテ天ナリ、始計ヨリ修功ニ迄ルマデ、未ダ嘗ツテ知ラズンバアラズ、是レ用間ヲ篇末ニ序スル所以、三軍ノ恃ミテ動ク所以ナリ。然則始計用間二篇ハ、己ヲ知リ彼

ヲ知リ地ヲ知リ天ヲ知ルノ綱領、軍旅ノ事ハ、件件之ヲ外ニスベカラズ。作戰謀攻ハ通讀スベシ、形勢虛實ハ一串ナリ、爭變行軍ハ一串ナリ、地形九地ハ一意ナリ、火攻ハ一意、始計用間ハ首尾ニアリ、通篇自ラ率然ノ勢アリ(率然は兩頭の蛇)文章ノ奇、求メズシテ自ラ無窮ノ妙アリ。讀者ハ忽ニスベカラズ」と、讀者もし此用意を以て、本書を讀まば、大に啓發する所あらん。

第五　孫子批評

支那古代の兵制を案ずるに、周代には大司馬の官ありて、軍事を掌どり、徵兵制度を布き、一年に四回、練兵を擧行し、行軍用兵の術、坐作進退の技を演習せしむ。降つて春秋戰國に至り、恰も最近の大戰爭の如く、全土を擧げて干戈絕間なし。此等の事實を記錄せる者は左傳戰國策等にして、就中左傳は戰爭及戰術に就き、最も興味ある記事に富む。故に關羽岳飛の如き名將は、皆之を愛讀せり。此の如き時代な

れば、兵學戰術も自ら進歩し、兵書も亦之に伴うて自ら述作せられしと、左傳中の「軍志曰」にて明かなり（軍志は軍誌と同じ）又支那最古の書籍目錄たる漢書藝文志を見れば、上古よりすでに兵法の存在せしを知るべし。　然れども今日其の成書は盡く亡佚したれば、今や實に孫子を以て最古の兵書と爲すべし。　其行文簡切にして、咀嚼し來れば味窮りなく、且千古不磨の名言に富む、吳子以下の兵書は、既に盡く本書の中に道破せられたりといふも不可なし、換言すれば孫子を熟讀すれば、他は觀るに足らざるの感なくんばあらず。　例すれば吳子の料敵第四章に「涉」水半渡可」擊」は、孫子行軍篇の「客絕」水而來、勿」迎」之於」水內。令」半濟而擊」之」に本づき、吳子治兵第三の「以」近待」遠、以」佚待」勞、以」飽待」饑」は孫子軍爭篇に同じ。　尉繚子守權第六の「一而當」十、十而當」百」は孫子謀攻篇の「十則圍」之、五則攻」之」云云に本づく。　是を以て歷代の名將皆な之を重んず。今之を史實に徵すれば、戰國時代に於て齊魏の間に行はれたる馬陵の戰に、孫臏（孫子の遠孫）曰く馬陵は道狹くして、旁に阻險多し、兵を伏すべしと、是れ行

軍篇に出づ（十八史略春秋戰國の齊を見よ）韓信が背水の陣を布きて、之を死地に陷れて而る後に生き、之を亡地に置きて而る後に存すと、是れ九地篇に出づ、又楚將龍且と戰ふや、其の川を渡ること半ばなるを待ちて、之を討つ、是れ行軍篇に出づ。又陳平が項羽をして、其謀臣范增を疏んぜしめたるは、用間篇による（以上の事實は、十八史略漢高祖記を見よ）

此書が、我國に渡來せしは、吉備眞備の將來による。續日本紀二十三、淳仁天皇天平寶字四年十一月の條下に曰く「丙申授刀ノ舍人春日部三關、中衞舍人土師宿禰關成等六人ヲ太宰府ニ遣ハシ、大貳吉備朝臣眞備ニ就キテ、諸葛亮が八陣、孫子九地及ビ結營向背ヲ習ハシム」と。眞備は、たゞ孫子を講じたるに止まらずして、實戰に巧みなりしとは、彼が藤原仲滿の反亂を討平したることによりても明かなり、（續日本紀卷三十三、光仁寶龜六年十月の條下を見よ）故に藤原佐世の日本現在書目にも、其數書を著錄す。大江維時も亦兵法に通ず、其孫大江匡房に至りて之を源義家に授く、か

の「鳥亂ルヽハ伏ナリ」とは、實に孫子行軍第九に出づ。　源義經、楠正成の如きは、如何なる兵書を研究したるか明かならずと雖も、其策戰を觀れば、將に所說と相合するもの多し。　特に義經の神速果斷、常に平氏の不意に乘じたるの手段は、疑もなく孫子の神髓を得たる者といふべし。　降つて元龜天正の際に至り、武田信玄の如きは、居常之を愛讀し、軍爭第七の「其疾如ㇾ風、其徐如ㇾ林、侵掠如ㇾ火、不ㇾ動如ㇾ水」を旌旗に記したる程にして、小幡景憲其の遺緒を繼ぎ、甲州流の兵法を創す。　其門下に北條氏長ありて北條流を起す。　山鹿素行また北條流より出でゝ、山鹿流を創む。　長沼澹齋宗敬此等諸家を折衷融合して、自ら別に一家を成す。　其他越後流、信州流、香西流等頗る多しと雖も、其の濫觴は實に孫子の研究にあり。

更に之を近世の西洋戰術に照すに、其原理に至りては、東西符節を合するが如きを知る。　今八代大將の兵術精髓（本書は八代大將が英國陸軍將官ハルトー氏兵術回想錄 Recollections on the Art of War を抄譯し、七書中の格言雋語にして、自ら之と暗合する者

をも併錄せられたる者なり）によりて、其一二を論ぜんに、第七章に曰く、始計第一に「夫未戰而廟算勝者、得算多也、未戰而廟算不勝者、得算少也、多算勝、少算不勝、而況於無算乎」と奈翁曰く「戰鬪中ニ於テ百中七十ノ勝算アルニ非ラズンバ斷ジテ戰フベカラズ、然カモ戰運ハ測ルベカラザルガ故ニ、尚其以上ノ勝算ノ望アルヲ要ス、但シ一タビ戰鬪ヲ發シタル以上ハ、勝タズンバ死スベキナリ」又同章に曰く、作戰第二に「故兵聞拙速、未睹巧之久也」ト主要ナル作戰目標定マリ、戰策決シ、戰端ヲ發スル時ハ、疑ハズ惑ハズ、決心熟錬元氣不撓心果敢、全力ヲ以テ終始一貫シテ決戰スルハ、兵術ノ原則ナリ、全力ヲ用ヒテ不利ヲ蒙ムルトキハ、全敗ニ至ルノ危險アルベシ、然レドモ眞ノ用心ハ敗衄ヲ顧慮シテ、打擊ニ用フル兵力ノ一部ヲ控留スル如キニアラズ、眞ノ用心ハ、目的ヲ達スルニ最大利アル如ク、全力ヲ擧ゲ用フルニアリ、中道ヲ取ル時ハ、性質ノ懦弱ナル者ニテ、決シテ大勝ヲ得ルコトナシ、賭スルコトナケレバ贏ツコトナシ、Das beste ist der Feind des guten.「最上ハ上ノ敵ナリ」此語ノ意ハ、良策アルモ

尙ホ完全無缺ノ最良策ヲ求メテ、焦慮煩悶シ、終ニ良策ヲモ決行スルノ好機ヲ逸スルヿヲ證スルナリ。」又同章に曰く、虛實篇第六ニ「故善戰者致レ人、而不レ致レ於レ人」ト。フレデリツク大王曰く、「戰鬪ノ最良ナルハ、敵ヲ强ヒテ戰ハシムルモノナリ、敵ヲ强ヒテ其欲セザルコトヲ爲サシメ、我レ亦タ敵ノ欲セザルコトヲ爲スハ、戰法ノ原則ナリ、コレ彼我ノ利益正反對ナルガ故ナリ」と。　虛實篇第六に、故兵無二常勢一。水無二常形一。能因レ敵變化、而取レ勝者、謂二之神一。凡ソ戰爭ニハ常法ナシ、主將ガ今日實施シテ正當ナルコトモ、明日ハ不可ナルコトアルベク、今日ノ惡策、明日ノ良策タルコトアルベシ。　又同章に曰く、軍爭第七ニ無レ要二正正之旗一、勿レ擊二堂堂之陣一。」ト攻勢ニ於テ「主將ハ決シテ敵ノ欲スルガ如ク、動作スベカラズ」ト、一大原則ナリ、故ニ「主將ハ敵ガ地形ヲ檢定シ、攻擊ヲ待ツノ準備ヲ整ヘタル地ニ戰フコトヲ避クベシ此ノ原則ハ出來得ベクンバ、正面攻擊ヲ避クルコトヲ敎スルモノナリ」又第二章に曰く、九變篇第八ニ、必死可レ殺也、必生可レ虜也、忿速可レ侮也、廉潔可レ辱、愛レ民可レ煩ト敵將ノ性質習癖ヲ知ルハ、智者ノ

事ナリハンニバル、奈翁ハ能ク此術ニ通ジタリ、後者ガアルムニ墺將マツクヲ擒ニシタルハ、其性質ヲ知悉シタルニ因ル、又タハンニバルハ羅馬ノ將フラシニアスノ浮華自負ノ性ナルコトヲ知ルヲ以テ、自己ニ利ナル時機ト場處トヲ選ンデ戰フニ決シ、彼ヲ卑下スルノ態度ヲ示メシタリ、フラシニアスノ部將ハ、皆援軍ノ到ルヲ待チ協力シテ戰ハンコトヲ勸告シタルニ、彼ハ功ヲ專ラニセンコトヲ欲シ、且ツハンニバルノ己ヲ侮ルヲ怒リ、獨力ヲ以テ進ミタリ、ハンニバル伏ヲ設ケ山間ノ狹隘ニ彼ヲ誘致シ、其全軍ヲ鏖殺セリ。　又第一章に曰く「九地篇第十一ニ、投之亡地然後存、陷之死地然後生ト、羅馬ノルシアス・マルシアス曰ク余ハ諸君ガ此ノ擧ヲ以テ冒險トスルコトヲ知ル、然レドモ進退谷マル事情ノ下ニアリテハ、最モ大膽ナル擧動ハ、最モ安全ナリ」

余ハ、更ニ現下休戰中の大戰につき、孫子の教訓より、獨墺同盟軍の敗北を批評せんに、第一戰爭の長期に亙りしことを、其一に數へざるべからず。　孫子は戰爭と經

濟との關係を作戰第二に述べて曰く「其ノ戰ヲ用フルヤ勝ツコト久シケレバ、則チ兵ヲ鈍ラシ銳ヲ挫ク、城ヲ攻ムレバ則チ力屈ス、夫レ兵ヲ鈍ラシ銳ヲ挫キ力ヲ屈シ貨ヲ殫クセバ則チ諸侯其弊ニ乘ジテ起ル、智者アリト雖モ、其後ヲ善クスルコト能ハザルナリ、故ニ兵ハ拙速ヲ聞クモ未ダ巧ノ久シキヲ睹ザルナリ、夫レ兵久シクシテ國利アル者ハ未ダ之レアラザルナリ」と。第二外交政略を誤りて、米國の怒を招きたることなり。謀攻第三に「其次、交ヲ伐ツ」又軍爭篇第七に「故ニ諸侯ノ謀ヲ知ラザル者ハ豫メ交ルベカラズ」と、大全に之を解して曰く、「爲將者舉兵伐國。先必結好隣邦。一則恐爲敵應。二則恐其襲我。三則恐迂途爲其阻截。四則可以假道。但不知其智謀之所出。不豫先與之交也」と。第三國民の一致せざると、獨墺軍は、一面には物資の供給を缺き、一面には露國過激派の說に浸染して、戰鬪力自然に消耗し、土崩瓦解ヒンデンブルクありと雖も、奈何ともすべからざるに至りしこと。孫子始計第一に、勝敗を決するの五點を揭げ、其の初に道を揭げて曰く「道トハ民ヲシテ上ト意ヲ同ジク

セシムルナリ、故ニ之ト死スベク之ト生クベクシテ民畏危セズ」と。然り而して獨逸が初期に於て、一擧して白耳義を蹂躙し、再擧して佛國の心膽を寒からしめたるは、實に敵の不意に出でゝ、疾雷耳を掩ふに遑あらざるの兵法を應用したるに由る。九地篇第十一に「兵ノ情ハ速ヲ主トス、人ノ及バザルニ乘ジ、虞ラザルノ道ニ由リ、其戒メザル所ヲ攻ムルニアリ」と。余嘗つて揮毫を東鄕元帥に乞ふ、元帥與ふるに「以正合、以奇勝」の語を以てせらる、是れ實に本書軍勢第二の語なり。余また乃木大將の實戰と用意とを聞き、又大將が吉田松陰の孫子評註を印行せられたるを知る、此二將は我邦不世出の偉人にして、然かも孫子に沈浸すること此の如きを觀る時は、本書の價値また絮說を要せざるなり。之を西洋兵學に比せんかクラウセウヰッの戰鬪及び用兵に關する遺著 Crausewitz. Hinterlassene Werke des Krieg und Kriegsführugs 又は Jomini の Abriss der Kriegskunst と同一の價値ある者と云ふべし

第六　呉子

其一、呉子の傳。　史記別傳によるに、呉子は名を起といふ、衞人にして兵術に長ず、嘗て曾子に學び、魯君に事ふ。　齊人魯を攻むるに當り、魯呉起をして之を防がしめんとせしも、其妻は齊人なりしかば、如何せんと躊躇せしに、呉起は之を殺して、其の嫌疑を避け以て大將の地位を求め、之と戰うて大勝を得たり、然るに魯人其の殘忍薄行を謗り、且呉起が往時の缺點を擧げて、其師曾子より破門せられたることを論ぜしかば、呉起罪を得んことを恐る。　乃ち去つて魏の文侯に臣事し、秦を撃ちて五城を拔き、西河の守に任ぜらる。　起の軍を行るや、士卒と甘苦を與にす、かつて腫物に惱みし兵卒を見て、同情の餘り、其膿血を吮ふ。　卒の母之を聞き哭いて曰く、往年呉公は彼が父の膿血を吮ひしに、父深く之に感じて、直ちに花々しき名譽の戰死を遂けたり、されば此の子息も、亦同樣の運命を免れじと。　其の士心を得ると此の如

し。文侯の沒後、武侯に臣事したりしが、事によりて隙を生じ、去つて楚の悼王に事ふ、其政を執るや、法令を明かにし冗官を廢し、國を富まし兵を强くす。諸侯皆之を畏る。然れども楚王の貴戚大臣、心に之を喜ばず。既にして悼王沒するに及びて、内亂を起し、吳起を殺す。孫子の時代を距ること、大略百年なり。

第七　吳子及び其註釋書

吳子六篇は、果して吳起の著なるか否かに就き、學者の議論區々たり。開卷に、吳起儒服し、兵機を以て魏の文侯に見ゆ云々とあり、又卷末の勵士第六にも、文侯が吳子の言を用ひて大功を奏せしことの叙事あれば、皆他人の筆に屬すべし、然れども史記に其の兵法あることを記したれば、思ふに今日の吳子は、其門下の手によりて、編纂せられたる者なるべし。而して漢書藝文志には四十八篇とあるも、恐くは後人の附益にして、今の篇數は唐宋以來、諸學者の所傳と一致する故に、之に從ふべし。

今六篇の目を掲げむに、圖國第一（六章に分たる）料敵第二（四章に分たる）治兵第三（八章に分たる）論將第四（五章に分たる）應變第五（十章に分たる）勵士第六（一章のみ）なり。其註釋書は七書直解の中に收めらる。

第八　吳子の要領及び批評

圖國第一は、戰爭に先だちて自國の內治を主とすべきをいふ。料敵第二は、敵國の强弱虛實を審にするをいふ。之を孫子の語もて言ふ時は、此二篇は知彼知己なり。治兵第三は、戰爭の時、士卒を整治するは勝利を得るの源因なるを論ず。論將第四は、彼我兩大將の優劣を判斷するの標準を論ず。應變第五は、實戰に際して臨機應變の手段を採るべきを論ず。其所說多く孫子の行軍九地軍爭諸篇に本づく。勵士第六は、如何に兵士の勇氣を鼓舞すべきかを論ず。其所論條理整然として紊るべからず。今孫子を以て之を視るに、孫子は純然たる兵書なるも、吳子は禮義を尙び

て教訓を明にす、嘗つて魏の武侯に對へて、國の存亡盛衰は君德の厚薄にありて、險阻の有無にあらざることを以てしたるを見れば、其の重んずる所を知るべし。　孫子が「兵は詭道なり」といふ如きに比すれば、儒將の風あり、蓋し學を曾子に受けたるに因る。　是れ吳子の長所なると共に、短所といふべし、其の奇變に至りて遠く孫子に及ばず、世或は此儒將的なるを賞するも、純粹の兵事眼より觀れば決して然らず、我國香西成資の武田兵術文衡、既に兵無王霸辯を述べて之を論ず。　然れども名言頗る多し、例すれば治兵第三第四章の「用兵ノ實ハ猶豫最大ナリ三軍ノ災ハ狐疑ヨリ生ズ」は大將の最も服膺すべき金言なり、故に三略にも「三軍ノ災ハ狐疑ニ過グルハナシ」といふ。　八代大將の兵術精髓第一章に曰く「凡ソ軍議ナルモノハ常ニ戰鬪ヲ避クル理由ニ、非常ニ重キヲ置クモノ也、故ニ「軍議ハ決シテ戰ハズ」ノ諺語ヲ生ゼリ、クロンウエル　チユレン　マルボロー　フレデリツク　ナポレオン等ガ、麾下ノ將士ヲ會シタルコトアルハ、所見ヲ聽クニアラズシテ聽カシムルニアリ」又曰く「決心ト、思慮

ナキ斷行トヲ混同スベカラズ、賢明ナル決心ニハ、冷靜良智判斷力心勇ヲ要シ、思慮ナキ緩急ナル斷行ハ、タヾ勇アレバ足ル」と。之を乃木大將の語もて言へば「熟慮斷行」の四字以て之を包括することを得べし。又治兵第三第八章に、軍馬に關する注意あり。余嘗て陸軍省騎兵大佐植野德太郎氏より聽く所によれば、此の簡單なる數十字の文字は、盡く近世の學理と實驗とに照らして、符節を合するが如しと。

第九　司馬法

其一、司馬法の著者。史記列傳によるに、司馬穰苴は齊人なり。晏平仲之を景公に薦めて將軍たらしむ。穰苴軍に臨むや號令嚴明、景公の嬖臣の約束に違ふを責め、軍法を以て之を誅す。其士卒に對するや恩愛備ざに至り、其の死心を得。是に於て向ふ所敵なく、國威大に揚がる。景公拜して大司馬となす、其後百餘年を經て、齊の威王、穰苴の遺法に則りて兵を治め、諸侯皆之れを畏る。是に於て臣下をして

古代司馬の兵法を追論せしめ、之に附するに穰苴を以てす、號して司馬穰苴兵法といふ。然らば本書は穰苴の自撰に非るなり。蓋し司馬は、周代六官の一にして、今日の陸軍省ともいふべき者なり。漢書藝文志に軍禮司馬法百五十五篇を擧ぐるも、皆亡佚し、唯だ本書の存在によりて、其の片鱗を認むることを得るのみ、其註釋書は七書直解の中に收めらる。

其一、司馬法の內容。司馬法一卷を分ちて五篇となす、仁本、天子之義、定爵、嚴位、用衆即是れなり。仁本第一には、首として仁義禮智信を論じ、次に九伐の法を言ふ「國大ナリト雖モ戰ヲ好マバ必ズ亡ブ、天下安シト雖モ戰ヲ忘ルレバ必ズ危シ」は千古不磨の名言といふべし。天子之義第二は、首めに聖人の民を教へ俗を正すを述べ、次に賞罰を正して軍紀を明かにすべきを論ず。定爵篇第三は、首めに上下の關係を定めて、命令の權、服從の義を述べ、次に戰攻の法に及ぶ。嚴位篇第四は、軍隊の坐作進退すべて規律を守るべきを論ず。用衆篇第五は、主として實戰に關す。

第十　尉繚子

其一、尉繚子の傳。　尉は姓、繚は名、子は後人の敬稱、魏の惠王時代の人(孟子と同時)商鞅の門人なり、或は曰く鬼谷子の門人なりと。　然れども、其事跡明かならず。　史記卷六始皇本紀十年に、大梁の人尉繚來りて秦王に說くを載す、或は其人か。　然れども本書を見れば、魏惠王との問答にして、時代相合せず。　故に荻原西疇の諸子大意には、特に惠王を假來りしに過ぎず、其書中にて、邊縣諸侯、又は臣又は縣といふ如き、秦初の文辭あり、又戰威論に天時は地利に如かず地利は人和に如かずの孟子の語を引いて、「故ニ曰ク」となす時は、益ゝ惠王時代の人に非るを知るべしと。　其註釋は、七書直解の中に在り。

其二、尉繚子の內容。　漢書藝文志に、三十一篇をなすも、今本は一卷二十二篇(但し篇末の兵教及び兵令を上下に分つより言へば二十四篇)にして、天官第一には、孟子

の所謂天時、孫子の所謂天を論じ、兵談第二には治兵の法、制談第三には隊伍の組織、戰威第四には軍氣の振起、攻機第五には對敵の權謀、守權第六には守城の法、十二陵第七には將帥に必要なる十二樣の資格、武議第八には用武の道、將理第九には處罰の心得、原官第十には官職の權限、治本第十一には農本主義と軍隊との關係、戰權第十二には戰陣權變の法、重刑令第十三には、降服者を嚴刑に處すべきこと、伍制令第十四には、隊伍間の制裁及び連坐、分塞令第十五には、陣中の行路を嚴守すべきこと、束伍令第十六には、軍隊間の階級を正し、全權を其上級者に委ぬべきこと、經卒令第十七には、軍隊の徽章、勒卒令第十八には、金鼓鈴旗の用法、將令第十九には、大將の命令權の絕對的なること、踵軍令第二十には、兵站部の準備、及び後援隊の事、兵敎上第二十一及び下二十二には、訓鍊の法、兵令上第二十三及び下第二十四には、用兵の常法を論ず。

其三、尉繚子の批評。　七書中、孫子に亞ぐべき者は實に本書にして、兵學の精粹を

發揮したる者といふべし。　兵談第二の「土地ノ肥墝ヲ量リテ邑ヲ立テ、城ヲ建テ地ヲ稱リ、城ヲ以テ人ヲ稱リ、人ヲ以テ粟ヲ稱ル、三タビ相稱レバ、則内ハ以テ固ク守ルベク外ハ以テ戰勝ツベシ」は、孫子形勢第四の度量數稱勝の五項目に同じ。　同篇の「兵ヲ治ムル者ハ地ヨリ祕ナルガ如ク天ヨリ邃カキガ如シ」は、孫子軍形第四の「善ク守ル者ハ九地ノ下ニ藏シ善ク攻ムル者ハ九天ノ上ニ動ク」に同じ。　制談第三の「一夫劍ニ依リテ市ニ擊テバ、萬人之ヲ避ケザル者ナシ、臣謂フニ一人獨リ勇ニシテ萬人皆不肖ナルニ非ズ、何トナレバ必死必生ト侔シカラザルナリ」といひ、攻權第五に「將帥ハ心ナリ群下ハ支節ナリ」といひ、武議第八に「將、命ヲ受クルノ日ハ其家ヲ忘ル」といふ如き、何れか不刊の言に非るか。

第十一　李衞公問對

本書は、唐の李靖と太宗との兵法問答を記錄したる者にして、其撰者明かならず。

唐書本傳によるに、李靖は唐の名將にして、蕭銑、輔公祏、馮惠亮の大軍を擊破し、晩年に至りて、突厥吐谷渾の外兵を斥攘して皆大功あり、七十九歳を以て沒す。本書は三卷にして上中下の三卷より成る。其內容は主として孫子の解釋にして、別に新機軸なく、行文また精純ならざること、明の茅之儀既に之を論ぜり。其の註釋は七書直解中に收めらる。

第十二　三略

本書は漢の張良に兵法を授けたる黃石公の著なりといふも、黃石公の假托的人物なることと明かなれば、固より不稽の說にして、信ずべからず。三卷より成り、分ちて上中下の三略となす。略とは謀略の意なり。六韜と與に世に行はれたることは、韜略卽兵書なりといふによりても、知らるべし。北條早雲が「夫レ主將ノ法ハ務メテ英雄ノ心ヲ攬ル」（本書開卷第一の語）を聞き、「余すでに之を得たり」とは、有名なる

逸話なり。七書直解に其註釋あり。八代大將の兵術精髓第四章に「曾テマセドニアノ軍渴シテ死ニ瀕セル時、兜ニ少許ノ水ヲ盛リ、亞歷山得ニ呈シタル者アリ、亞歷山得ハ、躬カラ全軍ニ克己堅忍ノ例ヲ示ス天職ヲ有スルコトヲ感ジ、斥ケテ呑マズ、三略上ニ曰ク軍井未達、將不言渴、軍幕未辦、將不言倦、軍竈未炊、將不言饑、冬不服裘、夏不操扇、雨不張蓋、是謂將禮ト」余はかつて乃木大將が、此語を扇面に記して一學生に與へられ、又之を實行せられたるに感ずる者なり。精髓第二章に曰く「三略上ニ、良將統軍也、恕己而治人、推惠施士、大力日新ト、奈翁ノ如キハ軍隊ノ面前ニ現ハルヽノミニテ、士氣ヲ興奮セシメタリ」と。精髓第四章に曰く「フレデリック大王曰ク、余ノ戰勝ハ皆軍紀ノ賜ナリ、三略上ニ曰ク、賞罰明、將威行ト」

第十三　六韜

其一、六韜の著者。本書は齊の太公望呂尚と、周の文王武王との兵法問答を記錄

したる者なり。史記齊世家に據るに、太公望の本名は、呂尙といふ。もと渭濱の一漁翁なりしが、一朝文王に際會して其軍師となり、陰かに殷の紂王を討滅するの計畫を廻らす、武王の天下を一統したるは、其謀多きに居る。是に於て齊に封ぜられ、營丘に都す、五霸の一人たる桓公は、實に其の後裔なり。康公の時、其大夫田氏に滅さる。然れども太公望が六韜を撰したること、古書に見えず。其の是れあるは、實に唐の陸德明の經典釋文叙錄に始まり、顏師古の漢書藝文志を註するや、また之に因る。故に學者皆以て後人の假托となす。我國に渡來したるは、宇多朝以前なるべし、故に藤原佐世の見在書目に、すでに之を著錄す、註釋書は、七書直解の中に收めらる。

其二、六韜の內容。六韜もと六弢に作る、今の六韜以外に六弢ありしことは、莊子徐無鬼、漢書藝文志等によりて知らるゝも、已に亡佚して知るべからず、今本は前述の如く、其名を假りたる者にして、三卷六十篇より成る。卷一は文韜十二篇、武韜五

篇。卷二は龍韜十三篇、虎韜十二篇。卷三は豹韜八篇、犬韜十篇に分たる。韜は藏にして、兵法の祕蘊を包みかくすの意を宗す。文武二韜は、治國の根柢故に之を第一第二に置く。奇計妙用の變化不測より、第三を龍韜といひ、勇猛果斷を尙ぶより、第四を虎韜といふ。豹は霧中に深沒してよく變現するといふ所說に本づきて、敵地侵入の奇計を記したる者を豹韜第五となし、犬は馳走趨避に長ずるを以て、奮擊突進の事を記したる者を犬韜第六となす。

大正八年三月

小柳司氣太

鬼谷子解題

其一、鬼谷子の傳。史記六十九蘇秦列傳によるに、鬼谷子は其師なり、史記の註には鬼谷を以て地名となし、潁川の陽城、及び扶風の池陽に、其遺墟を存すといひ、又六國時代の縱横家卽辨士なりといふ。晋の王嘉の拾遺記卷四に、張儀蘇秦の二人志を同じくして學を好み、迭に髮を剪りて之を鬻ぎ以て相養ふ。或は人に傭はれて書を寫す。聖人の言に非れば讀まず、途中古書を見るも之を記載すべき者なき時は、墨を以て掌及び股裏に書し、夜還へりて之を寫す。嘗つて大樹の下に假寐す。一先生あり、二子に問ふ、何ぞや勤苦するか。儀秦曰く、子は何國の人なるや。答へて曰く、吾は歸谷に生る、亦鬼谷といふ、鬼は歸なりと。乃懷を探りて二卷の書を出し之を授く、皆時を輔くるの事を言ふと。文選二十一郭璞遊仙詩に、靑谿千餘仞。中有二一道士一。雲生梁棟閒。風出窓戶裏。借問此何誰。云是鬼谷子と。然れども此人の行事

本末明かならず、故に樂臺は、蘇秦が其所說を神祕にせんが爲に、之に假托せりともなす、恐くは然らん。是を以て漢書藝文志にも本書を錄せず、隋書經籍志に至り、始めて之あるを見る。以て其晩出の書たるを知るべし。

其二、本書の內容。前述の如く、本書の著者鬼谷子は、蘇秦の假設的人物なること、恰も張良の黃石公に於ける如きを知らば、其の思想を論叙するに先だちて、蘇秦其人に就き、數言を費やすの要あるを見る。史記の本傳及び戰國策の秦策によるに、蘇秦は周の首府洛陽の一書生なりしが、當時列國の外交問題を如何に處置すべきかにつき、恰も今日のウヰルソン大統領が歐洲各國を歷遊して、其政策を說きし如く、彼も諸强國を遊說して、遂に趙王の容るゝ所となり、合縱の對外策を建議して、六國の相印を帶ぶるに至りしなり。而して蘇秦は如何なる學問をなしたるかといふに、太公望の陰符(書名)を硏究すること數年、睡魔の襲ふあれば錐を以て股をさし、竟に揣摩の祕術を默會す。彼は此の術を以て三寸の舌を揮ひ、一躍して顯要の地

位を博せるなり。史記に曰く、乃夜發書、陳篋數十、得太公陰符之謀、伏而誦之、簡練以爲揣摩と。而して太公望は實に周の文武を輔けて天下を一統したる者にして、兵略家兼外交家なること、逸周書に明かなり。此の陰符は已に佚して知るべからずと雖も、恐くは此類の書なるべきか（今日の陰符經は冒するに黄帝の名を以てするも、固より後人の僞撰にして、且つ歴代の史家は、之を道家に屬すれば、太公の陰符とは同名異種の者ならん）且蘇秦は三十一篇の著書あること、漢書藝文志に明かなるも、已に佚して傳はらず。是に於てか好事家、本書を撰し、之を蘇秦の黄石公たる鬼谷子に托し、以て其の後景となすに至りし者なるべし。

夫れ歴史は同一の事を反覆す、試みに二千年前の支那古代史を繙きて、之を讀まむか、宛として現下の世界局面と異なるなし。支那といへば單に一國なれども、其版圖の大と、其人口の衆とは、歐洲全土を容れて餘りあり。春秋二百餘年間の戰爭は、強食弱肉の結果、更に七大強國の戰國時代を生じ、日夜互に兵略に、外交に、各〻其

祕術を盡さゞるはなし。此間に在りて今日の獨逸ともいふべきは、實に軍國主義の權化たる秦國なり。是に於てか他の六大國は、此に對する外交政略の方針を講ぜざるべからず。曰く秦と戰はんか、抑ゝ秦に和せんか。主戰論は則ち合縱にして、講和論は連衡なり。前者は蘇秦之を唱へ、後者は張儀之を唱ふ。此二人は皆一匹夫のみ、然るに堂々たる大諸侯を動かして、其の信ずる所の政策を實行せしめたる者は、實に舌の力なり、雄辯の努力なり。試みに史記の本傳を一讀せよ、其の博辨宏辭、列國の形勢を談笑の間に說き來り說き去りて、聽者をしてよく悚然として恐れしめ、莞然として喜ばしむる者あるを知るべし。然らば則ち「如何にして自說を他人に說くべきか」は、此等策士の最も硏究し苦慮したる問題にして、韓非子の難言說難も、公孫龍子の堅白同異白馬非馬の論も、墨子の大取小取も、荀子の正名論も、畢竟此の氣運の中に醞釀せられたる結晶物に外ならざるなり。

本書も亦其一にして、二卷十二篇、皆是れ遊說の術を記しある者なり。孫子を戰

爭哲學と稱するを得ば、本書は遊說哲學の名を冒すことを得べし。第一篇捭闔とは何ぞや。捭闔は猶は開閉といふが如し、說客が對手の所論に對し、或は贊成(卽ち開)を表し、或は不贊成(卽ち閉)を表する時の心得を記したるものなり。人心は測り難し、對手の論ずる所、必ずしも其の眞意に非ざることあり、故に說客も、亦之に贊同すると否とにつき、徹底的に情僞を看破し、或は贊同せるが如くにして、其實は反對し、或は反對するが如くにして、其實は贊同するの心得なかるべからず、恰も天地の陰陽を變動し、四時を開閉するが如き技倆なかるべからざるを論じたる者なり。第二篇の反應とは何ぞや、說客が對手の所說につき、もし理に合せざるものと認むる時は、又は更に深く其情僞を探らんと欲する時は、試みに對手の所說に反對して、以て彼が如何に我に應ずるかを知るをいふ。韓非子揚權第六の「凡聽之道以其所出、反以爲之入」とは、此の謂ひなり。第三篇の內揵とは何ぞや、揵は固持をいふ、說客が對手をして其所說を容れしめんとせば、必ず先づ何等かの方法によりて、對手に

親しまざるべからず、此の如くにして對手の信用を博して、始めて其所說を進むれば、對手も必ずや其所說を固持して之を實行せん。　第四篇の抵巇とは何ぞや、抵は擊にして、つけこむこと。　巇は隙なり。　說客が對手の釁隙を伺ひ、機に乘じ變によりて、之につけこみ、我意の如く處置することをいふ。　第五篇の飛箝とは何ぞや。　箝は鈎牽にして、說客が對手の眞相を釣り出す爲に、わざと種々の議論を吹きかけることをいふ、（吹きかけること即ち飛）或は對手の好惡する所につき、或は長短優劣につき、あらゆる方面より其の隙をねらひうち、（鬼谷子の語もていふ時は抵巇）以て知らず／＼對手をして、其眞相を暴露せしむるをいふ。　第六の忤合とは何ぞや、忤は說客が對手の意見に反すること、合とは一致すること、此の呼吸を記したる者なり。　第七の揣、及び第八の摩とは何ぞや。　揣摩は說客が對手の情僞を推測して之れを看破するの謂ひなり。　此れ最も說客としての必要なる條件也。　如何なる雄辯卓論も、若し對手の心と一致せずんば、容れられじ、故に說客は先づ對手の心を揣

量して、其如何なる思想を懷抱するかを測り、然る後恰も手の物品を撫摩翫弄するが如く、飛箝抵巇の術を以て、之を動かし、或は喜ばしめ或は怒らしめて、自ら我術中に陷らしむるに至るを謂ふ。第九の權篇とは何ぞや、辯論上の術卽心得を記したる者なり。第十篇の謀とは、說客が對手に其の謀を勸むるの手段を記したる者にして、韓非子の說難と同工異曲と謂ふべし。第十一篇の決とは、說客が、對手をして其疑點を解かしめて、我所說に心服せしむるの術を記したる者なり。第十二の符言とは、說客の所說は決して空論に非ずして、必ず其の證左あるべきをいふ。管子卷十八九守第五十五と大同小異、篇名も亦九守と稱するの適切なるに如かず、君主の守るべき九ヶ條の要道を述べたる者なり。此外に轉丸胠篋の二篇あるも、其全文を佚す。而して別に外篇と稱して、本經陰符七篇及び持樞中經の二篇を加ふ。其內容は主として、道家の修養卽長生不死にして、本編と相接せざるなり。

鬼谷子の所說は大略前述の如し、是を以て唐の柳宗元は、學者の口にすべき者に非

ずとなし、明の宋濂は、鄙劣にして利己心強き賤丈夫の狡智を弄したるに過ぎず、之を國に用ふれば國亡び、之を天下に用ふれば天下亡ぶとなし、胡應麟は、文辭賤陋にして、戰國の作家に類せずといふ。然れども高似孫は之を賞して、易經老子に出入し、粹言頗る多しとなす、余を以て之を視るに、抑揚皆太甚きを免れず。其文體は訛字錯簡頗る多きも、簡奥奇古にして必しも凡手の選に非らず、其所說は之れを蘇秦時代の者と定めて、當時の歷史的事實を回想する時は、此の如き思想の現はれたるも、決して怪むに足らざるを知るべきなり。其註釋書には唐の尹知章註ひろく世に流布するも、固より假托にして信ずべからざるなり。

大正八年三月

小柳司氣太

目次

孫子 (一—六八)

始計第一……一
作戰第二……五
謀攻第三……九
軍形第四……一四
兵勢第五……一八
虛實第六……二三
軍爭第七……二八
九變第八……三三
行軍第九……三六
地形第十……四三
九地第十一……四九
火攻第十二……六一
用間第十三……六四

吳子 (六九—一一七)

圖國第一……七二
料敵第二……八〇
治兵第三……八九
論將第四……九八
應變第五……一〇五
勵士第六……一一四

司馬法 (一一九—一五七)

仁本第一……一一九
天子之義第二……一二六
定爵第三……一三五
嚴位第四……一四六
用衆第五……一五四

尉繚子 (一五九—二四三)

天官第一……一五九

兵談第二……一六二
制談第三……一六六
戰威第四……一七三
攻權第五……一七九
守權第六……一八五
十二陵第七……一八九
武議第八……一九一
將理第九……二〇〇
原官第十……二〇二
治本第十一……二〇五
戰權第十二……二〇九
重刑令第十三……二一二
伍制令第十四……二一三
分塞令第十五……二一五
束伍令第十六……二一七
經卒令第十七……二一九
勒卒令第十八……二二一
將令第十九……二二四
踵軍令第二十……二二五
兵教上第二十一……二二七
兵教下第二十二……二三一
兵令上第二十三……二三七
兵令下第二十四……二四〇

三略 （二四五—二七六）

上略……二四五
中略……二六三
下略……二六九

六韜 （二七七—四二七）

文韜

文師第一……二七七
盈虛第二……二八二
國務第三……二八五

大禮第四……二八七
明傳第五……二八九
六守第六……二九〇
守土第七……二九二
守國第八……二九六
上賢第九……二九八
舉賢第十……三〇二
賞罰第十一……三〇四
兵道第十二……三〇五

武韜

發啓第十三……三〇七
文啓第十四……三一一
文伐第十五……三一四
順啓第十六……三一九
三疑第十七……三二一

龍韜

王翼第十八……三二四
論將第十九……三二八
選將第二十……三三一
立將第二十一……三三四
將威第二十二……三三七
勵軍第二十三……三三八
陰符第二十四……三四〇
陰書第二十五……三四二
軍勢第二十六……三四三
奇兵第二十七……三四六
五音第二十八……三五〇
兵徵第二十九……三五三
農器第三十……三五六

虎韜

軍用第三十一……三五八
三陳第三十二……三六五

疾戰第三十三……三六六
必出第三十四……三六七
軍略第三十五……三七〇
臨境第三十六……三七二
動靜第三十七……三七四
金鼓第三十八……三七六
絕道第三十九……三七八
略地第四十……三八〇
火戰第四十一……三八三
壘虛第四十二……三八五

豹韜

林戰第四十三……三八七
突戰第四十四……三八九
敵強第四十五……三九二
敵武第四十六……三九四
烏雲山兵第四十七……三九六
烏雲澤兵第四十八……三九八
少衆第四十九……四〇一
分險第五十……四〇三

犬韜

分合第五十一……四〇五
武鋒第五十二……四〇七
練士第五十三……四〇九
教戰第五十四……四一二
均兵第五十五……四一四
武車士第五十六……四一七
武騎士第五十七……四一八
戰車第五十八……四一九
戰騎第五十九……四二三
戰步第六十……四二六

唐太宗李衛公問對

（四二九—五〇二）
問對上……四二九

問對中……四五七
問對下……四八二

鬼谷子

（五〇三—五六八）

捭闔第一……五三
反應第二……五〇九
內揵第三……五一四
抵巇第四……五一七
飛箝第五……五二〇
忤合第六……五二三
揣篇第七……五二六
摩篇第八……五二九
權篇第九……五三三
謀篇第十……五三七
決篇第十一……五四三
符言第十二……五四六
本經陰符七篇……五五一
持樞……五六一
中經……五六二

——目次終——

孫子曰、兵者國之大事。死生之地。存亡之道。不可不察也。故經之以五事、校之以計而索其情。一曰道。二曰天。三曰地。四曰將。五曰法。道者令民與上同意、可與之死、可與

孫子

(一)始計第一

孫子曰く、(二)兵は國の大事、死生の地、存亡の道、(三)察せざる可からざる也。(四)故に之れを經するに五事を以てし、之を校ぶるに計を以てして、其情を索む。(五)一に曰く道、二に曰く天、三に曰く地、四に曰く將、五に曰く法。道とは、(六)民をして上と意を同じうし、之と與に死す可く、之と與に生くべくして、(七)畏れ危まざらしむる也。天とは、(八)陰陽・寒暑・時制なり。(九)地とは、遠近・險易・廣狹・死生なり。(一〇)將とは、智・信・仁・勇・嚴也。(一一)法とは、曲制・官道・主用なり。(一二)凡そ此五者は、將聞かざるなし。之を知る者は勝ち、知らざる者は勝たず。故に之を校ぶるに計を以てして、其情を索む。曰く、(一三)主孰れか道ある、將孰れか能ある、(一四)天地孰れ

之生。而不畏危也。天者。陰陽寒暑時制也。地者。遠近險易廣狹死生也。將者。智信仁勇嚴也。法者。曲制官道主用也。凡此五者。將莫不聞。知之者勝。不知者不勝。故校之以計而索其情。曰。主孰有道。將孰有能。天地孰得。法令孰行。兵衆孰强。士卒孰練。賞罰孰明。吾

か得たる、(一五)法令孰れか行はるゝ、兵衆孰れか強き、士卒孰れか練れたる、賞罰孰れか明かなる。(一六)吾此を以て勝負を知る。(一七)將吾が計を聽き之を用ひば、必ず勝たん、之に留らん。將、吾が計を聽き之を用ひずんば、必ず敗れん、之を去らん。(一八)計りて利あり以て聽くときは、乃ち之が勢を爲して以て其外を佐く。勢とは、(一九)利に因りて權を制する也。(二〇)兵は詭道也。(二一)故に能くして之に能くせざるを示し、(二二)用ひて之を用ひざるを示し、(二三)近くして之に遠きを示し、遠くして之に近きを示し、(二四)利して之を誘ひ、(二五)亂して之を取り、(二六)實すれば之に備へ、(二七)强ければ之を避け、(二八)怒らせて之を撓し、(二九)卑くして之を驕らせ、(三〇)佚すれば之を勞し、(三一)親めば之れを離し、(三二)其備無きを攻め、其不意に出づ。(三三)此兵家の勝、先づ傳ふ可からざる也。(三四)夫れ未だ戰はずして廟算するに勝つ者は、算を得ること多き也。未だ戰はずして廟算するに勝たざる者は、算を得ること少き也。算多きは勝ち、算少きは勝たず、而るを(三五)況んや算無きに於てをや。吾、此を以て之を觀れば、勝負見ゆ。

以レ此知二勝負一矣。將聽二吾計一用レ之必勝。留レ之。將不レ聽二吾計一用レ之必敗。去レ之。計利以聽。乃爲二之勢一以佐二其外一。勢者。因レ利而制レ權也。兵者詭道也。故能而示二之不一レ能。用而示二之不一レ用。近而示二之遠一。遠而示二之近一。利而誘レ之。亂而取レ之。實而備レ之。強而避レ之。怒而撓レ之。卑而驕レ之。佚

(一) 一に「計篇」に作る。始計とは師を興さんには最初によく彼我を計量して後に始むべしとの意 (二) 此所は軍(イクサ)の義。軍といふ者は國の重大事にて、人の死生國の存亡の係るところ也の意。地は處。道は理といふ程の意にて深き意味なし (三) 同察。審察の義 (四) 古本「故經レ之以二五校之計一」に作る。經は常也、下に揭ぐる五事など軍の勝負を考察するに就ての一定の條目とし、七計を以て彼我を比較考量して敵味方の軍情をよく採り求む (五) 即ち五事也 (六) 士卒をして上と心を一にし、上と死生を共にして如何なる所をも畏れ危ぶましめずと也「民をして……しむ」とは上の恩信民を使て民をして然かあらしむる樣に仕向くと也 (七) 危は疑也。「危ふきを畏れず」と訓ずるも亦通ず (八) 陰陽は晝夜風雨の類。寒暑は大寒大暑といふ類。時制は天時に順つて征討を制するを謂ふ。要するに、天とは天の時に順つて其時の宜しきを制して軍を行ふといふ事也。或は時制を以て時の水旱豐凶の類とし、或は時は干支の類にて、制は五行相剋の類をいふとす。其他諸說紛々 (九) 地の利を知るをいふ。遠近は道のり也。險は高くけはしき所。易は四方打開けて平かなる所。廣はひろき所。狹はせまき所。死地は引き退くべく、逃れ處もなき樣なる地。生地は凡て命を全うするに利ある樣なる地をいふ (十) 將として備ふべき五つの德をいふ也。嚴は犯すべからざる威嚴をいふ (十一) 法は軍のおきて也。その掟につきて三條の目を揭げたる也。曲制は部曲隊伍の定め也。官道は軍中それ〴〵の官々によりて士卒を統率する其すぢ道也。主用とは軍の用度をつかさどる人の意也。或は之を六ツの項目とし、曲は部曲の[illegible]法。制は軍律の類。官は將士の職分。道は行軍往還の地利。主は經理の職。用は兵器糧食等の用度と解す (十二) 道天地將法をいふ。聞は只耳に聞くをいふ。知るは實によく心に其理を曉達する也 (十三) 其下所謂七計也。主は國主人君をいふ。敵の主と我主と何れか道を行ひ民を安んずると也 (十四) 天の時と地の利とは敵と味方と何れか得たる (十五) 法度嚴なる (十六) 吾は孫子自らいふ。其七事にて彼我をくらべ計りて勝敗を知ると也 (十七) 二つの將の字、或は「はた」と訓じ、又「まさに」と訓ず。之をとは我計を指す。

而勞之。親而離之。攻其無備。出其不意。此兵家之勝、不可先傳也。夫未戰而廟算勝者、得算多也。未戰而廟算不勝者、得算少也。多算勝、少算不勝。而況於無算乎。吾以此觀之。勝負見乎

一說には「兵を」一の意とす、然る時は下文「將た吾か計を聽かずして之を用ひば」一と訓ずべし。留まらんは留まりて仕へんとの意 （一八） 以下勢の事をいふ。五事七計何れも我に利あり、人若之を聽き用ふる時は、更に外の勢を假りて以て其必勝をたすくと也。或は「計の利以(スデ)に聽かるれば、乃ち之か勢を爲して以て其外に佐けん」と訓じ、吳王か五枚の計の利を聽き從はゞ吾外に勢をつくり出して以て内なる計を助けんの義とす、前說の如く一般的に解する方可ならんか （一九） 計の利をよりどころとし、それに立脚したる上にて權變便宜の取計らひを爲す。或は利に因るを敵の利時にとりての利など凡て廣く事の利と解す （二〇） 千變萬化して窮なく其實情を敵にみすかされぬ意 （二一） 強けれども敵には弱きを示す如く、凡て其能あるも却て不能なる如く敵に見せ掛く （二二） 戰はんとしては敵に守る樣に見せ掛くる如く、凡て或手段に出でんとしては却て其反對を示す （二三） 近國を攻めんとする時は遠國を攻むるふりをする類 （二四） 敵の利とする所を以ておびき寄せる （二五） 敵軍を擾亂しその亂れに乘じて之を取る （二六） 敵充實してすきまなき時は、備を設けて變を待つ （二七） 敵勢強盛なれば且く之を避けて鋒を爭はず （二八） 敵を激し怒らせて其謀をみだし之を伐つ （二九） 我をひくくいやしくして以て敵をおごらせ （三〇） 敵安逸なる時は方便を設けて之を勞らす （三一） 敵か上下相親しみ又隣國と親交ある時などには之を離間し （三二） 敵の油斷したる處をせめ、敵の思ひ掛けぬ處より出づ （三三） 兵家の機に臨んで勝を制する妙用也。豫め述べ傳ふべきにあらず、前に五事七計を舉げて豫め勝負を知る事をいへるに應じたる也 （三四） 軍を起さんとする時、國の老臣を宗廟に集め、五事七計にて軍の勝負を目算するをいふ、算を得る多しとは算木にて彼我の勝敗を計りて多く其算木を得る意にて、則ち比較上我に勝目の多きをいふ （三五） 一つの算木も置くべき樣なし、則ち我に一つの勝ち目もなし

孫子曰。凡用兵之法。馳車千駟。革車千乘。帶甲十萬。千里饋糧。內外之費。賓客之用。膠漆之材。車甲之奉。日費千金。然後十萬之師擧矣。其用戰也、勝久則鈍兵挫鋭。攻城則力屈。久暴師則國用不足。夫鈍兵挫

(一)作戰第二

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、(二)馳車千駟、(三)革車千乘、(四)帶甲十萬、(五)千里に糧を饋れば、(六)內外の費、(七)賓客の奉、(八)膠漆の材、(九)車甲の奉、日に千金を費して、然して後十萬の(一〇)師擧がる。其の戰を用ふるや、(一一)勝つも、久しければ、則ち兵を鈍らし鋭を挫く。(一二)城を攻むれば、則ち力屈す。(一三)久しく師を暴せば、則ち國用足らず。夫れ兵を鈍らし鋭を挫き、力を屈し貨を殫さば、則ち諸侯其弊に乘じて(一四)起らん。智者ありと雖も、(一五)其後を善くすること能はじ。故に兵は(一六)拙速を聞く、未だ巧の久しきを睹ざるなり。夫れ兵久しくして國に利あるものは、未だこれ有らざるなり。故に盡く兵を用ふるの害を知らざる者は、則ち盡く兵を用ふるの利を知ること能はざる也。善く兵を用ふる者は、(一七)役、再び籍せず、(一八)糧、三たび載せず、(一九)用を國に取り、糧を敵に因る、故に(二〇)軍食足る可き也。(二一)國の師に貧しきは、遠く輸

鋭屈力殫貨。則諸侯乘其弊而起。雖有智者。不能善其後矣。故兵聞拙速。未觀巧之久也。夫兵久而國利者未之有也。故不盡知用兵之害者。則不能盡知用兵之利也。善用兵者。役不再籍。糧不三載。取用於國。因糧於敵。故軍食可足也。國之貧於師者。遠輸。遠輸

せばなり。遠く輸せば、則ち百姓貧し。(二二)師に近き者は貴く賣る。貴く賣れば、則ち百姓(二三)財竭く。財竭くれば、則ち丘役(二四)に急なり。力屈し、財殫き、中原、内、家を虚しうし、百姓の費(二六)、十に其七を去る(二七)。公家の費、車を破り馬を罷らし、甲冑(二五)弓矢、戟楯矛櫓(二八)、丘牛(二九)、大車(三〇)、十に其六を去る。故に智將(三一)は務めて敵に食む。敵の一鍾(三二)を食すれば、吾が二十鍾に當る。萁稈(三三)一石は、吾が二十石に當る。故に敵を殺す(三四)は怒なり。敵の利(三五)を取るは貨なり。車戰して車十乘以上を得れば、其(三六)先づ得る者を賞して、其旌旗(三七)を更へ、車(三八)は雜へて之に乘り、卒(三九)は善くして之を養ふ。是れを敵に勝つて強き(四〇)を益すと謂ふ。故に兵は勝つを貴んで久しきを貴ばず。故に兵を知るの將は、民(四一)の司命、國家安危の主也。

(一) 兵を起して軍を出すの先務を論ず　(二) 戰車也、戰に出づる士卒を載するもの、車を小さく輕く作くりて馳驅自在ならしむ、一車を四頭の馬にて曳く故に駟といふ　(三) 輜を皮にて包み、車轂をも革にて纏ひ丈夫にするよりの名、重車ともいふ、輜重車也、卽ち兵器食糧被服等を運搬するもの　(四) 甲冑を帶する兵士　(五) 遠征して兵糧を運ぶ　(六) 内は國内、外は軍所　(七) 使者說士等を接待する費用　(八) 弓矢其他の兵具の修治に用ふるにかはうるし

則百姓貧。近レ師者貴賣。貴賣則百姓財竭。財竭則急二於丘役一。力屈財殫。中原内虚二於家一。百姓之費十去二其七一。公家之費。破レ車罷レ馬。甲冑矢弓戟楯矛櫓丘牛大車十去二其六一。故智將務食二於敵一。食二敵一鍾一當二吾二十鍾一。意稈一石當二吾二十石一。故殺レ敵者怒也。取二敵之利一

の材料 （一九） 軍車甲冑の修繕に要する費用 （二〇） 速し行ふべし （二一） よしや勝つとも、久しく戰ひて後に勝ちたるにては、兵鋒はにぶり、士氣はくじく。一說に「其の戰を用ふるや勝つ」にて句とし、戰を用ふるは速かに勝つ事を貴ぶ、もし久しく軍を外にさらせば、兵鋒にぶり、銳氣くじくと解す （二二） 前を承けて「久しく」といふ思想を含めたる也。攻城久しきに渉れば士卒の力困屈して禍の端を生ず （二三） 遠征して久しく軍を他國にさらせば國の費用不足す。山野に露宿し、風雨にさらさるゝ意にて暴師といふ也 （二四） 兵を起して攻め來らん （二五） 善後の計を廻らし、其國を靜め保つ能はじ （二六） 計謀拙なきも神速なるを貴ぶ、計に巧なりとも久しきに渉るの弊あるを見ず （二七） 役は民を徴發して兵役に就かしむるをいふ。籍は戸籍簿に其名を錄するをいふ。善く兵を用ふる者は速に勝を收めて兵を損ぜず、故に再び民を兵に徴する事なし （二八） 載すは運ぶ意、出陣の時糧を途中運び、歸國に之を迎へ運ぶのみにて都合兩度の運送にて事すみ三度運ぶ事なし、兵久しく暴露せざるをいふ （二九） 兵器の類は自國の物を用ひ、糧食は敵國にて取りて用ふ （三〇） 不足する事無かるべし （三一） 國家人民の軍事の爲めに貧しくなるは轉を遠國へ運ぶ故也 （三二） 師に近き地は人多く入り込みて自然物價たかくなる （三三） 在陣の百姓即ち軍卒にて軍費三軍の財竭くの意也 （三四） 國もとの組合ひより出すべき賦役急迫となる、井田の法に八軒にて田九百畝を耕すを一井とし、四井を邑とし四邑を丘とす、即ち百四十四軒也。急は一定の常賦よりも暴なるをいふ （三五） 中原は國中の意、國中の民家庭内に虚しき也。或は「財中原に殫く」と讀じ、中原を以て中國の義とす、異を主として中國へ出征する者となす也。内は國内、家は士卒の各自の家と解す （三六） 過半はすたりなくなるの意 （三七） 上の費用 （三八） 櫓は大盾。矛一に戟に作る、蔽櫓は車上に立てる大盾也 （三九） 大牛。一說に民より軍役にて出す牛 （四〇） 十に六つは損失す （四一） 敵の兵糧を食する事を務む （四二） 量の名 六石四斗にて我が六斗程也 （四三） 豆がらとわ

者貨也。車戰得車十乘以上、賞其先得者、而更其旌旗、車雜而乘之、卒善而養之。是謂勝敵而益強。故兵貴勝、不貴久。故知兵之將。民之司命。國家安危之主也。

ち。皆馬の食物也、一石は百二十斤、我を二十倍に當るといふは、敵地にて取るに比すれば、本國より送るは二十倍の費用を要すとの計算に立脚していふ也 〔二四〕 軍士直前して敵を殺すは我兵を激し怒らすによる 〔二五〕 士卒の爭て進みて敵の利を取るは其敵方より奪ひし士卒に分ち與へて賞すれば也。徂徠は貨を以て敵方を味方に引附けて以て彼の利を取りて我が利とすの意と解す 〔二六〕 敵車十乘以上を得れば何れ多人數の働きにて一々賞し難き故、其中の唱謀先登の者を賞すと也。徂徠の説に從へば此所を、「先づ得らるゝ者を賞し」と訓じ、敵方にて最初に我に降參せる者を賞すと解す 〔二七〕 敵の旗じるしを我れのと立てかふる也 〔二八〕 敵より取りたる車は我兵車の間に雜へ用ふ若し分捕の車のみ集め用ひて變あらんもはかり難き故也。徂徠は一車に我古參兵と敵の降參兵とまじへ乘らすとせり 〔二九〕 降卒はよく撫養す 〔三〇〕 味方の強味を增す 〔三一〕 司命は死生吉凶禍福を司る星の名也、民の死生、國の治亂は將の賢否に繫る、良將は民の生命を司り、國の安泰を主る者也

孫子曰。凡用兵之法。全國爲上。破國次之。全軍爲上。破軍次之。全旅爲上。破旅次之。全卒爲上。破卒次之。全伍爲上。破伍次之。是故百戰百勝。非善之善者也。不戰而屈人之兵。善之善者也。故上兵伐謀。其次伐

（一）謀攻第三

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、（二）國を全くするを上となし、（三）國を破るは之に次ぐ。（四）軍を全くするを上となし、軍を破るは之に次ぐ。（五）旅を全くするを上となし、旅を破るは之に次ぐ。卒を全くするを上となし、卒を破るは之に次ぐ。伍を全くするを上となし、伍を破るは之に次ぐ。是故に百戰百勝は、善の善なる者に非ざるなり。戰はずして人の兵を屈するは、善の善なる者也。（六）故に（七）上兵は謀を伐つ、（八）其次は交を伐つ、（九）其次は兵を伐つ、其下は城を攻む。城を攻むるの法は、已むを得ざるが爲めなり。（一〇）櫓、轒轀を修め、器械を具ふること、三月にして而して後成る。（一一）距闉又三月にして而して後已む。（一二）將、（一三）其忿りに勝へずして、（一四）之に蟻附し、士卒三分の一を殺して、而かも城抜けざるは、（一五）此れ攻むるの災也。故に善く兵を用ふる者は、人の兵を屈するも、而も（一六）戰ふに非ざるなり。人の城を拔

交。其次伐兵。其下攻城。攻城之法。爲不得已。修櫓轒轀。具器械。三月而後成。距闉又三月而後已。將不勝其忿。而蟻附之。殺士卒三分之一。而城不拔者。此攻之災也。故善用兵者。屈人之兵。而非戰也。拔人之城。而非攻也。毀人之國。而非久也。必以全爭於天下。故

くも、而も攻むるに非ざるなり。人の國を毀る(一七)も、而も久しき(一八)に非ざるなり。必ず全き(一九)を以て天下に爭ふ。故に兵頓れず(二〇)して、利全かる可し。此れ謀攻の法也。故に兵を用ふるの法、十(二一)なれば則ち之を圍み、五(二二)なれば則ち之を攻め、倍す(二三)れば則ち之を分ち、敵す(二四)れば則ち能く之に戰ひ、少(二五)ければ則ち能く之を逃れ、若(二六)かざれば則ち能く之を避く。故に小敵(二七)の堅きは、大敵の擒なり。

(一) 謀を以て他を攻伐するをいふ (二) 戰はずして敵人來り服し、敵國にきずを附けずして之を保全す (三) 敵國を屠り傷ひて取る (四) 下策也の意 (五) 軍旅卒伍皆な敵の也。固より順序に小さい所まで次第を立てていふ也。軍は一萬二千五百人、旅は五百人、卒は百人、伍は五人。又一旅以下一百人までを卒とし、百人以下五人迄を伍とす (六) 至善の意 (七) 最善に兵を用ふる者は敵の計謀を破り、合戰に及ばずして之を服せしむ (八) 其次の策は敵が交りて力となる國と仲惡しくなる樣に仕向けて敵をして孤立無援ならしむ (九) 接戰して勝ち取る (一〇) 櫓は巢上に立つる大盾、轒、轀は攻城用の四輪車 (一一) 攻城の具。修むも具ふも共に作る意 (一二) 土山也。土を高く積みて敵城を望み或は敵城に闖入るに便ずるもの (一三) 漸く成就す (一四) 敵城容易に拔けず久しきに渉る故に將あせり怒り、士卒を驅りて敵城に乘り入らしむ。蟻附は士卒の蟻の如くに敵城に肉薄するをいふ (一五) 城を攻め潰さんとするより生ずるの災也 (一六) 計を以て屈するにて戰を用ふるに非ず (一七) 亡ぼす (一八) 久しく我兵をさらすに非ず (一九) 全勝の計也。兵を損せず財を費さずして敵に勝つをいふ (二〇) 兵器を用ひるに及ばずして一勝

兵不頓而利可全。此謀攻之法也。故用兵之法。十則圍之。五則攻之。倍則分之。敵則能戰之。少則能逃之。不若則能避之。故小敵之堅。大敵之擒也。

つ故にやぶれ、にぶる事なし、從つて我兵士も傷かず敵の人民をも殺さず、悉く之を收めて我利とす、即ち利全き也 （二十） 我人數敵に十倍すれば敵の四面を包圍して敵の糧道を絶ち逃逸せしめざらしめて其降參を待つ也 （二一） 我人數敵に五倍すれば其城を攻む （二二） 我人數敵の二倍ならば備を二分し、一は其前に當り一は其後を衝くが如くす、さすれば勢ひ敵の勢を分つ事になる、而して一隊は敵の正面に當り、一隊は其手うすなる方面を打つ也 （二三） 彼我の人數匹敵すれば全力を盡して善戰す （二四） 我が軍敵より少なき時は暫く之を逃れ敵の虚を見て不意に打つ （二五） 凡ての方面にて我軍敵に及ばざる時は速かに兵を引いて去る （二六） 小人數にて一途に戰を好み逃れ避くる能はざる者は必ず敵のとりことなる、小は大に敵する能はざる也。小敵とは味方の人數の少なく弱きをいふ

夫將者國之輔也。輔周則國必強。輔隙則國必弱。故君之所以患於軍者三。不知軍之不可以進。而謂之進。不知軍之

夫れ將は國の輔也。（一）輔周なれば則ち國必ず強く、（二）輔隙あれば則ち國必ず弱し。故に君の（三）軍に患する所以のもの三あり。（四）軍の以て進む可からざるを知らずして、而して之れに進めと謂ひ、軍の以て退く可からざるを知らずして、而して之れに退けと謂ふ、是れを縻軍と謂ふ。（五）三軍の事を知らずして、而して三軍の政を同じくすれば、則ち軍士惑ふ。（六）三軍の權を知らずして、而して三軍の任（七）を同じくす

不可以退而謂之退。是謂縻軍。不知三軍之事而同三軍之政。則軍士惑矣。不知三軍之權而同三軍之任。則軍士疑矣。三軍既惑且疑。則諸侯之難至矣。是謂亂軍引勝。故知勝有五。知可以與戰不可以與戰者勝。識衆寡之用者勝。上下同欲者勝。以虞待不虞

れば、則ち軍士疑ふ。三軍既に惑ひ且つ疑はゞ、則ち諸侯の難至らん。(八)是れを、軍を亂し勝を引くと謂ふ。(九)故に勝を知るに五つあり。以て與に戰ふ可く、以て與に戰ふ可からざるを知る者は勝つ、(一〇)衆寡の用を識る者は勝つ。(一一)上下欲を同じうする者は勝つ。(一二)虞を以て不虞を待つ者は勝つ。(一三)將能ありて、君御せざるものは勝つ。(一四)此五つの者は勝を知るの道也。故に曰く、(一五)彼を知り己を知れば、百戰して殆からず。(一六)彼を知らずして己を知れば、一たびは勝ち一たびは負く。彼を知らず己を知らざれば、戰ふ毎に必ず敗ると。

(一) 車の輔轄のそへ木といふ字、輔佐の義也 (二) 輔、周密にして智勇缺くる所なきを周といひ、其缺くる所あるを隙といふ。徂徠は周隙を以て君と臣との間柄の親しきと疎きをいふと解せり (三) 君より軍に及ぼす患害。一本に軍の君に患ふる所に作る (四) 君主也 (五) 將に命ずる也 (六) 縻はつなぐと訓ず、大將をして進退を自由ならしめず、之を束縛す、これ一患也 (七) 三軍は全軍也。政を同じくすとは、軍政と國政とは相異なるべきを同視して之を同じくすと解し。任を同じくすとは、若其人にあらざる人を大將と爲すと解するが普通なれど、王晳が「政ヤ禮ヤ知ラザル者ヲシテ之ヲ同ジウセシムレバ則チ動モスレバ違異アリ、必ズ兩相制ス、是レ則チ軍士迷ヒ惑フナリ、裴度ガ奏シテ監軍ヲ去リ蔡州ヲ平ゲシ所以也、コレ皆君上專ラ賢將ニ任スル能ハズ、則チ之ヲ同ジウセシムルニ由ル、

者勝。將能而君不レ御者勝。此五者知レ勝之道也。故曰。知レ彼知レ己百戰不レ殆。不レ知レ彼而知レ己。一勝一負。不レ知レ彼不レ知レ己。每レ戰必敗。

故ニ通ジテ之ヲ三患ト謂フ」と曰へるもの最も從ふべきが如し (八) 其隙に乘じて攻め來らん (九) 自ら其軍を亂して敵の勝を我より引き招く (一〇) 戰ふに先だつて勝を知る (一一) 多勢を用ふべきか少勢を用ふべきかをよく知る (一二) 欲は心に願ひ望む所也。君臣心を一にし將士志を同じうす (一三) 虞は用心戒備すること。不虞は油斷して備無きをいふ (一四) 將に器量才能ありて君制御せず (一五) 以下古語を引ける也 (一六) 彼は敵。己は味方

孫子曰。昔之善戰者。先爲レ不レ可レ勝。以待二敵之可一レ勝。不レ可レ勝在レ己。可レ勝在レ敵。故善戰者。能爲レ不レ可レ勝。不レ能レ使二敵之必可一レ勝。故曰。勝可レ知而不レ可レ爲。不レ可レ勝者。守也。可レ勝者攻也。守則不レ足。攻則有レ餘。善守者藏二於九地

軍形第四

孫子曰く、昔の善く戰ふ者は、先づ勝つ可からざるを爲して、以て敵の勝つ可きを待つ。勝つ可からざるは己に在り、勝つ可きは敵に在り。故に善く戰ふ者は、能く勝つ可からざるを爲すも、敵をして之に必ず勝つ可からしむる能はず。故に曰く、勝つことは、知る可くして、爲す可からずと。勝つ可からずとは守る也。勝つ可しとは攻むる也。守れば則ち足らず、攻むれば則ち餘りあり。善く守る者は、九地の下に藏れ、善く攻むるものは、九天の上に動く。故に能く自ら保ちて、全く勝つなり。勝を見ること衆人の知る所に過ぎざるは、善の善なる者に非ざるなり。戰勝つて天下善と曰ふは、善の善なる者に非ざるなり。故に秋毫を擧ぐるは多力と爲さず、日月を見るは明目と爲さず、雷霆を聞くは聰耳と爲さず。古の謂はゆる善く戰ふ者は、勝ち易きに勝つ者なり。故に善く戰ふ者の勝つや、

之下。善攻者動於九天之上。故能自保而全勝也。見勝不過衆人之所知。非善之善者也。戰勝而天下曰善非善之善者也。故擧秋毫不爲多力。見日月不爲明目。聞雷霆不爲聰耳。古之所謂善戰者。勝於易勝者也。故善戰者之勝也。無智名無勇功故其戰勝不

智名も無く、勇功も無し。故に其戰、勝つこと忒はず。(一九)忒はざるものは、其の(二〇)必勝を措く所、已に敗れたるに勝てばなり。故に善く戰ふ者は、敗れざるの地に立ちて、(二一)而して敵の敗を失はざるなり。是故に、勝兵は(二二)先づ勝つて而して後に戰を求め、敗兵は先づ戰つて而して後に勝を求む。善く兵を用ふる者は、道を修めて(二三)法を保つ、故に能く勝敗の政を爲す。兵法、(二四)一に曰く度、(二五)二に曰く量、(二六)三に曰く數、(二七)四に曰く稱、(二八)五に曰く勝。(二九)地は(三〇)度を生じ、度は(三一)量を生じ、量は(三二)數を生じ、數は(三三)稱を生じ、稱は(三四)勝を生ず。故に勝兵は、鎰を以て(三五)銖を稱るが如く、敗兵は、銖を以て鎰を稱るが如し。勝者の戰(三六)積水を千仞の谿に決するが如きものは、形なり。

㊀ 十家註「形篇」に作る。軍形は軍情の外に著はれたる者也。其形を察して其情を取れば則ち勝を制すべし、謀を深くして其形を隠し、敵にはかり伺はれぬ樣にすべしといふ主意也 ㊁ 古の名將 ㊂ 我れが彼に勝つより前に先づ以て敵が我に勝つことのならぬやうにす、卽ちよく我陣法軍形を堅固にし、敵にはかり伺はれぬやうにする也 ㊃ 敵の方に伐ちて勝つべき形の出來るまで時節を待つ ㊄ 敵に勝たれぬ樣にするは己にあり、よく己を修

忒。不忒者其所措必勝。勝已敗者也。故善戰者。立於不敗之地。而不失敵之敗也。是故勝兵先勝而後求戰。敗兵先戰而後求勝。善用兵者修道而保法。故能爲勝敗之政。兵法一曰度。二曰量。三曰數。四曰稱。五曰勝。地生度。度生量。量生數。數生稱。稱生勝。故勝兵

め備ふべし（六）敵に勝つべきは敵の上にある事也、よく時節を待ちて其虚に乘ずべきのみ（七）敵がよく己に勝つべからざる様に己の備を爲す事はなせども（八）敵の方をして此方より勝てるやうにあらしむる事は出來ず、つまり我方にある事は意のまゝになれど、敵方は虚の乘ずべきが生ずる迄は何とも致し方なしと也（九）己に備あれば敵に勝つといふ事は知るべきも、敵に勝つといふ事は己が思ふまゝに仕向くる能はず、即ち勝つべき理我にありとも必ず勝つとは期し難し（一〇）敵が我に勝つべからずといふは、よく自ら備へ守るの謂也、吾敵に勝つべしといふは、堅つべき隙に乘じて進んで敵を攻め討つの謂也（一一）守る者は難くして隙あり易く常に兵力の不足を感じ。攻むる者は敵の虚に乘ずる事故力餘りありて易し。張預の說によれば「守るは則ち足らざればなり、攻むるは則ち餘りあればなり」と訓ずべし。勝ちを取るの力足らざるが故に暫く之を守り、力既に餘りあるが故に出でて戰ふと解す（一二）深く其形をかくして敵の目に見えぬをいふ（一三）機を得て發する、其迅きこと雷霆の如く、勢天より落つるが如しと也（一四）我軍を保ちて敵をして犯す事なからしめ、而してあぶなげなき十全の勝を收む（一五）勝つべき形勢を察し見ること常人の眼力の屆かぬ所を知るを至善とす（一六）力戰して敵に勝つ時は天下の人、其智巧武勇を歎美するもこれ眞の至善にあらず、無形に見、無形に勝つ、形にあらはれぬ先きに勝つ故人知らずして譽めずこれ善の善なる也（一七）多くは、此三句誰にも見易き事に喩へ、名將の爲す事は人の知り易き事にてはなしの義に解すれども、徂徠が「三句共ニナリヤスキ意ニテ、ナリヤスキ事ヲシテハ譽レハナシトイフ喩ヘナリ」といへるもの、最も從ふべきが如し（一八）敵に勝つべき形のあるを待つて攻むる故勝易しと也（一九）百戰百勝、豫て計りしに少しもたがふ事なし（二〇）名將の必勝の策を立つるや、未だ役たずして其の勢已に敗れたる敵を打つ故に百戰百勝違ふことなしと也。諸本「必」の字なし十家註に從ふ（二一）吾を堅固にして敵より伺ひ犯す事のならぬやうにし、敵の敗るべき虚を取りにがさぬ也、不敗之地といふ地は土地の事にあらず。汎く見るべし（二二）勝兵は

若二以レ鎰稱一レ銖。敗兵若二以レ銖稱一レ鎰。勝者之戰、若下決二積水於千仞之谿一者形也。

勝ついくさ。敗兵はまくるいくさの義〔二三〕道は前に所謂道天地將法の道にて、恩信を以て士卒を和同するをいふ。法は曲制官道主用と前に謂へる其の法也、之をよくたもち守りて失はずと也。道と法との解には其他諸說紛々たり、或は道は仁義也法は法制也といひ、或は用兵の勝道賞罰の法度といひ、或は法の下の五事也と解す〔二四〕古への軍法五箇條を擧ぐる也〔二五〕ものさし〔二六〕ますめ〔二七〕かず〔二八〕はかり〔二九〕軍の勝負〔三〇〕地形より里町間の度は生ずと也、凡て軍は地形を根柢とし之を計り積りて進退を定む、故に斯くいふ〔三一〕度より量を生ず、地形の上にて何町何間と度り、さて其内には何程の人數入れらるゝかと量ると也〔三二〕そのうけ入るる人數次第にて萬事萬端の數を生ずと也〔三三〕その敵の多寡備不備にて、輕重生ず〔三四〕其輕重より勝を生ず、卽ち敵輕く味方重ければ味方の勝是に生じ、味方輕く敵重ければ敵の勝是に生ずる也〔三五〕鎰は二十兩、二十四銖を一兩とす、一鎰は二百目、一銖は四分一厘六毛に當る、卽ち勝兵は我が重きて以て敵の輕きを衡き、敗兵は我が輕きを以て敵の重きを衡くと也〔三六〕隄を築きて積み、たゝへたる水をどつと千間もある深き谷へきつて落すが如く、如何なるものにても必ず破る、其勝つと卽の如くなる所これ軍形也、積水は上文に所謂不可勝の形、不敗の地、九地の下に藏るの喩にして、千仞の谿は敵の虛に喩へたる也、其決するは卽ち九天の上に動くの謂也

孫子曰。凡治衆如治寡。分數是也。鬭衆如鬭寡。形名是也。三軍之衆。可使必受敵而無敗者。奇正是也。兵之所加。如以碬投卵者。虛實是也。凡戰者以正合以奇勝。故善出奇者。無窮如天地。不竭如江海。終而復

兵勢第五（一）

孫子曰く、凡そ（二）衆を治むること、寡を治むるが如きは、分數是れなり。衆を鬭はしむること、寡を鬭はしむるが如きは、（三）形名是れ也。三軍の衆、必ず敵を受けて敗るゝこと無からしむ可きものは、奇正（四）是れなり。兵の加ふる所、碬を以て卵に投ずるが如きものは、虛實（五）是れなり。凡そ戰は、（六）正を以て合ひ、奇を以て勝つ。故に善く奇（七）を出すものは、窮り無きこと天地の如く、竭きざること（八）江海の如し。（九）終つて復た始まるは、日月是れ也。死（一〇）して復た生ずるは、四時是れ也。聲（一一）は五に過ぎず、五聲の變は、勝げて聽く可からざる也（一二）。色は五（一三）に過ぎず、五色の變は、勝げて觀る可からざる也。味は五（一四）に過ぎず、五味の變は、勝げて嘗む可からざる也。戰勢は奇正に過ぎず、奇正の變（一五）は、勝げて窮む可からざる也。奇正（一六）相生ずること、循環の端無きが如し。孰れか能く之を窮めんや。（一七）激水の疾き、石

始。日月是也。死而更生。四時是也。聲不過五。五聲之變不可勝聽也。色不過五。五色之變不可勝觀也。味不過五。五味之變不可勝嘗也。戰勢不過奇正。奇正之變不可勝窮也。奇正相生如循環之無端。孰能窮之哉。激水之疾、至於漂石者勢也。鷙鳥之疾至於毀

を漂はすに至るものは勢也、鷙鳥(一八)の疾き、毀折(一九)するに至るものは節也(二〇)。故に善(二一)く戰ふものは、其勢險(二二)に、其節短し(二三)。勢は弩(二四)を彍るが如く、節は機を發する(二五)が如し。紛紛紜紜(二六)として鬬ひ亂るも、而かも(二七)亂る可からざる也。渾渾沌沌(二八)として、形圓にして、敗る可からざる也。亂は治に生じ(二九)、怯は勇に生じ、弱は强に生ず。治亂(三〇)は數也。勇怯(三一)は勢也。强弱(三二)は形也。故に善く敵を動かす(三三)ものは、之に形(三四)すれば敵必ず之に從ひ、之に予ふ(三五)れば敵必ず之を取る。利を以て之を動かし、本(三六)を以て之を待つ。故に善く戰ふものは、之を勢(三七)に求めて、之を人に責めず。故に能く人を擇(三八)んで而して勢に任ず。勢に任ずる者は、其の人を戰はしむるや、木石を轉ばすが如し。木石の性は、安(三九)ければ則ち靜に、危ければ則ち動き、方(四〇)なれば則ち止まり、圓(四一)なれば則ち行く。故に善く人を戰はしむるの勢、圓石(四二)を千仞の山より轉がすが如きものは勢也。

（一）十註本「勢篇」に作る。此篇主として奇正の理を以て兵の勢を說く、實に陣法の骨髓也　（二）多人數を使ひ

折者節也。故善戰者。其勢險。其節短。勢如彍弩。節如發機。紛紛紜紜鬪亂而不可亂。渾渾沌沌形圓而不可敗也。亂生於治。怯生於勇。弱生於強。治亂數也。勇怯勢也。強弱形也。故善動敵者。形之敵必從之。予之敵必取之。以利動之。以本待之。故善戰者求之於之

て亂れざること恰も小人數の如きは、分數といふことによる也。部曲を分とし、什伍を數とす。つまり正しく組分を爲す事也　(三)　形は旌旗。名は金鼓。即ち形は目に見るべきもの、名は耳に聞くべきものにて共に進退を合圖する具をいふ也　(四)　奇兵と正兵。正兵とは敵に相面し法の如く戰ふ也。奇兵は千變萬化の兵也　(五)　我が實を以て彼の虛を擊つ、其破り易きこと卵をひしくが如し　(六)　一本「奇を爲して」に作る。まづ正兵を以て敵に相對し、敵の是に附くを待ちて後奇兵を爲して勝つ　(七)　正兵を兼ねていふ、奇正の法に熟したる者の謂也　(八)　一に「江河」に作る　(九)　奇正循環の意を述べし也　(一〇)　交互盛衰の意　(一一)　宮商角徵羽の五音　(一二)　聞もつくされぬ程多し　(一三)　青黄赤白黒の五色　(一四)　酸辛鹹甘苦の五味　(一五)　千變萬化　(一六)　奇は變じて正となり、正は變じて奇となり、生じ〳〵て止む事なし、循はめぐり〳〵て往來窮りなきをいふ、環はまんまるにて端なきもの也　(一七)　せきかへりさかまく水　(一八)　鷹鸇の如く鳥獸をとる鳥をいふ　(一九)　鳥雀の骨を毀ち翼を折る　(二〇)　よき圖に中り緩急その宜しきを得るをいふ　(二一)　又「是故」に作る　(二二)　急にけはしき意、平靜の內より忽ち激發する如きをいふ　(二三)　敵との間近き所より急に迫る意　(二四)　滿を引いて持する如く將に激發するの勢の內に充滿すべきをいふ　(二五)　機はひきがね、勢滿ちて機促り、機促つて發す、眞に促迫なるの謂　(二六)　旌旗士卒などの入亂るるも　(二七)　而も備嚴にして敵之を亂る可らず　(二八)　まるき貌、圓轉自在にして滯りなきをいふ。陣形圓にして隙なしと解く說も善く行はるれども、いかゞあらん　(二九)　亂と治、怯と勇、弱と強は相つきて離れず、治に安ずれば忽ち亂生じ、勇を恃めば怯生ず、治勇強は實也。亂怯弱は虛也。虛は實より生じ、虛もよく實に變ずる也　(三〇)　軍中の法令のよく整ふと否とは分數の定まると定まらざるとに因る　(三一)　士卒の勇と法とは勢を得ると失ふとに因る　(三二)　其の強きと弱きとは、其形の見ゆると見えぬとによる、眞の強味は敵より覗ひ測られぬ所にありと也　(三三)　敵を伐たんにはまづ敵を動かさざる可らず、動けば茲に虛生ずる也、而して善く敵を動かすには、之に形すると之に予

勢。不責於人。故能擇人而任勢。任勢者。其戰人也如轉木石。木石之性安則靜。危則動。方則止。圓則行。故善戰人之勢。如轉圓石於千仞之山者勢也。

ふるとの二つを以てすと也 (三四) 敵がこゝを撃ちて勝たんと思ひ其備を動かす樣當方よりしかくる也、詐りて隙を見する也、之を善くすれば敵必ず之に乘りて動く (三五) 敵の利とする所を予ふ、之をよくすれば敵必ず來り取る (三六) 我は敵に勝つの根本をしかと保ちて之を待つ、本とは軍形篇に「先づ勝つべからざるを爲して以て敵の勝つべきを待つ」と謂ふもの是也。古本「本」の字を「卒」に作り、解する者或は「勁卒」の義とし、或は猝（ニハカ、ダシヌケ）の義とす、從ふべからず (三七) 軍の勝負を兵の勢の上に求め、勝つ事を人に責めず、卽ち人の才能器量にたよりて勝たんとせずして勢によりて巧に人を利用して勝を制する也 (三八) 人それ〴〵才能得長を擇んでそれぞれ兵の勢を量りて之を適當に用ふ。强は强の用途あり、弱は弱の用途あり、勇も怯も用ひ方にて大に役に立つ也 (三九) 安かに平地に置く (四〇) 傾斜急なる地に置く (四一) 四角なる木石 (四二) 圓き木石 (四三) するどくして防ぎ止むべからざるものは勢之を然らしむる也

孫子曰、凡先處二戰地一而待レ敵者佚、後處二戰地一而趨レ戰者勞、故善戰者致レ人而不レ致二於人一。能使二敵人自至一者利レ之也。能使二敵人不一レ得レ至者害レ之也。故敵佚能勞レ之。飽能飢レ之。安能動レ之。出二其所一レ必趨一。趨二其所一レ不レ意。行二千

虛實第六

孫子曰く、凡そ先づ(二)戰地に處りて敵を待つ者は佚し、(三)後に戰地に處りて戰に趨く者は勞す。(四)故に善く戰ふ者は、人を致して、(五)人に致されず。能く敵人をして自ら至らしむるは、(六)之を利すればなり。能く敵人をして至ることを得ざらしむるは、(七)之を害すればなり。故に敵佚すれば能く之を勞し、(八)飽けば能く之を饑やし、(九)安ければ能く之を動かす。(一〇)其の必ず趨く所に出で、其の意はざる所に趨く。(一一)千里に行けども勞せざるは、(一二)無人の地を行けば也。(一三)攻めて必ず取るは、其の守らざる所を攻むれば也。(一四)守りて必ず固きは、其の攻めざる所を守れば也。(一五)故に善く攻むるものは、敵、其の守る所を知らず、善く守るものは、敵、其の攻むる所を知らず。(一六)微なるかな、微なるかな、無形に至る。(一七)神なるかな、神なるかな、無聲に至る。故に能く敵の司命たり。(一八)進んで禦ぐ可からざるは、(一九)其虚を衝けば也。(二〇)退(二一)

里而不勞者、行於無人之地也。攻而必取者、攻其所不守也。守而必固者、守其所不攻也。故善攻者、敵不知其所守。善守者、敵不知其所攻。微乎微乎至於無形。神乎神乎至於無聲。故能爲敵之司命。進而不可禦者、衝其虛也。退而不可追者、速而不可及也。故我欲戰。

いて追ふ可からざるは、速にして及ぶ可からざればなり。故に我戰はんと欲すれば、敵、壘を高くし溝を深くすと雖も、我と戰はざるを得ざるは、其の必ず救ふ所を攻むればなり。我戰を欲せざれは、地に畫して之を守ると雖も、敵、我と戰ふを得ざるは、其の之く所に乖けばなり。故に人に形して我形無ければ、則ち我專にして敵分る。我は專にして一となり、敵は分れて十となる、是れ十を以て其一を攻むる也。則ち我は衆にして敵は寡なり。能く衆を以て寡を撃てば、則ち吾の與に戰ふ所のもの約なり。吾が與に戰ふ所の地、知る可からず。知る可からざれば、則ち敵の備ふる所のもの多し。敵備ふる所多ければ、則ち吾が與に戰ふ所のもの寡し。故に前に備ふれば、則ち後寡く、後に備ふれば、則ち前寡く、左に備ふれば、則ち右寡く、右に備ふれば、則ち左寡く、備へざる所無ければ、則ち寡からざる所無し。寡きは人に備ふるもの也、衆きは人をして己に備へしむるもの也。

敵雖二高レ壘深一レ溝。不レ得レ不二與レ我戰一者。攻三其所二必救一也。我不レ欲レ戰。雖二畫レ地而守一レ之。敵不レ得二與レ我戰一者。乖二其所一レ之也。故形レ人而我無レ形。則我專而敵分。我專爲レ一。敵分爲レ十。是以レ十攻二其一一也。則我衆敵寡。能以レ衆擊レ寡。則吾之所二與戰一者約矣。吾所二與戰一之地不レ可レ知。不レ可レ知。

（一）此篇虚實の體を論じ、其妙用を辨じて人をして勝敗の虚實に在る事を知らしむ、唐の太宗曰く「朕諸ノ兵書ヲ觀ルニ孫武ニ出ヅル無シ、孫武十三篇虚實ニ出ヅル無シ」と（二）戰ふに形勝の地。我先にそこに處ると也（三）疲をやすめ、ゆる〳〵として餘力あり（四）骨折り疲れて力足らず（五）敵を我方に引き付く（六）利を以て誘ふ、敵が利として進んで來るやうに仕向く（七）敵をして其事をしては害あるやうに思はすと也（八）色々と敵の困る事をなして煩はし勞せしむ（九）敵の兵糧豐かなれば計を設けて能く之を饑ゑしむ（一〇）敵堅く守りて動かざれば、計を設け之を動き作さしむ（一一）二つの「其」の字は敵を指す、敵の必ず馳せ向ふべき方角へ我兵を出し切して之を待つ、これ敵を制するの妙用也。諸本多く「出二其所一レ不レ趨」に作り、敵人の趨き走らざる所に我兵が走り以て其虚を衝くと解す。今集註本に從ふ（一二）不意を襲ふ也（一三）敵國の内を千里も進み行きても何の辛勞もなきは（一四）敵が要害を賴みとして備へをせざる所を行く故無人の地を行くと異ならざれば也（一五）敵の攻めざる方面までもよく守る、所謂九地の下に藏れ敵をして測ると能はざらしむと也（一六）如何に守るべきか其のすべ知れず守る能はずと也（一七）上の攻守の妙を歎美したる語、微妙神密、形の見るべき無く聲の聞くべきなし、敵之をはかり窺ふべからず（一八）右の如き將は實に敵の活殺を我掌中に握れりと也（一九）我進んで敵禦ぐべからず（二〇）敵の虚（二一）我退いて敵追ふべからず（二二）堅く守りて戰ふまじとす（二三）敵がどうしても捨て置く能はざる所、例へば敵の主君妻子腹心の在る所を攻め、或は糧道を絕ち、或は歸路を塞ぐの類をいふ（二四）何の要害もなく、只地にすぢを引きてこれより內は我陣屋の構へなりといふとも（二五）敵の此方へ向ふ心を引違へてわきへ向くやうにする也（二六）敵に我軍情あらはるゝ如く窺はせて實は眞の軍情を祕してあらはさず。一說に「人に形せしめ」と訓じ、敵の形をして明白ならしめ我は形の見るべき無からしむと解す（二七）實は我に無き事をあるかの如く敵に見せかけ思はする事ゆゑ、敵は色々に心惑ひて人數を方々に分ちて手配す、卽ち働き專一ならず、我は人數をも分け

則敵所備者多。敵所備者多。則吾所與戰者寡矣。故備前則後寡。備後則前寡。備左則右寡。備右則左寡。無所不備則無所不寡。寡者備人者也。衆者使人備己者也。

ず、敵の虚を見て動く故、其働き專一也 (二八) 我は專一なれば人數を分つ事もなくいつも初のまゝの一つ也、然るに敵はあちらにも備へこちらにも備へて人數を分つ故一のものが分れて十となる (二九) 斯くすればもと對等の人數にても我は敵の十倍となる譯也 (三〇) 力を用ふること少なし。徂徠は約を解して肝要なるきゝめの所の義とし、我が敵と戰ふは肝要なる所一つを取りて專一に之を攻むるの意とせり (三一) 我に形なさゝれば、我が何れの地にて敵と戰はんとするか、其場所は敵方にては知るを得ず (三二) 所々方々に備へて其備ふる方面多くなり其の要なき所へも人數を分つ (三三) 各方面に備へたる内にて我と戰ふは只一處の敵のみなれば、勢ひ我相手とする人數は少なきこととなる (三四) 何れの備も皆手薄也 (三五) 斯く備へ分れて手薄となるは相手の形につられて無用の備へをなすものの事也

故知戰之地。知戰之日。則可千里而會戰。不知戰地。不知戰日。則左不能救右。右不能救左。前不能救後。

故に戰の地を知り、戰の日を知れば、則ち千里にして而も會戰す可し。(二)戰ふ地を知らず、戰ふ日を知らざれば、則ち左、右を救ふこと能はず、右、左を救ふこと能はず、前、後を救ふこと能はず、後、前を救ふこと能はず。而るを況んや遠きは數十里、近きは數里なるをや。(三)吾を以て之を度るに、(四)越人の兵、多しと雖も、亦奚ぞ勝敗に益あらんや。故に曰く、(五)勝は爲す可き也。敵衆しと雖も、(六)鬪

後不能救前。而況遠者數十里。近者數里乎。以吾度之。越人之兵雖多。亦奚益於勝哉。故曰勝可爲也。敵雖衆可使無鬭。故策之而知得失之計。作之而知動靜之理。形之而知死生之地。角之而知有餘不足之處。故形兵之極。至於無形。無形則深閒不能窺。智者

ふこと無からしむ可しと。故に之を策りて(七)、得失の計を知り、之を作して(八)、動靜の理を知り、之に形して(九)、死生の地を知り、之に角れて(一〇)、有餘不足の處を知る。故に兵に形するの極は、形無きに至る。形無ければ、則ち深閒(一一)を窺ふこと能はず(一二)、智者も謀ること能はず。形に因りて(一三)、勝を衆に措く、衆知ること能はず。人皆我が(一四)勝つ所以の形を知りて、吾が勝を制する所以の形を知る莫し。故に其(一五)戰ひ勝ちたるを復びせずして(一六)、形に無窮に應ず。夫れ兵の形は水に象る(一七)。水の形は、高きを避けて下に趨き、兵の形は、實を避けて虛を擊つ。水は地に因りて流を制し、兵は敵に(一八)因りて勝を制す。故に兵は常の(一九)勢無く、水は常の形(二〇)無し。能く敵に因りて變化して勝を取る者、之を神と謂ふ(二一)。故に五行(二二)に常の勝無し、四時(二三)に常の位無く、日に(二四)短長あり、月に死生あり。

(一) 豫てより敵と場所と日限とを知る。徂徠が之れを解してよく人を致す者は、こちらの自由に敵を左右し得る事ゆゑ、千里の先なるも豫てよりいつどこにて會戰すと期して知るべしといへる最も味ふべき言ならん　(二) これ

不能謀。因形而措勝於衆。衆不能知。人皆知我所以勝之形。而莫知吾所以制勝之形。故其戰勝不復。而應形於無窮。夫兵形象水。水之形避高而趨下。兵之形避實而擊虛。水因地而制流。兵因敵而制勝。故兵無常勢。水無常形。能因敵變化而取勝者謂之神。故五行無常勝。四時無常位。日有短長。月有死生。

人を致すの術を知らずして敵に不意を打たるゝ者の事也 （三） 孫子の自稱也。我が心にてはかり見るに也。一本「吳」に作る從ふべからず （四） 孫子吳に在り、越は吳の敵なればいふ、越人如何に多くとも、上來說く所の人を致すの術を以て之を制すれば敵の多數は何等戰勝に益するなしと也 （五） 敵に勝つは我が意のまゝになる事也 （六） 我とたゝかふ事の出來ぬ樣になし得る也 （七） 豫め帷幄の中にて敵をはかり、敵の計の得失如何を知る （八） 敵へ何なりとも仕掛けて敵を引起し、其動くか動かぬか、又は如何に動くかといふを見て敵軍の情理を知る （九） 敵に乘ずべき形を示す、さすれば敵はそれに從つて進退すべく、その進退の間に因つて、敵の據る所の地の生と死とを知る （一〇） 角は觸也。我兵を一當てして見て敵の強弱の處を知る （一一） 我方の兵の形を作りて敵に窺はしむる其の極致の處は眞形の見るべきなきに至らざるべからず、蓋し人を致すの極致は我に伺ふべき形なきも敵は己が思なしにて種々の形を見て動き、そこに敵の形生ずるに至らん、これ實に形兵の極致なりとの意ならん （一二） 深く來て窺ふ間諜 （一三） 彼我の自然に備ふる大體の形によりて勝つべき所以の合圖約束をそれ〴〵味方の軍衆に割り附け置く、我が軍衆其の何の故たるを知らず、味方と雖ども其計謀を知らねばまして敵之を知るべからず （一四） 如何に勝ちたるかといふ其形は分れども、何故さうしてよく勝ちを制せるかといふ其わけは分らず （一五） 一度戰勝ちたる計を又再び用ふる事なくして （一六） 敵の形に從つて之を應じ、千變萬化窮りなし （一七） 其一定の形なきを喩ふ （一八） 敵の形によりてそれ〴〵の勝を制す、敵の形一ならざれば勝を制するの道亦一定せず （一九） 一定の勢なく敵の虛實の形によりて千變萬化す （二〇） 地の形次第に變ずる也 （二一） 神明不測の兵の意 （二二） 五行は木火土金水也、木は土に勝ち、土は水に勝ち、水は火に勝ち、火は金に勝ち、金は又木に勝つ。定まりたる勝なし （二三） 春夏秋冬相交迭盛衰して恆久の位なし （二四） 夏冬によりて日に長短あり。月に望と晦とあり、要するに萬物皆常なくして變化窮りなしと也

孫子曰。凡用ㇾ兵之法。將受ニ命於君一。合ㇾ軍聚ㇾ衆。交和而舍。莫ㇾ難ニ於軍爭一。軍爭之難者。以ㇾ迂爲ㇾ直。以ㇾ患爲ㇾ利。故迂ニ其途一而誘ㇾ之以ㇾ利。後ㇾ人發。先ㇾ人至。此知ニ迂直之計一者也。故軍爭爲ㇾ利。軍爭爲ㇾ危。擧ㇾ軍而爭ㇾ利則不ㇾ及。委ㇾ

軍爭(一)第七

孫子曰く、凡そ(二)兵を用ふるの法、將、命を君に受けて、軍を合はせ衆を聚め、交和(三)して舍す、軍爭より難きは莫し。(四)軍爭の難きは、迂を以て直となし、患を以て利となす。故に(五)其途(六)を迂げて之を(七)誘ふに利を以てし、人に後れて發し、人に先だちて至る。此れ迂直の計を知る者也。故に、軍爭は利となり、軍爭(八)は危となる。(九)軍を擧げて利を爭へば、則ち及ばず、軍を委(一〇)てゝ利を爭へば、則ち輜重捐る。是故に、甲を(一一)卷いて趨り、日夜處らず(一二)、道を倍して兼行(一三)し、百里(一四)にして利を爭へば、則ち三將(一五)軍を擒にせられ、勁き者は先だち、罷れたる者は後れ、其法(一六)(一七)十が一にして至る。五十里にして利を爭へば、則ち上將(一八)軍を蹶かせ、其法、半ば至る。三十里にして利を爭へば、則ち三分の二至る。是故に、軍に輜重(一九)無ければ則ち亡び、糧食無ければ則ち亡び、委積(二〇)無ければ則ち亡ぶ。故に、諸侯(二一)の謀を知らざる者

軍而爭ㇾ利。則輜重捐。是故卷ㇾ甲而趨。日夜不ㇾ處。倍ㇾ道兼行。百里而爭ㇾ利。則擒二三將軍一。勁者先罷者後。其法十一而至。五十里而爭ㇾ利。則蹶二上將軍一。其法半至。三十里而爭ㇾ利。則三分之二至。是故軍無二輜重一則亡。無二糧食一則亡。無二委積一則亡。故不ㇾ知二諸侯之謀一者。不ㇾ能二豫

は、豫め(二二)交ること能はず、山林險阻沮澤(二三)の形を知らざる者は、軍を行ること能はず、鄕導(二四)を用ひざる者は、地の利を得ること能はず。故に、兵は詐(二五)を以て立ち、利(二六)を以て動き、分合(二七)を以て變を爲す者也。故に、其疾きこと風の如く、其徐なる(二八)こと林(二九)の如く、侵掠(三〇)すること火の如く、動かざること山の如く(三一)、知り難きこと(三二)陰の如く、動くこと雷震(三三)の如し。鄕(三四)を掠むるには衆を分ち、地を廓むるには利を(三五)分ち、權(三六)を懸けて而して動く。先づ迂直の計を知る者は勝つ。此れ軍爭の法也。

(一) 兩軍相對して勝負を爭ふことを論ず (二) 軍をなす作法は、總大將たる者の君命を受けて大勢の軍をあつめ、手分けするより彼我對陣するに至る迄、皆容易ならねど、就中軍爭の一事最も困難なり (三) 和は軍門、舍は陣を取りて其處に宿する意、即ち彼我對陣するの謂也 (四) 軍爭の難き所以は、迂遠の路を用ひて直捷の路となし、因て患害を變じて利便となすの妙用あるべきによると也、迂直の事は以下に詳也 (五) 或は「ことさらに」とも訓すべし (六) 我近路に詳なれどもわざと不案内なるやうに迂遠の路を取り (七) 我迂遠の道を取れば敵は油斷す、即ち利を以て敵を誘ひあざむく也、斯く敵が利に誘はれて悟らぬ間に我は間道より進みて敵より先に目指す地點に至る (八) 迂直の計を知る者之を爲せば利となり、知らざる者之を爲せば危し。一本下の「軍爭」を「衆爭」に作り、諸說樣々の說あれども今取らず (九) 軍爭の危き所以をいふ。全軍擧りて勝利の場を得んとする時は人多くして路遲く、敵より先きへ行く事能はず (一〇) 軍兵の後るゝもの多きを顧みず進んで利を爭ふときは輜重を敵にとられ失ふ

變。不知山林險阻沮澤之形者。不能行軍。不用鄕導者。不能得地利。故兵以詐立。以利動。以分合爲變者也。故其疾如風。其徐如林。侵掠如火。不動如山。難知如陰。動如雷震。掠鄕分衆。廓地分利。懸權而動。先知迂直之計者勝。此軍爭之法也。

軍政曰。言不

（二一）よろひを脱ぎて（二二）下に居らぬ意。休息せざるといふ（二三）二日路を一日にて行く（二四）百里（六町一里）先きの勝利を爭はんとすれば也（二五）三軍の將みな（二六）其割合（二七）至る者十分の一に過ぎず（二八）先手の大將が雜儀に及び手痛き目に遭ふ（二九）こゝは荷食と區別して、特に衣服諸道具を云へるならん（三〇）兵粮の貯へ（三一）鄰國の諸侯をいふ、謀は其內幕の實情謀計也（三二）軍を起すに先立ち前方よりの意（三三）險は坑あり塹ありて人馬の往來不自由なる地、阻は高低のはげしき地、沮はぬかるみの地（三四）鄕民の道案內者（三五）我實情を敵に窺ひ計られぬをいふ（三六）利を見て始めて動く。徂徠は利を解して圓轉流利の義とせり（三七）或は分れ或は合して千變萬化す（三八）迅速にして去來跡なきに喩ふ（三九）列を正して押し行く事の森然として亂れざるをいふ（四〇）敵境を侵掠する勢の猛烈なるをいふ（四一）備を固めて戰はざる時の陣の堅きをいふ（四二）我が虛實の敵に窺ひ知り難きことを陰雲の日月星辰を蔽ひて其光も見えわかぬが如く（四三）疾くして敵避ずる能はず避くるすべなし（四四）敵鄕を掠めて糧を敵に因らんが爲めには、人數を手分けして所々の方面に遣はし且つ敵の襲來に備ふ。一說「鄕を掠めて衆に分ち地を廓めて利を分つ」と訓じ、其利を衆に分ち與ふる義とす、從ひ難きに似たり（四五）敵地を蠶食して領地を廣むるには、地の利害をつもりはかりて人數を分ちて之を守らしめ、復び敵に取りかへされぬやうにして漸次と廣めて行く（四六）權ははかりのおもり、權を衡に懸けて物の輕重を知る如く、我が心のはかりにて敵情を商量し後動く

（一）軍政に曰く、（二）言ふこと相聞えず、故に金鼓を爲る。視ること相見えず、故に（三）旌旗

相聞。故爲金鼓。視不相見。故爲旌旗。夫金鼓旌旗者。所以一人之耳目也。人既專一。則勇者不得獨進。怯者不得獨退。此用衆之法也。故夜戰多火鼓、晝戰多旌旗。所以變人之耳目也。三軍可奪氣。將軍可奪心。是故朝氣銳。晝氣惰、暮氣歸。善用兵者避其銳氣。擊

を爲ると。夫れ金鼓旌旗は、(四)人の耳目を一にする所以なり。人既に(五)專一なれば、則ち勇者も獨り進むことを得ず、怯者も獨り退くことを得ず。此れ衆を用ふるの法なり。故に、夜戰には(六)火鼓を多くし、晝戰には旌旗を多くするは、(七)人の耳目を變ずる所以也。故に、(八)三軍は氣を奪ふ可く、將軍は(九)心を奪ふ可し。是故に、(一〇)朝の氣は銳く、晝の氣は(一一)惰り、暮の氣は(一二)歸る。善く兵を用ふる者は、其の銳氣を避け、其の惰歸を擊つ、此れ(一三)氣を治むる者なり。(一四)治を以て亂を待ち、靜を以て譁を待つ、此れ(一五)心を治むる者也。(一六)近を以て遠を待ち、佚を以て勞を待ち、飽を以て飢を待つ、此れ(一七)力を治むる者なり。(一八)正正の(一九)旗を邀ふること無かれ、(二〇)堂堂の陣を擊つこと勿れ。此れ(二一)變を治むる者なり。故に、(二二)兵を用ふるの法、(二三)高陵には向ふこと勿れ、(二四)丘を背にするには逆ふこと勿れ、佯り北ぐるをば從ふこと勿れ、銳卒をば攻むること勿れ、(二五)餌兵をば食ふこと勿れ、(二六)歸師をば遏むること勿れ、(二七)圍師は必ず闕く、(二八)窮寇には迫ること勿れ。此れ兵を用ふるの法也。

其惰歸。此治氣者也。以治待亂。以靜待譁。此治心者也。以近待遠。以佚待勞。以飽待飢。此治力者也。無邀正正之旗。勿擊堂堂之陣。此治變者也。故用兵之法。高陵勿向。背丘勿逆。佯北勿從。銳卒勿攻。餌兵勿食。歸師勿遏。圍師必闕。窮寇無迫。此用兵之法也。

(一) 古の軍書 (二) 詞にて下知しても聞えぬ故かねにて退く合圖とし、大鼓にて進む合圖とす。一本「爲之金鼓」「爲之旌旗」に作る、「之れが金鼓を爲る」とも「之れが爲めに金鼓す」とも訓ずべし (三) はたじるし。部曲行列分合向背のしるしとする也 (四) 衆卒の耳目を齊一ならしむ (五) 金鼓旌旗の合圖にて士卒萬衆の心專一なるときは (六) 松明などを用ふる火の合圖と大鼓、多くしとは少勢を多勢にまがはする意也 (七) 敵の耳目を變亂す、寡兵を以て敵をまどはし敵を分れしむる也 (八) 三軍は大軍の意也、敵の氣を奪うて之れを沮喪せしむべしと也 (九) 心を奪ひて復た謀る能はざらしむ (一〇) 朝、晝、暮は初中終を一日の中に喩へたるにて、暴露兵久しうして氣衰ふるをいふ也 (一一) 漸く久しくて少しく怠る也 (一二) 氣衰へて歸休せん事を思ひて (一三) よく氣のとりさばきを心得たる者、卽ち己の氣を治めて以て人の氣を奪ふ者 (一四) 治は號令法度の正しく治まるをいひ、亂は政令一ならず賞罰明かならざるをいひ、譁は隊伍亂れてさわがしきをいふ (一五) 己の心を治めて敵將の心を奪ふ也 軍中の亂と譁とは主將の心の疑ひ恐るゝより生じ、吾が心治まれば軍常に治りて靜かなれば也 (一六) 我は近き路を押して敵の長途を押來るを待つ (一七) 己の力を治めて餘あらしめ、以て敵の力足らざるを攻む (一八) 敵の旌旗整うて亂れざるをいふ (一九) 迎へ戰ふ (二〇) 盛大にして充實したる陣 (二一) 姑く敵の實を避け其變に隨つて之を打つをいふ (二二) 「故用兵之法」を衍文とし、以下を次の篇に入るべき錯簡とし、其他諸說あれども省略に從ふ (二三) 高きをかの上に居る敵を見上げて打つ勿れ (二四) 山を後ろにあてて陣を取りたる敵をば此方より仕掛けて打つ勿れ (二五) 餌は魚を釣るえさ也、我をおびき釣り、利を以て誘はんとする兵に引かるゝ勿れ (二六) 還歸の軍は士卒皆歸心切なれば之を遮り止むる時は味方多く傷つくべきを以て也 (二七) 敵を圍むには三方を圍みて一方は闕き、敵の逃げ路を明け置く、然らざれば敵必死となり心事一にして力十倍する也 (二八) 窮したる敵に迫れば死物狂となる故ゆる〳〵追ふべし、所謂窮鼠反て猫を嚙む也

孫子曰。凡用兵之法。將受命於君。合軍聚衆。圮地無舍。衢地合交。絶地無留。圍地則謀。死地則戰。途有所不由。軍有所不擊。城有所不攻。地有所不爭。君命有所不受。故將通於九變之利者。知用兵矣。將不通九

(一)九變第八

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、將命を君に受け、軍を合はせ衆を聚む、(二)圮地には舍すること無く、(三)衢地には交りを合はし、(四)絶地には留まること無く、(五)圍地には則ち謀り、(六)死地には則ち戰ふ。(七)塗も由らざる所あり、(八)軍も擊たざる所あり、城も攻めざる所あり、(九)地も爭はざる所あり、(一〇)君命も受けざる所あり。故に、將、(一一)九變の利に通ずる者は、兵を用ふるを知り、將、九變の利に通ぜざる者は、(一二)地形を知ると雖も、地の利を得ること能はず。(一三)兵を治むるに、九變の術を知らざれば、(一四)五利を知ると雖も、(一五)人の用を得ること能はず。是故に、(一六)智者の慮は必ず利害を雜ふ。(一七)利に雜へて、而して務信ぶ可き也。害に雜へて、而して患、解く可き也。是故に、(一八)諸侯を屈するには害を以てし、(一九)諸侯を役する者は業を以てし、諸侯を(二〇)趨らしむる者は利を以てす。故に、兵を用ふるの法、(二一)其の來らざるを恃む無く、

變之利一者。雖レ知二地形一。不レ能レ得二地之利一矣。治レ兵不レ知二九變之術一。雖レ知二五利一。不レ能レ得二人之用一矣。是故智者之慮。必雜二於利害一。雜二於利一而務可レ信也。雜二於害一。而患可レ解也。是故屈二諸侯一者以レ害。役二諸侯一者以レ業。趨二諸侯一者以レ利。故用レ兵之法。無レ恃二其不レ來。恃三吾有二以待レ之。無レ恃二其

吾が以て之を待つあるを恃む也。其の攻めざるを恃む無く、(二二)吾が攻む可からざる所あるを恃む也。故に、(二三)將に五危あり。(二四)必死は殺す可し、(二五)必生は虜にす可し、(二六)忿速は侮る可し、(二七)廉潔は辱しむ可し、(二八)民を愛するは煩はす可し。凡そ此五つの者は、(二九)將の過なり、(三〇)兵を用ふるの災也。軍を覆し將を殺すこと、必ず五危を以てす。察せざる可からざる也。

(一) 九つの變を說く、變とは常法に拘はらず時に臨んで變化するをいふ。此篇誤衍あるものの如く諸家の說紛々たり (二) 山林險阻沮澤凡て行き難きの地。後の九地第十一に見ゆ。凡て九地篇に出でたるは衍文とする說あり (三) 四通八達の所にては隣國の諸侯と交を結びて援とすべし。亦下の九地第十一に見ゆ (四) 人馬絕命の地の義にて、水もなく薪もなく馬草もなき地をいふ。一說には路絕えて交通最も不便なる地の義とす (五) 四方險阻の中に居るをいふ、斯る地は敵往來すべく我は出入し難き故奇謀を設けて勝つべしと也。亦九地篇第十一に出づ (六) 亦九地篇に出づ、進みも退きもならぬ必死の地にては速に必死をきはめて奮戰すべし (七) 軍を押し行くは、如何なる途にても通るといふにあらず、時に臨み事によりて通らぬ路あり (八) 如何なる敵にても必ず擊つとは限らず、敵にも擊つまじき敵あり (九) 得ても益なく失ひても害なき如き地の類をいふならん、要するに地にも其得失を爭ふまじきありと也 (一〇) 軍は臨機應變を主とす、苟も勝つ事たしかなる所なれば必ずしも君命を受けず (一一) 圮地より地不爭までの九つ也 (一二) いくら土地の形をよく知りても (一三) 出陣につきての萬般の手配りをするをいふ

不ㇾ攻。恃ニ吾有ㇾ所ㇾ不ㇾ可ㇾ攻也。故將有ニ五危一。必死可ㇾ殺。必生可ㇾ虜。忿速可ㇾ侮。廉潔可ㇾ辱。愛ㇾ民可ㇾ煩。凡此五者將之過也。用ㇾ兵之災也。覆ㇾ軍殺ㇾ將。必以ニ五危一。不ㇾ可ㇾ不ㇾ察也。

〔一四〕 下の五件とし、或は上の「塗も由らざる所あり」以下の五事とす 〔一五〕 人を我が用に立つること 〔一六〕 智將は利と害との兩への面を見之を雜へて思慮す 〔一七〕 害を利に雜へて思慮すれば事業は心のまゝに伸び成就すべく、利を害に雜へて思慮すれば害の爲めに志撓げずしてよく其患難を免るべし。一說「利を雜へて」「害を雜へて」と訓じ、害中に利を知れば一切の軍務伸びて遂ふべく、利中に害を見ればよく愼みて患難解け釋くべしと解す 〔一八〕 屈服する 〔一九〕 勞役する。業は事也、利とも害とも附かぬ樣々の事をかまへて煩勞せしむる也 〔二〇〕 誘ふに利を以てして我心のまゝに走り赴かしむ 〔二一〕 敵の來らぬを恃みにして油斷することなく、敵のよせ來るを待ち受けて之に應ずる所以の用意完き所を恃みとせよと也 〔二二〕 吾に如何にしても敵の攻むべからざるものあるを恃みとせよと也 〔二三〕 將たる者に五つの性の偏あり、これによりて五つの危ふきあるを云つて戒むる也 〔二四〕 勇にして智なく必死を期する者 〔二五〕 智ありて勇なく必ず生きて返らんと決心したる將 〔二六〕 こらへず短慮なる者は之を凌侮して怒り戰はしむべし 〔二七〕 いさぎよくけがれなき性分の者は名聞の心深し、之をけがし辱しむれば、怒りて爲すまじき戰をも輕々しくする也 〔二八〕 仁慈にして民を愛するに偏する者は、只士民を殺傷せん事を恐るゝ故、兵を出して煩はし亂し勞らすを得べし 〔二九〕 將軍の性偏に基く過失也 〔三〇〕 兵の災害は此九危に起因すと也

孫子曰、凡處軍相敵、絕山依谷、視生處高、戰隆無登。此處山之軍也。絕水必遠水、客絕水而來、勿迎之於水內、令半濟而擊之利。欲戰者、無附於水而迎客、視生處高、無迎水流。此處水上之軍也。絕斥澤、惟亟去

(一)行軍第九

孫子曰く、凡そ軍を處き敵を相ること、(二)山を絕りて谷に依り、(三)生を視て高きに處る。(四)隆きに戰はゞ登ること無かれ。(五)此れ山に處るの軍なり。(六)水を絕らば必ず水に遠ざかれ。(七)客、水を絕りて來らば、(八)之を水內に迎ふること勿れ。半ば濟らしめて之を擊てば利あり。戰はんと欲する者は、(九)水に附いて客を迎ふること無かれ。生を視て高きに處れ。(一〇)水流を迎ふること無かれ。此れ(一一)水上に處るの軍なり。斥澤を絕らば、只亟かに去り、留まること無かれ。(一二)若し軍を斥澤の中に交へば、必ず(一三)水草に依りて衆樹を背にせよ。此れ斥澤に處るの軍なり。(一四)平陸には、易に處り、(一五)(一六)高きを右背にし、(一七)死を前にし生を後にせよ。此れ平陸に處るの軍なり。凡そ此四(一八)軍の利は、黃帝の四(一九)帝に勝ちし所以也。(二〇)凡そ軍は、(二一)高きを好んで下きを惡み、(二二)陽を貴んで陰を賤み、(二三)生を養ひて實に處れば、軍に(二四)百疾無し、是れを必勝と謂

無留。若交軍於斥澤之中。必依水草而背衆樹。此處斥澤之軍也。平陸處易。右背高。前死後生。此處平陸之軍也。凡四軍之利。黄帝之所以勝四帝也。凡軍好高而惡下。貴陽而賤陰。養生處實。軍無百疾。是謂必勝。丘陵隄防。必處其陽。而右背之。此兵之利。地之助

ふ。丘陵隄防は、必ず其陽に處りて(二五)、之を右背にす。此れ兵の利(二六)、地の助けなり。上(二七)、雨ふりて水沫至らば、渉らんと欲する者、其定まるを待て。凡そ、地に(二八)絶澗、天井、天牢、天羅、天陷、天隙有らば、必ず亟かに之を去り、近づくこと勿れ。吾は之に遠ざかり、敵は之に近づかせ、吾は之を迎へ(二九)、敵は之に背かしめよ。(三〇)軍の旁に、險阻(三一)、潢井(三二)、蒹葭(三三)、林木、蘙薈ある者をば、必ず謹んで之を(三四)覆索せよ、此れ伏姦の所也。(三五)

㊀ 軍を行るの義、軍を進め軍を處くにつきて敵をみるの方を論ず ㊁ 山陵を越えて必ず谿谷に近づき傍うて陣を取る、これ水草の利ありて且つ險固を負ふ也 ㊂ 森林茅野などの草木ある所を視そして地形の高き所に居れと也。古來視生を解して陽に向ふ地即ち南を前にする地と解す、今徂徠說に從ふ。神田白龍子は全勝を得べき生地の義とす、亦通ず ㊃ 敵先づ隆高の地に據りて戰を待たば我敵の爲めに制せらる、還れある故登ることなかれ。「隆」の字一に「降」に作る、諸家多く之を誤とす、然るに徂徠は「降」を以て可とし、「坂ヲ降リテ戰フベシ坂ヲ登リテ戰フコト勿レト云フ意也」といへり ㊄ 山に軍兵を立ておく法也 ㊅ 已れ水を渡りて軍するには水より遠ざかりて陣すべし、蓋し不意に敵の來薄せん時、已に陣を立てたる者の敵を拒ぐ間に全軍與く渡るの便ありと也。一說には先きに川ある處に陣するには吾亦陣を川より少し遠ざくべし、これ敵の川を半分渡りたる所を討つ便あり、且

也。上雨。水沫至。欲涉者待二其定一也。凡地有二絕澗天井天牢天羅天陷天隙一。必亟去之。勿近也。吾遠之。敵近之。吾迎之。敵背之。軍旁有二險阻潢井葭葦林木翳薈一者必謹覆二索之一。此伏姦之所也

つ我が進退自由也との意といふ (七) 敵也 (八) 水中に我人敵を操出し川を渡る敵を打つをいふ (九) 川ばたにひしと人敵を附け備へて敵を待つ勿れ (一〇) 下流に處りて敵の川上に陣するに向ふ勿れ、これ舟戰にも亦水邊の陣にもひろくいへるにや (一一) 川のほとり海邊の鹽地、湖邊などを押し行くには、急に進みて逗留すること勿れ、土地の性も惡しく足場もわろき故也 (一二) 若し思掛けず斥澤の中にて敵と遇ひ、止むを得ず交戰する事あらば (一三) 水あり草ある處を離れず森林などを背にあつべし (一四) 平地 (一五) 平らかにて足場のよき地 (一六) 高き地あらばそを右と背とに當つ、前と左とに敵を受くるは凡てに手勝手よき也 (一七) 死は死地にて、草木の無き所。生は生地にて草木の生じたる地。古來多く死は低き地。生は高き地と說く。今徂徠の說に從ふ (一八) 山に處るの軍。水上に處るの軍。斥澤に處るの軍。平陸に處るの軍 (一九) 四方の諸侯の帝號を稱したる者 (二〇) 以下右の四軍に拘らず、一般に陣を取る心得を說く (二一) 地形の高きをよしとし、地形の低きを嫌ふ (二二) 陽は山の東南。陰は山の西北 (二三) 柴や薪等の多くして以て人馬の生命を養ふべき地に就き、地形の堅き地に處る (二四) もろ／＼の病るもの從ふべし。 (二五) 東南 (二六) 兵道の勝利、地形の助けを得る也 (二七) 此一句張賁の註に上の處水上之軍の文の錯簡也といへる。川上ばかり雨ふりて水の泡立ちて流れ來るあらば、水暴かに漲る虞れある故、水勢の靜まるを待ちて渡れと也 (二八) 以下の六つは所謂六害の地也。絕澗は兩方の山の險しく切立ちて人の涉れぬ谷川。天井は天然の井の義にて、四方高く中央低く凹みて方々の水の落合ふ所。天牢は天然の牢獄の義にて、險山四方を取り卷き、めぐり／＼て入り易きも容易に出で難き地をいふ。天羅は天然のあみといふ義にて、草木生ひしげりまつはりて身の働き自在ならず、武具用ひ難き所ならん。天陷は天然のおとし穴の義にて、道ぬかり泥深く、人馬通じ難き所。天隙は天然のわれめの義にて、道狹くして坑溝多く行きにくき處 (二九) 吾此六害の地へ進み迎ふる樣にし、敵をして之をうしろに當つるやうにせしむ (三〇) 陣を取り又は軍の押行く例。古集註本「軍行」に作る陣押しの義也

近而靜者。恃二其險一也。遠而挑レ戰者。欲二人之進一也。其所レ居易者利也。衆樹動者來也。衆草多障者疑也。鳥起者伏也。獸駭者覆也。塵高而鋭者車來也。卑而廣者徒來也。散而條達者樵採也。少而往來者營レ軍也。辭

（一）近くして靜なる者は、其の險を恃む也。（二）遠くして戰を挑む者は、人の進まんことを欲する也。（三）其の居る所易なる者は利ある也。（四）衆樹の動く者は來る也。（五）衆草の多く障ふる者は疑はする也。（六）鳥起つ者は伏也。（七）獸駭く者は覆也。（八）塵高くして鋭き者は、車來る也。（九）卑くして廣き者は、徒來る也。（一〇）散じて條達する者は、樵採也。（一一）少くして往來する者は、軍を營する也。（一二）辭卑くして備を益す者は進む也。（一三）辭強くして進み驅る者は退く也。（一四）輕車先づ出でゝ其側に居る者は陣する也。（一五）約なくして和を請ふ者は謀ある也。（一六）奔走して兵を陣する者は期する也。（一七）半ば進み半ば退く者は誘ふ也。（一八）杖つきて立つ者は飢ゑたる也。（一九）汲んで先づ飲む者は渇せる也。（二〇）利を見て而も進まざる者は勞れたる也。（二一）鳥の集まる者は虚なる也。（二二）夜呼ぶ者は恐るゝ也。（二三）軍擾るゝ者は、將重からざる也。（二四）旌旗動く者は亂るゝ也。（二五）吏怒る者

三一 潢はため池。井は深き坑 三二 あし、かやなどの茂み 三三 草木の茂り蔽ひたる處 三四 反覆して之をさぐるべし 三五 伏兵姦細（斥候）のあるべき處

卑益備者進也。辭强而進驅者退也。輕車先出居其側者陣也。無約而請和者謀也。奔走而陳兵者期也。半進半退者誘也。杖而立者飢也。汲而先飲者渇也。見利而不進者勞也。鳥集者虚也。夜呼者恐也。軍擾者將不重也。旌旗動者亂也。吏怒者倦也。殺馬肉食

は倦みたる也。(二五)馬を殺して肉食する者は、糧無き也。(二六)缻を懸けて其の舍に返らざる者は窮寇也。(二七)諄諄諭諭として徐に人と言ふ者は、衆を失へる也。(二八)數々賞する者は窘せる也。數々罰する者は(二九)困せる也。(三〇)先に暴にして後に其衆を畏るゝ者は、不精の至り也。(三一)來りて委謝する者は、休息せんと欲する也。(三二)兵、怒りて相迎へ、久しくして合せず、又相去らずんば、必ず謹んで之を察せよ。(三三)兵は、益々多きを貴ぶに非ず、惟だ武く進むこと無くして、以て力を併せ敵を料り人に取るに足るのみ。夫れ惟だ慮無くして敵を易る者は、必ず人に擒にせらる。(三四)卒未だ親附せずして、而して之を罰すれば則ち服せず、(三五)服せざれば則ち用ひ難き也。卒已に親附して、而して罰行はざれば、(三六)則ち用ふ可からざるなり。(三七)故に之を令するに文を以てし、(三八)之を齊ふるに武を以てす。是れを必取と謂ふ。(四〇)令素より行はれて、以て其民を教ふれば、則ち民服す。(三九)令素より行はれずして、以て其民を教ふれば、則ち民服せず。令素より行はるゝ者は、(四一)衆と相得る也。

者軍無レ糧也。懸レ缻不レ返二其舍一者窮寇也。諄諄諭諭徐與レ人言者失レ衆也。數賞者窘也。數罰者困也。先暴而後畏二其衆一者不精之至也。來委謝者欲二休息一也。兵怒而相迎久而不レ合。又不二相去一必謹察レ之。兵非レ貴二益多一。惟無二武進一。足下以レ併レ力料レ敵取上レ人而已。夫唯無レ慮而易レ

(一) 以下敵をみるの法を論す、敵間近きに静まり返りて動かざるは地の險阻にて寄りつかれぬを恃む也 (二) 彼我の陣を隔て遠きに彼より人數をさし向け挑戰するは我を誘ひて進ませんとする也 (三) 陣を布くは險に依るを常とな す然るに反つて險を舍て、平地に居る者は必ず何か彼に利ある也 (四) 多く木の動きて見ゆるは敵の寄せ來る也、蓋し木を伐り道を作りて進むに當るれば也 (五) 多く草を結び物陰を作りあるは我に伏兵あらんを疑はしむる術也 (六) 平らかに飛び行く鳥のふと高く飛び上るは伏兵ある也 (七) 獸は横合より隱れて寄せ來る敵をいふ。野獸の驚きて走せ出づるは敵兵の隱潜して我を襲ふ也 (八) 塵が高く尖りて杉なりに立つは戰車來る也 (九) 塵高く上らずして横幅の廣く見ゆるは步兵の來る也 (一〇) 塵が一方に聚まらず、方々に分れて筋立ちて細く續くは薪を取る也 (一一) 塵の立ち方少くして其向き方に往來の狀見ゆるは陣を經營する也 (一二) 使者の口上へりくだりて而も敵陣を伺はするに合戰の備油斷なく見ゆるは攻め來るべき敵也 (一三) 使者の口上傲慢にて且つ進みかゝる勢を示すは引くべき敵也 (一四) いくさ車を先きへ押し出して兩旁に備ふるは陣備を立てて合戰を始めんとする敵也、これ備の未だ立たざる内に敵の襲來するを拒がん爲め也 (一五) 未だ屈弱せずして故なきに和を請ふ者は姦謀ある也。古來約を多く約束の義に解すれども當らず、今陳暭の說に從ふ (一六) 軍中將に戰はんとし、將士と期約する所あるが爲めに奔走して兵を陳すと也。集注本「陳兵車」に作る。徂徠は「敵陣剛セチガヘ、急ギアリテ兵車ヲ押出シ、備ヲ立ツルテイニ見ユルハ、遠方ヨリノ加勢、又ハ内通ウラ切リノ約束ノ日限刻限到來スルユヱ、急ギ戰ヲハジメ力ヲ合ハセテ戰ハントスル也」といへり (一七) 一隊の半分は進み半分は退くは號令亂れて整齊ならざる形也、かゝる形の見ゆるは多くは我をおびく也 (一八) 兵具を杖つきて (一九) 水を汲む者が陣所へ持ち行く間にまづ飲むは三軍の士皆渴せる證也、一說先づを先きを爭ひてと解す (二〇) 集は止也、陣屋に鳥とまるは其陣屋に人なく空虛なる也 (二一) 士卒の夜間呼するは將に膽勇なくして士卒臆する也 (二二) 軍中さわぎ亂るゝは將威なくして法令重く用ひら

敵者。必擒二於人一。卒未二親附一而罰レ之。則不レ服。不レ服則難レ用也。卒已親附而罰不レ行。則不レ可レ用也。故令レ之以レ文。齊レ之以レ武。是謂二必取一。令素行以敎二其民一。則民服。令不二素行一以敎二其民一。則民不レ服。令素行者。與レ衆相得也。

れざる也 [二三] 旗の動き一定まらざるは備の亂るゝ也 [二四] 吏は將の下に屬する官人。士卒疲倦して吏の命に從はず故に怒る也 [二五] 集註本は次の條と此條とを一つにして「粟レ馬肉食、軍無二懸缻一、不レ返二其舍一者、窮寇也」に作る。今日限りにて、明日の食はいらぬと覺悟し、馬に米を食はせ、小荷駄などの牛馬を殺して其肉を食し炊器も掛けずにまろばし置きて復た炊がざるを示し、日暮れても陣屋に返らぬは窮寇也と也 [二六] 缻一に「缶」に作る。本の陣屋へも歸らず、缻(ホトギ)を木の枝などに懸けて炊ぐは必死を覺悟したる意也。懸缻を「炊がずして缶を捨て置く」と解する說もあり [二七] 將吏の士卒にものいふ樣を見るに、くり返し丁寧に威勢もなく靜かにいふは、士卒の心離れたる者也。一說に、士卒の相集まり竊かに將を誹るは士卒の心を失へる也と解す。前說優るが如し [二八] 屢々賞を與ふるは勢ゆきづまりて急に迫りたる也 [二九] 士卒困弊して令を守らず故にしば〳〵罰する也 [三〇] 最初には士卒をあらく用ひ、後に其衆の離叛を畏るゝは、兵を治むること精しからざるの至り也 [三一] 敵より人質を送りて罪を謝するは士卒疲れたれば是非とも休息して再擧を圖らんとするなり [三二] 敵兵憤怒して彼より寄せ來りながら、久しく合戰を始めず、又引きもせぬはよく〳〵注意して視察すべしと也。以上相敵の法三十三條也 [三三] 上の相敵の法を結ぶ詞也。兵は士卒の數の增益する事多きを貴ぶに非ず、只武を恃んで輕進せずして、士卒心を同じくして敵情を料り知り、勝を敵に取るをよしとすと也。集註本「貴二」の字なし、徂徠之に從ひて「兵多きを益すに非る也、惟武進する無くして以て力を併するに足れるは、敵を料り人に取るのみ」と訓じたり [三四] 以下士卒を治むる法を謂く [三五] 心服せず [三六] 士卒驕り我儘になりて [三七] 士卒に下知するに文德卽ち仁愛恩德を以てしてよく我に親附せしめ [三八] 文德を以てするも中人以下は其法令を守らぬものあるゆゑ、之をそろへて一齊に法を守らする爲めに武卽ち威罰を以てする也 [三九] 必ず勝利を取るの道 [四〇] 令は平生の下知。敎は軍中に臨んで之を用ふるに當りての下知也。素よりは常日頃よりの義。民は士卒を謂ふ [四一] 上は信を以て民を使ひ、民は信を以て上に服す、これ上下相得て一體となる也。徂徠は法と士卒の相得て一致し、卒よく體得して易易と　を行ふ義とせり

孫子曰。地形有二通者一。有二挂者一。有二支者一。有二隘者一。有二險者一。有二遠者一。我可二以往一。彼可二以來一。曰二通一。通形者。先居二高陽一。利二糧道一以戰則利。可二以往一。難二以返一。曰レ挂。挂形者。敵無レ備。出而勝レ之。敵若有レ備。出而不レ勝。難二以返一。不レ利。我出

地形第十（一）

孫子曰く、地形に、通ずる(二)者あり、挂る者あり、支ふる者あり、險しき者あり、險しき者あり、遠き者あり。我以て往く可く、彼以て來る可きを、通と曰ふ。通形は、(四)先ず高陽に居り、(五)糧道を利して以て戰へば、則ち利あり。以て往く可く、以て返り難きを、挂と曰ふ。挂形は、敵備無くば、出でゝ之に勝つ(六)も、敵若し備有らば、出でゝ勝たず、以て返り難くして、利あらじ。我出でゝ利あらず、彼出でゝ利あらざるを、(七)支と曰ふ。支形は、敵、我を利すと雖も、(八)我出づること無かれ。(九)引いて之を去り、敵をして半ば出でしめて之を撃たば利あらん。(一〇)隘形は、(一一)我先づ之に居り、必ず之に盈てゝ(一二)以て敵を待て。若し敵先づ之に居らば、盈たば從ふ(一三)こと勿れ、盈たずんば之に從へ。(一四)險形は、我先づ之に居り、必ず高陽に居りて、以て敵を待て。若し敵先づ之に居らば、引いて之を去り、(一五)從ふこと勿れ。(一六)遠形は、

而不レ利、彼出而不レ利。曰レ支。支形者、敵雖レ利レ我、我無レ出也。引而去レ之。令二敵半出一而擊レ之利。隘形者、我先居レ之、必盈レ之以待レ敵。若敵先居レ之、盈而勿レ從。不レ盈而從レ之。險形者、我先居レ之、必居二高陽一以待レ敵。若敵先居レ之、引而去レ之、勿レ從也。遠形者、勢均難二以挑一レ戰、戰而不レ利。凡此六者、地之道也。將之至任、不レ可レ不レ察也。

(一七)勢均しくば、以て戰を挑み難く、戰ひて利あらじ。凡そ此六つの者は地の道(一八)也。將の至任(一九)、察せざる可からざる也。

(一)地の形を示し、之に應じて兵を用ふるの術を説く　(二)土地の形に六品ありと也、各品とも以下の本文に詳說せり　(三)平坦にして彼我往來自由、所謂四通八達の地也　(四)敵に取られぬさきに己れまづ高丘などの陽なる地を占め　(五)糧道は糧食を取り寄せ運ぶ道。利は通利の義。糧道を塞がれぬやうにする意　(六)挂はひきかゝる意。此方より往くは自由なれど返る事は不自由なる地は、恰も物に引掛りたる樣なれば挂形といふ也　(七)支持の義。敵も味方も押出しては不利なるゆゑ互ににらみあふ地也　(八)利を以て我を誘ふ。我が勝利あるやうに仕向く　(九)自ら軍を引いて去る、籠りたる陣地を明けて、引去る也　(一〇)兩方より山のでさき出で合ひて口狹く中平らにて廣きをいふ　(一一)敵に先んじて陣を取るべく　(一二)谷の口を守り塞ぎて　(一三)敵に打つてかゝる　(一四)險阻にして行き難き所　(一五)共に陣し共に戰ふべからず　(一六)敵と我との陣営の距離遠きをいふ　(一七)人數の多少彼我相等し　(一八)地形に備はりたる自然の道理　(一九)地形をよく知るは將として最も大切なる任務也

故兵有二走者一。有二弛者一。有二陷者一。

(一)故に兵に、走る者あり、弛ぶ者あり、陷る者あり、崩るゝ者あり、亂るゝ者あり、北ぐる者あり。凡そ此六つの者は、(二)天地の災に非ず、將の過なり。夫れ(三)勢

者。有崩者。有亂者。有北者。凡此六者。非天地之災。將之過也。夫勢均。以一擊十。曰走。卒強吏弱。曰弛。吏強卒弱。曰陷。大吏怒而不服。遇敵懟而自戰。將不知其能。曰崩。將弱不嚴。教道不明。吏卒無常。陳兵縱橫。曰亂。將不能料敵。以少合衆。以弱擊強。兵無選鋒。曰北。

均しくして一を以て十を撃つを、走と曰ふ。(五) 卒強く吏弱きを、弛と曰ふ。(六) 卒弱きを、陥と云ふ。(七) 大吏怒りて服せず、(八) 敵に遇うて、懟んで自ら戦ひ、(九) 将其能を知らざるを、崩と曰ふ。(一〇) 将弱くして厳ならず、(一一) 教道明かならず、(一二) 吏卒常なく、(一三) 兵を陳すること縦横なるを、乱と曰ふ。(一四) 将、敵を料ること能はず、少きを以て衆きに合し、(一五) 弱きを以て強きを撃ち、(一六)(一七) 兵に選鋒なきを、(一八) 北と曰ふ。(一九) 凡そ此六つの者は敗の道也、将の至任、察せざる可からざる也。

(一) 敗北の道六を説く (二) 天の時。地の利 (三) 将の智、兵の勇、其他すべて彼我同じ位也 (四) 一の人数にて十の人数を撃つ (五) 戦にも及ばずして走らんと也 (六) 士卒は強悍にて法を犯すあるも物頭諸役人は懦弱にて制する能はず、これ頽弛振はず、恰も弓の弦を弛めたる如し (七) 陥りて救ふ能はざる義。卒疲れて弱く、又は太平になれて柔弱なるに将吏のみ強くして之を無理に駆り立て戦はしむれば必ず敗亡に陥り、士卒をも陥れ又其身を陥るゝ也 (八) 吏中の頭立ちたる者 (九) 大将に心服せず (一〇) 軍全体を考へず各自にすてばちになりて戦ふ也 (一一) 大将、大吏の能を知らず、これ即ち吏の服せざる所以をいふ也 (一二) 備固からずしてわるゝこと山の崩壊するが如しと也 (一三) 将士弱くして法令厳ならず (一四) 組分け合図など平生の習はしなくして明かならず (一五) 頭役人士卒の役目よくうつりかはりて常守の職なく (一六) 備を立つる事乱雑にて節制なし (一七) 合戦し (一八) よりすぐりたる精鋭を以て先鋒とするをなし (一九) 必ず敗北する兵

凡此六者敗之道也。將之至任不可不察也。

夫地形者兵之助也。料敵制勝計險阨遠近上將之道也。知此而用戰者必勝。不知此用戰者必敗。故戰道必勝。主曰無戰必戰可也。戰道不勝。主曰必戰無戰可也。故進不求名。退不避罪。唯民是保。而利於主。國之寶也。視

夫れ地形は、(一)兵の助なり。(二)敵を料りて勝を制し、(三)險阨遠近を計るは、(四)上將の道なり。(五)此を知りて用て戰ふ者は必ず勝たん。此を知らずして用て戰ふ者は必ず敗れん。故に(六)戰の道必ず勝つべくば、(七)主、戰ふこと無かれと曰ふとも、必ず戰うて可なり。戰の道勝つまじくば、主必ず戰へと曰ふとも、戰ふこと無くして可なり。故に、(八)進んでは名を求めず、退いては罪を避けず、(九)唯だ民を是れ保んじて、主に利あるは、國の寶なり。卒を視ること(一〇)嬰兒の如し、故に之と與に深谿に赴く可し。卒を視ること(一一)愛子の如し、故に之と倶に死す可し。(一二)厚くして使ふこと能はず、愛して令すること能はず、亂れて治むること能はざるは、譬へば(一三)驕子の如し、用ふ可からざる也。吾が卒の以て(一四)擊つ可きを知りて、(一五)敵の擊つ可からざるを知らざるは、(一六)勝の半ば也。敵の擊つ可きを知りて、吾が卒の以て擊つ可から

卒如二嬰兒一。故可三與レ之赴二深谿一。視レ卒如二愛子一。故可二與レ之俱死一。厚而不レ能レ使。愛而不レ能レ令。亂而不レ能レ治。譬如二驕子一。不レ可レ用也。知三吾卒之可二以擊一。而不レ知二敵之不一レ可レ擊。勝之半也。知二敵之可一レ擊。而不レ知三吾卒之不二可以擊一。勝之半也。知二敵之可一レ擊。知三吾卒之可二以擊一。而不レ知二地形

ざるを知らざるは、勝の半ば也。敵の撃つ可きを知り、吾が卒の以て撃つ可きを知るも、地形の以て撃つ可からざるを知らざるは、勝の半ばなり。故に兵を知る(一七)者は、動いて迷はず、(一八)擧げて窮せず。(一九)故に曰く、彼を知り己を知れば、勝乃ち殆からず。(二〇)天を知り地を知れば、勝乃ち全かる可しと。(二一)

(一)兵陣の一助也。勝を助くるに足るもの也との意 (二)敵の虚實強弱を料り察して敵に勝つの道を制定し (三)地形のさかしき、せばき、遠き、近きを見積り計る (四)總大將 (五)上の二事即ち敵を料ると地形を計ると也 (六)合戰の道理に於て (七)主君 (八)進退共に己の爲めにせずと也。進退は軍のかけ引きの謂に非ず。積極消極といふ程の意ならん (九)唯一筋に餘念なく (一〇)慈愛もし、控制もし注意親切至らざるなきをいふ (一一)眞心より愛する也、嬰兒といひ愛子といふ、互文にて畢竟同じ事也、上たる者眞愛を以て士に臨めば、卒其恩に感じて險を辭せず死を厭はずと也 (一二)恩ありて法令なきの害をいふ。ねんごろに養ふのみに命令を加へて使ふ能はず。流布本次の「愛す云々」の句此句の上にあり、今集註本に從ふ (一三)だゞつこ也。士卒恩にあまへおごり高ぶりて下知を受けず、何の用にも立たずと也 (一四)敵を撃つべきを知る、即ち己を知る也 (一五)敵に虚なく撃つとも勝つまじきを知らず、即ち彼を知らざる也 (一六)勝つべき所半分、負くべき所半分、全勝は得難し (一七)味方を知り敵を知り、又地形を知る人 (一八)妄りに動かざれば、一旦活動する時は勝つまじきを勝つべしと迷ひ誤ることき事

なし 〔一九〕 輕々しく兵を擧げざれば、一旦兵を擧げて合戰する時は行き詰りて計の出でざるが如き事なし 〔二〇〕

古語を引いて曰ふ也 〔二一〕 天の時をも地の利をも知れば

之不レ可ニ以戰一。

勝之半也。故

知レ兵者。動而

不レ迷。擧而不レ窮。故曰。知レ彼知レ己。勝乃不レ殆。知レ天知レ地。勝乃可レ全。

孫子曰。用レ兵之法。有二散地一。有二輕地一。有二爭地一。有二交地一。有二衢地一。有二重地一。有二圮地一。有二圍地一。有二死地一。諸侯自戰二其地一者爲二散地一。入二人之地一而不レ深者爲二輕地一。我得亦利。彼得亦利者爲二爭地一。我可二以往一。彼可二以來一者爲二交地一。諸

九地第十一 (一)

孫子曰く、兵を用ふるの法は、散地(二)あり、輕地あり、爭地あり、交地あり、衢地あり、重地あり、圮地あり、圍地あり、死地あり。諸侯自ら其地に戰ふ(三)者を、(四)散地となす。(五)人の地に入りて而も深からざる者を、(六)輕地と爲す。我得るも亦利(七)あり、彼得るも亦利ある者を、(八)爭地となす。我以て往く可く、彼以て來る可き者を、(九)交地となす。(一〇)諸侯の地三屬し、(一一)先づ至れば天下の衆を得る者を、(一二)衢地となす。人の地に入ること深く、(一三)城邑を背にすること多き者を、重地となす。山林、險阻、(一四)沮澤、凡そ行き難きの道をば、(一五)圮地となす。(一六)由りて入る所の者は隘く、(一七)從つて歸る所の者は迂、彼寡くして以て吾が衆きを擊つ可き者を、(一八)圍地となす。疾く戰へば則ち存し、疾く戰はざれば則ち亡ぶる者を、(一九)死地となす。是故に、散地には則ち戰ふこと無かれ。輕地には則ち止まる(二〇)こと無かれ。爭地には則ち攻む(二一)るこ

侯之地三屬。先至而得天下之衆者、爲衢地。入人之地深、背城邑多者爲重地。山林險阻沮澤、凡難行之道者爲圮地。所由入者隘。所從歸者迂。彼寡可以擊吾之衆者爲圍地。疾戰則存。不疾戰則亡者爲死地。是故散地則無戰。輕地則無止。爭地則無攻。交地則

と無かれ。交地には則ち絶つこと(二二)無かれ。衢地には則ち交りを合はせよ(二三)。重地には則ち掠めよ(二四)。圮地には則ち行け(二五)。圍地には則ち謀れ(二六)。死地には則ち戰へ(二七)。古(二八)の善く兵を用ふる者は、能く敵人をして前後相及ばず(二九)、衆寡相恃まず(三〇)、貴賤相救はず(三一)、上下相收めず(三二)、卒離れて集まらず、兵合うて齊しからざらしむ(三三)。利に合ひて動き(三四)、利に合はずして止まる。敢て問ふ(三五)、敵、衆にして(三六)整うて將に來らんとせば、之を待つこと若何せん。曰く、先づ(三七)其の愛する所を奪へば、則ち聽かん(三八)。兵の情は、速なるを主とす(三九)。人の及ばざるに乘じ、虞らざるの道に由り、其の戒めざる所を攻むる也。

(一) 地の勢に九つあることを論ず (二) 以下九地の目を示し次に之を詳說せり (三) 我領內の地 (四) 心のちり分るゝ地の義。士卒家に近く心引かれて合戰の方へ心專一に赴かぬ也 (五) 散地也 (六) 心輕くして專らならぬ意。敵地に入れども深からざるは引を還るに易く、其他一切の事重からぬ也 (七) 亦の字、集註本「則」に作る (八) 敵味方相互に得んとして相爭ふ地の義 (九) 敵味方相交錯する地の義 (一〇) 敵にてもなく味方にてもなき隣國三方へつゞく (一一) 先きに至りたる方へ右の諸侯つき從ひ、それより勢つよくなりて天下の民衆も我に歸服す (一二) 四辻の義。四面通達する地也 (一三) 敵の城邑を幾つも越え行きて我が背の方に敵城多くあるものは、退還易からず、其他

無レ絕。衢地則合レ交。重地則掠。圮地則行。圍地則謀。死地則戰。古之善用レ兵者。能使下敵人前後不二相及一。衆寡不二相恃一。貴賤不二相救一。上下不二相收一。卒離而不レ集。兵合而不レ齊。合二於利一而動。不レ合二於利一而止。敢問、敵衆整而將レ來。待レ之若何。曰先奪二其所下愛。則聽矣。兵之情主レ速

萬事に重き也 〔一四〕水つきの地。さは。卑濕にして足場わるき所也 〔一五〕やぶれくづれたる地の義 〔一六〕入口せばく 〔一七〕歸るべき途は迂曲にして遠し 〔一八〕敵に取り圍まれたるが如しとの意にていふ也。山にても川にても四方を圍繞せる地也 〔一九〕一番の惡地にて必ず死すべき地也。斯る地にては身命を抛ち火急に戰ふ時は士卒の心一致する故萬死を出でて一生を得る也 〔二〇〕留まらずして前進すべし 〔二一〕敵より先に此地に據りて敵より攻めらるゝやうにすべし、若し敵先きに此地を得て陣を固め居らば攻むる事勿れ 〔二二〕其備、首尾隔して斷絕せしむを得ず。或は「絕たるゝこと勿れ」と讀じ、敵にたちきられぬやうに用心せよとも解すべし 〔二三〕中立の諸侯と交を結びよしみを通じて助とす 〔二四〕深く敵地に入り敵城を背にすれば士卒の心專らにして強くなるも、歸路必ず絕たれ糧食闕するは常なれば、常に掠め取りて糧を敵に因るべし 〔二五〕速かに行き去りて留まるべからず 〔二六〕奇謀を發して勝つべし 〔二七〕力戰して萬死に一生を得べし 〔二八〕「所謂古之」「古之所謂」等に作れる書あり 〔二九〕前陣と後陣と相連續せざらしめ 〔三〇〕大備小備離れ〴〵になりて互に力となり合はず 〔三一〕將吏と士卒と散亂して互に救ひ合はず 〔三二〕一本「不二相扶一」に作る、上の句と互文にて亦隊の散亂するをいふ 〔三三〕鋒を合はせて戰ふにも力そろはずして衆勢一致せず。兵合ふも參差として整はずと解する說もあり 〔三四〕勝利の道に合へば戰ひ合はざれば戰はず 〔三五〕自問自答を設けていふ也 〔三六〕人數多く且つ整ひて虛なく、將に來りて我に迫らんとす 〔三七〕我機先を制して、敵の愛する所卽ち兵糧か地の利か君の居所か根城か何にでも取られてならぬと思ふ所を奪ふべし、さすれば敵我に制せられ我が意のまゝとならん 〔三八〕合戰の精神は神速なるをば第一とす 〔三九〕速かにするには、人の手配の屆かぬ所に乘じ、思もよらぬ道筋を行き、用意せぬ所を攻む。三句共に不意に出でゝ其虛を衝くの義也、速は單に渾速の速に非るを明かにする也。人の及ばざるに乘ずを解して、人に乘ずること倉卒にして敵をして備を爲すに及ばざらしむと見たる說もあれどいかゞ

乘人之不及。由不虞之道。攻其所不戒也。

凡爲客之道。深入則專主人不克。掠於饒野。三軍足食。謹養而勿勞。幷氣積力。運兵計謀。爲不可測。投之無所往。死且不北。死焉不得。士人盡力。兵士甚陷則不懼。無所往則固。入深則拘。不得已則鬭。是故其兵不修而戒。

凡そ客(一)たるの道、深く入れば、則ち專らにして、主人克たず。饒野(二)に掠めて、三軍食を足し、謹み(三)養うて勞することなかれ。氣(四)を幷せ力を積み、兵(五)を運らし、計謀して、測る(六)可からざるを爲し、之(七)を往く所なきに投ぜば、死すとも且つ北げじ。死焉(八)んぞ得ざらん。士人(九)皆力を盡さん。兵士(一〇)甚だ陷るときは則ち懼れず、往く所無ければ則ち固く(一一)、入る(一二)こと深ければ則ち拘り、已む(一三)ことを得ざれば則ち鬭ふ。是故に、其兵(一四)、修め(一五)ずして而も戒め、求め(一六)ずして而も得、約(一七)せずして而も親み、令(一八)せずして而も信ず。祥(一九)を禁じ疑を去れば、死に至るまで之く所無し。吾が(二〇)士、餘財無し、貨を惡むに非ざる也。餘命無し、壽を惡むに非ざる也。令發(二一)するの日、士卒の坐する者は、涕襟を霑し、偃臥する者は、涕頤に交はる。之を往く所無きに投ずれば、諸劌(二二)の勇也。

㈠ 客戰即ち敵地に入りて戰ふ旅掛けの戰は、深く敵地に入れば士卒が專一にて堅き故之を引き受くる主人は我に

不求而得。不約而親。不令而信。禁祥去疑至死無所之。吾士無餘財。非惡貨也。無餘命。非惡壽也。令發之日。士卒坐者涕霑襟。偃臥者涕交頤。投之無所往諸劌之勇也。

勝つ能はず (二) 米穀多き田野 (三) 大切に士卒を養ひて徒に疲らすことなく (四) 氣は士卒の勇氣。力は士卒の精力。之を倂せ積むとは徒らにそれを出させずして二度分も三度分も倂せてどつと一度に出させ、積みたくはへて少なきものを多くする謂也 (五) 軍兵を運びめぐらし (六) 敵も味方も測り知られぬやうにす (七) 味方の軍勢をば敵と戰ふより外にどこへも行き場なき所に投げ入れる (八) 必ず士の死力を得べしとなり。「死せば焉んぞ得ざらん」と訓じ、死を極めてやれば何事にでも出來べしと解するも亦通ず (九) 士民。士卒 (一〇) 士卒死地に陷ること甚しく出づべきやうなきに至りては皆必死となりて勇氣出づ (一一) 人心專らにして備固く (一二) 敵地に入ること深ければ人心自ら縛せられたるごとく一になりて離散せず (一三) 鬪はずしてたゞ居ることの出來ぬ場に置く時は皆力を盡して鬪ふ (一四) 死地に投じたる兵 (一五) 軍を修整せずとも士卒自ら戒懼す (一六) 必死の働きを士卒に求めずとも士卒自ら必死に働く。其勝を求めざれども勝自ら得とも解し、收索を求めずして自ら心を得とも解す。要するに士卒自ら奮ふを以て將の求むる所のもの求めずして自ら得る也 (一七) 誓約に及ばずして士卒相親み (一八) 禁令法度を下す迄もなく士卒よく上の下知を信奉す (一九) 妖祥の言を禁じ、疑惑の念を釋き去れば士卒の心死に至るまでわきへ散ることなし。夢の告げ、神佛の託宣、其他吉凶の前兆などいひふらすことを總て妖祥にて、窮困の際は人殊更此種の妖言に惑はされ以て疑惑の心を生じ易きもの故之を禁ずる也 (二〇) 士卒財をすてて顧みず、命をすてて明日までの命をも期せざるは財寶を憎み嫌ふにあらず、只一念に今日を限りと覺悟すれば也 (二一) 生死存亡今日の一戰にありといふ號令を發する時士卒感激涕流して心に死を決す (二二) 專諸 (戰國時代の勇士) 曹劌 (春秋時代の魯の莊公の將)

故善用兵者、譬如率然。率然者常山之蛇也。擊其首則尾至、擊其尾則首至、擊其中則首尾倶至。敢問兵可使如率然乎。曰可。夫吳人與越人相惡也、當其同舟濟而遇風。其相救也如左右手。是故方馬埋輪未足恃也。齊勇若一。政之道也。剛柔皆得。地之理也。故

故に、善く兵を用ふる者は、譬へば率然(一)の如し。率然とは、常山の蛇なり。其首を擊てば則ち尾至り、其尾を擊てば則ち首至り、其中を擊てば則ち首尾倶に至る。敢て問ふ、(二)兵率然の如くならしむ可きか。曰く、可なり。夫れ吳人と越人とは(三)相惡む、其の舟を同じくして濟りて(四)風に遇ふに當りては、其の相救ふや、(五)左右の手の如し。是故に、(六)馬を方べ輪を埋むるも、未だ恃むに足らざる也。(七)勇を齊へて一の若きは、(八)政の道也。(九)剛柔皆得るは、地の理也。故に、善く兵を用ふる者は、(一〇)手を攜へて、一人を使ふが若し、已むを得ざれば也。將軍の事は、(一一)靜にして以て(一二)幽に、(一三)正しくして以て治まる。(一四)能く士卒の耳目を愚にして、之をして知ること無からしむ。(一五)其事を易へ、其謀を革めて、人をして識ること無からしむ。(一七)其居を易へ、(一六)其路を迂けて、人をして慮ることを得ざらしむ。帥、之と期すること、(一八)高きに登りて其梯を去るが如く、帥、之と與に深く諸侯の地に入りて、(二〇)其機を發すること、(二一)群羊を驅るに、驅りて往き、驅りて來り、之く所を知る莫きが若し。

善用兵者。携手若使一人。不得已也。將軍之事。靜以幽。正以治。能愚士卒之耳目。使之無知。易其事。革其謀。使人無識。易其居。迂其途。使人不得慮。帥與之期。如登高而去其梯。帥與之深入諸侯之地。而發其機。若驅群羊。驅而往驅而來。莫知所之。聚三軍之衆。投

三軍の衆を聚め、之を險に投ず。此れ將軍の事なり。(二一)九地の變、屈伸の利、人情の理、察せざる可からざる也。

(一) 率然は相應ずるの速かなる義にて名とせる也「常山の蛇勢」といふ熟語これに基づく (二) 世本「兵」の字なし今集註本に從ふ (三) 元來甚だ仲惡し (四) 河をわたりて (五) 人の鬪ふ時、左の手を取らるれば右の手必ず之を救ふ、同じ舟に乘り合せたる場合に萬一其の舟が覆らんとする時は、たとひ仇讐にても相救ふ、況んや仇讐に非ずして同じく死地に陷りたる士卒の相應じ相救ふは必然の勢也 (六) 備を固むる爲めに戰車の馬をならべて其備を立つるに、馬と馬とをくゝり合はせ、車の輪を地に埋めて動かぬやうにし、これにて陣は崩れずと恃みても、なほ恃みとするに足らず (七) 勇氣を揃へて、勇者獨り進むを得ず、怯者獨り退くを得ざるは (八) 軍中の法度號令 (九) 人の剛なるも柔なるも皆其用を得るは地勢之を然らしむる也 (一〇) 三軍の衆を使ふこと一人の手をとり廻して使ふごとく士卒の進退勇怯皆一齊なるは勢の自然にて斯くせざれば叶はぬ故也 (一一) つとむべきわざ (一二) 安靜にして幽深、人其謀を成す所を測り知り難たし (一三) 正しく堅く軍中少しの亂れもなし (一四) 將帥の決圖策を容れず、而して計謀は密なるを貴ぶ、故に大將の心事をば士卒に知らしめず、我が思ふとは別の事を見屆させて、當分彼の心を納得させ、專心大將の命に從ふやうにす (一五) 行ふ事も計謀も度每に易へ改めていつも同じやうなる事をせず (一六) 敵をも我が士卒をも兼ねていふ (一七) 我が居る所の地 (一八) 我が行く道を易へて一樣にせず (一九) 將帥、俱に次の句の帥と二つながら「ひきゐる」と訓ず、士卒に合戰の約束を申含めるに、高き屋根に上せて梯子を引きたる如く、俄かに指圖を下して死地に投じ、かへるべく退くなからしむ (二〇) 兵機を發す、機は弩弓

之於險。此將軍之事也。九地之變。屈伸之利。人情之理。不可不察也。

凡爲客之道。深則專。淺則散。去國越境而師者絕地也。四通者衢地也。入深者重地也。入淺者輕地也。背固前隘者圍地也。無所往者死地也。是故散地吾將

の引手、發ははなつ、弩弓の引手を切つてはなつ義にて、軍中に、よき機を見てするどく勢を發し勝負を決する喩也（二三）牧畜者の羊を驅りて行くに、驅り立てて彼處に行き、又こゝへ來れども羊は其往く處を知らざるが如く、士卒只將の命のまゝにて何心なく往きて戰ふと也。一本機を發する次に「焚舟破釜」の四字あり（二四）張預曰く「九地之法、拘泥スベカラズ、須ラク變通スルヲ識ルベシ、屈スベクンバ則チ屈シ、伸ブベクンバ則チ伸ブ、利スル所ヲ審カニスルノミ、コレ乃チ人情ノ常理察セザルベカラズ」と。徂徠は兵の勢屈伸の二字を出でずといひ、又九地の變化種々なれども畢竟屈伸の二つ也、人情の上に具はる物屈伸の二つに越えずといへり

凡そ、客たるの道、（一）深ければ則ち專（二）らに、淺ければ則ち散る。國を去り境を越えて師（三）する者は、（四）絕地也。（五）四通する者は、衢地也。入ること深き者は、重地也。入ること淺き者は、輕地也。（六）固を背にし隘を前にする者は、圍地也。往く所無き者は、死地也。是故に、（七）散地には、吾將に其志を一にせんとす。輕地には、吾將に之（八）をして屬かしめんとす。（九）爭地には、吾將に其後に趨かんとす。（一〇）交地には、吾將に其守を謹まんとす。衢地には、吾將に其結（一一）を固くせんとす。重地には、吾將に其食（一二）を繼がんとす。圮地には、吾將に其途（一三）を進めんとす。圍地には、吾將

一其志。輕地吾將使之屬。爭地吾將趨其後。交地吾將謹其守。衢地吾將固其結。重地吾將繼其食。圮地吾將進其塗。圍地吾將塞其闕。死地吾將示之以不活。故兵之情。圍則禦。不得已則鬬。過則從。是故不知諸侯之謀者。不能豫交。不知山林險阻沮澤之形者

に其闕を塞がんとす。(一四)死地には、吾將に之に示すに活きざるを以てせんとす。(一五)故に兵の情は、圍まるれば則ち禦ぎ、已むを得ざれば則ち鬬ひ、(一六)過ぐれば則ち從ふ。(一七)是の故に、諸侯の謀を知らざる者は、豫め交はること能はず。山林・險阻・沮澤の形を知らざる者は、(一八)軍を行ること能はず。鄕導を用ひざる者は、地の利を得ること能はず。(一九)四五の者一も知らざるは、霸王の兵に非ざるなり。(二〇)

(一)敵地に攻入ること深ければ (二)士卒の心專一になる (三)いくさをする父陣を取る (四)本國と絶え隔れたる地の義 (五)以下重ねて九地を説く。一本四通を「四達」に作る。四方に諸侯の國ありて往來の道通達する地 (六)要害堅固の地をうしろに當て細き道を前に當つ (七)散地はわが自國の地にて士卒の心ちり分れ易き故、止むを得ずしてたゞに戰はず、士卒の心を一ならしむるやうにする (八)行く時は前陣後陣のきれぬやうにし、止まり陣する時は陣營相接す (九)彼我共に之を得れば利なる地也。斯る地にては敵を引き出し敵のそこを離れたるあとへ趨き奪ひ取るべしと也。或は敵の後に趨きて其虚を衝くと解するも亦通ずべきか。諸説紛々たれども略す。(一〇)道幾條も入り交りたる地。敵の來襲自在なる地ゆゑ道筋毎に人數を配し、敵に備へて油斷せず (一一)隣國との交りを堅くす (一二)兵糧のつゞく事を第一とす。前に饒野を掠むといふはこれが爲め也 (一三)留まるべからずとの意也 (一四)其一方が開けて以て落行くべきやうなる道あるをば塞ぎて以て味方の心を堅固にす (一五)士卒に必死にして活くべからざる事を知らしむ。必死を期して奮戰すれば萬死を一生を得べければ也 (一六)戰はずにまつとしては

居られぬ場に至れば殊更に下知せずとも皆な奮ひ闘ふ　(一七)　甚だ危ふき地に陷れば皆よく將の命に從ふの意か。徂徠の過を以て遇の誤となすもの最も從ふべきに似たり　(一八)　以下前の軍爭篇に出でたる語也　(一九)　九即ち九地の變をいふ　(二〇)　天下を一統するを得ずとの意

不能行軍。不用鄉導者。不能得地利。四五者一不知。非霸王之兵也。夫霸王之兵。伐大國則其衆不得聚。威加於敵則其交不得合。是故不爭天下之交。不養天下之權。信己之私。威加於敵。故其城可拔。其國可隳。施無法之賞。懸無政之令。犯三軍之衆。

夫れ霸王の兵は、大國を伐てば、則ち(一)其衆聚まるを得ず、威、(二)敵に加はれば、則ち其交り合ふを得ず。是故に、(三)天下の交りを爭はず、(四)天下の權を養はず、己の私を信べ、威、敵に加はる。故に、其城拔く可く、其國隳す可し。(六)無法の(五)賞を施し、無政の令を懸く、三軍の衆を(七)犯ふること、一人を使ふが若し。(八)之を犯ふるに事を以てし、告ぐるに言を以てすること勿れ。之を犯ふるに(九)利を以てして、告ぐるに害を以てすること勿れ。之を亡地に投じて然る後に存し、之を死地に陷れて然る後に生く。夫れ衆、(一〇)害に陷りて、然る後に(一一)能く勝敗を爲す。故に兵を爲すの事、(一二)敵の意を順詳するに在り。(一三)敵を一向に幷せて、千里に(一四)將を殺す。是れを、巧にして能く事を成すと謂ふ。是故に、(一五)政擧の日、(一六)關を夷り、符

如レ使二一人一犯レ
之以レ事。勿二告
以一レ言。犯レ之以レ
利。勿二告以一レ害。
投二之亡地一然
後存。陷二之死
地一然後生。夫
衆陷二於害一然
後能爲二勝敗一。
故爲レ兵之事。
在三順二詳敵之
意一。并二敵一向一
千里殺レ將。是
謂二巧能成一レ事。
是故政擧之
日。夷レ關折レ符
無レ通二其使一。厲二
於廊廟之上一。
以誅二其事一。敵
人開闔必亟

を折り、其使を通ずること無し。(一七)廊廟の上に厲まし、以て其事を誅む。(一八)敵人開闔すれば、必ず亟かに之に入る。(一九)其の愛する所を先にし、(二〇)微かに之と期す。(二一)墨を踐み敵に隨ひ、以て戰事を決す。是故に、(二二)始めは處女の如く、敵人、戸を開く。後は脫兎の如く、敵、拒ぐに及ばず。

(一)敵の衆一處に聚りて我を防ぐを得ず (二)我が威敵に加はれば其大國と隣國諸侯との交り離れ散る (三)敵と爭ひて我先に天下の交りを得んとせず (四)自然に天下諸侯の權が此方に歸するやうに係るに計を廻らすことを事をせず、一に兵威を以て臨むとならん (五)我が一己の兵威を以て思ふまゝにはたらく (六)常法に拘らざる賞を與へ常道に泥まずして常道に外れたる號令下知を爲す (七)用也 (八)之は士卒を指す。事は合戰のわざ。言はなぜ斯くするかといふ其譯 (九)利中害あるも其害を告げずして利のみを告ぐ。人情利を見ては勵み害を見ては懼るるを以て也 (一〇)衆は士卒。害は患害の地にて前の亡地死地これ也 (一一)士卒よく命を用ひ、勝つも負くるも我が爲すまゝ也の意 (一二)敵に逆はず其思ふまゝにさせて詳かに其意を察す。一本詳を佯に作る。一説詳は佯に通ずとす卽ち或は敵の意にしたがひ、或は之に佯はり逆ふと也 (一三)敵を誘ひ引き動かしてひたすら一方に向はしむ從つて虛を生ぜしむ。大全纂序諸本「并力一向」に作る。力を分たず一所に併せて專一に向ふべしとの意、今樂註本に從ふ (一四)敵將を殺す。大勝をいふ (一五)動兵の命を下すの日。出陣の日 (一六)關所を塞ぎ往來の手形たる符信を折り捨てて往來を絕ち、我使者をも通さず (一七)朝廷にて十分勝算を運きたる上にて兵を勵し、以て其成るを責む。得策は、在國の君臣はひたすら同事をはげみ、軍事は將に打任せて其成功の上にて賞罰すと爲す (一八)開闔

入レ之。先ニ其所レ愛。微与レ之期。践レ墨随レ敵。以決ニ戦事一。是故始如ニ処女一。敵人開レ戸。後如ニ脱兎一。敵不レ及レ拒。

は開閉にてなほ動静といふが如し。敵に間隙を生ぜば速かに其すきに乗ずべしと也。一説開闔を間者の義とし、敵の間者は速かに入るべし、計を為すに便利なりと解す　(一九)　敵の愛好する所をまづよく察知し　(二〇)　人知れず我心の中に之を得んと謀り期すと也　(二一)　軍法上一定の法則あり、之を根拠として固く其上に立脚し其上にて敵の形に従つて千変万化し、敵の虚を見て勝敗を一戦に決す　(二二)　敵に打向ふ始めは処女の如く極めて柔弱なるを示す、故に敵侮りて備へず、その打つべき間に当るや、奔逸迅速なること脱兎の如く、敵之を拒ぐいとまなしと也。孫子合戦の妙此四句に尽きたり。

孫子曰。凡火攻有五。一曰火人。二曰火積。三曰火輜。四曰火庫。五曰火隊。行火必有因。煙火必素具。發火有時。起火有日。時者天之燥也。日者月在箕壁翼軫也。凡此四宿者風起之日也。凡火攻必因五火之變而應之。火發

(一)火攻第十二

孫子曰く、凡そ火攻に五つあり。一に曰く、(二)人を火く。二に曰く、(三)積を火く。三に曰く、(四)輜を火く。四に曰く、(五)庫を火く。五に曰く、(六)隊を火く。(七)火を行ふには、必ず因ること有り。(八)煙火は必ず素より具ふ。火を發するに時あり、火を起すに日あり。時とは天の燥けるなり。日とは(九)月の箕・壁・翼・軫に在るなり。凡そ此四宿は、(一〇)風起るの日なり。凡そ火攻は、必ず(一一)五火の變に因りて之に應ず。火、(一二)內に發すれば、即ち早く之に外に應ず。(一三)火發して、而も(一四)其兵靜なるものは、(一五)待つて攻むることを勿れ。(一六)其火力を極めて、(一七)從ふ可ければ之に從ひ、從ふ可からざれば止む。火、(一八)外より發す可くんば、(一九)內に待つこと無く、(二〇)時を以て之を發せよ。(二一)火、上風に發せば、下風を攻むること無かれ。(二二)晝風は久しく、夜風は止む。凡そ軍は、必ず(二三)五火の變を知りて、(二四)數を以て之を守る。故に、火を以て攻むるを佐くる者は

於内。即早應之於外。火發而其兵靜者。待而勿攻。極其火力。可從而從之。不可從則止。火可發於外。無待於内。以時發之。火發上風。無攻下風。晝風久。夜風止。凡軍必知五火之變。以數守之。故以火佐攻者明。以水佐攻者強。水可以絶。不可以奪。夫戰勝攻取。而不

(二五)明かなり、水を以て攻むるを佐くる者は強し。(二六)水は以て絶つ可きも、以て奪ふ可からず。夫れ戰ひて勝ち攻めて取らんとして、而も其功を修めざる者は凶なり、(二七)命けて費留と曰ふ。故に曰く、(二八)明主は之を慮り、良將(二九)は之を修むと。(三〇)利に非ざれば動かず、(三一)得るに非ざれば用ひず、(三二)危きに非ざれば戰はず。(三三)主は怒りを以てして師を興す可からず、(三四)將は慍りを以てして戰を致す可からず。利に合へば動き、利に合はざれば止む。(三五)怒りは以て復た喜ぶ可く、慍りは以て復た悅ぶ可し。亡國は以て復た存す可からず、死者は以て復た生くべからず。故に明主は之を愼み、良將は之を警む。此れ國を安んじ軍を全うするの道なり。

(一)　火を以て攻むるの道を説く也　(二)　敵の士卒を燒き殺す。火人と訓ずるも可。以下皆音讀するも可也　(三)　積み蓄へたる兵糧を燒く　(四)　衣服器具等の荷物を燒く　(五)　財寶器物等を藏めたる庫を燒く　(六)　隊伍に火を擲げて其備を亂す　(七)　火攻の法を行ふには必ず因りちなむ所あるべし、例へば天時の旱燥に因り、風の便なるに因る類　(八)　火攻に要する道具は豫ねてより用意すべし　(九)　月のやどりなる二十八宿の中此四宿中にある日　(一〇)　月が此四宿にやどる日は必ず風吹く　(一一)　火人火積火輜火庫火隊によりて、敵陣亂るゝの變に因りちなみて我兵を擧

修㆓其功㆒者凶。命曰㆓費留㆒。故曰。明主慮㆑之、良將修㆑之。非㆑利不㆑動。非㆑得不㆑用。非㆑危不㆑戰。主不㆑可㆓以㆑怒而興㆑師。將不㆑可㆓以㆑慍而致㆑戰。合㆓於利㆒而動。不㆑合㆓於利㆒而止。怒可㆓以復喜㆒。慍可㆓以復悅㆒。亡國不㆑可㆓以復存㆒。死者不㆑可㆓以復生㆒。故明主愼㆑之。良將警㆑之。此安㆑國全㆑軍之道也。

げて之に顧ず 〔二二〕敵の内情か又は我間者敵陣に入り込みたるによりて火を發せば、兵を以て外より早く之に應ずべし 〔二三〕內より發して 〔二四〕敵に備あるゆゑ騷がぬ也 〔二五〕其變の生ずるを待ち妄に攻むる勿れ 〔二六〕火勢の強く猛なるを見極め 〔二七〕其變に從つて攻め入る。火のもえさかるにつけて敵に變あらば從つて攻むべく、もえつのりても騷がずば從ふべからずとなり 〔二八〕內通なき迄も也 〔二九〕內に火の起るを 〔三〇〕天の燥ける時とか風の出る時とかいふ如く便宜の時を以て也。或は時を解して敵の乘ずべき虛と爲す 〔三一〕火風上みより起りたる時は風下より攻むべからず 〔三二〕風の見やうを說く。晝の風は長く吹き夜風はぢき止むが常也との意。或は「晝、風久しければ、夜、風止む」と訓解す 〔三三〕五火の變亂といふ事あるを知りてよく守れと也 〔三四〕術數卽ち兵術也 〔三五〕情狀の判然として斷固に以て勝を取り易し。又、火はあかるきもの故得失ともに明かにして味方の人數を見すかさるゝ失ありと解す 〔三六〕水は以て敵の糧道を絕ち救援を絕つべきも以て敵の積蓄據點を奪ふ可からず 〔三七〕其戰つて勝ち攻めて取るべきわざ、卽ち火攻の類也。火攻水攻の類固より不仁なれども、而も之を行はざれば徒に淹留久しきに涉り國財を消耗す、凶也。これ費留の義也。諸說紛々今梅堯臣の說に據る。但、「夫れ戰ひて勝ち攻めて取り而も」云々と連じ、徒に戰勝攻取のみにて其の功を修治せざる者は凶と爲すもの、亦顧みるに足るの說たるべし 〔三八〕明かなる君は妄に軍を動かさずして深く思慮を運らす 〔三九〕戰勝攻取のわざを修む 〔四〇〕勝利の見込附かざれば妄に動かず 〔四一〕たしかに得る所あるに非ざれば水攻火攻の如き法を用ひず 〔四二〕止むを得ざる非常の場合に引き迫る迄は戰はず 〔四三〕一日の怒に乘じて 〔四四〕一日の腹立ちまぎれに 〔四五〕怒は人主の怒り、慍は將の憤り、喜悅は機嫌のなほるをいふ、怒慍は一時也。亡と死とは永久也。之れ一日の怒りに乘じ、勝利を見極めずして戰ふを深く戒めたる也

用間第十三（一）

孫子曰。凡興師十萬。出征千里。百姓之費。公家之奉。日費千金。內外騷動。怠於道路。不得操事者。七十萬家。相守數年。以爭一日之勝。而愛爵祿百金。不知敵之情者。不仁之至也。非人之將也。非主之佐也。非勝

孫子曰く、凡そ師を興すこと十萬、出で征すること千里、百姓の費、（二）公家の奉、日に千金を費し、內外騷動し、道路に怠りて、（三）事を操ることを得ざる者、七十萬家、（四）相守ること數年、以て一日の勝を爭ふ。而るに（五）爵祿百金を愛んで、敵の情を知らざる者は、（六）不仁の至りなり。人の將に非ざるなり、主の佐に非ざるなり、（七）勝の主に非ざるなり。故に明君賢將の、動いて人に勝ち、功を成すこと衆に（八）出づる所以のものは、先づ知ればなり。（九）先づ知るには、（一〇）鬼神に取る可からず、（一一）事に象る可からず、（一二）度に驗みる可からず、（一三）必ず人に取りて敵の情を知るものなり。故に間を用ふるに五つあり、（一四）鄕間あり、內間あり、反間あり、死間あり、生間あり。（一五）五間俱に起りて、（一六）其道を知る莫し、是れを神紀と爲す、（一七）人君の寶なり。（一八）鄕間は、其鄕人に因りて之を用ふ。（一九）內間は、其官人に因りて（二〇）之を用ふ。反間

之主也。故明君賢將、所下以動而勝レ人。成レ功出中於衆上者。先知也。先知者不レ可レ取二於鬼神一。不レ可レ象二於事一。不レ可レ驗二於度一。必取二於人一知二敵之情者也。故用レ間有レ五。有二郷間一有二內間一有二反間一。有二死間一有二生間一。五間俱起莫レ知二其道一。謂二是神紀一人君之寶也。郷間者因二其鄉人一而用レ之。內

は、其敵の間に因りて(二〇)之を用ふ。死間は、(二一)誑事を外に爲して、吾が間をして之れを知りて敵間に傳へしむるなり。生間は、(二二)反りて報ずるなり。故に三軍の事、(二三)(二四)間より親しきは莫く、賞、間より厚きは莫く、事、(二五)間より密なるは莫し。聖智に(二六)非ざれば、間を用ふること能はず、仁義(二七)に非ざれば、間を使ふこと能はず、微妙(二八)に非ざれば、間の實を得ること能はず。微なる(二九)哉微なる哉、間を(三〇)用ひざる所無きなり。間の事、(三一)未だ發せずして、而も先づ聞く者は、間と告ぐる所の者と、皆死す。凡そ軍の(三二)撃たんと欲する所、城(三三)の攻めんと欲する所、人の(三四)殺さんと欲する所は、必ず先づ其守將(三五)、左右、謁者、門者、舍人の姓名を知り、吾が間をして必ず之を索め知らしむ。必ず敵人の間の來りて我を間する者を(三六)索めて、因りて之を利し、(三七)導きて之を舍す、故に反間、得て用ふ可きなり。(三八)是れに因りて之を知る、故に郷間、內間、得て使ふ可きなり。之れに因りて之を知る、故に死間、誑事を爲して、敵に告げしむ可し。是れに因りて之を知る、故に生間、(三九)期の如くならしむ可し。五

閒者。因其官人而用之。反間者因其敵間而用之。死間者爲誑事於外。令吾間知之而傳於敵間也。生間者反報也。故三軍之事莫親於間。賞莫厚於間。事莫密於間。非聖智不能用間。非仁義不能使間。非微妙不能得間之實。微哉微哉無所不用間也。間事未發

間の事は、主必ず之を知る。(四〇)之を知ること、(四一)必ず反間に在り、故に反間をば、厚くせざる可からざるなり。昔、(四二)殷の興るや、伊摯夏に在り。(四三)周の興るや、(四四)呂牙殷に在り。(四五)故に惟だ明君賢將の、能く上智を以て間と爲す者、(四六)必ず大功を成す。此れ兵の要、(四七)三軍の恃んで動く所なり。

(一) 間諜を用ふるの道を說く。間はすき也。敵のすきまより入りて敵情を窺ふ者なるゆゑ間といふ也 (二) 公家にて軍兵などに供給する費 (三) 怠は疲るゝ意。事は農事也 (四) 敵と對陣すること (五) 間者に官爵俸祿又は百金の褒美を與ふるををしみて (六) 早く勝利を決するを得ずして對陣長引き民を疲れしむる故に也 (七) よく勝利を得る國の將 (八) 衆人に超え出づる (九) まづ敵情を知れば也 (一〇) 鬼神に祈り其託宣などによりて敵情を求め取る事能はず (一一) 事の形によりて悟る能はず (一二) 陰陽の造化、星月の運行等の自然の度數を覺え、それにて計るも知るを得ず (一三) 人のする所云ふ所によりて吾が知を取りて以て敵の情を知る也。それには間を用ひて敵の行動云爲を探る外なし (一四) 集註本「因間」に作る、次の鄕間亦然り (一五) 五種の間を、並び用ふ (一六) 如何に用ひてよく情實を探りたるかといふ其道をば知る人なし (一七) 神妙の理法の義、用間の妙をいふ也 (一八) 敵の鄕民。因の字は或は其私心を利用し或は其義なきを利用し、或は其不遇を利用し、すべて彼にある所に因りちなみて我方に用ふる義也 (一九) 敵の官人 (二〇) 敵人の來りて我を間する者に或は僞情を云ひ彼の間を逆用して却て我の間となし或は厚く賄して之を誘ひ以て我が用となす如きをいふ (二一) 誑事は虛詐の事、我外面に敵をも味方をもいつは

而先聞者。聞與二所レ告者一皆死、凡軍之所レ欲レ撃。城之所レ欲レ攻。人之所レ欲レ殺、必先知二其守將左右謁者門者舍人之姓名一令三吾間必索二知之一必索二敵人之間來間レ我者一。因而利レ之導而舍レ之。故反間可二得而用一也。因レ是而知レ之、故鄉間內間可二得而使一也。因レ是而知レ之。故死間

りたぶらかす事を爲してまづ我間をして之を知らしめ、吾が間者之を知りて敵の間に傳ふれば敵間は之を將に報告す、斯くて我計中に落ちて敵能く悟れば我間の言を以て虛僞となし敵之を殺す、所謂死間也、これ我間の信じ難き場合などに用ふる事多かるべく、其他和親の使者を送り其使者の還らぬ内にだしぬきて敵を擊つ如きもこの類なるべし　(二二) 之は直に信ずべき多能の士の、外愚にして內明かなる者を擇び、よく敵狀を探り歸りて報告せしむる也　(二三) 通典御覽に事を「親し」に作る　(二四) 將として三軍中最も親しきは間也　(二五) 軍中の事只間と將と之を知る、最も隱密なる也　(二六) 聖は通ぜざるなき義。智は知らざるなき義　(二七) 將に仁義の德なき時は　(二八) 心を淵微精妙に用ひて深くかすかなるをも能く察す　(二九) 將の智の淵微細妙なるをほむる詞也　(三〇) 事として用ひて以て間となさざるなしの意。或は軍を行るとして間を用ひざるなしと解す　(三一) 間者の計定まつて未だ其謀のごとく行はざるに其謀泄れて聞く者あれば其漏したる間者も亦其間者の告げたる人即ち其謀を聞ける人をも死罪に處す。未レ發を未だ其將に報告せざる先きと解する說あり、又告ぐるを、來りてそれを聞きたる由を將に告ぐると解するもあり　(三二) 我が擊たんと欲する敵陣　(三三) 我が攻めんと欲する敵城　(三四) 我が殺さんとする人　(三五) 城を守る將。左右は將の近習。謁者は取次ぎ役。門者は門番。舍人は使令に給する人。或は守舍の人の義にて留守居の稱とす　(三六) 尋ね出して其好む所に因りて厚く利を以て之を誘ふ　(三七) 厚遇して之を引き我陣中に逗留せしむ　(三八) 其反間を利用して敵情を知る。以下此句皆同義也　(三九) 豫期の如く事を成就し日限通り歸らす事も出來ると也　(四〇) 知る事を要す　(四一) 敵情を知りてよく他の四間を用ふる事皆反間による　(四二) 殷の湯王　(四三) 伊尹也。伊は姓尹は名、摯は字、夏は桀王の都をいふ　(四四) 周の武王　(四五) 呂尚也。字は子牙、殷は紂王の方をいふ、二人共に間

爲ニ誑事一可レ使レ告レ敵。因レ是而知レ之。故生間可レ使レ如レ期。五間之事。主必知レ之。知レ之必在ニ於反間一。故反間不レ可レ不レ厚也。昔殷之興也。伊摯在レ夏。周之興也。呂牙在レ殷。故惟明君賢將。能以ニ上智一爲レ間者。必成ニ大功一。此兵之要。三軍之所ニ恃而動一也。

を爲したりと也 四六 上智の人 四七 間を用ふるは實に兵法の肝要とする所

孫子終

吳起儒服以兵機。見魏文侯。文侯曰寡人不好軍旅之事。起曰。臣以見占隱。以往察來。主君何言與心違。今君四時。使斬離皮革。掩以朱漆。畫以丹青。爍以犀象。冬日衣之則不溫。夏日衣之則不涼。

吳子

(一)吳起、(二)儒服して、(三)兵機を以て魏の文侯に見ゆ。文侯曰く、「(四)寡人軍旅の事を好まず」と。起曰く、「臣、(五)見を以て隱を占ひ、(六)往を以て來を察す。主君、何ぞ言と心と違へる。今、君、四時に、(七)皮革を斬離し、(八)掩ふに朱漆を以てし、畫くに丹青を以てし、(九)爍かすに犀象を以てせしむ。冬日之を衣んには、則ち溫かならず、夏日之を衣れば、則ち涼しからじ。長戟二丈四尺、短戟一丈二尺、(一〇)革車奄戸、(一一)縵輪籠轂なるを爲る。之を目に觀んには則ち麗はしからず、(一二)之に乘りて以て田せんには則ち輕からじ。識ず主君、安くにか之を用ひんとする。若し以て進戰退守に備へて、而も(一三)能く用ふる者を求めずんば、譬へば猶ほ(一四)伏鷄の狸を搏ち、乳犬の虎を犯すがごとく、鬪心ありと雖も、之に隨はゞ死せん。昔、(一五)承桑氏の君は、(一六)德を修め武を廢

爲下長戟二丈四尺。短戟一丈二尺。革車奄戶綴輪籠轂上。觀二之於目一則不レ麗。乘レ之以田則不レ輕。不レ識主君安用レ此也。若以備二進戰退守一。而不レ求二能用一者。譬猶下伏雞之搏レ狸乳犬之犯上レ虎。雖レ有二鬬心一。隨レ之死矣。昔承桑氏之君。修レ德廢レ武。以滅二其國一。有扈氏之君。恃レ衆好レ勇以

して以て其國を滅ぼし、有扈氏(一七)の君は、衆(一八)を恃み勇を好んで、以て其社稷を喪ひき。明主は茲に鑒みて、必ず內には文德を修め、外には武備を治む。故に敵(一九)に當りて進まざるは、義に逮ぶこと無く、僵屍にして之を哀むは、仁に逮ぶこと無し」と。是に於いて、文侯身自ら席(二〇)を布き、夫人觴(二一)を捧げ、吳起(二二)を廟に醮めて、立てゝ大將となす。(二三)西河を守りて、諸侯と大いに戰ふこと七十六、全勝(二四)は六十四、餘は則ち均(二五)しく解く。土を四面に闢き、地を千里に拓く。皆、起の功なり。

(一) 以下「圖國第一」に至る迄は、後人が吳起と魏の文侯に用ひらるゝ次第を錄したるもの也 (二) 儒者の服で。吳起は曾子の弟子にて儒の學を爲し又軍術を能くせる也 (三) 兵を以て當時の亂を平げ大功をあらはさんとの底意を持ちての意。魏の文侯は晉の大夫魏斯。趙籍・韓虔と共に晉の地を分つて諸侯と爲る (四) 偽りていくさはきらひ也と答ふる也 (五) 外にあらはれたる所を以て內心にかくれたるを占ひ (六) 既往の迹によりて將來の事を察す (七) 獸の皮をはぎとり (八) 朱や漆にてぬり固め (九) たけく立派に見ゆるやうに犀象の形を描き或はほりものす (一〇) 兵車高大にして門戶を掩ひかくす。一說には多き義とす (一一) 皮革にて其輪を纏飾し、其轂をつゝみこむ、卽ち革車也 (一二) 革車に乘りて田獵せば重くして駈引自由ならじ (一三) その器械を使ひこなす良將 (一四) 伏雞は子を育てて伏し居る雞。乳犬は子に乳を與へ育つる犬。 其猛虎に向ふは子を取られじとして也 (一五) 古への諸侯の名

喪[一]其社稷[一]。明主鑒[レ]茲。必內修[二]文德[一]。外治[二]武備[一]。故當[レ]敵而不[レ]進。無[レ]逮[二]於義[一]矣。僵屍而哀[レ]之。無[レ]逮[二]於仁[一]矣。於[レ]是。文侯身自布[レ]席。夫人捧[レ]觴醮[二]吳起於[一レ]廟。立爲[二]大將[一]。守[二]西河[一]。與[二]諸侯[一]大戰七十六。全勝六十四。餘則均解。闢[二]土四面[一]。拓[二]地千里[一]。皆起之功也。

（一六）文德を修め武備を廢して（一七）古への諸侯の名（一八）武のみを好みて文德を修めず（一九）敵に當りて進み戰はざるは義と謂ふに足らず、伏屍を見て徒に哀の情を催さんは仁と謂ふに足らず（二〇）吳起の爲めに席を布き設け（二一）さかずきをすゝめて禮す（二二）祖廟を告祭して（二三）秦との國境西河の守護となり（二四）其中て也（二五）勝負無し

吳子曰。昔之圖ニ國家ー者。必先敎ニ百姓ー。而親ニ萬民ー。有ニ四不和ー。不レ和ニ於國ー不レ可ニ以出ー軍。不レ和ニ於軍ー。不レ可ニ以出ー陣。不レ和ニ於陣ー。不レ可ニ以進ー戰。不レ和ニ於戰ー。不レ可ニ以決ー勝。是以有道之主。將レ用ニ其民ー。先和而造ニ大事ー。不ニ敢信ニ其私謀ー。

圖國第一（一）

吳子曰く、昔の國家を圖る者は、必ず先づ百姓（二）を敎へて萬民を親む。四つの不和（三）あり。國（四）に和せざれば、以て軍を出す可からず、軍（五）に和せざれば、以て陣（六）を出す可からず、陣に和せざれば、以て進んで戰ふ可からず、戰（七）に和せざれば、以て勝を決す可からず。是を以て有道（八）の主は、將に其民を用ひんとすれば、先づ和して而して大事（九）を造す。敢て其私謀（一〇）を信ぜず、必ず祖廟に告げ、元龜を啓き、之を天の時に參し、吉にして乃ち後に擧ぐ。民、君の其命を愛み其死を惜むこと此の若く至れる（一二）を知りて、而して、之と與に難（一一）に臨めば、則ち士は、進んで死するを以て榮（一三）となし、退いて生くるを辱とす。

（一）其國を治めんことを謀る也。篇初に圖國の二字ある故取りて以て篇の名とせる也　（二）百官。又、百姓は畿内の民。萬民は境内の民を通じていふと解す　（三）心の不一致　（四）君臣上下相和せざれば　（五）將吏士卒相和せざ

必告二於祖廟一。啓二於元龜一。參二之天之時一。吉乃後擧。民知下君之愛二其命一。惜二其死一。若レ此之至上。而與レ之臨レ難。則士以二進死一爲レ榮。退生辱矣。

れば (六) 行列部伍相和せずして陣備亂るれば (七) 坐作進退の相和せずして不齊一なれば (八) 治亂の理に明かにして用兵の道を心得たる君主 (九) 征戰攻伐の事 (一〇) わたくしの謀を信ぜず、必ず征戰の事を祖先の廟に告げ、大龜を燒きて其吉凶を卜し、天時の順不順を考へ合はせ (一一) 士卒也。其命其死の其は民卽ち士卒を指す (一二) 其極に至れる意 (一三) 光榮

吳子曰。夫道者。所三以反レ本復一レ始。義者所二以行レ事立一レ功。謀者所二以違レ害就一レ利。要者所二以保レ業守一レ成。若行不レ合レ道。擧不レ合レ義。而處レ大居レ貴。患必及レ之。是以聖人綏レ之

吳子曰く、夫れ道とは(一)本に反り始に復る所以なり、義とは(二)事を行ひ功を立つる所以なり、(三)謀とは害を違り利に就く所以なり、(四)要とは業を保ち成を守る所以なり。若し、(五)行、道に合はず、擧、義に合はずして、而も(六)大に處り貴に居らば、患必ず之に及ばん。是を以て聖人は(七)之を綏んずるに道を以てし、之を理むるに義を以てし、之を動かすに禮を以てし、之を撫するに仁を以てす。此四德は、之を修むれば則ち(八)興り、之を廢すれば則ち(九)衰ふ。故に(一〇)成湯、桀を討ちて、夏の民(一一)喜説し、(一二)周武、紂を伐ちて、殷人非らず。擧、(一三)天人に順ふ、故に能く然り。

以レ道。理レ之以レ義。動レ之以レ禮。撫レ之以レ仁。此四德者修レ之則興。廢レ之則衰。故成湯討レ桀。而夏民喜說。周武伐レ紂。而殷人不レ非。擧順二天人一。故能然矣。

(一) 末を逐ひ終りに遂ひ根本の至理に反せる者を元本始初に反し復し以て治を致すの謂也 (二) 事は軍役の大事、功は征戰の大功、進退生死凡て事の宜しきにかなひ、以て大事大切を爲すものこれ義也 (三) 害と見ては避け利と見ては隨ふ、卽ち智謀也 (四) 樞要。要約の義。軍を起す一番のつゞまりは治世の基業を保ち、永く其治を守るにあり (五) 行はその身の行ひ、擧は擧動擧兵などの意にて凡て事をとり行ふをいふ (六) 大位高貴に居らば、患害其身に及ぶ (七) 以下四つの之の字は天下の民を指す (八) 國家興隆し (九) 國家衰微す (一〇) 殷の湯王 (一一) 說は悅也。一本「悅」に作る (一二) 周の武王 (一三) 天理にかなひ人望に順ふ

吳子曰。凡制レ國治レ軍。必敎レ之以レ禮。勵レ之以レ義。使レ有レ恥也。夫人有レ恥。在レ大足二以戰一。在レ小足二以守一矣。然戰勝易守勝難。故曰。天下戰國。五

吳子曰く、凡そ(一)國を制し軍を治むるには、必ず之れを敎ふるに禮を以てし、之れを勵ますに義を以てし、(二)恥あらしむるなり。夫れ人、恥あるときは、(三)大に在りては以て戰ふに足り、小に在りては以て守るに足る。然れども戰つて勝つは易く、(四)守りて勝つは難し。故に曰く、天下の戰國、(五)五たび勝つ者は禍なり、四たび勝つ者は(六)弊え、三たび勝つ者は霸たり、二たび勝つ者は王たり、一たび勝つ者は帝たり。是を以て數〻勝ちて天下を得る者は稀に、以て亡ぶる者は衆し。

勝者禍。四勝者弊。三勝者霸。二勝者王。一勝者帝。是以數勝得二天下一者稀。以亡者衆。

呉子曰、凡兵之所レ起者有五。一曰爭レ名。二曰爭レ利。三曰積レ惡。四曰內亂。五曰因レ饑。其名又有レ五。一曰義兵。二曰強兵。三曰剛兵。四曰暴兵。五曰逆兵。禁レ暴救レ亂曰レ義。恃レ衆以

(一)國家の制度を立て軍旅の法を定めて之を治む　(二)恥を知る心。羞惡の心　(三)其力大なる時は　(四)蓋し孫氏の所謂戰はずして勝つの謂にて必ずしも籠城といふ狹義に解するに及ばざらん　(五)一二三四五は必ずしも其數と定めていふに非ず、只其戰勝の數の多寡をいふのみ、苟も道を以て國を治め人民を愛撫し、至仁を以て至不仁を征する者、決して數戰に及ぶの要なし、強力を恃んで數々敵に勝つ者は從に禍患ありと也。蓋し呉子戰鬪の先きに數勝して亡びたる者多きを見、之を言ろて後人を戒むるならん　(六)國力疲弊す

呉子曰く、凡そ兵の起る所のもの、五つあり。一に曰く名を爭ふ(一)二に曰く(二)利を爭ふ、三に曰く惡を積む、(三)四に曰く內亂る、(四)五に曰く饑ゑたるに因る。(五)其(六)名、又五つあり。一に曰く義兵、(七)二に曰く強兵、(八)三に曰く剛兵、(九)四に曰く暴兵、(一〇)五に曰く逆兵。(一一)暴を禁じ亂を救ふを義と曰ひ、衆を恃んで以て伐つを強と曰ひ、(一二)怒りに因りて師を興すを剛と曰ひ、(一三)禮を棄て利を貪るを暴と曰ひ、(一四)國亂れ人疲れて事を擧げ衆を動かすを逆と曰ふ。(一五)五者の服する、各〻其道あり。(一六)義は必ず禮を以て服し、強は必ず謙を以て服し、剛は必ず辭を以て服し、(一七)暴は必ず詐を以て服し、(一八)逆は必ず權を以て服す。(一九)

伐曰強。因怒興師曰剛。棄禮貪利曰暴。國亂人疲、擧事動衆曰逆。五者之服、各有其道。義必以禮服、強必以謙服、剛必以辭服、暴必以詐服、逆必以權服。

武侯問曰、願聞治兵料人固國之道。起對曰、古之明王、必謹君臣之禮、飾上下之儀、安集吏

（一）王たり霸たるの名を得んと爭ふ　（二）土地人民を得んとの利を爭ふ　（三）お互ににくむ事の積もりて兵を起す　（四）弑逆の内亂也　（五）凶年饑饉苛税誅求に原因して起る、所謂一揆の起るは之れ也。古來四と五とを以て、敵の内亂に乘じ、敵の饑ゑたるに乘ずる義と解するを普通とすれども、當らざるに似たり　（六）兵の名　（七）義を以て人を服す　（八）力を以て人に勝つ　（九）剛忿を以て人を制す　（一〇）暴虐無道　（一一）下として上に逆ふ惡なるべし。直解には、上天道に逆ひ、下民心に逆ふといへり　（一二）我軍兵の多衆なるを恃みて力を以て敵を伐つ　（一三）私忿　（一四）前に所謂饑ゑたるに因りて起る兵ならん　（一五）五者各々之を服せしむるの道あり　（一六）義兵には我禮を以て對す、さすれば彼は我に兵を加ふるの名なく自ら服從する譯となる也　（一七）辭を巧みにして其の怒を和らぐる意ならん　（一八）暴兵はもとより羞恥なく禮も知らず義も知らぬ者なれば詐術を以て之れを服すべし　（一九）權謀也

（一）武侯問うて曰く、「願はくは（二）兵を治め、（三）人を料り、（四）國を固くするの道を聞かん。」起、對へて曰く、「古の明王は、必ず（五）君臣の禮を謹み、（六）上下の儀を飾り、（七）吏民を安集し、（八）俗に順つて教へ、（九）良材を簡募して、以て不虞に備ふ。昔、齊桓は、士五萬を募りて、以て諸侯に霸たり。晉文は、（一〇）前行を無すもの四萬を召して、以て其

民。順俗而教。簡募良材。以備不虞。昔齊桓募士五萬。以霸諸侯。晉文召爲前行四萬。以獲其志。秦穆置陷陣三萬。以服鄰敵。故強國之君。必料其民。民有膽勇氣力者。聚爲一卒。樂以進戰效力以顯其忠勇者。聚爲一卒。能踰高超遠輕足善走者。聚爲一卒。王臣失

志を獲たり。秦穆は、陷陣（一一）三萬を置いて、以て鄰敵を服せり。故に強國の君は、必ず其民を料る（一二）。民の膽勇氣力ある者、聚めて一卒（一三）となし、以て進み戰ふことを樂み、力を效して以て其忠勇を顯す者、聚めて一卒となし、能く高きを踰え遠きを超え、輕足にして善く走る者、聚めて一卒となし、王臣の位（一四）を失つて、功を上に見さんと欲する者、聚めて一卒となし、城（一五）を棄て守を去りて、其醜を除かんと欲する者、聚めて一卒となす。此五つの者は、軍の練銳（一六）なり。此三千人あらば（一七）、內より出でては以て圍を決す可く、外より入りては以て城を屠る可し。」

（一）文侯の子　（二）軍隊を整治し　（三）敵情を料度し　（四）固く國家を守る　（五）上下尊卑の次第を分ち君臣の禮を亂さぬを大切とす　（六）君は君たる禮、下臣は下臣たる禮を行ひ、其儀則を修飾して貴賤分を辨ず　（七）官吏人民をして各其職におちつき止まらしむ　（八）其風俗に習慣して　（九）良能才勇の人をえらび募りて之を任用し以て不意の變に備ふ　（一〇）勇敢にして先陣を爲す者　（一一）勇力にてよく敵軍を陷るゝもの　（一二）人民を料量して之を用ふ　（一三）百人一組　（一四）さきに位を失へる者の功を立てて又用ひられんと欲する者　（一五）先に城を攻落されたる守りたる地を退去したる其はぢを將來の力戰によりて雪がんとする者　（一六）練習を積みたる精鋭の兵　（一七）內より切つて出でて圍を開くべし

位而欲見功於上者、聚為一卒。棄城去守、欲除其醜者、聚為一卒。此五者軍之練鋭也。有此三千人、內出可以決圍、外入可以屠城矣。

武侯問曰、願聞陳必定、守必固、戰必勝之道。起對曰、立見且可、豈直聞乎。君能使賢者居上、不肖者處下、則陳已定矣。民安其田宅、親其有司、則守已固矣。百姓皆是吾君、而非鄰國、則戰已勝矣。武侯嘗謀事、羣

武侯、問うて曰く、「願はくは陳(一)すれば必ず定まり、守れば必ず固く、戰へば必ず勝つの道を聞かん。」起、對へて曰く、「立ちどころに(二)見んこと且つ可なり、豈に直に聞くのみならんや。君、能く、賢者をして上に居り、不肖者をして下に處らしむれば、則ち陳已に定まる。民、其田宅(三)に安んじ、其有司に親めば、則ち守已に固し。百姓(四)、皆、吾が君を是とし、而して、隣國を非とすれば、則ち戰已に勝つ。」武侯、嘗て事を謀るに、羣臣(五)能く及ぶ莫し。朝(六)を罷めて喜べる色あり。起進んで曰く、「昔、楚の莊王、嘗て事を謀るに、群臣能く及ぶ莫し。朝を罷めて憂ふる色あり。申公(七)、問うて曰く、『君憂ふる色あるは何ぞや』と。曰く、『寡人之を聞く、世、聖(八)を絕たず、國、賢に乏しからず、能く其師(九)を得る者は王たり、能く其友を得る者は霸たりと。今寡人不才にして、而して羣臣及ぶ者莫し、楚國

臣莫二能及一。羅レ朝而有二喜色一。起進曰。昔楚莊王嘗謀レ事。羣臣莫二能及一。羅レ朝而有二憂色一。申公問曰。君有二憂色一何也。曰寡人聞レ之。世不レ絶レ聖。國不レ乏レ賢。能得二其師一者王。能得二其友一者覇。今寡人不才。而羣臣莫二及者一。楚國其殆矣。此楚莊王之所レ憂。而君說レ之臣竊懼矣。於レ是武侯有二慚色一。

其れ殆からん」と。此れ楚の莊王の憂ふる所にして、而して君は之を說ぶ。臣竊に懼る」と。是に於て武侯慚づる色あり。

㈠陣也。陣を張れば隊伍亂れずして正々堂々の陣となり　㈡下にいふ如く平日の治だに至らば其效果立ちどころに見るべし、豈たゞ聞くのみならんや、君は聞かんと仰せあれど、聞くどころにあらず既に其實を見るを得べしと。一說、此道は眼前立どころに見るべきものにて聞いて求むべきものにあらず　㈢田畝居宅に安堵して其業に安んじ其役人に親しみなば、大事に至るとも民皆力を致して去らじ、守りこれより堅きはなし　㈣死生を共にし危ふきを畏るゝ事なきを以て也　㈤羣臣皆武侯の智慮に及ばず　㈥朝廷の評議やみて後武侯得意の色あり　㈦申叔時、楚の縣尹にて僭して公と稱せし者　㈧常に在り　㈨其聖を得て師とし其賢を得て友とする者は王覇の業を成すべし

武侯謂二呉起一曰。今秦脅二吾西一。楚帶二吾南一。趙衝二吾北一。齊臨二吾東一。燕絶二吾後一。韓據二吾前一。六國兵四守。勢甚不レ便。憂レ此奈何。起對曰。夫安二國家一之道。先戒爲レ寶。今君已戒。禍其遠矣。臣請論二六國之俗一。夫齊陣重而不レ堅。秦

料敵第二（一）

武侯、呉起に謂つて曰く、「今、秦吾が西（二）に脅し、楚吾が南を帶び（三）、趙吾が北を衝き（四）、齊吾が東に臨み（五）、燕吾が後を絶ち（六）、韓吾が前に據る。六國の兵四に守りて、勢甚だ便ならず。此を憂ふる奈何。」起對へて曰く、「夫れ國家を安んずるの道は、先づ戒むる（七）を寶となす。今、君、已に戒む、禍、其れ遠からん。臣、請ふ、六國の俗（八）を論ぜん。夫れ齊（九）の陣は重くして而も堅からず、秦の陣は散じて自ら鬭ふ、楚の陣は整ひて而も久しからず、燕の陣は守りて走らず、三晉（一〇）の陣は治まりて而も用ひられず。夫れ齊（一一）の性は剛、其國富み、君臣驕奢にして、細民に簡なり（一二）。其政寛にして（一三）、祿均しからず（一四）、一陣に兩心ありて（一五）、前重く後輕し、故に重くして而も堅からず、此れを擊つの道は、必ず之を三分して（一六）、其左右を獵り、脅して之に從はゞ、其陣壞る可し。秦の性は强、其地は險、其政は嚴、

陣散而自鬬。楚陣整而不久。燕陣守而不走。三晉陣治而不用。夫齊性剛。其國富。君臣驕奢而簡於細民。其政寬而祿不均。一陣兩心。前重後輕。故重而不堅。擊此之道、必三分之獵其左右。脅而從之。其陣可壞。秦性強。其地險。其政嚴。其賞罰信。其人不讓。皆有鬬

其賞罰は信、其人讓らず、皆、鬬心あり、故に散じて（一七）自ら戰ふ。此れを擊つの道は、必ず先づ之に示すに利を以てして之を引き去らば、士、得るを貪りて、其將を離れん。乖（一九）に乗じ散（一八）を獵り、伏を設け、機を投ぜば、其將取る可し。楚の性は弱、其地に廣く、其政は騷がしく（二〇）、其民は疲れたり、故に整ひて（二一）而も久しからず。此れを擊つの道は、其屯（二二）を襲ひ亂して、先づ其氣を奪ひ（二三）、輕く進み速に退いて、弊らして（二四）之を勞れしめ、與に（二五）爭ひ戰ふこと勿れ、其軍敗る可し。燕の性は愨（二六）、其民は愼み、勇義を好み、詐謀寡し、故に守りて走らず（二七）。此れを擊つの道は、觸れて（二八）之に迫り、陵いで（二九）之に遠ざかり、馳せて（三〇）之に後るれば、則ち上（三一）疑ひて下懼る（三二）。我が車騎を謹み、必ず之が路を避くれば、其將虜にす可し。三晉は中國なり、其性は和（三三）、其政は平（三四）、其民は戰に疲れ、兵に習れ、其將を輕んじ、其祿を薄んじ（三五）、士、死する（三六）志無し。故に治まりて而も用ひられず（三七）。此れを擊つの道は、陣を阻て（三八）之を壓し、衆來れば則ち之れを拒ぎ（三九）、去れば則ち之れ

心一。故散而自戰。擊レ此之道。必先示レ之以レ利而引二去之一。士貪二於得一而離二其將一。乘レ乖獵レ散。設レ伏投レ機。其將可レ取。楚性弱。其地廣。其政騷。其民疲。故整而不レ久。擊レ此之道。襲二亂其屯一。先奪二其氣一。輕進速退。弊而勞レ之。勿二與爭戰一。其軍可レ敗。燕性慤。其民謹。好二勇義一。寡二詐謀一。故守而

を追うて、以て其師を倦ます、此れ其勢なり。(四〇) 然れば則ち一軍の中、(四一) 必ず虎賁(四二)の士あり、力、鼎を扛ぐるを輕しとし、足、戎馬よりも輕く、(四三) 旗を搴り將を斬るを、必ず能くする者あらん。此の若きの等は、選んで之を別ち、愛して之を貴ぶ。是れを軍命と謂ふ。(四四) 其れ工に五兵を用ひ、(四五) 材力健疾にして、(四六) 志 敵を呑むに在る者あらば、必ず其爵列(四七)を加へて、以て勝を決す可し。其父母妻子を厚くし、(四八) 勸賞畏罰せば、(四九) 此れ堅陳の士、(五〇) 與に持久す可し。能く審かに此を料らば、(五一) 以て倍を撃つ可し。」武侯曰く、「善いかな。」

(一) 敵の強弱虚實の形を料る也 (二) 大國を以て西に威壓の勢を爲す (三) とりまはす (四) つき合せて居る。其最も近く相接するをいふ (五) 其勢の大なる、高きに居て下を見おろすが如しと也 (六) 通路を絶切る (七) 戒謹豫防するを第一とす (八) 風俗を評論せん (九) 次に其理由を詳論せり (一〇) 趙韓魏 (一一) 齊人の性質 (一二) 輕んじおろそかにして心を用ひず (一三) ゆつたりと大まかにてこせつかず (一四) 佛蘭不同にて平均ならず (一五) 陣中の士其心一ならず、其力齊しからずして前軍は重く後軍は輕し、故に重しと雖も堅固ならざる也 (一六) 吾軍を三分して、一手は敵の前に當り、其二にて敵の左右をかり立てこれを夾み撃ちておびやかし、其亂るゝに從つて追撃す (一七) 陣整はず各自思ひ〳〵に亂れ散じて自ら働を爲す (一八) 彼の利とする所を示す。或は我が敗を示して誘

不走。擊此之道。觸而迫之。陵而遠之。驕而後之。則上疑而下懼。謹我車騎。必避之路。其將可虜。三晉者中國也。其性和。其政平。其民疲於戰。習於兵。輕其將。薄其祿。士無死志。故治而不用。擊此之道。阻陣而壓之。衆來則拒之。去則追之。以倦其師。此其勢也。然則一

ふと解し、或は貨器を途に棄して誘ふと解す、必ずしも一手段に偏して解するに及ばじ 一九 士將と乖離する所に乘じて之を擊ち、散亂する所を驅り立て、伏兵を設け、其擊つべき虛をうまく捉へて一齊にうつて掛れば秦の軍を破りて其將をも取るべし 二〇 屢擾して一定ならず 二一 其陣始めは堅へども持久する事能はず 二二 兵のたゆる 二三 性の弱に乘ずる也 二四 國民勞苦せしむ。つかれくたびれさす 二五 其陣堅ふが故に正攻を避け合戰を以て勞弊せしめよと也 二六 律義にて物事つゝしみ深し 二七 陣守して 二八 合戰を取り結ぶに非ずしてきびしく急につめよする也 二九 迫り犯す勢を示し置きてさて遠ざかりて退く 三〇 我れ馳せぬけて彼の後ろに出づ一說、馳せ逐ふを示して敢て迫隨せざる也と 三一 以上の如くすれば、彼もと詐謀少なき故我に如何なる巧みあるかと將は疑ひ卒は懼る 三二 我が車騎をつゝしみ隱れて、異道を經て還らんとせん、其引心になりたる時兵機を進めて速かに打たば將をも虜にすべし。一說「我が車騎を謹み」を解して己の車騎を敵に奪はれじと大事にしての意とす。又「我が車騎を必ず避くるの路に潛まば」と訓じ、我が車騎を敵の必ず避くべき路に伏し、敵をして知らしめず其不意に出でばの義とす 三三 和平 三四 平均 三五 君より賜ふ祿を以て薄しとす 三六 命を捨てて合戰する志無し 三七 其陣治まれども用ふべからず 三八 民は戰に習ふ故に接戰しては不利、斷合せずして陣をへだてて高み又は塀間等より弓矢鐵砲を射掛け之を威壓する也 三九 備を堅固にし嚴しく拒ぎて寄せ附けず 四〇 韓趙の二國を擊つべき勢也 四一 一萬二千五百人也 四二 勇猛の士 四三 甲うたる軍馬よりも疾く 四四 三軍の司命の義、以て三軍の命を司らしむと也 四五 戈、盾、戟、鉤矛、酋矛 四六 材技勇力、輕健剽疾 四七 爵位を增加し陣列をすゝます 四八 後顧の慮なからしむ 四九 之を勸むるに重賞を以てし之を畏れしむるに重罰を以てす 五〇 材力健疾、志敵を吞む、此二等の人はこれ攻むれば取り、守れば堅き士也 五一 はかり用ひば

軍之中。必有虎賁之士。力輕扛鼎。足輕戎馬。搴旗取將。必有能者。若此之等。選而別之。愛而貴之。是謂軍命。其有工用五兵。材力健疾。志在吞敵者。必加其爵列。可以決勝。厚其父母妻子。勸賞畏罰。此堅陣之士。可與持久。能審料此。可以擊倍。武侯曰。善哉。

吳子曰。凡料敵。有不卜而與之戰者八。一曰。疾風大寒。早興寤遷。剖冰濟水。不憚艱難。二曰。盛夏炎熱。晏興無閒。行驅飢渴。務於取遠。三曰。師既淹久。糧食無有。百姓怨怒。妖祥數起。上不能止。四曰。軍資既竭。薪

吳子曰く、凡そ敵を料るに、卜せずして而して之れと戰ふもの八つあり。(一)一に曰く、疾風、大寒、(二)早く興き、寤めて遷り、(三)氷を割き水を濟り、艱難を憚らざる。二に曰く、盛夏炎熱、(四)晏く興きて閒なく、(五)行驅し、饑渴し、(六)遠きを取るに務むる。三に曰く、師既に淹久して、(七)糧食有ること無く、百姓怨怒し、(八)妖祥數〻起りて、上、止むること能はざる。四に曰く、(九)軍資既に竭き、(一〇)薪芻既に寡く、天陰雨多く、(一一)掠めんと欲するに所無き。五に曰く、徒衆、多からず、水地、(一二)利あらず、人馬疾疫し、(一三)四鄰至らざる。六に曰く、道遠く日暮れ、士衆勞懼し、倦んで未だ食はず、(一四)甲を解いて息へる。七に曰く、將薄く吏輕く、(一五)士卒固からず、(一六)三軍數〻驚き、(一七)師徒助なき。(一八)八に曰く、陳して未だ定まらず、(一九)舍して未だ畢らず、阪を(二〇)

芻既寡。天多陰雨。欲掠無所。五曰。徒衆不多。水地不利。人馬疾疫。四鄰不至。六曰。道遠日暮。士衆勞懼。倦而未食。解甲而息。七曰。將薄吏輕。士卒不固。三軍數驚。師徒無助。八曰。陳而未定。舍而未畢。行阪涉險。半隱半出。諸如此者。擊之勿疑。有不占而避之者六。一

行き険を渉り、半ば隠れ半ば出づる。諸々此の如くなる者は、之を撃つて疑ふこと勿れ。占はずして之を避くる者六つあり。一に曰く、土地廣大に、人民富衆なる。二に曰く、上、其下を愛し、惠施流布せる。三に曰く、賞信に刑察に、發すること必ず時を得たる。四に曰く、功を陳ね列に居らしめ、賢に任じ能を使へる。五に曰く、師徒の衆く、兵甲の精なる。六に曰く、四鄰の助け、大國の援ある。凡そ此れ敵人に如かずんば、之を避けて疑ふこと勿れ。所謂可を見て進み、難を知りて退くなり。

(一) 必ず戦つて勝べきもの　(二) 未明に起き　(三) 士卒半醒半眠にて陣を出して他へ移る　(四) 遅く出發してしばらくも休息せず。一説には朝遅くおきてと解す　(五) 行走驅馳し　(六) 敵陣遠く攻め取らんとあせる、これ暑に困む故來ずべき也　(七) 軍を出して滯留すること久しく　(八) 妖言起り天變地異などありて人心迷惑するも大將之を止むる能はず　(九) 衣服器具の類　(一〇) たきぎまぐさ　(一一) 敵地の山林に入りて取りかすめんとすれど取るべき處なき　(一二) 地の利を得ず陣所濕地にて水性惡しく　(一三) 四方の隣の國より援助の者至らず　(一四) 甲冑をぬぎて休息す。これ疲勞討つべし　(一五) おもおもしく嚴ならず　(一六) しまりなく　(一七) さもなき事にもおどろきさわぎて亂る　(一八) 援助の兵なし　(一九) 陣取も安定せず、營舍につかんとして軍勢ことごとく至りつかず。或は舍營の

曰。土地廣大。人民富衆。二曰。上愛其下。惠施流布。三曰。賞信刑察。發必得時。四曰。陳功居列。任賢使能。五曰。師徒之衆。兵甲之精。六曰。四鄰之助。大國之援。凡此不如敵人。避之勿疑。所謂見可而進。知難而退也。

用意未だ完くをはらず (二〇) 山坂を行き隘岨を渉るに、半分は內に隱れ半分は外に出づ。これ其軍續かず行伍整はず戰ふべし (二一) 敵をさけて戰はず (二二) 恩惠の民に行きわたれる (二三) 賞罰明白なるをいふ (二四) 事の發動よく時節に應ず (二五) 功ある者を引上げて禮義を加へ班列に居らしむ (二六) 此六事我れ敵に如かずんば

武侯問曰。吾欲觀敵之外。以知其內。察其進以知其止。以定勝負。可得聞乎。起對曰。敵人之來。蕩蕩無慮。旌旗煩亂。人馬數顧。一可擊十。必使無措。諸侯未會。

武侯問うて曰く、「吾、敵の外を觀て以て(一)其內を知り、(二)其進むを察して以て其止まるを知り、以て勝負を定めんと欲す。聞くを得べきか。」起對へて曰く、「敵人の來ること、(三)蕩蕩として慮無く、(四)旌旗煩亂し、(五)人馬數〻顧みば、一十を擊つ可し。(六)必ず措くこと無からしめん。諸侯未だ會せず、(九)君臣未だ和せず、(一〇)溝壘未だ成らず、(一一)禁令未だ施さず、(一二)三軍洶洶として、前まんと欲すれども能はず、去らんと欲すれども敢てせざるは、半を以て倍を擊ち、百戰すとも殆からじ。

(一) 其內にある虛實 (二) 前進の勢を察して其の止まる所の形を知る (三) その陣、法度廢壞し、其勢檢束なく、所謂浮足になりて智慮計謀もなき狀なるをいふ。直解には輕忽の貌と註す (四) 旗の手摘はずして混亂す、これ將

君臣未レ和。溝壘未レ成。禁令未レ施。三軍洶洶。欲レ前不レ能。欲レ去不レ敢。以レ半擊レ倍。百戰不レ殆。

武侯問二敵必可レ擊之道一。起對曰用レ兵。必須下審二敵虛實一。而趨中其危上。敵人遠來新至。行列未定可レ擊。既食未レ設レ備可レ擊。奔走可レ擊。勤勞可レ擊。未レ得二地利一可レ擊。失レ時不レ從可レ擊。涉二長

の令行はれざる也 (五) 人馬しば〳〵後方を顧みる、これ危ぶみ懼れて死を決せざる也 (六) 我が一を以て敵の十を擊つべし (七) 敵をして倉皇として擧措を失はしめんと也。一說には、すて置く事なくして必ず擊つべしと解す (八) 隣國の諸侯未だ會合せずして助けの兵なく (九) 和協せず、卽ち諸卒未だ君の命令に應じて必死になる心なくと也 (一〇) 壍溝壁壘。城普請の未だ出來上らぬをいふ (一一) 法禁號令も行き屆かず (一二) 軍中驚き懼れて

武侯、敵必ず擊つ可きの道を問ふ。起、對へて曰く、「兵を用ふる、必ず須らく敵の虛實(一)を審にして其危き(二)に趨くべし。敵人遠く來り、新に至りて(三)、行列未だ定まらざるをば、擊つ可し。既に食して、未だ備を設けざるをば、擊つ可し(四)。奔走するをば、擊つ可し(五)。勤勞せるをば、擊つ可し。未だ地の利を得ざるをば、擊つべし(六)。時を失ひて從はざるをば、擊つ可し。長道を涉り(七)、後れて行き、未だ息はざるをば、擊つ可し。水を涉りて半ば渡れるをば、擊つ可し(八)。險道狹路をば、擊つ可し(九)。旌旗亂れ動くをば、擊つ可し(一〇)。陣數〻移動するをば、擊つ可し(一一)。將、士卒を離れたるをば、擊つ可し(一二)。心怖るゝをば、擊つ可し。凡そ此の若き

道一後行未レ息可レ擊。涉レ水半渡可レ擊。險道狹路可レ擊。旌旗亂動可レ擊。陣數移動可レ擊。將離ニ士卒一可レ擊。心怖可レ擊。凡若此者。選レ銳衝レ之。分レ兵繼レ之。急擊勿レ疑。

ものは、銳を選んで之を衝き、(一三)兵を分ちて之に繼ぎ、(一四)急に擊つて疑ふこと勿れ。」

㊀ 必ず敵を擊つて勝つべきの術 ㊁ 敵の危急の際に乘ずべし ㊂ はじめて陣營に至り ㊃ 士卒あちらこちらに走り廻りて落着かざる ㊄ 戰ひ疲れて力全からざるは ㊅ 約束の時刻を失し、士卒約束に應じ從はず。一說には天時を失ひて利に順はずと解す ㊆ 强き者は先じ後れたる者は後れて前後接せず兵勢分れ易し ㊇ けはしき道狹き道にては前後相救ふ能はざれば之に乘じて打つべし ㊈ 軍に節制なき也 (一〇) しば〳〵陣替するは人心定まらざる也。打つべし (一一) 將の心と士卒の心と離れ〳〵になりて上下一ならず。又血氣の將の士卒を離れて働くをもいふべきか (一二) 氣沮みて心に怖れを抱く (一三) 精銳の兵を選んで其陣をつきやぶり (一四) 吾が兵を分ちて前後左右よりすきまなく鬪ひずちて

武侯問曰。用レ兵之道。何先。起對曰。先明二四輕二重一信一。曰。何謂也。對曰使二地輕一レ馬。馬輕レ車。車輕レ人。人輕レ戰。明知二險易一。則地輕レ馬。芻秣以レ時。則馬輕レ車。膏鐧有レ餘。則車輕レ人。鋒銳甲堅。則人輕レ戰。進有二重賞一。退有二重刑一。

(一)治兵第三

武侯、問うて曰く、「兵を用ふるの道、何をか先にする。」起、對へて曰く、「先づ、四輕、二重、一信を明かにす。」曰く、「何の謂ぞや。」對へて曰く、「地をして馬を輕んじ、馬をして車を輕んじ、車をして人を輕んじ、人をして戰を輕んぜしむ。(二)明かに險易を知るときは、則ち地、馬を輕んず。(三)芻秣時を以てするときは、則ち馬、車を輕んず。(四)膏鐧餘りあるときは、則ち車、人を輕んず、(五)鋒銳く甲堅きときは、則ち人、戰を輕んず。(六)進めば重賞あり、退けば重刑あり。(七)之を行ふに信を以てす。(八)審かに能く此に達するは、勝の主なり。(九)」

(一) 士卒を整治して亂れしめざる所以を說く。兵治まれば勝ち治まらざれば敗るゝ也 (二) 輕便の義也。下に其方法を說く (三) 豫てより地の險易を明かに知り居れば、其の險を去りて易に就く等の利便ありて驅行險地に陷る事なし、即ち地、馬の行くを輕便ならしむる也 (四) 芻は馬を養ふ草。馬を養ふ藁、芻秣をよき時によき程に與へ養へば、馬、力餘りて車を輕しとす (五) 車上の鐧(車軸のかはておね)に十分に油をさす時は、軸滑澤にて、車、人を

行之以信。審能達此。勝之主也

武侯問曰。兵何以爲勝。起對曰。以治爲勝。又問曰。不在衆乎。對曰。若法令不明。賞罰不信。金之不止。鼓之不進。雖有百萬。何益於用。所謂治者。居則有禮。動則有威。進不可當。退不可追。前卻有節。左右應麾。雖絕

重しとせず ㈥ 兵刃鋭利に、鎧甲堅固なる時は心丈夫なる故敵を何とも思はず。以上四輕也 ㈦ 二重也 ㈧ 一信也 ㈨ 勝を制するの主也

武侯、問うて曰く、「兵は何を以て勝つことを爲す。」起、對へて曰く、「治を以て(一)勝つことを爲す。」又問うて曰く、「衆(二)に在らずや。」對へて曰く、「若し法令(三)明かならず、賞罰信ならず、之に金(四)すれども止まらず、之に鼓すれども進まずんば、百萬(五)ありと雖も、何ぞ用に益あらん。所謂治とは、居る(七)ときは則ち禮あり、(八)動くときは則ち威あり、進め(六)ば當る可からず、退けば追ふ可からず、前卻節あ(九)り、左右(一〇)麾に應じ、絕ゆ(一一)と雖も陳を成し、散ずと雖も行を成す、之と與に安く、之と與に危く、(一三)其衆合ふ可くして離る可からず、用ふ可くして疲らす可からず、(一四)之を往く所に投じて、天下能く當る莫し、名づけて父子の兵と曰ふ。(一六)」

㈠ 整治練習の義。下文に所謂治の何者なるかを詳述せり ㈡ 治を以て勝を取るといふとも、畢竟戰の勝は兵の衆きに在らずやと也 ㈢ 法度號令 ㈣ 進むに鼓を以てし退くに金を以てするは軍の法也。然るに金をならせど

成陣。雖散成行。與之安。與之危。其衆可合而不可離。可用而不可疲。投之所往。天下莫能當。名曰父子之兵。

吳子曰。凡行軍之道。無犯進止之節。無失飲食之適。無絕人馬之力。此三者。所以任其上令。任其上令。則治之所由生也。若進止不

も止まらず、鼓を打てども進まず (五) 軍の多勢なるをいふ (六) 斯の如く治まらざる兵は我の用に益なし (七) 平居上下の禮節正しくして輕々しからず。即ち平生恩威刑賞禮節を以て兵を治むる也 (八) 敵に臨みて活動するや威勢猛烈 (九) 或は前進し或は後却する皆節制あり (一〇) 或は左し或は右する皆な旗のさしまねき即ち將の下知に應ず (一一) 備の間斷絶するかと思へば忽ち合ひて陣をなし、分散するかと思へば忽ち行列を成す (一二) 共に死すべく共に生くべきの義。將が兵を安き地に置くも危き地に置くも意のまゝにて兵に毫も疑懼の念なきをいふ (一三) 其衆兵互に合して一となり、離れて二となる事なし (一四) 之を用ひて戰ふべく、兵士爲めに疲倦する事なし (一五) いづくにても目指して往く所に投じ戰はしむるに (一六) 將士心を一にすること父子の親の如しとの義ならん

吳子曰く、凡そ軍を行るの道、(一)進止の節を犯すこと無く、(二)飲食の適を失ふこと無く、(三)人馬の力を絶つこと無かれ。此三つの者は、(四)其上の令に任ずる所以なり。其上の令に任ずるは、則ち治の由りて生ずる所なり。若し進止度あらず、飲食適ならず、馬疲れ人倦みて、(五)而も解舍せざるは、其上の令に任ぜざる所以なり。上の令既に廢すれば、(六)以て居るときは則ち亂れ、以て戰ふときは則ち敗る。

(一) 前後進止の節制を犯し亂さずよく進止度に合はしむ (二) 飲食の適度を失はず。飲食宜しきに合はしむ (三)

度。飲食不ㇾ適。馬疲人倦。而不ㇾ解ㇾ舍。所ㇾ以不ㇾ任二其上令一。上令既廢。以居則亂。以戰則敗。

㈣ 過勞して人馬の力の絶え切るゝが如き事なき樣、能く壯にして佚せしむ ㈣ 士卒が上の法令に服任する所以也 ㈤ 止宿すべき所に行きて鞍を解きて舍止休息するをいふ ㈥ すたれて之を用ふる者なければ

吳子曰。凡兵戰之場止ㇾ屍之地。必ㇾ死則生。幸ㇾ生則死。其善將者。如下坐二漏船之中一。伏中燒屋之下上。使下智者不ㇾ及ㇾ謀。勇者不ㇾ及ㇾ怒。受ㇾ敵可也。故曰。用ㇾ兵之害。猶豫最大。三軍之災生二於狐疑一。

吳子曰く、凡そ兵戰の場は、(一)屍を止むるの地なり。(二)死を必ずするときは則ち生き、生を幸するときは則ち死す。其の善く將たる者、(三)漏船の中に坐し、燒屋の下に伏するが如く、(四)智者をして謀るに及ばず、勇者をして怒るに及ばざらしむれば、敵を受けんこと可なり。故に曰く、兵を用ふるの害は、(五)猶豫最も大なり。三軍の災は狐疑(六)に生ずと。

㈠ 討死して屍を止むべき所 ㈡ 必死を極むれば生き、生を冀へば却て死す ㈢ 一途に死を極めて以て士卒に必死を示し、其心を戰に專ならしむる也 ㈣ 我卒必死を極めて奮戰し、敵の智者も我に對して計謀を廻らすに出なく、敵の勇者も其勇猛を振ふ能はざらしめば、敵を受けて敗るゝ事なかるべし ㈤ ためらひて決せざる ㈥ 疑ひ惑ひて決斷なし

吳子曰。夫人常死二其所レ不レ能。敗二其所レ不レ便。故用レ兵之法。敎戒爲レ先。一人學レ戰。敎二成十人一。十人學レ戰。敎二成百人一。百人學レ戰。敎二成千人一。千人學レ戰。敎二成萬人一。萬人學レ戰。敎二成三軍一。以レ近待レ遠。以レ佚待レ勞。以レ飽待レ饑。圓而方レ之。坐而起レ之。行而止レ之。左而右レ之。前而後レ之。分而合レ

吳子曰く、夫れ人、(一)常に其の能くせざる所に死し、其の便ならざる所に敗る。故に兵を用ふるの法は、(二)教戒を先となす。(三)一人戰を學べば、十人を教へ成し、十人戰を學べば、百人を教へ成し、百人戰を學べば、千人を教へ成し、千人戰を學べば、萬人を教へ成し、萬人戰を學べば、三軍を教へ成す。(四)近きを以て遠きを待ち、佚を以て勞を待ち、飽を以て饑を待つ。(五)圓にして而して之を方にし、(六)坐して而して之を起たせ、(七)行りて而して之を止め、(八)左にして而して之を右にし、(九)前にして而して之を後にし、(一〇)分ちて而して之を合し、(一一)結んで而して之を解く。(一二)變ごとに皆習ひ、乃ち其兵を授く。是れを將の事と謂ふ。

(一) 兵は不能の爲めに死し、坐作進退の便ならざるによりて敗るゝが常也。兵に技能なく坐作進退に便ならざるは即ち教へざるの兵也 (二) 坐作進退の教へ戒め。即ち訓練の意也 (三) 一人が戰術を學んで之を十人に教へ、其十人が又各十人に教へ、以て遂に三軍に及ぼすべしと也 (四) これ孫子軍爭篇治力の法也。其の條參照 (五) 圓陣を變じて方陣とし又方を變じて圓とす、陣に隨つて變化して形を成す也。以下凡て各陣行伍の變を習はしむるをいふ (六) 或はをりしかしめ或は立たしめ將の心のまゝに練習せしむ (七) 進み行かしめ又忽ち止めて其勢をひとしから

之。結而解レ之。毎レ變皆習。乃授ニ其兵一。是謂ニ將事一。

呉子曰。教レ戰之令。短者持ニ矛戟一。長者持ニ弓弩一。強者持ニ旌旗一。勇者持ニ金鼓一。弱者給ニ斷養一。智者爲ニ謀主一。郷里相比。什伍相保。一鼓整レ兵。二鼓習レ陳。三鼓趨レ食。四鼓嚴レ辨。五鼓就レ行。聞ニ鼓聲合一。然後擧レ旗。

しむ　(八)之を麾して或は左に向はしめ或は右に向はしむ　(九)或は之を前に進ましめ或は之を後に退かしむ。一說には前軍を後軍とし、後軍を繰返して前軍とすと解す　(一〇)或は分れて又能く合し一陣となるをいふ　(一一)合して又能く分るゝをいふ　(一二)以上の如き坐作進退の變皆よく習熟し而して後始めて兵器を授けて之を用ひしむ

呉子曰く、戰を教ふるの令、(一)短者は矛戟を持ち、(二)長者は弓弩を持ち、(三)強者は旌旗を持ち、(四)勇者は金鼓を持ち、(五)弱者は斷養に給し、(六)智者は謀主となる。(七)郷里相比し、(八)什伍相保つ。一鼓して兵を整へ、(九)二鼓して陳を習ひ、(一〇)三鼓して食に趨き、(一一)四鼓して辨を嚴にし、(一二)五鼓して行に就く。(一三)鼓聲の合するを聞き、(一四)然る後に旗を擧ぐ。

(一)たけ低き者は矛戟の如き長き武器を持たしめて、其たけの短きを補ふ　(二)身のたけ高き者に弓弩を持たしむれば其矢遠きに及ぶべし　(三)力の強き者にはたを持たしむればゆり動かし指圖するに運用自在也　(四)金鼓は進退を合圖するものにて士氣に關すること殊に大なれば膽勇の士に持たしむる也　(五)力弱くして戰鬪の後に立たざる者は草刈炊烹等人馬の食物給養の事に用ふ　(六)計謀の主たらしむ　(七)同郷里の者相親しみ同心し　(八)同什伍の者互に相保護す　(九)兵器を整ふ。又兵を整へて其組其隊により集まるとも解す　(一〇)陣法を習ふ　(一一)食につく　(一二)器械を持ち甲冑を帶する時の裝束を嚴謹す　(一三)行列につく　(一四)大將の本陣より總軍整ひたる

かと問ふ爲めの鼓を擊ち、總軍之に應じて一齊に鼓を擊つ、北南方の聲の合ひたるを聞きて本陣より大將の旗をさし擧げて進む、この旗の擧りたるを見て三軍一同に行進する也

武侯問曰。三軍進止豈有レ道乎。起對曰。無レ當二天竈一。無レ當二龍頭一。天竈者大谷之口。龍頭者大山之端。必左二青龍一。右二白虎一。前二朱雀一。後二玄武一。招搖在レ上。從二事於下一。將レ戰之時。審候三風所二從來一。風順致呼而從レ之。風逆堅レ陣以待レ之。

武侯問うて曰く、「三軍の進止、豈に道あるか。」起、對へて曰く、「天竈(一)に當ること無かれ。龍頭(二)に當ること無かれ。天竈とは、大谷の口、龍頭とは、大山の端なり。必ず青龍(三)を左にし、白虎(四)を右にし、朱雀(五)を前にし、玄武(六)を後にし、招搖(七)上に在り、事に下に從ふ(八)。將に戰はんとするの時、審かに風の從りて來る所を候ふ。風順(九)ならば、致し呼んで之に從ひ、風逆(一〇)ならば、陣を堅くして以て之を待つ。」

(一) 天然に竈（カマド）の口の如くなりたる地の名、次に大谷の口といへり、之に陣する時は敵に衝かるゝ恐れあり、又水の爲めに沒する恐れある也 (二) 大山の端の龍の頭の如き地に陣すれば敵に圍まるゝ恐あり、又水草便ならず (三) 以下は四方の神（青龍は東、白虎は西、朱雀は南、玄武は北）にかたどりた旗の名。青龍は蒼龍をゑがきたる旗 (四) 熊虎をゑがきたる旗 (五) 鳥隼をゑがきたる旗 (六) 龜蛇をゑがきたる旗 (七) 北斗七星の名。これをゑがきて中軍のはたとす (八) 士卒をして其下に各々の事に從はしむ (九) 順風ならば、我士卒を致し、呼號して之に從はしめて戰ふ (一〇) 向ひ風の時には陣を堅め守りて風の止むを待つ

武侯問曰。凡畜卒騎。豈有方乎。起對曰。夫馬必安其處所。適其水草。節其饑飽。冬則溫廐。夏則涼廡。刻剔毛鬣。謹落四下。戢其耳目。無令驚駭。習其馳逐。閑其進止。人馬相親。然後可使。車騎之具。鞍勒銜轡。必令完堅。凡馬不傷於末。必傷於始。不傷於饑。必傷於飽。

武侯問うて曰く、「凡そ卒騎(一)を畜ふこと、豈に方あるか。」起對へて曰く、「夫れ馬は、必ず其處る所を安くし(二)、其水草を適へ(三)、其饑飽を節し(四)、冬は卽ち廐を溫にし、夏は則ち廡を涼しくし(五)、毛鬣を刻剔し(六)、謹んで四下を落し(七)、其耳目を戢めて(八)、驚駭せしむること無く、其馳逐を習はし、其進止を閑はし、人馬相親しくして、然る後に使ふ可し(九)。車騎の具、鞍勒(一〇)、銜轡、必ず堅く完からしめよ。凡そ馬は末に傷はれずして、必ず始に傷はれ(一一)、饑に傷はれずして、必ず飽に傷はる。日暮れて道遠くば、必ず數〻(一二)上下せよ。寧ろ人を勞するも、愼んで馬を勞する勿れ。常に餘りあらしめ(一三)、敵の我を覆ふに備へよ(一四)。能く此を明むる者は、天下に橫行す(一五)。」

(一) 士卒乘る所の馬　(二) をる所に風寒暑濕の憂へなく、馬の心をしてゆつたりと落着きてさわがしからざらしむ　(三) 惡水死水（タマリミズ）を飲ませず惡草を食はせざるやうよく其宜しきにかなへ　(四) うゑしめず又食ひ過ぎぬやうによく調節す　(五) ひさしなどを作り日をよけ涼しからしめ　(六) きりはだけて疏通せしめ　(七) 四下は四蹄也。馬のひづめには姤肉生じ易き故、きり落して輕便ならしむ　(八) 其耳目の視聽をさめて、驚逸駭躍せしむ

日暮道遠。必數上下。寧勞二於人一。愼無レ勞レ馬。常令レ有レ餘。備二敵覆一レ我。能明レ此者。橫二行天下一。

る勿れと也 （九）之を用ひて戰ふべし （十）ゝらくつわの類。皆車騎の具といふ中なれど殊に大切なるもの故、特に掲出していふ也 （十一）乘り入るゝはじめ （十二）度々馬よりおりて休ませよ （十三）餘力 （十四）急に來り掩ふ （十五）はしいまゝにあるきて征伐する事を得

吳子曰。夫總ニ文武ー者。軍之將也。兼ニ剛柔ー者。兵之事也。凡人論ㇾ將。常觀ニ於勇ー。勇之於ㇾ將。乃數分之一耳。夫勇者必輕合。輕合而不ㇾ知ㇾ利。未ㇾ可也。故將之所ㇾ愼者五。一曰理。二曰備。三曰果。四曰戒。五曰約。理者治ㇾ衆如ㇾ

論將第四（一）

吳子曰く、夫れ（二）文武を總ぶる者は、軍の將也。（三）剛柔を兼ぬる者は、兵の事也。凡そ人の將を論ずる、常に勇を觀る。（四）勇の將に於けるは、乃ち數分の一のみ。夫れ勇者は、必ず輕しく（五）合ふ。輕しく合うて、（六）利を知らざるは、未だ可ならざるなり。故に將の愼む所の者五つ、一に曰く（七）理、二に曰く備、三に曰く果、四に曰く戒、五に曰く約。理とは、衆を治むること寡を治むるが如し。備とは、（八）門を出づれば敵を見るが如し。果とは、（九）敵に臨んで生を懷はず。戒とは、（一〇）克つと雖も始めて戰ふが如し。約とは、（一一）法令省いて煩はしからず。（一二）命を請けて家に辭せず、敵破れて而して後返るを言ふは、將の禮なり、故に師出づるの日、（一三）死するの榮ありて、生くるの辱なし。

㊀ 將たるの道を評論す。篇中論將の二字あり、故に以て篇の名とす ㊁ 文以て衆を附し、武以て敵を威す、此

治レ寡。備者出レ門如レ見レ敵。果者臨レ敵不レ懷レ生。戒者雖レ克如二始戰一。約者法令省而不レ煩。受レ命而不レ辭レ家。敵破而後言レ返。將之禮也。故軍出之日。有二死之榮一。無二生之辱一。

二者をすぶるは三軍の大將也 (三) つよくこはき一方にては折れ、やはらかく柔順なるのみにては敗る、よく剛にしてまたよく柔なるは兵を用ふるの事也 (四) 頭の上に目をつけて之を觀察す (五) 合戰す (六) 利する所を詳かにせずして合戰する者は却つて害を受くる事あれば也 (七) すべくゝりをきむといふ字義 (八) 一たび門を出づれば敵の前に在るを見るが如く、少しも油斷せず (九) 必死を期して戰ふ。最に果敢あるをいふ也 (十) 已に敵に勝ちても、なほ初めて交戰せる時の如くに戒懼す。所謂勝つて兜の緒をしめよの諺也 (十一) 法令簡にして要を得 (十二) 命を受くれば直ちに行き家にいとまごひせず。一本「家」の字なし、辭退せずして受くと也 (十三) 進んで義に死するの榮ありて、退きて生を求するの辱なし、卽ち死を以て榮とし、生還を以て辱とすと也

吳子曰。凡用レ兵有二四機一。一曰氣機。二曰地機。三曰事機。四曰力機。三軍之衆。百萬之師。張設輕重。在二於一人一。是謂二氣機一。

吳子曰く。凡そ兵に四機あり。(一)一に曰く氣機、二に曰く地機、三に曰く事機、四に曰く力機。三軍の衆、百萬の師、張設(二)輕重(三)一人に在り、是れを氣機と謂ふ。路狹く道險しく、名山大塞(四)、十夫の守る所、千夫も過ぎざる(五)、是れを地機と謂ふ。善く閒諜を行ひ、輕兵(六)往來して、其衆を分散し、其君臣をして相怨み、上下をして相咎めしむ、是れを事機と謂ふ。車は管轄(七)を堅くし、舟は櫓楫(八)を利にし、士は戰陳に習ひ、馬は馳逐に閑ふ、是れを力機と謂ふ。此四つの者を知ら

路狹道險。名山大塞。十夫所レ守。千夫不レ過。是謂二地機一。善行二閒諜一。輕兵往來。分二散其衆一。使下其君臣相怨。上下相咎上。是謂二事機一。車堅二管轄一。舟利二櫓楫一。士習二戰陣一。馬閑二馳逐一。是謂二力機一。知二此四一者。乃可レ爲レ將。然其威德仁勇。必足下以率レ下安レ衆。怖レ敵決レ疑。施レ令而下不二敢犯一。所レ在而寇不二敢敵一。得レ之國强。去レ之國亡。是謂二良將一。

ば、乃ち將となる可し。(九)然れども、其威德仁勇、(一〇)必ず以て下を率ゐ、衆を安んじ、敵を怖し、疑を決するに足り、令を施して、下敢て犯さず、在る所にして、寇敢て敵せず、(一一)之を得れば國強く、之を去れば國亡ぶ、是れを良將と謂ふ。(一二)

(一) 機は弩牙也。弓の矢はず也。引設けて未だ放たず、切つて放つべかき放つまじきかといふ發動の機也 (二) 陣を張り、備を設け、輕重の軍勢をひきゐ戰ふ。普通「輕重を張り設くる」と訓ぜり (三) 百萬師衆の氣は將帥一人の氣に在り、將勇なるときは兵強く、將怯なるときは兵弱し、氣の然らしむる所なり (四) 四方に堅固の要害あるをいふ (五) 通過せんとするも過ぐる能はず (六) 身分輕くして辯口才利あるものを選みて敵國へ放ち遣り往來させて、敵の衆兵の心ちりぢりになり上下の心一ならざらしむ (七) 管は轂を蔽ふくだ。轄は轂にさしこんである軸をとめるくさびならん。要するに車としての最も樞要なる所、之を堅くして陸戰に備ふる也 (八) 水戰に便ずる也 (九) 四機を知る者は大將たるべけれども未だ良將とは謂はれずと也 (一〇) 威は嚴長、德は恩信、仁は慈愛、勇は果敢 (一一) 其在る所には敢て敵對するものなし (一二) 其人即ち良將を指す

呉子曰。夫鼙

呉子曰く、夫れ鼙鼓金鐸は、(一)耳を威す所以、旌旗麾幟は、(二)目を威す所以、禁令

鼓金鐸所以威耳。旌旗麾幟所以威目。禁令刑罰所以威心。耳威於聲。不可不清。目威於色。不可不明。心威於刑。不可不嚴。三者不立、雖有其國。必敗於敵。故曰、將之所麾、莫不從移。將之所指、莫不前死。

刑罰は、心を威す所以なり。耳は聲に威づ、(三)清からざる可からず。目は色に威づ、(四)明かならざる可からず。心は刑に威づ、(五)嚴ならざる可からず。(六)三つの者立たざれば、其國を有つと雖も、必ず敵に敗らる。故に曰く、(七)將の麾く所、從ひ移らざる莫く、將の指す所、前み死せざる莫しと。

(一) 蓋し四器にして其の用一なる也。鼙は馬上にて用ふる小鼓、鼓は大鼓、金は鐲、鐸は金鈴金舌なるもの (二) 旌と旗とは大將のはた。麾と幟とはさしまねくに使ふ小はた (三) 故に金鼓の聲清亮ならざるべからず (四) 旗さしものの色は鮮明ならざるべからず (五) 故に刑は嚴格ならざるべからず (六) 金鼓旗幟刑令の三つの法立たずして亂る (七) 三者正しく行はるゝ時は、士卒、將の麾く所に從ひて動き、其指揮によりて前んで死すと也

吳子曰、凡戰之要、必先占其將、而察其才。因其形而用其權、則不

吳子曰く、凡そ戰の要は、必ず先づ其將を占うて(一)其才を察し、(二)其形に因りて其權を用ふるときは、則ち勞せずして(三)功擧がる。(四)其將愚にして人を信ずるは、(五)詐りて誘ふ可し。(六)貪りて名を忽がせにするは、(七)貨して賂ふべし。(八)變を輕んじ

勞而功舉。其將愚而信レ人。可二詐而誘一。貪而忽レ名。可二貨而賂一。輕レ變無レ謀。可二勞而困一。上富而驕。下貧而怨。可二離而間一。進退多レ疑。其衆無レ依。可二震而走一。士輕二其將一。而有二歸志一。塞レ易開レ險。可二邀而取一。進道易退道難。可二來而前一。進道險退道易。可二薄而擊一。居二軍下濕一。水無レ所レ通。霖雨

て謀なきは、(九)勞して困せしむ可し。上富みて驕り、下貧しくして怨むるは、(一〇)離して間す可し。(一一)進退疑多く、其衆依る無きは、(一二)震はして走らす可し。士、其將を輕んじて(一三)歸志あるは、(一四)易を塞ぎ險を開き、邀へて取る可し。(一五)進む道は易く、退く道は難きは、來りて前ます可し。(一六)進む道は險しく、退く道は易きは、薄りて擊つ可し。(一七)軍を下濕に居き、水通ずる所無きに、霖雨數〻至らば、灌ぎて沈む可し。(一八)軍を荒澤に居き、草楚幽穢なるに、風飆數〻至らば、焚きて滅ぼす可し。(一九)停まること久しくして移らず、將士懈怠し、其軍備へざるは、(二〇)潛にして襲ふ可し。

(一) 敵將の姓名を占知し、其才の能否を審察し　(二) 敵の虛實の形によりて、我が權變の法を用ふ　(三) 力を勞せずして大功自然に成る　(四) 以下皆敵將の器量を察して之に應じて處すべき謀あるをいふ　(五) 詐謀を以てあざむき誘ひて我術中に陷るべし　(六) 財を貪りて名を惜まざる者は　(七) 貨物を以て之に賂ふべし　(八) 輕々しく變動して　(九) 樣々の計を設けて彼を勞らし困斃せしむべし　(一〇) 徐々君臣の間を離間し其心をへだたらしむべし　(一一) 將果斷なくして進退共に疑惑を懷き、其士卒依り恃む所なきは　(一二) 驚かして　(一三) 歸るを思ふ志　(一四) 平易の地を塞ぎ、險阻なる方を開きおきて其落ち來る所をむかへて打取るべし　(一五) 敵進み易きに乘じて進み來れども退くは險しき地勢にてはこちらより之に迫れば力を幷せて死鬪すべきにより、敵をして來り進ましめて之を

敵至。可灌而沈。居軍荒澤、草楚幽穢、風飆數至、可焚而滅。停久不移、將士懈怠、其軍不備、可潛而襲。

擊つと也 (一六) 敵に進む志少なく退く志多き故、迫りて之を擊ち、其鬪心を固からざらしむる也 (一七) 敵の陣する所、卑下濕潤の地にて水の外へ流れ通ずる所なく、その上連日雨降りつゞく事あらば、更に外の水をそゝぎ掛けて敵を水に沈めよ (一八) 敵の陣する所荒澤の中にて草莽荊棘深く亂れ茂りたるに疾風頻りに至らば火を掛けて燒き滅すべし (一九) 敵軍久しく一所に止りて移らず (二〇) ひそかに往いて

武侯問曰。兩軍相望。不知其將。我欲相之。其術如何。起對曰。令賤而勇者將輕銳以嘗之。務於北。無務於得。觀敵之來。一坐一起。其政以理。其追北佯爲不及。

武侯問うて曰く、「兩軍相望んで、其將を知らず、我、之を相んと欲す、其の術如何ん。」起對へて曰く、「(一)賤しくして(二)勇ある者をして、輕銳を將ゐて以て之を嘗み、北ぐるを務めて、(三)得るを務むるなからしむ。(四)敵の來るを觀るに、一たびは坐し一たびは起ち、(六)其政以て理まり、(七)其の北ぐるを追ふや、佯りて及ばざる爲し、其の利を見ては、佯りて知らざる爲す。此の如き將は、名づけて智將と爲す。(八)與に戰ふ勿れ。若し(九)其衆讙譁し、旌旗煩亂し、其卒(一〇)自ら行き自ら止まり、(一一)其兵或は縱或は橫、其の北ぐるを追ふや、及ばざらんを恐れ、利を見ては、得ざらんを恐る、此れを愚將となす。(一二)衆しと雖も獲可し。」

其見レ利佯爲レ不レ知。如レ此將者。名爲二智將一。勿二與戰一也。若其衆讙譁。旌旗煩亂。其卒自行自止。其兵或縱或橫。其追レ北恐レ不レ及。見レ利恐レ不レ得。此爲二愚將一。雖レ衆可レ獲。

㊀ 敵將の能否を ㊁ 我兵中身分賤しきながらも勇ある者をして輕騎を率ゐて敵の强弱智愚を試みしむ ㊂ 負りて敵を破り得ることを務めず ㊃ 敵の我が北ぐる兵を追ひ來るを見るに ㊄ 起坐皆節あり ㊅ 軍政整治して亂れず ㊆ 敵の我が北ぐるを追ふに、力を極めて追はず、佯りて追附き難き體をなし ㊇ 敵、利あるを見ても佯りて知らざる體をなす、小利に誘はれざる也 ㊈ 其衆かまびすしく ㊉ 自分勝手に行きもし止まりもして號令に從はず ⑪ 行伍列序の亂るゝをいふ ⑫ 敵の人數多くとも擒獲すべし

應變第五

武侯問曰。車堅馬良。將勇兵强。卒遇敵人。亂而失行。則如之何。吳起對曰。凡戰之法。晝以旌旗旛麾爲節。夜以金鼓笳笛爲節。麾左而左。麾右而右。鼓之則進。金之則止。一吹而行。再吹而聚。不從令者誅。三軍服威。士卒用命。則戰無强敵。攻無堅陣矣。

(一)武侯問うて曰く、「(二)車堅く馬良く、將勇に兵强きは、卒に敵人に遇ひ、亂れて(三)行を失はゞ、則ち之を如何せん。」吳起對へて曰く、「凡そ戰の法、晝は(四)旌旗旛麾を以て(五)節となし、夜は金鼓笳笛を以て節となし、左に麾きて左し、右に麾きて右し、之に鼓すれば則ち進み、之に金すれば則ち止まり、一たび(六)吹いて行き、再たび吹いて聚まり、令に從はざる者は誅す。三軍威に服し、士卒命を用ふれば、則ち戰ふに强敵なく、攻むるに堅陣なし。(七)」

(一)時に臨んで變に應ずることを論ず　(二)吾が軍の也　(三)行列　(四)何れもはた也　(五)節制也。號令を定めて士卒を敎ふる也　(六)笳笛を也　(七)況んや行列を亂失するの患あらんやとの意を含めていふ也

武侯問曰。若

武侯問うて曰く、「若し敵衆く我寡くば、之を爲すこと如何。」起、對へて曰く、

敵衆我寡。爲之如何。起對曰。避之於易。邀之於阨。故曰。以一擊十。莫善於阨。以十擊百。莫善於險。以千擊萬。莫善於阻。今有少卒。卒起擊金鳴鼓於阨路。雖有大衆。莫不驚動。故曰。用衆者務易。用少者務隘。

「之を易に避け、(一)之を阨に邀ふ。(二)故に曰く、一を以て十を擊つは、阨より善きは莫く、十を以て百を擊つは、(三)險より善きは莫く、千を以て萬を擊つは、(四)阻より善きは莫しと。(五)今、少卒あり、卒に起りて阨路に金を擊ち鼓を鳴らすときは、大衆ありと雖も、驚き動かざる莫し。故に曰く、衆を用ふる者は(六)易を務め、少を用ふる者は隘を務むと。」

(一) 平易の地にては敵を避けて戰はず (二) 敵を道路狹隘の所にむかへ戰ふべし (三) 山坂嶮絶の地 (四) 坑坡（アナ）の如くくぼき處あり又高き處あり、或は長江大川を帶びたる地 (五) 例へば今小勢を以て戰ふものあり (六) 平易の地に兵を用ひ戰ふやうに務め (七) 險隘の地に兵を用ひ戰ふやうに務む

武侯問曰。有師甚衆。既武且勇。背大阻險。右山左水。深溝高壘。守

武侯問うて曰く、師あり(一)甚だ衆く、既に武且つ勇にして、大を(二)背にし、險を阻にし、山を右にし水を左にし、溝を深くし壘を高くし、守るに强弩を以てし、退くことは(三)山の移るが如く、進むことは風雨の如く、糧食又多く、(四)與に長く守り難

以強弩。退如山移。進如風雨。糧食又多。難與長守。則如之何。起對曰。大哉問乎。此非車騎之力。聖人之謀也。能備千乘萬騎。兼之徒步。分爲五軍。各軍一衢。夫五軍五衢。敵人必惑。莫知所加。敵若堅守以固其兵。急行間諜以。觀其慮。彼聽吾說。解之而去。不聽吾說。

きときは、則ち之を如何せん。」起對へて曰く、「大なる哉問や。此れ車騎の力(五)に非ず、聖人の謀(六)なり。能く千乘萬騎(七)を備へ、之に徒步を兼ね、(八)分ちて五軍となし、各一衢(九)に軍せよ。夫れ五軍五衢(一〇)ならば、敵人必ず惑うて、加ふる所を知る莫からん。敵若し堅く守りて以て其兵を固くせば、急に間諜(一一)を行り、以て其慮(一二)を觀よ。彼、吾が說を聽かば、之を解いて去れ。(一三)吾が說を聽かずして、使を斬り書を焚かば、分つて五戰を爲せ。(一四)戰ひ勝つとも追ふこと勿れ。勝たずんば疾く走れ。(一五)是の如く佯り北げて、(一六)安に行き、疾く闘ひ、一は其前を結び、(一七)一は其後を絕ち、兩軍枚を銜み、或は左し或は右して、其處を襲ひ、(一九)五軍交ゝ至らば、必ず其利あらん。(一八)此れ強を擊つの道なり。」

(一) 敵の師旅を起すあり、其兵衆多 (二) 直解には「高大ノ勢ニ背倚ス」と註す。大國をうしろに控への義ならん。以下は地の利を得て、備禦固く、更に節制あるをいふ (三) 節制ありて亂れざる也 (四) 我軍これに對して也 (五) 車騎の力即ち兵力にて能く勝つべきにあらず (六) 聖智の人の計謀に非れば勝つ能はず (七) 多數の車と騎兵と也 (八) 之に兼ぬるに徒步の兵を以てし、車騎步の三つを組合はせてそれを五つの備に分つ也 (九) 衢は四方のちまた

斬レ使焚レ書。分爲二五戰一。戰勝勿レ追。不レ勝疾走。如レ是佯北。安行疾鬪。一結二其前一。一絶二其後一。兩軍銜レ枚。或左或右。而襲二其處一。五軍交至。必有二其利一。此擊レ强之道也。

武侯問曰。敵近而薄レ我。欲レ去無レ路。我衆甚懼。爲レ之奈何。起對曰。爲レ此之術。若我衆彼寡。分而

の路也。其一衞毎に一軍を置く　〔二〇〕　五軍分れて五衞に陣する時は　〔二一〕　如何なる計策あるかと惑ひ、我軍が敵の何處を攻めんとするかを敵の方にて知るとなからん。或は敵が我に兵を加ふる所に知る莫しと解するも通ずべきか　〔二二〕　敵の謀慮を搆へ見るべし　〔二三〕　先づ間諜を入れて種々の妄說を立てさせて敵の謀慮を親察せる上、使者を遣はし、敵說き入るゝ時は和して我軍兵を引き去るべし、敵若し我使を斬り書を燒かば軍をしかけよとの意ならん。前節諸說あれども今凡て略に從ふ　〔二四〕　我五軍を分つて五ケ所より軍をしかけよと也　〔二五〕　疾走して敵の强を避けよ　〔二六〕　敵人佯りて敗北を爲さば、我備を亂さずしづ〳〵と行きて機を見て疾速に戰ふべしとならん。諸說あり、我れ佯り北げて敵を誘ひと解するあり。又、「或は佯り北げ、或は安かに行き、或は疾く鬪ひ」の如く別々の働きと見る說もあり　〔二七〕　一隊は前軍を結んで戰ふ勢をなし、一隊は後陣に備へて敵の後方より來る勢を絕ち止む。一說には、二つの「其」の字を共に敵と解す　〔二八〕　前後の二軍枚を銜みて聲を立てず　〔二九〕　衆ずべき敵の虛所　〔三〇〕　入れ替り〳〵

武侯問うて曰く、「敵近くして我に薄り、去らんと(一)欲すれども路なく、我が衆甚だ懼れば、之を爲すこと奈何。」起、對へて曰く、「此を爲すの術、若し我衆く彼寡くば、分つて(二)之に乘せよ。彼衆く我寡くば、方(三)を以て之を從へ。之に從ひて息むこと無くば、衆しと雖も服す可し。」

乗之。彼衆我寡。以方従之。従之無息。雖衆可服。

武侯問曰。若遇敵於谿谷之間。傍多険阻。彼衆我寡。為之奈何。起対曰。遇諸丘陵林谷深山大沢。疾行亟去。勿得従容。若高山深谷卒然相遇。必先鼓譟而乗之。進弓与弩。且射且虜。審察其治乱。則撃之勿疑。

武侯問曰。左

(六) 我兵を引去らんと也 (七) 我兵を分ちてかはるがはる戦ふべし (八) 奇を出し変に応ずるの方術を以て敵にかけ合ふべし。「之を従ふ」と訓じ、敵を従への義とするも、又通ず

武侯問うて曰く、「若し敵に谿谷の間に遇ひ、傍に険阻多くして、彼衆く我寡くば、之を為すこと奈何。」起対へて曰く、「諸々の丘陵林谷深山大沢に遇は(一)ば、疾く行き亟かに去りて、従容たるを得ること勿れ。(二)若し高山深谷に、卒然として相遇はゞ、(三)必ず先づ鼓譟して之に乗じ、(四)弓と弩とを進めて、且つ射且つ虜にせよ。審かに其治乱を察し、(五)則ち之を撃って疑ふこと勿れ。」

(一) 「遇」の字なき本もあり (二) ゆるゆるとせば敵の乗ずる所となるべき恐ある故也 (三) 敵と出遇はゞ (四) 我軍一斉に鼓を撃ちて攻め掛るべき勢をなし我士気を鼓舞して敵に乗ず (五) 敵軍に乱るゝ時は也

武侯問うて曰く、「左右高山にして、地甚だ狭迫なるに、卒に敵人に遇うて、

在高山。地甚狹迫。卒遇二敵人一。擊レ之不レ敢。去レ之不レ得。爲レ之奈何。起對曰。此謂二谷戰一。雖レ衆不レ用。募二吾材士一。與レ敵相當。輕足利兵。以爲二前行一。分レ車列レ騎。隱二於四旁一。相去數里。無レ見二其兵一。敵必堅レ陣。進退不レ敢。於レ是出レ旌列レ旆。行出二山外一營レ之。敵人必懼。車騎挑レ之。勿レ令レ得レ休。此谷戰之法也。

之を擊たんとするも敢てせず、之を去らんとするも得ずんば、之を爲すこと奈何」(一)起對へて曰く、「此れを谷戰と謂ふ。衆しと雖も用ひられず。(二)吾が材士を募り(三)て、敵と相當り、(四)輕足利兵以て前行と爲し、(五)車を分ち騎を列ねて、(六)四旁に隱れ、(七)相去ること數里にして、其兵を見はすこと無れ。敵必ず陣を堅くして、(八)進退敢てせじ、是に於て、旌を出し旆を列ね、行きて山外に出でゝ之を營せよ。敵人必ず懼れん。(九)車騎之を挑んで、休むを得しむること勿れ。此れ谷戰の法なり。」

(一) 擊たんするも人馬の進むに利あらずして擊ちがたく、之を捨てゝ引き去らんとすれども退き難き時は　(二) 兵衆多きも用ふる所なく　(三) 材勇ある士をえらびすぐりて　(四) 足達者にて善く走る者は、鋭利なる兵器を持たせて先手となし　(五) 吾が車を分ちて備を作り、騎馬の兵を列ねて馬隊をなす　(六) 四方に隱伏して伏兵となし　(七) 敵を去ること數里（我國の里程にていへば二三十町）　(八) 進みもせず退きもせず　(九) 吾が車兵騎兵を以て敵に戰をしかけ敵をして休息するを得ざらしむ

武侯問曰。吾與二敵人一。相二遇大水之澤一。傾レ輪沒レ轅。水薄二車騎一。舟楫不レ設。進退不レ得。爲レ之奈何。起對曰。此謂二水戰一。無レ用二車騎一。且留二其傍一。登レ高四望。必得二其情一。知二其廣狹一。盡二其淺深一。乃可二爲レ奇以勝一レ之。敵若絶レ水。半渡而薄レ之

武侯問うて曰く、「吾、敵人と大水の澤に相遇ひ、輪を傾け、轅を沒し、(一)水、車騎に薄り、(二)舟楫設けず、(三)進退得ずんば、(四)之を爲すこと奈何。」起對へて曰く、「此れを水戰と謂ふ。車騎を用ふること無く、且く其傍に留まり、(五)高きに登りて四望し、必ず其情を得、(六)其廣狹を知り、其淺深を盡し、(七)乃ち奇を爲して以て之に勝つ可し。敵若し水を絶らば、半ば渡して之に薄れ。」(八)

(一)車の輪も水に傾覆し車のながえも水に沈沒す (二)車兵も騎兵も水に難儀して用ふべからず (三)豫め舟の用意もなし (四)進みもならず退きもならずば (五)其大澤の傍に陣し (六)水の情狀、卽ち廣狹淺深也 (七)知りつくす (八)敵の半分渡りたる所をせまり擊つべしと也

武侯問曰。天久連雨。馬陷車止。四面受レ敵。三軍驚駭。爲レ之奈何。起

武侯問うて曰く、「天久しく連雨して、(一)馬陷り車止まるに、四面に敵を受け、三軍驚駭せば、之を爲すこと奈何。」起對へて曰く、「凡そ車を用ふる者は、陰濕なるときは則ち停まり、陽燥なるときは則ち起り、(二)高きを貴び下きを賤む。(三)

對曰。凡用レ車者。陰濕則停。陽燥則起。貴レ高賤レ下。馳二其強車一。若進若止。必從二其道一。敵人若起。必逐二其迹一。

武侯問曰。暴寇卒來。掠二吾田野一。取二吾牛羊一。則如之何。起對曰。暴寇之來。必慮二其強一。善守勿レ應。彼將二暮去一。其裝必重。其心必恐。還退務レ速。必有レ不レ屬。

其強車を馳せて、若しくは進み若しくは止まるに、必ず其道に從ひ、(五)敵人若し起らば、必ず其迹を逐へ。」

(一) 馬の足も立たず、車も動かずして一所に止まり皆用ふる所無きに (二) 日でりにて道かわきたる時には行く (三) 高きより低きに車を引下ぐるは勢疾く、低きより高きに上ぐるは至難也、故に高き地を貴びて車を行り、低き地を賤しみて車を用ひず (四) 高燥の道 (五) 雨ふりつゞき道惡しきに敵若し軍を起し來らばこれ車を行るべき道也 (六) 其ふみかためて去來する迹を逐ひ其道を失はざれと也

武侯問うて曰く、「暴寇(一)卒に來りて、吾が田野を掠め、吾が牛馬を取るときは、則ち之を如何せん。」起對へて曰く、「暴寇の來る、必ず其強きを(二)慮り、(三)善く守りて、應ずること勿れ。彼將に暮に(四)去らんとするとき、(五)其裝必ず重く、其心必ず恐れ、還り退くこと速なるを務め、必ず屬かざること(六)有らん。追うて之を撃たば、其兵覆す可し。」

(一) 強暴なる寇敵 (二) 其備の強きを察し慮りて (三) よく我壘を固め守りて輕々しく出で應ずる勿れ (四) 日暮

追而擊レ之。其兵可レ覆。

吳子曰。凡攻レ敵圍レ城之道。城邑既破。各入二其宮一。御二其祿秩一。收二其器物一。軍之所レ至。無下刊二其木一。發二其屋一。取二其粟一。殺二其六畜一。燔中其積聚上。示三民無二殘心一。其有レ請レ降。許而安レ之。

㈤ 貨賂する物 ㈥ 其行列相連屬せざることあらん

吳子曰く、凡そ敵を攻め城を圍むの道は、城邑既に破れば、各〻其宮(一)に入り、其祿秩(二)を御し、其器物(三)を收めよ。軍の至る所、其木を刊り(四)、其屋(五)を發き、其粟を取り、其六畜(六)を殺し、其積聚(七)を燔くこと無く、民に殘心(八)なきを示せ。其の降るを請ふあらば、許して之を安んぜよ。

㈠ 一本「室」又は「官」に作る ㈡ 祿秩ある人をば妄に殺さず治めてそれ相應に我が用とすべし。一說には、祿秩を敵の積みたくはへたる兵糧の義とす、又通ず ㈢ 重寶珍器の類などみだりにそこなはずして能く收納すべし ㈣ 伐りはらふ ㈤ 民屋をこぼち崩し ㈥ 馬牛犬豕羊鷄 ㈦ 官府倉庫に積み置きたる米穀等を燒き失ふことなかれ ㈧ 殘虐の心

武侯問曰。嚴レ刑明レ賞。足二以勝一乎。起對曰。嚴明之事。臣不レ能レ悉。雖レ然非レ所レ恃也。夫發レ號布レ令。而人樂レ聞。興レ師動レ衆。而人樂レ戰。交レ兵接レ刃。而人樂レ死。此三者。人主之所レ恃也。武侯曰。致レ之奈何。起對曰。君擧レ有レ功而進饗レ

勵士第六(一)

武侯問うて曰く、「刑を嚴にし賞を明かにするは、以て勝つに足るか。」起對へて曰く、「嚴明(二)の事は、臣、悉す(三)こと能はず。然りと雖も、恃む(四)ところに非ざるなり。夫れ號を發し令を施して人聞くことを樂み、師を興し衆を動かして人戰ふことを樂み、兵を交へ刃を接へて人死することを樂む、(五)此三つの者は、人主の恃む所なり。」武侯(六)曰く、「之を致すこと奈何。」起對へて曰く、「君、功ある(七)を擧げて、進めて之を饗し、功無きをば之を勵ませ(八)」と。是に於て、武侯、坐(九)を廟庭に設けて、三行と爲し、士大夫を饗す。(一〇)上功は前行に坐し、餚席(一一)に重器、上牢を兼ぬ。次功は中行に坐し、餚席に器差減す。無功は後行に坐し、餚席(一二)に重器なし。饗畢りて(一三)出づ。又、功ある者の父母妻子に、廟門の外に頒賜(一四)し、亦、功を以て差(一五)をなす。事(一六)に死するの家あれば、歲ごとに、使者(一七)をして其父母に勞賜せし

之。無功而勵之。於是武侯設坐廟廷。爲三行。饗士大夫。上功坐前行。餚席兼重器上牢。次功坐中行。餚席器差減。無功坐後行。餚席無重器。饗畢而出。又頒賜有功者父母妻子於廟門外。亦以功爲差。有死事之家。歲使使者勞賜其父母。著不忘於心。行之三年。秦

め、心に忘れざるを著はす。之を行ふこと三年。秦人、師を興して西河(一八)に臨む。魏士、之を聞き、吏(一九)の令を待たず、介冑(二〇)して之を奮撃する者、萬を以て數ふ。武侯、吳起を召して謂つて曰く、「子が前日の教、行はる。」起對へて曰く、「臣聞く、人に短長(二一)あり、氣に盛衰あり。君、試に功なき者五萬人を發せよ。臣、請ふ率ゐて以て之(二二)に當らん。脫(二三)し其れ勝たずんば、笑を諸侯に取り、權を天下に失はん。今、一の死賊(二四)をして曠野に伏せしめば、千人(二五)之を追ふに、梟視狼顧(二六)せざる莫からん。何となれば、其暴に起りて己を害せんことを恐るればなり。是を以て、一人、命を投ずれば、千夫を懼れしむるに足る。今、臣、五萬の衆を以てして、一死賊(二七)となし、率ゐて以て之を討ぜば、固に敵し難からん」と。是に於いて、武侯之に從ふ。車五百乘、騎三千匹(二八)を兼ねて、秦の五十萬の衆を破る。此れ士を勵ますの功なり。戰に先だつこと一日、吳起、三軍に令して曰く、「諸の吏士(二九)、當に從(三〇)うて敵の車騎と徒とを受くべし。若し車(三一)、車を得ず、騎、騎を得ず、徒(三二)、

人興師臨西河。魏士聞之。不待吏令。介冑而奮擊之者以萬數。武侯召吳起而謂曰。子前日之教行矣。起對曰。臣聞。人有長短。氣有盛衰。君試發無功者五萬人。臣請率以當之。脫其不勝。取笑於諸侯。失權於天下矣。今使一死賊伏於曠野。千人追之。莫不梟視狼

徒を得ずんば、軍を破ると雖も、皆、功なしとせん」と。故に戰ふの日、其の令煩はしからずして、威、天下に震ふ。

(一一) 士卒の心をはげまし忠功を致さしめ、功なきものは功を立つるの心生ずる樣にはげます也 (一二) 嚴刑明賞の事 (一三) 悉く論ずる能はず、蓋し論ずる能はざるに非ず、其恃む所にあらざるを以て斯くいふ (一四) 嚴明でさへあれば必ず勝つに足ると恃みにすべきにあらず (一五) いくさ (一六) 兵器 (一七) 廟廷にすゝめて宴饗を賜ふ (一八) 激勵せしめよ (一九) 座席を宗廟の庭に設けて (二〇) 最上の手がらのある人を上坐に就かしむる也 (二一) 餚は肴に同じ。のみもの食ひものの具にて俗に所謂一汁一菜といふが如し、それに種々の嘉肴をもりならべ、牛などの珍味をも衆ねそなふと也。重器を貴重なる飲食の器物と解するも亦通ず (二二) 餚席ばかりにて (二三) 人々退出す (二四) たまものを分ち下さる (二五) 差等即ち多い少ないの違ひ也 (二六) 王事、國事、軍事 (二七) 或は「使者を遣し」に作る (二八) 秦と魏との境 (二九) 將吏 (三〇) 甲冑を被り (三一) 智あり愚あり勇あり怯あり、其長とする所あり短とする所ありて一齊ならず (三二) 秦兵に當らん (三三) 呉起必勝の成算ありて此語を設けいふ也。意は大丈夫勝つゆゑさる心配なしと也 (三四) 必死を決せる賊 (三五) 共に往きて追ふ (三六) 恐怖の心あつてしばしば顧みる也。梟は晝は目見えざる故たびたびふりかへり狼は性しばしば顧みる (三七) 皆一心になりて死を決せしむる也 (三八) 衆れ合はせて呉起之を引率し (三九) 坐席餚器によつて諸士を激勵したる故の功といふ意ならん (四〇) 吾が命に從うて敵の車卒騎兵歩兵の三つを受け戰ふべし (四一) 吾が車を用ひて戰ふ者敵人の車を獲ず (四二) 吾が騎を用ひて戰ふ者敵人の騎を獲ず (四三) 我が歩兵敵の歩兵を獲ずんば

顧。何者恐其暴起而害己也。是以一人投命。足懼千夫。今臣以五萬之衆。而爲一死賊。率以討之。固難敵矣。於是武侯從之。兼車五百乘。騎三千匹。而破秦五十萬衆。此勵士之功也。先戰一日。吳起令三軍曰。諸吏士當從受敵車騎與徒。若車不得車。騎不得騎。徒不得徒。雖破軍皆無功。故戰之日。其令不煩。而威震天下。

吳子終

[illegible]

古者以レ仁爲レ本。以レ義治レ之。之謂レ正。正不レ獲レ意則權。權出二於戰一。不レ出二於中人一。是故殺レ人安レ人。殺レ之可也。攻二其國一。愛二其民一。攻レ之可也。以レ戰止レ戰。雖レ戰可也。故仁見レ親。義見レ說。智見レ

司馬法

（二）仁本第一

（一）古は、仁を以て本と爲し、義を以て之を治むる、之を（三）正と謂ふ。（四）正、意を獲ざるときは則ち權す。（五）權は戰より出づ、中人より出でず。是故に人を殺して人を安んぜば、之を殺すも可なり、其國を攻めて其民を愛せば、之を攻むるも可なり、戰を以て戰を止めば、戰ふと雖も可なり。故に（六）仁は親まれ、義は說ばれ、智は恃まれ、勇は方せられ、（八）信は信ぜらる。（九）內、愛を得るは、守る所以なり。（一〇）外、威を得るは、（七）戰ふ所以なり。戰の道、（一一）時に違はず、（一二）民の病を歷ざるは、吾が民を愛する所以なり。（一三）喪に加へず、凶に因らざるは、夫の（一四）其民を愛する所以なり。冬夏に師を興さざるは、（一五）其民を兼ね愛する所以なり。故に國大なりと雖も、戰

恃。勇見レ方。信見レ信。內得レ愛焉。所二以守一也。外得レ威焉。所二以戰一也。戰道。不レ違レ時。不レ歷二民病一。所三以愛二吾民一也。不レ加レ喪。不レ因レ凶。所三以愛二夫其民一。也。冬夏不レ興レ師。所三以兼二愛其民一也。故國雖レ大好レ戰必亡。天下雖レ安。忘レ戰必危。天下既平。天子大愷。春蒐秋獮。諸侯春振旅。秋治兵。所二以不レ忘レ戰也。

を好むときは必ず亡び、天下安しと雖も、戰(一六)を忘るゝときは必ず危し。天下既に平ぎ、天子大に愷(一七)するも、春は蒐(一八)し秋は獮し、諸侯、春は振旅(一九)し、秋は治兵する、戰を忘れざる所以なり。

(一) 國を平かにし、兵を治むるに、仁を以て根本となすことを明かにす。編首の文字を取つて篇名とせる也 (二) 古の人、國を治むるに仁を本と爲し義を以て宜しきを制す、義は事の宜しきに從つて決斷するの謂也、故に之を治といふ (三) 正しき道 (四) 正道にて治まらざる時は權變の道を用ひて之を救ふ (五) 其權變の術は戰陣より出づ、卽ち機に臨み變に應ずる智慮の發する所より出づるものにて、中人卽ち中材にして上智に非る人の及ぶ所に非ず (六) 我仁を以てすれば人我に親む (七) 人見て之に歸向す。方は手本とせらるゝ義。又向ふの義 (八) 人に信服せらる (九) 國内の民我愛を得て民心深く我に結ぶ (一〇) 國外の兵、我に畏服す。一說に外を新國の義とす (一一) 農耕の時に違はず、農隙を以て民を徵發して使ふ也 (一二) 民の多くわづらふ時に興し用ひず (一三) 兵を人の喪あるに加へず、人の凶災あるに乘じて伐たず (一四) 敵國の民 (一五) 彼我兩國の民 (一六) 武備を忘る也 (一七) 凱歌して兵を解く。一說「たのしむ」と訓ず (一八) 春獵を蒐といひ、秋獵を獮といふ、農隙を以て武事を講ずる所以也 (一九) 戰を止め兵を整ふる義。要するに振旅治兵共に武を講ずる事也

古者。逐レ奔不レ過二百步一。縱レ綏不レ過二三舍一。是以明二其禮一也。不レ窮二不能一。而哀二憐傷病一。是以明二其仁一也。成レ列而鼓。是以明二其信一也。爭レ義不レ爭レ利。是以明二其義一也。又能舍レ服。是以明二其勇一也。知レ終知レ始。是以明二其智一也。六德以レ時合教。以爲二民紀之道一也。自レ古之政也。

古は、奔るを逐ふこと百歩に過ぎず、(一)綏くを縱ふこと三舍に過ぎず、(二)是れ以て(三)其の禮明かにするなり。(四)不能を窮めずして、傷病を哀憐す、是れ以て其の仁を明かにするなり。(五)列を成して而して鼓す、是れ以て其の信を明かにするなり。義を爭うて、利を爭はず、是れ以て其の義を明かにするなり。又能く、(六)服するを舍す、是れ以て其の勇を明かにするなり。(七)終りを知り始めを知る、是れ以て其の智を明かにするなり。(八)六德時を以て合はせ教へ、(九)以て民紀の道と爲す也。(一〇)古よりの政なり。

(一) 敵の敗北するを (二) 敵の退くをいふ。兩軍對陣中に敵が軍を收めて退く也。縱は從ふ也。三舍は九十里（六町一里） (三) 勝に誇らず人に讓る、故に禮といふ也 (四) 兵を待つに各人の能くする所を用ひ其不能を強ひず (五) 行列を正しうして後に鼓を擊ちて敵に向ひ戰ふ。直解には敵兵已に行列をなして後進むと解す (六) 既に降服する者は赦して殺さず (七) 軍事の始め終りを明察して謬らず (八) 以上の禮仁信義勇智の六德をば、時を以て其衆を會合して之を敎ふ (九) 庶民を紀綱す、卽ち法度を立て衆をすべ用ふる道 (一〇) これ古へよりの軍政也

先王之治。順天之道。設地之宜。官民之德。而正名治物。立國辨職。以爵分祿。諸侯說懷。海外來服。獄弭而兵寢。聖德之至也。其次賢王。制禮樂法度。乃作五刑。興甲兵。以討不義。巡狩省方。會諸侯考不同。其有失命亂常。背德逆天之時。而危有功之君。偏告于諸侯。

先王の治は、天の道に順ひ、地の宜しきを設け、民の德を官にして、而して名を正しうし、物を治め、國を立て職を辨じ、爵を以て祿を分ち、諸侯說び懷き、海外來服し、獄弭んで兵寢む、聖德の至なり。其次は賢王、禮樂法度を制し、乃ち五刑を作り、甲兵を興し、以て不義を討ち、巡狩して方を省し、諸侯を會して不同を考ふ。其れ命を失ひ、常を亂し、德に背き、天の時に逆ひて、有功の君を危くするもの有るときは、偏く諸侯に告げて、有罪を彰明し、乃ち皇天上帝日月星辰に告げ、后土、四海の神祇、山川の冢社に禱り、乃ち先王に造して、然る後、冢宰、師を諸侯に徵して曰く『某の國、不道を爲す。之れを征す。某年月日を以て、師、某の國に至りて、天子に會し、刑を正せ』と。冢宰、百官と與に令を軍に布きて曰く、『罪人の地に入りて、神祇を暴すること無かれ。田獵を行ふこと無かれ。土功を毀つこと無かれ。墻屋を燔くこと無かれ。林木を伐ること無かれ。六畜、禾黍、器械を取ること無かれ。其老幼を見ば、奉じ歸して傷

彰二明有罪一。乃告二于皇天上帝日月星辰一。禱二于后土四海神祇、山川冢社一、乃造二于先王一。然後冢宰徵二師于諸侯一曰。某國爲二不道一征レ之。以二某年月日一。師至二于某國一。會二天子一。正レ刑。冢宰與二百官一。布二令於軍一曰。入二罪人之地一。無レ暴二神祇一。無レ行二田獵一。無レ毀二土功一。無レ燔二牆屋一。無レ伐二林木一。無レ

ふこと勿れ。壯者に遇ふと雖も、校(二七)せずんば敵すること勿れ。敵若し之を傷(二八)けば、醫藥して之を歸らせよ』と。既に有罪を誅すれば、王及び諸侯、其國(二九)を修正し、賢を擧げ明を立て、厥職を正復す。

(一) 天地自然の道に從ひ、之に法りて事を設け行ふ (二) 民人の中にて德ある者をば官人として使任す (三) 公卿大夫士の名分を正しうし、各々其職守によりて事を治む (四) 諸侯の國を立て、公侯伯子男の各々の職を分つ (五) 爵の尊卑に從つて其祿に輕重あり (六) 訟獄。公事訴訟 (七) 聖德天地に同じく、兵を用ひずして天下平らかなるをいふ (八) 墨、劓、剕、宮、大辟 (九) 諸國の守る所を巡りて其國々の治の善惡を察す (一〇) 巡狩の時其方面の諸侯を其地に會し、禮樂法度の同じからざる者を考ふ (一一) 上の命に違ひ (一二) 君臣父子夫婦兄弟朋友の常法を亂り (一三) 國君邦君卽ち諸侯の君を指す (一四) 皇は大なり、皇天は其體を以ていひ、上帝は其用を以ていふ、要するに天に祭り告げと也 (一五) 地祇 (一六) 大社 (一七) 宗廟に告げ祭る、造は祭の名。一說「いたり」と訓ず。今本「告」に作る (一八) 六官の長 (一九) 師旅を諸侯より徵集す (二〇) 亂國を征伐するの刑法を明かにすべし (二一) 號令を軍中に布き施す (二二) 征する所の國土 (二三) やぶりそこなふ (二四) 水土を治むる工事 (二五) 馬牛犬豕雞 (二六) 民間所用の器物 (二七) てむかふ、抵抗す。舊鈔本には「敵」の字に作る (二八) 身を傷つけば醫傷するの意。味方は更也、敵方にも醫藥を與へて其國に歸らすの義なり (二九) 其征する所の國を修正し、賢士を擧用し、明君を更め立て、上下の職を正復す、以上霸王が權を用ひて而も正を失はざるをいふ

取二六畜禾黍器械一。見二其老幼一。奉歸勿レ傷。雖レ遇二壯者一。不レ校勿レ敵。敵若傷レ之。醫藥歸レ之。既誅二有罪一。王及諸侯。修二正其國一。擧レ賢立レ明。正二復厥職一。

王覇之所三以治二諸侯一者八。以二土地一形二諸侯一。以二政令一平二諸侯一。以二禮信一親二諸侯一。以二材力一說二諸侯一。以二謀人一維二諸侯一。以二兵革一服二諸侯一。同レ患同レ利。以合二諸侯一。比レ小事レ大。以和二諸侯一。會レ之以發レ禁者九。憑レ弱犯レ寡則眚レ之。賊レ賢害レ民

王覇の、諸侯を治むる所以の㊀もの、八つあり。(二)土地を以て諸侯を形し、(三)政令を以て諸侯を平かにし、禮信を以て諸侯を親み、(四)材力を以て諸侯を說ばし、(五)謀人を以て諸侯を維ぎ、兵革を以て諸侯を服し、(七)患を同じうし、利を同じうして、以て諸侯を合し、(六)小に比し大に事へて、以て諸侯を和す。(九)之を會して以て禁を發する者九つあり。(八)弱きを(一〇)憑ぎ寡きを犯せば則ち之を眚す。(一一)賢を賊ひ民を害すれば則ち之を伐つ。(一二)内を暴し外を陵げば、則ち之を壇す。(一三)野荒れ民散ずれば則ち之を削る。(一四)固を負みて服せざれば則ち之を侵す。(一五)其親を賊殺すれば則ち之を正す。(一六)其君を放弑すれば則ち之を殘す。(一七)令を犯し政を陵げば則ち之を杜ぐ。(二一)外内亂れ、禽獸の行あれば則ち之を滅す。(二二)

㊀ 諸本「六」に作る、白龍子の說に從ひ、白文に依つて「八」に改む　㊁ 封域の廣狹を以て強弱の勢を示し、

則伐レ之。禁レ內
陵レ外則壇レ之。
野荒民散則
削レ之。負レ固不レ
服則侵レ之。賊二
殺其親一則正レ
之。放二弑其君一
則殘レ之。犯レ令
陵レ政則杜レ之。
外內亂禽獸
行則滅レ之。

天下の諸侯に勝つ、天子は地方千里、大國は方百里、小國は方五十里なるの類是也 (三) 政治法令を以て諸侯を平治す (四) 材智能力のある人 (五) 智謀の人を以て諸侯を結緊して政變なからしむ (六) 兵革の力にて威服す (七) 諸侯の患ふる所を患ひ、利する所を利し、好惡を同じうして諸侯と交りて一體となる (八) 小國に親しみ (九) 諸侯を會合して九ケ條の禁令を發す (一〇) 強を以て弱を凌ぐを暴といひ、衆を以て寡を暴するを犯と曰ふ、眚は其の罪を治むる也、その地四隅を削るの義といふ (一一) 賢者を賊殺し、良民を殘害すれば其罪を鳴らして之を討つ (一二) 國内の民を虐げ外諸侯を凌げば (一三) 諸侯を會し壇を爲り命じて之を伐たしむ。一說、壇に同じ其君を黜け之を其國都外の空虛の野地に幽する義とす (一四) 田畑荒れて曠土となり (一五) 其國土を削る (一六) 地の險固、侵すはひそかに境に入りて之を侵す意、伐の正々堂々たるに反する也 (一七) 同姓の親戚。或は父母と解す (一八) 其罪を正す。捕へて殺すをいふ (一九) 其本國の主君 (二〇) 其國を殘滅す (二一) 他國との交通を杜絶す (二二) 内（門内、内證）外（外部にあらはれたる）共に亂行不倫にして畜生の行跡を爲さば

天子之義。必純取二法天地一。而觀二於先聖一。士庶之義。必奉二於父母一。而正二於君長一。故雖レ有二明君一。士不二先教一。不レ可レ用也。古之教レ民。必立二貴賤之倫經一。使レ不二相陵一。德義不二相踰一。材技不二相掩一。勇力不二相犯一。故方同而意和也。古

天子之義第二(一)

天子の義は、必ず純ら法(二)を天地に取りて、先聖に觀る。士庶の義は、必ず父母(三)に奉じて、君長に正す。故に明君ありと雖も、士(四)、先づ教へざれば、用ふ可からざるなり。古(五)の、民を教ふるは、必ず貴賤の倫經(六)を立て、相陵がざらしむ。(七)德義相踰えず、材技相掩はず、勇力相犯さず、故に方(八)同じくして意和するなり。

古は、國容(九)、軍に入らず、軍容、國に入らず、故に德義相踰えず。(一〇)上は伐らざるの士を貴ぶ、伐らざるの士は、上の器(一一)なり。苟くも伐らざれば則ち求むる(一二)無く、求むる無ければ則ち爭はず、(一三)國中の聽(一四)、必ず其情を得、軍旅の聽(一五)、必ず其宜しきを得、故に材技相掩はず。(一六)命に從ひて士たるをば上賞し、(一七)命を犯して士たるは上戮(一八)す、故に勇力(一九)相犯さず。既に教を其民に致して、然る後に謹み選んで之を使ふ。(二〇)事極めて修まれば、則ち百官(二一)給す、教極めて省(二二)すれば、則ち民

者國容不レ入レ軍。軍容不レ入レ國。故德義不二相踰一。上貴二不レ伐之士一。不レ伐之士上之器也。苟不レ伐則無レ求。無レ求則不レ爭。國中之聽必得二其情一。軍旅之聽必得二其宜一。故材技不二相掩一。從レ命爲レ士上賞。犯レ命爲レ士上戮。故勇力不二相犯一。既致二教其民一。然後。謹選而使レ之。事極修。則百官

良(二四)に興り、習貫(二五)成れば、則ち民體俗す。教化の至なり。

(一) 若道也。士衆を教習するの事を言ふ (二) 天地の道理を手本とし、前古の聖人の爲したる迹を見て之に則る (三) 父母の教を奉じて其言にそむかず、君長に從って其命に違はず (四) 士をして先づ民に義を教へしめ、而して後之を戰に用ふべしと也 (五) 古聖王の (六) 倫序經制卽ち貴賤の別定まり、常法ありて亂れざるをいふ (七) 德義ある者、材技ある者、勇力あるもの、何れも相讓り相和して互に踰え犯し合ふ事なしとならん。又、德と義、材と技、勇と力といふ如く各別々に解する說あり (八) 向ふ所 (九) 廟堂には廟堂の禮容あり、軍陣には軍陣の禮容ありて互に入り混ずべからず、正と權と互に相犯す事なき故、德義あるもの皆貴賤の倫次に安じて、相踰ゆる能はずとならん。通義の說によれば、國容は揖遜を主として德を尙び、軍容は果毅を主として義を尙ぶ、兩容相入らず、故に德と義と相踰えずと也 (一〇) 上に立つ者は功能に誇り威張らざる士を貴重す (一一) 上に立つ者の器用。一說に上品の器 (一二) 人に求むる事なし (一三) 人と爭ふ事なし (一四) 平時事務を聽き斷ずるも必ず民の情狀を得 (一五) 戰時に事を斷ずるも其宜しきにかなふ (一六) 材技ある者相扶け相あらはして掩蔽する事なし (一七) 命令に服從して我士たるをば之に上賞を授く、卽ち命に從ふの士には上賞を授くと也 (一八) 重き殺戮の刑に處す (一九) 勇力ある者が我勝ちに其勇力をあらはして他を凌がんとするが如き事なし (二〇) 其能者を選んで (二一) 教訓の事 (二二) 百官皆それぞれに任にたへて百事みなよく便ず (二三) 省察すれば。一說に煩はしからざれば (二四) 良善の風が常になる。又、良善の人衆が人民中より出ず (二五) 貫は慣に通ず。習慣が出來上れば、民良善を身に體し、行ひ自ら風俗を成す

給矣。教極省、則民興レ良矣。習貫成、則民體レ俗矣。教化之至也。

古者。逐レ奔不レ遠。縱レ綏不レ及。不レ遠則難レ誘。不レ及則難レ陷。以レ禮爲レ固。以レ仁爲レ勝。既勝之後。其教可レ復。是以君子貴レ之也。有虞氏戒二於國中一。欲三民體二其命一也。夏后氏誓二於軍中一。欲三民先成二其慮一也。殷誓二於軍門之外一。欲二民先レ意以待一レ事也。

古は、奔る(一)を逐ふこと遠からず、綏くを縱ふこと及ばず。遠からざれば則ち誘(二)ひ難く、及ばざれば則ち陷れ難し。禮(三)を以て固めとなし、仁を以て勝つことをなせば、既に勝つの後、其教(四)、復す可し。是を以て、君子は之を貴ぶなり。有虞氏(五)は、國中(六)に戒む、民の其命を體せんことを欲するなり。夏后氏(七)は軍中に誓ふ、民の(八)先づ其の慮を成さんことを欲するなり。殷(九)は軍門の外に誓ふ(一〇)、民の意を先にして以て事を待たんことを欲するなり。周(一一)は將に刃を交へんとして而して之に誓ふ、以て民の志(一二)を致すなり。夏后氏は其德を正しうするなり、未だ兵(一三)の刃を用ひず、故に其兵雜(一四)ならず。殷は義(一五)なり、始めて兵の刃を用ふ。周は力(一六)也、盡く兵の刃を用ふ。夏(一七)は朝に賞す、善を貴ぶなり。殷は市(一八)に戮す、不善を威すなり。周は朝に賞し市に戮す、君子を勸め小人を懼れしむるなり。三王、

周將レ交レ刃而誓レ之、以致二民志一也。夏后氏正二其德一也。未レ用二兵之刃一。故其兵不レ雜。殷義也。始用二兵之刃一矣。周力也。盡用二兵之刃一矣。夏賞二於朝一。貴レ善也。殷戮二於市一。威二不善一也。周賞二於朝一、戮二於市一。勸二君子一、懼二小人一也。三王彰二其德一一也。兵不レ雜則不レ利。長兵以衞。短兵以守。太長則

(一九)其德を彰はすは一也。(二〇)兵雜ならざれば則ち利ならず。(二一)長兵は以て衞り、短兵は以て守る。太だ長ければ則ち犯し(二二)難く、太だ短ければ則ち(二三)及ばず。太だ輕ければ則ち(二四)銳し、銳ければ則ち亂れ易し。太だ重ければ則ち鈍く、鈍ければ則ち(二五)濟さず。(二六)戎車は、夏后氏は鉤車と曰ふ、正しきを(二七)先にするなり。殷は寅車と曰ふ、疾きを先にするなり。周は元戎と曰ふ、良きを先にするなり。(二八)旂は、夏后氏は(二九)首を玄くす、人の(三〇)執なり。殷は白くす、(三一)天の義なり。周は黃にす、(三二)地の道なり。(三三)章は、夏后氏は(三四)日月を以てす、明を尚ぶなり。殷は虎を以てす、威を尚ぶなり。周は龍を以てす、文を尚ぶなり。

(一) 奔敗の兵を遠く逐はず、退避の兵に從つて必ずしも追及ばず (二) 敵我を也。次の陷も亦同義 (三) 體を正しく行ひて以て固めとす (四) 其教化復た行はる (五) 舜 (六) 凡そ戎事有れば必ず國中に告げ戒む、民上の命を徹しそれぞれ軍の用意をなして違ふことなからんを欲する也 (七) 禹也 (八) 事に先立つて其謀慮を成す (九) 湯は軍門の外にて誓告す。軍中にての約束を堅くすれども尚ほ不足にて敵を待つて合戰に及ぶ前に軍門外にて誓ふ也 (一〇) 民先づ勇鋭の意を治め以て戰陣の事を待つを欲す (一一) 武王也 (一二) 必死の志 (一三) 兵器 (一四) 兵器雜

難犯。太短則不及。太輕則銳。銳則易亂。太重則鈍。鈍則不濟。戎車。夏后氏云鉤車。先正也。殷曰寅車。先疾也。周云元戎。先良也。旂。夏后氏玄首。人之執也。殷白。天之義也。周黃。地之道也。章。夏氏后以日月。尚明也。殷以虎。尚威也。周以龍。尚文也。

多ならず、只仁といふ一つの武器を用ふるのみ 〔一五〕 義を以て天下を取り、始めて兵刃を用ひ不義を征討す 〔一六〕 力を以て天下を取る、蓋し夏に德といひ、殷に義といひ、周に力といふは其德の最も盛なるものを以ていふ也。殷に德なく、周義ならずとにはあらず 〔一七〕 上古は賞罰を用ひず、夏に至りては專ら有功を朝廷に賞す人の善を貴ぶ也 〔一八〕 罪有る者を市に戮す 〔一九〕 刑賞異なると雖も其有德をあらはす所以は一也 〔二〇〕 さまざまの兵器をまぜ用ひざれば其用にたゝず 〔二一〕 長兵は戈戟の類。短兵は刀劍の類。長短相守衞して以て其器の利をなすとならん 〔二二〕 取りまはし不自由にて敵を犯し難く 〔二三〕 人の身に及ばずして刺し難し 〔二四〕 取まはし早くして銳し 〔二五〕 思ふまゝに事を成さず 〔二六〕 兵車 〔二七〕 尚ぶの意 〔二八〕 はた。車のしるしにさすはた也 〔二九〕 かしらを黑くして人の首の黑きに象る 〔三〇〕 執の字、漢書に「勢」に作る、從ふべし 〔三一〕 天の義に象る 〔三二〕 地の道に象る 〔三三〕 士卒戴く所の色號の章 〔三四〕 日月を畫く

師多務威。則民詘。少威則民不勝。上使民不得其義。百姓不得其

師、多く威を務むれば、即ち民詘し、(一)威少ければ、則ち民勝たず。(二)上、民を使ふこと其義を得ず、(三)百姓其敍を得ず、(四)技用其利を得ず、(五)牛馬其任を得ず、(六)有司之を陵ぐ、此を威多しと謂ふ。威多ければ、則ち民詘す。上、德を尊ばずして(七)詐慝

叙一。技用不レ得ニ其利一。牛馬不レ得ニ其任一。有司陵レ之。此謂レ多レ威。多レ威則民詘。上不レ尊レ徳而任ニ詐慝一。不レ尊レ道而任ニ勇力一。不レ貴レ用レ命而貴レ犯レ命。不レ貴ニ善行一而貴ニ暴行一。陵ニ之有司一。此謂レ少レ威。少レ威。則民不レ勝。

に任じ、道を尊ばずして勇力に任じ、命を用ふるを貴ばずして命を犯すを貴び、善行を貴ばずして暴行を貴び、（八）之が有司を陵ぐ、此を威少しと謂ふ。威少ければ、則ち民勝たず。

㈠ 民心屈して伸びず ㈡ 民心易く狎れ過ぎて上をあなどり勝を制する能はず ㈢ 百官倫敍を得ずして、卑は尊に踰え小は大をあなどる ㈣ 材藝技巧の士も其利とする所を以て用ひられず ㈤ 使はるべき道に適當に使はれず ㈥ 軍法を執る吏、民を凌虐す ㈦ 奸詐邪慝の人を任用す ㈧ 下たる者が軍吏を凌ぎて其命を用ひず

軍旅以レ舒為レ主。舒則民力足。雖ニ交レ兵致一レ刃。徒不レ趨。車不レ馳。逐レ奔不レ踰レ列。是以不レ亂。軍旅之固。不レ失ニ行列之

軍旅は、（一）舒を以て主となす。舒なれば則ち民力足る。（二）（三）兵を交へ刃を致すと雖も、（四）徒趨らず車馳せず、奔るを逐ふこと（五）列を踰えず、是を以て亂れず。軍旅の固きは、（六）行列の政を失はず、人馬の力を（七）絶たず、遲速、（八）誡命を過たざればなり。

㈠ ゆるやかにしづかなること。古へは軍行くこと日に三十里（六町一里）なりし也 ㈡ 徒勞せざれば用ふべき所に十分に用ふべし ㈢ いよいよ敵と接戰す ㈣ 步卒 ㈤ 行列亂せず ㈥ 列伍の法を正しくして亂さず ㈦ 再び役に立たぬ程に使ひつぶす事なし、即ち徒趨らず車馳せざるなり ㈧ 必ず其將の命に從つて違はず

政。不レ絶二人馬之力一。遲速不レ過二誡命一。

古者國容不レ入レ軍。軍容不レ入レ國。軍容入レ國。則民德廢。國容入レ軍。則民德弱。故在レ國。言文而語溫。在レ朝。恭以遜。修レ己以待レ人。不レ召不レ至。不レ問不レ言。難レ進易レ退。在レ軍抗而立。在レ行逐而果。介者不レ拜。兵車不レ式。城上不レ趨。危事不レ齒。故

古は、國容、軍に入らず、軍容、國に入らず。軍容、國に入れば、則ち民德(一)廢れ、國容、軍に入れば、則ち民德(二)弱し。故に國に在りては、言文(三)にして語溫なり、朝に在りては、恭(四)にして以て遜なり。己を修めて以て人を待つ。召さ(五)ざれば至らず、問はざれば(六)言はず、進み(七)難く退き易し。軍に在りては、抗(八)して立ち、行(九)に在りては、逐うて果す。介者(一〇)は拜せず、兵車にては式(一一)せず、城上(一二)にては趨らず、危事(一三)には齒ひらかず。故に禮(一四)と法とは表裏なり、文と武(一五)とは左右なり。

(一) 武、文に勝つ也　(二) 文、武に勝つ也　(三) 其の言談すること文飾ありて野ならず、語溫和にして暴ならず　(四) 恭敬にして遜順也　(五) 君召さざれば敢て君前に至らず　(六) 君問はざれば敢て妄に國政を言はず　(七) 三たび揖して進み一たび辭して退く　(八) 抗然として立つ。頭を擧げ威だけ高に立つ　(九) 行伍に在つては我人に劣らじと馳逐して果敢也　(一〇) 介冑を著くる者は揖するのみにて跪拜せず　(一一) 式は車の横木に手を掛けて頭を下げ敬禮する也　(一二) 人を驚かさん事を恐るれば也　(一三) 危事を言へば衆を惑はす恐あれば也。一說「齒せず」と訓じ、危難の所に進むには年齒を以て次第せず、老者を置きて壯者行くべしと解す　(一四) 國に在りては禮を尚び軍に在りては法を尚ぶ　(一五) 國に在りては文を尚び、軍に在りては武を尚ぶ

禮與レ法表裏也。文與レ武左右也。

古者賢王。明二民之德一。盡二民之善一。故無二廢德一。無二簡民一。賞無レ所レ生。罰無レ所レ試。有虞氏不レ賞不レ罰。而民可レ用。至德也。夏賞而不レ罰。至教也。殷罰而不レ賞。至威也。周以二賞罰一。德衰也。賞不レ踰レ時。欲三民速得二爲レ善之利一也。罰不レ遷レ列。欲二民速覩一

古へは賢王、民の德を明かにし、民の善を盡す、故に廢德なく、簡民なく、賞生ずる所なく、罰試みる所なし。有虞氏は、賞せず罰せずして民用ふ可し、至德なり。夏は、賞して罰せず、至教なり。殷は、罰して賞せず、至威なり。周は、賞罰を以てす、德の衰へたるなり。賞、時を踰えざるは、民の速かに善を爲すの利を得んことを欲すればなり。罰は列を遷さゞるは、民の速かに不善を爲すの害を視んことを欲すればなり。大捷には賞せず、上下皆善に伐らず。上、苟くも善に伐らざれば則ち驕らず、下、苟くも善に伐らざれば必ず等亡し。上下善に伐らざること此の若きは、讓の至なり。大敗には、誅せず、上下、皆、不善を以て己に在りとす。上、苟くも不善を以て己に在りとすれば、必ず其過を悔い、下、苟くも不善を以て己に在りとすれば、必ず其罪に遠ざかる。

爲二不善一之害上也。大捷不レ賞。上下皆不レ伐レ善。上苟不レ伐レ善、則不レ驕矣。下苟不レ伐レ善。必亡レ等矣。上下不レ伐レ善。若レ此。讓之至也。大敗不レ誅。上下皆以二不善一在レ己。上苟以二不善一在レ己。必悔二其過一。下苟以二不善一在レ己。必遠二其罪一。上下分レ惡若レ此讓之至也。古者。戍兵三年不レ典。覩二民之勞一也。上下相報若レ此。和之至也。得レ意則愷歌。示レ喜也。偃二伯靈臺一。答二民之勞一。示レ休也。

上下、惡を分つこと此の若きは、讓の至なり。古は、戍兵(一七)三年典せず、(一八)民の勞を覩るなり。上下相報ゆること此の若きは、和の至なり。意を得れば則ち愷歌するは、(一九)喜を示すなり。伯を靈臺に偃し、民の勞に答ふるは、休を示すなり。(二〇)

(一) 陰す所なき也 (二) 蔽ふ所なき也 (三) 廢德は用ふるに足らずとして棄てらるゝ德。窮民は無用の者として擯び去らるゝ民。民の德皆擧ぐべく、人皆用ふべしと也 (四) 皆善なれば殊に賞すべきなく、惡を爲さゞれば罰を用ふべき所なし (五) 敎の至り也 (六) 威の至り也 (七) 二者を兼ね用ふ (八) 賞を待つて進み、罰を以て懲る、これ民の德の衰へかゝりたる也 (九) 其時を過さずして直ちに賞す (一〇) 其行列の遷移を待たず、立どころに罰す。一說に、その處にある者のみを誅して同列の他の者に及ぼさず (一一) 三軍の大勝利には功有る者一人に非ず、故に上下皆賞せず (一二) 下に對して驕らず (一三) 上に等するの心なし、則ち等して上たらんとするの心なしと也。又、彼我の別を立て己れ人の上にのぼらんとする者なしと解するも亦通ず (一四) 三軍みな敗れたるには上下皆誅責せず (一五) 能く自ら責むる也 (一六) 其罪に遠離してよく自ら新たにす (一七) 邊境を守る兵 (一八) 戍兵の任期一年にて、歸還の後三年は籍を驗せず卽ち他の役に使ふ事を免ず (一九) 戰ひ伐つて勝ち意を得て還れば凱歌す (二〇) 軍還りて武を偃する時、天子伯（覇）者を靈臺に勞し、民の勞に答へて以て休息を示す、靈臺は文王の臺にて周代天子の臺を皆斯くいへるならん。直解引く所の或說に、偃は匽字の誤、伯は卽ち文王也とす

凡戰定爵位。著功罪。收遊士。申教詔。訊厥衆。求厥技。方慮極物。變嫌推疑。養力索巧。因心之動。凡戰固衆相利。治亂進止。服正成恥。約法省罰。小罪乃殺。小罪勝。大罪因。

(一)定爵第三

凡そ戰は、(二)爵位を定め、(三)功罪を著はし、(四)遊士を收め、(五)教詔を申べ、(六)厥衆に訊ひ、(七)厥技を求め、(八)慮を方べ、物を極め、(九)嫌を變じ、疑を推し、(一〇)力を養ひ、巧を索め、(一一)心の動くに因る。凡そ戰は、(一二)衆を固くし、(一三)利を相し、亂を治め、(一四)止まるを進め、(一五)正に服し、恥を成し、(一六)法を約にし、罰を省く。(一七)小罪も乃ち殺せば、小罪は勝き、大罪は因る。

(一) 篇首の字を取つて篇の名とす、軍旅の事を論ぜり (二) 將帥、副將、什伍の長の列位を正しく定むるをいふ (三) 功ある者罪ある者を明かに賞罰し (四) 遊說の士を收用して (五) 天子よりの詔勅を諸軍皆感激するやうに申明す (六) ひろく衆人に問ひて其議を博め (七) 廣く藝能の士をあつめ求めて以て其能を盡め (八) 衆人の意見を商量して其善きものに從ひ、事々物々の情理をおしきはむ。一說、方慮の慮を將自身が萬事にわたりて出すべき慮の義とす (九) 嫌は我心に物をうたがふ也。疑は事の上にあらはれたるうたがひ也。心に嫌ふ所あれば之を變改して心を平らかにし、事に疑ひあれど賞否を推しきはめ尋ねて其疑惑を決すべし (一〇) 士卒の氣力勇力を養ひ、智謀深計の人を求む (一一) 人心の動く所に因る、民と志を同じうし人情に從つて以て戰ふ也 (一二) 衆心を固くし (一三)

地の利を相度り　（一四）我兵衆を治めて亂れしめず、止まる者は鼓舞して之を進む　（一五）人の正道には服從し、人の有恥の心を成就す、人の正言正諫を納れ、人の劣りて功なきを恥づる心によりて之を勵まして大業を立てしむる類　（一六）法制を簡約にして妄に罰を行はず　（一七）小罪も罪を正し殺すべき者は之を殺してゆるさず、故に他の小罪之を畏れて惡を止め、遂に小罪盡きてなくなり、大罪因て亦滅す。勝は盡也。以上白龍子の說に從ふ

順天阜財懌衆利地右兵是謂五慮順天奉時阜財因敵懌衆勉若利地守隘險阻右兵弓矢禦殳矛守戈戟助凡五兵五當長以衞短短以救長迭戰則久皆戰則強見物與偕是謂

（一）天に順ひ、（二）財を阜にし、（三）衆を懌ばしめ、（四）地を利し、（五）兵を右ぶ、是れを五慮と謂ふ。天に順ふとは、（六）時を奉ずるなり。財を阜にすとは、（七）敵に因るなり。衆を懌ばしむとは、（八）若ふを勉むるなり。地を利すとは、隘險阻を守るなり。兵を右ぶとは、弓矢は禦ぎ、殳矛は守り、戈戟は助くるなり。凡そ五兵は、五つながら（九）當る。長きは以て短きを衞り、短きは以て長きを救ふ。（一〇）迭に戰へば則ち久しく、皆戰へば則ち強し。（一一）物を見て與に偕しくす、是れを、之を兩にすと謂ふ。（一二）主は固く若ふことを勉め、（一三）敵を視て而して舉ぐ。（一四）將の心も心なり。衆の心も心なり、（一五）馬牛車兵の佚飽は力なり。（一六）教は惟れ豫じめし、（一七）戰は惟れ節にす。（一八）將軍は身なり、卒は肢なり、伍は指拇なり。

兩之。主固勉若。視敵而擧。將心心也。衆心心也。馬牛車兵佚飽力也。教惟豫戰惟節。將軍身也。卒肢也。伍指拇也。

凡戰權也。鬪勇也。陳巧也。用其所欲、行其所能、廢其不欲不能。於

凡そ戰は權なり、(一)鬪は勇なり、陳は巧なり。(二)其の欲する所を用ひ、(三)其の能くする所を行ひ、其の欲せず能くせざるを廢す。(四)敵に於いては是れに反す。凡そ(五)戰は、天あり、財あり、善あり。(六)時日遷らず、(七)龜勝ち微に行ふ、是れを天あり

(一)天の時 (二)民の財 (三)衆の心 (四)地の險 (五)兵器 (六)天の時 (七)所謂權に敵に因る也 (八)衆心に順ふ事を勉むる也 (九)各相當りて用に立つ所あり (一〇)直解によるに、吾軍更迭して戰へば力久しかるべく、皆出でて戰へば力強かるべしと也。故に、皆を五兵として見るも亦可ならんか (一一)敵忌あり、伯龍子は、「敵ノ戰ノ機ト己ガ軍中ノ樣子トヲ能ク見ハカラヒテ、便シキト便シカラザルトヲ校ベテ、戰權ヲナス……兩トハ我ト敵トヲ云フナリ」直解には「之、當ニ支ニ作ルベシ、言フハ、敵人ノ一物ヲ見テハ、則チ效ヒテ之ヲ用ヒ、之ト便シカランヲ思フ、コレ兩相支持スルノ道也」又一說に、物は我が兵器をいふ。長短兼ね備へて一方に偏せずと也 (一二)主將は固く強めて士の心に順ふ。「固くし」と訓じ、其壘を固守するの義とも解す (一三)敵の虛實を視て擧動すべし (一四)大將の心も衆卒の心も同じ心にて上下其役かはれども心は一致してかはりなし、上下同一心を要すとの義也 (一五)馬牛戰車兵器の閑佚充備するは力也。心と力とは戰に必須のものなれば、心よく和し、力よく齊しからしむべしとならん (一六)民に戰法を教ふるには未だ用ひざるの先きに於てすべし (一七)既に戰に臨んでは其節制を修むべし (一八)將軍を一身にたとへ、卒を四肢にたとへ、伍を指にたとふ、身の四肢を使ひ、四肢の指拇を使ふが如きをいふ也。卒は百人、伍は五人也

敵反レ是。凡戰有レ天有レ財有レ善。時日不レ遷。龜勝微行。是謂レ有レ天。衆有レ有。因生レ美。是謂レ有レ財。人習ニ陳利一。極レ物以豫。是謂レ有レ善。人勉及レ任。是謂レ樂レ人。大軍以固。多力以煩。堪レ物簡レ治。見レ物卒應。是謂ニ行豫一。輕車輕徒。弓矢固禦。是謂ニ大軍一。密靜多ニ内力一。是謂ニ固陳一。因レ是進退。是爲ニ

と謂ふ。（八）衆有を有として、因りて美を生ず、是れを財ありと謂ふ。人、（九）陳の利を習ひ、（一〇）物を極めて以て預じめする、是れを善ありと謂ふ。（一二）人勉めて任に及ぶ、是れを人を樂ますと謂ふ、（一一）大軍は以て固うし、多力は以て煩はし、（一三）物に堪へ、治を簡び、（一四）物を見て卒に應ずる、是れを（一五）行豫と謂ふ。（一六）輕車、輕徒、弓矢固く禦ぐ、是れを大軍と謂ふ。（一七）密靜にして内力多き、（一八）是れを固陳と謂ふ。是れに因りて進退する、是れを多力と謂ふ。上、暇ありて人敎ある、是れを（一九）煩陳と謂ふ。（二〇）然も以て職ること有る、（二一）是れを物に堪ふと謂ふ。是れに因りて物を辨ふ、是れを簡治と謂ふ。（二二）衆を稱りて地に因り、（二三）敵に因りて陳せしめ、（二四）攻、戰、守、進、退、止、前後序あり、車徒因る、（二五）是れを戰參と謂ふ。（二六）服せず、信ぜず、和せず、怠り、疑ひ（二七）厭ひ、懾れ、（二八）枝れ、（二九）柱み、（三〇）詘み、頓れ、肆に、崩れ、緩む、是れを戰患と謂ふ。（三一）驕驕、（三二）懾懾、（三三）吟曠、（三四）虞懼、（三五）事悔ある、是れを（三六）毀折と謂ふ。（三七）大小、堅柔、參伍、衆寡、凡そ兩ある、是れを戰權と謂ふ。

多力。上暇人教。是謂二煩陳一。然有二以職一。是謂レ堪レ物。因レ是辨レ物。是謂二簡治一。稱レ衆因レ地。因レ敵令レ陳。攻戰守進退止。前後序。車徒因。是謂二戰參一。不レ服。不レ信。不レ和。怠疑厭懾。枝拄詘頓肆崩緩。是謂二戰患一。驕驕懾懾。吟曠虞懼。事悔。是謂二毀折一。大小堅柔。參伍衆寡。凡兩。是謂二戰權一。

（一）權變の道也。智術權謀を運しうするの謂也　（二）陣は巧にして勝を取る　（三）士卒の願ひ好む所　（四）敵の欲せざる所は吾則ち之を用ひ、敵の能くせざる所は吾則ち之を行ひ、敵の欲する所能くする所、吾は則ち之を廢する也　（五）其一つを闕くべからざるもの三ある也　（六）當に戰ふべき時日を遷移せず、其時機を失はざる也　（七）占つて勝兆を得、行ふ所皆徴密なり　（八）白龍子は「三軍ノ衆ハ能ク人ノ有ムルトコロヲ有スベシ、敵國ニテハ資財ヲカスメ、遠ハ糧食ヲ曠野ニ掠ムルノ類」と。或は衆人各々其有する所を有とし之を活用して其事を生ずるの謂か又「衆有有り」と訓じ、衆有を吾糧食兵器等の義とするも通ずべきか　（九）陣職の利を教習す　（一〇）器物皆豫め之を備ふ　（一一）人々列職し、其役々の任ずる事を守るは是れ人を樂しましむる也。一說「人を樂む」と訓じ、國家が其人を得るを樂むの義とす　（一二）大軍は散ばり易きが故特に法を以て之を固め、多力は粗になり易きが故に頻はしく敎習して之に熟せしむ　（一三）人を用ひてそれぞれ其能に當るやうにし、以て事のとゝのはぬやうにす　（一四）見る所の事、物に隨ひて倉卒の變に應ず　（一五）行軍操練の備ふべき道　（一六）騎車あり歩兵あり弓矢以て固く禦ぎ守る　（一七）密にして形を洩さず。靜まりかへりて、士氣内にみちあふる、　（一八）この固陣の法に因りて時を以て進退すれば兵力疲れず故に多力といふ　（一九）煩は數へて又數へ、之を熟せしむるの謂也　（二〇）それぞれ其職事の人を定め、よく其職につとむる　（二一）この物に堪ふるの人に因りて衆物を辨別處理してとゝのはざる事なし　（二二）兵の人數を量り其地の廣狹によりて之を用ひ、或は其地形に從つて陣取の廣狹を定む　（二三）敵の强弱虚實に因りて　（二四）攻むべければ攻め、戰ふべければ戰ひ、守るべければ守り、進むべければ進み、退くべければ退き、止むべければ止む、前後序有りて亂れず、車徒相因て連絡す　（二五）敵に臨みて遲疑して忽にせざるをいふ　（二六）下に在る者が　（二七）其上をいとひ棄つ　（二八）人心支離して一ならず　（二九）屈抂の義　（三〇）潰屈して其力伸びず　（三一）あごりの甚しき　（三二）畏るゝの甚しき　（三三）軍中かなしみなげく聲かまびすし　（三四）人に畏縮恐懼の色あり　（三五）事を爲して後輒ち悔ゆ　（三六）毀敗傷卸の意　（三七）大小堅柔等兩々兼ね用ひて功を取むるをいふ。參伍は參して三にし伍して五にす、變化して一つにかたまらざるをいふ

凡戰。間レ遠觀レ邇。因レ時因レ財。貴レ信惡レ疑。作レ兵義作レ事時。使レ人惠見レ敵靜。見レ亂暇。見ニ危難一無レ忘ニ其衆一。居レ國惠以信。在レ軍廣以武。刃上果以敏。居レ國和。在レ軍法。刃上察。居レ國見レ好。在レ軍見レ方。刃上見レ信。

凡そ戰は、遠きを間し(一)邇きを觀(二)、時に因り(三)財に因り(四)、信を貴び疑を惡む(五)。(六)兵を作すに義あり、事を作すに時あり(七)、人を使ふに惠あり(八)。敵を見て靜に、亂を見て暇あり(九)。危難を見て其衆を忘るゝこと無し(一〇)。國に居りては(一一)、惠にして以て信、軍に在りては、廣にして(一二)以て武、(一三)刃上には果にして以て敏。國に居りては和し(一四)、軍に在りては法あり(一五)、刃上には察す(一六)。(一七)國に居りては好を見、軍に在りては方を見、刃上には信を見る。

(一) 間者を用ひて其情を知る (二) 觀望して以て之を探る (三) 陰陽寒暑の時に因つてその宜しきに從ふ (四) 敵の財に因り (五) 信賞必罰を貴び、狐疑の心あるを惡む (六) 兵士の氣を振作するに義を以て之をさとす。或は兵事を起すに義を以てす。二義共に通ず (七) 其時の宜しきを計りて事をなす (八) 恩惠を以て人を使へば人其恩に感じて心服すれば也 (九) 軍中亂るゝあるも落着きて狼狽せず。或は、敵の亂れ騷ぐを見ても我備堅くして暇ありと解す (一〇) 士卒を大切にせよと也 (一一) 平時國中に在りては (一二) 寛容にして、よく人を容れ武よく敵を威す (一三) 兵刃相接ふる時 (一四) 上下相和して安んず (一五) 法令よく行はれて士卒將の下知に從ふ (一六) 敵の情を明察す (一七) 上の三句に應じて、國に和あるが故によく和好を見、軍に法あるが故によく齊整を見、刃上には察するが故によく信實を見るといふならん

凡陳行惟疎。

凡そ陳行は惟だ疎にし(一)、戰は惟だ密にし(二)、兵は惟だ雜にす(三)。人に厚を教ふれ(四)

戰惟密。兵惟雜。人教厚。靜乃治。威利章。相守義、則人勉。慮多成、則人服。時中服、厭次治。物既章、目乃明。慮既定、心乃強。進退無疑。見敵無謀。聽誅無誣其名。無變其旗。凡事善則長。因古則行。誓作章、人乃強。滅厲祥。滅厲之道。一曰義。被之以信。臨之以強。成基一天

ば、靜にして乃ち治まり、威利章る。義を相守れば則ち人勉め、慮成ること多ければ則ち人服し、時中に服すれば、厭次治まる。物既に章かなれば、目乃ち明かに、慮既に定まれば、心乃ち強し。進退疑ふなかれ。敵を見て謀ること無れ。聽きて誅せよ。其名を誣ること無かれ。其旗を變ずること無かれ。凡そ、事善ければ則ち長く、古に因れば則ち行はる。誓作章かなれば、人乃ち強く、厲祥を滅す。厲を滅するの道、一に曰く義。之に被らしむるに信を以てし、之に臨むに強を以てし、基を成して天下の形を一にす。人說ばざる莫し、是れを其人を兼用すと謂ふ。一に曰く權。其溢を成し、其好を奪ひ、我は其外よりし、使は其内よりす。

(一) 陣を布き行伍を列ぬるにまばらにす、士卒の働きの自在なる爲め也 (二) 戰ふに密集すれば力勢一にして互に相恃み相衞ふ也 (三) 兵器は長短を取りまぜて雜しく用ふ (四) 人に敎ふるに敦厚を以てすれば安靜にして三軍乃ち治まり、我威あらはれて敵恐れ、利あらはれて國強し (五) 上下共に義を守れば人々鼓勵自ら勉む (六) 謀慮人皆中心悅服すれば軍中の秩序治まる (八) 旌旗等の物色明かなれば軍士の衆目自然に明か也 (九) 謀慮豫め

下之形。人莫レ不レ說。是謂レ兼ニ用其人一。一曰。備。成ニ其溢一。奪ニ其好一。我自ニ其外一。使自ニ其内一。

一曰人。二曰正。三曰辭。四曰巧。五曰火。六曰水。七曰兵。是謂ニ七政一。榮利恥死。是謂ニ四守一。容レ色積レ威。不レ過レ改レ意。凡此道也。唯仁有レ親。有レ仁無レ信。反敗ニ

既に定まれば衆心恃む所ありて強し（二〇）進むべくして進み退くべくして退く、進退共に狐疑すべからず（二一）豫め謀慮すべし、敵を見て始めて謀るなかれ、罪有るものは審かに裁断して後之を誅責せよ、其姓名を欺詐せず、其旗幟を變易せず、所謂正々堂々詐謀を用ひざるの義ならん。其他諸説紛々たれども省略に從ふ（二二）事善に從へば長久なるべく、古道に依れば之を行ふべし（二三）戰に臨み衆士に誓約して以て人心を振作するをいふ（二四）重發して力強しと也（二五）奇怪不吉の辭（二六）王者の基業を成就して、天下の形を混一にす（二七）人心を兼ねて之を用ふ（二八）敵人盈滿すれば我之に順ひて其驕を成し、敵の愛好する所のものを奪ひ、然して後我が兵は外より之を攻め、間者は内より之に應ず

一に曰く人、（一）二に曰く正、（二）三に曰く辭、（三）四に曰く巧、（四）五に曰く火、（五）六に曰く水、（六）七に曰く兵、（七）是れを七政（八）と謂ふ。榮（九）、利、恥、死、是れを四守（一〇）と謂ふ。色を容（一一）り威を積み、意を改むるに過ぎざる、凡て此の道也。唯だ仁（一二）は親あり、仁ありて信なければ、反つて厥身を敗る。人は人たれ、（一三）正は正たれ、辭は辭たれ、火は火たれ。凡そ戰の道は、既に其氣（一四）を作し、因りて其政（一五）を發し、之に假す（一六）に色を以てし、之を道く（一七）に辭を以てし、懼る（一八）ゝに因りて戒め、欲（一九）するに因りて事ひ、敵（二〇）を踏み地を制し、職（二一）を以て之に命ず、是れを戰法と謂ふ。凡そ人の行（二二）は、衆に由

厥身。人人。正正。辭辭。火火。凡戰之道。既作其氣。因發其政。假之以色。道之以辭。因懼而戒。因欲而事。蹈敵制地。以職命之。是謂戰法。凡人之行。由衆之求。試以名行。必善行之。若行不行。身以將之。若行而行。因使勿忘。三乃成章。人生之宜。謂之法。

りて之れ求め、試みるに名行を以てすれば、(二三)必ず善く之を行ふ。若し行うて行はれずんば、身以て之を將ゐる、若し行うて行はれば、因りて忘るゝこと勿からしめ、三たびして(二四)乃ち章を成す。(二五)人生の宜しきなり、之を法と謂ふ。

㊀ 賢人を得て任用す ㊁ 正道を以て麾下を率ゆ ㊂ 辭命を修謹す ㊃ 技巧に制を盡して用に備ふ ㊄ 火攻 ㊅ 水攻 ㊆ 兵器を治む ㊇ 七つ皆軍旅についていふ也 ㊈ 簡選、貨財、雜厚、刑戮 (一〇) これ將士を勸戒する所以なれば能く之を謹守すと也 (一一) 色をやはらげて下に接するは善を勸むる所以、我が威を積むは惡を懲す所以、二者は人をして意を更め善を爲さしむるに過ぎず、これ即ち惡を滅すの道也 (一二) 仁者は人に親しまる (一三) 前の七政を縷述していふ也。蓋し火の中に水を含め、人の中に兵と巧とを含めていふならん、四者各其宜しきを得よと也 (一四) 士卒の氣を振作し (一五) 其士氣に因りて刑賞の政を開發す (一六) 假借するに顏色を以てす。顏色を和ぐるをいふ (一七) 引き導くに言辭を以てす (一八) 士卒の心懼るゝ時は之に因りて戒飭し油斷せぬやうにす (一九) 進んで欲する所あるに因りて之を任使す (二〇) 深く敵の境に入りて其地を制す (二一) 徒兵には徒の職、車兵には車の職といふが如く、それぞれ將士に職事を命ず (二二) 人の法を行ふは衆人の能く行ふ所を求めて之を行ふに過ぎず。「行」の字一に「形」に作る。凡そ智勇賢愚の形必ず衆人中より之を求むと也 (二三) 名と行とを見合はせ考究して其相當るものを用ふれば必ずよく行はる (二四) 再三之を合し必ず之を行はしめて章を成して後已む (二五) 法は人生の共に宜しとする所にて、人に強ふるの事に非ず

凡治亂道。一曰仁。二曰信。三曰直。四曰一。五曰義。六曰變。七曰專。立法。一曰受。二曰法。三曰立。四曰疾。五曰御其服。六曰等其色。七曰百官宜無淫服。凡軍使法在己曰專。與下畏法曰法。軍無小聽。戰無小利。日成行微曰道。凡戰。正不行則事專。不服則法。不相信則一。

凡そ亂を治むるの道、一に曰く仁、二に曰く信、三に曰く直、(一)四に曰く一、(二)五に曰く義、六に曰く變、(三)七に曰く專。(四)法を立つるは、一に曰く受、(五)二に曰く法、(六)三に曰く立、(七)四に曰く疾、(八)五に曰く、其服を御す、(九)六に曰く、其色を等す、(一〇)七に曰く、百官宜しく淫服なかるべし。(一一)凡そ軍、法をして己に在らしむるを專と曰ふ。(一二)下と法を畏るゝを法と曰ふ。(一三)軍に小聽なく、(一四)戰に小利なく、(一五)日に成し、行ふこと微なるを道と曰ふ。(一六)凡そ戰は、正行はれざれば則ち事專らにし、(一七)服せざれば則ち法し、(一八)相信ぜざれば則ち一にし、(一九)若し怠れば則ち之を動かし、(二〇)若し疑へば則ち之を變じ、(二一)若し人、上を信ぜざれば、則ち行ふこと其れ復せず。(二二)古よりの政なり。

(一)佞曲ならず　(二)誠一無妄。或は法令齊一にして亂れず　(三)權變。臨機應變　(四)權分れず。或は純一にして餘事に渉らず　(五)能く受け容る。上は下の訴へ望む所を受け入れ、下は上の命ずる所を受け行ふ　(六)法令を明かにし、法行はれ令備はる　(七)士卒の心堅く定まりて之を持守す　(八)迅速に據事を決定す　(九)甲冑等の服を制御す　(一〇)旗幟衣服等の色各等級を立つ　(一一)非法淫亂の服　(一二)法令をして己より出でしむるを專とい

則一。若意則
動レ之。若疑則
變レ之。若人不
信レ上。則行其
不レ復。自レ古之
政也。

ふ、将一人の軍法也 〔一三〕 上下共に拠る、は天下の公法也 〔一四〕 小謀を聴かず 〔一五〕 小利を争ひ貪るなく 〔一六〕
日々に我謀慮を成就して能く之を戦の上に行ひ、而も之を行ふや微妙 〔一七〕 正道を行ふも正道行はれざる時は将そ
の正道を守りて萬事を專一にすべし 〔一八〕 下服せざる時は法令を以て之を斉ふ 〔一九〕 誠一を以て信ぜしむ 〔二〇〕
振ひ動かして怠らざらしむ 〔二一〕 其疑惑する事を變更して疑はざらしむ 〔二二〕 反復せず、令出でては雖之を行ひ
て之を反さずと也

凡戰之道。位欲レ嚴、政欲レ栗。力欲レ窕。氣欲レ閑、心欲レ一。凡戰之道、等ニ道義一。立ニ卒伍一定ニ行列一。正ニ縱橫一。察ニ名實一。立進俯、坐進跪。畏則密、危則坐。遠者視レ之則不レ畏。邇者勿レ視則不レ散。位下レ左、右下甲。坐誓、徐行レ之。位逮ニ徒甲一。籌

嚴位第四（一）

凡そ戰の道、（二）位は嚴ならんことを欲し、（三）政は栗ならんことを欲し、（四）力は窕ならんことを欲し、（五）氣は閑ならんことを欲し、（六）心は一ならんことを欲す。凡そ戰の道は、（七）道義を等し、卒伍を立て、行列を定め、（八）縱橫を正しうし、（九）名實を察す。（一〇）立ちて進むときは俯し、坐して進むときは跪く。（一一）畏るれば則ち密にし、（一二）危ければ則ち坐す。（一三）遠き者は之を視れば則ち畏れず、邇き者は視る勿ければ則ち散ぜず。（一四）位は左を下とす。右の下は甲。坐して誓ひ、徐かに之を行かしむ。（一五）位、徒甲に逮ぶまで、籌るに輕重を以てす。（一六）馬を振ふに譟がしく、徒甲畏るゝときは、亦、之を密にす。（一七）跪きて坐し、坐して伏すれば、則ち膝行す。而して寬く之に誓ふ。（一八）起つには譟鼓して進み、則ち鐸を以て之を止む。（一九）枚を銜み、（二〇）誓糗には坐し、膝行して之を（二一）推す。（二二）執へ褻するには顧みるを禁じ、譟して以て之に先だつ。（二三）若し畏る

以輕重。振馬。
譟。徒甲畏。亦
密之。跪坐。坐
伏則膝行。而
寬誓之。起譟
鼓而進。則以
鐸止之。銜枚。
誓糗坐。膝行
而推之。執戮
禁顧。譟以先
之。若畏太甚。
則勿戮殺。示
以顏色。告之
以所生。循省
其職。

ること太甚しければ、則ち戮殺すること勿れ。（二四）示すに顏色を以てし、之に告ぐるに生かす所を以てし、其職を循省す。（二五）

（一）歩伍の法を嚴正にする事を説く、篇首「位欲嚴」の字句に取る（二）卒伍の位は儼然に亂れざらしむ（三）軍旅の政は嚴重にして士卒をして敢て犯さゞらしむ（四）衆人の力は輕鋭（五）士卒の氣安固なる時は氣勝也（六）上下の心齊一（七）道義ある人を差等して用ふ（八）陣法を正しうして、地と人と相適ひて勝負よろしきを得るやうに地形を取る（九）名と實と相稱へりや否やを明察す（一〇）講義に教戰の法といへり。言肅ね、下、上を敬する事とす（一一）敵を畏るれば其陣を密にして之を待つ（一二）危きを見ては蹲坐して待つ、蹲坐すれば蓄退し易きが故也（一三）敵遠き者は審かに之を視て其虚實を伺へば我が兵畏れず、敵近きに在る者は視ることなくして首を一にして之を撃てば兵衆の氣躍散せず（一四）直解の一説に「兵事ハ右ヲ尚ブ、故ニ甲位ハ左、下クリ、右位尊タリ故ニ帶甲者右ノ下ニ居ル」云々。講義の説に從へば「位下り、左右下り、甲坐して」と讀む、位は大將軍、左右は偏將裨將、甲は甲士と解す、即ち大將軍車より下り、左右二將も車より下り、甲士は坐してかしこまるを也（一五）上大將より下徒甲に及ぶ迄よく其輕重を審度して位次を定む（一六）馬を振起するに譟呼して止まず、徒甲に畏心生じたる時は密陣に變じて其心の定まるを待つ（一七）直解に「車中ニ跪シテ坐シ、坐シテ伏スルノ際、皆用フルニ膝行ヲ以テス、而シテ夫ノ甲ヲ披、冑ヲ戴クノ時ニ當リテハ、又必ズ寛舒ニシテ之ヲ告戒シ、責ムルニ嚴厲ヲ以テスル勿レ」（一八）兵の起らんとするや則ち譟呼して鼓を鳴して進み、止めんと欲すれば鐸を鳴して其歩を緩うす（一九）譟を禁ずる也（二〇）誓を聽くと糗を食ふとには坐す（二一）推し進む（二二）敵人を執へ戮するには回顧を禁じ富

に謀呼して之に先だつべし。一說、「戮を執へ顧みるを禁ずれば誅して以て之に先だつ」と訓じ、我士卒中令を犯し法に背く者を執へ、回顧の心ある臆病者を禁（イマ）しめ、何れも急に殺さずして生かし置けば、士卒强弱一になりて謀呼して進むと解す　（一三）執ふる所の人。一說に我士卒　（一四）顏色を和げて之を寬にす　（一五）其當て守る所の職に因つて任使す

凡三軍。人戒分日。人禁不息。不レ可二以分一食。方二其疑惑一。可レ師可レ服。凡戰以レ力久。以レ氣勝。以レ固久。以レ危勝。本心固。新氣勝。以レ甲固。以レ兵勝。凡車以レ密固。徒以レ坐固。甲以レ重固。兵以レ輕勝。人有二勝

凡そ三軍、人ごとに戒は分日、人ごとに禁は不息、以て食を分つ可からず。其の（一一）疑惑するに方りて、師す可く服しつ可し。凡そ戰は（一二）力を以て久しく、氣を以て勝つ。固を以て久しく、危を以て勝つ。本心は固く、新氣は勝つ。甲を以て固く、兵を以て勝つ。凡そ（一三）車は密を以て固く、（一四）徒は坐を以て固く、甲は重きを以て固く、兵は輕きを以て勝つ。人、勝心あれば、惟だ敵を之れ視る。人、畏心あれば、惟だ畏を之れ視る。（一六）兩心交々定まれば、（一五）兩利一の若し。（一七）兩つながら之が職たり。惟だ權之を視る。凡そ戰ふに、（一八）輕を以て輕に行けば則ち危く、重を以て重に行けば則ち功なく、輕を以て重に行けば則ち敗れ、重を以て輕に行けば則ち（二〇）戰ふ。故に（一九）戰は（二一）輕重を相爲す。

心。惟敵之視。人有二畏心一。惟畏之視。兩心交定。兩利若一。兩爲二之職一。惟權視レ之。凡戰。以レ輕行レ輕則危。以レ重行レ重則無レ功。以レ輕行レ重則敗。以レ重行レ輕則戰。故戰相二爲輕重一。

舍謹二兵甲一。行愼二行列一。戰謹二進止一。凡戰敬則慊。率則服。上煩輕。上暇重。奏鼓輕。舒鼓重。服膚輕。

(一一) 此一節殊に難解也、姑く直解其他二三の說を參酌して私解せんに。三軍の禁戒は神速なるべし、故に警戒の各人に達するは分日(半日)の內なるべく、禁止は常に不息(半息、瞬間)の內なるべし、其徹底せざるに及んで食を分つ時は其亂を滋す恐あり。敵の誘惑するに方りて禁戒備く神速に徹底せば、以て之といくさすべく以て之を服すべし。次頁に「三軍の戒」云々の項あり參照せよ (一二) 堅固持久と勝利との場合をいふ。力は人力の飽佚、固は陣勢の堅固、危は之を危地に置く意、本心はよく人の本然の心に順ふ意、新氣は新鋭の氣を振作する也、甲は甲冑、兵は兵器 (一三) 重兵は陣形密なるを貴ぶ (一四) 徒卒は小坐を貴ぶ、小坐すれば勃然騰躍して敵に掛るべし (一五) 勝心は只一途に敵に勝たんと欲するのみの心也、畏心は敵を畏れ用心して輕擧せぬ心也、勝心ある者は只々敵の虛實如何を視、畏心あれば只敵の強くして畏るべき點のみを視る (一六) 勝心と畏心と兩心交々定まれば二者の利を合せ一にして用ふべし (一七) 勝長兵に勝を制するの主事なり、只權變を以て之を利用するにあるのみ (一八) 輕兵を以て輕地に入れば危ふし、輕兵とは輜重を多く携へず久重を武器を持たざる兵、輕地は人の地に入ること深からざるをいふ (一九) 重兵を以て重地に行けば功なし、重地は人の地に入ること深きをいふ (二〇) 戰ひ利あり (二一) 兵の輕重と地の輕重と相參へて用を爲す

(二)舍するに兵甲を謹み、行くに行列を愼み、戰ふときは進止を謹む。(三)凡そ戰ふに、敬なれば則ち慊し、率ゐれば則ち服す。(四)上煩はしければ輕く、(五)上暇あれば(六)重し。奏鼓は輕く、(七)舒鼓は重し。服膚なれば輕く、服美なれば重し。(八)凡そ馬車堅く、甲兵利ならば、輕きも乃ち重からん。(九)上同すれば獲る無く、上專らなれ(一〇)

服美重。凡馬車堅。甲兵利。輕乃重。上同無レ獲。上專多レ死。上生多レ疑。上死不レ勝。凡人死レ愛。死レ怒。死レ威。死レ義。死レ利。凡戰之道。教約人輕レ死。道約人死レ正。凡戰。若レ勝若レ否。若レ天若レ人。凡戰。三軍之戒無レ過二三日一。一卒之警。無レ過二分日一。一人之禁無レ過二瞬息一。

ば死する多し。上生きんとせば(一一)疑多く、上死せんとせば(一二)勝たじ。凡そ人は、愛に死し、怒りに死し、威に死し、義に死し、利に死す。凡そ戰の道、(一三)教約すれば、(一四)人死を輕んじ、道約すれば、(一五)人正に死す。凡そ戰は、勝に若ひ、(一六)否ざるに若ひ、天に若ひ、人に若ふ。凡そ戰に、三軍の(一八)戒めは三日に過ぐること無く、一卒の(一七)警めは分日に過ぐること無く、一人の禁は瞬息に過ぐること無し。

(一) 舍止するには兵具を用心し備へて不意の襲來に備ふ (二) 坐作進退の節 (三) 事を欲めば衆心快足す (四) 身を以て下を率ゐれば衆心服す (五) 上たる者こせ〳〵と煩はしく命すれば人輕慢して兵勢輕く (六) 上たる者ゆつたりとして閒暇あれば人尊重して兵勢堅重也 (七) 鼓を疾く奏し擊てば士卒疾く進み、しづかにゆる〳〵と擊てば進むことゆるやか也 (八) 肩は淺也。一本「脊」に作りウスシと訓ず。服色淺く薄きものなれば人輕く、服色鮮美なれば人重し (九) 主將が人に阿附して公平ならざれば衆心を得ず (一〇) 上專擅なれば諫を受けず故に下に在る人多く罪を得て死す (一一) 上生命を惜み生全を期すれば疑惑の心多く (一二) 上死を輕んじ勇にして謀なければ敵に勝つ能はず (一三) 下に在るの人は、愛惠の深きに感ずれば死を致し、激勵して之を怒らすれば死を致し、之を畏れしむるに威を以てすれば死を致し、之を勸むるに義を以てすれば死を致し、之を誘ふに利を以すれば死を致す (一四) 教令を以て約束す (一五) 道義を以て約束す (一六) 若は順也、我士卒に勝を制するの氣あれば之に順つて闘ひ、士卒未だ勝を制するの氣あらざれば守る (一七) 天の時に順ひ人の事に順ふ (一八) 三軍に對する警戒の命は三日の中に行きわたらせ、一卒（百人）警示の言は半日の中に過ぎず、一人に對する禁止の令は瞬息に過ぎず

凡大善用レ本。其次用レ末。執レ略守レ微。本末唯權戰也。凡勝二三軍一。一人勝。凡鼓。鼓二旌旗一。鼓レ車。鼓レ馬。鼓レ徒。鼓レ兵。鼓レ首。鼓レ足。七鼓兼齊。凡戰既固勿レ重。重進勿レ盡。凡盡危。凡戰非二陣之難一。使二人可一レ陣難。非レ使レ可レ陣難一。使二人可一レ用難。非レ知レ之難一。行レ之難。人方有レ性。性州異。教成レ俗。俗州

凡そ(一)大善は本を用ひ、其次は(二)末を用ふ。(三)略を執り微を守り、(四)本末唯だ權するは、戰なり。凡そ三軍に勝つは、(五)一人の勝つなり。凡そ(六)鼓は、(七)旌旗に鼓し。車に鼓し、(八)馬に鼓し、(九)徒に鼓し、(一〇)兵に鼓し、(一一)首に鼓し、(一二)足に鼓す。七鼓兼ね齊ふ。凡そ戰は、(一三)既に固きときは、重くすること勿れ、(一四)重くして進むときは、盡すこと勿れ。凡そ盡すときは危し。凡そ戰は、陳するの難きに非ず、人をして(一五)陳す可からしむること難し。陳す可からしむるの難きに非ず、人をして(一六)用ふ可からしむること難し。(一七)之を知るの難きに非ず、之を行ふこと難し。(一八)人は方ごとに性あり、性は州ごとに異なり。教は俗を成す、俗は州ごとに異なり。(一九)道俗を化す。(二〇)凡そ衆寡、若しくは勝ち、若しくは否らず、兵は利きを告げず、甲は堅きを告げず、車は固きを告げず、馬は良きを告げず、衆は自ら多しとせず、未だ道を獲ずとす。

(一) 最も兵を用ふるに善なる者は本を用ひて勝を制す、本は下文に所謂略を執り微を守る事にて卽ち微妙の謀略也 (二) 末は鬥爭也 (三) 略は謀也、之を執るに深謀を以てし、之を守るに微妙を以てす (四) 或は本を用ひ、或は末を用ふ、唯權變に隨ふこれ戰の道也 (五) 主將一人の謀に在り (六) 鼓は軍を進むる合圖也 (七) 之を鼓して旌旗

異。道化ㇾ俗。凡衆寡若勝若否。兵不ㇾ告ㇾ利。甲不ㇾ告ㇾ堅。車不ㇾ告ㇾ固。馬不ㇾ告ㇾ良。衆不二自多一。未ㇾ獲ㇾ道。

凡戰勝。則與ㇾ衆分ㇾ善。若將二復戰一。則重二賞罰一。若使ㇾ不ㇾ勝。取ㇾ過在ㇾ己。復戰則誓。己居ㇾ前。無ㇾ復二先術一。勝否勿ㇾ反。是謂二正則一。凡民以ㇾ仁救。以ㇾ義戰。以ㇾ智決。以ㇾ勇鬪。以ㇾ信專。

を開合し以て兵を進む　(八) 騎兵　(九) 徒歩の卒　(一〇) 兵器を整治せしむ　(一一) 首をして四顧せしむ　(一二) 足をして坐作進退を作さしむ　(一三) 我軍の備へ既に固き時は速かに進むべし、遲重して時を失ふ勿れ　(一四) 重兵を進むる時は行き盡す勿れ、行き盡すは危し　(一五) 人をして各能く陣を布かしむるやうに習はするが難し　(一六) 人人其能を發揮して各我用を爲さしむるが難し、卽ち人を得て之を用ふれば陣すべしと也　(一七) 陣法　(一八) 四方各各稟くる所の性有り　(一九) 道を以て其俗を化すれば同じく美ならしむべし　(二〇) 敵と戰ひて勝つも又然らざるも、兵の利、甲の堅、車の固、馬の良を誇り告げず、我衆を多しと誇らず、常に未だ道を得ずとす、所謂善に從らざるの義ならん

凡そ戰勝てば則ち衆と善(一)を分つ。若し將に復た戰はんとすれば、則ち賞罰(二)を重くす。若し勝たざらしめば、過(三)を取ること己に在り。復た戰へば則ち誓(四)ひ。己、前に居り、先術を復すること無れ。勝つも否ざるも反(五)する勿れ。是れを正則(六)と謂ふ。(七)凡そ民は、仁を以て救ひ、義を以て戰ひ、智を以て決し、勇を以て鬪ひ、信を以て專らにし、利を以て勸め、功を以て勝つ。故に心(八)は仁に中り、行は義に中る。物に堪ふるは智なり、大に堪ふるは勇なり、久しきに堪ふるは信なり。讓(九)にして以て和なれば、人自ら洽く、(一〇)自ら予ふるに不循を以て

以レ利勸。以レ功勝。故心中レ仁。行中レ義。堪レ物智也。堪レ大勇也。堪レ久信也。讓以和。人自洽。自予以二不循一。爭賢以爲レ人。說二其心一。效二其力一。凡戰擊二其微靜一。避二其強靜一。擊二其倦勞一。避二其閑窕一。擊二其大懼一。避二其小懼一。自古之政也。

し、爭ひ賢として以て人の爲めにすれば、其心を說ばせ、其力を效す。凡そ戰は、其微靜を撃ち、其強靜を避け、(一一)其倦勞を撃ち、其閑窕を避け、(一二)其大懼を撃ち、其小懼を避く。(一三)古よりの政なり。

(一)勸功 (二)重く賞罰を立てゝ其功罪を明かにす (三)過を己に歸す (四)あらたに誓ふ、而して大將衆人の列前に居て誓ひ、先に用ひたる軍法の術を復びせず (五)此道に違はず (六)己を正しうし人を正しうする兵法の義 (七)凡そ民を用ふるには、仁愛を以て其危難を救ひ、義を以て之を激して戰はしめ、智斷を以て其是非を決し、勇を以て之を率ゐて鬪はしめ、信を以て其心を專一にし、利を以て其勸情を勸め、有功を賞祿して之に勝を取らしむ (八)上の人心を存するは仁に中り、事を行ふは義に中る、物の是非を別つに堪ふる者は智也、大敵に任ずるに堪ふる者は信也 (九)遜讓謙和なれば人心自ら我と相洽ねく上下和睦して乖く事なし (一〇)理に循はざる事は引きて自ら歸し爭うて相賢とし譽め、唯以て人の爲めにして己の爲めにせざれば、人心喜んで用を爲すを樂しむ。以上の解は直解の一說に據る也。直解には「自ら予(ユル)すに不循を以てせば、爭うて賢とし以て爲し」云々と訓ず。白濫子は「自ら予へて以て循はず、賢を爭うて以て人の爲めにす」と訓じ、自予は我が智謀を以て變通變化の理をはかり時に應じてなすところといひ、不循は必らずしも古人の迹を踏むを要とせず格を離れて格に合ふの義とし、爭賢は賢智の人を爭ひ求めて衆人の爲めにすべしと解せり (一一)微弱輕はずして靜なる者 (一二)閑習して輕窕なるもの、卽ち力あまりありて氣をとゝのへ精を合せたるもの (一三)大事にかけ謹んで能く我に備ふる者

凡戰之道。用寡固。用衆治。寡利煩。衆利正。用衆進止。用寡進退。衆以合寡。則遠裹而闕之。若分迭擊。寡以待衆。若衆疑之。則自用之。擅利則釋旗。迎而反之。敵若衆。則相衆而受裹。敵若寡。若畏。則避之開之。凡戰。

(一)用衆第五

凡そ戰の道、寡を用ふるには固くし、(二)衆を用ふるには治む。(三)寡きは煩に利あり、(四)衆きは正に利あり。衆を用ふるには進止し、(五)寡を用ふるには進退す。(六)衆以て寡に合へば、則ち遠く(七)裹みて之を闕く。若し分ちて迭に擊つときは、寡以て衆を待つ。(八)若し衆之を疑へば、則ち自りて之を用ふ。(九)利を擅にすれば、則ち旗を釋て、(一〇)迎へて之に反る。敵若し衆ければ、則ち衆を相て裹を受く。(一一)敵若しくは寡く、若しくは畏るれば、(一二)則ち之を避け之を開く。(一三)凡そ戰は、風を背にし、高きを背にし、高きを右にし、險を左にし、(一四)沛を歷、圯を歷、(一五)兼ねて環龜を舍てよ。凡そ戰は、設けて其作を觀、敵を視て擧ぐ。(一六)待つときは則ち循うて、(一七)鼓すること勿れ、衆の作を待て。攻むれば則ち屯して之を伺へ。(一八)

(一) 軍中衆人の力を用ゐ兵を行ることを論ず　(二) 其陣を堅固にして以て衆心を固くすべし　(三) 號令を嚴にし

背風。背高。右高。左險。歷沛。歷圮。兼舍環龜。凡戰。設而觀其作。視敵而舉。待則循而勿鼓。待衆之作。攻則屯而伺之。

凡戰衆寡以觀其變。進退以觀其固。危而觀其懼。靜而觀其怠。動而觀其疑。襲而觀其治。擊其疑。加其卒。

て其陣を整治すべし　(四)頭に變化して奇を出し勝を制すべし。一說には定爵篇に見えたると同じく教習を頻にするの義とす　(五)進止緊密　(六)進退疾速　(七)敵を遠く圍みて其の一面を開き、敵に生路を與ふ　(八)敵衆なるも、若し其兵を分つてかはるがはる我を擊つ時は我が寡以て敵の衆に當るべし　(九)「若」一に「其」に作る。敵衆若し疑はゞ其疑ふところを利してこれを用ふべし　(一〇)敵の利を專らにせば、我れ旗を棄て遁れて之を誘ひ、敵來り追はゞ迎へて反擊すべし　(一一)彼の衆如何を見て其圍を受く。一說に我人敵を一まとめにして敵の圍みを受く　(一二)我を謹み畏る　(一三)其便を伺ひ其動くを觀て擊つべし、敵小勢にても決死すれば我を敗ることあるべきを以て也　(一四)沛は澤也、圮は道路傾壞の地、歷は之を過ぎて止まらざる意　(一五)又地形環繞に似たるもの、即ち中高く旁低き地をも舍てゝ去れ。直解、舍を舍止の義とす　(一六)我が形勢を張り設けて敵の動作を觀察し、敵の虛實を見て我軍を用ふ　(一七)敵若し計を設けて我を待たば　(一八)敵の意に順ひ、而して我兵を鼓進するなく、敵衆の動作如何を待て　(一九)敵若し來り攻めば、我兵を重くして動かさずして之を伺へ

凡そ戰は、衆寡(一)以て其變を觀、(二)進退以て其固を觀、(三)危くして其懼を觀、靜にして其怠を觀、(四)動かして其疑を觀、襲うて其治を觀る。(五)其疑を擊ち、(六)其卒に加へ、(七)其屈を致し、(八)其規を襲ひ、(九)其避けざるに因り、(一〇)其圖を阻み、(一一)其慮を奪ひ、其懼るゝに乘ず。凡そ奔る(一二)を從ふに息むこと勿れ。(一三)敵人或は路に止まらば、則ち之を慮れ。凡そ敵の都に近づけば、必ず進路(一四)あり、退くに必ず反慮あり。(一五)凡そ

致二其屈一。襲二其規一。因二其不レ避。阻二其圖一。奪二其慮一。乘二其懼一。凡從レ奔勿レ息。敵人或止二於路一。則慮レ之。凡近二敵都一。必有二進路一。退必有二反慮一。凡戰。先則弊。後則懾。息則怠。不レ息亦弊。息久亦返其懾。書親絶。是謂レ絶二顧之慮一。選レ良次レ兵。是謂レ益二人之強一。棄レ任節レ食。是謂レ開二人之意一。自レ古之政

戰は、先んずれば(一六)則ち弊え、後るれば則ち懾れ、息へば(一七)則ち怠り、息は(一八)ざるも亦弊え、息ふこと久しきも亦反つて其れ懾る。書は(一九)親しきをも絶つ、是れを顧の慮を絶つと謂ふ。良を(二〇)選び兵を次す、是れを人の強を(二一)益すと謂ふ。任を(二二)棄て食を節す、是れを人の意を開くと謂ふ。古よりの政なり。

(一) 或は衆を用ひ或は寡を用ひて以て敵の變動如何を觀る (二) 一進一退して敵の陣の固きか如何を觀る (三) 危迫の勢を以て之に臨みて其畏懼の如何を觀る (四) 我が兵の動搖するを示して以て敵の疑惑如何を觀る (五) 敵人の疑惑するを撃つ (六) 敵の倉卒にして來り其整はざるに兵を加ふ (七) 敵の氣勢を困屈せしむ (八) 敵陣規正なる時は師を潛めて之を襲ふ (九) 敵の力我に及ばずして而も畏れ避けず我困りて之を撃つ (一〇) 敵の圖謀する所の行はれざるやうに撓亂す (一一) 敵の計慮する所を奪ふ (一二) 敵敗走するを追ふには止息せず、息をも續がせずに追ふべし (一三) 敵若し中途に踏み止まらば伏兵の恐あるを以て深く用心すべし (一四) 必ず前進の路あらんを要す、若し進むべき路なければ則ち往く所なしと也 (一五) 退くには豫め返還の慮あらんを要す、然らざれば歸路を絶たるゝの恐れある也 (一六) 敵に先だちて動けば疲弊す (一七) 休息すれば怠慢の心生ず (一八) 先後休息みな其節を得るを貴ぶ也 (一九) 敵境に入りては親近の書と雖も禁絶して通ぜざらしむ、これ内顧の慮を絶つ所以也 (二〇) 良材の士を選び、其兵に順序次第を完めて亂さず (二一) 我衆人の強を増す (二二) 士卒をして其負任する所のもの（兵士の携ふる凡ての軍中の資用）を棄て、其糧食を約にして敵地に入らしむ、これ必死を示し、衆人の意

也

を啓發して、心志を一にし、奮起勇往して戰はしむる也

司馬法終

梁惠王問尉繚子曰。黃帝刑德。可以百勝。有之乎。尉繚子對曰。刑以伐之。德以守之。非所謂天官時日陰陽向背也。黃帝者人事而已矣。何者。今有城。東西攻不能取。南北

尉繚子

(一)天官第一

梁の惠王、尉繚子に問うて曰く、「黃帝の(二)刑德は、以て百勝す可しと、之れ有りや。」尉繚子對へて曰く、「(三)刑は以て之を伐ち、德は以て之を守る、所謂天官時日と陰陽向背とに非ざるなり、黃帝は(四)人事のみ。何となれば、今、城あらんに、東西より攻むれども取ること能はず、南北より攻むれども取ること能はず。(五)四方豈に時に順ひて之に乘ずる者なからんや。然かも(六)取ること能はざるものは、城高く、池深く、兵器備具し、財穀多く積み、(七)豪士謀を一にすればなり。若し城下く、池淺く、守弱きときは、則ち之を取らむ。是に由りて之を觀れば、天官時日は人事に若かざるなり。天官を按ずるに曰く、(八)「水を背にして陳するを絶地と

攻不能取。四方豈無順時乘之者邪。然不能取者、城高池深。兵器備具。財穀多積。豪士一謀者也。若城下。池淺。守弱。則取之矣。由是觀之。天官時日不若人事也。按天官曰。背水陳爲絕地。向阪陳爲廢軍。武王伐紂。背濟水。向山阪而陳。以二萬二千五百人。擊紂之

なし、(九)阪に向つて陳するを廢軍となす』と。(一〇)武王、紂を伐つとき、濟水を背にし、山阪に向つて陳じ、二萬二千五百人を以て、紂の億萬を擊つて(一一)商を滅せり。(一二)豈に紂、天官の陳を得ざりしならんや。楚の將公子心、齊人と戰ふ。時に彗星ありて出づ。柄、齊に在り。『柄の在る所は勝たん、擊つ可からず』といふ。公子心曰く、『(一三)彗星何ぞ知らん。(一四)彗を以て鬪ふ者は、固より倒にして勝つ』と。明日、齊と戰つて大に之を破る。黃帝曰く、『(一五)神に先だち鬼に先だちて、先づ我が智を稽へよ』と。(一六)之を天官と謂ふも人事のみ。」

(一) 天官とは蓋し天文の吉凶によりて軍事の勝敗を斷ずるの說、今此篇は梁の惠王に對して天官の說畢竟人事を盡すに如かざるを論じたる也 (二) 黃帝の刑德を以て五行の刑剋、五行の生旺となすは世人の皆傳ふる所、惠王此意を以て問ひ、尉繚子は人事を以て答ふる也 (三) 刑罰也、刑以て人を伐ち、德以て自ら守る (四) 人事を盡すのみ (五) 四方より攻むる事ゆゑ、一方は方角惡しくして刑に向ふとも一方は方角善くして德に乘ずる筈にて、陰陽上よりいへば勝つの理あるべき筈也 (六) 斯く四方より攻めても也 (七) 豪傑の士心を同じうして謀を一にする也 (八) 敵前にあり水後にあり、所謂背水の陣死絕の地也 (九) 敵高處に處り我下きに處る (一〇) 繼るにと補ひ見よ (一一) 殷也 (一二) 有道を以て無道を伐つ、紂天官を得と雖も用ふるに益なかりし也 (一三) 彗星の柄が齊の方に向つて在

億萬。而滅レ商。豈紂不レ得二天官之陳一哉。楚將公子心與二齊人一戰。時有二彗星一出。柄在レ齊。柄所レ在勝。不レ可レ擊。公子心曰。彗星何知。以レ彗鬭者。固倒而勝焉。明日與レ齊戰。大破レ之。黄帝曰。先レ神先レ鬼。先稽二我智一。謂二之天官一。人事而已。

る、天官の說によれば、柄の向つて居る方は擊つべからずと爲す、人々之を以て公子心に言へる也 〔一四〕 帚にて鬭ふには柄を倒まに人に向けて擊ち勝を取るべし、故に柄の向つてゐる齊を擊ちて勝つべし 〔一五〕 鬼神によりて吉凶を占ひ勝負を恃まんよりは、まづ我が智謀を考へ定むべし 〔一六〕 之を天官と謂ふも、要は人事を盡すにあるのみなり

量ニ土地肥磽一而立レ邑。建レ城稱レ地。以レ城稱レ人。以レ人稱レ粟。三相稱。則内可ニ以固守一。外可ニ以戰勝一。戰勝ニ於外一。備主ニ於内一。勝備相應猶レ合ニ符節一。無レ異故也。治レ兵者若レ祕ニ於地一。若レ邃ニ於天一。生ニ於無一。故開レ之。大不レ窕。小不レ恢。明ニ乎禁

兵談第二（一）

（二）土地の肥磽を量りて邑を立つ。城を建つるには地を稱り、（三）城を以て人を稱り、（四）（五）人を以て粟を稱り、三つ相稱ふときは、則ち内は以て固く守る可く、外は以て戰つて勝つ可し。戰は外に勝ち、備は内に主る。勝備相應ずること、猶ほ符節を合するがごとし、異なること無きが故なり（六）。兵を治むるは、（七）地より祕なるが若く、（八）天より邃なるが若く、無に生ず。故に之を開けば（九）、大なるにも窕ならず、小なるにも恢ならず。（一〇）禁舍開塞に明かにして、（一一）民の流する者は之を親み、（一二）地の任ぜざる者は之を任ず。夫れ土廣くして任ずれば則ち國富み、民衆くして（一三）制すれば則ち國治まる。富んで治まる者は、（一四）民韌を發せず、甲出でゝ暴さずして、而も威天下を制す。故に曰く、兵は（一五）朝廷に勝つと。甲を暴さずして勝つ者は、主の勝な（一六）り、陳して勝つ者は、將の勝なり。兵起すこと、（一七）忿を以てす可きに非ざるなり。

舍開塞。民流者親之。地不任者任之。夫土廣而任則國富。民衆而制則國治。富治者。民不發軔。甲不出暴。而威制天下。故曰兵勝於朝廷。不暴甲而勝者主勝也。陳而勝者將勝也。兵起非可以忿也。見勝則興。不見勝則止。患在百里之內。不起一日之師。患在千里

勝を見れば則ち興し、勝を見ざれば則ち止む。患(一八)百里の内に在れば、一日の師を起さず、患千里の内に在れば、一月の師を起さず、患四海の内に在れば、一歳の師を起さず。將は、上、天(一九)に制せられず、下、地に制せられず、中、人に制せられず。寛にして激して怒らす可からず、淸(二〇)にして事ふるに財を以てす可からず。夫れ心(二一)狂し、目盲し、耳聾す。三悖を以て人を率ゐるは難し。兵(二二)の及ぶ所は、羊腸(二三)にも亦勝ち、鋸齒(二四)にも亦勝ち、山に緣りても亦勝ち、谷に入りても亦勝ち、方(二五)にも亦勝ち、圓にも亦勝つ。重き(二六)者は、山の如く林の如く、江の如く河の如し。輕き(二七)者は、炮くが如く燔くが如く、垣(二八)の之を壓するが如く、雲(二九)の之を覆ふが如し。人(三〇)をして聚まりて以て散ずるを得ず、散じて以て聚まるを得ず、左は以て右するを得ず、右は以て左するを得ざらしむ。兵(三一)は木弩を總ぶるが如く、羊角の如く、人人、驕陵(三二)して膽を張り、疑慮を絶ち、堂堂(三三)として決して去らざるなし。

(一) 兵を治め勝負を決するの法を論ず (二) 土地の肥瘠を量度して邑を立つ。邑とは人の集まり居る所の稱 (三)

之内。不㆑起㆓一月之師。患在㆓四海之内。不㆑起㆓一歲之師。將者上不㆑制㆓於天。下不㆑制㆓於地。中不㆑制㆓於人。寬不㆑可㆓激而怒。清不㆑可㆓事以㆑財。夫心狂。目盲。耳聾。以㆓三悖㆒率㆑人者難矣。兵之所㆑及。羊腸亦勝。鋸齒亦勝。勝。緣㆑山亦勝。入㆑谷亦勝。方亦勝。圓亦勝。重者。如㆑山如㆑林。如㆑江如㆑河。

地の廣狹を稱較し之にふさはしき城を建つ（四）城の大小を以て人數の多寡をはかり定む（五）人數に應じ糧食の多少を定む（六）守ることを内に司る（七）内に備あれば戰つて外に勝つ、其相應ずると符節を合するが如し。備ふると勝つとは二にして一、相異なるなければ也（八）深祕幽邃にして形迹なく、恰も萬物の無形に生ずるが如し。「地に祕する（カクス）が如く、天に動する（ウゴク）が如く」と謂ずるも亦通ず（九）形を表はして用ふれば其大に用ふるにも輕窕の害なく、小に用ふるにも偃張の害なしとの意ならん（一〇）民の邪心を抑へ、其小過を釋し、其生養の道を啓き、其弊風をふさぐ（一一）民の流離する者は之を親愛して其所を去らぬやうにし（一二）穀物の産せざる地は之を耕種すべからしむ、土を任ずとは蓋し糞壤を厚うして之を肥沃にし、溝洫を通じて之を灌漑し、其力を勸めて之を耕耘する類を謂ふならん（一三）法制あり。上文に所謂策舍開塞これ也（一四）民、車を出して列伍に入らず、甲、外に暴露せず、要するに干戈を用ひざる義（一五）政により勝を取ると也（一六）人主（一七）兵は私怨を以て起すべきに非ず（一八）患は敵、一日、一月、一歲はそれ／＼其間に患を排ふといふ期待を持ちたる軍の意か。要するに一日、一月、一年位の用意にてはなく、豫め久しきを持する備あるべしとの義ならん。古解には兵は神速を貴ぶ、患百里の内に在らば頃刻に兵を發すべく、天下の内にあるも一歲などと猶豫すべきにあらずといふ如き意に解したれども從ふべからざるに似たり（一九）なづみ恃みてそれに左右せらるべからずとの義（二〇）潔白にして貨財などにて動かすべからず（二一）心狂しては謀る能はず、目盲しては見る能はず、耳聾しては聽く能はずこれ三悖也、三者理に悖るの義（二二）兵を舉げて向ふ所（二三）つゞらをり（二四）けはしく切立つた地（二五）方圓は陣形をいふ（二六）重兵。山林は行くの緩なるをいひ、江河は其繁なるをいふ（二七）輕兵。炮烽は烈火のやくをいふ（二八）避けんとして避くべからざる謂（二九）あはひ掛りて逃るべからざる謂（三〇）兵勢の加はる所分合自在ならず左右相接ふを得ざらしむ（三一）木弩は弩也。羊角は旋風也。行兵の勢、木弩を轉持して據を貪ることを迅

輕者。如レ炮如レ燔。如二垣壓一レ之。如二雲覆一レ之。令下人聚不レ得二以散一。散不レ得二以聚一。左不レ得二以右一。右不レ得二以左一。兵如二總木一弩。如二羊角一。人人無レ不下騰陵張レ膽。絕二乎疑慮一。堂堂決而去上。

疾攖ぐべからざるが如く、旋風の直に上つて遏止すべからざるが如しと也。一說に「兵は總木の如く弩は羊角の如く」と訓じ、總木は束ねたる木の義と解すれども取らず 〔二二〕 騰躍するの義ならん 〔二三〕 堂々は大正の貌。堂々として勝を決して速かに去ると也

凡兵。制必先定。制先定。則士不レ亂。士不レ亂、則刑乃明。金鼓所レ指。則百人盡鬭。陷レ行亂レ陣、則千人盡鬭。覆レ軍殺レ將、則萬人齊レ刃。天下莫三能當二其戰一矣。古者士有二什伍一。車有二偏列一。鼓鳴旗麾。先登者。未三嘗非二多力國士一也。

(一)制談第三

凡そ兵は、(二)制必ず先づ定む。制先づ定まれば、則ち士亂れず、士亂れざれば、則ち(三)刑乃ち明かなり。(四)金鼓の指す所は、則ち百人盡く鬭ひ、(五)行を陷れ陣を亂すには、則ち千人盡く鬭ひ、軍を覆し將を殺すには、則ち萬人刃を齊しうし、天下能く其戰に當る莫し。(六)古は、士に(七)什伍あり、車に(八)偏列あり。鼓鳴り旗麾きて、先づ(九)登る者は、未だ嘗て多力の國士に非ずんばあらざるなり。先づ(一〇)死する者は、亦未だ嘗て多力の國士に非ずんばあらざるなり。(一一)敵一人を損して而して我が百人を損するは、此れ敵を資けて我を傷ふこと甚し、(一二)世將は禁ずること能はず。(一三)征役に軍を分ちて而も逃れ歸り、或は戰に臨んで(一四)自ら北ぐるときは、則ち(一五)逃傷甚し、世將は禁ずること能はず。人を(一六)百歩の外に殺す者は弓矢なり、人を五十歩の内に殺す者は矛戟なり。將已に(一七)鼓して而して士卒相囂し

先死者。亦未三嘗非二多力國士一也。損二敵一人一。而損二我百人一。此資レ敵而傷レ我甚焉。世將不レ能レ禁。征役分レ軍而逃歸。或臨レ戰自北。則逃傷甚焉。世將不レ能レ禁。殺二人於百步之外一者弓矢也。殺二人於五十步之內一者矛戟也。將已鼓而士卒相囂。拗レ矢折レ矛。抱レ戟利レ後發。戰有二此數

く、矢を拗り、矛を折り、戟を抱き、後れ發するを利とす、戰、此數者あれば、內自ら敗るゝなり、(一八)世將は禁ずること能はず。(一九)士は什伍を失ひ、車は偏列を失ひ、(二〇)奇兵は將を捐てゝ走り、大衆は亦走る、世將は禁ずること能はず。(二一)夫れ將、能く此四つの者を禁ずるときは、則ち高山も之を陵ぎ、深水も之を絕り、堅陳も之を犯す。(二二)此四つの者を禁ずること能はざれば、猶ほ舟楫を亡うて江河を絕るがごとし、(二三)得可からざるなり。民、死を樂んで生を惡むに非ず、號令明かに、法制審かなり、故に能く之をして前ましむ。(二四)賞を前に明かにし、罰を後に決す、是を以て、發すれば能く利に中り、(二五)動けば則ち功あるなり。

(一) 兵の制度を談論す　(二) 制度、制法　(三) 刑罰　(四) 金以て之を止め、鼓以て之を進む、進止の制正しき也　(五) 敵の行列を陥れ人の陣を亂す　(六) 敵の軍を覆し、人の將を殺すには萬人の力を併せ心を齊しうして闘ふ　(七) 士卒の組合はせにて、十人を什とし五人を伍とす　(八) 十五乘を偏となし五乘を列となす　(九) 城壘に先登する　(一〇) 敵と闘つて死す　(一一) 前より引續きたる思想にて、什伍偏列力を併せて敵に當るべくあたら多力の國士の先登して長を損するは不可なるに世の庸將は之を禁ずる能はずして只に先登者ありとの義ならん　一說には前文は先

者。內自敗也。世將不レ能レ禁。士失二什伍一。車失二偏列一。奇兵捐レ將而走。大衆亦走。世將不レ能レ禁。夫將能禁二此四者一。則高山陵レ之。深水絕レ之。堅陣犯レ之。不レ能レ禁二此四者一。猶下亡二舟楫一絕中江河上。不レ可レ得也。民非レ樂レ死而惡レ生也。號令明。法制審。故能使二之前一。明二賞於前一。決二罰於後一。是以發能中レ利。動則有レ功。

豈を稱美したるものにて、此項は又別の事とす （一二）世の一般の將、庸將 （一三）征役にそれぞれ手分して軍國に入りながら而も中途より逃れ歸る （一四）敵はずして我より敗北する意。或は將自らとも解すべきか （一五）士卒の逃亡傷損する亦甚し （一六）百步五十步は單に遠近の意に見るべし （一七）進軍を令す （一八）ねぢ折る （一九）人に遲れて發するを利とし前進せず （二〇）銘々心々になりて列伍整正ならず （二一）總軍勢亦之に隨つて走る （二二）、よく上るべく （二三）破るべし （二四）進んで死せしむ （二五）兵を發動して敵に向へば必ずよく勝利を得べきの節に中る

令二百人一卒一。千人一司馬。萬人一將。以レ少誅レ衆。以レ弱誅レ強。試聽三臣言二其術一。足レ使下三軍之衆。誅二一人一無上レ失レ刑。

百人に一卒、千人に一司馬、萬人に一將あらしめ、少きを以て衆きを誅し、弱きを以て強きを誅す。試みに臣が其の術を言ふを聽け。三軍の衆をして、一人を誅して、刑を失ふこと無からしむるに足らん。父敢て子を舍さず、子敢て父を舍さず、況んや國人をや。一夫劍に仗りて市に撃てば、萬人之を避けざる者なし。臣謂へらく、一人の獨り勇にして、萬人皆不肖なるに非ざるなり。何となれば則

父不敢舍子。子不敢舍父。況國人乎。一夫仗劍擊於市。萬人無不避之者。臣謂。非一人之獨勇、萬人皆不肖也。何則必死與必生、固不侔也。聽臣之術。足使三軍之衆爲一死賊、莫能當其前、莫能隨其後、而能獨出獨入焉。獨出獨入者、王霸之兵也。有提十萬之衆、

ち必死と必生と固に侔しからざればなり。臣が術を聽かば、三軍の衆をして、一死賊（八）たらしむるに足り、能く其前（一〇）に當る莫く、能く其後（一一）に隨ふ莫くして、能（一二）く獨り（九）出で獨り入らん。獨り出で獨り入る者は、王霸の兵なり。十萬の衆を提げて而して天下當る莫き者あり。誰ぞや、曰く、桓公（一三）なり。七萬の衆を提げて而して天下當る莫き者あり。誰ぞや、曰く、吳起なり。三萬の衆を提げて而して天下當る莫き者あり。誰ぞや、曰く、武子（一四）なり。今、天下諸國の士、率ゐる所、二十萬の衆に及ばざる無し。然れども功名を濟すこと能はざるものは、禁舍開塞（一五）に明かならざればなり。其制を明かにして一人（一六）之に勝たば、則ち十人も亦以て之に勝たん、十人之に勝たば、則ち百千萬人も亦以て之に勝たん。故に曰く、吾が器用（一七）を便にし、吾が武勇を養ひ（一八）、之を發すること鳥の擊つが如く、千仞の谿に赴くが如しと。

（一）卒は率也、長也。百人の頭を卒といひ、千人の頭を司馬といふ　（二）少弱は卒・司馬・將をいひ、衆强は兵をい

而天下莫レ當者上誰。曰。桓公也。有下提二七萬之衆一而天下莫レ當者上誰。曰。吳起也。有下提二三萬之衆一而天下莫レ當者上。誰。曰。武子也。今天下諸國士。所レ率無レ不レ及二二十萬之衆一。然不レ能レ濟二功名一者。不レ明二乎禁舍開塞一也。明二其制一。一人勝レ之。則十人亦以勝レ之也。十人勝レ之。則百千萬人亦以勝レ之也。故曰便二吾器用一。養二吾武勇一。發レ之如二鳥擊一。如レ赴二千仞之谿一。

ふ、誅は治の義と解する說と、我が少き勢を以て敵の衆勢を誅し、己が弱を以て敵の強を誅すと解する說と二說並び行はる　(三) 尉繚子が惠王に對していへる自稱也　(四) 三軍の衆も一人を罰すれば三軍悉く刑罰を忘れずその法制を守る　(五) 父と雖も子の罪をばゆるしがたし　(六) 國中の萬民　(七) 一本「一賊」又「一人」に作る　(八) 一人は必ず死せんと欲し、萬人は必ず生きんと欲す、故に之を避くる也　(九) 前に一夫といへる者にて死を極めたる一人の勇也　(一〇) 進む時は當るべからず　(一一) 退く時は追ふべからず　(一二) 强盛にして所謂無人の境を行くの槪あるをいふ　(一三) 齊の桓公　(一四) 孫武　(一五) 民の制也、前に出づ　(一六) 一人よく敵に勝つ時は　(一七) 種々の武具を作り、それを戰の便とす　(一八) 軍を發すること鷙鳥の擊つが如く、其勢の險なること千仞の谿に奔り赴くが如し

今國被レ患者。以二重幣一出聘。以二愛子一出質。以二地界一出割。得二天下助一卒。

今、國、患を被る者、重幣を以て出だし聘し、(一)愛子を以て出だし質とし、地界を以て出だし割きて、(二)天下の助を得るに、卒の名は十萬たれども、其實は數萬に過ぎざるのみ。(三)其兵の來る者、其將に謂つて、(四)「一人の下となること無かれ、先だち(五)

名爲二十萬一。其實不レ過二數萬一爾。其兵來者。無レ不下謂二其將一。曰中無レ爲二人下一先戰上。其實不レ可二得而戰一也。量二吾境内之民一。無レ伍莫二能正一矣。經二制十萬之衆一。而王必能使二之衣二吾衣一。食中吾食上。戰不レ勝。守不レ固者。非二吾民之罪一。内自致也。天下諸國助レ我戰。猶二良驥騄駬之駛。彼駑馬鬐興

て戰へよ。」と曰はざるはなし。其の實は、得て戰ふ可からざるなり。吾が境内の民を量るに、伍(六)なければ能く正しうする莫し。十萬の衆を經制して、王必ず能く之をして吾が衣を衣、吾が食を食はしむるも、戰ひて勝たず、守りて固からざるは、吾が民の罪に非ず、内(七)自ら致すなり。天下の諸國、我を助けて戰ふは、猶ほ良(八)驥騄駬の駛るに、彼(九)の駑馬の鬐を興して角逐するがごとし、何ぞ能く(一〇)吾が氣を紹がんや。吾、天下の用を用ひて(一一)用となし、吾、天下の制を制して制となし、吾が號令を修め、吾が刑賞(一二)を明かにし、天下をして農に非ずんば食を得る所なく、戰に非ずんば爵を得る所なからしめ、民をして臂(一三)を揚げて爭ひ出でゝ、農戰(一四)せしめば、天下に敵無からん。故に曰く、號を發し令を出して、信、國内に行はると。民、以て(一五)敵に勝つ可きありと言ふ者は、其空言を許すこと毋れ、必ず、其能く戰ふを試みよ。人の地を視て之を有ち、人の民(一六)を分ちて之を畜ふは、必ず能く内に其賢者あればなり。内に其賢あること能はずして、而も天下を有たんと

角逐。何能紹吾氣哉。吾用天下之用為用。吾制天下之制為制。修吾號令。明吾刑賞。使天下非農無所得食。非戰無所得爵。使民揚臂爭出農戰。而天下無敵矣。故曰。發號出令。信行國內。民言有可以勝敵者。毋許其空言。必試其能戰也。視人之地而有之。分人之民而畜之。必能內有其賢者也。不能內有其賢。而欲有天下。必覆軍殺將。如此雖戰勝。而國益弱。得地而國益貧。由國中之制弊矣。

欲せば、必ず軍を覆し將を殺さん。此の如くんば、戰勝つと雖も而も國益〻弱く、地を得るも而も國益〻貧しからん、國中の制弊るゝに由りてなり。(一七)

(一) さゝげ贈る (二) 隣國諸侯の助を得て己が患を免れんとするも、其援卒は方々の集まり勢にて節制なき故、十萬の卒も數萬の役にしか立たず (三) 來り助くる者 (四) 其君の將を戒むる詞に (五) 人に先だつて爭ひ戰を決せよ (六) 行伍の制 (七) 主君自ら制法を明かにせざるの罪也 (八) 皆良馬也。以て敵の我を攻むるの疾きに譬ふる也 (九) 諸侯我を助くるの緩なるに譬ふ。角逐はきそひおふの義 (一〇) 我が敵と戰ふ氣の後をつぎて我を助くるなし (一一) 天下の財用を用ひて我が用とし (一二) 賞罰 (一三) 奮起の狀を形容す (一四) 入つては農をなし出でては兵をなし兵農一致以て富國強兵を致す也 (一五) 我によく敵に勝つの術ありといふ者ありとも、其空言を實として許さず、其果して能く戰ふや否やを試みたる上にて用ひよ (一六) 敵國の地を得て之を有ち、敵國の人民を分け取りて愛撫し治める (一七) 是れと補ひ見よ

凡兵。有㆓以㆑道勝㆒。有㆓以㆑威勝㆒。有㆓以㆑力勝㆒。講㆑武料㆑敵。使㆘敵之氣失而師散㆖。雖㆓形全㆒。而不㆘爲㆓之用㆒。此道勝也。審㆓法制㆒。明㆓賞罰㆒。便㆓器用㆒。使㆓民有㆓必戰之心㆒。此威勝也。破㆑軍殺㆑將。乘㆑闉發㆑機。潰㆑衆奪㆑地。成㆑功乃返。此力勝也。王侯知㆘此所㆓以三勝㆒者㆖畢矣。

戰威第四(一)

凡そ兵は、道を以て勝つあり、威を以て勝つあり、力を以て勝つあり。武を講じ敵を料り、(二)敵の氣失うて師散じ、(三)形全しと雖も而も之が用を爲さゞらしむ、此れ道勝つなり。法制を審かにし、賞罰を明かにし、器用を便にし、民をして必戰の心あらしむ、此れ威勝つなり。軍を破り將を殺し、闉に乘じ(四)機を發し、衆を潰し地を奪ひ、功を成して乃ち返る、此れ力勝つなり。王侯、此の三勝する所以の者を知れば畢る(五)。

(一) 戰の上に威あるべき事を論ずる也 (二) 敵の虛實を料り (三) 「形」の字直解には「刑」に作る。全しは全備の意也 (四) 闉は城内の重門也。城門に乘入りて兵機を發し敵の衆卒を潰し敗り (五) 能事畢る、即ち軍法のこと此三勝に畢ると也

夫將之所二以戰一者民也。民之所二以戰一者氣也。氣實則鬭。氣奪則走。刑未レ加。兵未レ接。而所二以奪レ敵者五。一曰廟勝之論。二曰受命之論。三曰踰垠之論。四曰深溝高壘之論。五曰舉陳加刑之論。此五者。先料レ敵而後動。是以擊レ虛奪レ之也。善用レ兵者。能奪レ人而不レ奪二於人一。

夫れ、將の戰ふ所以の者は民(一)なり、民の戰ふ所以の者は氣なり。氣實(二)つれば則ち鬭ひ、氣奪はるれば則ち走る。(三)刑未だ加へず、兵未だ接へずして、而して敵を奪ふ所以の者五つ。一に曰く、廟勝(四)の論、二に曰く、受命(五)の論、三に曰く、踰垠(六)の論、四に曰く、深溝高壘(七)の論、五に曰く、舉陳加刑(八)の論。此五つの者、先づ敵を料りて而して後動(九)く。是を以て、虛を擊つて之を奪ふなり。善く兵を用ふる者は、能く人(一〇)を奪つて而して人に奪はれず。奪ふは心の機なり。令は衆の心を一にするなり。衆(一一)審かにせざれば、則ち數々變ず(一二)。數々變ずれば、則ち令出づと雖も、衆信ぜず。故に之を令するの法は、小過は更むること無く、小疑は中(一三)すること無し。故に上に疑令(一四)なければ、則ち衆、聽(一五)を二つにせず、動くに疑事なければ、則ち衆、志(一六)を二つにせず。未だ其心を信ぜずして而も能く其力を得る者は有らざるなり、未だ其力を得ずして而も能く其死戰を致す者は有らざるなり。故に國必ず禮信親愛の義あれば、則ち飢(一七)を以て飽に易ふ可く、國必ず孝慈廉恥の俗あ

奪者心之機也。令者一ニ衆心ー也。衆不レ審。則數變。數變。則令雖レ出衆不レ信矣。故令レ之之法。小過無レ更。小疑無レ中。故上無ニ疑令ー。則衆不レ二レ聽。動無ニ疑事ー。則衆不レ二レ志。未レ有下不レ信ニ其心ー而能得ニ其力ー者上也。未レ有下不レ得ニ其力ー而能致ニ其死戰ー者上也。故國必有ニ禮信親愛之義ー則可ニ以レ

れば、則ち死を以て生に易ふ可し。古は、民を率ゐるに、必ず禮信を先にして爵祿を後にし、廉恥を先にして刑罰を後にし、(一八)親愛を先にして其身を律するを後にす。故に戰は、必ず身を(一九)率ゐて以て衆士を勵ますに本づく、心の四肢を使ふが如きなり。志勵まさゞれば、則ち士節に死せず。士節に死せざれば、則ち衆戰はず。士を勵ますの道は、民の生、(二〇)厚くせざる可からざるなり。爵列の等、(二一)死喪の親、(二二)民の營む所、顯はさゞる可からざるなり。必ずや、(二三)民の生くる所に因りて之を制し、民の營む所に因りて之を顯はす。(二四)田祿の實、(二五)飲食の親、(二六)鄕里相勸め、死喪相救ひ、兵役相從ふ、此れ民の勵む所なり。(二七)什伍は親戚の如く、(二八)卒伯は朋友の如く、(二九)止まることは堵墻の如く、(三〇)動くことは風雨の如く、(三一)車は轍を結ばず、士(三二)は踵を旋さゞらしむ。此れ(三三)本戰の道なり。

(一) 民卽ち士卒が本也 (二) 氣が充實すれば (三) 敗走す (四) 孫氏に所謂廟算勝つ者也 (五) 將を立て命を授く (六) 江河を越え塹溝を渡るの義 (七) 守を固むるの義 (八) 行陣の嚴正 (九) 北論を擧げ行ふべし、是の如くなる

飢易ㇾ飽。國必有二孝慈廉恥之俗一。則可三以ㇾ死易ㇾ生。古者。率ㇾ民必先二禮信一。而後二爵祿一。先二廉恥一。而後二刑罰一。先二親愛一。而後ㇾ律二其身一。故戰者。必本三乎率ㇾ身以勵二衆士一。如三心之使二四肢一也。志不ㇾ勵。則士不ㇾ死ㇾ節。士不ㇾ死ㇾ節。則衆不ㇾ戰。勵ㇾ士之道。民之生不ㇾ可ㇾ不ㇾ厚也。爵列之等。死喪之親。民之所ㇾ營。不ㇾ可ㇾ不ㇾ顯也。必也因二民所ㇾ生而制ㇾ之。因二民所ㇾ營而顯ㇾ之。田祿之實。飲食之親。鄕里相勸。死喪相救。兵役相從。此民之所ㇾ勵也。使下什伍如二親戚一。卒伯如二朋友一。止如二堵墻一。動如二風雨一。車不ㇾ結ㇾ轍。士不ㇾ旋ㇾ踵。此本戰之道也。

時は敵の虛を擊つて其氣を奪ふ 〔二〇〕 人の氣 〔二一〕 人の氣を奪ふは吾が心の機謀也 〔二二〕 將が衆人の心を善に知らざれば萬事につけてしばしば變更す 〔二三〕 中止。一本「中」に作りカサヌと訓ず 〔二四〕 民心を疑はしむるが如き令 〔二五〕 一途に聽入れて疑ふ事なし 〔二六〕 二心を抱かず惑ふ事なし 〔二七〕 飢うるも敢て變へざる也 〔二八〕 死を先にして節をはげむと也 〔二九〕 先づ親愛を以て之を結び而して後法を用ひて其身を律す 〔三〇〕 上たる者自ら其身を率ゐ 〔三一〕 所謂利用厚生の道を講ずべしと也 〔三二〕 等は等差。親は親睦の義。それぞれ分限々々に應じて爵位班列を定め、又死後の喪にもそれぞれの制を立つるをいふ 〔三三〕 何事によらず民の謀り爲す所は之を顯章せざるべからず 〔三四〕 孟子に五畝の宅之を樹うるに桑を以てし云々とある類也 〔三五〕 所領の田地俸祿の收益也 〔三六〕 飲食集會の相親 〔三七〕 十人組五人組の人々をして親戚の相救ふが如くならしめ 〔三八〕 卒は伍の長。伯は什の長、其頭々は深く相親むと也 〔三九〕 持重して靜かなる形容 〔四〇〕 迅速なる形容 〔四一〕 進む事を務めて退く事を務めざるをいふ 〔四二〕 勝たん事を務めて北ぐるを務めず 〔四三〕 戰の根本とする道也

地所二以養ㇾ民也。城所二以守ㇾ

地は民を養ふ所以なり、城は地を守る所以なり、戰は城を守る所以なり。故に耕を務むる者は民饑ゑず、守を務むる者は地危からず、戰を務むる者は城圍

地也。戰所以守城也。故務耕者民不饑。務守者地不危。務戰者城不圍。三者先王之本務也。本務者兵最急。故先王專務於兵有五焉。委積不多則士不行。賞祿不厚則民不勸。武士不選則衆不強。器用不備則力不壯。刑賞不中則衆不畏。務此五者。靜能守其所

まれず、三つのものは先王の本務なり。本務は、兵最も急なり。故に先王、專ら兵に務むること五つあり。委積(一)多からざれば則ち士行かず、賞祿厚からざれば則ち民勸まず、武士選ばざれば則ち衆強からず、器用備はらざれば則ち力壯ならず、刑賞中らざれば則ち衆畏れず。此五つの者を務むれば、靜なるときは能く其の固(二)むる所を守り、動くときは能く其の欲する所を成す。夫れ居(三)を以て出を攻むるには、則ち居(四)は重からんことを欲し、陳は堅からんことを欲し、發(五)は畢へんことを欲し、鬭(六)は齊しからんことを欲す。王國(七)は民を富まし、霸國は士を富まし、僅に存するの國は大夫を富まし、亡國(八)は倉府を富ます。所謂上滿ちて下漏るるは、患、救ふ所なし。故に曰く、賢を擧げ能に任ずれば、時日(九)ならずして事利あり、法を明かにし令を審かにすれば、卜筮せずして吉を獲、功を貴び勞を養へば、禱祠せずして福を獲と。又曰く、天の時(一〇)は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずと。聖人の貴ぶ所は人事のみ。夫れ勤勞の師は、將必ず己(一一)を先に

固動能成其所欲。夫以居攻出。則居欲重。陳欲堅。發欲畢。鬭欲齊。王國富民。霸國富士。僅存之國富大夫。亡國富倉府。所謂上滿下漏。患無所救。故曰。舉賢任能。不時日而事利。明法審令不卜筮而獲吉。貴功養勞。不禱祠而得福。又曰。天時不如地利。地利不如人和。聖人所貴人事而已。夫勤勞之師。將必先己。暑不張蓋。寒不重衣。險必下步。軍井成而後飲。軍食熟而後飯。軍壘成而後舍。勞佚必以身同之。如此。師雖久而不老不弊。

す。暑にも蓋(一二)を張らず、寒にも衣を重ねず、險には必ず下り歩し(一三)、軍井成りて而して後飲み(一四)、軍食(一五)熟して而して後飯し、軍壘成りて而して後舍し、勞佚必ず身(一六)を以て之を同じうす。此の如くなれば、師久しと雖も而も老せず弊せず。

(一) 糧食の積聚 (二) 要害堅く備ふる所 (三) 居守を以て出師を攻むるの法は。直解には居攻出の上下に闕文誤字あらんといひ、一說に「攻」は「以」の誤かといへり (四) 守りは持重を要す (五) 兵を發するは力を併せて盡く出でん事を要す (六) 戰鬭には心を齊しうして進まん事を要す (七) 王者の國 (八) 今にも亡びんとする國は誅求苛斂して君の倉府を富ます (九) 陰陽の說によりて時日干支に頼らずとも (一〇) 孟子公孫丑下篇に出づ (一一) 己の身を以て先んじて卒勞す (一二) 傘也 (一三) 馬より下りて徒步す (一四) 三軍、井を堀り衆兵飮むに至つて始めて將も飮む (一五) 三軍、炊事既に熟して將始めて飯す (一六) 將其身を以て士卒と之を同じうす (一七) 老は士卒のつかれ苦しむをいひ、弊は器用のやぶれつひゆるにいふか。要するに疲弊の謂也

兵以靜勝。國以專勝。力分者弱。心疑者背。夫力弱。故進退不豪。縱敵不擒。將吏士卒。動靜一身。心既疑背。則計決而不動。動決而不禁。異口虛言。將無脩容。卒無常試。發攻必衄。是謂疾陵之兵。無足與鬪。將帥者

攻權第五

兵は靜なるを以て勝ち、國は專なるを以て勝つ。力分るゝ者は弱く、心疑ふ者は背く。夫れ力弱し、故に進退豪ならず、敵を縱して擒にせず。將吏士卒は、動靜一身なり。心既に疑ひ背けば、則ち計決して而も動かず、動くこと決して而も禁ぜず、異口虛言、將に修容無く、卒に常試無く、發して攻むれば必ず衄る。是れを疾陵の兵と謂ふ、與に鬪ふに足る無し。將帥は心なり、羣下は支節なり。其心動くに誠を以てすれば、則ち支節必ず力あり、其心動くに疑を以てすれば、則ち支節必ず背く。夫れ、將、心制せず、卒、節動せずんば、勝つと雖も、幸に勝つなり、攻權に非ざるなり。夫れ民に兩畏なき也。我を畏るれば敵を侮り、敵を畏るれば我を侮る。侮らるゝ者は敗れ、威を立つる者は勝つ。凡そ、將、其道を能くする者は、吏、其將を畏るゝなり。吏、其將を畏るゝ者は、

心也。群下者支節也。其心動以誠。則支節必力。其心動以疑。則支節必背。夫將不心制。卒不節動。雖勝幸勝也。非攻權也。夫民無兩畏也。畏我侮敵。畏敵侮我。見侮者敗。立威者勝。凡將能其道者。吏畏其將也。吏畏其將者。民畏其吏也。民畏其吏者。敵畏其民也。是故知勝敗之道者。必先知畏侮之權。夫不愛說其心者。不我用也。不威嚴其心者。不我擧也。愛在下順。威在上立。愛故不二。威故不犯。故善將者愛與威而已。

民、其吏を畏るゝなり。民、其吏を畏るゝ者は、敵、其民を畏るゝなり。是故に勝敗の道を知る者は、必ず先づ畏侮の權を知る。夫れ、（一七）其心を愛說せざる者は、我が用ならざるなり。（一八）其心を威嚴にせざる者は、我が擧ならざるなり。愛は下の順ふに在り、威は上の立つるに在り。愛するが故に二ならず、（一九）威あるが故に犯さず。（二〇）故に善將は愛と威とのみ。

（一）攻取權變の法を說く也　（二）安靜無譁　（三）專一無二　（四）衆兵の力を彼に分ち此に分つ　（五）力弱きの弊也　（六）上下の心　（七）上の計既に決しても下動かず、下の人動くこと決して而も上禁ずる能はず　（八）衆人口々に詞おかはる、卽ち力分るゝ也。虛言はうそをいふ、卽ち心疑ふ也　（九）修整の容　（一〇）常試の職、卽ち常にそれぞれの役に當て試みる也　（一一）變動して人を攻むれば　（一二）急疾人を凌ぐの義　（一三）肢節、手足節々　（一四）心を以て下を制せず　（一五）肢節となりて上に奉ぜずば　（一六）敵と我とを共に畏る　（一七）士卒の心を愛悅せざる者は士卒を我用とならしむる能はず　（一八）畏るれば服して我が爲めに擧止すと也　（一九）下二心ならずして順ふ　（二〇）下犯さずして上立つ

戰不二必勝一。不レ可二以言一レ戰。攻不二必拔一。不レ可二以言一レ攻。不レ然。刑賞不レ足レ信也。信在二期前一。事在二未兆一。故衆已聚不二虛散一。兵已出不二徒歸一。求レ敵若レ求二亡子一。擊レ敵若レ救二溺人一。分レ險者無二戰心一。挑レ戰者無二全氣一。鬪戰者無二勝兵一。凡挾レ義而戰者。貴二從レ我起一。爭二私結一レ怨。應レ不レ得レ已。怨結雖レ起。待レ

戰うて必ず勝たずんば、以て戰を言ふ可からず、攻めて必ず拔かずんば、以て攻むるを言ふ可からず。(一)然らざるは、刑賞信ずるに足らざればなり。(二)信は期の前に在り、事は未だ兆さゞるに在り。故に衆已に聚まりて、虛しく散ぜず、兵已に出でゝ、徒に歸らず。敵を求むることは(三)亡子を求むるが若く、敵を擊つことは(四)溺人を救ふが若し。(五)險を分つ者は戰心なく、(六)戰を挑む者は全氣なく、(七)鬪戰する者は勝兵なし。(八)凡そ、義を挾んで戰ふ者は、我より起すことを貴ぶ。私を爭ひ怨を結ぶは、(九)已むを得ざるに應ず。(一〇)怨結んで起すと雖も、之を待つて後るゝを貴ぶ。故に、(一一)爭はゞ必ず當に之を待つべし。(一二)息むときは必ず當に之に備ふべし。兵は、(一三)朝廷に勝つあり、(一四)原野に勝つあり、(一五)市井に勝つあり。(一六)鬪へば則ち得、服すれば則ち失ふ。幸にして以て敗れざるは、此れ不意に、彼れ驚懼し、(一七)而して曲げて之に勝つなり。曲げて勝つとは、(一八)全きに非ざるを言ふなり。全勝に非ざる者は(一九)權名なし。故に、明主は、戰攻の日、(二〇)鼓を合はせ、角を合はせ、節するに兵刃

之貴後。故爭必當待之。息必當備之。兵有勝於朝廷。有勝於原野。有勝於市井。鬪則得。服則失。幸以不敗。此不意。彼驚懼。而曲勝之也。曲勝言非全也。非全勝者無權名。故明主。戰攻之日。合鼓合角。節以兵刃。不求勝而勝也。

兵有去備徹威而勝者。以其有法故也。

を以てし、勝つことを求めずして勝つなり。

(一) 戰うて勝ち攻めて拔く能はざるは刑賞の信ならざるに由る (二) 信を立つるは期約に先だちて心に誠あるにあり、事を謀るは其未だ兆さゞる前に於てすべき也 (三) 逃亡の子 (四) 甚だ急速而して必ず成功を期して後已むと也 (五) 敵若し險岨要害をたのみとし守る時はこれ彼に戰ふの心なき也 (六) 若し來りて我に戰を挑む時は其氣全からず (七) 敵若し來りて鬪戰する時は、其の兵必ず勝たず (八) 有道を以て無道を擊つの域は人に先だつて我より起すべし (九) 人より仕向けられて已むを得ざる場合始めて之に應ず (一〇) 怨結んで兵を起すとも之を待ちて後るゝを貴ぶ、已れ首唱を爲す勿れ (一一) 私を以て爭はゞ (一二) 彼兵を止むるに及びても嘗に彼の我に乘ぜんに備ふべし (一三) 謀朝廷に定まりて敵自ら服す (一四) 兵を原野に出し戰つて後勝つ (一五) 兵深く侵入し市井に戰つて勝つ (一六) 此三勝の兵を以て人と鬪へば卽ち勝を得、人に服すれば卽ち勝を失ふの意か。其他諸說あれども何れも徹底せず (一七) 法を曲げて (一八) 僥倖の一勝にして全勝に非ず (一九) よく權變を知るとなすべからず (二〇) 左右前後の備、鼓の聲の全く合ふを聞きて進み、又角の音の全く合ふを聞きて退く、節制ありて亂れざるをいふ也

兵に、備を去り威を徹てゝ勝つ者あり。其の法あるを以てのゆゑなり、器用の蚤く定まるあればなり。其の敵に應ずるや周ねく、其の總べ率ゐるや極まれり。故

有器用之蚤定也。其應レ敵也周。其總率也極。故五人而伍。十人而什。百人而卒。千人而率。萬人而將。已周已極。其朝死則朝代。暮死則暮代。權レ敵審レ將。而後舉レ兵。故凡集レ兵。千里者旬日。百里者一日。必集二敵境一。卒聚將至。深入二其地一。錯二絕其道一。棲二其大城大邑一。使二之登レ

に五人にして伍、十人にして什、百人にして卒、千人にして率、萬人にして將あり、已に周ねく已に極まれり。其れ朝に(三)死すれば則ち朝に代らしめ、暮に死すれば則ち暮に代らしむ。敵を權り將を審かにして、而して後兵を舉ぐ。故に、凡そ兵を集むること、千里なる者は旬日、百里なる者は一日にして、必ず敵の境に集まる。卒聚まり將至りて、深く其地に入り、其道を錯絕し、其大城大邑に棲んで、之(四)をして城に登り危きに逼らしめ、(五)男女數重、各、(六)地形に逼りて要塞を攻め、一城邑に據りて而して(七)數道絕し、從つて之を攻む。敵の將帥信(八)ずること能はず、吏卒和(九)すること能はず、刑、(一〇)從はざる所の者あれば、則ち我之を敗る。敵の救未だ至らずして、一城已に降る。(一一)津梁未だ發せず、要塞未だ修めず、(一二)城險未だ設けず、渠答(一三)未だ張らざれば、則ち城ありと雖も守なし。遠堡(一四)未だ入らず、戍客未だ歸らざれば、則ち人ありと雖も人なし。六畜未だ聚まらず、五穀未だ收めず、財用未だ斂めざれば、則ち資ありと雖も資なし。夫れ城邑空虛にして資盡

城適レ危。男女數重。各適二地形一。而攻二要塞一。據二一城邑一。而數道絕。從而攻レ之。敵將帥不レ能レ信。吏卒不レ能レ和。刑有二所レ不レ從者一。則我敗レ之矣。敵救未レ至。而一城已降。津梁未レ發。要塞未レ修。城險未レ設。渠答未レ張。則雖レ有レ城無レ守矣。遠堡未レ入。戍客未レ歸。則雖レ有レ人無レ人矣。六畜未レ聚。五穀未レ收。財用未レ斂。則雖レ有レ資無レ資矣。夫城邑空虛而資盡者。我因二其虛一而攻レ之。法曰。獨出獨入。敵入不レ接レ刃而致レ之。此之謂也。

くる者は、我、其虚に因りて之を攻む。法に曰く、(一五)獨り出で獨り入り、敵人刃を接へずして之を致すと。此れの謂なり。

(一) 守備を去り威勢をすつ、蓋し備なきを示し、怯弱を示すの謂ならん (二) 周密にして遺漏なし (三) 各組々の長死すれば、即時にその替りを置くをいふ (四) 我衆兵をして敵の城に攻め登らせ危ふき所へ攻めやる (五) 白龍子の解に、敵の男女をとりかすめて我が用につかふ也といへり (六) 敵の地形の要害善き所に逼り、其要所とたのむ所を攻む (七) 四道にある道路を斷絶して我が士卒を死地に陷る (八) 恐懼して相信ずる能はず (九) 疑懼して相和する能はず (一〇) 之を齎ふるに刑を以てするも又從はざる者有り (一一) 關津橋梁、險阻を越ゆる時に用ふる物なり (一二) 城の塹溝樓櫓など依倚して險を爲す者をいふ (一三) 木螳螂・鐵蒺藜など道にまきすて置きて人の足に立ててなやます物 (一四) 遠方のとりでを守る兵未だ此城に入らず、邊鎭を戍る卒も未だ此城に歸らざれば (一五) 兵法に曰く、我は(四)の遮るものなくして獨り出で獨り入り、敵人刃を接ふる能はずして我よく之を致し服せしむと

凡守者。進不郭圉。退不亭障。以禦戰。非善者也。豪傑英俊。堅甲利兵。勁弩強矢。盡在郭中。乃收窖廩。毀折而入保。令客氣十百倍。而主之氣不半焉。敵攻者傷之甚也。然而世將弗能知。夫守者不失險者也。守法。

(一)守權第六

凡そ守る者、(二)進んで郭圉せず、退いて亭障せずして、以て禦ぎ戰ふは、(三)善なる者に非ざるなり。豪傑英俊、堅甲利兵、勁弩強矢、盡く郭中に在り、乃ち(四)窖廩を收め、(五)毀折して入りて保たば、(六)客氣をして十百倍して、而して主の氣をして半ばならざらしめ、敵攻めば、傷つくこと甚しからん。然り而して世將は知ること能はず。夫れ守る者は、(七)險を失はざる者なり。守りの法は、城一丈なれば、十人之を守る、(八)工食は與らず。(九)出づる者は守らず、守る者は出でず。一にして十に當り、十にして百に當り、百にして千に當り、千にして萬に當る。故に城郭を爲るものは、特に、民を費し土壤を聚むるのみに非ざるなり、誠に、守ることを爲すなり。(一〇)千丈の城は則ち萬人の守りなり。池深くして廣く、城堅くして厚く、士民備はり、薪食給り、弩堅く矢強く、矛戟之に稱ふは、此れ守りの法なり。

城一丈十人守之。工食不與焉。出者不守。守者不出。一面當十。十而當百。百而當千。千而當萬。故爲城郭者。非特費於民聚土壤也。誠爲守也。千丈之城。則萬人之守也。池深而廣。城堅而厚。士民備。薪食給。弩堅矢强。矛戟稱之。此守法也。攻者不下十餘萬之衆。其

攻むる者は、十餘萬の衆に下らず。其れ必ず救ふの軍ある者は、則ち必ず守るの城あり、必ず救ふの軍無き者は、則ち必ず守る(一一)の城無し。若し、彼の城堅くして、而して救誠あるときは、則ち愚夫蠢婦も、城を(一二)蔽ひ、資血を盡さゞる無く、城(一三)は朞年の城ならん。守ること攻むる者より餘り、救ふこと守る者より餘ればなり。若し彼の城堅くして、而も救誠あらざるときは、則ち愚夫蠢婦も、陴(一四)を守りて泣下らざるなけん。此れ人の常情也。遂に其窖廩(一五)を發して救撫するも、則ち亦止むること能はじ。必ず其豪傑英俊を鼓し、堅甲利兵、勁弩強矢(一六)、前に幷せ(一七)、幺麼毀瘠の者、後に幷せ、十萬の兵(一八)、城下に頓るれば、救(一九)必ず之を開き、守(二〇)り必ず之を出でん。出でゝ要塞に據り(二一)、但だ其後を救うて、其糧道を絶つこと無く(二二)、中外相應ず。此れ救うて而して之に(二三)誠あらざるを示す。之に誠あらざるを示すは、則ち敵を(二四)倒にして之を待つ者也。其壯を後にし、其老を前にせば、彼の敵前(二五)むこと無く、守り得て止まらざらん。此れ(二六)守權の謂也。

有ニ必救之軍一者。則有ニ必守之城。無ニ必救之軍一者。則無ニ必守之城。若彼城堅而救誠。則愚夫惷婦無レ不三蔽ニ城盡ニ資血一。城者朞年之城。守餘ニ於攻者一。救餘ニ於守者一。若彼城堅。而救不レ誠。則愚夫惷婦無レ不ニ守レ陴而泣下。此人之常情也。遂發ニ其窖廩一救撫。則亦不レ能レ止矣。必鼓ニ

(一) 城を守るの兵法也 (二) 直解の補の說に「遠ハ城郭邊園ニ據ラズ、近ハ郵亭障隧ヲ設ケズ」とあり。一說に、進む退くは立つにも居るにもの義。郭は外城也。園は牧園にて牛馬を養ふ所。亭障は斥候とす (三) 善く守る者に非ず (四) 窖は穴ぐら、民間の糧食を城中に收む (五) 城外の廬居を毀折して城に入りて保守す (六) 斯くすれば敵取らんとすれども取るべき物なく掠むべき粟米なき故、敵の客氣を十百倍ならしめ、而して我は固く守りて靜まりかへれば我が氣は敵の半ならしむとならん (七) 險阻の要害を失はずして能く之を守る (八) 工作炊事の卒 (九) 出でて戰ふ者は守らず、城を守る者は出で戰はず、其力の專なるを欲する也 (一〇) 千丈の城は之を守るに萬人を用ふ (一一) 外援なければ城守れず (一二) 城を扞蔽し。一に「城に蔽(カク)れ」又は「城に蔽はれ」と訓ず (一三) 城は之を守りて一周年を踰ゆべし (一四) 陴は城堞也。城の保つべからざるを憂ふるの謂なり (一五) くらの粟を出して (一六) 力を前に幷せしめ。卽ち前方にあはせ備へての意 (一七) 若弱又は老武者のいひがひなき者を後方にあはせ備へ (一八) 其城を圍む敵兵 (一九) 救ふ者必ず能く其圍を開き (二〇) 守る者必ず能く奮つて出で (二一) 救兵は進んで攻者を擊たず、只守者の後を救ひ、而して攻者の糧道を絕つ切れ、蓋し糧道を絕つ時は敵死力を決して急に城を攻むべければ也 (二二) 守る者と救ふ者と也 (二三) 偽りて敵に對し誠に救ふにはあらざるを示す也 (二四) 敵人を困倒して其誠に救ふか救はざるかに思ひ惑はしむる也 (二五) 攻者は侮りて擊たず、守者は必死を期して出で戰ふ。一說に、「彼の敵前無く」と訓じ、我は得て敵を禦ぐこと能はず、守者之を止むるを得すと解す (二六) 守城樵汲の說

其豪傑英俊。堅甲利兵。勁弩強矢。并於前。幺麼毀瘠者并於後。十萬之兵頓於城下。救必開之。守必出之。出據要塞。但救其後。無絕其糧道。中外相應。此救而示之不誠。示之不誠。則倒敵而待之者也。後其壯。前其老。彼敵無前。守不得而止矣。此守權之謂也。

威在於不變。惠在於因時。機在於應事。戰在於治氣。攻在於意表。守在於外飾。無過在於度數。無困在於豫備。愼在於畏小。智在於治大。除害在於敢斷。得衆在於下人。悔在於任疑。孽在於屠戮。偏在於多私。不

十二陵第七(一)

(二)威は變ぜざるに在り、(三)惠は時に因るに在り、機は事に應ずるに在り、戰は(四)氣を治むるに在り、攻むるは(五)意表に在り、守るは(六)外飾に在り、過なきは(七)度數に在り、困するなきは豫備に在り、愼は小を畏るゝに在り、智は大を治むるに在り、害を除くは(八)敢斷に在り、(九)衆を得るは人に下るに在り。(一〇)悔は疑に任ずるに在り、孽は(一一)屠戮に在り、偏は私多きに在り、不祥は己が過を聞くを惡むに在り、(一二)不度は民の財を竭すに在り、不明は(一三)閒を受くるに在り、(一四)不實は輕々しく發するに在り、固陋は賢を離るゝに在り、禍は利を好むに在り、害は小人を親むに在り、(一五)亡は守る所なきに在り、危は(一六)號令なきに在り。

(一) 十二事の要を擧げて敵國をしのぐべしとの說 (二) 威を立つるは常住にして輕易變動せざるに在り (三) 惠を施すは時に因て恩を布くに在り (四) 士卒の氣 (五) 敵の意表に出づる (六) 外面を飾り敵をして測り難からしむ

祥在ニ於惡ㇾ聞ニ己過一。不度在三於竭ニ民財一。不明在ニ於受ㇾ間。不實在ニ於輕發一。固陋在ニ於離ㇾ賢。禍在ニ於好ㇾ利。害在三於親ニ小人一。亡在ニ於無ㇾ所ㇾ守。危在三於無ニ號令一。

(七) 凡ての計數の精なるに在り　(八) 果決、果斷　(九) 以上所謂十二陵也　(一〇) 以下十二陵の反也、後悔は其臧否を疑ふ所あるものに任じて事をなさしむるに出る　(一一) 罪の眞僞輕重を問はず無暗にはふり殺すをいふ　(一二) 法度無きは　(一三) 離間の言を受け入る　(一四) 事、實を務めざるは輕々しく兵を發せざるにあり　(一五) 滅亡は國家の守備無きに在り　(一六) 軍中に主將の號令なし

(一)武議第八

凡兵。不ㇾ攻ニ無ㇾ過之城一。不ㇾ殺ニ無ㇾ罪之人一。夫殺ニ人之父兄一。利ニ人之貨財一。臣ニ妾人之子女一。此皆盜也。故兵者所下以誅ニ暴亂一禁中不義上也。兵之所ㇾ加者。農不ㇾ離ニ其田業一。賈不ㇾ離ニ其肆宅一。士大夫不ㇾ離ニ其官府一。由ニ其武議在ニ於一人一。

凡そ兵は、過なきの城を攻めず、罪なきの人を殺さず。夫れ人の父兄を殺し(二)、人の貨財を利し、人の子女を臣妾にするは、此れ皆盜也。故に兵は、暴亂を誅し、不義を禁ずる所以也。兵の加ふる所の者、農其田業を離れず、賈其肆宅(三)を離れず、士大夫其官府を離れず、其武議(四)一人に在るに由りてなり。故に、兵、刃に血ぬらずして天下親む(五)。萬乘は農戰し、千乘は救守し(六)、百乘は事養す(七)。農戰は外に(八)權を索めず、救守は(九)外に助を索めず、事養は外に資を索めず。夫れ(一〇)出でゝ戰ふに足らず、入りて守るに足らざる者は、之を治むるに市を以てす。市は戰守に給する所以也。萬乘(一一)、千乘の助なきも、必ず百乘(一二)の市有らん。

(一) 武を用ふるの道を論ず (二) 故なくして殺戮し (三) 市肆の宅。みせ (四) 一人は有罪の人を指す即ち一人の惡道を討つて不義を禁止する爲にて他に累を及ぼすなしと解する說と、一人は師を興すの一人を指す即ち一人議を上

故兵不レ血レ刃。而天下親焉。萬乘農戰、千乘救守、百乘事養。農戰不二外索一レ權、救守不二外索一レ助、事養不二外索一レ資。夫出不レ足レ戰。入不レ足レ守者。治レ之以レ市。市者所三以給二戰守一也。萬乘無二千乘之助一。必有二百乘之市一。

に定め、只不義を禁じて暴虐を爲さゞるによると解する說と二者並び行はる（五）萬乘大國の民は平素は農耕し事あれば出て戰ふ（六）守備を修整し（七）事を務め民を養ふ（八）權威自ら足りて外に索むる要なく（九）自ら備ありて外に助を索めず（一〇）出でて器械以て戰ふに足らず、入りて軍資以て守るに足らざる者は之れを治むるに市稅を以てし、收めて以て軍資に充つ（一一）若し萬乘（一二）市も亦以て貨を取りて百乘の用に供すべし

凡誅者所二以明一レ武也。殺二一人一而三軍震者、殺レ之。殺二一人一而萬人喜者、殺レ之。殺レ之貴レ大、賞レ之貴レ小。當レ殺而雖二貴重一。必殺レ之。是刑上究也。賞及二牛童馬

凡そ誅（一）は武を明かにする所以なり。一人を殺して三軍震るゝ者は、之を殺す、一人を殺して萬人喜ぶ者は、之を殺す。（二）之を殺すは大を貴び、之を賞するは小を貴ぶ。當に殺すべければ、貴重なりと雖も、必ず之を殺すは、是れ刑上に究まる（三）也。賞牛童馬圉（四）に及ぶは、是れ賞下に流るゝ（五）也。夫れ能く刑上に究まり、賞下に流るゝは、此れ將の武（六）也。故に人主は將を重んず。夫れ、將、鼓を提げ枹（七）を揮ひ、難に臨んで戰を決し、兵を接へ刃を角ふ。之を鼓して當れば（八）、則ち功を賞し名を立て。之を鼓して當らざれば、則ち身死し國亡ぶ。是れ存亡安危、應

圍一者。是賞下流也。夫能刑上究。賞下流。此將之武也。故人主重ㇾ將。夫將提ㇾ鼓揮ㇾ枹。臨ㇾ難決ㇾ戰。接ㇾ兵角ㇾ刃。鼓ㇾ之而當則賞ㇾ功立ㇾ名。鼓ㇾ之而不ㇾ當則身死國亡。是存亡安危應在ニ於枹端一。奈何無ㇾ重ㇾ將也。夫提ㇾ鼓揮ㇾ枹。接ㇾ兵角ㇾ刃。君以ニ武事一成ㇾ功者。臣以爲非ㇾ難也。古人曰。無ニ蒙衝一而攻。無ニ渠答一而守。是謂ニ無善之軍一。

ずること枹端に在り。奈何ぞ將を重んずることなからんや。夫れ、鼓を提げ枹を揮ひ、(九)兵を接へ刃を角ひ、(一〇)君武事を以て功を成すは、臣以爲へらく難きに非ざる也と。古人曰く、(一一)蒙衝なくして攻め、(一二)渠答なくして守る、是れを無善の軍と(一三)謂ふと。

(一) 士卒を誅伐するは威武を章明にせんとの義也 (二) 有罪を殺すは大人にも及ぶべく、功を賞するには小人までに及ぶことを貴ぶ (三) 上にまで究まり及ぶ (四) 馬を養ふ人 (五) 流れ布く也 (六) 威武也 (七) 鼓を擊つ槌 (八) 其擊ち方が當を得れば (九) 鼓の打方の當を得ると否とにあり (一〇) 人君 (一一) 攻むるに用ふる戰船 (一二) 渠答は鐵蒺藜にて防備の具、前にも出づ (一三) 攻むる事も守る事も不善なる軍

視無ㇾ見。聽無ㇾ聞。由ニ國無ㇾ市一也。夫市也者百貨之官也。市ㇾ賤賣ㇾ貴。以

(一)視るに見るなく、聽くに聞くなきは、國に市なきに由りて也。夫れ市とは百貨の官也、賤きを市ひ貴きを賣り、以て上人を限る。(二)人、粟一斗を食ひ、馬、菽三(三)斗を食ひて、人に飢ゑたる色あり、馬に瘠せたる形あるは何ぞや。(四)市出す所あり

限士人。人食粟一斗。馬食菽三斗。人有飢色。馬有瘠形何也。市有所出。而官無主。夫提天下之節制。而無百貨之官。無謂其能戰也。起兵直使甲冑生蟣蝨。必爲吾所效用也。鷙鳥逐雀。有襲人之懷。入人之室者。非出生也。後有憚也。太公望年七十。屠牛朝歌。賣食

て、而して官に主無ければなり。夫れ天下の節制を提げて、百貨の官なきは、其れ能く戰ふと謂ふなき也、兵を起して、直に(五)甲冑をして蟣蝨を生ぜしむるは、必ず吾が(六)效用する所となる也。鷙鳥、雀を逐ふに、人の(七)懷を襲ひ人の室に入る者あり。生を出づるに非ざる也、後に憚る(九)もの有れば也。太公望は年七十にして、牛を(八)朝歌に(一〇)居り、食を盟津に(一一)賣る。七十餘を過ぐれども主に聽かれず、人人、之を狂夫と謂へり。文王に遇ふに及んでは、則ち三萬の衆を提げて(一二)、一戰して天下定まる。武議に非ずんば、安んぞ能く此(一三)の合ふを得んや。故に曰く、良馬は策ありて、遠道(一四)致す可く、賢士は合ふありて、(一五)大道明かにす可しと。

(一) 市は百貨の聚まる所、他國の物を視、他國の風を聞くべし、故に斯くいふ　(二) 軍中の士人の費用を限節す　(三) まゆ　(四) 市の利は出づる所あれどもよき官人をつけてその市を主らせざる故也　(五) 久しく兵を外にさらすをいふ　(六) 我が用に立つ、即ち將の威を畏れて敢て力を盡さずんばあらずと也　(七) 雀が也　(八) 生地を出でてわざわざ死地に入る　(九) 即ち鷙鳥也　(一〇) 地名　(一一) 孟津也。地名　(一二) 武議に長ずるに非ずんば　(一三) 斯く、文王と會ふを得んや　(一四) むちを加ふれば　(一五) 人君に合ふありて治世の大道明かなるべし

盟津一。過二七十餘一。而主不レ聽。人人謂二之狂夫一也。及レ過二文王一。則提二三萬之衆一。一戰而天下定。非二武議一。安能得二此合一也。故曰良馬有レ策遠道可レ致。賢士有レ合大道可レ明。

武王伐レ紂。師渡二盟津一。右レ旄左レ鉞死士三百。戰士三萬。紂之陳億萬。飛廉惡來身先二戟斧一。陳開二百里一。武王不レ罷二士民一。兵不レ血レ刃而克レ商誅レ紂無二祥異一也。人事不レ修而然也。今世將考二孤虛一。占二咸池一。合二龜兆一。視二吉凶一。觀二

武王、紂を伐ち、師、盟津を渡る。(二)旄を右にし鉞を左にし、死士三百、戰士三萬なり。紂の陳は億萬なり、飛廉、惡來、身、戟斧に先んじ、陳、百里に開く。武王、士民を罷らせず、兵、(一)刃に血ぬらずして、商に克ち紂を誅せるは、祥異なき也、人事の修まると修まらざるとにして然りし也。今、世將、(三)孤虛を考へ、(四)咸池を占ひ、龜兆を合はせ、吉凶を視、星辰風雲の變を觀て、以て勝を成し功を立てんと欲す。臣以て難しと爲す。夫れ將は、上、天に制せられず、下、地に制せられず、中、人に制せられず。(八)故に兵は凶器也、(六)爭は逆德也、將は死官也、(七)故に已むを得ずして之を用ふ。上に天なく、下に地なく、後に主なく、前に敵なし。(十)一人の兵、狼の如く虎の如く、風の如く、雨の如く、雷の如く震の如く、(十一)冥冥として、天下皆驚く。

星辰風雲之變。欲以成勝立功。臣以爲難。夫將者。上不制於天。下不制於地。中不制於人。故兵者凶器也。爭者逆德也。將者死官也。故不得已而用之。無天於上。無地於下。無主於後。無敵於前。一人之兵。如狼如虎如風如雨如雷如霆震震冥冥天下皆驚。

(一)旄は犛牛の尾を竿につけたる一種の旗。鉞はまさかり　(二)紂が信任せる二將は自ら戟斧を取り先に進んで戰ひ、陣の場百里に展開する程の多勢也　(三)天より祥瑞奇異なることありて紂を誅せるにあらず　(四)日辰全からずとする者にて年。月。日。時。旬中の孤虛をいふ事武備志其他に見ゆ　(五)凶星の名　(六)天時の順逆　(七)地勢の險易　(八)人力の强弱　(九)必死の官。死を先にする者　(一〇)人主の命に制せられず　(一一)大將一人の率ゐる兵　(一二)震々は動くこと疾くして防ぐべからざるをいひ、冥々は謀計の祕密にして測り知るべからざるをいふ

勝兵似水。夫水至柔弱者也然所觸丘陵必爲之崩。無異也性專而觸誠也。今以莫邪之利。犀兕之堅。三軍之衆。有所奇正。則天下

勝兵は水に似たり。夫れ水は至つて柔弱なる者なり。然れども觸るゝ所は丘陵、必ず之が爲めに崩る。(一)異無きなり。性專にして觸るゝこと誠なればなり。今、(二)莫邪の利、(三)犀兕の堅、三軍の衆を以て、(四)奇正する所あれば、則ち天下其職に當る莫し。故に曰く、賢を擧げ能を用ふれば、(五)時日ならずして事利あり、法を明かにし令を審かにすれば、卜筮せずして吉を獲、功を貴び勞を養へば、禱祠せずして福を得と。又曰く、天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずと。

莫當其戰矣。故曰、擧賢用能。不時日而事利。明法審令。不卜筮而獲吉。貴功養勞。不禱祠而得福。又曰。天時不如地利。地利不如人和。古之聖人謹人事而已。吳起與秦戰。舍不平隴畝。樸樕蓋之。以蔽霜露。如此何也。不自高人故也。乞人之死。不索尊。竭人之力。不責禮。故古者介冑之士不拜。示人無己以煩也。夫煩人而欲乞其死竭其力。自古至今未嘗聞矣。

古の聖人は人事を謹むのみ。吳起、秦と戰ふとき、舍する(六)に隴畝を平かにせず、樸樕(七)もて之を蓋ひ、以て霜露を蔽ふ。此の如きは何ぞや。自ら人に高ぶらざるが故也。人の死を乞ふに、尊を索めず、人の力を竭すに、禮を責めず。故に、古は、介冑(八)の士は拜せず、人に己以て煩はす無きを示す(九)也。夫れ人を煩はして而して其死を乞ひ、其力を竭さんを欲するは、古より今に至るまで、未だ嘗て聞かず。

(一) 別段不思議なる事なし (二) 古への名劍の名 (三) 獸の名。其皮は堅くして甲とすべし (四) 或は奇或は正、變通自在に之を用ふれば (五) 時日の吉凶をトせずとも。この文言前にも見ゆ (六) 陣營を布くにも隴畝を切崩し平げる事なく (七) 役にも立たぬ小木を切つて陣小屋の上を蔽ふ (八) 人の死を致さんことを求むるには自己の尊を索むべからず (九) 衆人をして力を竭して職に勞せしめんには臣下の禮を責めず (一〇) 將自ら己の故を以て士を煩す無きを示すと也

將受レ命之日。忘二其家一。張レ軍宿レ野、忘二其親一。援レ枹而鼓、忘二其身一。吳起臨レ戰。左右進レ劍、起曰。將專主二旗鼓一爾。臨レ難決レ疑、揮レ兵指レ刃、此將事也。一劍之任。非二將事一也。三軍成レ行。一舍而後成二三舍一。三舍之餘。如レ決二川源一。望二敵在一レ前。因二其所一レ長而用レ之、敵白者堊レ之、赤者赭レ之、吳起與レ

將、命を受くるの日、其家を忘れ、軍を張り野に宿するときは其親を忘れ、枹を援りて鼓するときは其身を忘る。吳起戰に臨むとき、左右劍を進む。(一)起曰く、「將は、專ら(二)旗鼓を主るのみ。難に臨んで疑を決し、(三)兵を揮ひ刃を指すは、是れ將の事也。(四)一劍の任は將の事に非ざる也」と。三軍、(五)行を成すこと、(六)一舍にして而して後(七)三舍に成る。三舍の餘は、川源を決するが如し。敵、前に在るを望みては、(八)其の長ずる所に因りて之を用ふ。(九)敵白ければ之れを堊し、赤ければ之れを赭す。吳起秦と戰うて、未だ合はざるとき、一夫其の(一〇)勇に勝へず、前んで(一一)雙首を獲て還る。吳起立ちどころに之れを斬る。軍吏諫めて曰く、「此れ材士也、斬る可からず」と。起曰く、「(一二)材士なることは則ち是なり、吾が令に非ざる也」と。之れを斬る。

(一) すべての身内をいふ　(二) 旗以て指麾し、鼓以て操作す　(三) 衆卒の戰ふを指揮するをいふ　(四) 一人の敵に向ひて武功を爲すは　(五) 堂々の列をいふ　(六) 一日に一軍、三軍は三日にして出づ、一日一舍、三舍九十里にして始めて堂々と三軍を繰出すの列成ると也　(七) 三舍の餘の兵は川の源を決して水を流すやうに行列の序を繰り

秦戰。未レ合。一夫不レ勝ニ其勇一。前獲ニ雙首一而還。吳起立斬レ之。軍吏諫曰、此材士也。不レ可レ斬。起曰。材士則是也。非ニ吾令一也。斬レ之。

出すべし (一八) 敵の長とする所に因り之を利用す (一九) 敵が白きを用ふれば吾れ亦白土にて之を白くぬり飾り、敵赤を用ふれば、吾れ亦赤土にて赤くぬり飾る。以て其の旗物を混ぜんと欲する也 (二〇) 勇にはやりて (二一) 敵の首を二つ (二二) 成程材士たるには相違なけれども、彼の行ふ所は吾が號令に非ず、令を奉ぜざるの罪ある也

凡將理官也。萬物之主也。不レ私ニ於一人一。夫能無レ私ニ於一人一。故萬物至而制レ之。萬物至而命レ之。君子不レ救ニ囚於五步之外一。雖ニ鉤矢射一レ之弗レ追也。故善審ニ囚之情一者。不レ待ニ箠楚一。而囚之情可レ畢矣。笞ニ人之背一。灼ニ人之脅一。束ニ

(一)將理第九

凡そ將は理官(二)也、萬物の主也、一人に私せず。夫れ能く一人に私することなし。故に萬物至りて(三)之を制し、萬物至りて之に命ず。君子は囚を五步の外に救はず、鉤矢(五)之を射ると雖も、追はざる也。故に善く囚の情を審(四)かにすれば、箠楚を待たずして、囚の情畢す可し。人の背を笞ち、人の脅を灼き、人の指を束(六)ねて、囚の情を訊はゞ、國士と雖も、其酷に勝へずして自ら(七)誣ふるあらん。今、世の諺に曰く、「千金(八)は死せず、百金は刑せられず」と。試に臣の言を聽き、臣の術を行はゞ、堯舜の智ありと雖も、一言(九)を關すること能はず、萬金ありと雖も、一銖(一〇)をも用ふること能はじ。今夫れ獄を決するに、小圄(一一)は十數に下らず、中圄は百數に下らず、大圄は千數に下らず。十人(一二)は百人の事を聯ね、百人は千人の事を聯ね、千人は萬人の事を聯ぬ。之を聯ぬる所の者は、親戚兄弟也、

人之指。而訊二囚之情。雖二國士。有下不レ勝二其酷一而自誣上矣。今世諺云。千金不レ死。百金不レ刑。試聽二臣之言。行二臣之術。雖レ有二堯舜之智。不レ能レ關二一言。雖レ有二萬金。不レ能レ用二一銖。今夫決レ獄。小圄不レ下二十數。中圄不レ下二百數。大圄不レ下二千數。十人聯二百人之事。百人聯二千人之事。千人聯二萬人之事。所レ聯之者。親戚兄弟也。其次婚姻也。其次知識故人也。是農無レ不レ離二田業。賈無レ不レ離二肆宅。士大夫無レ不レ離二官府。如レ此關二聯良民。皆因之情也。兵法曰。十萬之師出。日費千金。今良民十萬。而聯二於囹圄。上不レ能レ省。臣以爲レ危也。

其次は婚姻也(一三)、其次は知識故人也(一四)。是れ農は田業を離れざる無く、賈は肆宅を離れざる無く、士大夫は官府を離れざる無し。此の如く、良民を關聯するは、皆囚の情也(一五)。兵法に曰く、十萬の師出づれば、日に千金を費すと。今良民十萬にして、囹圄に聯なれども、上、省すること能はず。臣以て危しと爲す也。

(一) 將たる者の理斷訟獄につきて言ふ (二) 事務を理斷するの官 (三) 萬事萬物大將の命の如く自由にし、それぞれ命を下して法を明かにす (四) 救ふに五歩とは離れず。即ち囚人に親近詳察して其情を得、以て救ふとの意ならん (五) 罪無き者ならば、嘗て鉤矢に射たる者にても其前事を追論せず (六) むち打ち責むる迄もなく囚の實情ことごとく明か也 (七) 無實の自白を爲す (八) 皆賄賂にて免るゝ也 (九) 公道を行ふには一言の關渉も出來ぬ筈也、智も施す所なし (一〇) 金も用ふる所なし (一一) 小さき牢屋にも入るゝ人數十數人に下らず (一二) 聯は連累也。十人が百人の事に關聯し、百人が千人の事に關聯し、千人が萬人の事に關聯す (一三) 姻戚をいふ (一四) 知人朋友 (一五) 妄りに良民を連累たらしむるは囚人の常情也

官者事之所レ主。爲レ治之本也。制者職分二四民一。治之分也。貴爵富祿必稱。尊卑之體也。好レ善罰レ惡。正二此法一。會二計民一之具也。均二井地一。節二賦斂一。取與之度也。程二工人一。備二器用一。匠工之功也。分レ地塞レ要。殄レ怪禁レ淫之事也。守レ法

原官第十(一)

(二)官は事の主とする所、治を爲すの本也。(三)制は職四民を分つ、治の分也。(四)貴爵富祿必ず稱ふは、尊卑の體也。善を好し惡を罰し、(五)此法を正すは、(六)民を會計するの具也。(七)井地を均しくし、賦斂を節するは(八)取與の度也。工人を(九)程し、器用を備ふるは、匠工の功也。(一〇)地を分ち要を塞ぐは怪を殄し淫を禁ずるの事也。(一一)法を守り斷を稽ふるは、臣下の節也。(一二)法を明かにし驗を稽ふるは、主上の操也。(一三)主守を明かにし、輕重を等しくするは、臣主の權也。(一四)賞賚を明かにし、誅責を嚴にするは、姦を止むるの術也。(一五)開塞を審かにし、一道を守るは、政を爲すの要也。(一六)下達し、上通するは、至聽の聽也。(一七)國の有無の數を知るは、其仂を用ふる也。彼の弱きを知るは、(一八)強の體也。彼の動を知るは、靜の決也。官、文武を分つは、惟れ(一九)王の二術也。(二〇)俎豆、(二一)制を同じうするは、天子の(二二)會也。遊說開諜、自りて入る無

稽斷。臣下之節也。明法稽驗。主上之操也。明主守。等輕重。臣主之權也。明賞賚。嚴誅責。止姦之術也。審開塞。守一道。爲政之要也。下達上通。至聰之聽也。知國有無之數。用其伤也。知彼弱者。強之體也。知彼動者。靜之決也。官分文武。惟王之二術也。爼豆同制。天子

きは、正議の術也。(二三)諸侯、天子の禮を謹むありて、(二四)民に佇とし世を繼ぐは、(二五)王の命を承くる也。號(二六)を更め常を易へ、王の明德に違ふ、故に禮以て伐つを得る也。(二七)官に事の治むるなく、上に(二八)慶賞なく、民に獄訟なく、國に(二九)商賈なし、何ぞ王の至れるや。(三〇)明かに擧けて上達するは、王の聽を重るゝに在り。

(一) 官たるの道を持原する也 (二) 官は百事を主どる所以にて治を爲すの根本也 (三) 官の制は四民を分ちてそれぞれ其職司とする所を定め、治の分屬する所以也 (四) 之を貴ぶに何を以てし、之を富ますに何を以てし、必ず其才術と相かなふは尊卑の體を分つ也 (五) 「比」を「比」に作る本あり、法に本條あるを比といひ、法の適用に關するをば比といふ (六) 商賈を較べ計る (七) 非地を均平にして以て民に耕を授く。非地は一井九百畝、八家皆百畝を私し、中百畝を公田とす、所謂井田の制也 (八) 民より取り民に與ふ (九) 程限を定む、日限を定めて其功を案ずる也 (一〇) 地を分つて守り、其要害を塞ぐは (一一) 國法を固守して疑義を稽考するは臣下たる者の役目也 (一二) 法度を係明して賞罰を考ふるは乃ち主上の操執する所也 (一三) 主どり守る所の職分を明らかにし、其輕重のつり合を等しくするは臣下と主君との共に謀り考ふる所也 (一四) たまもの。功ある者を爵かに賞賜するをいふ (一五) 下文兵數下に「國ヲ、地ノ分クルニ限ヲ以テシ、各其職ニ死シテ敢ク守ルヲ謂フ」と見ゆ。白虎子の解にはせまじき事を禁き、すべき事を開許する義とせり (一六) 下情上に達し、上情下に通ず (一七) 國家財貨の有無の數を知るは十分して其一分を用ふ、伤は什一也、什一の數を以て其有無を計算する也、要するに入るを量つて出づるを爲すの法也 (一八) 吾弱を示す故によく彼の弱を知り、吾靜なるが故に彼の動を知ると也、靜の決は靜を守るの果決なるをいふ

之命。遊説間諜無二自入一。正議之術也。諸侯有レ謹二天子之禮一。君レ民繼レ世。承二王之命一也。更レ號易レ常。違二王明德一。故禮得二以伐一也。官無二事治一。上無二慶賞一。民無二獄訟一。國無二商賈一。何王之至。明擧上達。在二王垂一レ聽也。

（一九）王者の政を爲すには文武の二術を用ふと也　（二〇）俎豆也、俎は牲體を載せ、豆は一膳を盛る、茲は諸侯を召して會合する時の盟誓をいふ　（二一）其等を違へず制度通りにする意　（二二）諸侯を會同する道　（二三）吾能く正大の議論の術を持するが故に其等の言も耳に入るなし　（二四）謹て守る　（二五）よく天子の命令を順承する也　（二六）國號を更改し、與常の度を移し易へ、天子の明德に違背す、故に禮に於て之を征伐するを得る也　（二七）人善に化して官に事の治むべきなし　（二八）賞せずして民勸むるが故に恩賞を下すべき事もなし　（二九）民皆農耕を務めて飢ゑず故に商賈の末に走らざる也。以上の如きは實に王道の究極と也　（三〇）明かに賢才を擧げて之を上に達す、王者の聽を垂るゝに在りと也

凡治人者何。曰非五穀無以充腹。非絲麻無以蓋形。故充腹有粒、蓋形有縷。夫在芸耨、妻在機杼、民無二事、則有儲蓄。夫無雕文刻鏤之事、女無繡飾纂組之作。木器液、金器腥。聖人飲於土、食於土。故埏埴以爲

（一）治本第十一

凡そ人を治むる者は何ぞ。曰く、五穀に非ざれば、以て腹に充つるなく、絲麻に非ざれば、以て（二）形を蓋ふなし。故に腹に充つるに（三）粒あり、形を蓋ふに（四）縷あり。（五）夫は芸耨に在り、妻は機杼に在り、民に二事なければ、則ち儲蓄あり。夫に（六）雕文刻鏤の事なく、女に繡飾（七）纂組の作なし。（八）木器は液あり、金器は腥し。聖人は（九）土に飲み、土に食ふ。故に（一〇）埏埴して以て器を爲る、天下に費なし。今や、（一一）金木の性は寒からざるに、而も繡飾を衣せ、馬牛の性は草を食ひ水を飲むに、而も菽粟を給す。是れ、治、其本を失ふなり、宜しく之が制を設くべし。春夏は、夫、（一二）南畝に出で、秋冬は、女、布帛を練れば、則ち民困まず。今、（一三）短褐形を蓋はず、糟糠腹に充たざるは、其治を失へば也。古は（一四）土に肥磽なく、人に勤惰なし。古人何ぞ得て、今人何ぞ失ふや。（一五）耕して畝を終へざるあり、織りて日に機を斷つあ

器。天下無ㇾ費。今也、金木之性不ㇾ寒。而衣ニ繍飾一。馬牛之性食ㇾ草飲ㇾ水。而給ニ菽粟一。是治失ニ其本一。而宜ㇾ設ニ之制一也。春夏夫出ニ於南畝一。秋冬女練ニ布帛一。則民不ㇾ困。今短褐不ㇾ蔽ㇾ形。糟糠不ㇾ充ㇾ腹。失ニ其治一也。古者土無ニ肥磽一。人無ニ勤惰一。古人何得。而今人何失耶。耕有ㇾ不ㇾ終ㇾ畝。織有ニ日斷ㇾ機。而奈ニ何饑寒。蓋古治之行。今治之止也。

り、而して饑寒を奈何せんや。蓋し古は治の行はれ、今は治の止まれる也。

(一) 治を爲すの根本を論ず　(二) 衣として形體を蔽ふ　(三) 五穀の粒　(四) 絲麻の績(イト)　(五) 夫は農耕を事とし、妻は紡織を事として他事に其工を分つなし　(六) 美しき彫刻ある器具を作りて農事を害する事なく　(七) 美しき飾ある衣類を作りて女工を害するなし、奇巧を貴ばざるをいふ　(八) 木器はやに杯の液出でうるはひ、金器はかな臭し　(九) 木器金器を用ひずして飲食皆瓦器を用ふる也　(一〇) 粘土をこねてうち固め　(一一) 金木の器をさまざまに飾り立つるをいふ也　(一二) 農耕に務むる也　(一三) 民飢寒に困しむをいふ　(一四) 土地のこえたる、やせたるの別なく皆相當の收穫あり、人に勉むる怠くるの別なく皆相應の働あり　(一五) 今人農耕機織に從ふと雖も而も其業半ばにしてなまけ怠り之を爲しとげざるあり、如何で饑寒至らざらん

夫謂ㇾ治者、使ニ民無ㇾ私也。民無ㇾ私、則天下爲ニ一家一。而無ニ私耕私織一。共寒ニ其寒一。共飢ニ

夫れ治と謂ふは、民をして私なからしむる也。民私なければ、則ち天下一家となりて、私に耕し私に織るなく、共に其寒を寒とし、共に其飢を飢とす。故に子十人ありて(一)一飯を加へず、子一人ありて一飯を損せざるが如し。焉んぞ喧呼し酒を酖んで以て善類(二)を敗るあらんや。民、相輕佻なれば、則ち欲心興り、爭

其飢。故如下有二子十人一不レ加二一飯一。有二子一人一不レ損二一飯一。焉有三嗚呼耽レ酒以敗二善類一乎。民相輕佻。則欲心興、爭奪之患起矣。横生二於一夫一。則民私飯有二儲食一。私用有二儲財一。民一犯レ禁。而拘以レ刑治。焉有二其爲二人上一也。善政執二其制一。使二民無一レ私。爲レ下不二敢私一。則無レ爲レ非者一矣。反レ本

奪の患起る。(三)横、一夫に生ずれば、則ち民、私に飯して儲食あり、私に用ひて儲財あり。民、一たび禁を犯して、而して拘へて刑を以て治む、(四)焉んぞ其の人の上たるに在らんや。善政は、(五)其制を執りて、民をして私なからしむ。下たるもの、敢て私せずば、則ち非を爲す者なからん。本に反り理に縁り、(六)一道に出でば、則ち欲心去り、爭奪止み、囹圄空しく、野充ち粟多く、民を安んじ遠きを懷け、外には天下の難なく、内には暴亂の事なからん、治の至り也。蒼蒼の天、其極を知る莫し。(七)帝王の君、誰をか法則とせん。往世は及ぶ可からず、來世は待つ可からず、(八)己に求むる者也。所謂天子とは四つ。一に曰く(九)神明、二に曰く(一〇)垂光、三に曰く(一一)洪叙、四に曰く(一二)無敵、此れ天子の事也。(一三)野物を犧牲となさず、雜學は通儒となさず。今、說く者曰く、『百里の海は(一四)一夫に飲ましむること能はず、三尺の泉は三軍の渇を止むるに足る』と。臣謂へらく、欲は(一五)度なきに生じ、邪は禁なきに生ず。(一六)太上は神化し、(一七)其次は物に因り、其下は民の時を奪ふなく、民の財を損する

緣レ理。出二乎一道一。則欲心去。爭奪止。囹圄空。野充粟多。安レ民懷レ遠。外無二天下之難一。內無二暴亂之事一。治之至也。蒼蒼之天。莫レ知二其極一。帝王之君。誰爲二法則一。往世不レ可レ及。來世不レ可レ待。求レ己者也。所謂天子者四焉。一曰神明。二曰垂光。三曰洪敘。四曰無敵。此天子之事也。野物不レ爲二犧牲一。雜學不レ爲二通儒一。今說者曰。百里之海。不レ能レ飲二一夫一。三尺之泉。足レ止二三軍渴一。臣謂欲生二於無一レ度。邪生二於無一レ禁。太上神化。其次因レ物。其下在下於無レ奪二民時一。無上レ損二民財一。夫禁必以レ武而成。賞必以レ文而成。

なきに在り。夫れ禁は必ず武を以て成り、賞は必ず文を以て成る。

(一) 子供の多少に拘らず凡て公に食して私食私備なしとならん　(二) 善人の類を害しそこなふ　(三) 橫逆、よこしま　(四) 刑を以て治むるは人君の道にあらずと也　(五) 其法制を執り行ひて　(六) 政をして一道に出でしめば　(七) 古より帝たり王たるの君　(八) 反りて其の己に在る者を求め以てよく治民の道を盡さんのみ　(九) 神妙昭明變化測る莫し　(一〇) 光華天下に垂るゝ　(一一) 人倫の敍を洪大にする也　(一二) 天下に敵なし　(一三) 野生の物は奇と雖も犧牲と爲して以て宗廟に献すべからず、雜駁の學は天下の通儒となして以て大政を任ずべからず　(一四) 一夫の喉のかわきをも止むる能はず　(一五) 節度なきより起る　(一六) 太上の君は無爲を以て治む　(一七) 民に因りて教へ勞せずして功を成す

戰權第十二(一)

兵法曰。千人而成權。萬人而成武。權先加人者、敵不力交。武先加人者。敵無威接。故兵貴先。勝於此、則勝彼矣、弗勝於此則弗勝彼矣。凡我往則彼來。彼來則我往。相爲勝敗。此戰之理然也。夫精誠在乎神明則戰

兵法に曰く、千人にして權(二)を成し、萬人にして武を成すと。權先づ人に加はるものは、敵、力もて交(三)らず、武先づ人に加はるものは、敵、威もて接すること無し。故に兵は先づ此(四)に勝つことを貴べば、則ち彼に勝つ、此に勝たざれば、則ち彼に勝たず。凡そ我往けば則ち彼來り、彼來れば則ち我往き、勝敗を相爲す。此れ戰の理然る也。夫れ精誠は神明に在り、戰權(五)は道の極まる所に在り。有る者(六)は之を無とし、無き者は之を有とす、安んぞ之を信ずる所あらん。先王(七)の、傳へ聞く所の者は、正(八)に任じ詐を去り、其慈順(九)を存し、決するに刑を留むること無し。故に道を知る者は、必ず先づ止(一〇)まるを知らざるの敗を圖る、惡んぞ必ず往いて功ありとするに在らんや。輕々しく進んで戰を求むれば、敵復た止むるを圖らん。我往いて敵勝を制するなり。故に兵法に曰く、求(一一)めて之に從ひ、見て之に加ふ

權在ニ乎道之所レ極。有者無レ之。無者有レ之。安所レ信レ之、先王之所ニ傳聞一者、任レ正去レ詐、存ニ其慈順一。決無レ留レ刑。故知レ道者。必先圖下不レ知レ止之敗上。惡在ニ乎必往有下功輕進而求レ戰者。敵レ復圖レ止我往而敵制レ勝矣故兵法曰。求而從レ之。見而加レ之。主人不ニ敢當一。而陵レ之。必喪ニ其權一。凡奪

と。(一二)主人敢て當らずして之を陵げば、必ず其權を喪ふ。凡そ、(一三)奪はるゝ者は氣なし、恐るゝ者は守る可からず、敗るゝ者は(一四)人無し、(一五)兵に道なき也。(一六)意往いて疑はざれば、則ち之に從ひ、(一七)敵を奪つて前むなからしむれば、則ち之に加ふ。(一八)明かに視て高く居れば、則ち之を威す、(一九)兵道極まれり。(二〇)其言謹むと無ければ偸失し、(二一)其陵犯節なければ破る。(二二)水の潰ゆるがごとく、雷の撃つがごとくなれば、三軍亂る。必ず其危きを安んじ其患を去るは、智を以て之を決す。之を高くするに(二三)廊廟の論を以てし、之を重くするに(二四)受命の論を以てし、之を鋭くするに(二五)踰垠の論を以てすれば、則ち敵國戰はずして服す可し。

(二) 戰陣權變の法をいふ也、千人は寡兵故に智を以てすとなるべし　(三) 我と接せず　(四) 此は我、彼は敵。先づ勝を我に利することを貴ぶ。一說「此」は權を成し武を決すを指す、卽ち刃を交ふるに先だちて威權を以て敵に勝つを貴ぶと也　(五) 戰陣權變の法は兵道の極致に在り　(六) 有る者は之に無きを示し、無きは有るを示す、敵我の必有必無を信ずる能はず、これ卽ち戰權也　(七) 先王の行事にして、臣之を傳聞に得る所の者は　(八) 正人を任用し姦詐を除去し　(九) 宥むべきものは慈順を存し、當に決すべき者は卽決して刑を留滯する事なし　(一〇) 進むを知り

者無レ氣。恐者不レ可レ守。敗者無レ人。兵無レ道也。意往而不レ疑。則從レ之。奪レ敵而無レ前。則加レ之。明視而高居。則威レ之。兵道極矣。其言無レ謹偷失。其陵犯無レ節破矣。水潰雷擊。三軍亂矣。必安ニ其危一去ニ其患一。以レ智決レ之。高レ之以ニ廊廟之論一。重レ之以ニ受命之論一。銳レ之以ニ踰垠之論一。則敵國可ニ不レ戰而服一。

て止まるを知らざれば敗る、良將よく之を圖り知る、往きさへすれば必ず功ありといふ謂にはあらずと也 （一一） 敵、我に戰はん事を求めて挑戰すれば、則ち之に從ひ、敵の乘ずべき虚を見て兵を加ふ （一二） 主人は我也。我が勢力敵て當る莫きに客たる者之を陵がんと欲すれば、必ず其權を喪失して振はず （一三） 士卒は氣を以て主と爲す、銳氣まづ人に奪はるればこれ氣なき也 （一四） 將に其人無き也 （一五） 此三つの者は兵を用ふるに道無き也 （一六） 士卒の意一致して前往して疑はざれば兵を以て從つて擊つべし （一七） 敵人の意を奪ひ敢て前む無からしむれば、我兵を進めて敵に加ふべし （一八） 明かに敵の情形を視、我が居る所の地高陽なれば、威敵に加はる （一九） 兵道の極致也 （二〇） 軍機漏れて其機を失ひ （二一） 軍法をしのぎおかして節制なき時は其軍破る （二二） 士卒の喧譁を論ふる也 （二三） 廟算必ず勝たん事を欲する也、以下三論は制談篇に出づ （二四） 委任必ず專ならん事を論ずる也 （二五） 深く敵境に入り功必ず其成るを欲する也

重刑令第十三(一)

夫將自二千人一以上。有二戰而北、守而降、離レ地逃レ衆、命曰二國賊一。身戮家殘。去二其籍一。發二其墳墓一。暴二其骨于市一。男女公二於官一。自二百人一以上。有二戰而北、守而降。離レ地逃レ衆命曰二軍賊一。身死家殘。男女公二於官一。使三民內畏二重刑一。則外輕レ敵。故先王明二制度於前一。重二威刑於後一。刑重則內畏。內畏則外堅矣。

夫れ將、(二)千人より以上にして、戰つて北げ、守りて降り、(三)地を離れ衆を逃るゝあるをば、命けて國賊と曰ふ。身戮せられ、家殘はれ、其籍を去り、其墳墓を發き、其骨を市に暴し、(四)男女は官に公す。百人より以上にして、戰つて北げ、守りて降り、地を離れ衆を逃るゝあるをば、命けて軍賊と曰ふ。身死し、家殘はれ、男女は官に公す。民をして、內、重刑を畏れしむれば、則ち外、敵を輕んず。故に先王、制度を前に明かにして、威刑を後に重くす。刑重ければ則ち內畏れ、內(五)畏るれば則ち外堅し。

(一) 刑罰律令を重くする也　(二) 千人以上に將たる者にして　(三) 戰地を離散し我が軍衆の中より逃亡す　(四) 其家族の男女を官に沒收して奴婢とす　(五) 內に對して畏るれば則ち外に對して堅固にして、敵北守降の事なし

軍中之制。五人爲伍。伍相保也。十人爲什。什相保也。五十人爲屬。屬相保也。百人爲閭。閭相保也。伍有干令犯禁者。揭之免於罪。知而弗揭。全伍有誅。什有干令犯禁者。揭之免於罪。知而弗揭。全什有誅。屬有干

(一)伍制令第十四

軍中の制、五人を伍となす、(二)伍相保する也。十人を什となす、什相保する也。五十人を屬となす、屬相保する也。百人を閭となす、閭相保する也。(三)伍に令を干し禁を犯す者ありて、之を揭ぐれば、罪を免る。知りて而も揭げざれば、(四)全伍誅あり。什に令を干し禁を犯す者ありて、之を揭ぐれば、罪を免る。知りて而も揭げざれば、全什誅あり。屬に令を干し禁を犯す者ありて、之を揭ぐれば、罪を免る。知りて而も揭げざれば、全屬誅あり。閭に令を干し禁を犯す者ありて、之を揭ぐれば、罪を免る、知りて而も揭げざれば、全閭誅あり。吏、什長より已上、左右の將に至るまで、上下皆相保する也。令を干し禁を犯す者ありて、之を揭ぐれば、罪を免る。知りて而も揭げざる者は、皆與に罪を同じくす。夫れ什伍相結び、上下相聯なりて、(五)得ざるの姦あること無く、揭げざるの罪あること無く、父、

令犯レ禁者一。揭レ之免二於罪一。知而弗レ揭。全屬有レ誅。閭有二干レ令犯レ禁者一。揭レ之免二於罪一。知而弗レ揭。全閭有レ誅。吏自二什長一已上。至二左右將一。上下皆相保也。有二干レ令犯レ禁者一。揭レ之免二於罪一。知而弗レ揭者。皆與同レ罪。夫什伍相結。上下相聯。無レ有二不レ得之姦一。無レ有二不レ揭之罪一。父不レ得三以私二其子一。兄不レ得三以私二其弟一。而況國人聚舍同食。烏能以干レ令相私者哉。

以て其子に私することを得ず、兄、以て其弟に私することを得ず、而るを況んや國(六)人の聚り舍し同じく食するもの、烏んぞ能く、以て令を干して相私する者あらんや。

㈠什伍を制するの法をいふ　㈡五人組が互に保持し萬事を相談してつとむる也　㈢五人組中の一人號令にそむき禁法を犯す者ある時其組中より之を官に告ぐれば其一人を罪するのみにて其伍は罪を免かる　㈣其伍全體に誅責の罪あり　㈤一罪一姦悉く官にわかりて之を容るゝ所なしと也　㈥組合ひて什伍を爲す者

中軍左右前後軍皆有分地。方之以行垣。而無通其交往。將有分地。帥有分地。伯有分地。皆營其溝洫。而明其塞令。使非百人無得通。非其百人而入者。伯誅之。伯不誅與之同罪。軍中縱橫之道。百有二十步而

分塞令第十五（一）

中軍、左右、前後の軍、皆分地あり。（二）之を方するに（三）行垣を以てして、其交往を通ずる無し。（四）將に分地あり、帥に分地あり、伯に分地あり、皆、其溝洫を營み（五）て、其塞令を明かにす。（六）百人に非ざるをして、通ずるを得る無からしむ。其百人に非ずして入る者は、伯、之を誅す。伯、誅せざれば、（七）之と罪を同じくす。軍中の縱横の道、百有二十步にして、一府柱を立つ。（八）人と地とを量り、柱道相望んで、行を禁じ道を淸くす。將吏の符節に非ざれば、通行することを得ず。（九）采薪芻牧の者、皆行伍を成す。行伍を成さゞる者は、通行することを得ず。（一〇）吏屬節なく、士伍なき者は、門に横たへて（一一）之を誅す。分を踰え地を犯す者は、之を誅す。故に、内に令を干し禁を犯すなければ、則ち外に獲ざるの姦なし。（一二）

（一）其地を分つて其處を塞ぎ、通ずるを得ざらしむるをいふ　（二）地を分つて分守するあり　（三）四方をやらいに

立二一府柱一量二人與レ地、柱道相望。禁レ行清レ道、非二將吏之符節一。不レ得二通行一。采薪芻牧者皆成二行伍一。不レ成二行伍一者。不レ得二通行一。吏屬無レ節。士無レ伍者。横レ門誅レ之。踰レ分犯レ地者誅レ之。故內無二干レ令犯レ禁。則外無二不レ獲之姦一。

て圍む 四 將は一軍の大將、帥は一旅の長、伯は百人の長 五 四方に溝を營みて以て相交往せざらしむるの命令を明かにす 六 その百人組以外の者をして 七 入る者也 八 しるしの柱 九 きこり草刈り 一〇 吏屬の人進止節なく 一一 軍門の外に横へて。一説「横門」と訓じ、官の名とす 一二 姦皆獲べき也

束伍之令曰。五人爲伍。共一符。收於將吏之所。亡伍而得伍當之。得伍而不亡有賞。亡伍不得伍身死家殘。亡長得長當之。得長不亡有賞。亡長不得長者身死家殘。復戰得首長除之。亡將得將當之。得將不亡

（一）束伍令第十六

束伍するの令に曰く、五人を伍となし、（二）一符を共にして、將吏の所に收む。（三）伍を亡うて而して伍を得るは、之に當る。（四）伍を得て而して亡はざるは、賞あり。伍を亡うて伍を得ざるは、身死し家殘なはる。（五）長を亡うて長を得るは、之に當る。長を得て亡はざるは、賞あり。長を亡うて、長を得ざるは、身死し家殘なはる。（六）復た戰うて、首長を得るは、之を除く。（七）將を亡うて將を得るは、之に當る。將を得て、亡はざるは、賞あり。將を亡うて、將を得ざるは、（八）地を離れ逋逃するの法に坐せらる。（九）戰誅の法に曰く、什長は十人を誅することを得、伯長は什長を誅することを得、千人の將は百人の長を誅することを得、萬人の將は千人の將を誅することを得、左右の將軍は萬人の將を誅することを得、大將軍は誅するを得ざること無し。

有レ賞。亡レ將不レ得レ將。坐ニ離レ地遁逃之法一。戰誅之法曰。什長得レ誅ニ十人一。伯長得レ誅ニ什長一。千人之將得レ誅ニ百人之長一。萬人之將得レ誅ニ千人之將一。左右將軍得レ誅ニ萬人之將一。大將軍無レ不レ得レ誅。

㊀ 行伍を約束するの令をいふ ㊁ 符籍也。名を記し、しるしをさせて將吏の所に收め置く也 ㊂ 若し人と戰ひて、已の一伍を失ひて敵の一伍を得れば功罪相當る ㊃ 人の伍を得て吾が伍を亡はざるは ㊄ 十人の長を什といひ、百人の長を伯といふ、是也 ㊅ 重ねて戰ひて敵の首長を得れば其罪を除く ㊆ 千人の將萬人の將也 ㊇ 其罪を同じうする也。地を離れ云々は前に見ゆ ㊈ 征戰の誅賞也

經卒者。以二經令一分レ之爲二三分一焉。左軍蒼旗。卒戴二蒼羽一。右軍白旗。卒戴二白羽一。中軍黃旗。卒戴二黃羽一。卒有二五章一。前一行蒼章。次二行赤章。次三行黃章。次四行白章。次五行黑章。次以二經卒一。亡レ章者有レ誅。前一五行置二章

經卒令第十七(一)

經卒は、經令(二)を以て之を分ちて三分となす。左軍は蒼旗(三)にして、卒は蒼羽を戴く。右軍は白旗にして、卒は白羽を戴く。中軍は黃旗にして、卒は黃羽を戴く。卒に五章あり、前の一行は蒼章、次の二行は赤章、次の三行は黃章、次の四行は白章(四)、次の五行は黑章なり。次づる(五)に經卒を以てす。章を亡ふ者は誅あり。前の一の五行は、章を首に置く。次の二の五行は、章を項(六)に置く。次の三の五行は、章を胸に置く。次の四の五行は、章を腹に置く。次の五の五行は、章を腰に置く。此の如くなれば、卒(七)、其吏に非ざる無く、吏、其卒に非ざる無し。非を見て而も詰らず、亂を見て而も禁ぜざるは、其罪(八)之の如し。鼓行して交へ鬭へば、則ち行に前だちて進むを、難(九)を犯すとなし、行に後れて退くを、衆(一〇)を辱むとなす。五行を踰えて前む者は賞あり、五行を踰えて後るゝ者は誅あり。進退

於首一。次二五行置二章於項一。次三五行置二章於脅一。次四五行置二章於腹一。次五五行置二章於腰一。如レ此卒無レ非二其吏一。吏無レ非二其卒一。見レ非而不レ詰一。見レ亂而不レ禁二其罪一如レ之。鼓行交鬭。則前行進爲レ犯レ難。後行退爲レ辱レ衆。踰二五行一而前者有レ賞。踰二五行一而後者有レ誅。所三以知二進退先後一。吏卒之功也。故曰。鼓レ之前如二雷霆一。動如二風雨一。莫三敢當二其前一。莫三敢躡二其後一。言レ有レ經也。

先後を知る所以は、吏卒の功也。故に曰く、之れに鼓して前むこと雷霆の如く、動くこと風雨の如く、(一一)敢て其前に當る莫く、敢て其後を躡む莫しと。經あるを言ふなり。

(一) 士卒を經理するの禁令をいふ (二) 士卒を經理する禁令 (三) あを色の旗を立て卒は青色の羽を戴く (四) 五色の章號 (五) 既に五章を備へ之に次席を立つるに經卒の令を以てす (六) 頸の後部 (七) 卒皆章によりて其所屬を知る故に、卒、己の長官に非ざる吏の部屬に混入する事なく、吏も亦己の部下に非ざる兵を引率する事なし (八) 士卒の非を禁ぜざる時は其將吏の罪、犯罪者に同じ (九) 其勇敢を賞する也 (一〇) 其怯弱を誅する也 (一一) 敵人敢て其前に抗するなく、其後を追ふなし

金鼓鈴旗。四者各有法。鼓之則進。重鼓則擊。金之則止。重金則退。鈴傳令也。旗麾之左則左。麾之右則右。奇兵則反是。一鼓一擊而左。一鼓一擊而右。一步一鼓步鼓也。十步一鼓趨鼓也。音不絶鶩鼓也。商將鼓

勒卒令第十八(一)

金鼓鈴旗、四者各法あり。之に鼓すれば則ち進み、重ねて鼓すれば則ち撃つ。(二)之に金すれば則ち止まり、重ねて金すれば則ち退く。鈴は令を傳ふる也。旗は、之を左に麾けば則ち左し、之を右に麾けば則ち右す。(三)奇兵は則ち是に反す。一鼓一撃して左し、一鼓一撃して右す。一歩一鼓は歩鼓也。(五)十歩一鼓は趨鼓也。(六)(四)音絶えざるは、(七)鶩鼓也。商は將の鼓也。(八)角は帥の鼓也。(九)小鼓は伯の鼓也。三鼓同じければ、則ち將帥伯其心一なり。奇兵は則ち是に反す。鼓、次を失ふ者は誅あり。(一〇)喧譁する者は誅あり。金鼓鈴旗を聽かずして動く者は誅あり。百人にして戰を教へ、(一一)教成りて之を千人に合はす。千人教成りて、之を萬人に合はす。萬人教成りて、之を三軍に會す。三軍の衆は、(一二)分あり合ありて、大戰の法を爲し、教成りて之を試みて以て閲す。(一三)(一四)方なるも亦勝ち、圓なるも亦勝ち、錯斜なる(一五)

也。角師鼓也。小鼓伯鼓也。三鼓同則將帥伯其心一也。奇兵則反是。鼓失次者有誅。讙譁者有誅。不聽金鼓鈴旗而動者有誅。百人而教戰。教成合之千人。千人教成。合之萬人。萬人教成會之於三軍。三軍之衆。有分有合。爲大戰之法。教成試之以閱。方亦勝。圓亦

も亦勝ち、險に臨むも亦勝つ。敵、山に在れば、緣りて(一六)之に從ひ、敵、淵に在れば、沒して(一七)之に從ふ。敵を求むること、亡子(一八)を求むるが如く、之に從つて疑ふこと無し。故に能く敵を敗りて其命(一九)を制す。夫れ、蚤く(二〇)決し先づ定む。若し計、先づ定めず、慮、蚤く決せざるときは、則ち進退定まらず、疑生じて必ず敗れん。故に、正兵(二一)は先を貴び、奇兵は後を貴ぶ。或は(二二)先にし或は後にするは、敵を制する者也。世將、法を知らざる者、命を(二三)專にして行ひ、先づ(二四)撃つて勇む、敗れざる者なき也。其の擧(二五)疑ありて而も疑はず、其往くこと信(二六)ありて而も信ぜず、(二七)其致すこと遲疾ありて而も遲疾せず、是の三つの者は戰の累也。

(一) 勒は馬のくつわ也。士卒を馭するの法令をいふ (二) 敵を擊つ (三) 奇兵は此約束に從はず (四) 鼓聲により て左右を分つをいふ (五) 通常の步調の鼓 (六) 疾走の鼓 (七) 馳逐して爭ひ擊つべしとの鼓 (八) 西方の金音 (九) 東方の木音 (一〇) しどろになりて次序を失ふ (一一) 軍中亂れさわがし (一二) 幾手にも分れて使ふ法と一手に集めて使ふ法と (一三) 天子閱兵す (一四) 方圓は陣形をいふ (一五) 地形をいふ。前に鋸齒も亦勝つと有るに同じ (一六) よぢ登りても (一七) 水中に沈みても (一八) 逃げ亡せたる愛子 (一九) 敵の生死の命を制す (二〇) 兵を用ふるは早決先定にあり (二一) 先づ正兵を用ひ後に奇兵を用ふ (二二) されど又奇兵も先にし、正兵も後にする

勝。錯斜亦勝。臨險亦勝。敵在山。緣而從之。敵在淵。沒而從之。求敵如求亡子。從之無疑。故能敗敵而制其命。夫蚤決先定若計不先定。慮不蚤決。則進退不定。疑生必敗。故正兵貴先。奇兵貴後。或先或後。制敵者也。世將不知法者。專命而行。先擊而勇。無不敗者也。其舉有疑而不疑。其往有信而不信。其致有遲疾。而不遲疾。是三者戰之累也。

あらば、以て敵を制する也 (二三) 專ら君命のみに託して行ひ人の善言を聽かず (二四) 勇を恃み、武勇を先にす (二五) 疑ふべき所 (二六) 信ずべき所 (二七) 其敵を致すに遲速すべき所

將軍受レ命。君必先謀二於廟一。行二令於廷一。君身以二斧鉞一授レ將曰。左右中軍皆有二分職一。若踰レ分而上請者死。軍無二二令一。二令者誅。留レ令者誅。失レ令者誅。將軍告曰。出二國門之外一。期二日中一。設二營表一。置二轅門一。期レ之如過レ時。則坐レ法。將軍入レ營。則閉レ門清レ道。有二敢行一者誅。有二敢高言一者誅。有二敢不一レ從レ令者誅。

將令第十九(一)

將軍の命を受くる、君必ず先づ廟に謀り、令を廷に行ふ。君身づから斧鉞を以て將に授けて曰く、「左右中軍、皆(二)分職あり。若し分を踰えて上請せん者は死せ。軍に二令なし。(三)二令する者は誅せよ。(四)令を留むる者は誅せよ。令を(五)失ふ者は誅せよ」と。將軍告げて曰く、「國門の外に出づるに、(六)日中を期し、(七)營表を設け、轅門に置く。之を期して如し時を過ぐれば、則ち法に坐す。將軍、營に入れば、則ち門を閉ぢ道を清くす。敢て行くある者は誅す。敢て(八)高く言ふある者は誅す。敢て令に從はざるある者は誅す」と。

(一) 大將の令を行ふに就て　(二) 分守の職　(三) 一定の令法を二樣にする者あらば　(四) 主君大將よりの命令を下に傳へざる者　(五) 忘失　(六) 日中を期して諸軍勢を軍門に集め寄す　(七) 營にあるしるしの柱　(八) 高聲喧嘩す

所謂踵軍者。去二大軍一百里。期二於會地一。爲二三日熟食一。前レ軍而行。爲二戰合之表一。合レ表乃起踵軍饗レ士。使レ爲二之戰勢一。是謂二趨戰一者也。興軍者前二踵軍一而行。合レ表乃起。去二大軍一一二倍其道一。去二踵軍一百里。期二於會地一。爲二六日熟食一。

踵軍令第二十(一)

所謂踵軍は、(二)大軍を去ること百里にして、會地に期す。三日の(三)熟食を爲り、軍に前だちて行き、(四)戰合の表を爲し、表を合はせて乃ち起つ。踵軍、(五)士を饗して、之が戰勢をなさしむ、是れ趨戰と謂ふ者也。興軍は踵軍に前だちて行き、表を合はせて乃ち起つ。大軍を去ること、其道を一倍す。(六)踵軍を去ること百里にして、會地に期す。六日の熟食を爲り、戰備を爲さしめ、卒を分つて要害に據る。戰つて利あれば則ち北ぐるを追ひ、兵を按じて之に趨く。(七)踵軍は還る者あるに遇へば之を誅す。所謂諸將の兵、(八)四奇の內に在る者は勝つ也。兵に什伍あり、分あり合あり、豫め之が職を爲し、要塞關梁を守りて、分つて之に居らしむ。(九)戰合うて表起る、即ち皆會する也。大軍は(一〇)計日の食を爲りて起つ、戰具及ばざる無き也。(一一)令行はれて起つ、令の如くならざる者は誅あり。(一二)凡そ分塞と

使ㇾ爲二戰備一。分ㇾ卒據二要害一。戰利則追ㇾ北按ㇾ兵而趨ㇾ之。踵軍遇ㇾ有二還者一誅ㇾ之。所ㇾ謂諸將之兵在二四奇之內一者勝也。兵有二什伍一。有ㇾ分有ㇾ合。豫爲二之職一。守二要塞關梁一。而分居ㇾ之。戰合表起。卽皆會也。大軍爲二計日之食一起。戰具無ㇾ不ㇾ及也。令行而起。不ㇾ如ㇾ令者有ㇾ誅。凡稱二分塞一者。四境之內。當二興軍踵軍既行一。則四境之民。無二得ㇾ行者一。奉二王之命一。授二持符節一。名爲二順職之吏一。非二順職之吏一而行者誅ㇾ之。戰合表起。順職之吏乃行。用以相參。故欲ㇾ戰先安ㇾ內也。

稱する者は、四境の內、興軍踵軍既に行くに當りては、則ち四境の民、行くを得る者なし。王の命を奉じ、符節を授持するを、名づけて順職の吏となす。順職の吏に非ずして行く者は、之を誅す。戰合ひ表起りて、順職の吏乃ち行き、用ひて以て相參す。(一三) 故に戰はんと欲すれば、先づ內を安んずる也。(一四)

(一) 踵は足のクビス也。踵軍とは後を繼ぐの軍也 (二) 大軍よりも先へ百里行きて會戰の地に大軍と合ふことを期す (三) 炊ぎたる兵糧 (四) 會地に於て敵と合戰すべき陣取のしるしを立て、踵軍の表と大軍の表と相合して然して後起ちて之に應ず (五) 羣飮して歡を爲し以て戰ふ勢を增す也 (六) 踵軍より一倍、卽ち興軍は大軍を去る二百里 (七) 興軍よりのがれ還る者あれば踵軍にてあらため誅す (八) 踵軍、興軍、大軍、分卒の四者全く備はるを四奇といふならん (九) いよ〳〵合戰に及んで、表により約束を違へずして諸軍皆會地に集る (一〇) 一日食ふ所の糧をよく計りてつくりあてがふ (一一) 大將の命行はるゝを聽いて起つ (一二) 士卒を分つて道を塞ぐ (一三) 軍務に參與す (一四) 我が境內を安靜に治む

兵敎上第二十一 (一)

兵之敎令。分レ營居レ陳。有二非レ令而進退者一。加二犯レ敎之罪一。前行者前行敎レ之。後行者後行敎レ之。左行者左行敎レ之。右行者右行敎レ之。敎擧二五人一。其甲首有レ賞。弗レ敎如二犯レ敎之罪一。羅レ地者自揭二其伍一。伍內互揭レ之免二其罪一。凡

兵の敎令、營を分ち陳に居るに、令に非ずして進退する者あれば、敎を犯すの罪を加ふ。(二)前行は前行之に敎へ、後行は後行之に敎へ、左行は左行之に敎へ、右行は右行之に敎ふ。(三)敎へ五人を擧ぐれば、其甲首(四)賞あり。敎へざれば、(五)敎を犯すの罪の如し。(六)地に羅なる者は、自ら其伍を揭ぐ。伍の內互に之を揭ぐれば、其罪を免る。凡そ、伍、陳に臨みて、若し一人も進んで敵に死せざるあれば、則ち敎ふる者、法を犯す者の罪の如し。凡そ什は(七)什を保す。若し一人を亡うて、而して九人盡く(八)敵に死せざれば、則ち敎ふる者、法を犯す者の罪の如し。什より以上、裨將に至るまで、法の若くせざる者あるときは、則ち敎ふる者、法を犯す者の罪の如し。

(一) 兵を敎ふるの法を言ふ (二) 行は列也。隊をいふ。先陣は先陣の長自ら己が組下を敎ふ。以下凡て此處に準じ

伍臨レ陣。若一人有レ不三進死二於敵一、則教者如二犯レ法者之罪一。凡什保レ什。若亡二一人一。而九人不三盡死二於敵一。則教者如二犯レ法之罪一。自レ什以上至二於裨將一。有二不レ若レ法者一。則教者如二犯レ法者之罪一。

解すべし ㊂ 五人一組を殘らず教へてよく法度に合へば ㊃ 各行の長 ㊄ 教を犯す者と其罪を同じうす ㊅ 直解に曰く「羅地一ニ託レ疾而伏二於地一ニ作ル、或ハ曰ク禁ヲ犯ス者也、其禁ヲ犯ス者有ラバ、當ニ自ラ其伍ヲ掲グレバ、卽チ其罪ヲ免カル」 ㊆ 自ら其什を保持す、十人組の十人互に相保持するなり ㊇ 死を決して其一人を救はざれば也

凡明二刑罰一。正二勸賞一。必在二乎兵教之法一。將異二其旗一。卒異二其章一。左軍章左肩。右軍章右肩。中軍章胸前。書二其章一曰、某甲某士。前後章各五行、尊章置二首

凡そ刑罰を明かにし、勸賞を正すは、必ず兵教の法に在り。(一)將は其旗を異にし、卒は其章を異にす。左軍の章は左肩、右軍の章は右肩、中軍の章は胸前。其章に書して曰く、某の甲某の士と。前後の章、各〻五行。(四)尊章は首上に置き、其次は差之を降す。伍長(二)其四人に教ふるに、(三)(五)板を以て鼓となし、瓦を以て金となし、竿を以て旗となす。鼓を撃つて進み、旗を低くすれば則ち趨り、金を撃つて退き、麾いて之を左にし、麾いて之を右にし、金鼓倶に撃つて而して坐(六)す。伍長教へ成つて、之を什長に合はせ、什長教へ成つて、之を卒長に合は

上。其次差降之。伍長敎其四人。以板爲鼓。以瓦爲金。以竿爲旗。擊鼓而進。低旗則趨。擊金而退。麾而左之。麾而右之。金鼓俱擊而坐。伍長敎成。合之什長。什長敎成。合之卒長。卒長敎成。合之伯長。伯長敎成。合之兵尉。兵尉敎成。合之裨將。裨將敎成。合之大將。大將

せ、卒長敎へ成つて、之を伯長に合はせ、伯長敎へ成つて、之を兵尉に合はせ、兵尉敎へ成つて、之を裨將に合はせ、裨將敎へ成つて、之を大將に合はせ、大將之を敎へて、(七)中野に陳し、大表を置くこと、三百歩にして一あり。既に陳して、表を去ること百歩にして(八)決し、百歩にして趨り、百歩にして(九)鶩す。戰を習つて、以て(一〇)其節を成し、之が賞罰をなす。尉吏よりして下、盡く旗あり。(一一)戰ひ勝ちて旗を得る者は、各〻其の得る所の爵を視て、以て賞勸の心を明かにす。戰ひて勝つは(一二)威を立つるに在り。威を立つるは力を戮するに在り。力を戮するは罰を正しうするに在り。罰を正しうするは賞を明かにする所以也。民をして國門の限(一三)を背にして、(一四)死生の分を決し、之に死を敎へて而も疑はざらしむる者は、以あるなり。守る者をして必ず固く、戰ふ者をして必ず鬪はしめ、姦謀作らず、姦民語らず、令行はれて變ずること無く、兵行きて猜ふこと無く、(一六)輕き者は霆の若く、(一七)敵に奮ふこと、驚かすが若し。(一八)功を擧げ德を別ちて、明かなること白黑の如く、

教レ之。陳二於中野一。置二大表一。三百步而一。既陳。去レ表百步而決。百步而趨。百步而鶩。習レ戰以成二其節一。爲二之賞罰一。自二尉吏一而下。盡有レ旗。戰勝得レ旗者。各視二其所レ得之爵一。以明二賞勸之心一。戰勝在二乎立レ威。立レ威在二乎戮レ力。戮レ力在二乎正レ罰。正レ罰者所二以明レ賞也。令下民背二國門之限一。決二死生之分一。教二之死一而不レ疑者。有レ以也。令下守者必固。戰者必鬪上。姦謀不レ作。姦民不レ語。令行無レ變。兵行無レ猜。輕者如レ霆。奮レ敵若レ驚。舉レ功別レ德。明如二白黑一。令三民從二上令一。如二四支應一レ心也。前軍絶レ行。亂レ陳破レ堅。如レ潰者。有レ以也。此之謂二兵教一。所下以開二封疆一。守二社稷一。除二患害一。成中武德上也。

民をして上の令に従はしむること、四肢の心に應ずるが如し。前軍、(一九)行を絶ち、陳を亂り、堅を破ること、潰ゆるが如き者は、(二〇)以あるなり。此れを之れ兵教と謂ふ。封疆を開き、社稷を守り、患害を除き、武德を成す所以也。

(一) 將每に各々其旗を異にす　(二) 甲首也。長をいふ　(三) 前後共に五行の章あり、一行は蒼章、二行は赤章、三行は黃章、四行は白章、五行は黑章。前に見ゆ　(四) 位の尊き人のしるしは首の上に置く、其次は次第に降す。前に首。項。胸。腹。腰とあるは是也　(五) 板を鼓と號して打ち鳴らす　(六) 驚坐す　(七) 中野は練兵を爲すべき大なる野也。一大表柱を置き而して之を三百步に立つ、卽ち三百步を以て練兵場となす也　(八) 決射し　(九) 馬相踐す　(一〇) 其節制を成就す　(一一) 敵の將を斃し其旗を得る者あれば、其旗の位に相當する爵を賞賜す　(一二) 軍の威勢　(一三) 國門をうしろにして出征し　(一四) こゝが死生の分れ目ぞと決し　(一五) 賞罰明かなるを以て也　(一六) 人馬の甲を帶びざるを輕兵といふ　(一七) 敵人を奮擊すること雷の震ひ驚かすが如く　(一八) 有功を擧げ有德を別ちて其明かなること白と黑との如し　(一九) 先陣が敵の行列を絶ち、陳を散亂させ、堅壘を破ること水の潰漏して止むべからざるが如し　(二〇) 常々よりの教令によると也

兵教下第二十二

臣聞。人君有必勝之道。故能并兼廣大。以一其制度。則威加天下。有十二焉。一曰連刑。謂同罪保伍也。二曰地禁。謂禁止行道。以絕外姦也。三曰全車。謂甲首相附。三五相同。以結其聯也。四曰開塞。謂分地以限。

臣聞く、人君必勝の道あり。故に能く(一)廣大を并兼して、以て其制度を一にすれば、則ち威天下に加ふること十二あり。一に曰く(二)連刑、同じく保伍を罪するを謂ふ也。二に曰く(三)地禁、行道を禁止して、以て外奸を絕するを謂ふ也。三に曰く(四)全車、甲首相附き、三五相同じくして、以て其聯を結ぶを謂ふ也。四に曰く(五)開塞、地を分ちて以て限り、各其職に死して堅く守るを謂ふ也。五に曰く(六)分限、左右相禁じ、前後相待ち、車を垣にして固めとなし、(七)以て逆へ、以て止まるを謂ふ也。六に曰く(八)號別、前列進むを務めて、以て(九)其後なる者を別ち、先登を爭うて次あらざることを得ざるを謂ふ也。七に曰く(一〇)五章、行列を彰明して、(一二)始卒亂れざるを謂ふ也。八に曰く(一一)全曲、曲折相從ひ、皆分部あるを謂ふ也。九に曰く(一三)金鼓、有功を興し、有德を致すを謂ふ也。十に曰く(一四)陳車、前矛を接連して、馬、其目を冒ふを

各死二其職一而堅守上也。五曰分限。謂下左右相禁。前後相待。垣レ車爲レ固。以逆以止上也。六曰號別。謂下前列務レ進。以別二其後者一。不レ得下爭二先登一不レ次也。七曰五章。謂下彰二明前列一。始卒不レ亂也。八曰全曲。謂下曲折相從。皆有中分部上也。九曰金鼓。謂下興二有功一致中有德上也。十曰陳車。謂下接二連前

謂ふ也。十一に曰く、死士(一五)、衆軍の中、材智ある者、戰車に乘り、前後縱横奇を出して敵を制するを謂ふ也。十二に曰く力卒(一六)、其全曲(一七)を經して、麾かざれば動かざるを謂ふ也。此の十二の者、教へ成りて、令を犯せば舍さず。兵弱きは(一八)能く之を強くし、主卑しきは(一九)能く之を尊くし、令弊すれば能く之を起し、民流すれば(二〇)能く之を親み、人衆きは能く之を始め、地大なるは能く之を守り、國車(二一)、闔より出でず、組甲、櫜より出でずして、而も威、天下を服す。兵に五致(二二)あり、將となりては家を忘れ、垠を踰えては親を忘れ、敵を指しては身を忘れ、死を必すれば則ち生き、勝つこと(二三)を急にするには下るを爲す。百人刃を被れば(二四)、行を陷れ陳を亂る。千人刃を被れば、敵を擒にし將を殺す。萬人刃を被れば、天下に横行す。

(一) 海内の廣大なるを兼ね併せて統治し　(二) まきぞへの刑。伍中一人罪を犯す時も他の者も同罪也。この事の詳細は前に見ゆ　(三) 營陣の禁制。往來を禁止して外よりの奸を捕へ内に入れぬやうにする也　(四) 車は「軍」の誤かといふ。軍々の長長相親附し、互に和同して其連聯を固く結ぶ　(五) 開くべきを開き塞ぐべきを塞ぐ、地を分つ

矛。馬冒其目也。十一曰死士。謂衆軍之中。有材智者。乘於戰車。前後縱橫。出奇制敵也。十二曰力卒。謂經其全曲。不應不動也。此十二者教成。犯令不舍。兵弱能強之。主卑能尊之。令弊能起之。民流能親之。人衆能治之。地大能守之。國車不出於閫。組甲不出於櫜。而威服天下矣。兵有五致。爲將忘家。踰垠忘親。指敵忘身。必死則生。急勝爲下。百人被刃。陷行亂陣。千人被刃。擒敵殺將。萬人被刃。橫行天下。

て以て界限を守り、各一命を捨て、其役をつとめ堅く守るをいふ　(六)　界限を分守す　(七)　以て敵をむかへ、以て我が營舍を安止す　(八)　號令別あり　(九)　後陣の者と差別を正しうす　(一〇)　前に出づ　(一一)　始終也。一說には「使卒不亂」の誤かといふ　(一二)　其部曲を全うす、行列の曲折往來相聯貫して之をして皆分部あらしむるを謂ふ　(一三)　金を擊てば止まり、鼓を打てば進む、約束を正しうして進退を指圖し、功ある者を擧げ用ひ、德ある者をあらはす　(一四)　陣車は小車也。陣車を設布し、矛を立て續けて絕えぬやうにし、車を引く軍馬は目を蔽ひて物を見て驚く事なからしむ　(一五)　敢死の士を選用す　(一六)　強勇にして力量ある士を選取す　(一七)　三軍部曲の全きを經理す。一に「經旗全曲」に作る、旌旗を經理し、其の部曲を全うすと也　(一八)　若し此くの如くなる時は也　(一九)　主の勢　(二〇)　流離するあれば　(二一)　國中の車、門閫より出でず、漆組の甲、衣嚢より出でずして　(二二)　致は我に在る者を以て委して彼に附すの義。極致の義と解するも亦通ず　(二三)　急に勝を取らんとすれば務めて謙卑を持す　(二四)　刃を冒せば

武王問太公望曰。吾欲少閒而極用人

武王、太公望に問うて曰く、「吾、(一)少閒にして人を用ふるの要を極めんことを欲す」と。望對へて曰く、(二)「賞は山の如く、罰は谿の如し。(三)太上は過なく、其の次

之要上。望對曰。賞如レ山。罰如レ谿。太上無レ過。其次補レ過。使三人無レ得二私語一。諸罰而請レ不レ罰者死。諸賞而請レ不レ賞者死。伐レ國必因二其變一。示レ之以レ財。以觀二其窮一。示レ之以レ弊。以觀二其病一。上乖下離。若レ此之類。是伐之因也。凡興レ師。必審二內外之權一。以計二其去一。兵有二備闕一。糧食有二餘不足一。校下

は過を補ふ。人をして私語することを得るなからしむ。(四)諸〻罰して、而して罰せざらんと請ふ者は死す。(五)諸〻賞して、而して賞せざらんと請ふ者は死す。(六)國を伐つは、必ず其變に因る。(七)之に示すに財を以てして以て其窮を觀、(八)之に示すに弊を以てして以て其病を觀る。(九)上乖き下離る、此の若きの類は、是れ伐つの因也。(一〇)凡そ師を興すは、必ず內外(一一)の權を審かにして、以て其去を計る。(一二)兵に備闕あり、糧食に餘ると足らざるとあり。(一三)出入する所の路を校りて、(一四)然る後、師を興し亂を伐てば、必ず能く之に入る。(一五)地大にして城小なる者は、必ず先づ其地を收む。(一六)城大にして地窄き者は、必ず先づ其城を攻む。地廣くして人寡き者は、則ち其阨を絶つ。(一七)地窄くして人衆き者は、則ち大堙を築きて以て之に臨む。(一八)其利を喪ふこと無く、(一九)其時を奪ふこと無く、(二〇)其政を寬にし、其業を夷にし、(二一)其弊を救へば、(二二)則ち以て天下に施すに足れり。今、戰國相攻むるは、大にして有德を伐つ。(二三)伍よりして兩、(二四)兩よりして師、(二五)其令を一にせず、率ね民の心をして定まらざらしめ、(二六)

所出入之路。然後興師伐亂。必能入之。地大而城小者。必先收其地。城大而地窄者。必先攻其城。地廣而人寡者。則絕其阨。地窄而人衆者。則築大堙以臨之。無失其利。無奪其時。寬其政。夷其業。救其弊。則足以施天下。今戰國相攻。大伐有德。自伍而兩。自兩而師。

徒に驕侈を尚んで、患を謀り訟を辨じ、吏、其事を究む、累ひ且つ敗るゝ也。日暮れて路遠く、還つて挫氣ありて、師老れ、將貪り、爭ひ掠むるは、敗れ易し。(二七)凡そ、將輕く、(二八)壘卑く、(二九)衆動くは、攻む可き也。將重く、壘高く、衆懼るゝは、(三〇)圍む可き也。凡そ圍むには、必ず其小利を開く。(三一)漸く衰弱ならしむれば、則ち(三二)節吝して食せざる者あり。(三三)衆、夜撃つは、驚く也。(三四)衆、事を避くるは、離るゝ也。(三五)人の救を待ち、戰ふことを期して而も蹙るは、(三六)皆、心失して而して氣を傷る也。氣を傷れば軍を敗り、謀を曲ぐれば國を敗る。

(一) 時の小暇に乘じて (二) 山の如しとは其移易すべからざるをいひ、淵の如しとは其過止すべからざるをいふ、(三) 太上の人は自ら謙讓なし (四) 下として上の事をさゝやきそしり評判するをいふ、要するに信賞必罰の意也 (五) 有罪を罰して (六) 有功を賞して (七) 過ありて察すべきに因る (八) 財寶を遣て其國の備せざる所を試るかを知る (九) 敵國のつひえにある事をし損けてその困窮と否とを視る。弊を補ひする如く見せ掛けて之を救するも亦通ずべきか (一〇) 上に在る者專強し、下に在る者離散せば、此れ其國を伐つの因也 (一一) 內にして已、外にして敵、其二つの備を審かに察す (一二) 兵氣を消耗す (一三) 備はらさる間ひたると (一四) 路の遠近險易 (一五) 其國へ攻め掠む、さすれば城に攻まずして自然と降るべしと也 (一六) こゝ隘路を斷絶すべし、敵の守る者少なければ必

不ㇾ一二其令一。率俾二民心不一ㇾ定。徒尚二驕侈一。謀ㇾ患辨ㇾ訟。吏究二其事一。累且敗也。日暮路遠。還有二挫氣一。師老將貪。爭掠易ㇾ敗。凡將輕。壘卑。衆動。可ㇾ攻也。將重。壘高。衆懼。可ㇾ圍也。凡圍必開二其小利一。使二漸夷弱一。則節吝有二不ㇾ食者一矣。衆夜擊者驚也。衆避ㇾ事者離也。待二人之救一。期ㇾ戰而蹙。皆心失而傷ㇾ氣也。傷ㇾ氣敗ㇾ軍。曲ㇾ謀敗ㇾ國。

ず險を阻して守るべければ也　(一八) 孫子に見ゆ。土を高く築き上げ高きに居て敵に臨むべし　(一九) 其便利の處を喪失するなく　(二〇) 農務の時　(二一) それ〴〵の生業を平らかにやらせ　(二二) 困弊　(二三) 己が勢の強大なを恃みて　(二四) 五伍を兩とす　(二五) 五旅を師とす　(二六) 專一ならずして折々變改す　(二七) 此の如きは只軍務に累あるのみならず敗北の因となる　(二八) 「挫」一に剉に作る。剉衄の氣也　(二九) かろ〴〵しく　(三〇) おそれ愼みて堅固なるは　(三一) 一方を闕きて生路を示し敵を必死にせざる也　(三二) 其勢陵夷寡弱卽ち兵糧も盡きて段々と弱くなるをいふ　(三三) 困乏によりて軍需を惜みひかへ　(三四) 士衆、夜自ら相擊つは驚起しておそるゝ也　(三五) 務を避けて役に服せざるは上下の心離るゝ也　(三六) 萎縮して振はず

兵者凶器也。爭者逆德也。事必有レ本。故王者伐二暴亂一本二仁義一焉。戰國則以立レ威抗レ敵相圖。而不レ能レ廢レ兵也。兵者以レ武爲レ植、以レ文爲レ種。武爲レ表、文爲レ裏。能審二此二者一、知二勝敗一矣。文所三以視二利害一辨二安危一、武所下以犯二強敵一、

（一）兵令上第二十三

兵は凶器也、爭は逆德也。事、必ず本あり、故に王者は、暴亂を伐つに仁義を本とす。（二）戰國は則ち威を立て敵に抗するを以て相圖りて、兵を廢すること能はざる也。兵は（三）武を以て植となし、文を以て種となす。武は表たり、文は裏たり。能く此二者を審かにすれば、勝敗を知る。文は利害を視、安危を辨ずる所以、武は強敵を犯し、攻守を力むる所以也、（四）專一なれば則ち勝ち、離散すれば則ち敗る。陣は以て密なれば則ち固く、（五）鋒は以て疏なれば則ち達す。卒、將を畏るゝこと敵よりも甚しきものは勝ち、卒、敵を畏るゝこと將よりも甚しきものは敗る。勝敗を知る所以の者は、（六）將を敵に稱る也。敵と將とは、猶ほ權衡（七）のごとし。（八）安靜なれば則ち治まり、暴疾なれば則ち亂る。卒を出し兵を陣ぬるに、常令あり（九）。行伍の疏數、常法あり（十）。先後の次（十一）、宜しきに適ふあり。常令は、北ぐるを追ひ邑

力攻守也。專一則勝。離散則敗。陣以密則固。鋒以疏則達。卒畏將甚於敵者勝。卒畏敵甚於將者敗。所以知勝敗者。稱將於敵也。敵與將猶權衡焉。安靜則治。暴疾則亂。出卒陳兵有常令。行伍疏數。有常法。先後之次。有適宜。常令者非追北襲邑攸用也。前後不次

を襲ふのみに用ふる攸に非ざる也。前後次あらざれば、則ち失ふ也。前後を亂るは之を斬る。常陣(一三)は皆敵に向ふ。內向あり、外向あり、立陣(一二)あり、坐陣あり、夫れ內向は中を顧みる所以也。外向は外に備ふる所以也。立陣は行く所以也。坐陣は止まる所以也。立坐(一四)の陣相參へて進止す、將其中(一五)に在り。坐の兵は劍斧(一六)、立の兵は戟弩、將亦中に居る。善く敵を御する者は、正兵先づ合うて、而して後之(一七)を扼す、此れ必勝の道なり。之が斧鉞を陳ね、之が旗章を飾り、功あるは必ず賞し、令を犯すは必ず死す。存亡死生(一八)、枹の端に在り。天下(一九)に兵を善くする者ありと雖も、能く此れを禦ぐ莫けん。矢射未だ交はらず、長刃未だ接せざるに、前譟(二〇)ぐ者は、之を虛と謂ひ、後譟(二一)ぐ者は、之を實と謂ひ、譟がざる者は、之を祕(二二)と謂ふ。虛實祕(二三)は兵の體也。

㊀ 兵を用ふるの令禁を言ふ　㊁ 仁義を本とせざるをいふ　㊂ 農事に喩ふる也。種なければ植うる事能はず、種ありとも植ゑざれば生ぜず、文武相待つて始めて兵事全し　㊃ 衆兵の心が也　㊄ 鋒刃の疎なるは働を自在に

則失也。亂前後頓之。常陳皆向敵。有內向、有外向、有立陳、有坐陳。夫內向所以顧中也、外向所以備外也。立陳所以行也。坐陣所以止也、立坐之陣相參進止、將在其中。坐之兵劍斧、立之兵戟弩、將亦居中。善御敵者。正兵先合、而後扼之、此必勝之道也。陣之斧鉞、飾之旗章。有功必賞。犯令必死。存亡死生在枹之端。雖天下有善兵者。莫能禦此矣。矢射未交、長刃未接、前譟者謂之虛。後譟者謂之實。不譟者謂之祕。虛實祕者兵之體也。

て進退共に利ある也（六）我將と敵とをくらべて見て卒がどちらを畏るゝかをはかる（七）敵の方が重ければ將の方が輕く、將の方が重ければ敵の方輕しと也（八）大將の心安靜なれば士卒治まる（九）一定の令（一〇）疎密にも一定の法あり（一一）先陣後陣の次第（一二）失敗す（一三）陣を布くの常法（一四）立陣と坐陣と相まじへて互に進行し互に坐止す（一五）之を統べ主る也（一六）劍と斧とを用ふ（一七）奇兵を以て之を扼絶す（一八）枹は鼓を打つ木。將の一鼓の內に國の存亡も兵の死生も係り存すと也（一九）若し能く此の如くならば也（二〇）前陣呼噪するは氣の虛なる也（二一）氣の實なる故に後陣呼噪して進まんと欲する也（二二）虛實を祕して外に洩さず（二三）兵を用ふるの大體此三者に出でずと也

諸去二大軍一爲二前禦之備一者。邊縣列侯、各相去三五里。聞二大軍一爲二前禦之備一。戰則皆禁レ行、所二以安一レ内也。內卒出戍、令三將吏授二旗鼓戈甲一。發日後二將吏一及レ出二縣封界一者、以坐二後レ戍。法。兵戍レ邊一歲、遂亡不レ候レ代者、法比レ亡レ

兵令下第二十四

(一)諸々大軍を去りて前禦の備を爲す者は、邊縣の列侯、各々相去ること三五里。(二)大軍を聞きて前禦の備を爲し、戰へば則ち(三)皆行を禁ず、內を安んずる所以也。內卒(四)出で戍るに、將吏をして旗鼓戈甲を授けしむ。發する日、將吏に後れて、縣の封界を出づるに及ぶ者は、以て戍に後るゝの法に坐す。兵の邊に戍するは一歲、(五)遂に亡げて代りを候たざる者は、法、軍を亡するに比す。父母妻子(六)之を知れば、與に罪を同じくす。知らざれば之を赦す。卒、將吏に後れて大將の所に至ること一日なるは、父母妻子、盡く罪を同じくす。卒、逃ぐ歸りて家に至りて一日なるに、父母妻子、捕執せず、及び言はざるは、亦、罪を同じくす。諸々戰うて其將吏を亡ぐる者、及び將吏、卒を棄てゝ獨り北ぐる者は、盡く之を斬る。(七)前吏、其卒を棄てゝ北げ、(八)後吏、能く之を斬りて其卒を(九)奪ふ者は賞す。(一〇)軍に功なき者は、

軍。父母妻子知レ之、與同レ罪。弗レ知赦レ之。卒後二將吏一而至二大將所一一日。父母妻子盡同レ罪。卒逃歸至レ家一日。父母妻子弗二捕執一。及不レ言。亦同レ罪。諸戰而亡二其將吏一者。及將吏棄レ卒獨北者。盡斬レ之。前吏棄二其卒一而北。後吏能斬レ之而奪二其卒一者賞。軍無レ功者。戍三歲。三軍大戰。若大將死。而從吏五百人以上。不レ能レ死レ敵者斬。大將左右近卒。在二陣中一者。皆斬。餘士卒。有二軍功一者奪二一級一。無二軍功一者戍三歲。戰亡二伍人一。及伍人戰死。不レ得二其屍一。同伍盡奪二其功一。得二其屍一罪皆赦。

戍ること三歳。三軍大に戰ひ、若し大將死して、而して從吏五百人以上、敵に死することを能はざる者は斬り、大將の左右近卒、陳中に在る者、皆斬る。餘の士卒、軍功ある者は、一級(一一)を奪ふ。軍功なき者は、戍ること三歲。戰つて伍の人を亡ひ(一二)、及び伍の人戰死して、其屍を得ざれば、同伍盡く其功を奪ふ。其屍を得れば、罪あるも皆赦す。

(一) 大軍は戰を爲す主國につきていひ、邊縣の列侯はそれに附屬又は合體せる小國をいふ (二) 大軍の至るを聞きて (三) 人の往行 (四) 出でて邊を戍るに (五) 交代期たる一年をも持ちこたへず代りを待たずして逃亡する者は兵陣にて亡げたるに比して罰す (六) 逃亡の情を知れば (七) 前陣の將吏 (八) 後陣の將吏 (九) 奪ひ賞す (一〇) 邊縣を戍るは一年おはりの法なれども軍に功なければ三年論戍す (一一) 官爵の一級を奪ふ事によりて將を亡ふの罪を償ふ也 (一二) 逃亡せられ

軍之利害在二

軍の利害は、國の名實(一)に在り。今、名は官に在りて、實は家に在り。官、其の實

國之名實。今名在レ官。而實在レ家。官不レ得ニ其實一。家不レ得ニ其名一。聚レ卒爲レ軍。有ニ空名一而無レ實。外不レ足ニ以禦一レ敵。內不レ足ニ以守一レ國。此軍之所ニ以不一レ給。將之所ニ以奪一レ威也。臣以謂。卒逃歸者。同舍伍人及吏。罰ニ入糧一爲レ饒。名爲ニ軍實一。是有ニ一軍之名一。有ニ而二實之出一。國內空虛自竭ニ民歲一。

を得ず、家、其名を得ず。卒を聚めて軍となす、空名ありて而も實なし。外は以て敵を禦ぐに足らず、內は以て國を守るに足らず、此れ軍の給せざる所以、將の威を奪はるゝ所以也。臣、以謂らく、卒逃げ歸る者は、同舍の伍人、及び吏糧を罰し入れて饒となし、名づけて軍實となす。是れ一軍の名有りて、而して二實の出づるあり。國內空虛にして、自ら民の歲を竭す。曷ぞ以て奔北の禍を免れんや。今、法を以て、逃歸を止め、亡軍を禁ず、是れ兵の一勝也。什伍相連なりて戰鬪に及べば、則ち卒吏相救ふ、是れ兵の二勝也。將能く威を立て、卒能く制を節し、號令明信にして、攻守皆得る、是れ兵の三勝也。臣聞く、古の善く兵を用ふる者は、能く士卒の半ばを殺し、其次は、其十の三を殺し、其下は、其十の一を殺すと。能く其半ばを殺す者は、威、海內に加はり、十の三を殺す者は、力、諸侯に加はり、十の一を殺す者は、令、士卒に行はる。故に曰く、百萬の衆も、命を用ひざれば、萬人の鬪ふに如かず、萬人の鬪ふは、百人の奮ふに如か

曷以免㆓奔北之禍㆒乎。今以㆑法。止㆓逃歸㆒。禁㆓亡軍㆒。是兵之一勝也。什伍相連及㆓戰鬭㆒。則卒吏相救。是兵之二勝也。將能立㆑威。卒能制㆑節。號令明信。攻守皆得。是兵之三勝也。臣聞。古之善用㆑兵者。能殺㆓士卒之半㆒。其次殺㆓其十三㆒。其下殺㆓其十一㆒。能殺㆓其半㆒者。威加㆓海内㆒。殺㆓十三㆒者。力加㆓諸侯㆒。殺㆓十一㆒者。令行㆓士卒㆒。故曰。百萬之衆。不㆑用㆑命。不㆑如㆓萬人之鬭㆒也。萬人之鬭。不㆑如㆓百人之奮㆒也。賞如㆓日月㆒。信如㆓四時㆒。令如㆓斧鉞㆒。制如㆓干將㆒。士卒不㆑用㆑命者。未㆓之聞㆒也。

ざる也と。賞は日月の如く、信は四時の如く、(一〇)令は斧鉞の如く、(一一)制は干將の如くにして、(一二)士卒命を用ひざる者は、未だ之を聞かざる也。(九)

(一) 名實如何 (二) 兵糧などの給足せざるをいふ (三) 罰として糧を官に入れしめて償餘としの意か。此句意明確ならず姑く疑を闕く (四) 一歳の計 (五) 逃亡の軍 (六) 節制を守り (七) 攻守の術共に能く得る (八) 吾が士卒の也。蓋し士卒死を辭せざる者多きをいふ也 (九) 其明かなるをいふ (一〇) 其たがはざるをいふ (一一) 嚴にして士卒の畏るゝをいふ (一二) 寶劍の名。其鋭にして利鋭なるをいふ

尉繚子 終

夫主將之法。務攬英雄之心。賞祿有功。通志於衆。故與衆同好靡不成。與衆同惡靡不傾。治國安家得人也。亡國破家失人也。含氣之類咸願得其志。軍讖曰。柔能制剛。弱

三略

上略

夫れ主將の法は、務めて英雄の心を攬り、(一)有功を賞祿し、(二)志を衆に通ず。故に衆と好を同じうすれば成らざる靡く、衆と惡を同じうすれば傾かざる靡し。(三)國を治め家を安んずるは、人を得れば也、國を亡ぼし家を破るは、人を失へば也。(四)含氣の類、咸く其志を得んことを願ふ。(五)軍讖に曰く、柔は能く剛を制し、弱は能く強を制すと。柔は德也、剛は賊也。弱は人の助くる所、強は人の攻むる所。(六)柔も設くる所あり、剛も施す所あり、弱も用ふる所あり、強も加ふる所あり、(七)此四者を兼ねて、其宜しきを制す。(八)端末未だ見はれず、人能く知る莫し。(九)天地神明物と推し移る。(一〇)變動して常無く、敵に因りて轉化す。(一一)事の先とならず、動

能制ㇾ強。柔者德也。剛者賊也。弱者人之所ㇾ助。強者人之所ㇾ攻。柔有ㇾ所ㇾ設。剛有ㇾ所ㇾ施。弱有ㇾ所ㇾ用。強有ㇾ所ㇾ加。兼二此四者一而制二其宜一。端末未ㇾ見。人莫二能知一。天地神明。與ㇾ物推移。變動無ㇾ常。因ㇾ敵轉化。不ㇾ爲二事先一動而輒隨。故能圖二制無疆一扶二成天威一。康二正八極一。密二定九夷一。如ㇾ此謀

いて輒ち隨ふ。故に、能く無疆を圖り制して、天威を扶け成し、八極(一三)を康正し、九夷(一四)を密定す。此の如く謀る者(一二)は、帝王の師たり。故に曰く、強を貪らざるも、能く微(一五)を守るものは鮮しと。若し能く微を守らば、乃ち其生を保たん。聖人(一六)之を存して、以て事機に應ず。之を舒ぶれば四海に彌り、之を卷けば杯(一七)に盈たず。之を居くに室宅を以ひず、之を守るに城郭を以ひず、之を胸臆に藏めて、而して敵國服す。軍讖に曰く、能く柔(一八)に能く剛なれば、其國彌〻光り、能く弱に能く強なれば、其國彌〻彰る。純ら柔(一九)に純ら弱なれば、其國必ず削られ、純ら剛に純ら強なれば、其國必ず亡ぶと。

(一) 一に「攬」に作る、收攬也 (二) 我志を衆に通じ、衆心をして一ならしむる也 (三) 衆と好惡を同じうすれば事成らざるなく、人我に傾かざるなし。傾の字を解して心を傾くとする說、彼の國を傾くとする說其他數說あり、尚は可致 (四) 凡そ生ある者は (五) 古への兵法の書、讖は豫言の義 (六) 「人」一に「怨」に作る (七) 柔剛弱強一も偏廢すべきにあらず、各用ふべき場合あり妄に用ふべからざるのみ、要は之を用ひて其宜しきを得るにありと也 (八) 事の本末始終未だ曾て見はれずば人得て吾が剛柔強弱の用を測り知る莫し (九) 天地の道微妙にして測るべからず、而も天道は、春より夏に移り秋となり冬となる、地の道は、春は生じ、夏は長じ、秋は收まり、冬は藏る、

者爲二帝王師一。故曰。莫レ不レ貪レ強。鮮二能守一レ微。若能守レ微。乃保二其生一。聖人存レ之。以應二事機一。舒レ之彌二四海一。卷レ之不レ盈レ杯。居レ之不レ以二室宅一。守レ之不レ以二城郭一。藏二之胸臆一。而敵國服。軍讖曰。能柔能剛。其國彌光。能弱能强。其國彌彰。純柔純弱。其國必削。純剛純强。其國必亡。

常に物につれて推移し、動いて止まず (一〇) 將たるの道亦常にその如かるべし、或は奇或は正、變動して常無く、敵の強弱虛實によりて轉化す (一一) 人に先だちて事を首(ハジ)めず、人動いて我之に因る (一二) 限り無き大業を爲す (一三) 天下の隅々迄も安んじ正す、八極は四方維四の極 (一四) 九勇をしずめ定む。九勇は、吠勇・子勇・方勇・黃勇・白勇・赤勇・元勇・風勇・陽勇也 (一五) 剛柔の機微也。強は力。微は心也。力を以て人を制するを貪る者は危し、心に微を守りて之をあらはし貪らざれば、干戈を治めてよく生を保たん (一六) 微を守るの妙諦を心に致して (一七) 一杯也。直解には「盃」に作る、一物と解すべし (一八) 剛柔強弱相濟ふをいふ (一九) 柔弱又は剛強の一方に偏するをいふ

夫爲レ國之道。恃二賢與一レ民。信レ賢如二腹心一。使レ民如二四肢一。則策無レ遺。所レ適如二肢體相隨一。骨節相救。天道自然。其巧

夫れ國を爲むるの道は、賢と民とを恃む。賢を信ずること腹心の如く、民を使ふこと四肢の如くなれば、則ち策、遺すこと無し。適く所、肢體の相隨ひ、骨節の相救ふが如し、天道の自然、其巧、間無し。軍國の要は、衆心を察して、百務を施す。危き者は之を安んじ、懼るゝ者は之を歡ばしめ、叛く者は之を還し、寃する者は之を原し、訴ふる者は之を察し、卑き者は之を貴くし、強き者は之を

無レ聞二軍國之要一。察二衆心一。施二百務一。危者安レ之。懼者歡レ之。叛者還レ之。寃者原レ之。訴者察レ之。卑者貴レ之。強者抑レ之。敵者殘レ之。貪者豐レ之。欲者使レ之。畏者隱レ之。謀者近レ之。讒者覆レ之。毀者復レ之。反者廢レ之。横者挫レ之。滿者損レ之。歸者招レ之。服者活レ之。降者脱レ之。獲レ固守レ之。獲レ阨塞レ之。

抑へ、敵する者は之を殘ひ(六)、貪る(七)者は之を豐にし、欲する者は之を使め(八)、畏る(九)る者は之を隱し、謀る(一〇)者は之を近づけ、讒する者は之を覆し(一一)、毀る者は之を復し(一二)、反する者は之を廢し、横なる(一三)者は之を挫き、滿つる(一四)者は之を損し、歸する者は之を招き、服する者は之を活かし、降る者は之を脱す(一五)。固(一六)を獲れば之を守り、阨(一七)を獲れば之を塞ぎ、難(一八)を獲れば之に屯し、城を獲れば之を割き(一九)、地を獲れば之を裂き、財を獲れば之を散ず。敵動けば之を伺ひ、敵近づけば之に備へ、敵強ければ之に下り(二〇)、敵佚すれば(二一)之を去り、敵陵げば(二二)之を待ち、敵暴なれば(二三)之を緩んじ、敵悖れば之を義し(二四)、敵睦じければ之を攜す(二五)。擧(二六)に順ひて之を挫き、勢(二七)に因りて之を破り、放言(二八)して之を過たしめ、四網(二九)して之を羅す。得て(三〇)は有する勿れ、居り(三一)て守る勿れ、拔きて(三二)久しうする勿れ、立つれば(三三)取る勿れ。爲す(三四)者は則ち己、有する者は則ち士ならば、焉んぞ利の在る所を知らん。彼は諸侯たり、己は天子たり。城をして自ら保たしめ、士をして自ら處らしむ。

獲難也。之獲城割之。獲地裂之。獲財散之。敵動伺之。敵近備之。敵強下之。敵佚去之。敵陵待之。敵暴緩之。敵悖義之。敵睦攜之。順舉挫之。因勢破之。放言過之。四綱羅之。得而勿有。居而勿守。拔而勿久。立而勿取。爲者則己。有者則士。焉知利之所在。彼爲諸侯。己爲

〔一〕國を謀るの者始めて全くして潰缺なし　〔二〕其中の機巧、間隙の窺ふ可き者なし、人力の驅使を假らず、自ら國治まり人服すと也　〔三〕衆士の心を密かに察してそれに適する樣に樣々の事務を施す　〔四〕敵より叛き來つて我に從ふ者は其不圖ヿ遷す　〔五〕窘抑せらるる者は之を宥す。寃一に「害」に作る、困窮して居る者はの義也　〔六〕滅すの意　〔七〕貪心盛にて利を見ては難をも避けざる如き者には豐儀に財貨を施し與ふこれ其貪心を利して我用を爲さしむる所以也　一本「貨」に作る、從ふべからず　〔八〕其意を逞げしめ　〔九〕過有りて人の知らん事を畏るゝ者は隱してあばき露はす事なかれ　〔一〇〕智謀ある者は　〔一一〕反覆推究して再びなさしめの意　覆の字思ふに反覆傾覆の兩意を合はせ解すべし　〔一二〕反復して密かにす　〔一三〕橫暴なる者は　〔一四〕志盈滿する者　〔一五〕其罪を解く　〔一六〕堅固の處　〔一七〕險阨の處　〔一八〕險難の地　〔一九〕其利を割いて味方の人に分け與ふ　〔二〇〕我卑下して敵に驕らしむ　〔二一〕敵安佚して勞せざれば引き去りて之を避け以て其勞を待つ　〔二二〕敵の勢強盛にて我を凌げば其衰ふるを待つ　〔二三〕敵人の氣剛ならば、仁を以て其業を安んずべし。或は詐謀を以て氣負けして退かしめよと解す　〔二四〕義を以て正す　〔二五〕其心を離間するをいふ　〔二六〕敵事を舉げて爲さんとするならば、其動くに順ひて其鋒を挫くべし。又、人心に順ひて事を舉げ敵勢を挫くと解す　〔二七〕敵の虛實の勢に因りて奇を出して其軍を破る　〔二八〕辯舌を放ちて敵の手筈を誤らしむ　〔二九〕四方に網を張る如く敵を漏さず制取るべし。古來賢士を招延して禰すなしと解す。今白箭子の說に據る　〔三〇〕人の財を得る事あるも己の有と爲す勿れ　〔三一〕直解には、人の居る所を得ば守る所に安ずる勿れ」といひ、一說、守り難きの地は暫く居るも之に久居して守る勿れといひ、又一說に、既に四方を打ちなびけては又守備を須ゐずといふ、其他諸說何れも徹底せず、姑く疑を闕く　〔三二〕人の財を取て、而に取て速かなるべし、久しきに彌るべからず　〔三三〕敵人已に社稷を立て君を立てば之を攻めて取る勿れ　〔三四〕謀を爲すは己、其功を有する者は士、利我に存せざるが如きも、暫くして己は天子となり、彼士は諸侯

天子。使城自保。令士自處。

となり、各自城を保ち土に處りて天下泰平となる、結局己其功を有するよりも大利也と解すべきか。講義には「損者則已（ヤム）、有者則亡（ホロブ）」に作る

世能祖祖。鮮能下下。祖祖爲親。下下爲君。下下者。務耕桑。不奪其時。薄賦斂。不匱其財。罕徭役。不使其勞。則國富而家娭。然後選士。以司牧之。夫所謂士者英雄也。故曰。羅其英雄。則敵國窮。英雄國之幹。庶民者國之本。得其

(一)世能く祖を祖とするも、能く下を下とする鮮し。祖を祖とするは親たり、(二)下を下とするは君たり。下を下とする者は、耕桑を務めて、(三)其時を奪はず、賦斂を薄くして、其財を匱しくせず、徭役を罕にして、其れをして勞せしめざれば、則ち國富んで家娭む。然る後士を選んで、(四)以て之を司牧す。夫れ所謂士とは英雄也。故に曰く、其英雄を羅すれば、(五)則ち敵國窮すと。英雄は國の幹なり、庶民は國の本なり。其幹を得、其本を收むれば、則ち政行はれて怨無し。夫れ兵を用ふるの要は、禮を崇くして祿を重くするに在り。禮崇ければ則ち智士至り、祿重ければ則ち義士死を輕んず。故に賢を祿するに財を愛まず、功を賞するに時を踰えざれば、(六)則ち(七)下の力幷さりて、敵國削らる。夫れ人を用ふるの道、尊ぶに爵を以てし、贍はすに財を以てすれば、則ち士自ら來る。接するに禮を以てし、勵ま

幹。收其本。則政行而無怨。夫用兵之要。在崇禮而重祿。禮崇則智士至。祿重則義士輕死。故祿賢不愛財。賞功不踰時。則下力并、而敵國削。夫用人之道。尊以爵、贍以財。則士自來。接以禮、勵以義。則士死之。夫將帥者。必與士卒同滋味。而共安危。敵乃可加。故兵有

すに義を以てすれば、則ち士之に死す。夫れ將帥は、必ず士卒と滋味(八)を同じくして、安危を共にすれば、敵乃ち加ふ可し(九)。故に兵全勝(一〇)あり、敵全因あり。昔者、良將の兵を用ふる。簞醪(一一)を饋れる者あり、諸を河に投ぜしめて、士卒と流を同じうして飲めり。夫れ一簞の醪は、一河の水に味することを能はざるも、而かも三軍の士、爲めに死を致さんと思ふ者は、滋味の己に及べるを以てなり。軍讖に曰く、軍井未だ達(一二)せざれば、將渇けるを言はず、軍幕未だ辨(一三)ぜざれば、將倦めるを言はず、軍竈未だ炊がざれば、將飢ゑたるを言はず、冬、裘を服せず、夏、扇を操らず、雨ふれども蓋(一四)を張らず、是れを將の禮と謂ふと。之と與に安く、之と與に危し、故に其衆、合ふ可くして離る可からず、用ふ可くして疲(一五)らす可からず。其恩素より蓄へ、謀素より合ふを以て也。故に曰く、恩を蓄へて倦まざれば、一(一六)を以て萬を取ると。

㊀ 世の人君よく尊崇の禮を以て先祖の廟を祀れども、下を撫するに恩を以て下民を惠み憐むは少なし ㊁ 親屬

全勝敵有全因。昔者良將之用兵、有饋簞醪者、使投諸河、與士卒同流而飲。夫一簞之醪、不能味一河之水。而三軍之士、思爲致死者。以滋味之及己也。軍讖曰。軍井未達、將不言渴。軍幕未辦、將不言倦。軍竈未炊、將不言飢。冬不服裘、夏不操扇、雨不張蓋。是謂將禮。與之安、與之危。故其衆可合而不可離。可用而不可疲。以其恩素蓄、謀素合也。故曰。蓄恩不倦、以一取萬。

を統べて之が宗たり以て若たるに非ずの義か (三) 耕作の時 (四) 賢士を選用して (五) 羅致す。善く收め用ふ (六) 其時を過さずして直ちに賞す (七) 下の人、氣力皆合ひて一心となり (八) 苦樂を共にするの義 (九) 兵を敵に加ふべし (一〇) 我兵に全勝あり、敵は全く囚はれとなる。囚の字講義に因る。他本皆「因」に作り、直解には「因」の上に於て「しむ」の義かといへり (一一) 一簞の酒。固より少にして衆と共に飲む可からず、故に河に投ぜる也、醪はにごり酒。これ蓋し越王句踐の故事也 (一二) 盈ちて、衣に達せざれば (一三) 施して未だ完からざれば (一四) かま (一五) 蓋ふ、幕なし (一六) 一人を以て萬人に敵するに足る

軍讖曰。將之所以爲威者、號令也。戰之所以全勝者、軍政也。士之所以輕戰者、用命也。故將

軍讖に曰く、將の威を爲す所以の者は號令也、戰の全く勝つ所以の者は軍政也と。士の戰を輕んずる所以の者は、命を用ふれば也。故に、將は還令無く、賞罰必ず信なること、天の如く地の如くにして、乃ち人を使ふ可し。士卒命を用ひて、乃ち境を越ゆ可し。夫れ軍を統べ勢を持する者は將也。勝を制し敵を敗

無還令。賞罰必信。如天如地。乃可使人。士卒用命。乃可越境。夫統軍持勢者將也。制勝敗敵者衆也。故亂將不可使保軍。乖衆不可使伐人。攻城不可拔。圖邑則不廢。二者無功。則士力疲敝。士力疲敝。則將孤衆悖。以守則不固。以戰則奔北。是謂老兵。兵老則將威

る者は衆也。故に(四)亂將は軍を保たしむ可からず、(五)乖衆は人を伐たしむ可からず。城を攻むれば拔く可からず、邑を圖れば則ち廢せざらん。(六)二者功無ければ、(七)則ち士力疲敝す。士力疲敝すれば、則ち將孤に衆悖る。以て守れば則ち固からず、以て戰へば則ち奔北す、是れを老兵と謂ふ。(八)兵老ゆれば、則ち將の威行はれず。將威無ければ、則ち士卒刑を輕んず。士卒刑を輕んずれば、則ち軍、伍を(九)失ふ。軍、伍を失へば、則ち士卒逃亡す。士卒逃亡すれば、則ち敵、利に乘ず。(一〇)敵、利に乘ずれば、則ち軍必ず喪ふ。(一一)軍讖に曰く、良將の軍を統ぶるや、己を(一二)恕して人を治むと。惠を推し恩を施さば、士力日に新に、戰ふこと風の發するが如く、攻むること河の決するが如けん。故に其衆望む可くして當る可からず、(一三)下る可くして勝つ可からず。身を以て之に先だつ、故に其兵天下の雄たり。(一四)

(一) 士の軍に戰ふを輕んずるはよく大將の命を用ふれば也 (二) 一旦發したる命令を取消し變更すること無く (三) 敵地に入り敵と戰ふべし (四) 我軍を亂す將の義。軍法に通ぜず賞令明かならざる將をいふ (五) 上の命に背き號

不レ行。將無レ威則士卒輕レ刑。士卒輕レ刑則軍失レ伍。軍失レ伍則士卒逃亡。士卒逃亡則敵乘レ利。敵乘レ利則軍必喪。軍讖曰。良將之統レ軍也。恕レ己而治レ人。推レ惠施レ恩。士力日新。戰如二風發一。攻如二河決一。故其衆可レ望而不レ可レ當。可レ下而不レ可レ勝。以レ身先レ之。故其兵爲二天之雄一。

令を聽かざる士卒　（六）滅ぼすを得じ　（七）上の城を攻むると邑を圍るとを受けていふ　（八）人の老養せるに譬へいふ也　（九）行伍亂れて整はず　（一〇）勝つべき利に乘じて來り擊つ　（一一）吾が軍喪敗す　（一二）己を推して物に及ぼす、己を愛する心にて人を愛するをいふ　（一三）敵之を望むべきも進んで當る能はず　（一四）首を俯し氣を下して以て生を求むべくして、敢て進んで我に勝たん事を希ふべからず　（一五）大將が率先して骨身を碎き辛勞する故

軍讖曰。軍以レ賞爲レ表。以レ罰爲レ裏。賞罰明。則將威行。官レ人得。則士卒服。所レ任賢。則敵國畏。軍讖曰。賢者所レ適。其前無レ敵。故士可レ下而不レ

軍讖に曰く、（一）軍は賞を以て表と爲し、罰を以て裏と爲すと。賞罰明かなれば、則ち將の威行はる。（二）人を官にすること得れば、則ち士卒服す。任ずる所賢なれば、則ち敵國畏る。軍讖に曰く、賢者の適く所、其前に敵無しと。故に、（三）士には下る可くして、驕る可からず、將をば樂ましむ可くして、（四）憂へしむ可からず、謀は深かる可くして、而も（五）疑ふ可からず。士に驕れば則ち下順はず、將憂ふれば則ち內外相信ぜず、謀疑へば則ち敵國奮ふ。（六）此を以て攻伐すれば則ち

可レ驕、將可レ樂。而不レ可レ憂。謀可レ深。而不レ可レ疑。士驕則下不レ順。將憂則內外不二相信一。謀疑則敵國奮。以レ此攻伐則致レ亂。夫將者國之命也。將能制レ勝。則國家安定。軍讖曰、將能淸、能靜。能平。能整。能受レ諫。能聽レ訟。能納レ人。能採レ言。能知二國俗一。能圖二山川一。能表二險難一。能制二軍權一。故

亂を致す。夫れ將は國家の命也。將能く勝を制すれば、則ち國家安定なり。軍讖に曰く、將、能く淸く（八）、能く靜に、能く平かに、能く整ひ、能く諫を受け、能く訟を聽き、能く人を納れ（九）、能く言を採り、能く國俗（一〇）を知り、能く山川を圖り、能く險難（一一）を表はし、能く軍權を制すと。故に曰く、仁賢の智、聖明の慮、負薪（一二）の言、廊廟の語、興衰の事、將の宜しく聞くべき所なり。將たる者能く士を思ふこと渴（一三）するが如くなれば、則ち策從ふ（一四）。夫れ、將、諫を拒げば、則ち英雄散ず。策從（一五）はざれば、則ち謀士叛く。善惡（一六）同じければ、則ち功臣倦む。己を專にすれば、則ち下咎（一七）を歸す。自ら伐れば、則ち下功少し。讒を信ずれば、則ち衆心を離す。財を貪れば、則ち姦禁ぜられず。內顧（一八）すれば、則ち士卒淫す。將、一つ（一九）あれば則ち衆服せず。二つあれば則ち軍（二〇）に式無し。三つあれば則ち下奔り北ぐ。四つあれば則ち禍國に及ぶ。軍讖に曰く、將の謀は密ならんことを欲し、士衆は一（二一）ならんことを欲し、敵を攻むるは疾からんことを欲すと。將の謀密なれ

曰、仁賢之智、聖明之慮、負薪之言、廊廟之語、興衰之事、將所宜聞。將者能思士如渴、則策從焉。夫將拒諫、則英雄散、策不從、則謀士叛、善惡同、則功臣倦、專已則下歸咎、自伐則下少功、信讒則衆離、貪財則姦不禁、內顧則士卒淫、將有一則衆不服。有二則軍無

ば、則ち奸心閉づ(二二)。士衆一なれば、則ち軍心を結ぶ(二三)。敵を攻むること疾ければ、則ち備へ設くるに及ばず(二四)。軍、此三者あれば、則ち計奪はれず(二五)。將の謀泄るれば則ち軍に勢なし。外(二六)、內を闚へば、則ち禍制せられず。財(二七)、營に入れば、則ち衆奸會す。將、此三者あれば、軍必ず敗る。

(一) 賞罰相伴ふこと表裏の如く、賞を表に立て衆に善事をすゝめ罰を裏にして惡を犯させぬやうにする也。表裏を解して積極消極と見ば如何かなるべきか (二) 人にそれぞれの官職を授くるに其宜しきを得れば (三) 賢たる者士に對しては禮を以て之に下るべし (四) 昔の道を信じて己を信ぜざらん事を變へしめざれと也 (五) 疑ひて決せざるは不可也 (六) 士驕ると、將憂ふと、謀疑ふとの三つ (七) 國家の司命也。國家安危の係る所也 (八) 潔白ならん事を要す。各句共に「要す」の語を添へて見るべし (九) 上下如何なる者の言にても其是なるは採り用ふ (一〇) 敵國の風俗 (一一) 前議の所を表白す。表白は明白にいひあらはす義、知悉するの謂也 (一二) 薪を負ふ山賤。賤者をいふ (一三) 渇して飲を欲するが如し、眞誠急迫の狀也 (一四) 賢者至りて策術集る (一五) 將たる者人の計策に違從せざれば (一六) 賞罰當らざるをいふ (一七) 惡しき事あれば其咎を凡て上に歸す (一八) 將たる者自己の考案を顧る心あれば士卒聲色に淫溺す。內は女色淫亂の義と解す (一九) 以上八失の內に (二〇) 軍政亂れて法式無し (二一) 心齊一にして散せず (二二) 姦邪の者も我を犯し窺ふべからず (二三) 三軍の心固く團結す (二四) 敵、備を設けて我を禦ぐに暇あらず (二五) 敵人の爲めに我謀計を奪はるゝ事なし (二六) 外人我が內部を窺ひ視るを得れば (二七) 大將欲深くして財寶を營中に入るれば姦人聚會して益々邪惡を逞しうす

式。有レ三則下奔北。有レ四則禍及レ國。軍讖曰。將謀欲レ密。士衆欲レ一。攻レ敵欲レ疾。將謀密則奸心閉。士衆一則軍心結。攻レ敵疾則備不レ及レ設。軍有二此三者一。則計不レ奪。將謀泄則軍無レ勢。外闚レ內則禍不レ制。財入レ營則衆奸會。將有二此三者一軍必敗。

將無レ慮則謀士去。將無レ勇則吏卒恐。將妄動則軍不レ重。將遷レ怒則一軍懼。軍讖曰。慮也勇也。將之所レ重。動也怒也。將之所レ用。此四者將之明誡也。軍讖曰。軍無レ財士不レ來。軍無レ賞士不レ往。軍讖曰。香餌

將、慮なければ、則ち謀士去る。將、勇なければ、則ち士卒恐る。(一)將、妄に動けば、則ち軍重からず。將、怒を遷せば、(二)則ち一軍懼る。軍讖に曰く、慮や、勇や、將の重んずる所、動や、怒や、將の用ふる所と。(三)此四者は、將の明誡也。軍讖に曰く、軍に財なければ、(四)士來らず、軍に賞なければ、士往かずと。軍讖に曰く、香餌の下には必ず死魚あり。(五)重賞の下には必ず勇夫ありと。故に禮は士の(六)歸する所、賞は士の死する所。其の歸する所もて招き、其の死する所もて示せば則ち求むる所の者至る。故に、禮して而して後悔ゆる者には、士止まらず、賞して而して後悔ゆる者には、士使はれず。禮賞して倦まざれば、則ち士爭うて死す。軍讖に曰く、師を興すの國は、務めて先づ恩を降んにし、攻め取るの國は、(七)

之下必有死魚重賞之下必有勇夫。故禮者士之所歸賞士之所死招其所歸。示其所死則所求者至故禮而後悔者士不止賞而後悔者士不使禮賞不倦。則士爭死也。軍讖曰興師之國。務先隆恩。攻取之國。務先養民。以寡勝衆者恩也。以弱勝强者民也。故良

務めて先づ民を養ふと。寡を以て衆に勝つは恩也。弱を以て强に勝つは民也。(八)故に良將の士を養ふは、身に易へず。(九)故に能く三軍をして一心の如くならしむれば、則ち其勝、全かる可し。軍讖に曰く、兵を用ふるの要は、必ず敵の情を察し、其倉庫を視、其糧食を度り、其强弱を卜ひ、(一〇)其天地を察し、其空隙(一一)を伺ふと。故に、國に、軍旅の難なくして、而して(一二)糧を運ぶ者は虛也。民菜色(一三)ある者は窮也。千里に糧を饋れば、(一四)士に飢色あり。(一五)樵蘇して後に爨すれば、師、宿飽せず。夫れ糧を千里に運べば、一年の食なく、二千里なれば二年の食なく、三千里なれば、三年の食なし、是れを國虛なりと謂ふ。國虛なれば則ち民貧し、民貧しければ、則ち上下親まず。敵、其外を攻め、民、其內を盜む、(一六)是れを必ず潰ゆと謂ふ。軍讖に曰く、上、虐を行へば、則ち下急刻なり。(一七)賦重く斂數にして、刑罰極り無ければ、民相殘賊す、是れを亡國と謂ふと。

㊀ 敵を懼る　㊁ 罪無きを害にまで怨望の情を移すやうなれば、人々危ぶみ懼る　㊂ 用ふべくして用ひ、苟くも

將之養士。不易於身。故能使三軍如一心。則其勝可全。軍讖曰。用兵之要。必先察敵情。視其倉庫。度其糧食。卜其強弱。察其天地。伺其空隙。故國無軍旅之難。而運糧者虛也。民菜色者窮也。千里饋糧。士有飢色。樵蘇後爨。師不宿飽。夫運糧千里。無一年之食。二千里無二年之食。三千里無三年之食。是謂國虛。國虛則民貧。民貧則上下不親。敵攻其外。民盜其內。是謂必潰。軍讖曰。上行虐。則下急刻。賦重斂數。刑罰無極。民相殘賊。是謂亡國。

すべからずと也 （四）國の積聚。公用の財をいふ （五）香ばしき餌を以て釣れば魚必ず鉤にかゝる （六）禮を以て招けば士必ず歸伏すと也 （七）攻取せんとする國 （八）民の助を得れば也 （九）自己の身を養ふが如くにす （一〇）天の時と地の利 （一一）乘ずべきすき （一二）他國より粮食を運搬する者は其國の虛なるを知る （一三）飢えたる色 （一四）糧不足勝ちになる也 （一五）薪を取るを樵といひ。草を刈るを蘇といふ。木こり草かりして後に食物をこしらへる者は、食給し難くして宵越しに飽する能はず。宿飽は隔宿の飽にて昨日より今日へ掛けて飽滿する意 （一六）人民貧しき故貢賦などもごまかし勉めて私利を圖る （一七）急迫苛酷

軍讖曰。內貪外廉。詐譽取名。竊公爲恩。令上下昏。飾躬正顏。以獲高官。是謂盜端。軍讖曰。羣

軍讖に曰く、內貪り外廉に、（一）譽を詐り名を取り、（二）公を竊んで恩を爲し、上下をして（三）昏からしめ、（四）躬を飾り顏を正して、以て高官を獲る、是れを盜の端と謂ふと。軍讖に曰く、羣吏朋黨して、各親む所を進め、姦枉を招き擧げ、仁賢を抑へ挫き、（五）公に背き私を立て、同位相訕る、是れを亂の源と謂ふと。軍讖に曰く、強

吏朋黨、各進ㇾ所ㇾ親、招ニ擧姦枉一、抑ニ挫仁賢一、背ㇾ公立ㇾ私、同位相訕、是謂ニ亂源一、軍讖曰、强宗聚ㇾ奸、無ㇾ位而尊、威無ㇾ不ㇾ震、葛藟相連、種ㇾ德立ㇾ恩、奪ニ在位權一、侵ニ侮下民一、國内諠譁、臣蔽不ㇾ言、是謂ニ亂根一、軍讖曰、世世作ㇾ姦、侵ニ盜縣官一、進退求ㇾ便、委曲弄ㇾ文、以危ニ其君一、是謂ニ國姦一、軍讖曰、

宗聚まり奸し、位なくして而も尊くし、(七)威、震はざる無く、(八)葛藟のごとく相連なり、(九)德を種ゑ恩を立て、(六)在位の權を奪ひ、下民を侵し侮り、(一〇)國内諠譁して、臣、蔽ひて言はず、是れを亂の根と謂ふと。軍讖に曰く、世世姦を作し、縣官を侵し(一一)盜み、進退して便を求め、委曲して文を弄し、以て其君を危くす、(一二)是れを國の姦と(一三)謂ふと。軍讖に曰く、(一四)吏多く(一五)民寡く、(一六)尊卑相若き強弱相虜めて、適に禁禦する莫く、延いて君子に及べば、國、其害を受くと。軍讖に曰く、善を善とすれど進めず、惡を惡とすれど退けず、賢者隱蔽せられ、不肖位に在れば、國其害を受くと。軍讖に曰く、(一七)枝葉強大に、(一八)比周勢に居り、卑賤貴を陵ぎ、久しくして益〻大に、上廢するに忍びざれば、國其敗を受くと。軍讖に曰く、佞臣上に在れば、一軍皆(一九)訟ふ。(二〇)威を引いて自ら與し、動いて衆に違ひ、(二一)進む無く退く無く、(二二)苟然として容れられんことを取り、專ら自己に任じて、擧措功に伐り、威德を誹謗し、(二三)庸庸を誣述し、善と無く惡と無く、皆、(二四)己と同じうし、(二五)行事を稽留して、(二六)命令通ぜず、

吏多民寡。尊卑相若。強弱相虜。莫ニ適禁禦一。延及ニ君子一。國受ニ其害一。軍讖曰。善レ善不進。惡レ惡不レ退。賢者隱蔽。不肖在レ位。國受ニ其害一。軍讖曰。枝葉強大。比周居レ勢。卑賤陵レ貴。久而益大。上不レ忍レ廢。國受ニ其敗一。軍讖曰。佞臣在レ上。一軍皆訟。引レ威自與。動違ニ於衆一。無レ進無レ退。苟然取レ

苛政を造作して、古を變じ常を易ふ。君、佞人を用ふれば、必ず禍殃を受くと。(二七)軍讖に曰く。奸雄相稱して、(二八)主の明を障蔽し、毀譽竝び興りて、主の聰を壅塞す。各〻私する所に阿りて、主をして忠を失なはしむ。(二九)故に、主、異言を察すれば、(三〇)乃ち其萠を覩る。(三一)主、儒賢を聘すれば、奸雄乃ち遷る。(三二)主、舊齒に任ずれば、(三三)萬事乃ち理まる。主、巖穴を聘すれば、(三四)士乃ち實を得。(三五)謀ること負薪に及べば、(三六)功乃ち述ぶ可し。人心を失はざれば、德乃ち洋溢すと(三七)

(一) 詐つて虛譽を得す也。己の手柄にもあらぬ事をその如く吹聽する類をいふ (二) 公物をごまかして私恩を賣る (三) 上の人や下の人の耳目をくらます (四) 威儀を矯へての意 (五) その國君の強大なる親族 (六) 妄りに其身を尊大にし (七) 擅まゝに威勢を立てゝ人震懼せざるなし (八) 蔓草也。一族與黨の蔓衍せるに喩ふ (九) 私德を植ゑ私恩を立てゝ徒黨を作る也 (一〇) 怨聲路に滿つる也 (一一) 隱蔽して (一二) 世臣の奸を爲す者を謂ふ也 (一三) 宰邑の權威也 (一四) 或は進め或は退けて己の便を圖り求む (一五) 法文を弄し曲ぐといふ意と、構して詔文などを引きて論ずといふ意と竝びに通ず (一六) 人に尊卑の差別なく (一七) 本たる君弱くして枝葉たる宗族衆臣強大となり (一八) 權勢比周偏して樞要の地に居る (一九) 平かならずして常へ事變えず (二〇) 己の威勢を恃みて自ら其能を許し誇る (二一) 進退の宜しきを知らず。「進と無く退と無く」と訓じ、進退共にと解するも亦通ずべきか (二二)

容。專任自己。擧措伐功。誹謗盛德。誣述庸庸。無善無惡。皆與己同。稽留行事。命令不通。造作苛政。變古易常。君用佞人必受禍殃。軍讖曰。姦雄相稱。障蔽主明。毀譽並興。壅塞主聰。各阿所私。令主失忠。故主察異言。乃覩其萌。主聘儒賢。姦乃遷。主任舊齒。萬事乃理。主聘巖穴。士乃得實。謀及負薪。功乃可述。不失人心。德乃洋溢。

上の意に苟合する也 (二三) 尋常凡庸の人を詐りて有德有功と稱す。直解には庸は功也とし、功ある者を功なしとしてそしると解す (二四) 己と一味合同す (二五) 行ふべき事もとゞめて擧げず (二六) 君の命令を廢し止めて下に通ぜず (二七) 此の如き讒佞の人 (二八) 互にほめ合ひて (二九) 忠臣 (三〇) 衆に抽んでたる善言 (三一) 事を未萌に察すべし (三二) 外へ遷り退く。一本「遁」(ノガル)に作る (三三) 故舊耆德の臣 (三四) 隱逸の賢士 (三五) 隱逸の士は固より我より進むの心無き者なれば、之れ眞に士を得るの實を得て僞士苟進の門無き也 (三六) 事を謀るに至微至賤の者の言までも其採るべきを採り用ふれば功業傳へて述ぶべきあらん (三七) 四方にみちあふる

夫三皇。無言而化流四海。故天下無所歸功。帝者體天則地。有言有令。而天下太平。君臣讓功。四海化行。百姓不知其所以然。故使臣不待禮賞有功。美而無害。王者制人以道。降心服志。設矩備衰。四海會同王

中　略

(一)夫れ三皇は、言なくして、化四海に流る。故に天下功を歸する所なし。(二)帝は天を體し地に則り、言あり令ありて天下太平なり。(三)君臣功を讓りて四海に化行はれ、(四)百姓其の然る所以を知らず。故に臣をして、禮賞を待たずして功あり、(五)美にして害なからしむ。王者は、人を制するに道を以てし、(六)心を降し志を服し、(七)矩を設けて衰に備ふ。(八)四海會同して、(九)王職廢せず、甲兵の備ありと雖も、而も戰鬪の患無し。君、臣を疑ふことなく、臣、主を疑ふことなく、國定まり主安く、(一〇)臣義を以て退く亦能く美にして害なし。覇者は、士を制するに(一一)權を以てし、士を結ぶに信を以てし、士を使ふに賞を以てす。信衰ふれば、則ち士疏んじ、賞虧くれば、則ち士、命を用ひず。

㊀ 上古の君は治めずして自ら化す　㊁ 自ら化するが故に治平を歸すべき所なし　㊂ 三皇に次ぐ五帝也。其名

職不レ廢。雖レ有二甲兵之備一。而無二戰鬪之患一。君無レ疑二於臣一。臣無レ疑二於主一。國定主安。臣以レ義退。亦能美而無レ害。霸者制レ士以レ權。結レ士以レ信。使レ士以賞。信衰則士疏。賞虧則士不レ用レ命。

につき諸說あれども要するに上古の皇・帝と見て可也。三皇の時には文字も法度もなく無爲にして自ら治まる、帝となりては文字あり禮樂あり、法度を言辭に下して令を行ふ、而も其之を行ふや天地に則り私意を以てする事なし　（四）何故に斯く治平なるかといふ理を知らず　（五）政事善美を盡して患害なし　（六）人心を歸服せしむるの意　（七）法度を設けて衰ふる世に備ふ　（八）天下の諸侯皆來りて天子に見ゆる時を違へずして會同す　（九）王者の職を諸侯が預りて行ふ、而してそのよく治まる事を會同毎に王に申し上ぐると也　（一〇）道行はれずして退くに非ず、老を告げて致任し、功成りて身退く也　（一一）王者よりは遙かに劣り道衰へたるを以て、權道を以て士を制する也

軍勢曰。出レ軍行レ師。將有二自專一。進退內御。則功難レ成。軍勢曰。使レ智。使レ勇。使レ貪。使レ愚。智者樂レ立二其功一。勇者好レ行二其志一。貪者邀レ趨二其利一。愚者

（一）軍勢に曰く、軍を出し師を行るは、將、自ら專らにするに在り。進退內より（二）御すれば、則ち功成り難しと。軍勢に曰く、智を使ひ、勇を使ひ、貪を使ひ、愚を使ふ。智者は其功を立てんことを樂ひ、勇者は其志を行はんことを好み、貪者は其利に趨かんことを邀め、愚者は（三）其死を顧みず。其至（四）情に因りて之を用ふ。此れ軍の微（五）權也と。軍勢に曰く、辯（六）士をして敵の美を談說せしむる無かれ、其の衆を惑はさんが爲めなり。仁者をして財を主らしむる無かれ、其の多く施して下（七）

不レ顧二其死一。因二其至情一而用レ之。此軍之微權也。軍勢曰。無レ使三辯士談二說敵美一。爲二其惑一レ衆。無レ使二仁者主一レ財。爲三其多施而附二於下一。軍勢曰。禁二巫祝一。不レ得下爲二吏士一卜中問軍之吉凶上。軍勢曰。使二義士一不レ以レ財。故義者不下爲二不仁者一死上。智者不下爲二闇主一謀上。

主不レ可二以無一レ德。無レ德則臣叛。不レ可二以無一レ威。無レ威則失レ權。臣不レ可二以無一レ德。無レ德則

を附けんが爲めたりと。軍勢に曰く、巫祝(八)を禁じて、吏士の爲めに軍の吉凶をトひ問ふことを得ざれと。軍勢に曰く、義士を使ふには財(九)を以てせず。故に義者は(一〇)不仁者の爲めに死なず、智者は闇主の爲めに謀らずと。

(一) 兵法書の名 (二) 君が内より制御すれば (三) 一途に進み戰つて死を顧みず (四) それ〴〵其人の心情に因りて之を利用す (五) 微妙なる權謀 (六) 辯舌巧みなる人 (七) 下衆をして其仁者に親附せしむるに至らんを恐るゝ也、蓋し多く施せば軍用給せず、下その惠施に因りて親附すれば自ら私曲に陷るを以てならん。「下に附す」と訓じ、下に施し附すと解するも可か (八) みこ、かんなぎの類 (九) 禮を以てすべしと也 (一〇) 不仁者は禮を以て義士を使ふ能はざれば也

主は以て徳なかる可からず、徳なければ則ち臣叛く。以て威なかる可からず、威なければ則ち權を失ふ。臣は以て徳なかる可からず、徳なければ則ち以て君に事ふる無し。以て威なかる可からず、(一二)威なければ則ち國弱し。威多ければ則ち身蹶く。故に聖王の世を御するは、(一三)盛衰を觀、得失を度りて、而して之が制を爲す。

無以事君。不可以無威。無威則國弱。威多則身蹶。故聖王御世。觀盛衰。度得失。而爲之制。故諸侯二師。方伯三師。天子六師。世亂則叛逆生。王澤竭。則盟誓相誅伐。德同勢敵。無以相傾。乃攬英雄之心。與衆同好惡。然後加之以權變。故非計策。無以決嫌定疑。非譎奇。無以破姦息寇。非陰計。無以成功。

故に、諸侯は二師(四)、(五)方伯は三師、天子は六師なり。世亂るれば則ち反逆生じ、(六)王澤竭くれば則ち(七)盟誓して相誅伐す。(八)德同じく勢敵するときは、以て相傾くること無し。乃ち英雄の心を攬り、衆と好惡を同じうし、然る後之に加ふるに權變を以てす。故に、計策に非ざれば、以て(九)嫌を決し疑を定むる無く、譎奇に非ざれば、以て姦を破り寇を息むる無く、(一〇)陰計に非ざれば、以て功を成す無し。

(一) 人主たるの權を失ひ、兆民に君臨する能はず (二) 人臣の威は常に敵國に行はれて敵をして畏れしむべく又以て士衆を馭すべし、之れなき時は國弱し、而も威多きに過ぎて強きに誇れば身反つて亡ぶ (三) 氣運の盛衰を觀、人事の得失を度りて、世に應じ時に適ふやうに法制を定む (四) 二軍 (五) 四方に居る諸侯の長の義ならん (六) 天子の德澤竭きて萬民に及ばざるに至れば (七) 諸侯が互により合ひ盟ひて (八) 敵と我と德相同じく、勢相匹敵する (九) 嫌疑を決定する無し。嫌は我心にうたがふをいひ。疑は人の心にうたがふをいふ。嫌疑決定せざれば上下の心齊一ならず (一〇) 陰密の計

聖人體天。賢

(一)聖人は天に體し、賢人は地に則り、智者は古を師とす。是の故に、(二)三略は衰

人法レ地。智者師レ古。是故三略爲ニ衰世一作。上略。設ニ禮賞一。別ニ姦雄一。著ニ成敗一。中略。差ニ德行一。審ニ權變一。下略。陳ニ道德一。察ニ安危一。明ニ賊レ賢之咎。故人主深曉ニ上略一。則能任レ賢擒レ敵。深曉ニ中略一。則能御レ將統レ衆。深曉ニ下略一。則能明ニ盛衰之源一。審ニ治國之紀一。人臣深曉ニ中略一。則能全レ功保レ身。夫高

世の爲めに作る。上略は、禮賞を設け、姦雄を別ち、成敗(四)を著はす。中略は、德行を差し(五)、權變(三)を審かにす。下略は、道德を陳べ、安危を察し、賢を賊ふの咎を明かにす。故に人主、深く上略を曉れば、則ち能く賢に任じ敵を擒にす。深く中略を曉れば、則ち能く將を御し衆を統ぶ。深く下略を曉れば、則ち能く盛衰の源を明かにし、治國の紀(六)を審かにす。人臣、深く中略を曉れば、則ち能く功を全うし身を保つ。夫れ高鳥(七)死して良弓藏れ、敵國滅びて謀臣亡ぶ。亡ぶとは、其身(八)を喪ふに非ざる也、其威を奪ひ其權を廢するを謂ふ也(九)。之を朝に封じて、人臣の位を極め、以て其功を顯はし、中州(一〇)の善國、以て其家を富まし、美色珍玩、以て其心を悦ばす。夫れ人衆一たび合へば、卒かに離す可からず、權威一たび與ふれば、卒かに移す可からず。師を還し軍を罷むるは、存亡(一一)の階なり。故に、之を弱くする(一二)に位を以てし、之を奪ふ(一三)に國を以てす、是れを霸者の略(一四)と謂ふ。故に霸者の作る、其論駁(一五)也。社稷を存し英雄を羅する(一六)は、中略の勢(一七)な

鳥死良弓藏。敵國滅謀臣亡。亡者非レ喪ニ其身一也。謂下奪ニ其威一廢中其權上也。封ニ之於朝一。極ニ人臣之位一。以顯ニ其功一。中州善國。以富ニ其家一。美色珍玩以悦ニ其心一。夫人衆一合。而不レ可ニ卒離一。權威一與而不レ可ニ卒移一。還レ師罷レ軍。存亡之階。故弱レ之以レ位。奪レ之以レ國。是謂ニ霸者之略一。故霸者之作。其論駁也。存ニ社稷一羅ニ英雄一者。中略之勢也。故勢主祕レ焉。

り。故に、勢主焉を祕す。（一八）

（一）上古の聖人は天に體して行ふ、所謂無爲にして化する也。賢人は地に法りて行ふ、地道は生長の功を爲すなり。賢人亦安民の功を爲すありと也 （二）この三略の書。直解に曰く「按ズルニ此節以下、中卷ノ末ニ至ルマデ、疑フラクハ是レ黃石公推演ノ言ナラン」 （三）三略中の上略の篇 （四）成敗の迹を顯著にす （五）差別して （六）紀綱也。法度をいふ （七）高く飛ぶ鳥 （八）謀臣が我と其身を喪ふの謂に非ず、君が其威を奪ひ、其兵權に廢して兵柄を統べしめざるを謂ふ也 （九）人君が功臣を保全するの道を謂ふ也 （一〇）中國の中にて善き國を選んで與へ （一一）其場合に於ける主の將帥を遇する如何によりて或は主臣共に存すべく、又共に亡ぶべし、故に深く愼まざるべからずとの意ならん （一二）有功の將に大權を取らしめずと也 （一三）要地に居らしめざる也 （一四）霸者人臣を制馭する謀略 （一五）理論をなし治法を行ふこと駁雜にして王者の如く純一ならず （一六）悉く收羅す （一七）權勢 （一八）權勢の主は祕して洩らさず。一本「勢主」を「世」に作る

夫能扶二天下之危一者。則據二天下之安一。能除二天下之憂一者。則享二天下之樂一。能救二天下之禍一者。則獲二天下之福一。故澤及二於民一則賢人歸レ之。澤及二昆蟲一。則聖人歸レ之。賢人所レ歸則其國強。聖人所レ歸則六合同。求レ賢以レ德。致レ

下略

夫れ能く天下の危きを扶くる者は、則ち天下の安きに據り、能く天下の憂を除く者は、則ち天下の樂を享く、能く天下の禍を救ふ者は、則ち天下の福を獲。故に、澤、民に及べば、則ち賢人之に歸し、澤、昆蟲に及べば、則ち聖人之に歸す。賢人の歸する所は則ち其國強く、聖人の歸する所は則ち六合(一)同じ。賢を求むるに德を以てし、聖を致すに道を以てす。賢去れば則ち國微(二)に、聖去れば則ち國乖(三)く。微は危の階、乖は亡の徴なり。賢人の政は、人(四)に降るに體を以てし、聖人の政は、人に降るに心を以てす。體もて降るは、以て始を圖る可く、心もて降るは、以て終を保つ可し。體を降すは禮を以てし、心を降すは樂を以てす。所謂樂とは金石絲竹に非ざるなり、人の其家(五)を樂むを謂ひ、人の其族(六)を樂むを謂ひ、人の其業を樂むを謂ひ、人の其都邑(七)を樂むを謂ひ、人の其政令を樂

聖以ㇾ道。賢去則國微。聖去則國乖。微者危之階。乖者亡之徴。賢人之政降ㇾ人以ㇾ體。聖人之政降ㇾ人以ㇾ心。體降可ニ以圖ㇾ始。心降可ニ以保ㇾ終。降ㇾ體以ㇾ禮。降ㇾ心以ㇾ樂。所謂樂者。非ニ金石絲竹一也。謂ニ人樂ニ其家一。謂ニ人樂ニ其族一。謂ニ人樂ニ其業一。謂ニ人樂ニ其都邑一。謂ニ人樂ニ其政令一。謂ニ人樂ニ其

むを謂ひ、人の其道德を樂むを謂ふ。此の如くなれば、人に君たる者は、乃ち樂を作りて以て之を節し、(八)其和を失はざらしむ。故に有德の君は、樂を以て人を(九)樂ましめ、無德の君は、樂を以て身を樂ましむ。(一〇)人を樂ましむる者は、久しくして長く、身を樂ましむる者は、久しからずして亡ぶ。(一一)近きを釋てゝ遠きを謀る(一二)者は、勞して功無く、遠きを釋てゝ近きを謀る者は、(一三)佚して終有り。(一四)佚政には忠臣多く、勞政には怨民多し。故に曰く、地を廣めんと務むる者は荒み、(一五)德を廣めんと務むる者は强し。(一六)能く其有を有つ者は安く、(一七)人の有を貪る者は殘はると。(一八)殘滅の政は、累世患を受け、造作制を過ぐれば、(一九)成ると雖も必ず敗る。(二〇)己を舍きて人に敎ふるは逆、己を正しうして人を化するは順なり。逆は亂の招、(二一)順は治の要なり。

(一) よく天下萬民の危殆の事を扶け救ふ時は我必ずよく天下の安靜に據る可し (二) 天地四方和同す、卽ち天下一に歸すと也 (三) 上は下に乖き、下は上に乖きて互に和同する事なし (四) 賢人の治を爲すや己が體を屈して人に

道德。如此君人者。乃作樂以節之。使不失其和。故有德之君。以樂樂人。無德之君。以樂樂身。樂人者久而長。樂身者不久而亡。釋近謀遠者勞而無功。釋遠謀近者佚而有終。佚政多忠臣。勞政多怨民。故曰。務廣地者荒。務廣德者强。能有其有者安。貪人之有者殘。殘滅之政。累世受患。造作過制。雖成必敗。舍己而教人者逆。正己而化人者順。逆者亂之招。順者治之要。

降る、從て其治表面に止まりて人を心服せしむる能はず、聖人の政は己の心を以て人に降る故に人よく心服して終を全うすべしと也　(五) 各々居る所を安じ樂しむ也　(六) 親族相睦み樂しむ也　(七) 其土に安んじて遷らざるの謂也　(八) 本然の和順　(九) 天下の人　(一〇) 自己の身　(一一) 國祚長久　(一二) 近きは隣國を云ひ、遠きは遠國を謂ふ。一說己の身を修むるは近く、人の國を謀るは遠しと、亦通ず　(一三) 安佚其功を全うす　(一四) 佚政は遠きを釋てゝ近きを謀るをいひ、勞政は近きを釋てゝ遠きを謀るをいふ　(一五) 國荒廢して治むる能はず　(一六) 四夷自ら來服し國力强くして敵無し　(一七) 己の當に有すべき者　(一八) 國殘はる　(一九) 違道作事常度を過ぐれば　(二〇) 自己の行は打捨ておきて民を敎へ正さんとするは其事逆也　(二一) 亂を招き寄するもの

道德仁義禮。五者一體也。道者人之所蹈。德者人之所得。仁者人之所親。義者人之所宜。禮者人之所體。

道德仁義禮、五つの者は一體也。道は人の蹈む所、德は(一)人の得る所、仁は人の親しむ所、義は人の宜(三)しき所、禮は人の(四)體する所、一つも無かる可からず。故に、夙(二)に興き夜に寐ぬるは禮の制(五)也、(六)賊を討じ讎を報ずるは義の決也、惻隱(七)の心は仁の發也、(八)己を得、人を得るは德の路也、人をして均平にして其所を失はざらし

者人之所レ體。不レ可レ無レ一焉。故夙レ興夜寐禮之制也。討賊報レ讎義之決也。惻隱之心仁之發也。得レ己得レ人德之路也。使三人均平不レ失二其所一。道之化也。出レ君下レ臣。名曰レ命。施二於竹帛一。名曰レ令。奉而行レ之。名曰レ政。夫命失則令不レ行。令不レ行則政不レ立。政不レ立則道不レ通。道不レ通

むるは、道の化也。君より出でゝ臣に下るを、名づけて命と曰ひ、竹帛に施すを、名づけて令(九)と曰ひ、(一一)奉じて之を行ふを、名づけて政と曰ふ。夫れ命失(一〇)すれば則ち令行はれず、令行はれざれば則ち政立たず、政立たざれば則ち道通ぜず、道通ぜざれば則ち邪臣勝ち、邪臣勝てば則ち主の威傷る。(一二)千里にして賢を迎ふるは其路遠く、不肖を致すは其路近し。是を以て、明君は、(一三)近きを舍てゝ遠きを取る、故に能く功を全うす。(一四)人を尙べば、下力を盡す。(一五)一善を廢すれば則ち衆善衰へ、一惡を賞すれば則ち衆惡歸す。(一六)善なる者は其祐を得、惡なる者は其誅を受くれば、則ち國安くして衆善至る。衆疑へば定國なく、(一七)衆惑へば治民なし。(一八)疑(一九)定まり惑還りて、國乃ち安かる可し。一令逆へば則ち百令失し、一惡施せば則ち百惡結ぶ。(二〇)故に。善、順民に施し、(二一)惡、凶民に加ふれば、則ち令行はれて怨無し。(二二)怨をして怨を治めしむ、是れを天に逆ふと謂ふ。讎をして讎を治めしむれば、其禍救はれず。民を治めて平(二三)ならしめ、平なるを致すに淸(二四)を以

則邪臣勝。邪臣勝則主威傷。千里迎賢其路遠。致不肖其路近。是以明君舍近而取遠。故能全功尚人。而下盡力。廢一善。則衆善衰。賞一惡。則衆惡歸。善者得其祐。惡者受其誅。則國安而衆善至。衆疑無定國。衆惑無治民。疑定惑還。國乃可安。一令逆則百令失。一

てすれば、則ち民其所を得て天下寧し。上を犯す者尊く、貪鄙の者富まば、(二五)聖主ありと雖も、其治を致すこと能はじ。上を犯す者は誅し、貪鄙の者は拘せば、(二六)則ち化行はれて衆悪消せん。(二七)清白の士は爵祿を以て得可からず、(二八)節義の士は威刑を以て脅かす可からず。故に明君賢を求むるに、必ず其の以てする所を觀て、(二九)而して焉を致す。清白の士を致すには、其禮を修め、節義の士を致すには、其道を修む。然る後、士致す可くして、名保つ可し。(三〇)

(一) 自然に心に得べき所。己に足りて外に待つ無きこと (二) 互に相親愛する所 (三) 凡て宜しきに適ふ所 (四) 我身に具して行ふべき所 (五) きまり (六) 賊虐の人を討ち君父の讎を報ゆるは義の決斷也 (七) しみじみと心に憐れむ情を起すは仁の發する也 (八) 己の心に得、人の心の歸服を得るは德の通じたる也 (九) 政教人を化するの道也 (一〇) 背きしるす (一一) 百官之を奉じて四海に布き行ふ (一二) 賢者求め難く、不肖者致し易きをいふ (一三) 不肖を捨てて賢を取る也 (一四) 賢人を尚び任ずれば下萬民もよく其力を盡す (一五) 一人の善人を廢し退くれば (一六) 賞罰明かにして其宜を失はざる時は也 (一七) 安定の國なし、卽ち國安定ならず (一八) 治平の民なし、卽ち民治まらず (一九) 疑惑が解けてもとの和順に還りて (二〇) その結果として生じ來るとの意也 (二一) 善事を順服の民に施すと善惡の二字を賞罰の義と解するも亦通ず (二二) 善人を賞せず、私かに思ふに、罪せられる者一令を失へ

惡施則百惡結。故善施二於順民一。惡加二於凶民一。則令行而無レ怨。使二怨治一レ怨。是謂レ逆レ天。使二讎治一レ讎。其禍不レ救。治レ民使レ平。致レ平以レ清則民得二其所一。而天下寧。犯レ上者尊。貪鄙者富。雖レ有二聖主一。不レ能レ致二其治一。犯レ上者誅。貪鄙者拘。則化行而衆惡消。清白之士。不レ可下以二爵祿一得上。節義之士不レ可下以二威刑一脅上。故明君求レ賢。必觀二其所一レ以而致レ焉。致二清白之士一。修二其禮一。致二節義之士一。修二其道一。然後士可レ致。而名可レ保。

る の上）をして怨む者（下民）を治めしめの義か。姑く後考を待つ 〔二三〕平均ならしむ 〔二四〕其心を清うして些の私心なき也 〔二五〕貪りて心いやしき者 〔二六〕法制を以て之を拘束せば 〔二七〕教化、政化、德化の謂也 〔二八〕清廉潔白の士 〔二九〕其人の心の向ふ所に從つて求め致す 〔三〇〕永く明君たるの名を保つべし

夫聖人君子。明二盛衰之源一。通二成敗之端一。審二治亂之機一。知二去就之節一。雖レ窮不レ處二亡國之位一。雖レ貧不レ食二亂邦之粟一。潛レ名抱レ道者。時至而動。

夫れ聖人君子は、盛衰の源を明かにし、成敗の端に通じ、治亂の機を審かにし、去就の節を知る。窮すと雖も亡國（一）の位に處らず、貧しと雖も亂邦の粟を食まず。名を潛め道を抱く者、時至りて動けば、則ち人臣の位を極め、德、（三）己に合へば、（二）則ち殊絶の功を建つ。故に其道高くして、名後世に揚がる。聖王の兵を用ふるは、之を樂むに非ざる也、將に以て暴を誅し亂を討ぜんとする也。夫れ義を以て不義を誅するは、江河を決して爝火（四）に漑ぎ、不測に臨んで墜（五）ちんと欲するを

則極二人臣之位一。德合二於己一。則建二殊絕之功一。故其道高。而名揚二於後世一。聖王用レ兵。非レ樂レ之也。將二以誅レ暴討一レ亂。也。夫以レ義誅二不義一。若下決二江河一而漑二爝火一。臨二不測一而擠上レ欲レ墮。其克必矣。所二以優游恬淡而不一レ進者。重レ傷二人物一也。夫兵者不祥之器。天道惡レ之。不レ得レ已而用レ之。是天

擠すが若く、其克つこと必せり。(六)優游恬淡にして進まざる所以の者は、人物を傷はんことを重ればなり。夫れ兵は不祥の器なり、天道之を惡む。已むを得ずして之を用ふ、是れ天道なり。夫れ人の道に在るは、魚の水に在りて、水を得れば生き、水を失へば死するが若し。故に君子は常に懼れて、道を失ふことを敢てせず。(七)豪傑職を秉れば、國の威乃ち弱く、(八)殺生豪傑に在れば、國の勢乃ち竭く。(九)豪傑首を低るれば、國乃ち久しかる可く、殺生君に在れば、國乃ち安かる可し。四民の用虛なれば、(一〇)國乃ち儲無く、四民の用足れば、國乃ち安樂なり。賢臣内なれば、則ち邪臣外なり、(一一)邪臣內なれば、則ち賢臣斃る。(一二)內外宜しきを失へば、(一三)禍亂世に傳はる。大臣、主を疑へば、衆姦集聚し、臣、君の尊に當れば、上下乃ち昏く、(一四)君、臣の處に當れば、上下序を失ふ。賢を傷ふ者は、殃三世に及び、(一五)賢を蔽ふ者は、身其害を受け、賢を嫉む者は、其名全からず、賢を進むる者は、(一六)福子孫に流る。故に君子は、賢を進むるに急にして、美名彰はる。(一七)一

道也。夫人之在道。若魚之在水。得水而生。失水而死。故君子者常懼。而不敢失道。豪傑秉職。國威乃弱。殺生在豪傑。國勢乃竭。豪傑低首。國乃可久。殺生在君。國乃可安。四民用虛。國乃無儲。四民用足。國乃安樂。賢臣內。則邪臣外。邪臣內。則賢臣斃。內外失宜。禍亂傳世。大臣疑主。衆姦集聚。臣當君尊。上下乃昏。君當臣處。上下失序。傷賢者。殃及三世。蔽賢者。身受其害。嫉賢者。其名不全。進賢者。福流子孫。故君子急於進賢。而美名彰焉。利一害百。民去城郭。利一害萬。國乃思散。去一利百。人乃慕澤。去一利萬。政乃不亂。

を利して百を害すれば、民城郭を去り、一を利して萬を害すれば、國乃ち散ぜんことを思ふ(一八)。一を去りて百を利すれば、人乃ち澤を慕ひ、一を去りて萬を利すれば、政乃ち亂れず。

㊀當に滅亡すべき國の官位などに備りては居らず ㊁隱して自らあらはさざる者 ㊂主の德が也 ㊃かゞり火 ㊄必ず望つるの喩 ㊅寛大にして剛勇ならざる形容 ㊆智勇人にすぐれ權勢強き者百官の職を秉持すれば、政權下に移りて國威弱し ㊇生殺の權が ㊈制を君に受くれば ㊉空虛 (一一)蓄積 (一二)內に在りて事を用ふれば (一三)皆死地に致さる (一四)已む時無し (一五)上が下の職を行ふ也 (一六)蔽て其才德のあらはれぬやうにす (一七)小を利して大を害すればの意也 (一八)國中散亂すと也

三略終

六韜

文韜

(一)文師第一

文王將田。史編布卜曰。田於渭陽。將大得焉。非龍非彲。非虎非羆。兆得公侯。天遺汝師。以之佐昌。施及三王。文王曰。兆致是乎。史編曰。編之太祖

文王、將に田(二)せんとす。史編(三)、卜を布きて曰く、「渭陽(四)に田せば、將に大に得るあらんとす。龍に非ず彲(五)に非ず、虎に非ず羆(六)に非ず、兆(七)、公侯を得たり。天、汝に師を遺り、之を以て昌(八)を佐けて、施いて三王(九)に及ばん。」文王曰く、「兆是(一〇)れを致すか。」史編曰く、「編の太祖史疇、舜(一二)の爲めに占うて皐陶を得たり。兆、此(一一)れに比す」と。文王、乃ち齋(一三)すること三日、田車(一四)に乘り、田馬(一五)に駕して、渭陽に田す。卒に太公が茅(一六)に坐して以て漁するを見る。文王勞うて之に問うて曰く、「子、漁を樂むや。」太公曰く、「君子(一七)は其志を得るを樂み、小人は其事を得

史疇。爲ㇾ禹占得二皐陶一。兆比二於此一。文王乃齋三日。乘二田車一。駕二田馬一。田二於渭陽一。卒見二太公坐ㇾ茅以漁一。文王勞而問ㇾ之曰。子樂ㇾ漁邪。太公曰。君子樂ㇾ得二其志一。小人樂ㇾ得二其事一。今吾漁甚有ㇾ似也。文王曰。何謂二其有ㇾ似也。太公曰。釣有二三權一。祿等以ㇾ權。死等以ㇾ權。官等以ㇾ權。夫釣以

るを樂む。今吾が漁、甚だ似たるあり。」文王曰く、「何をか其の似たるありと謂ふ。」太公曰く、「釣に三權[二一八]あり、祿等[二一九]以て權し、死等[二二〇]以て權し、官等[二二一]以て權す。夫れ釣は以て得んことを求むる也、其情[二二二]深くして、以て大を觀る可し。」文王曰く、「願はくは其情を聞かん[二二三]。」太公曰く、「源深くして水流れ、水流れて魚之に生ずるは、情也。根深くして木長く、木長くして實之に生ずるは、情也。君子、情同じくして親合し、親合して事之に生ずるは、情也。言語應對は情の飾[二二四]也、至情を言ふは、事の極なり。今臣至情を言ひて諱まず、君其れ之を惡まんか。」文王曰く、「惟だ仁人[二二五]は能く正諫を受けて、至情を惡まず。何すれぞ其れ然らん。」太公曰く、「緡微[二二六]にして餌明かなれば、小魚之を食ひ、緡綢[二二七]にして餌香しければ、中魚之を食ひ、緡隆[二二八]んにして餌豐かなれば、大魚之を食ふ。夫れ魚は其餌を食うて、乃ち緡に牽かれ、人は其祿を食みて、乃ち君に服す。故に餌を以て魚を取れば、魚殺す可く、祿を以て人を取れば、人竭す[二二九]可く、家[二三〇]を以て國を取れ

求得也。其情深可以觀大矣。文王曰。願聞其情。太公曰。源深而水流。水流而魚生之。情也。根深而木長。木長而實生之情也。君子情同而親合。親合而事生之。情也。言語應對者情之飾也。言至情者事之極也。今臣言至情不諱。君其惡之乎。文王曰。唯仁人能受正

ば、國拔く可く、國を以て天下を取れば、天下畢す可し。嗚呼、(三一)曼曼緜緜として、其聚必ず散ず。(三二)嘿嘿昧昧として、其光必ず遠し。微なるかな聖人の德、(三三)誘乎として獨り見る。樂しきかな聖人の(三四)慮、各〻其次に歸して斂を立つ。」文王曰く、「斂を立つること何若してか、天下之に歸せん。」太公曰く、「天下は一人の天下に非ず、乃ち天下の天下也。天下の利を同じうする者は則ち天下を得、天下の利を擅にする者は則ち天下を失ふ。(三五)天に時あり、地に財あり、能く人と之を共にするは仁なり。仁の在る所は、天下之に歸す。(三六)人の死を免れしめ、人の難を解き、人の患を救ひ、人の急を濟ふは、德なり。德の在る所は、天下之に歸す。人と憂を同じうし、樂を同じうし、好を同じうし、惡を同じうするは、義なり。義の在る所は、天下之に赴く。凡そ人は、死を惡んで生を樂み、德を好んで利に歸す。(三七)生利を能くするは道なり。道の在る所は、天下之に歸す。」文王、再拜して曰く、「允なるかな、敢て(三八)天の詔命を受けざらんや」と。乃ち載せて與に倶に歸

諫㆒。不惡㆓至情㆒。何爲其然。太公曰。緡微餌明、小魚食ㇾ之。緡綢餌香。中魚食之。緡隆餌豐。大魚食ㇾ之。夫魚食㆓其餌㆒。乃牽㆓於緡㆒。人食㆓其祿㆒。乃服㆓於君㆒。故以ㇾ餌取ㇾ魚。魚、可ㇾ殺。以ㇾ祿取ㇾ人。人可ㇾ竭。以ㇾ家取ㇾ國、國可ㇾ拔。以ㇾ國取㆓天下㆒。天下可ㇾ畢、嗚乎、曼曼緜緜。其聚必散。嘿嘿昧昧、其光

り、立てゝ師となす。

(一) 文王の師といふ義。文王、渭水の陽に獵して呂尚に遇ひ、立てゝ師となす事を述ぶ (二) 獵の總稱 (三) 周の大史、名は編、卜を掌る官 (四) 渭水の北 (五) 螭に同じ。龍に似て黄、角無きもの (六) ひぐま。猛獸也 (七) うらかた。龜を灼きて出でたる割れ目 (八) 文王の名 (九) 文王武王成王、即ち子孫までの功臣たらんと也 (一〇) それは吉兆也、その通りなるべきか (一一) 一本「易」に作る。今直解に從ふ (一二) 今の卜兆はこれと相同じきものあり (一三) ものいみ。齋戒 (一四) 田獵用の輕き車 (一五) 田獵用の足疾き馬 (一六) 茅草に坐して漁釣す (一七) 一本此句の上に「臣聞」の二字あり、似たるありの次に「殆非ㇾ樂ㇾ之也」の五字あり (一八) 三等の權術 (一九) 等はヒトシの義。餌を以て魚を釣るは祿を以て人を取るに等しと也 (二〇) 香餌の下に必ず死魚あるは、重祿の下に死士あるに等しと也 (二一) 魚の大小によりて其用を異にするは人才の大小に應じてそれぞれ其任ずる所の官を異にするに等しと也 (二二) 魚釣は小事のやうなれども斯く考へ來れば其意義深遠、以て大事を觀るべしと也 (二三) 其深き心ばへ (二四) 君子若し其情相同じければ、親しんで和合す (二五) 事の至極する所にて飾なき也 (二六) 釣絲が細く見えない樣で餌が明かにわかれば (二七) 綢は密也、強くしつかりと謂ふ意ならん。一本調に作る (二八) 隆は太きをいふ (二九) 天下の人をば盡く取りつくすべし (三〇) 家は士大夫、國は諸侯、祿を以て人を取るの理をおしひろむる時は、よく天下の人心を一に歸せしむべしと也 (三一) 長くして絕えざる貌、一族親類などのはびこりて盛なるも必ず離散すと也、所謂盛者必衰の意也、これ人心の歸を得ざる常夫也 (三二) 幽微にして見えざる貌、聖人の光を包み跡を隱すをいふ、德つゝむと雖も其光必ず遠きに及び人心之に歸すと也 (三三) 德を以て人を誘ひ、人心自ら之に歸服し、事に從ひて其德獨り自ら具はる (三四) 天下を運るや、各々之をして其次（舍也、ヤドル處、即ち

必遠。微哉聖人之德。誘乎獨見。樂哉聖人之慮。各歸其次。而立レ斂焉。文王曰。立レ斂何若。而天下歸レ之。太公曰。天下非二一人之天下一。乃天下之天下也。同二天下之利一者。則得二天下一。擅二天下之利一者。則失二天下一。天有レ時。地有レ財。能與レ人共レ之者仁也。仁之所レ在。天下歸レ之。免二人之死一。解二人之難一。救二人之患一。濟二人之急一者德也。德之所レ在。天下歸レ之。與レ人同レ憂。同レ樂。同レ好。同レ惡者義也。義之所レ在。天下赴レ之。凡人惡レ死而樂レ生。好レ德而歸レ利。能二生利一者道也。道之所レ在。天下歸レ之。文王再拜曰。允哉。敢不レ受二天之詔命一乎。乃載與俱歸。立爲レ師。

人心のそれ〴〵歸する處）に歸るを得しめて、人心を收斂するの法を立つ　三五　萬民と天下の利を同じうす、即ち天下を以て天下の天下とする者　三六　天に歲時ありて萬物生成し、地に萬物ありて人民育成す、能く天時地財を人と共にして一點の私無きを仁といふ　三七　生と利とを能くする者は即ち道也。道を以てせざれば眞の生と眞の利とは得べからずとならん。普通には「能く利を生ずる者は道也」と訓ず　三八　上文、卜の辭に「天、汝に師を遺り」とあるに應ず

文王問二太公一曰。天下熙熙。一盈一虛。一治一亂。所二以然一者何也。其君賢不肖不レ等乎。其天時變化自然乎。太公曰。君不肖。則國危而民亂。君賢聖。則國安而民治。禍福在レ君。不レ在二天時一。文王曰。古之聖賢可レ得聞一乎。

盈虛第二（一）

文王、太公に問うて曰く、「天下熙熙たり、一盈一虛、一治一亂。然る所以のものは何ぞや。其れ君の賢不肖の等しからざるか、其れ天時變化の自然か。」太公曰く、「君不肖なれば、則ち國危くして民亂れ、君賢聖なれば、則ち國安くして民治まる。禍福は君に在りて天の時に在らず。」文王曰く、「古の聖賢、得て聞く可きか。」太公曰く、「昔者帝堯の天下に王たるや、上世の所謂賢君也。」文王曰く、「其治如何。」太公曰く、「帝堯の天下に王たるの時、金銀珠玉をば飾らず、錦繡文綺をば衣ず、奇怪珍異をば視ず、玩好の器をば寶とせず、淫佚の樂をば聽かず、宮垣屋室をば堊せず、甍桷椽楹をば斲らず、茅茨は庭に偏けれども剪らず。鹿裘寒を禦ぎ、布衣形を掩ひ、糲粱の飯、藜藿の羹。役作の故を以て民の耕織の時を害せず。心を削し志を約して、事に無爲に從ひ、吏の忠正にして

太公曰。昔者帝堯王㆓天下㆒。上世所謂賢君也。文王曰。其治如何。太公曰。帝堯王㆓天下㆒之時。金銀珠玉不㆑飾。錦繡文綺不㆑衣。奇怪珍異不㆑視。玩好之器不㆑寶。淫佚樂不㆑聽。宮垣屋室不㆑堊。甍桷椽楹不㆑斲。茅茨徧㆑庭不㆑翦。鹿裘禦㆑寒。布衣掩㆑形。糲粱之飯。藜藿之羹。不㆘以㆓役

法を奉ずる者は、其位を尊くし、廉潔にして人を愛する者は、其祿を厚くす。民の孝慈(一三)ある者は、之を愛敬し、力を農桑に盡す者は、之を尉勉(一四)し、淑慝(一五)を旌別して、其門閭に表す。心を平にし節(一六)を正し、法度を以て邪僞を禁じ、憎む所の者も、功あれば必ず賞し、愛する所の者も、罪あれば必ず罰す。天下の鰥寡孤獨を存養し、禍亡の家を賑贍す。其自ら奉ずるや甚だ薄く、其賦役や甚だ寡し。故に萬民富樂にして、饑寒の色なく、百姓其君を戴くこと、日月の如く、其君を視ること、父母の如し。」文王曰く、「大なるかな、賢德(一七)の君也。」

(一) 氣化の盛衰は人事得失の致す所なるをいふ (二) 廣大の貌 (三) 或は氣化盈ちて治まり或は氣化虚しくして亂る (四) 上古の世 (五) 白土にて塗らず (六) おね、たるき (七) ちがや、ばら等の草 (八) 衣の極めて粗なるをいふ (九) 糲はくろごめ、粱は粟に似て大なるもの、藜はあかざ、藿は菽(マメ)の小なる者、又は菽の葉といふ、何れも食の粗なるをいふ (一〇) 家の普請などにて臨時に民にあつる役 (一一) 我心の欲を削り去りて潔白にし、我がしたきまゝをせずして省約す (一二) 無爲の治を爲す (一三) 父母に孝に、孤幼に慈なる者 (一四) 勵めはげます (一五) 淑は善也。慝は惡也。善人をも惡人をも其居る所の門閭に旌表して以て善を勸め惡を懲す (一六) 禮節を正しうす (一七) 一本「賢君之德也」(賢君の德や)に作る

作之故害民耕織之時。削心約志。從事乎無爲。吏忠正奉法者。尊其位。廉潔愛人者。厚其祿。民有孝慈者。愛敬之。盡力農桑者。慰勉之。旌別淑慝。表其門閭。平心正節。以法度禁邪僞。所憎者。有功必賞。所愛者。有罪必罰。存養天下鰥寡孤獨。賑贍禍亡之家。其自奉也甚薄。其賦役也甚寡。故萬民富樂。而無饑寒之色。百姓戴其君如日月。親其君如父母。文王曰。大哉賢德之君也。

文王問ニ太公一曰。願聞ニ爲ㇾ國之大務一。欲ㇾ使ニ主尊人安一。爲ㇾ之奈何。太公曰。愛ㇾ民而已。文王曰。愛ㇾ民奈何。太公曰。利而勿ㇾ害。成而勿ㇾ敗。生而勿ㇾ殺。予而勿ㇾ奪。樂而勿ㇾ苦。喜而勿ㇾ怒。文王曰。敢請ㇾ釋ニ其故一。太公曰。民不ㇾ失ㇾ務。則

(一)國務第三

文王、太公に問うて曰く、「願はくは國を爲むるの大務を聞かん。主尊く人安からしめんと欲す、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「民を愛するのみ。」文王曰く、「民を愛するとは奈何。」太公曰く、「利して害すること勿れ、成して敗ること勿れ、生かして殺すこと勿れ、予へて奪ふこと勿れ、樂ましめて苦むること勿れ、喜ばしめて怒らすこと勿れ。」文王曰く、「敢て請ふ其故を釋け。」太公曰く、「民、(二)務を失はざるは、則ち之を利するなり。農、(三)時を失はざるは、則ち之を成すなり。罪なきを罰せざるは、則ち之を生かすなり。賦斂を薄くするは、則ち之に與ふるなり。宮室臺榭を(四)儉にするは、則ち之を樂ましむるなり。(五)吏清くして苛擾ならざるは、則ち之を喜ばしむるなり。民、其務を失ふは、則ち之を害するなり。農、其時を失ふは、則ち之を敗るなり。罪なくして罰するは、則ち之を

利レ之。農不レ失レ時。則成レ之。不レ罰レ無レ罪。則生レ之。薄ニ賦斂ー。則與レ之。儉ニ宮室臺榭ー。則樂レ之。吏清不ニ苛擾ー。則喜レ之。民失ニ其務ー。則害レ之。農失ニ其時ー。則敗レ之。無レ罪而罰。則殺レ之。重ニ賦斂ー。則奪レ之。多營ニ宮室臺榭ー。以疲ニ民之力ー。則苦レ之。吏濁苛擾。則怒レ之。故善爲レ國者。馭レ民如ニ父母之愛一レ子。如ニ兄之愛一レ弟。見ニ其饑寒ー。則爲レ之憂。見ニ其勞苦ー。則爲レ之悲。賞罰如レ加ニ於身ー。賦斂如レ取ニ於己ー。此愛レ民之道也。

殺すなり。賦斂を重くするは、則ち之を奪ふなり。多く宮室臺榭を營んで、以て民力を疲らすは、則ち之を苦むるなり。吏濁りて苛擾するは、則ち之を怒らすなり。故に、善く國を爲むる者は、民を馭すること、父母の子を愛するが如く、兄の弟を愛するが如し。其饑寒を見れば、則ち之が爲めに憂へ、其勞苦を見れば、則ち之が爲めに悲み、(六)賞罰は身に加はるが如く、賦斂は己より取るが如し、此れ民を愛するの道也。」

(一) 國を治むる要務を述ぶ　(二) 農桑等の業務　(三) 耕穫其時を得　(四) 儉にすれば民を役使せず即ち之を樂しましむる也　(五) 吏官清白にして慾にふけらず、苛法を行はず擾害せず　(六) 賞罰は自己の身に加はるが如し、即ち民を賞すれば己の身に賞を加へられたる如く嬉しく、罰するには己が身を罰せらるゝ如く悲しく思ふ也

文王問太公曰君臣之禮如何太公曰爲上唯臨爲下唯沈臨而無遠沈而無隱爲上唯周爲下唯定周則天也定則地也或天或地大禮乃成文王曰主位如何太公曰安徐而靜柔節先定善與而不爭虛心

大禮第四

文王、太公に問うて曰く、「君臣の禮は如何。」太公曰く、「上となりては(二)唯だ臨み、下となりては(三)唯だ沈む。(四)臨んで遠ざかること無く、(五)沈んで隱すこと無し。上となりては(六)唯だ周く、下となりては(七)唯だ定まる。周きは天に則る也、定まるは地に則る也。或は天、或は地、大禮乃ち成る。」文王曰く、「主の位は如何。」太公曰く、「(八)安徐にして靜に、(九)柔節にして先づ定まり、(一〇)善く與へて爭はず、心を虛しく志を平かにし、(一一)物を待つに正しきを以てす。」文王曰く、「主の聽は如何。」太公曰く、「(一二)妄りにして許すこと勿れ、逆へて拒ぐこと勿れ。之を許せば則ち(一三)守を失ひ、之を拒げば則ち(一四)閉塞す。(一五)高山は之を仰ぐとも極む可からざる也、深淵は之を度るとも測る可からざる也、(一六)神明の德、正靜にして其れ極まれり。」文王曰く、「主の明は如何。」太公曰く、「目は明を貴び、耳は聰を貴び、心は智を

平ㇾ志。待ㇾ物以ㇾ正。文王曰。主聽如何。太公曰。勿二妄而許一。勿二逆而拒一。許ㇾ之則失ㇾ守。拒ㇾ之則閉塞。高山仰ㇾ之不ㇾ可ㇾ極也。深淵度ㇾ之不ㇾ可ㇾ測也。神明之德正靜其極。文王曰。主明如何。太公曰。目貴ㇾ明。耳貴ㇾ聽。心貴ㇾ智。以二天下之目一視。則無ㇾ不ㇾ見也。以二天下之耳一聽。則無ㇾ不ㇾ聞也。以二天下之心一慮。則無ㇾ不ㇾ知也。輻湊竝進。則明不ㇾ蔽矣。

貴ぶ。天下の目を以て視れば、則ち見ざる無き也、天下の耳を以て聽けば、則ち聞かざる無き也、天下の心を以て慮れば、則ち知らざる無き也、輻湊（一七）して竝び進めば、則ち明蔽はれず。」

（一）君臣の大體を論ず　（二）只善事善行を以て下萬民に臨む　（三）上を敬ひて沈伏す　（四）民に臨んでは驕らずしてよく民と親しみ之に遠ざかる無きを要す　（五）沈伏すと雖も只畏れ敬ふのみにて云ふべき事をも隱して言はざる樣にては宜しからず　（六）恩惠あまねく萬民に至る　（七）我が分を守りて安定す　（八）妄に物に動搖せず心廣く豊ゆたかなるべし　（九）己をへり下り、剛强ならず、節義を立てゝよく治定す　（一〇）柔節にして己を謙するが故に物に勝つの心緒を也　（一一）萬事萬物に對する凡て公正にして偏頗ならず　（一二）其言を聽きて其正邪得失を我心に辨へずして妄に從ふが如き事あるべからず　（一三）吾が心の守　（一四）吾が耳の聽を閉ぢ塞ぐ也　（一五）人主心を虚しうして人言を聽く、其容るゝ高大深遠外より測度すべからずと也　（一六）神明は心の德也。吾が心の神明の德は正靜を以て極となす。正靜とは、よく躁ならず、又よく偏ならず、虚心にして人言を聽き、能く之を取舍するの謂也　（一七）車の一轂に衆輻のあつまる如く、三つの者（天下の目、天下の耳、天下の心）悉く人君の所へあつまりて並び進めば、人主の明蔽はるゝ事なし

文王寢レ疾。召二太公望一。太子發在レ側。曰。嗚呼天將レ棄レ予。周之社稷。將二以屬一レ汝。今予欲下師二至道之言一。以明傳中之子孫上。太公曰。王何所レ問。文王曰先聖之道。其所レ止。其所レ起。可二得聞一乎。太公曰。見レ善而怠。時至而疑。知レ非而處。此三者道之所レ止也。柔而靜。恭而敬強而弱。忍而剛。此四者道之所レ起也。故義勝レ欲則昌。欲勝レ義則亡。敬勝レ怠則吉。怠勝レ敬則滅

(一)明傳第五

文王、疾に寢ねて、太公望を召す。(二)太子發、側に在り。(三)曰く、「嗚呼、(四)天、將に予を棄てんとす、周の社稷、將に以て汝に屬せんとす。今、予、至道の言を師として、以て明かに之を子孫に傳へんと欲す。」太公曰く、「王、何の問ふ所ぞ。」文王曰く、「先聖の道、其の止まる所、其の起る所、得て聞く可きか。」太公曰く、「善を見て而も怠り、(五)時至りて而も疑ひ、非を知りて而も處る、(六)此三者は道の止まる所也。柔にして靜、恭にして敬、(七)強にして弱、忍にして剛、此四者は道の起る所也。故に、義、欲に勝てば則ち昌え、欲、義に勝てば則ち亡び、敬、怠に勝てば則ち吉、怠、敬に勝てば則ち滅ぶ。

(一) 至道の言を以て明に之を子孫に傳ふる也 (二) 武王也 (三) 文王曰く (四) 疾みて將に死せんとすと (五) 其の行はれずして止まる所と、其の行はれて起る所 (六) 止むる能はず (七) 強弱兼ね備へ其よろしきに從ふ

文王問二太公一曰。君レ國主レ民者。其所三以失レ之者何也。太公曰。不レ謹レ所レ與也。人君有二六守三寶一。文王曰六守何也。太公曰。一曰仁。二曰義。三曰忠。四曰信。五曰勇。六曰謀。是謂二六守一。文王曰。謹擇二六守一者何。太公曰。富レ之

(一)六守第六

文王、太公に問うて曰く、「國に君たり民に主たる者、其の之を失ふ所以の者は何ぞや。」太公曰く、「(二)與する所を謹まざれば也。人君に、六守、三寶あり。」文王曰く、「六守とは何ぞや。」太公曰く、「一に曰く仁、二に曰く義、三に曰く忠、四に曰く信、五に曰く勇、六に曰く謀、是れを六守と謂ふ。」文王曰く、「謹んで六守の者を擇ぶは何ん。」太公曰く、「(四)之を富まして、其の犯すこと無きを觀、之を(三)貴くして、其の驕ること無きを觀、之に(五)付して、其の(六)轉ずること無きを觀、之を使うて、其の隱すこと無きを觀、之を危くして、其の恐るゝこと無きを觀、之に(七)事して、其の窮すること無きを觀よ。之を富まして犯さゞる者は、仁也。之を貴くして驕らざる者は、義也。之に付して轉ぜざる者は、忠也。之を使うて隱さゞる者は、信也。之を危くして恐れざる者は、勇也。之に事して窮せざる者は、謀

而觀二其無一レ犯。貴レ之而觀二其無一レ驕。付レ之而觀二其無一レ轉。使レ之而觀二其無一レ隱。危レ之而觀二其無一レ恐。事レ之而觀二其無一レ窮。富レ之而不レ犯者仁也。貴レ之而不レ驕者義也。付レ之而不レ轉者忠也。使レ之而不レ隱者信也。危レ之而不レ恐者勇也。事レ之而不レ窮者謀也。人君無下以二三寶一借上人。借レ人則君

也。人君、三寶を以て人に借すこと無かれ、人に借せば、則ち君其威を失ふ。」

文王曰く、「敢て三寶を問ふ。」太公曰く、「大農、大工、大商、之を三寶と謂ふ。(八)農其郷に一なれば、(九)則ち穀足り、工其郷に一なれば、則ち器足り、商其郷に一なれば、則ち貨足る。三寶、各々其處に安んずれば、民乃ち慮らず、(一〇)其郷を亂ること無く、其族を亂ること無く、(一一)臣、君よりも富むこと無く、都、國よりも大なること無し。(一二)六守長ずれば則ち君昌え、三寶全ければ則ち國安し。(一三)

(一) 仁義忠信勇謀の六つを守りて失はざる事を述ぶ (二) 共に與に國を守るの人を選擇するに能く謹まざるの結果也 (三) 臣として此六守あるの人か否かといふ事を擇ぶには如何すべきか (四) 之を富まして見て、富に驕りて義を犯す事無きか否かを觀る (五) 重任を付與して (六) 志を轉じて非望を抱く (七) 事變に當らしめて (八) 國は民を以て寶とす、農工商は即ち民也、大といふは其用の廣きを稱美していふ語か、又は天下の廣きを以ていふ語ならん (九) 其郷に專ら安んじて他に遷らざれば (一〇) 他の慮を起す事なく安心して其事務に從事す (一一) 各自其業に安んじて其一郷を亂す事なく、己が一族を亂す事なし (一二) 人各々其分を守る也 (一三) 國は國家にて天子又は諸侯の城の有る所。都は邑の祖廟ある所にて即ち子弟又は大臣の封所也。凡て上は上たり下は下たる分限に應じ、人々

其地位を守り安じて犯す事無きをいふ

失二其威一。文王曰。敢問二三寶一。
太公曰。大農大工大商謂二之三寶一。農一二其郷一。則穀足。工一二其郷一。則器足。商一二其郷一。則貨足。
三寶各安二其處一。民乃不レ慮。無レ亂二其郷一。無レ亂二其族一。臣無レ富二於君一。都無レ大二於國一。六守長則君昌。
三寶全則國安。

文王問二太公一曰。守レ土奈何。太公曰。無レ疏二其親一。無レ怠二其衆一。撫二其左右一。御二其四旁一。無レ借二人國柄一。借二人國柄一。則失二其權一。無二掘レ壑而附一レ丘。無二舍レ本而治一レ末。日中必彗。操レ刀必割。執レ斧必伐。日中不レ彗。是謂レ失レ時。操レ刀不レ割。失二利

守土第七(一)

文王、太公に問うて曰く、「(二)土を守ること奈何。」太公曰く、「(三)其親を疏んずること無かれ、(四)其衆に怠ること無かれ、(五)其左右を撫し、(六)其四旁を御し、(七)人に國柄を借すこと無かれ。人に國柄を借せば、則ち(八)其權を失ふ。(九)壑を掘り、丘に附くること無かれ。本を舍てゝ末を治むること無かれ。(一〇)日中すれば必ず彗し、刀を操れば必ず割き、斧を執れば必ず伐る。日中して彗さゞる、是れを時を失ふと謂ひ、刀を操りて割かざれば、利の期を失ひ、斧を執りて伐らざれば、賊人將に來らんとす。(一一)涓涓たるを塞がずんば、將に江河とならんとす。(一二)熒熒たるを救はずんば、炎炎たるを奈何せん。(一三)兩葉去らずんば、將に(一四)斧柯を用ひんとす。是故に、人君必ず事(一五)に富に從ふ。富まさゞれば以て仁を爲すこと無く、施さゞれば以て(一六)親を合すること無し。其親を疏んずれば則ち害あり、其衆を失へば則ち敗る。人に(一七)利器を

之期。執レ斧不レ伐。賊人將レ來。涓涓不レ塞。將レ爲二江河一。熒熒不レ救。炎炎奈何。兩葉不レ去。將レ用二斧柯一。是故人君必從二事於富一。不レ富無二以爲一レ仁。不レ施無二以合一レ親。疏二其親一則害。失二其衆一則敗。無レ借二人利器一。借二人利器一。則爲二人所一レ害而不レ終二其世一。文王曰。何謂二仁義一。太公曰。敬二其衆一。合二其親一。

借すこと無かれ、人に利器を借せば、則ち人の爲めに害せられて其世を終へず。(一八)」文王曰く、「何をか仁義と謂ふ。」太公曰く、「其衆を敬し、其親を合す。其衆を敬すれば則ち和し、其親を合すれば則ち喜ぶ、是れを仁義の紀と謂ふ。(一九)人をして汝の威を奪はしむること無かれ。(二〇)其明に因り、其常に順ふ。(二一)順ふ者は之に任ずるに德を以てし、逆ふ者は之を絶つに力を以てす。(二二)之を敬して、疑ふこと勿ければ、天下和服す。」

(一) 疆土を保守する事について述ぶ　(二) 吾が國の疆土　(三) 其九族の親　(四) 天下の民衆を忽慢輕忽にする勿れ　(五) 近侍の臣を撫育す　(六) 四方の土を控御す。遠きをたつくるをいふ　(七) 政柄也　(八) 人君としての威權　(九) 諸解紛々たり。直解には、谿（森を谷）既に深きに又之を掘り、丘既に高きに又之を附く、之れ已に權威ある人に又權威を附くるの喩とす。或は全解等の説に從ひて、谿を掘りて其土を丘に加ふるは至難也、凡そ功を成さんとする者は無理を爲すことなく、能く形勢を察して爲すべしと解する方可ならんか　(一〇) 日中天に至れば癈也、即ち物をほしさらすべし　(一一) 細流の貌　(一二) 火のちよろ〱と燃ゆる程に消さざれば　(一三) ふたば、植物の初生也　(一四) 大木となるをいふ　(一五) 富まん事を事とす、此富は私利の富にあらず、下文にいふ如く人に施し仁を爲さんがための富也　(一六) 九族の親を合することを能はず　(一七) 上文に國柄とあるに同じく政柄也。生殺賞罰の權を

敬二其衆一則和。合二其親一則喜。是謂二仁義之紀一。無レ使三人奪二汝威一。因二其明一。順二其常一。順者任レ之以レ德。逆者絶レ之以レ力。敬レ之勿レ疑。天下和服。

いふ（二八）我一世をも終へずして身を亡ぼすと也（二九）其用の大ぐゝりの義（三〇）其人心の明に因りて其天道の常に順ふ（三一）順ふ者は徳を以て任使す（三二）人君たる者斯の如くよく事を敬して

文王問二太公一曰。守レ國奈何。太公曰。齋。將二語二君天地之經。四時所レ生。仁聖之道。民機之情一。王卽齋七日。北面再拜而問レ之。太公曰。天生二四時一。地生二萬物一。天下有レ民。聖人牧レ之。故春道生。萬物榮。夏道長。萬物成。秋道斂。

(一)守國第八

文王、太公に問うて曰く、「國を守ること奈何。」太公曰く、「齋せよ(二)、將に君は天地の經(三)、四時の生ずる所(四)、仁聖の道、民機の情(五)を語らんとす。」王、齋すること七日、北面(六)し、再拜して之を問ふ。太公曰く、「天四時を生じ、地萬物を生ず。天下民あり、聖人之を牧す(七)。故に、春の道は生じ、萬物榮ゆ。夏の道は長じ、萬物成る。秋の道は斂め、萬物盈つ。冬の道は藏し、萬物靜なり。盈てば則ち藏し、藏すれば則ち復た起り、終る所を知る莫く、始まる所を知る莫し。聖人(八)之に配して、以て天地の經紀(九)たり。故に天下治まれば(一〇)仁聖藏れ、天下亂るれば仁聖昌なり。至道(一一)其れ然る也。聖人の天地の間に在るや、其寶(一二)固に大なり。其常(一三)に因りて之を視れば則ち民安し。夫れ(一四)民動いて機を爲し、機動いて得失爭ふ。故に(一五)之を發するに其陰(一六)を以てし、之を會するに其陽を以てし、之が爲めに(一七)先づ唱へて、

萬物盈。冬道藏。萬物靜。盈則藏。藏則復起。莫レ知レ所レ終。莫レ知レ所レ始。聖人酬レ之。以爲二天地經紀一。故天下治。仁聖藏。天下亂。仁聖昌。至道其然也。聖人之在二天地間一也。其實固大矣。因二其常一而視レ之。則民安。夫民動而爲レ機。機動而得失爭矣。故發レ之以二其陰一。會レ之以二其陽一。爲二之先唱一。天下和レ之。極反二其常一。莫二進而爭一。莫二退而遜一。守レ國如レ此。與二天地一同レ光。

「天下之に和し、極まりて其常に反り、進んで爭ふこと莫く、退いて遜ること莫し。國を守ること此の如くなれば、天地と光を同じうす。」（一八）

（一）國家を保守する道を言ふ　（二）ものいみせよ　（三）經常の理　（四）生長收藏の妙處　（五）民の機の發動する情　（六）臣の位也。師として敬する爲めに特に北面せる也　（七）君となりて之を司牧す　（八）此天地の道に配して政を爲し　（九）經緯綱紀たり　（一〇）仁聖の惠にあづかるが常になりて諸人それと心附かず、恰もかくれて無きが如しと也　（一一）聖人の道の至極する所　（一二）其實とする所の者。易の繫辭下に「天地ノ大德ヲ生ト曰フ、聖人ノ大寶ヲ位ト曰フ」　（一三）民の情にそむかず、其常理常道に因つて民を撫視すれば　（一四）民心動きて欲の萌すもの即ち機也。欲萌すが故に得失の爭起る　（一五）之とは得失の爭を指す、發は開發振作の義、陰即ち兵刑を以て得失の爭を治むと也　（一六）陽即ち德澤を以て之を合す　（一七）仁聖の君、上に在りて先づ唱へ　（一八）過不及なくよく中和の道を得るの義也

文王問二太公一曰。王レ人者。何上何下。何取何去。何禁何止。太公曰。上レ賢下二不肖一。取二誠信一去二詐僞一。禁二暴亂一止二奢侈一。故王レ人者。有二六賊七害一。文王曰。願聞二其道一。太公曰。夫六賊者。一曰。臣有下大作二宮室池樹一。遊觀倡樂者上。傷二

上賢第九

文王、太公に問うて曰く、「人に王たる者は、何をか上とし何をか下とし、何をか取り何をか去り、何をか禁じ何をか止めん。」太公曰く、「賢を上とし不肖を下とし、誠信を取り、詐僞を去り、暴亂を禁じ、奢侈を止む。故に人に王たる者は、六賊、七害あり。」文王曰く、「願はくは其道を聞かん。」太公曰く、「夫れ六賊とは、一に曰く、臣、大に宮室池樹を作りて、遊觀倡樂する者あれば、王の德を傷る。二に曰く、民、農桑を事とせず、任氣游俠し、法禁を犯歴し、吏の敎に從はざる者あれば、王の化を傷る。三に曰く、臣、朋黨を結び、賢智を蔽ひ、主明を障ふる者あれば、王の權を傷る。四に曰く、士、志を抗げ節を高くして、以て氣勢を爲し、外、諸侯に交はりて、其主を重んぜざる者あれば、王の威を傷る。五に曰く、臣、爵位を輕んじ、有司を賤み、上の爲めに難を犯すを羞づる者あ

王之徳。二曰。民有不事農桑。任氣遊俠。犯歴法禁。不從吏教者。傷王之化。三曰。臣有結朋黨。蔽賢鄣智。障主明者。傷王之權。四曰。士有抗志高節。以爲氣勢。外交諸侯。不重其主者。傷王之威。五曰。臣有輕爵位。賤有司。羞爲上犯難者。傷功臣之勞。六曰。強宗侵奪。陵侮

れば、功臣の勞を傷る。六に曰く、強宗侵奪貧弱を陵侮するは、庶人の業を傷る。七害とは、一に曰く、智略權謀(七)なくして、之を重賞尊爵す、故に強勇にして戰を輕んじ、外に(八)僥倖す、王者謹んで將たらしむること勿れ。二に曰く、名ありて實なく、出入(九)異言し、善を掩ひ(一〇)惡を揚げ、進退巧を爲す(一二)、王者謹んで與に謀ること勿れ。三に曰く、其身躬を朴にし(一一)、其衣服を惡しくし、無爲を語りて以て名を求め(一三)、無欲を言ひて以て利を求むるは、此れ僞人なり、王者謹んで近づくること勿れ。四に曰く、其冠帶を奇にし、其衣服を偉にし、博聞辯辭、虛論高議して、以て容美を爲し(一四)、窮居靜處して時俗を誹る、此れ姦人なり、王者謹んで寵すること勿れ。五に曰く、讒佞(一五)苟くも得て、以て官爵を求め、果敢死を輕んじて、以て祿秩を貪り、大事を圖らず、利を貪りて動き、高談虛論を以て、人主に說ばす、王者謹んで使ふこと勿れ。六に曰く、彫文刻鏤(一六)、技巧華飾を爲して、農事を傷る、王者必ず禁ぜよ。七に曰く、僞方(一七)異技、巫蠱(一八)左道、不祥の言、

貧弱。傷庶人之業。七害者、一曰、無智略權謀、而重賞尊爵之。故強勇輕戰、僥倖於外。王者謹勿使爲將。二曰、有名無實、出入異言、掩善揚惡、進退爲巧。王者謹勿與謀。三曰、朴其身躬、惡其衣服、語無爲以求名、言無欲以求利、此僞人也。王者謹勿近。四曰、奇其冠帶、

良民を幻惑するをば、王者必ず之を止めよ。故に、民、力を盡さゞるは、吾が民に非ざる也。士、誠信ならざるは、吾が士に非ざる也。臣、(一九)忠諫せざるは、吾が臣に非ざる也。吏、平潔(二〇)にして人を愛せざるは、吾が吏に非ざる也。相、國を富まし兵を強くし、陰陽を調和して、以て萬乘の主を安んじ、羣臣(二一)を正しくし、名實を定め、賞罰を明かにし、萬民を樂ましむること能はざるは、吾が相に非ざる也。夫れ王者の道は、龍首(二二)の如く、高く居りて遠く望み、深く視て審かに聽き、其形(二三)を示して、其情(二四)を隱し、天の高くして極む可からざるが若く、淵の深くして測る可からざるが若くす。故に、怒る可くして而も怒らざれば、姦臣乃ち作り、殺す可くして而も殺さゞれば、大賊乃ち發し、兵勢(二五)行はれざれば、敵國乃ち強し。」文王曰く、「善いかな。」

(一) 賢者を上となし不肖者を下となす事を述ぶ　(二) 美しき家屋、泉水樹園　(三) 氣を任使し騎だてなどをし所謂男氣を出して馬鹿なくさをいふ　(四) おかす。區はあれもこれもといふ意にや　(五) 教化、政化　(六) 己が分より高ぶり、衛備をも高上にして氣勢をつよくす　(七) 強大の宗相使し用事ひ、貧弱の民を陵侮す、これ宗族の縱橫に

偉二其衣服一。博聞辯辭虛論高議。以爲二容美一。窮居靜處而誹二時俗一。此姦人也。王者謹勿レ寵。五曰。譏佞苟得。以求二官爵一。果敢輕レ死。以貪二祿秩一。不レ圖二大事一。貪レ利而動。以二高談虛論一說二於人主一。王者謹勿レ使。六曰。爲二彫文刻鏤。技巧華飾一。而傷二農事一。王者必禁レ之。七曰。僞方異技。巫蠱左道。不祥之言。幻二惑良民一。王者必止レ之。故民不レ盡レ力。非二吾民一也。士不二誠信一。非二吾士一也。臣不二忠諫一。非二吾臣一也。吏不二平潔愛一レ人。非二吾吏一也。相不レ能下富レ國強レ兵。調二和陰陽一。以安二萬乘之主一。正二羣臣一。定二名實一。明二賞罰一。樂中萬民上。非二吾相一也。夫王者之道。如二龍首一。高居而遠望。深視而審聽。示二其形一。隱二其情一。若二天之高不レ可レ極也。若二淵之深不レ可レ測也。故可レ怒而不レ怒。姦臣乃作。可レ殺而不レ殺。大賊乃發。兵勢不レ行。敵國乃強。文王曰。善哉。

して民を害するをいふ也 (八) 内に智謀を廻らさずして徒に戰勝を僥倖す、此種の者をば (九) 出と入と内と外にて詞が別になる (一〇) 人の善事をば蔽ひかくし、悪事をば掲げていふ (一一) いろ〳〵と巧みを廻らして悪を爲す (一二) 質朴にし (一三) 君子なり賢人なりといはるゝ名 (一四) 見掛けの美麗 (一五) 讒佞の人、苟も主君の氣に入る事を務めて (一六) 樣々の模樣を彫りつくり、金銀をちりばめて飾ると (一七) 僞りの方術。異なりたる技藝 (一八) みこ、かんなぎ、よこしまの道 (一九) 農耕等それ〳〵の業に力を盡さざるは (二〇) 公平潔白 (二一) 邪枉なく虛僞なからしむる也 (二二) 龍は陽物也、故に王者に比し、人君の象とす (二三) 形容尊敬、人をして畏るゝ所を知らしめ (二四) 情意を隱密にして人をして測るべからざらしむ (二五) 我方に兵事を怠つて行はれざれば敵國強盛になりて制すべからず

文王問二太公一曰。君務レ擧レ賢。而不レ能レ獲二其功一。世亂愈甚。以致二危亡一者何也。太公曰。擧レ賢而不レ用。是有二擧レ賢之名一。而無二用レ賢之實一也。文王曰。其失安在。太公曰。其失在下君好レ用二世俗之所上レ譽。而不レ得二其賢一也。文王曰。何如。

擧賢第十（一）

文王、太公に問うて曰く、「君、賢を擧ぐることを務めて、而も其功を獲ること能はず、世亂るゝこと愈〻甚しくして、以て危亡を致すものは何ぞや。」太公曰く、「賢を擧げて而も用ひざるは、是れ賢を擧ぐるの名ありて、而も賢を用ふるの實無き也。」文王曰く、「（二）其失安くにか在る。」太公曰く、「其失は、君、世俗の譽むる所を用ふるを好んで、而も（三）其賢を得ざるに在り。」文王曰く、「何如。」太公曰く、「君、世俗の譽むる所の者を以て賢となし、世俗の毀る所の者を以て不肖となせば、則ち黨多き者は進み、黨少き者は退く。是の若くなれば、則ち（四）羣邪比周して賢を蔽ひ、忠臣は罪無きに死し、姦臣は虛譽を以て爵位を取る。是を以て、世亂るゝこと愈〻甚しければ、則ち國危亡を免れず。」文王曰く、「賢を擧ぐること奈何。」太公曰く、「（五）將相職を分ちて、各官名を以て人を擧げしめ、

名(六)を按じ實を督し、才を選び能を考へ、實(七)は其名に當り、名は其實に當らしむれば、則ち賢を擧ぐるの道を得る也。」

㈠賢才の人を擧げ用ふることを言ふ　㈡その誤　㈢眞の賢才　㈣もろ〳〵の姦邪の人相黨し　㈤將軍と宰相と各々其職を分ちて治め、各々其の見る所を以て、某人は某の官に適すと其官名を以て之を擧げしめ　㈥人君其名によりて果して其實有るか否かを督す　㈦名實相適へば

太公曰。君以二世俗之所レ譽者一爲レ賢。以二世俗之所レ毀者一爲二不肖一。則多レ黨者進。少レ黨者退。若レ是則羣邪比周而蔽レ賢。忠臣死二於無レ罪。姦臣以二虛譽一取二爵位一。是以世亂愈甚。則國不レ免二於危亡一。文王曰。擧レ賢奈何。太公曰。將相分レ職。而各以二官名一擧レ人。按レ名督レ實。選レ才考レ能。令下實當二其名一。名當中其實上。則得二擧レ賢之道一也。

文王問二太公一曰、賞所二以存一レ勸、罰所二以示一レ懲。吾欲下賞レ一以勸レ百、罰レ一以懲中衆、爲レ之奈何。太公曰、凡用レ賞者貴レ信、用レ罰者貴レ必。賞信罰必。於二耳目之所一聞見、則所レ不二聞見一者、莫レ不二陰化一矣。夫誠暢二於天地一、通二於神明一。而況於レ人乎。

賞罰第十一（一）

文王、太公に問うて曰く、「賞は、勸むることを存する所以（二）、罰は、懲すことを示す所以なり（三）。吾、一を賞して以て百を勸め、一を罰して以て衆を懲さんと欲す、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「凡そ賞を用ふるは信を貴び、罰を用ふるは必を貴ぶ。（四）賞信、罰必、耳目の聞見する所に於てせば、則ち聞見せざる所の者も（五）、陰に化せざる莫けん。夫れ（六）誠は、天地に暢び、神明に通ず、而るを況んや人に於てをや。」

（一）功あるを賞し、罪あるを罰するの道をいふ　（二）人に善事を爲すことを勸むるの道を存する所以也　（三）後々の惡を懲す　（四）信とは欺かざるをいひ、必とは惑せざるをいふ　（五）人君の目に見、耳に聞く所の善惡に對して信賞必罰すれば、其聞見せざる所も亦暗中に化してよく善に遷り惡を改むべし　（六）信賞必罰は即ち誠也

武王問二太公一
曰。兵道何如。
太公曰。凡兵
之道。莫レ過二乎
一一。一者。能獨
往獨來。黃帝
曰。一者階二於
道一。幾二於神一。用レ
之在二於機一。顯レ
之在二於勢一。成レ
之在二於君一。故
聖王號レ兵爲二
凶器一。不レ得レ已
而用レ之。今商
王知レ存而不レ
知レ亡。知レ樂而

兵道第十二 (一)

武王、太公に問うて曰く、「兵道は何如。」太公曰く、「凡そ兵の道は、(二)一に過ぐるは莫し。一なる者は、能く獨り往き獨り來る。(三)黃帝曰く、『(四)一は道に階り、神に幾し』と。之を用ふるは機に在り、之を顯はすは勢に在り、之を成すは君に在り。故に、(五)聖王は兵を號して凶器となし、已むを得ずして之を用ふ。今、(六)商王は、存を知りて亡を知らず、樂を知りて殃を知らず。夫れ、存とは、(七)存するのみに非ず、亡を慮るに在り。樂とは、樂むのみに非ず、殃を慮るに在り。今、王、已に其源を慮る、豈に其流を憂へんや。」武王曰く、「兩軍相遇うて、(八)彼も來る可からず、此も往く可からず、各〻(九)固備を設けて、未だ敢て先づ發せず、我、之を襲はんと欲すれども、(一〇)其利を得ざるは、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「(一一)外亂れて內整ひ、飢を示して實は飽き、內精にして外鈍く、(一二)一合、一離、

不ㇾ知ㇾ殃。夫存者非ㇾ存。在ㇾ於慮ㇾ亡。樂者非ㇾ樂。在ㇾ於慮ㇾ殃。今王已慮二其源一。豈憂二其流一乎。武王曰。兩軍相遇。彼不ㇾ可ㇾ來。此不ㇾ可ㇾ往。各設二固備一。未二敢先發一。我欲ㇾ襲ㇾ之。不ㇾ得二其利一。爲ㇾ之奈何。太公曰。外亂而內整。示ㇾ飢而實飽。內精而外鈍。一合一離。一聚一散。陰二其謀一。密二其機一。高二其壘一。伏二其鋭士一。寂若ㇾ無ㇾ聲。敵不ㇾ知二我所ㇾ備。欲二其西一。襲二其東一。武王曰。敵知二我情一。通二我謀一。爲ㇾ之奈何。太公曰。兵勝之術。密察二敵人之機一。而速乘二其利一。復疾擊二其不意一。

一聚、一散、其謀を陰し、其機を密にし、其壘を高くし、其鋭士を伏し、寂として聲なきが若くせよ。(一三)敵、我が備ふる所を知らじ。(一四)其西を欲せば、其東を襲へ。」武王曰く、「敵、我が情を知り、我が謀に通ぜば、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「兵勝の術は、密に敵人の機を察して、(一五)速に其利に乘じ、(一六)復た疾く其不意を擊つ。」

(一) 兵を用ふる要道をいふ (二) 誠實にして專一。諸說紛々たり、姑く直解に從ふ (三) 他の妨げを受けず他の助を假らず、自由變通して神變萬化するの意也 (四) 階も近しの義。通達無碍にして變化測り莫しと也 (五) 一の道 (六) 殷の紂王 (七) 現在存して安泰にゐるのみに非ず (八) 王は武王を指す。王には既に其根本を思慮せらるれば太業を憂ふる事はなし、即ち王は既已に亡ぶる所以、殃なる所以に及ぶ事ある其亡且殃に至るを憂へずと也 (九) 閉守の備 (一〇) 其便利 (一一) 外面は亂れたる如く見えて內實は整ひ (一二) 或は合ひ或は離れて測るべきなき如く、或は聚まり或は散じて統一なきが如し (一三) 其攻取の謀を隠秘し、其攻動の機を深密にす (一四) 敵の西を取らんと欲せば反りて先づ其東を襲へ (一五) 敵人攻動して我を撃たんとするの機を察知し (一六) 既に之を察知せば、速かに敵の利便とする所に乘ず

文王在鄷。召太公曰。嗚呼。商王虐極。罪殺不辜。公尚助予憂民如何。太公曰。王其修德以下賢。惠民以觀天道。天道無殃。不可先倡。人道無災。不可先謀。必見天殃。又見人

武韜

發啓第十三（一）

文王、（二）鄷に在り、太公を召して曰く、「嗚呼、商王、虐極まりて、辜あらざるを罪殺す、（三）公尚、予を助けて（四）民を憂ふること如何。」太公曰く、「王、其れ德を修めて以て賢に下り、民を惠んで以て（五）天道を觀よ。（六）天道殃なければ、先づ倡ふ可からず。人道災なければ、先づ謀る可からず。必ず天の殃を見、又、人の災を見て、乃ち以て謀る可し。必ず（七）其陽を見、又其陰を見て、乃ち其心を知る。必ず其外を見、又其内を見て、乃ち其意を知る。必ず（八）其疏んずるを見、又其親しむを見て、乃ち其情を知る。（九）其道を行へば、道致す可き也、其門に從へば、門入る可き也、其禮を立つれば、禮成る可き也、其强を爭へば、强勝つ可き也。（一〇）全勝

災一。乃可二以謀一。又必見二其陽一。又見二其陰一。乃知二其心一。必見二其外一。又見二其內一。乃知二其意一。必見二其疏一。又見二其親一。乃知二其情一。行二其道一。道可レ致也。從二其門一。門可レ入也。立二其禮一、禮可レ成也、爭二其強一。强可レ勝也。全勝不レ鬪。大兵無レ創。與二鬼神一通。微哉微哉。與レ人。同病相救。同情相成。同惡相助。同

は鬪はず、大兵は(一二)創つくこと無し、鬼神と通ず、微なるかな微なるかな、(一三)人と同病相救ひ、同情相成し、同惡相助け、同好相趣く。故に、甲兵なくして勝ち、衝機(一四)なくして攻め、溝塹(一五)なくして守る。大智(一六)は智ならず、大謀は謀ならず、大勇は勇ならず、大利は利ならず。天下を利する者は、天下之を啓き(一七)、天下を害する者は、天下之を閉づ。天下は一人の天下に非ず、乃ち天下の天下也。天下を取る者は、野獸を逐ふが若くにして、天下、皆、肉(一八)を分つの心あり、舟を同じうして濟るが若し、濟れば則ち皆其利を同じうし、敗るれば則ち皆其害を同じうす、然れば則ち皆以て之を啓くありて、以て之を閉づるある無き也。民に取ること無き者は、民(一九)を取る者也。民に取ること無き者は、民之を利し、國に取ること無き者は、國之を利し、天下に取ることなき者は、天下之を利す。故に、道は見る(二〇)可からざるに在り、事(二一)は聞く可からざるに在り、勝は知る(二二)可からざるに在り、微なるかな微なるかな、鷙鳥(二三)將に擊たんとすれば、卑く飛んで翼を斂め、猛獸將に搏たんと

好相趣、故無二甲兵一而勝、無二衝機一而攻。無二溝壍一而守。大智不レ智、大謀不レ謀。大勇不レ勇。大利不レ利。利二天下一者。天下啓レ之。害二天下一者天下閉レ之。天下者非二一人之天下一。乃天下之天下也取二天下一者若レ逐二野獸一。而天下皆有二分レ肉之心一。若二同レ舟而濟一、濟則皆同二其利一。敗則皆同二其

すれば、耳を弭れて俯伏す。聖人將に動かんとすれば、必ず愚なる色あり。今、彼の有商、(二四)衆口相惑はして、(二五)紛紛渺渺として、(二六)色を好むこと極まり無し。此れ亡國の證也。吾、其野を觀るに、草菅、穀に勝ち、吾、其衆を觀るに、邪曲、直に勝ち、吾、其吏を觀るに、(二七)暴虐殘賊す、法を敗り刑を亂れども、上下覺らず、此れ亡國の時也。大明發すれば(二八)萬物皆照され、大義發すれば、萬物皆利し、大兵發すれば、萬物皆服す。大なるかな聖人の德、獨り聞き獨り見る、(二九)樂しきかな。」

㈠ 民を養ふるの道を開發啓迪する也 ㈡ 周の文王の都せし所也 ㈢ 即ち太公也 ㈣ 天下の民を養ふる其道如何 ㈤ 天道の向背 ㈥ 天道未だ殃を殷に降さずんば、先づ暴を伐つの議を倡ふべからず、人道未だ災を殷に降さずんば先づ罪を罰するの師を謀るべからず、蓋し天命殷を去れば必殃を殷に降すべく、人心殷を去らば必ず人事の災あらん、其之なきは天命人心の未だ去らざるなれば我より事を始むるは不可なりと也 ㈦ 陽はあらはれて見ゆる所、陰はかくれて見えがたき所、即ち表立ちたる行爲と蔭の行爲也。外内は表向きの政に發する所と宮中にての行爲と也 ㈧ 其如何なる人を疎んじ如何なる人を親むかを見て ㈨ 議論紛々たれども、歴況に解して、行ふに其道を得れば道は致すべく、入るに其門を得れば、門入るべしと見て可ならんか ㈩ 全勝は戰闘にあらずしてよく無形に勝つに在り (一一) 大兵は聖人已むことを得ず、義を以て不義を討つの兵也。その兵は人民を傷けず、兵業を完うして勝利を得と也 (一二) 智謀鬼神と相通じて微妙を極むと也 (一三) 萬民と患難を同じうして相救ひ、

害一。然則皆有二以啓レ之。無レ有二以閉レ之也。無レ取二於民一者。取レ民者也。無レ取レ民者。民利レ之。無レ取レ國者。國利レ之。無レ取二天下一者。天下利レ之。故道在レ不レ可レ見。事在レ不レ可レ聞。勝在レ不レ可レ知。微哉微哉。鷙鳥將レ擊。卑飛斂レ翼。猛獸將レ搏。弭レ耳俯伏。聖人將レ動。必有二愚色一。今彼有商。衆口相惑。紛紛渺渺。好レ色無レ極。此亡國之徵也。吾觀二其野一。草菅勝レ穀。吾觀二其衆一。邪曲勝レ直。吾觀二其吏一。暴虐殘賊。敗レ法亂レ刑。上下不レ覺。此亡國之時也。大明發而萬物皆照。大義發而萬物皆利。大兵發而萬物皆服。大哉聖人之德。獨聞獨見。樂哉。

互に其情を同じうして事を成就し、憎みいやがる事は共々に相助けて之を除き、其好み欲する所に就く（一四）衝車竪牙（一五）みぞ、はりわり（一六）自ら其智謀勇利を用ひざるをいふ（一七）天下の人皆其智謀勇利を開きて吾が用を爲す、故に我智謀勇利を用ひずして却つてよく大智大謀大勇大利を爲す也、閉づとは之に反するを謂ふ（一八）共に野獸を追ふ者は之を獲て其肉を分たんとする心あり、共に天下を取るもの、又民と其利を分ち己一人之を私する事なければ、天下の人皆智謀勇利を開きて我用を爲す也（一九）民自ら爲すと也。民に取ふ、國に取ふ、天下に取るとは、民、國、又は天下の爲めに盡すのみにて之を取りて以て之より利を得んとせざるをいふ（二〇）其謀を蔽まして萬人も知らぬやうにするを至妙の道とす（二一）其事密にして衆人聞くべからず（二二）其謀微妙にして衆人知るべからず（二三）其兩端は、聖人の將に動く所あらんとするや、必ず愚なるが如き色あるを明かにする也（二四）股をいふ（二五）色々の事を口々にいひて互に惑はし（二六）倒れて亂しく（二七）田野（二八）大明は日也、聖人の德に喩ふ、大義は聖人の義、大兵は聖人の兵（二九）衆人の見聞及ばず、只聖人の聞自ら知りて以て天下の民を憂ふるの心を流ぐ、豈自ら其樂を得ざらんやと也

文王問太公曰。聖人何守。太公曰。何憂何嗇。萬物皆得。何嗇何憂。萬物皆遒。政之所施。莫知其化。時之所在。莫知其移。聖人守此。而萬物化。何窮之有。終而復始。優而游之。展轉求之。求而得之不可不藏。既以藏

文啓第十四 (一)

文王、太公に問うて曰く、「聖人、(二)何をか守る。」太公曰く、「(三)何をか憂へ何をか嗇まん、萬物皆得。何をか嗇み何をか憂へん、萬物皆遒まる。政の施す所、(四)其化を知る莫く、(五)時の在る所、其移るを知る莫し。(六)聖人此れを守りて萬物化す、何の窮りか之れ有らん、(七)終りて復た始まる。(八)優にして之を游し、(九)展轉して之を求む、求めて之を得れば、(一〇)藏せざる可からず、既に以て之を藏すれば、行はざる可からず、既に以て之を行はば、(一一)復た之を明かにすること勿れ。夫れ天地は自ら明かにせず、故に能く長生し、聖人は自ら明かにせず、故に能く名彰る。古の聖人は、人を聚めて家をなし、家を聚めて國をなし、國を聚めて天下をなし、賢人を分封して、以て萬國をなす、之を命けて(一二)大記と曰ふ。(一三)其政教を陳べ、其民俗に順ひ、(一四)羣曲、直に化して、(一五)形容を變じ、(一六)萬國通ぜず、各、其所を樂み、人、

之。不レ可レ不レ行。既以行レ之。勿ニ復明一レ之。夫天地不ニ自明一。故能長生。聖人不ニ自明一。故能名彰。古之聖人。聚レ人而爲レ家。聚レ家而爲レ國。聚レ國而爲ニ天下一。分ニ封賢人一。以爲ニ萬國一。命レ之曰大紀一。陳ニ其政教一。順ニ其民俗一。羣曲化レ直。變ニ於形容一。萬國不レ通。各樂ニ其所一。人愛ニ其上一。命レ之曰ニ大定一。嗚呼。

其上を愛す、之を命けて大定（一七）と曰ふ。嗚呼、聖人は務めて之を靜（一八）にし、賢人は務（一九）めて之を正しうす。愚人は正しうすること能はず、故に人と爭ふ。上勞（二〇）すれば則ち刑繁く、刑繁ければ則ち民憂へ、民憂ふれば則ち流亡し、上下其生を安んぜず、累世（二一）休まず、之を命けて大失（二二）と曰ふ。天下（二三）の人は流水の如く、之を障ふれば則ち止まり、之を啓けば則ち行き（二四）、之を靜にすれば則ち淸し。嗚呼神なるかな、聖人は其始（二五）を見れば則ち其終を知る。」文王曰く、「之を靜にすること奈何。」太公曰く、「天に常の形（二六）あり、民に常の生（二七）あり、天下と其生を共にすれば天下靜なり。太上（二八）は之に因り、其次（二九）は之を化す。夫れ民化して政に從ふ、是を以て天は無爲にして事を成し、民は與ふる無くして自ら富む、此れ聖人の德也。」文王曰く、「公の言、乃ち予が懷（三〇）に協へり、夙夜に之を念うて忘れず、以て用ひて常（三一）となさん。」

㊀ 文德を以て民を啓發するをいふ　㊁ 將に何道を操りて守らんとするか　㊂ 聖人は憂ふる事もなく、容むこ

聖人務靜之。賢人務正之。愚人不能正。故與人爭。上勞則刑繁。刑繁則民憂。民憂則流亡。上下不安其生。累世不休。命之曰大失。天下之人如流水。障之則止。啓之則行。靜之則清。嗚呼神哉。聖人見其始。則知其終。文王曰。靜之奈何。太公曰。天有常形。民有常生。與天下共其生。而天下靜矣。太上因之。其次化之。夫民化而從政。是以天無爲而成事。民無與而自富。此聖人之德也。文王曰。公言乃協予懷。夙夜念之不忘。以用爲常。

ともなし、天下を得ざるを憂ふるにもあらず、既に得て之を愛惜するにもあらず、只自然に化して萬物皆其所を得る也 (四) 無爲にして化する也 (五) 四時自然にして轉移す (六) 此無爲自然の道 (七) 循環して窮まり無し (八) 優游自如として迫らず (九) あちこちと思慮を廻らして之を求む (一〇) 心に藏すべし (一一) 明かに人の知る如くすべからず (一二) 國家の大綱紀 (一三) 政教をのべしきて明かにす (一四) もろ／＼の邪曲無道の者皆廉直に化す (一五) 人々のなりかたちも新になり (一六) 萬國各々自ら足りて他に求むる所なしとの意ならん (一七) 天下の平定の意 (一八) 無爲を以て治むるが故に世安靜也 (一九) 己を正しうして以て人を率ゐる事を務む (二〇) 上たる人、徒に煩瑣の細務に辛勞すれば (二一) 代々休息を得ず (二二) 國家の政令大に失する謂也 (二三) 人心の向背流水の如く、至神にして測り莫しと也 (二四) 流れ行く (二五) 其民の始まる所以を見れば、卽ち其民の終る所以を知る、卽ち民の本性をよく知るの謂也 (二六) 天の四時運轉して變せず、物を養ひて私なきは其常形也 (二七) 父子兄弟長幼の倫序ありて各々其業を安んじ保つは民の常生也 (二八) 上古は民に因りて治を成す、教化を用ひざる也 (二九) 教化を用ひて治を爲す (三〇) 別に與へずとも天與の自然を奪はれざれば民自ら富むと也 (三一) 國を治むるの常經

文王問太公曰。文伐之法奈何。太公曰。凡文伐有十二節。一曰。因其所喜。以順其志。彼將生驕。必有奸事。苟能因之。必能去之。二曰。親其所愛。以分其威。一人兩心。其中必衰。廷無忠臣。社稷必危。三曰。陰賂左右。

（一）文伐第十五

文王、太公に問うて曰く、「文伐の法奈何。」太公曰く、「凡そ文伐に十二節あり。一に曰く、（二）其の喜ぶ所に因りて以て其志に順はゞ、彼、將に驕を生じて必ず（三）姦事あらんとす。苟くも（四）能く之に因らば、必ず能く之を去らん。二に曰く、（五）其の愛する所を親みて、以て（六）其威を分ち、（七）一人兩心なるときは、其中必ず衰へ、廷に忠臣なきときは、社稷必ず危からん。三に曰く、陰に（八）左右に賂うて、（九）情を得ること甚だ深く、身は内にして、情は外ならば、國、將に害を生ぜんとす。四に曰く、其淫樂を輔けて、以て（一〇）其志を廣くし、厚く珠玉を賂ひ、娯ましむるに美人を以てし、辭を卑うして（一一）委しく聽き、命に順うて合はゞ、彼、將に爭はずして、（一二）姦節乃ち定まらんとす。五に曰く、（一三）其忠臣を嚴にして其賂を薄くし、（一四）其使を稽留して、其事を聽くこと勿れ。（一五）亟に代を置くを爲さしめ、遣るに

得レ情甚深。身內情外。國將レ生レ害。四曰。輔ニ其淫樂ー。以廣ニ其志ー。厚賂ニ珠玉ー。娛以ニ美人ー。卑レ辭委聽。順レ命而合。彼將ニ不レ爭。奸節乃定ー。五曰。嚴ニ其忠臣ー。而薄ニ其賂ー。稽ニ留其使ー。勿レ聽ニ其事ー。亟爲レ置レ代。遺以ニ誠事ー。親而信レ之。其君將ニ復合ヒ之。苟能嚴レ之。國乃可レ謀。六曰。收ニ其內ー。閒ニ其外ー。才臣

誠事を以てし、親みて之を信ぜば、其君、將に復た之に合はんとす。苟くも能く之を嚴にせば、國乃ち謀る可し。六に曰く、其內を收め(一六)、其外を閒て、才臣、外に相け(一七)、敵國、內に侵さば、國、亡びざる鮮からん。七に曰く、其心を錮せん(一八)と欲せば、必ず厚く之に賂うて、其左右忠愛を收め、陰に示すに利を以てして、之をして業(二〇)を輕んじて蓄積空虛ならしむ(一九)。八に曰く(二一)、賂ふに重寶を以てし、因りて之と謀り、謀りて之を利す、之を利するときは、必ず(二二)信ぜん、是れを重親(二三)と謂ふ。重親の積は、必ず我が用を爲さん。國を有ちて而して(二四)外にするときは、其地必ず敗れん。九に曰く(二五)、之を尊ぶに名を以てし、其身を難ますこと無く、示すに大勢(二六)を以てし(二七)、之に從はゞ必ず信ぜん(二八)。其大尊を致して、先づ之が榮を爲し、徼か(二九)に聖人を飾るときは、國乃ち大に偷らん。十に曰く(三〇)、之に下るに必ず信あり、以て其情(三一)を得、意(三二)を承け事に應じて(三三)、與に生を同じうするが如くし、既に以て之を得ば、乃ち(三四)徼かに之を收めよ。時、將に至らんとするに及んでは、天の之

外相。敵國內侵。國鮮不亡。七曰。欲錮其心。必厚賂之。收其左右忠愛。陰示以利。令之輕業而蓄積空虛。八曰。賂以重寶。因與之謀。謀而利之。利之必信。是謂重親。重親之積。必爲我用。有國而外。其地必敗。九曰。尊之以名。無難其身。示以大勢。從之必信。致其大尊。先

を喪すが若くならん。十一に曰く、之を塞ぐに道を以てす。人臣は貴と富とを重んじ、危と咎とを惡まざる無し。陰(三五)に大尊(三六)を示して、微かに重寶を輸し、其豪傑を收め、內積、甚だ厚くして、外、乏しきを爲し、陰かに智士を內れて、其計を圖らしめ、勇士(三七)を納れて、其氣を高ぶらしめ、富貴(三八)甚だ足りて、常に繁滋有れば、從黨(四〇)已に具はる、是れを之を塞ぐと謂ふ。國を有ちて而して塞がるれば、安んぞ能く國を有たん。十二に曰く、其亂臣(四一)を養うて以て之を迷はし、美女淫聲を進めて以て之を惑はし、良犬馬を遺りて以て之を勞らし、時に大勢(四二)を與へて以て之を誘ひ、上察(四三)して天下と與に之を圖る。十二節備はりて、乃ち武事(四四)を成す。所謂上は天を察し、下は地を察し、徵已に見はれて、乃ち之を伐つ。」

㊀ 文事を以て人を伐ち兵を接へ刃を用ずして勝を制するをいふ ㊁ 敵國の ㊂ 亂事の自ら起るあらん。奸一に好に作る、「事を好むあらんとす」也 ㊃ 此術によりて謀を洩らさば必ずよく其謀を去り退くべし ㊄ 敵國愛する所の臣 ㊅ 敵國の威分れて弱からしむ ㊆ 一人の臣にして二心を抱く ㊇ 敵主の近臣 ㊈ 其臣の心情を遠く我に寄せしめ、彼の身は內にありながら其心情は外なる我に在る時は ㊉ 業務の志を廣からしむ ⑪

爲二之榮一。微飾二聖人一。圖乃大偷。十日。下レ之必信。以得二其情一。承レ意應レ事。如二與同一生。既以得レ之。乃微收レ之。時及レ將レ至。若二天喪一レ之。十一日。塞レ之以レ道。人臣無レ不レ重二貴與一レ富。惡レ危與レ咎。陰示二大尊一。而微輸二重寶一。收二其豪傑一。內積甚厚。而外爲レ乏。陰內二智士一。使レ圖二其計一。納二勇士一。使レ高二其氣一。

委曲に彼の命を聽く (一二) 奸雄の節。其姫樂を備けて以て其奸を定むと也 (一三) 敵國の忠臣を殊かに敬ひ其君に贈る賄賂をば却て薄くす、其君をして其忠臣を疑はしむる也 (一四) 敵よりの使者をとゞめて歸さず、其言ふ事を聽かず (一五) 斯くして敵國より代りの使者を差向くるやうにさせ、今度はそれに對して敵君に言ひ遣るに誠實を以てし、よく其使者を親信するやうにもてなせば、其君もいよ〳〵前の使者を疑ひて次の使者に合ひ、從つて我計謀に陷るべしとの意ならん (一六) 敵の內臣を收めて我に心を通ぜしめ、其外臣を離間す (一七) 陰に我を助け (一八) 敵國の君の心を蔽錮せんとせば (一九) 其左右忠愛の人を收め、其心を結びて我術に謀らしむと也 (二〇) 四民の業、君として勤むべき本務の業 (二一) 敵國の重臣になり。或はいふ、敵國の君になり (二二) 彼其利を貪りて必ず我を信ぜん (二三) 重く彼我の親好を結ぶ意 (二四) 外我に卑く (二五) 虚名虚勢を以て敵國の君を尊び、其尊大の心を增長せしめて以て其國勢を傲惰に至らしむと也 (二六) 尊大の勢 (二七) 且我之に順從せば彼必ず我を信ぜん (二八) 其侈大尊榮の形を致さしめて先づ衆類の貌を爲す (二九) 斯るこそ聖人の御德なれとひそかにおだつる也 (三〇) 我を卑下して之に事へて誠信を示す (三一) 敵國の眞情 (三二) 彼の意を承けて以て彼國の事に應ず (三三) 情好の密なるをいふ (三四) 微密の間に之を取るの計を廻らす (三五) 敵國を閉塞するに自ら其道有り (三六) 我に從はば封侯たらんといふ如き事を陰に敵國の豪傑に諷示すとならん (三七) 我國內の蓄積は甚だ厚きに而も表面には乏しき樣に見せ掛けて敵をして我を侮らしむと也 (三八) 我智謀の士を敵國に入れて (三九) 敵の豪傑か也 (四〇) 我が徒黨 (四一) 敵國を亂さんとする臣をよく養ひて以て敵の君の心を迷はす (四二) 尊大の勢を與へて彼をして心驕らしむとの意也 (四三) 上、天の時を察し、下、地の形勢を察し、彼將に亡びんとするの徵候あらはれ、之を打つべきの時機

富貴甚足。而常有二繁滋一。徒黨已具。是謂レ塞レ之。有レ國而塞。安能有レ國。十二曰。養二其亂臣一以迷レ之。進二美女淫聲一以惑レ之。遺二良犬馬一以勞レ之。時與二大勢一以誘レ之。上察而與二天下一圖レ之。十二節備。乃成二武事一。所謂上察レ天。下察レ地。徵已見。乃伐レ之。

到るを待ちての意ならん　四　武事の功を成すべし

文王問二太公一曰、何如而可三以爲二天下一。太公曰、大蓋二天下一。然後能容二天下一。信蓋二天下一。然後能約二天下一。仁蓋二天下一。然後能懷二天下一。恩蓋二天下一。然後能保二天下一。權蓋二天下一。然後能不レ失二天下一。事而不レ疑、則天運不レ能レ移。時變

順啓第十六

文王、太公に問うて曰く、「何如してか以て天下を爲む可き。」太公曰く、「(二)大、天下を蓋うて、然して後能く天下を容る。信、天下を蓋うて、然して後能く天下を約す。仁、天下を蓋うて、然して後能く天下を懷く。恩、天下を蓋うて、然して(三)後能く天下を保つ。權、天下を蓋うて、然して後能く天下を失はず。(四)事ありて疑はざれば、則ち(五)天運も移すこと能はず、時變遷すること能はず、此六つの者備はりて、然して後以て天下の政を爲す可し。故に、天下を利する者は、天下之を(六)啓き、天下を害する者は、天下之を閉づ。天下を生かす者は、天下之を德とし、天下を殺す者は、天下之を賊す。天下を(七)徹する者は、天下之を通じ、天下を窮する者は、天下之を仇とす。天下を安んずる者は、天下之を恃み、天下を危くする者は、天下之を災す。天下は一人の天下に非ず、唯だ有道の者之に處る。」

不レ能レ遷。此六者備。然後可三以爲二天下政一。故利二天下一者。天下啓レ之。害二天下一者。天下閉レ之。生二天下一者。天下德レ之。殺二天下一者。天下賊レ之。徹二天下一者。天下通レ之。窮二天下一者。天下仇レ之。安二天下一者。天下恃レ之。危二天下一者。天下災レ之。天下者非二一人之天下一。唯有道者處レ之。

㊀ 天下の人心に順ひて之を啓導するをいふ ㊁ 最の大 ㊂ 人心を結び約束す ㊃ 事を擧げて疑慮する事なく深く自ら信ずれば ㊄ 天運日時も之を移し動かす能はずと也 ㊅ 引き導く事恰も門戶を開きて迎へ入るゝが如しと也 ㊆ 通也。窮の反對

武王問太公曰。予欲立功。有三疑。恐力不能。攻強。離親。散衆。爲之奈何。太公曰。因之。愼謀。用財。夫攻強。必養之使強。益之使張。太強必折。太張必缺。攻強以強。離親以親。散衆以衆。凡謀之道。周密爲寶。設之以事。

三疑第十七（一）

武王、太公に問うて曰く、「予、功を立てんと欲するに、三つの疑あり、力の能くせざるを恐る、強きを攻め、親しきを離し、衆を散ずること、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「（二）之に因り、謀を愼み、財を用ふ。夫れ強を攻むるは、必ず之を養うて強からしめ、之を益して張らしむ。太だ強ければ必ず折け、太だ張れば必ず缺く。（三）強を攻むるは強を以てし、親を離すは親を以てし、衆を散ずるは衆を以てす。凡そ謀の道は、周密を寶となす。之を（四）設くるに事を以てし、之を（五）玩ぶに利を以てすれば、（六）爭心必ず起る。（七）其親を離さんと欲せば、其の愛する所と其寵人とに因り、之に欲する所を與へ、之に利する所を示し、（八）因りて以て之を疎んじて、志を得しむること無かれ。彼、利を貪りて甚だ喜べば、（九）疑を遺して乃ち止む。凡そ攻むるの道は、必ず先づ其明を塞いで、而して後に

玩之以利。爭心必起。欲離其親。因其所愛與其寵人。與之所欲。示之所利。因以疏之無使得志。彼貪利甚喜、遺疑乃止。凡攻之道、必先塞其明。而後攻其強。毀其大。除民之害。淫之以色。啗之以利。養之以味。娛之以樂、既離其親。必使遠民。勿使知謀。扶而納之。莫覺

其強を攻め、其大を毀り、(一一)民の害を除く。之を淫するに色を以てし、之に啗はすに利を以てし、之を養ふに味を以てし、之を娯ましむるに樂を以てす。既に其親を離し、必ず民を遠ざけしめ、謀(一二)を知りて扶けて之を納れしむること勿れ、其意を覺らしむること莫かれ、然る(一三)後に成る可し。民に惠施して、必ず財を愛むこと無かれ。民は牛馬の如し、數〻之を餧食(一四)し、從つて之を愛せよ。心(一五)は以て智を啓き、智は以て財を啓き、財は以て衆を啓き、衆は以て賢を啓く。賢の啓くありて、以て天下に王たらん。」

(一) 強きを攻むると、親しきを離すと、衆を散ずると、此三つは如何にして爲すべきか疑ひ問ふ、故に篇の名とす (二) 其勢に因りて逆はず、我が謀を愼みて露はさず、我が財を用ひて吝まず (三) 卽ち其勢に因るの謂也 (四) 無き事を作り設けて敵を誤らしむる也 (五) 利を與へて以て敵を弄ぶ (六) 彼に爭心起る (七) 敵國の君の親しみ也 (八) 因りて敵の君臣の間を相疎からしむ。一說、「之に……與へ」「之に……示し」の「之」は敵國の君を指し、「之に疎んじ」は君が其所愛寵臣を疎じの義とす (九) 其交を止め其乖離の心を起さしむ、然すれば必ず其親を離すべしとならん (一〇) 敵の智をくらまして (一一) 大殘大敗。一說に大國の義といふ (一二) 諸說紛々何れも未だ徹底せず。敵をして我謀を知り、その親信する所を扶助して納れ用ふるが如き事莫からしめよとの意か (一三) これ衆を

其意。然後可レ成。惠二施於民一。必無レ愛レ財。民

散ずるの計にして、斯くしてよく事成るべしと也 〔語〕 飼ひ養ふ 〔意〕 心明かにして智開け、智によりて財を生じ、財を散じて衆を得、衆中に賢者ありて亦我に歸す、賢者我が用を爲せば以て王たるべし

如二牛馬一。數餧二食之一。從而愛之。心以啓レ智。智以啓レ財。財以啓レ衆。衆以啓レ賢。賢之有レ啓。以王二天下一。

武王問太公
曰、王者帥師、
必有股肱羽
翼、以成威神。
爲之奈何。太
公曰、凡擧兵
帥師、以將爲命。
命在通達。不
守一術。因能
授職。各取所
長、隨時變化。
以爲綱紀。故
將有股肱羽

龍韜

王翼第十八(一)

武王、太公に問うて曰く、「王者、師を帥ゐるに、必ず股肱羽翼ありて以て威神を成す、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「凡そ兵師を擧ぐるには、將を以て命となす。命(二)は通達に在り、一術を守らず、能に因より職を授け、各々長ずる所を取り、時に隨つて變化して、以て綱紀(三)を爲す。故に、將に股肱羽翼七十二人ありて、以て天道に應ず。數を備ふること法の如くし、審かに命理(五)を知る。殊能(六)異技、萬事畢る(七)。」武王曰く、「其目(八)を請ひ問ふ。」太公曰く、「腹心一人、謀(九)を贊し卒に應じ、天を揆り變(一〇)を消し、計謀を總攬して、民命を保全することを主る。謀士五人、安危を圖り、未萌を慮り、行能(一一)を論じ、賞罰を明かにし、官

翼七十二人。以應天道。備數如法。審知命理。殊能異技。萬事畢矣。武王曰。請問其目。太公曰。腹心一人。主贊謀應卒。揆天消變。總攬計謀。保全民命。謀士五人。主圖安危。慮未萌。論行能。明賞罰。授官位。決嫌疑。定可否。天文三人。主司星曆。候風氣。推時日。考符驗。校

位を授け、嫌疑を決し、可否を定むることを主る。(一一)天文三人、星暦を司り、風氣を候ひ、時日を推し、(一二)符驗を考へ、災異を校りて、(一三)天心去就の機を知ることを主る。地利三人、軍の行止の形勢、利害の消息、(一四)遠近險易、(一五)水涸山阻、地利を失はざることを主る。(一六)兵法九人、異同を講論し、(一七)成敗を行事し、(一八)兵器を簡練し、(一九)非法を刺擧することを主る。(二〇)通糧四人、飲食を度り、蓄積を備へ、糧道を通じ、五穀を致して、三軍をして困乏せざらしむることを主る。(二一)奮威四人、(二二)材力を擇び、(二三)兵革を論じ、(二四)風馳電掣、由る所を知らざることを主る。伏旗鼓三人、(二五)旗鼓を伏せ、耳目を明かにし、(二六)符印を詭り、號令を謬り、闇忽として往來し、出入すること神の若くなることを主る。股肱四人、重きに任じ、難きを持し、溝塹を修め、壁壘を治めて、以て守禦に備ふることを主る。(二七)通才二人、遺を拾ひ過を補ひ、(二九)賓客に應偶し、議論談語して、患を消し結を解くことを(二八)主る。權士三人、(三〇)奇譎を行ひ殊異を設け、人の識る所に非ずして、無窮の變を

災異。知天心去就之機。地利三人。主軍行止形勢、利害消息、遠近險易、水涸山阻。不失地利。兵法九人。主講論異同、行事成敗、簡練兵器、刺擧非法。通糧四人。主度飲食、備蓄積、通糧道、致五穀、令三軍不困乏。奮威四人。主擇材力、論兵革、風馳電擊、不知所由。伏旗

行ふことを主る。耳目七人、往來して言を聽き變を視、四方の事、軍中の情を覽ることを主る。爪牙五人、(三一)威武を揚げ、三軍を激勵し、難を冒し銳を攻めて、疑慮する所なからしむるを主る。羽翼四人、名譽を揚げ、遠方を震ひ、四境を動かして、以て敵の心を弱くすることを主る。遊士八人、(三二)姦を伺ひ變を候ひ、(三三)人情を開闔し、敵の意を觀て、以て間諜を爲すことを主る。術士二人、譎詐を爲し、鬼神に依託して、以て衆の心を惑はすことを主る。(三四)方士三人、(三五)百藥以て金瘡を治め、以て萬病を痊すことを主る。法算二人、三軍の營壘糧食、財用出入を會計することを主る。」

(二一) 王の羽翼の人を用ふるをいふ　(二二) 司命　(二三) 司命は通達無礙なるに在り　(二四) 大綱小紀。即ち法度也　(二五) 天の七十二候　(二六) 天命の一理、直解にいふ「命ハ之ヲ天ニ賦シ、理ハ之ヲ事ニ散ズ、理ハ即チ一物各一太極ヲ具フル者、命ハ即チ萬物一太極ヲ總統スル者也、其實ハ一理ノミ」　(二七) 人に勝れたる材能、人に異りたる技藝の者悉く備はり用ひらるゝに至りて　(二八) 其綱目　(二九) 賢能をたすけなし任率に應ず　(三〇) 災異を消し去る　(三一) 諸人の徳行才能　(三二) 天文に通じたる者　(三三) 吉凶善惡のしるし　(三四) 天より與ふる所あるか否か違ふ所あるかを

鼓三人。主伏旗鼓。明耳目。詭符印。謬號令。闇忽往來。出入若神。股肱四人。主任重持難。修溝塹。治壁壘。以備守禦。通才二人。主拾遺補過。應偶賓客。論議談語。消患解結。權士三人。主行奇譎。設殊異。非人所識。行無窮之變。耳目七人。主往來聽言視變。覽四方之事。軍中之情。爪牙五人。主揚威武。激勵三軍。使冒難攻銳。無所疑慮。羽翼四人。主揚名譽。震遠方。動四境。以弱敵心。遊士八人。主伺姦候變。開闔人情。觀敵之意。以爲間諜。術士二人。主爲譎詐。依託鬼神。以惑衆心。方士三人。主百藥以治金瘡。以痊萬病。法算二人。主會計三軍營壘糧食。財用出入。

察す 一五 水の涸れて無き所又は山の阻絕する地 一六 敵と味方との形勢の異同 一七 軍の成敗を取りさばく。直解には「異同と行事の成敗とを評論し」と訓ず 一八 それ〳〵其得たる兵器をえらび持ちて其術を練らしむ 一九 軍中に非法を行ふ者を刑罰に處す 二〇 兵糧を運ぶ職 二一 威武を奮揚する者 二二 材智勇力の士 二三 兵器甲冑を論じて用に立つ者を用ふ 二四 敵我が出つて擊つ所を知る能はず 二五 旗鼓を持ち以て三軍の耳目を明かにす 二六 我符印を敵に詐りホし、我號令を敵にいつはりて敵を惑はし測り知るべからざらしむ 二七 智術才覺の士 二八 上の遺棄を拾ひ過失を補ふ 二九 隣國よりの使者などに應對し 三〇 奇にして敵をいつはる謀を行ひ、奇異なる事を設けて敵をまどはす 三一 見聞の人 三二 遊說の士 三三 辯說にて人心をあやつり變ず 三四 敵國の奸人の心 三五 諸方に通じたる士

武王問二太公一曰。論レ將之道奈何。太公曰。將有二五材十過一。武王曰。敢問二其目一。太公曰。所謂五材者、勇智仁信忠也。勇則不レ可レ犯、智則不レ可レ亂、仁則愛人、信則不レ欺、忠則無二二心一。所謂十過者。有二勇而輕レ死者一。有二急而心

論將(一)第十九

武王、太公に問うて曰く、「將を論ずるの道奈何。」太公曰く、「將に五材、十過あり。」武王曰く、「敢て其目(二)を問ふ。」太公曰く、「所謂五材とは、勇、智、仁、信、忠也。勇なれば則ち犯す可からず、智なれば則ち亂す可からず、仁なれば則ち人を愛し、信なれば則ち欺かず、忠なれば則ち二心なし。所謂十過とは、勇にして死を輕んずる者あり、(三)急にして心速なる者あり、貪りて利を好む者あり、(四)仁にして人に忍びざる者あり、智にして心怯なる者あり、信にして喜んで人を信ずる者あり、廉潔にして人を愛せざる者あり、智にして心緩(五)なる者あり、剛毅にして(六)自ら用ふる者あり、懦にして喜んで人に任ずる者あり。勇にして死を輕んずる者は、(七)暴す可き也、急にして心速なる者は、(八)久しうす可き也、貪りて利を好む者は、賂ふ可き也、仁にして人に忍びざる者は、(九)勞す可き也、智にして心怯

速者。有貪而好利者。有仁而不忍人者。有智而心怯者。有信而喜信人者。有廉潔而不愛人者。有智而心緩者。有剛毅而自用者。有懦而喜任人者。勇而輕死者。可暴也。急而心速者。可久也。貪而好利者。可賂也。仁而不忍人者。可勞也。智而心怯者。可窘也。信而喜

なる者は、窘む可き也、(一〇)信にして喜んで人を信ずる者は、誑く可き也、廉潔にして人を愛せざる者は、侮る可き也、(一一)智にして心緩なる者は、襲ふ可き也、剛毅にして自ら用ふる者は、事す可き也、(一二)懦にして喜んで人に任ずる者は、欺く可き也。故に、兵は國の大事、存亡の道なり。(一三)命は將に在り、將は國の輔、先王の重んずる所なり、故に、將を置くこと、察せざる可からざる也。故に曰く、兵は兩つながら勝たず、(一四)亦兩つながら敗れずと。兵出でゝ境を踰えて、十日を出でずして、國を亡ぼすこと有らずんば、(一五)必ず軍を破り將を殺すことあらん。(一六)」武王曰く、「善いかな。」

(一)將帥の賢否を評論す (二)其綱目 (三)短處 (四)殺すべきをも殺さざる如きをいふ (五)おこたりゆるむ (六)我(自我)を立て通して他人を用ひず (七)怒らせ激し其無茶苦茶に役ちて出づる所を擒すべし (八)持久して困らす (九)其國民を勞らす樣に態度もしくは仕掛けて苦しますべし (一〇)窘めて之を辱しむ (一一)侮りて怒らし其激するに因つて伐つ (一二)多事を以て之を煩はす (一三)三軍の命は皆係りて將に在り (一四)彼我兩方ともに勝つといふ事なく、彼我兩方共敗るといふ事もなく、一方勝てば一方が敗ると也 (一五)敵の國を (一六)我が軍を

信人者、可誑也。廉潔而不愛人者、可侮也。智而心緩者、可襲也。剛毅而自用者、可事也。懦而喜任人者、可欺也。故兵者國之大事。存亡之道也。命在於將。將者國之輔也。先王之所重也。故置將不可不察也。故曰、兵不兩勝。亦不兩敗。兵出踰境、不出十日。不有亡國。必有破軍殺將。武王曰。善哉。

武王問二太公一曰。王者擧レ兵。欲下簡二練英雄一。知中士之高下上。爲レ之奈何。太公曰。夫士外貌。不レ與二中情一相應上者十五。有二賢而不肖者一。有二溫良而爲レ盜者一。有二貌恭敬而心慢者一。有下外謙謹而內無二恭敬一者上。有二精精而無レ情者一。有二湛

選將第二十(一)

武王、太公に問うて曰く、「王者、兵を擧ぐるに、(二)英雄を簡練し、士の高下を知ることを欲す、之を爲さんこと奈何」と。太公曰く、「夫れ士、外貌、(三)中情と相應ぜざるもの十五あり、(四)賢にして而も不肖なる者あり、溫良にして而も盜を爲す者あり、貌恭敬にして、而も心慢なる者あり、外謙謹にして、而も內恭敬なき者あり、(五)精精にして而も情無き者あり、(六)湛湛として而も誠なき者あり、謀を好んで而も(七)決なき者あり、果敢なるが如くにして而も能くせざる者あり、(八)悾悾として而も信ならざる者あり、(九)恍恍惚惚として而も反つて忠實なる者あり、(一〇)詭激にして而も功效ある者あり、外勇にして而も內怯なる者あり、(一一)肅肅として而も反つて人を易る者あり、(一二)嗃嗃として而も反つて(一三)靜愨なる者あり、(一四)勢虛しく形劣りて而も外に出でゝは至らざる所なく、遂げざる所なき者あり。(一五)天下の賤む所、聖人の

湛而無誠者。有好謀而無決者。有如果敢而不能者。有悾悾而不信者。有怳怳惚惚而反忠實者。有詭激而有功效者。有外勇而內怯者。有肅肅而反易人者。有嗃嗃而反靜慤者。有勢虛形劣。而外出無所不至。無所不遂者。天下所賤。聖人所貴。凡人不知。非有大

貴ぶ所、凡人は知らず、大明あるに非ずんば、其際(一〇)を見じ。此れ、士の外貌、中情と相應せざる者也。」武王曰く、「何を以てか之を知らん。」太公曰く、「之を知るに八徵あり。一に曰く、之に問ふに言を以てして、以て其詳(一七)なるを觀る。二に曰く、之を窮むるに辭を以てして、以て其變を觀る。三に曰く、之に間諜を與へて、以て其誠を觀る。四に曰く、明白に顯問(一八)して、以て其德を觀る。五に曰く、之を使ふに財を以てして、以て其廉を觀る。六に曰く、之を試みるに色を以てして、以て其貞を觀る。七に曰く、之に告ぐるに難を以てして、以て其勇を觀る。八に曰く、之を醉はしむるに酒を以てして、以て其態を觀る。八徵皆備はれば、則ち賢不肖別る。」

(一一) 士の能ある者を簡選して之を任じて將と爲すをいふ　(一二) 直解に「共極」に作り、又「欲」の字無し、今講義に從ふ　(一三) 諸本「衆情」に作る、講義に從って「中情」とす、中の隱れたる情意也　(一四) 外見賢にして實は不肖　(一五) 外面は精細に如何にも萬事に念を入るゝ如く見えながら眞の情の無き者有り　(一六) 水のたゝえたる如く澄みて高く見えながら　(一七) 決斷　(一八) 外貌如何にも誠慤にて　(一九) 外面はとぼけうつかりしてゐる樣にて　(二〇)

明。不レ見二其際一。此士之外貌。不下與二中情一相應上者也。武王曰。何以知レ之。太公曰。知レ之有二八徵一。一曰。問レ之以レ言。以觀二其詳一。二曰。窮レ之以レ辭。以觀二其變一。三曰。與二之閒謀一。以觀二其誠一。四曰。明白顯問。以觀二其德一。五曰。使レ之以レ財。以觀二其廉一。六曰。試レ之以レ色。以觀二其貞一。七曰。告レ之以レ難。以觀二其勇一。八曰。醉レ之以レ酒。以觀二其態一。八徵皆備。則賢不肖別矣。

好んで人の短を毀り人の長を揚ぐるをいふ、前者とこれとは外面は惡しく見えて內情の善き例也 (二一) つゝしむ貌 (二二) 沈靜專慇 (二三) 威嚴ある貌 (二四) うつけてたわけに見ゆるをいふ (二五) 天下の人衆は外貌のみを見、其見掛けが惡しければ賤しむ、聖人は其內心の善を貴ぶ (二六) 際涯也其人の分際也 (二七) 其返答の詳細なるか否かを (二八) よく權變に應ずるか否かを見る

立將第二十一

武王問二太公一曰。立レ將之道奈何。太公曰。凡國有レ難。君避二正殿一。召レ將而詔レ之曰。社稷安危。一在二將軍一。今某國不臣。願將軍帥レ師應レ之。將既受レ命。乃命二太史一卜。齋三日。之二太廟一。鑽二靈龜一。卜二吉日一。以授二斧鉞一。君入二廟門一。西面

武王、太公に問うて曰く、「將を立つるの道は奈何。」太公曰く、「凡そ國に難あれば、君、正殿を避け、將を召して之に詔して曰く、『社稷の安危、一に將軍に在り。今、某國不臣なり、願はくは將軍、師を帥ゐて之に應ぜよ』と。將、既に命を受くれば、(二)乃ち太史に命じて卜し、齋すること三日、太廟に之き、(三)靈龜を鑽り、吉日を卜して、以て斧鉞を授く。君、廟門に入りて、西面して立ち、將、廟門に入りて、北面して立つ。君、親ら鉞を操りて首を持ち、將に其柄を授けて曰く、『此れより上、天に至るまで、將軍、之を制せよ』と。復た斧を操りて柄を持ち、將に其刃を授けて曰く、『此れより下、淵に至るまで、將軍、之を制せよ。(四)其虛を見ば則ち進み、其實を見ば則ち止まれ。三軍を以て衆しとなして敵を輕んずること勿れ。命を受けたるを以て重しとなして(五)死を必することを勿れ。身の貴

而立。將入廟門。北面而立。君親操鉞持首。授將其柄曰、從此上至天者、將軍制之。復操斧持柄。授其刃曰、從此下至淵者、將軍制之。見其虛則進。見其實則止。勿以三軍爲衆而輕敵。勿以受命爲重而必死。勿以身貴而賤人。勿以獨見而違衆。勿以辯說爲必然。士

きを以てして人を賤むこと勿れ。(六)獨見を以てして衆に違ふこと勿れ。(七)辯說を以て必然とすること勿れ。士未だ坐せざれば、坐すること勿れ。士未だ食せざれば、食すること勿れ。寒暑必ず同じくせよ。此の如くならば、士衆必ず死力を盡さん」と。將、已に命を受け、拜して君に報じて曰く、「臣聞く、國は外より治む可からず、(八)軍は中より御す可からず、二心、以て君に事ふ可からず、(九)疑志以て敵に應ず可からず。臣、既に命を受けて、斧鉞の威を專らにす、臣、敢て生きて還らじ。願はくは君、亦、(一〇)一言の命を臣に垂れよ。君、臣に許さずんば、臣、敢て將たらじ」と。君、之を許す。乃ち辭して行く。軍中の事、君命を聞かず、皆、將より出づ。敵に臨み戰を決して、二心あることなし。此の若くなれば則ち上(一一)に天なく、下に地なく、前に敵なく、後に君なし。是故に、智者之が爲めに謀り、(一二)勇者之が爲めに鬪ひ、氣、靑雲を厲ぎ、疾きこと馳騖するが若く、兵、刃を接へずして、敵降服す。戰、外に勝ち、功、內に立つ、吏遷され、(一三)士賞せられ、(一四)百姓

懽悦し、將、咎殃なし。是故に、風雨時節あり、五穀豐登し、社稷安寧なり。」

武王曰く、「善いかな。」

（一）大將を立つるの道を謂ふ　（二）君が也　（三）吉凶を卜ふ也。龜卜也　（四）敵の虛　（五）輕々しく討死すなと也　（六）己れ一己の見解　（七）口才便巧の言を成程と信ずる勿れ　（八）君が中より將軍を制御すれば軍機を失して功無し　（九）君が己を信ぜずと疑ふ心が將に有るをいふ　（一〇）軍を專制するの權を全く委ねて決して內より御せずとの一言の命を垂れ以て疑心無からしめ給へと也　（一一）天、地、敵、君、何者にも制せられざる也　（一二）大將の爲めに　（一三）それ〳〵上の官に遷され　（一四）諸本「上」に作る、今舊義に從ふ　（一五）とが　（一六）其時節に應ず

未坐勿坐。士未食勿食。寒暑必同。如此則士衆必盡死力。將已受命。拜而報君曰。臣聞。國不可從外治。軍不可從中御。二心不可以事君。疑志不可以應敵。臣既受命。專斧鉞之威。臣不敢生還。願君亦垂一言之命於臣。君不許臣。臣不敢將。君許之。乃辭而行。軍中之事。不聞君命。皆由將出。臨敵決戰。無有二心。若此則無天於上。無地於下。無敵於前。無君於後。是故智者爲之謀。勇者爲之鬭。氣厲青雲。疾若馳騖。兵不接刃而敵降服。戰勝於外。功立於內。吏遷士賞。百姓懽悅。將無咎殃。是故風雨時節。五穀豐登。社稷安寧。武王曰。善哉。

武王問二太公一曰。將何以爲レ威。何以爲レ明。何以爲二禁止一而令行。太公曰。將以レ誅レ大爲レ威。以レ賞レ小爲レ明。以二罰明一爲二禁止一而令行。故殺二一人一而三軍震者殺レ之。賞二一人一而萬人悅者賞レ之。殺貴レ大。賞貴レ小。殺及二當路貴重之人一。是刑上極也。賞及二牛豎馬洗廐養之徒一。是賞下通也。刑上極。賞下通。是將威之所レ行也。

(一)將威第二十二

武王、太公に問うて曰く、「將は何を以てか威となし、何を以てか明となし、何を以てか禁止を爲して令行はれむ。」太公曰く、「將は大を誅するを以て威となし、小を賞するを以て明となし、罰明かなるを以て、禁止を爲して令行はる。故に、一人を殺して三軍震ふ者は、之を殺し、一人を賞して萬人悅ぶ者は、之を賞す。殺は大を貴び、賞は小を貴ぶ。殺、當路貴重の人に及ぶは、是れ、刑、上に極まる也、賞、牛豎馬洗廐養の徒に及ぶは、是れ、賞、下に通ずる也。刑、上に極まり、賞、下に通ずるは、是れ、將の威の行はるゝ所也。」

(一) 主將の威嚴につきて論ず　(二) 其職大に身分貴き者にても罪あれば必ず誅す

武王問二太公一曰。吾欲下三軍之衆攻レ城爭レ先登。野戰爭レ先赴。聞二金聲一而怒。聞二鼓聲一而喜上。爲レ之奈何。太公曰。將有二三勝一。武王曰。敢問二其目一。太公曰。將冬不レ服レ裘。夏不レ操レ扇。雨不レ張レ蓋。名曰二禮將一。將不下身服レ禮。無三以知二士卒

勵軍第二十三(一)

武王、太公に問うて曰く、「吾、三軍の衆の、城を攻むるには先を爭うて登り、野戰には先を爭うて赴き、金聲(二)を聞いて怒り、鼓聲(三)を聞いて喜ばんことを欲す、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「將に三勝(四)あり。」武王曰く、「敢て其目(五)を問ふ。」太公曰く、「將、冬(六)、裘を服せず、夏、扇を操らず、雨ふれども蓋(七)を張らず、名づけて禮將と曰ふ。將、身に禮を服(八)せざれば、以て士卒の寒暑を知る無し。隘塞(九)を出で、泥塗を犯すに、將必ず先づ下りて歩む、名づけて力將(一〇)と言ふ。將、身に力を服せざれば、以て士卒の勞苦を知る無し。軍、皆、次(一一)を定めて、將、乃ち舍に就き、炊ぐ者、皆熟して、將乃ち食に就き、軍、火(一二)を擧げざれば、將も亦擧げず、名づけて止欲の將と曰ふ。將、身に止欲を服せざれば、以て士卒の飢飽を知る無し。將、士卒と、寒暑、勞苦、飢飽を共にす、故に三軍

之寒暑。出二險塞一。犯二泥塗一。將必先下步。名曰二力將一。將不三身服レ力。無三以知二士卒之勞苦一。軍皆定レ次。將乃就レ舍。炊者皆熟。將乃就レ食。軍不レ擧レ火。將亦不レ擧。名曰二止欲將一。將不三身服二止欲一。無三以知二士卒之飢飽一。將與二士卒一共二寒暑勞苦飢飽一。故三軍之衆。聞二鼓聲一則喜。聞二金聲一則怒。然高城深池。矢石繁下。士爭レ先登。白刃始合。士爭レ先赴。士非三好レ死而樂二傷也。爲下其將知二寒暑飢飽之審一。而見中勞苦之明上也。

の衆、鼓聲を聞けば則ち喜び、金聲を聞けば則ち怒り、(一三)高城深池、矢石繁く下れども、士、先を爭うて登り、白刃始めて合すれば、士、先を爭うて赴く。士、死を好み傷を樂むに非ざる也、其將、(一四)寒暑飢飽を知ること審かにして、(一五)勞苦を見ること明かなるが爲め也。」

㈠ 軍士を激勵して前進せしむるの義を述ぶ ㈡ 金聲は軍を退くる合圖、之を聞いては軍士怒る、退くことを惡む也 ㈢ 進むことを喜ぶ也 ㈣ 勝を取るの道三あり ㈤ 項目、箇條 ㈥ 士卒と寒暑勞苦を同じうするの謂也 ㈦ 傘蓋、きぬがさ ㈧ 行ふ ㈨ 路狹く險難なる地 ㈩ 力を效すの將 (一一) 次は舍次。舍は旅舍。やどり也 (一二) 暗くなつて火をともすをいふ (一三) 敵の高城深池を攻めて (一四) 士卒の也 (一五) 諸本寒暑に作る、今諸書及び開宗に從ふ

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。三軍卒有二緩急一。或利或害。吾將下以レ近通レ遠。從レ中應レ外。以給中三軍之用上。爲レ之奈何。太公曰。主與レ將有二陰符一。凡八等。有三大勝二克敵一之符。長一尺。破レ軍殺レ將之符。長九寸。降レ城得レ邑之

(一)陰符第二十四

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、三軍、卒に緩急ありて、或は利あり或は害あるとき、(二)吾、將に近きを以て遠きに通じ、中より外に應じて、以て三軍の用を給せんとす、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「主と將と、陰符あり、凡そ八等。大に敵に勝克するあるの符は、長さ一尺。(三)軍を破り將を殺せるの符は、長さ九寸。城を降し邑を得たるの符は、長さ八寸。敵を卻け遠きに報ずるの符は、長さ七寸。衆を警め守を堅くするの符は、長さ六寸。糧を請ひ兵を益すの符は、長さ五寸。(四)軍を敗り將を亡ほせるの符は、長さ四寸。利を失ひ士を亡ほせるの符は、長さ三寸なり。(五)諸使を奉じ符を行うて稽留する者、若しくは符の事泄るゝは、聞く者、告ぐる者、皆、之を誅す。八符は主將聞(六)を祕す。陰かに言語を通じて泄さず、中外相知る所以の術なり。敵、聖智なりと

符。長八寸。却ㇾ敵報ㇾ遠之符。長七寸。警ㇾ衆堅ㇾ守之符。長六寸。請ㇾ糧益ㇾ兵之符。長五寸。敗ㇾ軍亡ㇾ將之符。長四寸。失ㇾ利亡ㇾ士之符。長三寸。諸奉ㇾ使行ㇾ符稽留。若符事泄。聞者告者。皆誅ㇾ之。八符者主將祕ㇾ聞。所下以陰通二言語一不ㇾ泄。中外相知上之術。敵雖二聖智一。莫二之能識一。武王曰。善哉。

雖も、之を能く識る莫し。」武王曰く、「善いかな。」

㊀ 陰に符節を爲りて以て主と將との意を通じ敵人に知らしめざる樣にする也 ㊁ 君と將と互に軍機を通信するをいふ ㊂ 敵の軍を ㊃ 吾が軍を也。八等の內、始の四は敵に克ちたる場合、後の二は味方敗軍の場合、中の二は敵と相對する場合也 ㊄ 符を持せて主君の許へ遣す使者早く國へ行かず、道中にとゞまりて日限延びるか、又符の趣を推察して他に漏す時は ㊅ 主と將との間に祕し、他に聞知せしめず

(一)陰書第二十五

武王、太公に問うて曰く、「兵を引きて深く諸侯の地に入り、(二)主、將、兵を合はせて無窮の變を行ひ、不測の利を圖らんと欲す、其事繁多にして、(三)符、明かにすること能はず、相去ること遼遠にして、言語通ぜざるときは、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「諸〻陰事大慮あるときは、當に書を用ひて符を用ひざるべし。主、書を以て將に遺り、將、書を以て主に問ふ。書は皆、一合して再離し、三發して一知す。再離とは、書を分ちて三部となす、三發して一知すとは、三人、人ごとに一分を操り、相參へて情を知らしめざるを言ふ也。此れを陰書と謂ふ。敵、聖智ありと雖も、之を能く識る莫し。」武王曰く、「善いかな。」

(一) 主君と大將との間に陰かに書狀を通ずる也　(二) 主と將と　(三) 陰符にては明かに其意を通じ難し

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。主將欲下合レ兵行二無窮之變一。圖中不測之利上。其事繁多。符不レ能レ明。相去遼遠。言語不レ通。爲レ之奈何。太公曰。諸有二陰事大慮一。當下用レ書不上レ用レ符。主以レ書遺レ將。將以レ書問レ主。書皆一合而再離。三發而一知。再離者分レ書爲二三部一。三發而一知者。言下三人人操二一分一。相參而不上レ使レ知レ情也。此謂二陰書一。敵雖二聖智一。莫二之能識一。武王曰。善哉。

軍勢第二十六(一)

武王問太公曰。攻伐之道奈何。太公曰。勢因敵家之動。變生於兩陣之間。奇正發無窮之源。故至事不語。用兵不言。且事之至者。其言不足聽也。兵之用者。其狀不足見也。倏而往。忽而來。能獨專而不制者兵也。

武王、太公に問うて曰く、「攻伐の道は奈何。」太公曰く、「(二)勢は敵家の動くに因り、(三)變は兩陣の間に生じ、奇正は(四)無窮の源に發す。故に、(五)至事は語らず、(六)用兵は言はず、且つ(七)事の至れるは、其言聽くに足らざる也、兵の用は、其狀見るに足らざるなり。倏ちにして往き、忽ちにして來り、能く獨り專らにして制せられざる者は兵也。(八)聞けば則ち議り、見れば則ち圖り、知れば則ち困み、辨ずれば則ち危し。故に、善く戰ふ者は、(九)軍を張るを待たず、善く患を除く者は、未だ生ぜざるに理む。敵に勝つ者は、形なきに勝つ、上戰は與に戰ふ無し。故に、勝を白刃の前に爭ふ者は、良將に非ざる也。備を已に失へるの後に設くる者は、上聖に非ざる也。智、衆と同じきは、(一〇)國師に非ざる也。技、衆と同じきは、國工に非ざる也。事は(一一)必克より大なる莫く、(一二)用は玄默より大なる莫く、動は不意

開則議。見則圖。知則困。辨則危。故善戰者。不待張軍。善除患者理於未生。勝敵者。勝於無形。上戰無與戰。故爭勝於白刃之前者、非良將也、設備於已失之後者、非上聖也。智與衆同、非國師也。技與衆同。非國工也。事莫大於必克。用莫大於玄默。動莫大於不意。謀

より大なるは莫く、謀は不識より大なるは莫し。夫れ先づ勝つ者は、先づ弱きを敵に見して、而して後戰ふ者也。故に、士は半ばにして功は倍す。聖人は天地の動に徵す、孰れか其紀を知らん。陰陽の道に循つて、其候に從ひ、天地の盈縮に當りて、因りて以て常となす。物に死生あるは、天地の形に因る。故に曰く、未だ形を見ずして戰へば、衆なりと雖も必ず敗る。善く戰ふ者は、之に居りて撓されず、勝つを見れば則ち起り、勝つまじければ則ち止むと。故に曰く、恐懼すること無かれ、猶豫すること無かれ。兵を用ふるの害は、猶豫最も大なり、三軍の災は、狐疑に過ぎたるは莫しと。善く戰ふ者は、利を見て失はず、時に遇うて疑はず。利を失ひ時に後るれば、反つて其殃を受く。故に、智者は之に從つて失はず、巧者は一決して猶豫せず。是を以て、疾雷耳を掩ふに及ばず、迅電目を瞑するに及ばず、之に赴くこと驚くが若く、之を用ふること狂ふが若く、之に當る者は破れ、之に近づく者は亡ぶ、孰れか能く之を禦がん。夫れ、將、言は

莫大於不識。夫先勝者。先見弱於敵。而後戰者也。故士半而功倍焉。聖人徵於天地之動。孰知其紀。循陰陽之道。而從其候。當天地盈縮。因以爲常。物有死生。因天地之形。故曰。未見形而戰。雖衆必敗。善戰者。居之不撓。見勝則起。不勝則止。故曰。無恐懼。無猶豫。用兵之害。猶豫最大。三軍之災。莫過狐疑。善戰者見利不失。遇時不疑。失利後時。反受其殃。故智者從之而不失。巧者一決而不猶豫。是以疾雷不及掩耳。迅電不及瞑目。赴之若驚。用之若狂。當之者破。近之者亡。孰能禦之。夫將有所不言而守者神也。有所不見而破者明也。故知神明之道者。野無横敵。對無立國。武王曰。善哉。

ずして守る所ある者は神也、見ずして破る所ある者は明也。故に、神明の道を知る者は、野に横敵なく、(二三) 對に立國なし。(二四)」王曰く、「善いかな。」

(一) 軍を行り敵を破るの勢を論ず (二) 攻伐の勢は敵の擧動によりて之を爲す (三) 千變萬化の謀慮は敵味方互に陣を張るの間に生ず、預め設くべきにあらず (四) 究め盡すべからずと也 (五) 至要の事は先づ人に語るべからず、時に臨みて宜しきを制すべければ也 (六) 兵を用ふるの法は言を以て傳ふべからず (七) 事の至れる者は其機密にして其言聽くべからず故に人得て之を知らず (八) 敵我の情を聞き、見、知り、辨ずれば也 (九) 戰はずして勝つ也 (一〇) 國家の師範となる人物 (一一) 兵の事は必ず人に克つが最も大 (一二) 兵の用は玄妙にして微眇なるが最も大 (一三) 敵をして知る能はざらしむ (一四) 聖人の兵を用ふるは勝を天地の變動に徵す、天地未だ動かざれば聖人敢て動かず、天地既に動く、聖人動かざるを得ず。聖人自ら兵を動かさずして一に天地の變動に徵すと也 (一五) 人其紀極を知るなし (一六) 往來の候 (一七) 恆常の道 (一八) 敵人虚實の形 (一九) 敵に機を亂されず (二〇) 其時に順つて其制を失はず (二一) 敵擊つ勢を形容す (二二) 全解に「言ハズシテ守ル、正ニ是レ心ノ神ナル處」云々。未だ形れざるを守り未だ萌さざるを見るの意か (二三) 横行の敵。一本「衡敵」に作る (二四) 我に對立する國

武王問太公曰。凡用兵之法。大要如何。太公曰。古之善戰者。非能戰於天上。非能戰於地下。其成與敗。皆由神勢。得之者昌。失之者亡。夫兩陳之閒。出甲陳兵。縱卒亂行者。所以爲變也。深草蓊鬱者。所以遁逃也。

奇兵第二十七（一）

武王、太公に問うて曰く、「凡そ兵を用ふるの法は、大要如何。」太公曰く、「古の善く戰ふ者は、能く天上（二）に戰ふに非ず、能く地下に戰ふに非ず、其成と敗と、皆、（三）神勢に由る。之を得る者は昌え、之を失ふ者は亡ぶ。夫れ兩陳の閒に、甲を出し、兵を陳ね、（四）卒を縱ち、行を亂るは、變を爲す所以也、（五）深草蓊鬱たるは、遁逃する所以也、谿谷險阻なるは、（六）車を止め騎を禦ぐ所以也、隘塞山林は少をもて衆を擊つ所以也、（七）坳澤窈冥なるは、其形を匿す所以也、（八）淸明にして隱るゝ無きは勇力を戰はしむる所以也、疾きこと流矢の如く、擊つこと機を發するが如くなるは、（九）精微を破る所以也。伏を詭り、奇を設け、遠く張り（一〇）誑き誘ふは、軍を破り將を擒にする所以也。（一一）四分五裂するは、圓を擊ち方を破る所以也。其（一二）驚駭に因るは、一をもて十を擊つ所以也。其勞倦暮舍に因るは、十をもて百を擊つ所

谿谷險阻者。所以止車禦騎也。隘塞山林者。所以少擊衆也。坳澤窈冥者。所以匿其形也。清明無隱者。所以戰勇力也。疾如流矢。擊如發機者。所以破精微也。詭伏設奇。遠張誑誘者。所以破軍擒將也。四分五裂者。所以擊圓破方也。因其驚駭者。所以一擊十也。因

以也。奇技は、深水を越え江河を渡る所以也。強弩長兵は、水を踰えて戰ふ所以也。(一四)長關遠候、暴疾に謬遁するは、城を降し邑を服する所以也。鼓行讙囂するは、(一五)奇謀を行ふ所以也。大風甚雨は、前を搏ち後を擒にする所以也。僞りて敵の使と稱するは、糧道を絶つ所以也。(一六)號令を謬りて、敵と服を同じくするは、走北に備ふる所以也。戰ふに必ず義を以てするは、衆を勵まし敵に勝つ所以也。爵を尊くし賞を重くするは、(一七)命を用ふるを勸むる所以也。刑を嚴にし罰を重くするは、(一八)罷怠を進むる所以也。一たびは喜び一たびは怒り、一たびは予へ一たびは奪ひ、一たびは文一たびは武、一たびは徐に一たびは疾きは、三軍を調和し、臣下を制一にする所以也。(一九)高敞に處るは、警守する所以也。險阻を保つは、固を爲す所以也。(二〇)山林茂穢なるは、(二一)往來を默する所以也。深溝高壘、積糧多きは、持久する所以也。故に曰く、戰攻の策を知らざれば、以て敵を語る可からず、(二二)分ち移すこと能はざれば、以て奇を語る可からず、治亂に通ぜざれば、以

其勞倦暮舍一者。所二以十擊レ百也。奇技者。所下以越二深水一。渡中江河上也。强弩長兵者。所二以踰レ水戰一也。長關遠候。暴疾謬遁者。所二以降レ城服レ邑也。鼓行讙囂者。所三以行二奇謀一也。大風甚雨者。所二以搏レ前擒レ後也。僞稱二敵使一者。所三以絕二糧道一也。謬二號令一。與レ敵同レ服者。所三以備二走北一也。

て變(二三)を語る可からずと。故に曰く將仁ならざれば、則ち三軍親まず。將勇ならざれば、則ち三軍銳からず、將智ならざれば、則ち三軍大に疑ふ。將明かならざれば、則ち三軍大に傾く(二四)。將精微ならざれば、則ち三軍其機(二五)を失ふ。將常に戒めざれば、則ち三軍其備を失ふ。將强力ならざれば、則ち三軍其職(二六)を失ふと。故に、將は人の司命なり、三軍之と倶に治まり、之と倶に亂る。賢將を得る者は、兵强く國昌え、賢將を得ざる者は、兵弱く國亡ぶ。」武王曰く、「善いかな。」

㈠ 奇を出して勝を制するをいふ　㈡ 九天の上に戰ふにもあらず九地の下に戰ふにも非ず　㈢ 兵を用ふる神妙にして測るなきの勢　㈣ 或は我士卒をほしいまゝに放ち、或は行列を取り亂して、我軍の整はざるやうに見するは變詐の術也　㈤ 軍を匿するに草木深茂の所に置くは　㈥ 敵の車を也　㈦ くぼみたる濕地のうす暗き地に依るは　㈧ 軍の平原曠野に依るをいふ　㈨ 敵の謀の精詳微妙なるを　㈩ 我陣を張り　(一一) 敵の軍を　(一二) 吾軍をして四分五裂、一に統紀なきが如からしむるは、便に乘じ虛に因り、人の圍陣を擊ち人の方陣を破る所以也　(一三) 敵の驚きさわぐに乘ず　(一四) 奇巧の技を用ふるは　(一五) 關の門限を長くし斥候を遠く出し、暴兵（にはか）に往來し詐りて通逃す　(一六) 敵の合ひ詞を聞き取りて號令を詐り敵と服色を同じうし敵をして味方と思ひ誤らし

戰必以義者。所以勵衆勝敵也。尊爵重賞者。所以勸用命也。嚴刑重罰者。所以進罷怠也。一喜一怒。一予一奪。一文一武。一徐一疾者。所以調和三軍。制一臣下也。處高敞者。所以警守也。保險阻者。所以爲固也。山林茂穢者。所以默往來也。深溝高壘。積糧多者。所以持久也。故曰。不知戰攻之策。不可以語敵。不能分移。不可以語奇。不通治亂。不可以語變。故曰。將不仁。則三軍不親。將不勇。則三軍不銳。將不智。則三軍大疑。將不明。則三軍大傾。將不精微。則三軍失其機。將不常戒。則三軍失其備。將不強力。則三軍失其職。故將者人之司命。三軍與之俱治。與之俱亂。得賢將者兵強國昌。不得賢將者。兵弱國亡。武王曰。善哉。

むるは、後軍の走北に備へ追撃の計を爲す所以也 （一七） 士卒の將の命を用ふるを （一八） 吾が罷怠の兵を驚かし進むる （一九） 高く開けて眺望の便なる地 （二〇） 山林の茂盛にして幽穢なるに居るは （二一） 敵をして我が往來を知らざらしむ （二二） 兵を分つて左右前後に使ふ能はざるものは （二三） 奇兵の道 （二四） 變權の道 （二五） 危ふくして相依る所なし （二六） 其爲すべき機を失ふ （二七） 畏るゝなくして皆其職を失ひて守らず

武王問二太公一曰。律音之聲。可三以知二三軍之消息勝負之決一乎。太公曰。深哉王之問也。夫律管十二。其要有二五音一。宮商角徵羽。此眞正聲也。萬代不レ易。五行之神。道之常也。金木水火土各以二其勝一攻也。古者三皇之

五音第二十八 (一)

武王、太公に問うて曰く、「律音の聲、以て三軍の消息、勝負の決を知る可きか。」太公曰く、「深いかな王の問や。夫れ、律管十二、其要五音あり、宮商角徵羽なり、此れ眞の正聲也、萬代易らず。五行の神、(二)道の常也。金木水火土、各其(四)勝を以て攻むる也。古者、三皇の世、(三)虚無の情、以て剛强を制す。文字あること無く、皆五行に由る。五行の道は、天地の自然にして、(五)六甲の分、(六)微妙の神なり。其法は、天淸淨にして、陰雲風雨なきを以て、夜半に輕騎を遣り、往いて敵人の壘に至り、去ること九百歩の外にして、偏く律管を持して、耳に當て、大に呼んで(七)之を驚かせば、(八)聲ありて管に應ず、(九)其來ること甚だ微なり。(一〇)角聲、管に應ずるときは、當に白虎を以てすべし。(一一)徵聲、管に應ずるときは、當に玄武を以てすべし。(一二)商聲、管に應ずるときは、當に朱雀を以てすべし。(一三)羽聲

世。虛無之情。以制剛強。無有文字。皆由五行。五行之道。天地自然。六甲之分。微妙之神。其法。以天清淨無陰雲風雨。夜半遣輕騎。往至敵人之壘。去九百步外。徧持律管。當耳大呼驚之。有聲應管。其來甚微。角聲應管。當以白虎。徵聲應管。當以玄武。商聲應管。當以

管に應ずるときは、當に勾陳を以てすべし。五管、聲盡きて應ぜざる者は宮也、(一四)當に青龍を以てすべし。此れ五行の符、(一五)勝を佐くるの徵、(一六)成敗の機なり。」武王曰く、「善いかな。」太公曰く、「微妙の音、(一七)皆外候あり。」武王曰く、「何を以てか之を知らん。」太公曰く、「敵人驚動すれば、則ち之を聽く。(一八)枹鼓の音を聞くは角也、(一九)火光を見るは徵也、(二〇)金鐵矛戟の音を聞くは商也、(二一)人の嘯呼の音を聞くは羽也、(二二)寂寞として聞ゆる無きは宮也。(二三)此五音は聲色の符也。」

(一) 五音は宮・商・角・徵・羽、兵家之を察して以て勝を佐くるを論ず (二) 六律六呂の十二なれど。其要は五音に過ぎず (三) 宮は中央の土神に、商は西方の金神に、角は東方の木神に、徵は南方の火神に、羽は北方の水神に屬す (四) 各々勝を以て不勝を攻む、金は木に克ち、木は土に克ち、土は水に克ち、水は火に克ち、火は金に克つ (五) 一年は六甲子也、六甲子を集めて六々三百六十日とす、甲は十干の第一なるが故に甲を指して六甲といふ、分とは分屬の義にて、六甲の分とは、甲乙は木に、丙丁は火に、戊己は土に、庚辛は金に、壬癸は水に分屬するの言也 (六) 微妙は深微眞妙の義。卽ち五行の神にて、木の神を青龍、火の神を朱雀、土の神を勾陳、金の神を白虎、水の神を玄武といふ (七) 敵人を (八) 敵陣に聲ありて其聲我が管に應ずべし (九) 其聲の來ること甚だ微妙也 (一〇) 角聲が管に應じなば當に白虎の方位時日を用ひて之に勝つべし、角聲は木に屬し、白虎は金に屬す、金よく木に克つ也

朱雀。羽聲應管、當以勾陳。五管聲盡不應者宮也、當以青龍。此五行之符。佐勝之徴、成敗之機。武王曰、善哉。太公曰、徴妙之音、皆有外候。武王曰、何以知之。太公曰、敵人驚動、則聽之。聞枹鼓之音者角也。見火光者徴也。聞金鐵矛戟之音者商也。聞人嘯呼之音者羽也。寂寞無聞者宮也。此五者聲色之符也。

一一　徴は火に屬し、玄武は水に屬す、水能く火に克つ也　一二　商は金に屬し、朱雀は火に屬す、火能く金に克つ也　一三　羽は水に屬し、勾陳は土に屬す、土能く水に克つ也　一四　宮は四音の主にて土也、青龍は木に屬す、木能く土に克つ也　一五　符驗　一六　徴兆、しるし　一七　外にあらはれて候ひ知るべきもの　一八　其聲を聞きて五音を占ふ　一九　枹鼓は木にてつくる、角は木に屬す　二〇　徴は火に屬す　二一　商は金に屬する　二二　羽は水に屬す、嘯呼は口、口は水に屬する也　二三　宮は土に屬す、寂寞は靜、靜は卽ち土也

武王問二太公一曰。吾欲下未レ戰先知二敵人之強弱一。豫見中勝負之徴上。爲レ之奈何。太公曰。勝負之徴。精神先見。明將察レ之。其效在レ人。謹候二敵人出入進退一。察二其動靜言語妖祥士卒所下告上。凡三軍悅懌。士卒畏レ法。敬二其將命一。相

兵徴第二十九（一）

武王、太公に問うて曰く、「吾、未だ戰はざるに先づ敵人の強弱を知り、豫め勝負の徴を見んと欲す。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「勝負の徴は、精神先づ見はる、明將は之を察す。其效人に在り。謹んで敵人の出入進退を候ひ、其動靜（二）、言語、妖祥、（三）士卒の告ぐる所（四）を察す。凡そ三軍悅懌し、士卒法を畏れ、其將の命を敬ひ、相喜ぶに敵を敗らんことを以てし、相陳ぶるに勇猛を以てし、相賢とするに威武を以てするは、此れ強の徴也。三軍數〻（五）驚き、（六）士卒齊しからず、相恐るゝに敵の強きを以てし、相語るに（七）不利を以てし、（八）耳目相屬き、妖言止まず、衆口相惑はし、法令を畏れず、其將を重んぜざるは、此れ弱の徴也。三軍齊整し、陳勢以て固く、溝を深くし壘を高くし、又、（九）大風甚雨の利あり、三軍故なく、（一〇）旌旗前に指し、金鐸の聲、揚りて以て淸み、鼙鼓の聲、（一一）宛として以て鳴

喜以破敵。相陣以勇猛。相賢以威武。此強徵也。三軍數驚。士卒不齊。相恐以敵強。相語以不利。耳目相屬。妖言不止。衆口相惑。不畏法令。不重其將。此弱徵也。三軍齊整。陣勢以固。深溝高壘。又有大風甚雨之利。三軍無故。旌旗前指。金鐸之聲揚以清。鼙鼓之聲宛

るは、此れ神明の助けを得、大勝の徵也。行陣固からず、旌旗亂れて相繞り、大風甚雨の利に逆ひ、士卒恐懼して、氣絕えて屬かず、戎馬驚き奔り、兵車軸を折り、金鐸の聲下くして以て濁り、鼙鼓の聲、濕うて以て沐するは、此れ大敗の徵也。凡そ城を攻め邑を圍むに、城の氣色、死灰の如きは、城屠る可し。城の氣出でゝ北するは、城克つ可し。城の氣出でゝ西するは、城降す可し。城の氣出でゝ南するは、城拔く可からず。城の氣出でゝ東するは、城攻む可からず。城の氣出でゝ復た入るは、城主逃れ北ぐ、城の氣出でゝ我軍の上を覆ふは、軍必ず病む。城の氣出でゝ高くして止まる所なきは、兵を用ふること長久なり。凡そ城を攻め邑を圍むに、旬を過ぎて雷せず雨ふらざれば、必ず亟かに之を去れ、城必ず大輔あり。此れ攻む可くして攻め、攻む可からずして止むを知る所以也。」

武王曰く、「善いかな。」

(一) 兵家勝敗を知るの徵兆を言ふ　(二) 外にあらはる　(三) 其精神の外にあらはる、所を　(四) 效驗　(五) 互に勇

以鳴。此得二神明之助一。大勝之徴也。行陣不レ固。旌旗亂而相繞。逆二大風甚雨之利一。士卒恐懼。氣絶而不レ屬。戎馬驚奔。兵車折レ軸。金鐸之聲下以濁。鼙鼓之聲濕以沐。此大敗之徴也。凡攻レ城圍レ邑。城之氣色。如二死灰一。城可レ屠。城之氣出而北。城可レ克。城之氣出而西。城可レ降。城之氣出而南。城不レ可レ拔。城之氣出而東。城不レ可レ攻。城之氣出而復入。城主逃北。城之氣出而覆二我軍之上一。軍必病。城之氣出高而無レ所レ止。用レ兵長久。凡攻レ城圍レ邑。過レ旬不レ雷不レ雨。必亟去レ之。城必有二大輔一。此所三以知二可レ攻而攻。不レ可レ攻而止一。武王曰。善哉。

凶の事を陳べ語る也 (六) 士卒の心まち〳〵にて齊一ならず (七) 其の己が軍に不利なること (八) ひそ〳〵と私語するをいふ (九) 大風甚雨も之を利用して味方の軍に利あり (一〇) 旌旗前に向つて指す、士氣の振作する也 (一一) 宛轉として高く鳴る (一二) 之を撃つも鳴らざる也 (一三) 北と西とは陰に屬す、陰は殺を主る、故に克つべく降すべき也 (一四) 南と東とは陽也、陽は生を主る、故に拔くべからず攻むべからざる也 (一五) 城に主なきの象也、(一六) 我軍、卽ち攻者の軍 (一七) 十日 (一八) 大なる輔け。又、大輔佐の人

武王問二太公一曰。天下安定。國家無レ爭。戰攻之具。可レ無レ修乎。守禦之備。可レ無レ設乎。太公曰。戰攻守禦之具。盡在二於人事一。耒耜者。其行馬蒺藜也。馬牛車輿者。其營壘蔽櫓也。鋤櫌之具。其矛戟也。蓑薛簦笠者。其甲冑

農器第三十(一)

武王、太公に問うて曰く、「天下安定し、國家爭なくんば、戰攻の具、修まること無かる可きか、守禦の備、設くること無かる可きか。」太公曰く、「戰攻守禦の具は、(二)盡く人事に在り、耒耜は、(三)其行馬、蒺藜なり。馬牛、車輿は、其營壘、蔽櫓なり、鋤櫌の具は、其矛戟なり。(四)蓑薛、簦笠は、其甲冑、(五)干櫓なり。(六)钁鍤、斧鋸、杵臼は、其の城を攻むるの器なり。牛馬は、糧を轉輸する所以なり。雞犬は(七)其伺候なり、婦人の(八)織紝は、其旌旗なり。丈夫の壤を平ぐるは、其の城を攻むる也。春、草棘を鑱るは、其の車騎を戰はしむる也。夏、田疇を耨るは、其の步兵を戰はしむる也。秋、禾薪を刈るは、其糧食の儲備なり。冬、倉廩を實するは、其堅守なり。田里相伍するは、其約束符信なり、里に吏あり官に長あるは、其將師なり。里に(九)圍垣あり、相過ぐることを得ざるは、其(一〇)隊分なり。粟

干櫓也。鑁鍤斧鋸杵臼。其攻城器也。牛馬。所以轉輸糧也。雞犬。其伺候也。婦人織紝。其旌旗也。丈夫平壤。其攻城也。春鑁草棘。其戰車騎也。夏耨田疇。其戰歩兵也。秋刈禾薪。其糧食儲備也。冬實倉廩。其堅守也。田里相伍。其約束符信也。里有吏官有長。其將帥也。里有周垣。不得相過。其隊分也。輸粟取芻。其廩庫也。春秋治城郭修溝渠。其塹壘也。故用兵之具。盡於人事也。善爲國者。取於人事。故必使遂其六畜。闢其田野。究其處所。丈夫治田有畝數。婦人織紝有尺度。是富國強兵之道也。武王曰。善哉。

を輸し芻を取るは、其廩庫なり、春秋に城郭を治め溝渠を修むるは、其塹壘なり。故に、兵を用ふるの具は人事に盡きたり。善く國を爲むる者は、人事に取る。故に、必ず其六畜を遂げ、(一二)其田野を闢き、其處所を究め、(一三)丈夫の田を治むるに畝數あり、婦人の織紝に尺度あらしむ。(一四)是れ國を富まし兵を強くするの道也。」武王曰く、「善いかな。」

(一) 農器を以て兵器に喩ふ (二) 農事にあらはれてあり (三) 行馬はやらひ、蒺藜はひし、共に拒守の具 (四) みの、雨衣也。一説は「蓑節」に作る、今字彙に基き訂正す (五) 干は車に載せて置くたて (六) すき、くは (七) 非常を禁ずるしのび夜廻り (八) はた織り縫ひもの (九) まはりの垣 (一〇) 隊伍の分ち (一一) 倉廩府庫の備 (一二) 六畜の飼育を遂ぐ (一三) 亂れ雜らぬやうに民を安居する也 (一四) 男女それ〴〵工程を定め、男をして農事を廢せず女をしてたちぬひの業を失はざらしむ

武王問二太公一曰。王者擧レ兵。三軍器用。攻守之具。科品衆寡。豈有レ法乎。太公曰。大哉王之問也。夫攻守之具。各有二科品一。此兵之大威也。武王曰。願聞レ之。太公曰。凡用レ兵之大數。

虎韜

軍用第三十一(一)

武王、太公に問うて曰く、「王者、兵を擧ぐる、三軍の器用、攻守の具、科品衆寡に法ありや。」太公曰く、「大なるかな王の問や。夫れ攻守の具、各(二)科品あり、此れ兵の大威也。」武王曰く、「願はくは之を聞かん。」太公曰く、「凡そ兵を用ふるの(三)大數、甲士萬人に將たるには、(四)法、武衛の大扶胥三十六乘を用ふ、(五)材士の強弩、矛戟を翼となす、一車ごとに二十四人之を推す、八尺の車輪を以てし車上に旗鼓を立つ、兵法に之を震駭と謂ふ、堅陣を陥れ、強敵を敗る、(六)武翼の大櫓矛戟の扶胥七十二具あり、材士の強弩矛戟を翼となす、五尺の車輪を以てす、(七)絞車連弩、自ら副く、堅陣を陥れ、強敵を敗る。(八)提翼の小櫓扶胥一百四十六具

騎二甲士萬人一。法用二武衛大扶胥三十六乘一。材士強弩矛戟爲レ翼。一車二十四人推レ之。以二八尺車輪一。立二車上旗鼓一。兵法謂二之震駭一。陷二堅陣一。敗二強敵一。武翼大櫓矛戟扶胥七十二具。材士強弩矛戟爲レ翼。以二五尺車輪一。絞車連弩自副。陷二堅陣一。敗二強敵一。提翼小櫓扶胥一百四

あり、絞車の連弩自ら副く、鹿車輪(九)を以てす、堅陣を陷れ、強敵を敗る、(一〇)大黃參連弩の大扶胥三十六乘あり、材士の強弩矛戟を翼となす、飛鳧電影(一一)、自ら副く、飛鳧は赤莖白羽、銅を以て首(一二)となす、電影は赤莖白羽、鐵を以て首となす、晝は則ち絳縞(一三)の長さ六尺、廣さ六寸なるを以て光耀となす、夜は則ち白縞の長さ六尺、廣さ六寸なるを以て流星となす、堅陣を陷れ、歩騎を敗る。大扶胥の衝(一五)車三十六乘あり、螳蜋(一六)の武士(一四)共に載す、以て縱横を撃ち強敵を敗る可し。輜車騎寇、一に電車と名づく、兵法に之を電撃と謂ふ、堅陣を陷れ、歩騎を敗る。寇夜來るときは、前(一七)の矛戟扶胥輕車一百六十乘、螳蜋の武士三人共に載す、兵法に之を霆撃と謂ふ、堅陣(一八)を陷れ、歩騎を敗る。方首(一九)の鐵棓維肦、重さ十二斤、柄の長さ五尺以上なるもの千二百枚、一に天棓(二〇)と名づく。大柯斧(二一)、刃の長さ八寸、重さ八斤、柄の長さ五尺以上なるもの千二百枚、一に天鉞(二二)と名づく。方首の鐵鎚、重さ八斤、柄の長さ五尺以上なるもの千二百枚、一に天鎚と名づく(二三)、歩騎羣寇を敗

十六具。絞車連弩自副、以二鹿車輪一。陷二堅陣一。敗二強敵一。大黄參連弩大扶胥三十六乘。材士強弩矛戟爲ㇾ翼。飛鳧電影自副。飛鳧赤莖白羽。以ㇾ銅爲ㇾ首。電影青莖赤羽。以ㇾ鐵爲ㇾ首。晝則以二絳縞長六尺廣六寸一。爲二光耀一。夜則以二白縞長六尺廣六寸一。爲二流星一。陷二堅陣一。敗二歩騎一。大

る。(二四)飛鉤長さ八寸鉤芒の長さ四寸、柄の長さ六尺以上なるもの千二百枚、以て其衆(二五)に投ず。三軍の拒ぎ守るには、木螳螂劍刃扶胥、廣さ二丈なるもの百二十具、一に行馬と名づく、平易の地に、歩兵を以て車騎を敗る。木蒺藜、地を去ること二(二六)尺五寸なるもの百二十具、歩騎を敗り、窮寇を要り、走り北ぐるを遮る。(二七)軸旋短衡、矛戟扶胥、百二十具、黄帝の蚩尤氏を敗りし所以なり、歩騎を敗り、窮寇を要り、走り北ぐるを遮る。

(一) 軍中の器用をいふ (二) 種類等級 (三) 軍の威を助け勢を強くする者 (四) 其法、武中の衛たる大扶胥（車の別名）三十六乘。武衛一に「武衝」に作る (五) 材勇の士の強弩矛戟を持てる者を其車の羽翼（前國の警固）とす (六) 武衝に同じ (七) 大櫓は車上の蔽也、矛戟を車上に置きて擊刺に備ふ (八) 手に提ぐる程の小さき櫓の義。亦車上の蔽也 (九) 鹿輔を用ひて車輪となす (一〇) 弩の名。一發に三矢を射る (一一) 矢の迅速なるもの (一二) やじり (一三) あかききぬ (一四) 光の遠く及んで人の目に立つこと流星の如しと也 (一五) 旁より衝いてかゝる車 (一六) 戰士の勇鋭を、かまきりの猛烈の勢あるにたとへいふ也 (一七) 電の如く疾く往來する車の意 (一八) 我が營前。一說には「來り前（ス、）む」と訓ず (一九) 首の四角なる鐵棒。維肦は頭の圓く大いなるをいふ (二〇) 星の名に取る (二一) おほまさかり (二二) 星の名に取る (二三) 天棓、天鉞、天鎚の諸器は也 (二四) くまで也。鈎芒は

扶胥衝車三十六乘。螳螂武士共載。可以撃縦横敗強敵。輜車騎寇。一名電車。兵法謂之電撃。陷堅陳敗歩騎寇夜來。前矛戟扶胥輕車一百六十乘。螳螂武士三人共載。兵法謂之霆撃。陷堅陳敗歩騎。方首鐵棓維朌。重十二斤。柄長五尺以上千二百枚。一名天棓。大柯斧。刃長八寸。重八斤。柄長五尺以上千二百枚。一名天鉞。方首鐵鎚。重八斤。柄長五尺以上千二百枚。一名天鎚。敗歩騎群寇。飛鉤長八寸。鉤芒長四寸。柄長六尺以上千二百枚。以投其衆。三軍拒守。木螳螂劍刃扶胥。廣二丈百二十具。一名行馬。平易地。以歩兵敗車騎。木蒺藜。去地二尺五寸百二十具。敗歩騎。要窮寇。遮走北。軸旋短衝矛戟扶胥百二十具。黄帝所以敗蚩尤氏。敗歩騎。要窮寇。遮走北。

飛鉤の先のまがりたるところ　〔二五〕敵衆の中に投げて引掛く　〔二六〕高さ也　〔二七〕軸短くしてよく廻る車といひ、或は指南車といひ、諸說あれども未詳也

狹路微徑張鐵蒺藜。芒高四寸。廣八寸。長六尺以上千二百具。敗走騎。突暝來前促戰。白刃

狹路微徑には、鐵蒺藜を張る、芒の高さ四寸、廣さ八寸、長さ六尺以上なるもの千二百具、走騎を敗る。暝きを突いて來り前みて戰を促し、白刃接はるときは、(一)地羅を張り、兩鏃の蒺藜、參連の(二)織女を鋪く、芒の間相去ること二尺なるもの萬二千具。曠野草中には、方胷の鋋矛千二百具。鋋矛を張る法、高さ一

接。張二地羅一。鋪二兩鏃蒺藜參連織女。芒間相去二尺。萬二千具。曠野草中。方胸鋌矛千二百具。張二鋌矛一法。高一尺五寸。敗二步騎一。要二窮寇一。遮二走北一。狹路微徑地陷。鐵械鎖參連百二十具。敗二步騎一。要二窮寇一。遮二走北一。壘門拒守。矛戟小櫓十二具。絞車連弩自副。三軍拒守。天羅

尺五寸、步騎を敗り、窮寇を要り、走り北ぐるを遮る。狹路微徑地陷には、(三)鐵械鎖の參連百二十具、步騎を敗り、窮寇を要り、走り北ぐるを遮る、(四)壘門の拒守には、矛戟の小櫓十二具、絞車連弩自ら副く。三軍の拒守には、(五)天羅虎落鎖連一部、廣さ一丈五尺、高さ八尺なるもの百二十具、虎落劍刃扶胥廣さ一丈五尺、高さ八尺なるもの五百二十具。溝塹を渡るには、飛橋一間、廣さ一丈五尺、長さ二丈以上にして、(六)轉關轆轤を著けたるもの八具、(七)環利通索を以て之を張る。大水を渡るには、(八)飛江廣さ一丈五尺、長さ二丈以上なるもの八具、環利通索を以て之を張る。天浮鐵螳螂、内を矩にし、外を圓にし、徑四尺以上にして環絡自ら副くるもの三十二具、天浮を以て飛江を張りて、大海を濟る、之を天潢と謂ふ、一に天船と名づく。山林野居には、虎落柴營を結ぶ、環利の鐵鎖、長さ二丈以上なるもの千二百枚、環利の大通索、大さ四寸、長四丈以上なるもの六百枚、環利の中通索、大さ二寸、長さ四丈以上なるもの二百枚、環利の(九)小微纆、長さ二丈以

虎落鎖連一部、廣一丈五尺、高八尺、百二十具。虎落釼刃扶胥、廣一丈五尺、高八尺、五百二十具。渡溝塹飛橋一間、廣一丈五尺、長二丈以上、著轉關轆轤八具。以環利通索張之。渡大水飛江、廣一丈五尺、長二丈以上八具。以環利通索張之。天浮鐵螳螂、矩內圓

上なるもの萬二千枚、天雨ふるには、車上に蓋重ぬるの板、結枲鉏鋙、(一〇)廣さ四尺、長さ四丈以上なるもの、車ごとに一具、鐵杙を以て之を張る。(一一)木を伐る天斧、重さ八斤、柄の長さ三尺以上なるもの三百枚、棨钁刃の廣さ六寸、(一二)柄の長さ五尺以上なるもの三百枚、銅築固爲垂、(一三)長さ五尺以上なるもの三百枚、鷹爪方胷の鐵把、柄の長さ七尺以上なるもの三百枚、方胷の鐵叉、柄の長さ七尺以上なるもの三百枚、方胷兩枝の鐵叉、柄の長さ七尺以上なるもの三百枚、草木を芟る大鎌、柄の長さ七尺以上なるもの三百枚、大櫓刃、重さ八斤、柄の長さ六尺なるもの三百枚、委環(一四)の鐵杙、長さ三尺以上なるもの三百枚、杙を椓つ大鎚、重さ五斤、柄の長さ二尺以上なるもの百二十具、甲士萬人、強弩六千、戟櫓二千、矛楯二千、攻具を修治し、兵器を砥礪する巧手三百人、此れ兵を擧ぐる軍用の大數也。」武王曰く、「允なるかな。」

(一) あみ也 (二) 蒺藜の類をいふ (三) 鐵のくさり (四) 銓円 (五) 天羅、虎落共にやらひ也。鎖連一に參連に作

外徑四尺以上。環絡自副三十二具。以天浮張飛江。濟大海。謂之天潢。一名天船。山林野居。結虎落柴營。環利鐵鎖。長二丈以上千二百枚。環利大通索。大四寸。長四丈以上六百枚。環利中通索。大二寸。長四丈以上二百枚。環利小徽縲。長二丈以上萬二千枚。天雨蓋重車上板。結枲鉏鋙。廣四尺。長四丈以上。車一具。以鐵杙張之。伐木天斧。重八斤。柄長三尺以上三百枚。棨钁刃。廣六寸。柄長五尺以上三百枚。銅築固爲垂。長五尺以上三百枚。鷹爪方胷鐵把。柄長七尺以上三百枚。方胷鐵叉。柄長七尺以上。三百枚。方胷兩枝鐵叉。柄長七尺以上三百枚。芟草木大鎌。柄長七尺以上三百枚。大櫓刃。重八斤。柄長六尺。三百枚。委環鐵杙。長三尺以上。三百枚。椓杙大鎚。重五斤。柄長二尺以上。百二十具。甲士萬人。強弩六千。戟櫓二千。矛楯二千。修治攻具。砥礪兵器。巧手三百人。此舉兵軍用之大數也。武王曰。允哉。

る　(六)　動かし易からんがため也　(七)　堅固ならしめんがため也　(八)　大水を渡る具、いかだの如きものといふ。
(九)　鎖のこまかなるくさり　(一〇)　結枲は麻縄にて板を結合するをいひ、鉏鋙は板を刻みて歯とし、板を噛ひ違ふやうにし、以て雨を蔽ふの用に供ふ　(一一)　鐵のくひ　(一二)　大鎌　(一三)　木を伐るの具といふ　(一四)　とぢがねをつけたる鐵のくひ

武王問二太公一曰。凡用レ兵。爲二天陳地陳人陳一奈何。太公曰。日月星辰斗柄一左一右一向一背。此謂二天陳一。丘陵水泉。亦有二前後左右之利一。此謂二地陳一。用レ車用レ馬。用レ文用レ武。此謂二人陳一。武王曰。善哉。

三陳第三十二（一）

武王、太公に問うて曰く、「凡そ兵を用ふるに、天陳、地陳、人陳を爲すこと奈何。」太公曰く、「日月星辰斗柄、一は左に一は右に、一は向ひ一は背く、（二）此れを天陳と謂ふ。丘陵水泉、亦前後左右の利（三）あり、此れを地陳と謂ふ。車を用ひ馬を用ひ、文を用ひ武を用ふ、此れを人陳と謂ふ。」武王曰く、「善いかな。」

（一）天地人の三陣の法をいふ　（二）其象にかたどりたること　（三）便利に從つて陣を取る

武王問二太公一曰。敵人圍レ我。斷二我前後一。絶二我糧道一。爲レ之奈何。太公曰、此天下之困兵也。暴用レ之則勝。徐用レ之則敗。如レ此者。爲二四武衝陣一。以二武車驍騎一。驚二亂其軍一。而疾擊レ之可二以橫行一。武王曰、若已出二圍地一。欲二因以爲一レ勝。爲レ之奈何。太公曰。左軍疾左。右軍疾右。無下與二敵人一爭上レ道。中軍迭前迭後。敵人雖レ衆。其將可レ走。

疾戰第三十三(一)

武王、太公に問うて曰く、「敵人我を圍んで我が前後を斷ち、我が糧道を絶たば、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「此れ天下の困兵なり。暴に之を用ふれば則ち勝ち、徐に之を用ふれば則ち敗る。此の如き者は、(二)四武の衝陣を爲して、武車驍騎を以て、其軍を驚亂して、疾く之を擊つときは、以て(三)横行す可し。」武王曰く、「若し已に圍地を出でゝ、因りて以て勝を爲さんと欲せば、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「左軍は(四)疾く左し、右軍は疾く右し、(五)敵人と道を爭ふこと無く、中軍は迭に前み迭に後るゝときは、敵人衆と雖も、其將走らす可し。」

(一) 敵に圍まれたる時疾く戰ふの法を論ふ　(二) 武士を結びて四陣をなし、力を合せて敵を衝擊するをいふ　(三) 圍を破るべしと也　(四) 疾く左を擊つ　(五) 敵敗北せば長く追ひ討つ勿れと也

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。敵人四合而圍レ我。斷二我歸道一。絕二我糧食一。敵人既衆。糧食甚多。險阻又固。我欲二必出一。爲レ之奈何。太公曰。必出之道。器械爲レ寶。勇鬪爲レ首。審知二敵人空虛之地。無人之處一。可二以必出一。

(一)必出第三十四

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、敵人四もに合して我を圍み、我が歸道を斷ち、我が糧食を絕ち、敵人既に衆く、糧食甚だ多く、險阻にして又固きとき、我必ず出でんと欲す、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「必ず出づるの道は、器械を寶となし、勇鬪を首となす。審に敵人空虛の地、無人の處を知りて、以て必ず出づ可し。將士、(二)玄旗を持ち、器械を操り、(三)銜枚を設けて、夜出で、(四)勇力、飛走、冒將の士、(五)前に居りて壘を平げ、軍の爲めに道を開き、材士強弩を伏兵となして後に居き、弱卒車騎を中に居き、陳し畢りて徐に行き、愼んで驚駭すること無かれ。(六)武衝の扶胥を以て、前後拒ぎ守り、(七)武翼の大櫓、以て左右を蔽ふ。敵人若し(八)驚かば、勇力冒將の士、疾く擊つて前み、弱卒車騎、以て其後に屬き、材士強弩、隱伏して處り、審に敵人の我を追

將士持二玄旗一。操二器械一。設二銜枚一。夜出。勇力飛走冒將之士。居レ前平レ壘。爲レ軍開レ道。材士強弩爲二伏兵一居レ後。弱卒車騎居レ中。陣畢徐行。愼無二驚駭一。以二武衝扶胥一前後拒守。武翼大櫓。以蔽二左右一。敵人若驚勇力冒將之士。疾擊前。弱卒車騎。以屬二其後一。材士強弩。隱伏而處。審候二

ふを候うて、伏兵疾く其後を擊ち、其火鼓を多くし、地より出づるが若く、天より下るが若く、三軍勇み鬭はゞ(九)、我を能く禦ぐ莫からん(一〇)。」武王曰く、「前に大水、廣塹、深坑ありて、我踰え渡らんと欲するに、舟楫の備なく、敵人壘に屯して、我が軍前を限り、我が歸道を塞ぎ、斥候常に戒め、險塞盡く守り、車騎我が前を要り、勇士我が後を擊たば、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「大水、廣塹、深坑は、敵人の守らざる所、或は能く之を守るとも、其卒必ず寡からん。此の若きは(一一)、飛江と轉關と天潢とを以て、以て我が軍を濟し、勇力材士、我が指す所に從つて、敵を衝き陣を絕ち、皆、其死を致せ。先づ吾が輜重を燔き、吾が糧食を燒き、明かに吏士に告げよ、勇み鬭はゞ則ち生き、勇まずんば則ち死せんと。已に(一二)出でば、我が踵軍(一三)をして、雲火を設けて遠く候はしめ、必ず草木丘墓險阻に依れ。敵人の車騎、必ず敢て遠く追ひ長く驅らじ(一四)。因りて火を以て記となし、先づ出づる者は、火に至りて止り(一五)、四武の衝陣を爲らしむ。此の如くんば、

敵人追レ我。伏兵疾擊ニ其後ー。多ニ其火鼓ー。若ニ從レ地出ー。若ニ從レ天下ー。三軍勇鬭。莫ニ我能禦ー。武王曰。前有ニ大水廣塹深坑ー。我欲ニ踰渡ー。無ニ舟楫之備ー。敵人屯レ壘、限ニ我軍前ー。塞ニ我歸道ー。斥候常戒、險塞盡守。車騎要ニ我前ー。勇士擊ニ我後ー。爲レ之奈何。太公曰、大水廣塹深坑、敵人所レ不レ守。或能守レ之。其卒必寡。若レ此者。以三飛江轉關與ニ天潢ー。以濟ニ我軍ー。勇力材士。從ニ我所レ指。衝レ敵絕レ陣、皆致ニ其死ー。先燔ニ吾輜重ー。燒ニ吾糧食ー。明告ニ吏士ー。勇鬭則生。不レ勇則死。已出。令下我踵軍設ニ雲火ー遠候上。必依ニ草木丘墓險阻ー。敵人車騎。必不ニ敢遠追長驅ー。因以レ火爲レ記。先出者。令レ至レ火而止。爲ニ四武衝陣ー。如レ此則吾三軍皆精銳勇鬭。莫ニ我能止ー。武王曰、善哉。

則ち吾が三軍皆精鋭にして勇み鬭ひ、我を能く止むる莫からん。」武王曰く、「善いかな。」

〔一〕敵の圍みを破りて必ず出づるを言ふ 〔二〕くろき色の旗、夜の暗にまぎれんが爲め也 〔三〕語を止むる也 〔四〕勇力あり、飛走を善くし、敵將を衝き冒す勇士 〔五〕先鋒を爲す也 〔六〕大扶胥の衝車 〔七〕矛戟の扶胥 〔八〕おどろき騒がば 〔九〕火を多くともし續け鼓を打ち鳴らして敵の耳目を亂す 〔一〇〕敵の測る能はざるをいふ 〔一一〕何れも前々章に出づ 〔一二〕大水廣塹深坑を也 〔一三〕あと備への軍をしてかゞり火を設けて遠く後人を候はしむ 〔一四〕吾が軍は因りて火を以て記號とす 〔一五〕以て敵を禦ぐ也

武王問ニ太公一曰。引レ兵深入ニ諸侯之地一。遇ニ深谿大谷險阻之水一。吾三軍未レ得ニ畢濟一。而天暴雨。流水大至。後不レ得レ屬ニ於前一。無ニ舟梁之備一。又無ニ水草之資一。吾欲ニ畢濟使三三軍不ニ稽留一。爲レ之奈何。太公曰。凡帥レ師將レ衆。慮不ニ先

軍略第三十五（一）

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、深谿大谷險阻の水に遇ひ、吾が三軍、未だ畢く濟ることを得ずして、天暴かに雨ふり、流水大に至りて、後（二）、前に屬くことを得ず、（三）舟梁の備なく、又水草の資なきに、吾畢く濟りて、三軍をして稽留せざらしめんと欲す、之を爲すこと奈何」と。太公曰く、「凡そ師を帥ゐ衆に將たるに、慮（四）先づ設けず、器械備はらず、教精信ならず、士卒習はず、此の若きは、以て王者の兵となす可からざる也。凡そ三軍大事あれば、器械を習ひ用ひざる莫し。若し城を攻め邑を圍まば、則ち轒轀（五）、臨衝（六）あり。城中を視るには、則ち雲梯、飛樓あり。三軍行止するには、則ち武衝大櫓（七）ありて、前後拒ぎ守る。道を絶ち街を遮るには、則ち材士強弩ありて、其の兩旁を衛る。營壘を設くるには、則ち天羅、武落、行馬、蒺藜あり。晝は則ち雲梯に登

設。器械不レ備。教不二精信一。士卒不レ習。若レ此不レ可三以爲二王者之兵一也。凡三軍有二大事一。莫レ不三習二用器械一。若攻レ城圍レ邑。則有二轒轀臨衝一。闚二城中一則有二雲梯飛樓一。三軍行止。則有二武衛大櫓一。前後拒守。絕レ道遮レ街。則有二材士強弩一。衞二其兩旁一。設二營壘一。則有二天羅武落行馬蒺藜一。晝則登二雲梯一遠望。立二五色旌旗一。夜則設二雲火萬炬一。擊二雷鼓一。振二鼙鐸一。吹二鳴笳一。越二溝塹一。則有二飛橋轉關轆轤鉏鋙一。濟二大水一。則有二天潢飛江一。逆レ波上レ流。則有二浮海絕江一。三軍用備。主將何憂。

りて遠く望み、五色の旌旗を立つ。夜は則ち雲火萬炬(八)を設けて、雷鼓を撃ち、鼙鐸を振ひ、鳴笳を吹く。溝塹を越ゆるには、則ち飛橋、轉關、轆轤、鉏鋙あり。大水を濟るには、則ち天潢、飛江あり。波に逆ひ流に上るには、則ち浮海(九)、絕江あり。三軍の用備はらば、主將何をか憂へん。」

(一) 軍を行るの謀略を言ふ (二) 後に在る者 (三) 梁は橋也 (四) 計謀なきをいふ (五) 四輪車也。孫子に出づ (六) 臨車は上より下に臨む車、衝車は旁より衝く車といふ (七) 以下の諸名稱凡て第三十一に見ゆ (八) たいまつ (九) 水を渡るの具、其製作未詳也

武王問太公曰。吾與敵人臨境相拒。彼可以來。我可以往。陳皆堅固。莫敢先舉。我欲往而襲之。彼亦可以來。爲之奈何。太公曰。分兵三處。令我前軍。深溝增壘而無出。列旌旗。擊鼙鼓。完爲守備。令我後軍。多積糧

臨境第三十六（一）

武王、太公に問うて曰く、「吾、敵人と境に臨んで相拒がんに、彼以て來る可く、我以て往く可く、陳皆堅固にして（二）、先づ擧ぐるを敢てする莫く、我往いて之を襲はんと欲せば、彼亦以て來る可し。之を爲すこと奈何。」太公曰く、「兵を三處に分ち、我が前軍をして、溝を深くし壘を增して出づること無く、旌旗を列ね、鼙鼓を擊ち、完く守備を爲さしめ、我が後軍をして、多く糧食を積んで、敵人をして我が意を知ること無からしめ、我が銳士を發して、潛に其中を襲ひ、其不（三）意を擊ち、其の備なきを攻めよ。敵人我が情を知らずんば、則ち止まりて來らじ。」武王曰く、「敵人我の情を知り、我の機（四）に通じ、動けば則ち我が事（五）を得、其銳士は、深草に伏し、我が隘路を要り、我が便處を擊たば、之を爲すこと奈何。」太公曰く、「我が前軍をして、日に出でゝ挑み戰ひ、以て其意を勞せしめ、我が

食。無使敵人知我意。發我銳士。潛襲其中。擊其不意。攻其無備。敵人不知我情。則止不來矣。武王曰。敵人知我之情。通我之機。動則得我事。其銳士。伏於深草。要我隘路。擊我便處。爲之奈何。太公曰。令我前軍。日出挑戰。以勞其意。令我老弱曳柴揚塵。鼓呼而往來。或出其左。或出其右。去敵無過百步。其將必勞。其卒必駭。如此則敵人不敢來。吾往者不止。或襲其內。或擊其外。三軍疾戰。敵人必敗。

老弱をして、柴を曳きて(六)塵を揚げ、鼓呼して(七)往來し、或は其左に出で(八)、或は其右に出で、敵を去ること百步に過ぐるなからしめよ。其將必ず勞し、其卒必ず駭かん。此の如くならば、則ち敵人敢て來らじ。吾が往く(九)者止まず、或は其內を襲ひ、或は其外を擊ち、三軍疾く戰はゞ、敵人必ず敗れん。」

(一) 敵と境に臨んで相拒ぐの法を言ふ　(二) 彼我の陣共に堅固にて　(三) 持久の計を爲す也　(四) 機謀　(五) 事情
(六) 我が大軍の動く如く見せ掛くる也　(七) 鼓を擊ちて噪呼す　(八) 敵の左　(九) 往いて敵を襲ふ

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。與二敵之軍一相當。兩陣相望。衆寡强弱相等。未二敢先擧一。吾欲レ令下敵人。將帥恐懼。士卒心傷。行陣不レ固。後陣欲レ走。前陣數顧。鼓譟而乘レ之。敵人遂走上。爲レ之奈何。太公曰。如レ此者。發二吾

動靜第三十七

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、敵の軍と相當りて、兩陣相望み、衆寡强弱相等しく、未だ敢て先づ擧げざるとき、吾、敵人をして將帥は恐懼し、士卒は心傷み、行陣は固からず、後陣は走らんと欲し、前陣は數〻顧みるを、鼓譟して之に乘じ、敵人を遂に走らしめんと欲す。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「此の如き者は、我が兵を發して、寇を去ること十里にして、其兩旁に伏せ、車騎百里にして、其前後を越え、其旌旗を多くし、其金鼓を益し、戰合うて鼓譟して倶に起らば、敵將必ず恐れ、其軍驚駭して、衆寡相救はず、貴賤相待たず、敵人必ず敗れん。」武王曰く、「敵の地勢、以て其兩旁に伏す可からず、車騎、又、以て其前後を越ゆること無からんに、敵、我が慮を知りて、先づ其備を施さば、我が士卒は心傷み、將帥は恐懼し、戰はゞ則ち勝

兵。去寇十里。而伏其兩旁。車騎百里。而越其前後。多其旌旗。益其金鼓。戰合鼓譟而俱起。敵將必恐。其軍驚駭。衆寡不相救。貴賤不相待。敵人必敗。武王曰。敵之地勢。不可以伏其兩旁。車騎又無以越其前後。敵知我慮。先施其備。我士卒心傷。將帥恐懼。戰則不勝。爲之奈何。太公曰。誠哉王之問也。如此者。先戰五日。發我遠候。往視其動靜。審候其來。設伏而待之。必於死地。與敵相避。遠我旌旗。疏我行陣。必奔其前。與敵相當。戰合而走。擊金而止。三里而還。伏兵乃起。或陷其兩旁。或擊其前後。三軍疾戰。敵人必走。武王曰。善哉。

たざらん。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「誠なるかな王の問や。此の如き者は、戰に先だつこと五日、我が遠候を發して、往いて其動靜を視、審に其の來るを候ひ、伏を設けて之を待て。必ず死地に於て、敵と相避け、(五)我が旌旗を遠くし、我が行陣を疎にし、必ず其前に奔りて、敵と相當り、戰ひ合うて走り、(六)金を撃つて止まり、三里にして(七)還るとき、伏兵乃ち起りて、或は其兩旁を陥れ、或は其前後を撃ち、(八)三軍疾く戰はゞ、敵人必ず走らん。」武王曰く、「善いかな。」

(一) 敵の動靜を覘ひ視て奇伏の兵を設けて之に勝つをいふ (二) 吾れ鼓をうちさわぎて (三) 敵の兩旁前後也 (四) 我軍の旌旗金鼓也 (五) 直解には「相避」の誤とせり (六) 佯りて敗走し (七) 軍を引きかへして戰ふとき (八) 力を併せて疾速に戰はゞ

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。與レ敵相當。而天大寒。甚暑。日夜霖雨旬日不レ止。溝壘悉壞。隘塞不レ守。斥候懈怠。士卒不レ戒。敵人夜來。三軍無レ備。上下惑亂。爲レ之奈何。太公曰。凡三軍。以レ戒爲レ固。以レ怠爲レ敗。令二我

金鼓第三十八

(一)

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、敵と相當りて、天(二)大に寒く、甚だ暑く、日夜霖雨して旬日まで止まず。溝壘悉く壞れ、隘塞(三)守らず、斥候懈怠し、士卒(四)戒めざるに、敵人夜來りて、三軍備なく、上下惑亂せば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「凡そ三軍は、(五)戒を以て固となし、怠を以て敗となす。我が壘上をして、(六)誰何絶えざらしめ、人ごとに旌旗を執りて、外(七)內相望み、號を以て相命じて、音を乏しからしむる勿れ。而して皆、外に向へ。三千人を一屯となし、誡めて之を約し、各其處を愼ましめよ。(八)敵人若し來りて我が軍の警戒を視ば、至るも必ず還らん。(九)力盡き氣怠らば、我が鋭士を發して、隨つて之を撃て。」武王曰く、「敵人我が之に隨ふを知りて、其鋭士を伏せ、佯り北げて止まらず。(一〇)伏に遇うて還らんとき、或は我が前を撃ち、或は我が後を

壘上。誰何不止絕。人執旌旗。外內相望。以號相命。勿令乏音。而皆外向。三千人爲一屯。誡而約之。各愼其處。敵人若來視我軍之警戒。至而必還。力盡氣怠。發我銳士。隨而擊之。武王曰、敵人知我隨之。而伏其銳士。佯北不止。遇伏而還。或擊我前。或擊我後。或薄我壘。吾三軍大恐。擾亂失次。離其處所。爲之奈何。太公曰、分爲三隊。隨而追之。勿越其伏。三隊俱至。或擊其前後。或陷其兩旁。明號審令。疾擊而前。敵人必敗。

擊ち、或は我が壘に薄らば、吾が三軍大に恐れ、擾亂して次を失ひ、（十一）其處所を離れん。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「分ちて三隊となし、隨つて之を追うて、其伏を越ゆること勿れ。三隊倶に至りて、或は其前後を擊ち、或は其兩旁を陷れ、（十二）號を明かにし令を審かにし、疾く擊つて前まば、敵人必ず敗れん。」

（一）鼓を擊つて進み、金を擊つて止まる、此篇金鼓の字なきも、軍の進退を語り、時に隨つて敵を禦ぐの道を言ふが故に、此二字を篇の名とせるならん （二）或は寒、或は暑、或は雨 （三）保ち守る能はず （四）警戒せず （五）警戒の嚴なるを以て堅固となし （六）巡察巡警すること （七）內と外と相望んで互に暗號にて相通じて音を絕えしめず （八）其守る處 （九）敵が也 （十）我軍が敵の伏兵に也 （十一）銘々の陣所にも入り兼ぬと也 （十二）吾が號令を明かにし審かにす

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。與レ敵相守。敵人絕二我糧道一。又越二我前後一。吾欲レ戰則不レ可レ勝。欲レ守則不レ可レ久。爲レ之奈何。太公曰。凡深入二敵人之境一。必察二地之形勢一。務求二便利一。依二山林險阻水泉林木一而爲二之固一。謹

絕道第三十九(一)

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、敵と相守りて(二)、敵人我が糧道を絕ち、又我が前後を越えんに、吾戰はんと欲するときは則ち勝つ可からず、守らんと欲するときは則ち久しうす可からずんば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「凡そ深く敵人の境に入りては、必ず地の形勢を察して、務めて便利を求め(三)、山林、險阻、水泉、林木に依りて之が固を爲し、謹んで(四)關梁を守り、又城邑丘墓地形の利を知れ。是の如くならば、則ち我が軍堅固にして、敵人我が糧道を絕つこと能はず、又、我が前後を越ゆること能はじ。」武王曰く、「吾が三軍、大林廣澤平易の地を過ぐるとき、吾が候望誤失し(五)、卒かに敵人と相薄り、以て戰はんとすれば則ち勝たず、以て守らんとすれば則ち固からざるに、敵人我が兩旁を翼ひ、我が前後を越え、三軍大に恐るゝとき、之れを爲さんこと奈

守二關梁一。又知二城邑丘墓地形之利一。如レ是則我軍堅固。敵人不レ能レ絕二我糧道一。又不レ能レ越二我前後一。武王曰。吾三軍過二大林廣澤平易之地一。吾候望誤失。卒與二敵人一相薄。以戰則不レ勝。以守則不レ固。敵人翼二我兩旁一越二我前後一。三軍大恐。爲レ之奈何。太公曰。凡帥レ師之法。當下先發二遠候一。去レ敵二百里。審知中敵人所レ在。地勢不レ利。則以二武衝一爲レ壘而前。又置二兩踵軍於後一。遠者百里。近者五十里。卽有二警急一。前後相知。吾三軍常完堅。必無二毀傷一。武王曰。善哉。

何。」太公曰く、「凡そ師を帥ゐるの法は、當に先づ遠候を發して、敵を去ること二百里にして、審に敵人の在る所を知るべし。地勢利ならずんば、則ち武衝(六)を以て壘となして前み、又、兩踵軍(七)を後に置き、遠き者は百里、近き者は五十里(八)にせよ。卽し警急あらば、前後相知り(九)、吾が三軍常に完堅にして、必ず毀傷すること無からん。」武王曰く、「善いかな。」

㊀ 敵人我が糧道を絕つとき之を禦ぐの策を言ふ ㊁ 對陣して互に相守る ㊂ 便利の地 ㊃ 關塞橋梁 ㊄ 斥候 ㊅ 車の上に楯を備へたるものを並べ連ねて壘とす ㊆ 兩隊の後備への軍 ㊇ 相去る百里 ㊈ 前後の軍皆相知り

武王問二太公一曰。戰勝深入。略二其地一。有二大城一不レ可レ下。其別軍守レ險與レ我相拒。我欲二攻レ城圍一レ邑恐下其別軍卒至而薄レ我。中外相合擊二我表裏一。三軍大亂。上下恐駭上。爲レ之奈何。太公曰。凡攻レ城圍レ邑。車騎必遠屯衛。警戒阻二

(一)略地第四十

武王、太公に問うて曰く、「戰ひ勝ちて深く入り、其地を略するに、大城有りて下す可からず。其別軍、險を守りて、我と相拒ぎ、我、城を攻め邑を圍まんと欲するに、其別軍、卒かに至りて我に薄り、(二)中外相合して我が表裏を擊ち、三軍大に亂れ、上下恐駭せんことを恐るゝとき、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「およそ城を攻め邑を圍むには、車騎必ず遠く屯衞し、警戒して其(三)外內を阻て、(四)中人糧を絕ち、外輸することを得ずんば、城人恐怖して、其將必ず降らん。」

武王曰く、「(五)中人糧を絕ち、外輸することを得ざるとき、(六)陰かに約誓を爲して、相與に密に謀り、夜、窮寇を出して死戰し、其車騎銳士、或は我が內を衝き、或は我が外を擊ち、(七)士卒迷惑し、三軍敗亂せば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「此の如き者は、當に軍を分ちて三軍となすべし、謹んで(八)地形を視て處り、審に敵

其外内。中人絶レ糧。外不レ得レ輸。城人恐怖。其將必降。武王曰。中人絶レ糧。外不レ得レ輸。陰。爲ニ約誓一。相與密謀。夜出ニ窮寇一死戰。其車騎鋭士。或衝ニ我内一。或擊ニ我外一。士卒迷惑。三軍敗亂。爲レ之奈何。太公曰。如レ此者。當三分レ軍爲ニ三軍一。謹視ニ地形一而處。審知ニ敵人別軍所レ在及其大城別

人の別軍の在る所、及び其大城別堡を知り、之が爲めに遺缺の道を置き、以て其心を利し、備を謹んで失ふこと勿かれ。敵人恐懼して、山林に入らずんば、即ち大邑に歸らん。其別軍を走らしめて、車騎遠く其前を要り、遺脫せしむる勿れ。中人以爲ふらく先づ出づる者、其徑道を得んと、其練卒材士、必ず出で、其老弱獨り在らん。車騎深く入り長く驅らば、敵人の軍、必ず敢て至ること莫からん。愼んで與に戰ふこと勿れ、其の糧道を絶ち、圍んで之を守り、必ず其日を久しくせよ。其積聚を燔くこと無かれ、其の宮室を毀つこと無かれ、冢樹社叢は伐ること勿れ、降る者は殺すこと勿れ、得とも戮すること勿れ。之に示すに仁義を以てし、之に施すに厚德を以てし、其士民に令して曰く、罪、一人に在りと。此の如くならば則ち天下和服せん。」武王曰く、「善いかな。」

(一) 衆ひ勝つて深く入り敵の地を攻略するについて言ふ　(二) 城中の兵と外部の別軍と　(三) 城中と別軍と相通ずるを得ざらしむ　(四) 城中の人　(五) 別軍　(六) 彼ひそかに必死を期せんとの堅き誓約を爲し、内外示しあはせて

壘。爲之置遺缺之道。以利其心。謹備勿失。敵人恐懼。不入山林。即歸大邑。走其別軍。車騎遠要其前。勿令遺脱。中人以爲先出者得其徑道。其練卒材士必出。其老弱獨在。車騎深入長驅。敵人之軍必莫敢至。愼勿與戰。絶其糧道。圍而守之。必久其日。無燔其積聚。無毀其宮室。冢樹社叢勿伐。降者勿殺。得而勿戮。示之以仁義。施之以厚德。令其士民曰。罪在一人。如此則天下和服。武王曰。善哉。

討つて出づ (七) 我士卒が (八) 地形の便利なるを (九) 殊更に守備を置かず逃げ路を作り置きて、逃走の利を以て敵の別軍を誘ふ (一〇) 我が備を怠らず油斷なく謹むべし (一一) 敵の別軍に就きていふ也 (一二) 吾が車騎 (一三) 城中の人 (一四) 出で走り (一五) 斯くして後吾が車騎が也 (一六) 塚上の樹、社田の叢 (一七) 士卒を捕縛すとも (一八) 無道の罪は主一人にありて民には罪なしとて、君を伐ちて民を誅せざるを示し、以て民を安ずる也

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。遇二深草蓊穢周一吾軍前後左右。三軍行數百里。人馬疲倦休止。敵人因二天燥疾風之利一。燔二吾上風一。車騎鋭士堅伏二吾後一。吾三軍恐怖。散亂而走。爲レ之柰何。太公曰。若レ此者。則以二

(一)火戰第四十一

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入りて、深草蓊穢(二)の吾が軍の前後左右を周るに遇ひ、(三)三軍行くこと數百里、人馬疲倦して休止するに、敵人天燥疾風の利に因りて、(四)吾が上風を燔き、車騎鋭士、堅く我が後に伏し、吾が三軍恐怖し、散亂して走るとき、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「此の若き者は、則ち雲梯飛樓(五)を以て、遠く左右を望み、謹んで前後を察し、火の起るを見ば、即ち(六)吾が前を燔きて之を廣延し、又、(七)吾が後を燔け。敵人苟も至らば、即ち軍を引いて却き、(八)黑地に按じて堅く處れ。(九)敵人の來る、猶ほ吾が後に在らば、火の起るを見て、必ず遠く走らん。吾、黑地に按じて處り、强弩材士、吾が左右を衞り、又、吾が前後を燔くこと此の若くならば、則ち敵人、我を害すること能はじ。」

武王曰く、「敵人、吾が左右を燔き、又、我が前後を燔き、煙、吾が軍を覆ひ、其

雲梯飛樓。遠望左右。謹察前後。見火起。即燔吾前。而廣延之。又燔吾後。敵人苟至。則引軍而却。按黑地而堅處。敵人之來。猶在吾後。見火起必遠走。吾按黑地而處。強弩材士衞吾左右。又燔吾前後。若此則敵人不能害我。武王曰。敵人燔吾左右。又燔吾前後。煙覆吾軍。其大兵按黑地而起。爲之奈何。太公曰。如此者。爲四武衝陣。強弩翼吾左右。其法無勝亦無負。

大兵黑地に按じて起らば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「此の若き者は、四武の衝陣を爲りて、強弩吾が左右を翼けよ。其法、勝つこと無くとも、亦負くること無からん」

(一) 火を以て相救ふの法をいふ　(二) 生ひ茂りたるもの　(三) 而も吾軍行くこと已に數百里　(四) 吾が陣の風上　(五) 高きに登る也　(六) 先づ吾が前の草を燒く、所謂迎へ火也　(七) 敵の伏兵を驚かしめざる爲め也　(八) 黑地に居りて動くこと勿れ。黑地は燒跡。一說には風下の地　(九) 「敵人……走らん」の一句古來異說あれども明解を得ず、姑く後考を待つ　(一〇) 起りて我を襲はゞ　(一一) 彼我の勢相同じと也

武王問二太公一曰。何以知二敵壘之虚實。自來自去。太公曰。將必上知二天道一下知二地理一中知二人事一。登レ高下望。以觀二敵之變動一。望二其壘一。則知二其虚實一。望二其士卒一。則知二其去來一。武王曰。何以知レ之。太公曰。聽二其鼓一。無レ音鐸無レ聲。

壘虚第四十二(一)

武王、太公に問うて曰く、「何を以てか、敵壘の虚實(二)自ら來り自ら去るを知らん。」太公曰く、「將は必ず上天道(三)を知り、下地理(四)を知り、中人事(五)を知り、高きに登り下望して、以て敵の變動を觀、其壘を望めば、則ち其虚實を知り、其士卒を望めば、則ち其去來を知る。」武王曰く、「何を以てか之を知らん。」太公曰く、「其鼓を聽くに音なく、鐸(六)に聲なく、其壘上を望むに、飛鳥多くして驚かず、上に氛氣(七)なきは、必ず敵詐りて偶人(八)を爲ることを知る也。敵人卒かに去りて遠からず、未だ定まらずして復た反る者は、彼、其士卒を用ふること、太だ疾き也。太だ疾ければ、則ち前後相次がず(九)、相次がざれば則ち行陳必ず亂る。此の如き者は、急に兵を出して之を撃て、少を以て衆を撃つとも、則ち必ず敗れん(一〇)。」

(一) 壘は城の構へ要害也。虚は「虚に乘ず」の虚也。敵人虚壘を以て我を疑はすとき我觀つて之を知るの法を說く

望二其壘上一。多二飛鳥一而不レ驚。上無二氛氣一。必知三敵詐而爲二偶人一也。敵人卒去。不レ遠。未レ定而復返者。彼用二其士卒一太疾也。太疾則前後不二相次一。不二相次一則行陣必亂。如レ此者。急出レ兵擊レ之。以レ少擊レ衆。則必敗矣。

㊁其軍士の去來　㊂天道の順逆　㊃地理の險易　㊄人事の得失　㊅恐れ驚きて飛び去る狀なし　㊆氣埃の氣上らず　㊇木偶人を作りて壘に置き以て士卒守備の體を作る　㊈次叙なし　㊉一本「勝」に作る

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。遇二大林一。與レ敵分レ林相拒。吾欲二以守則固。以戰則勝一。爲レ之奈何。太公曰。使下吾三軍一。分爲二衝陣一。便中兵所上レ處。弓弩爲レ表。戟楯爲レ裏。斬二除草木一。極

豹韜

林戰第四十三(一)

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、大林に遇ひ、敵と林を分ちて相拒ぐに、吾、以て守らば則ち固く、以て戰はゞ則ち勝たんことを欲す。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「吾が三軍をして、分つて(二)衝陣を爲し、(三)兵の處る所に便ならしめ、(四)弓弩を表となし、戟楯を裏となし、草木を斬除し、極めて(五)吾が道を廣くし、以て戰所を便にし、高く旌旗を置き、謹んで三軍を敕め、(六)敵人をして吾の情を知らしむる無かれ、是れを林戰と謂ふ。林戰の法は、吾が矛戟(七)を率ゐて、相與に伍を爲し、林間木疎ならば、(八)騎を以て輔と爲し、戰車は前に居け。便を見ば則ち戰ひ、便を見ずんば則ち止まれ。林に險阻多くば、必ず(九)衝陣を

廣吾道。以便戰所。高置旌旗。謹敕三軍。無使敵人知吾之情。是謂林戰。林戰之法。率吾矛戟。相與爲伍。林間木疎。以騎爲輔。戰車居前。見便則戰。不見便則止。林多險阻。必置衝陣。以備前後。三軍疾戰。敵人雖衆。其將可走。更戰更息。各按其部。是謂林戰之紀。

置き、以て前後に備へよ。(一〇)三軍疾く戰はゞ、敵人衆しと雖も、其將走らす可し。更々戰ひ更々息ひ、各々其部を按ず、(一一)是れを林戰の紀(一二)と謂ふ。」

(一) 林中に戰ふの法を言ふ (二) 四武の衝陣。屢々前に見ゆ (三) 懸引自在なる所に陣を取らしむ (四) 能く弓弩を射る者を眞先に立て、楯戟を能くするものを其次に立つ (五) 吾が往來通行の道 (六) いましめとゝのふ (七) 矛戟を持つ士 (八) 若し木がまばらならば (九) 四武の衝陣 (一〇) 斯の如くにして三軍心を合せて敵と挾戰せば (一一) 銘々の部隊をよく按じて亂れぬやうにす (一二) 法紀

武王問二太公一曰。敵人深入長驅。侵二掠我地一。驅二我牛馬一。其三軍大至。薄二我城下一。我士卒大恐。人民係累。爲レ敵所レ虜。吾欲二以守則固。以戰則勝一。爲レ之奈何。太公曰。如レ此者謂二之突兵一。其牛馬必不レ得レ食。士卒絕レ糧。暴擊而

突戰第四十四（一）

武王、太公に問うて曰く、「敵人深く入り長驅して、我が地を侵掠し、我が牛馬を驅り、其三軍大に至りて、我が城下に薄り、吾が士卒大に恐れ、人民係累（二）せられて、敵の爲めに虜にせられんに、吾、以て守らば則ち固く、以て戰はゞ則ち勝たんことを欲す、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「此の如き者は、之を突兵と謂ふ。（三）其牛馬必ず食を得ず、士卒糧を絕たん。（四）暴に擊ちて前み、我が遠邑の別軍をして、其銳士を選んで、疾く其後を擊たしめ、（五）其期日を審にし、必ず晦（六）に會して、三軍疾く戰はゞ、敵人衆しと雖も、其將虜にす可し。」武王曰く、「敵人分れて三四となり、或は戰うて我が地を侵掠し、或は止まりて我が牛馬を收め、其大軍未だ盡く至らずして、寇（七）をして我が城下に薄らしめば、吾が三軍の恐懼を致さん。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「謹んで敵人を候ひ、未だ

前。令我遠邑別軍選其鋭士疾撃其後。審其期日。必會於晦。三軍疾戰。敵人雖衆、其將可虜。武王曰。敵人分爲三四。或戰而侵掠我地。或止而收我牛馬。其大軍未盡至。而使寇薄我城下。致吾三軍恐懼。爲之奈何。太公曰。謹候敵人。未盡至。則設備而待之。去城四

盡く至らずんば、則ち備を設けて以て之を待て。(八)城を去ること四里にして壘を爲り、金鼓旌旗、皆列ねて張り、別隊を伏兵となし、我が壘(九)上をして多く強弩を積ましめ、百歩ごとに一の突門(一〇)あり、門ごとに行馬あり、車騎は外に居り、勇力の鋭士は隱伏して處る。敵人若し至らば、我が輕卒をして、戰を合はせて佯り走らしめ、我が城上には、旌旗を立て、鼙鼓を撃ち、完く守備を爲さしめよ。敵人、我を以て城を守るとなして、必ず我が城下に薄らん。(一一)吾が伏兵を發して、以て其内を衝き、或は其外を撃ち、三軍疾く戰ひ、或は其前を撃ち、或は其後を撃たば、勇者も鬪ふことを得ず、(一二)輕者も走るに及ばじ、名づけて突戰と謂ふ。敵人衆しと雖(一三)も、其將必ず走らん。」武王曰く、「善いかな。」

(一) 其兵を突出して之と戰ふの法を言ふ　(二) 選りからめらる　(三) 敵の牛馬は食を得ず、敵の士卒は糧を絶つ、其道むに險なるをいふ也　(四) 故に我軍は也　(五) 期敵の日。合戰すべき日どり　(六) 月末、晦夜に乘ぜんが爲め　(七) 別に小塞をなして　(八) 其備への法をいふ也　(九) 壘上の兵　(一〇) 勇力鋭士突出の門をいふ。勇士の打つて出づる門也　(一一) その薄り來る時　(一二) 城中よりも討つて出で、三軍一齊に疾く戰ふ　(一三) 敵の勇者も我と鬪ふ能はず

里面爲壘。金鼓旌旗皆列而張。別隊爲伏兵。令我壘上多積強弩。百步一突門。門有行馬。車騎居外。勇力銳士隱伏而處。敵人若至。使我輕卒合戰而佯走。令我城上立旌旗。擊鼙鼓。完爲守備。敵人以我爲守城。必薄我城下。發我伏兵。以衝其內。或擊其外。三軍疾戰。或擊其前。或擊其後。勇者不得鬭。輕者不及走。名曰突戰。敵人雖衆。其將必走。武王曰。善哉。

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。與二敵人衝軍一相當。敵衆我寡。敵強我弱。敵人夜來。或攻二吾左一。或攻二吾右一。三軍震動。吾欲二以戰則勝一。以守則固一。爲レ之奈何。太公曰。如レ此者。謂二之震寇一。利二以出戰一。不レ可二以守一。選二吾材

(一)敵強第四十五

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、敵人の衝軍と相當るに、敵は衆く我は寡く、敵は強く我は弱く、敵人夜來りて、或は吾が左を攻め、或は吾が右を攻めて、(二)三軍震動せんとき、吾、以て戰はゞ則ち勝ち、以て守らば則ち固からんことを欲す。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「此の如き者は、之を震寇と謂ふ。以て出でゝ戰ふに利あり、以て守る可からず。吾が材士強弩車騎を選んで、(三)左右となし、疾く其前を撃ち、急に其後を攻め、或は其表を撃ち、或は其裏を撃たば、其卒必ず亂れ、其將必ず駭かん。」武王曰く、「敵人遠く我が前を遮り、急に我が後を攻め、我が鋭兵を斷(四)ち、我が材士を絶ちて、(五)吾が内(六)外相聞くことを得ず、三軍擾亂し、皆敗れて走り、士卒鬪ふ志なく、將吏守る心なくんば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「明かなるかな王の問や。當に

士强督車騎。爲左右。疾擊其前。急攻其後。或擊其表。或擊其裏。其卒必亂。其將必駭。武王曰。敵人遠遮我前。急攻我後。斷我銳兵。絕我材士。我內外不得相聞。三軍擾亂。皆敗而走。士卒無鬭志。將吏無守心。爲之奈何。太公曰。明哉王之問也。當明號審令。出我勇銳冒將之士。人操炬火。二人同鼓。必知敵人所在。或擊其表裏。微號相知。令之滅火鼓音皆止。中外相應。期約皆當。三軍疾戰。敵必敗亡。武王曰善哉。

號を明かにし令を審かにし、我が勇鋭冒將の士を出し、人ごとに炬火を操り、(七)二人同じく鼓し、必ず敵人の在る所を知りて、或は其表裏を擊ち、(八)微號して相知り、(九)之をして火を滅し、鼓音を皆止めしめて、中外相應じ、期約皆當り、三軍疾く戰ふべし、敵必ず敗亡せん。」武王曰く、「善いかな。」

(一) 敵兵の强きに遇ひ奇を出して之と戰ふを言ふ　(二) 我軍おそれをのゝく。一說に敵の三軍勢を震つて我を討つ　(三) 左右の翼　(四) 互に相救ふを得ざらしむ　(五) 互に相合ふを得ざらしむ　(六) 內外の連絡絕ゆる也　(七) 二人にて同一の鼓を打つは其音のおびたゞしきを欲する也　(八) 暗號　(九) やがて我士卒をして火を滅し鼓を打つを止めしむ

(一)敵武第四十六

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地一。卒遇二敵人一。甚衆且武。武車驍騎繞二我左右一。吾三軍皆震走不レ可レ止。爲レ之奈何。太公曰。如レ此者謂二之敗兵一。善者以勝。不善者以亡。武王曰。爲レ之奈何。太公曰。伏二我材士強弩一。武車

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、卒に敵人に遇ふに、甚だ衆にして且つ武なり、武車驍騎、我が左右を繞り、吾が三軍、皆震れ走りて止む可からずんば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「此の如き者は、之を敗兵と謂ふ、(二)善者は以て勝ち、不善者は以て亡ぶ。」武王曰く、「之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「我が材士強弩(三)を伏し、武車驍騎を之が左右(四)となし、常に前後(五)を去ること三里ならしむ。敵人、(六)我を逐はゞ、我が(七)車騎を發して、其左右を衝く。此の如くんば、則ち敵人擾亂して、吾が走る者自ら止まらん。」武王曰く、「敵人、我が車騎と相當りて、敵は衆く我は少く、敵は強く我は弱く、其の來ること整治精鋭にして、吾が陣敢て當らずんば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「我が材士強弩を選んで、左右に伏し、車騎は堅く陣して處れ。敵人我が伏兵を過ぎなば、

積弩其左右を射、車騎鋭兵疾く其軍を撃ち、或は其前を撃ち、或は其後を撃て。敵人衆しと雖も、其將必ず走らん。」武王曰く、「善いかな。」

㈠卒かに敵人の武勇なるに遇うて之と戰ふの法をいふ　㈡善く兵を用ふる良將　㈢能く兵を用ふる能はざる者　㈣左右の翼　㈤吾が軍の前後　㈥若し來りて我を逐はゞ　㈦伏する所の車騎

驍騎爲之左右。常去前後三里。敵人逐我。發我車騎。衝其左右。如此則敵人擾亂。吾走者自止。武王曰。敵人我車騎相當。敵衆我少。敵强我弱。其來整治精鋭。吾陣不敢當。爲之奈何。太公曰。選我材士强弩。伏於左右。車騎堅陣而處。敵人過我伏兵。積弩射其左右。車騎鋭兵疾擊其軍。或擊其前。或擊其後。敵人雖衆。其將必走。武王曰。善哉。

武王問太公曰。引兵深入諸侯之地。遇高山磐石。其上亭亭無有草木。四面受敵。吾三軍恐懼。士卒迷惑。吾欲以守則固。以戰則勝。爲之奈何。太公曰。凡三軍處山之高。則爲敵所棲。處山之下。則爲敵所囚。旣以

烏雲山兵第四十七（一）

・武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、高山盤石に遇ひ、其上亭亭（二）として草木ある無く、四面に敵を受け、吾が三軍恐懼し、士卒迷惑せんに、吾、以て守らば則ち固く、以て戰はゞ則ち勝たんことを欲す、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「凡そ三軍山の高きに處れば、則ち敵の爲めに棲ませられ（三）、山の下きに處れば、則ち敵の爲めに囚はる。旣に以て山を被りて處らば、必ず烏雲の陣を爲れ。烏雲の陣は、陰陽皆備へ（四）、或は其陰に屯し（五）、或は其陽に屯す（六）。山の陽に處らば、山の陰に備へ、山の陰に處らば、山の陽に備へ、山の左に處らば（九）、山の右に備へ、山の右に處らば、山の左に備へ、其山、敵の能く陵ぐ所なれば（一〇）、兵、其表に備へ、衢道通谷は、絕つに武車を以てし、高く旌旗を置き、謹んで三軍に敕め（一二）、敵人をして吾の情を知らしむること無かれ、是れを山城と謂ふ。行列已

被レ山而處。必爲二烏雲之陣一。烏雲之陣。陰陽皆備。或屯二其陰一。或屯二其陽一。處二山之陽一。備二山之陰一。處二山之陰一。備二山之陽一。處二山之左一。備二山之右一。處二山之右一。備二山之左一。其山敵所二能陵一者。兵備二其表一。衢道通谷。絶以二武車一。高置二旌旗一。謹勅二三軍一。無レ使下敵人知中吾之情上。是謂二山城一。行列已定。士令已陣。法令已行。奇正已設。各置二衝陣於山之表一。便二兵所一レ處。乃分二車騎一。爲二烏雲之陣一。三軍疾戰。敵人雖レ衆。其將可レ擒也。

に定まり、士卒已に陳し、法令已に行はれ、奇正(一四)已に設け、各〻衝陣を山の表に置き、兵の處る所を便にし、乃ち車騎を分ちて烏雲の陣を爲り、三軍疾く戰はば、敵人衆しと雖も、其將擒にす可し。」

(一) 一に「鳥雲」に作る。高山巖石の地にて、敵と戰ふには此陣形を爲すべきをいふ　(二) 高く登れる貌　(三) 鳥の高き木に巣へる如くにて下るを得がたきをいふ　(四) 獄中に囚はれたる如くにて出で難きをいふ　(五) 山の高きに陣して敵を被るときは　(六) 鳥散雲集して變化常なきをいふ。一本「鳥雲」に作る　(七) 山北に屯聚し　(八) 山南に屯聚す　(九) 山の東　(一〇) 山の西　(一一) 敵の忍びて上り來るべき道筋　(一二) 外也　(一三) 敵をして上ることを得ざらしむ　(一四) 奇兵正兵

武王問二太公一曰。引レ兵深入二諸侯之地。與二敵人一臨レ水相拒。敵富而衆。我貧而寡。踰レ水撃レ之。則不レ能レ前。欲レ久二其日一。則糧食少。吾居二斥鹵之地一。四旁無レ邑。又無二草木一。三軍無レ所二掠取一。牛馬無レ所二芻牧一。爲レ之奈何。太公曰。三軍

(一)鳥雲澤兵第四十八

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、敵人と水に臨んで相拒がんに、(二)敵は富んで衆く、我は貧しくして寡く、水を踰えて之を撃たんとせば、則ち前むこと(三)能はず、其日を久しくせんと欲せば、則ち糧食少く、吾、斥(四)鹵の地に居りて、四旁に邑(五)なく、又草木なく、三軍掠め取る所なく、牛馬芻牧する所なくんば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「三軍備なく、牛馬食(六)なく、士卒糧なき、此の如き者は、便を索め敵を詐りて亟かに(七)之を去り、(八)伏兵を後に設けよ。」武王曰く、「敵得て詐る可からず、吾が士卒迷惑し、敵人我が前後を越(九)えば、吾が三軍敗れて走らん。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「途(一〇)を求むるの道は、(一一)金玉を主となす。必ず敵の使に因りて、(一二)精微なるを寶となす。」武王曰く、「敵人我が(一三)伏兵を知りて、大軍肯て濟らず、別將隊を分ちて以て水(一四)を踰えば、

無レ備。牛馬無レ食。士卒無レ糧。如レ此者。索レ便詐レ敵而亟去レ之。設二伏兵於後一。武王曰。敵不レ可二得而詐一。吾士卒迷惑。敵人越二我前後一。吾三軍敗而走。爲レ之奈何。太公曰。求レ途之道。金玉爲レ主。必因二敵使一。精微爲レ寶。武王曰。敵人知二我伏兵一。大軍不二肯濟一。別將分レ隊。以踰二於水一。吾三軍

吾が三軍大に恐れん。之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「此の如き者は、分ちて(一五)衝陣をなして、兵の處る所を便にし、其畢く(一六)出づるを須ちて、我が伏兵を發して、疾く其後を撃ち、強弩は兩旁より其左右を射、車騎は分ちて烏雲の陣を爲り、其前後に備へて、三軍疾く戰へ。敵人我が戰ひ合ふを見て、其大軍必ず水を濟りて來らん。我が伏兵を發して、疾く其後を撃ち、車騎は其左右を衝け。敵人衆しと雖も、其將走らす可し。凡そ兵を用ふるの大要は、敵に當り戰に臨んで、必ず衝陣を置き、兵の處る所を便にし、然して後車騎を以て分つて鳥雲の陣を爲る、此れ兵を用ふるの奇也。所謂烏雲(一七)とは、烏散して雲合し、變化窮り無き者也。」

武王曰く、「善いかな。」

(一) 川端沼邊などにて敵と戰ふ時の戰法をいふ。一本亦「鳥雲」に作る (二) 武器糧食も皆空にして人數多く (三) 力足らざる也 (四) 鹹地にて草木の生ぜざる處 (五) 城邑 (六) まぐさかふ (七) 其地 (八) 敵の我が後を襲ふを防ぐ也 (九) 或は前に往き或は後を襲ふ (一〇) 落ち行くべき途を求むる方法は (一一) 間諜を使ひて敵の内情を探るをいふ (一二) くはしく敵情を知る (一三) 伏兵のありどころ (一四) 水をわたりて我が堅たば (一五) 四武の衝陣 (一六) 敵の軍の (一七) 鳥の如く散じ雲の如く合ふ。「鳥」一本凡て「鳥」に作る

大恐。爲之奈何。太公曰。如此者。分爲衝陣。便兵所處。須其畢出。發我伏兵。疾擊其後。強弩兩旁射其左右。車騎分爲烏雲之陣。備其前後。三軍疾戰。敵人見我戰合。其大軍必濟水而來。發我伏兵。疾擊其後。車騎衝其左右。敵人雖衆。其將可走。凡用兵之大要。當敵臨戰。必置衝陣。便兵所處。然後以車騎分爲烏雲之陣。此用兵之奇也。所謂烏雲者。烏散而雲合。變化無窮者也。武王曰。善哉。

武王問二太公一曰。吾欲下以レ少撃レ衆。以レ弱撃レ强。爲レ之奈何。太公曰。以レ少撃レ衆者。必以二日之暮一。伏二於深草一。要二之隘路一。以レ弱撃レ强者。必得二大國之與。鄰國之助一。武王曰。我無二深草一。又無二隘路一。敵人已至。不レ適二日暮一。我無二大國之

少衆第四十九(一)

武王、太公に問うて曰く、「吾、少きを以て衆きを撃ち、弱きを以て强きを撃たんと欲す、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「少きを以て衆きを撃つには、必ず日の暮を以て、深草に伏し、之を隘路に要せよ。弱きを以て强きを撃つには、必ず大國の與、鄰國の助を得よ。」武王曰く、「我に深草なく、又隘路なく、敵人已に至りて、日暮に適らず、我に大國の與なく、又、鄰國の助なくんば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「(二)妄りに詐誘を張りて、以て其將を熒惑し、(三)其途を迂げて、深草を過らしめ、其路を遠くして、日暮に會はしめよ。前行未だ水を渡らず、後行未だ舍るに及ばず、(四)我が伏兵を發して、疾く其左右を撃ち、車騎其前後を擾亂せば、敵人衆しと雖も、其將走らす可し。大國の君に事へ、鄰國の士に下り、其幣を厚くし、其辭を卑くせよ、此の如くせば、則ち大國の與、鄰國の助

與。又無二鄰國之助一。爲レ之奈何。太公曰。妄張二詐誘一。以熒二惑其將一。迂二其途一。令レ過二深草一。遠二其路一。令レ會二日暮一。前行未レ渡レ水。後行未レ及レ舍。發二我伏兵一。疾擊二其左右一。車騎擾二亂其前後一。敵人雖レ衆。其將可レ走。事二大國之君一。下二鄰國之主一。厚二其幣一。卑二其辭一。如レ此則得二大國之與一。鄰國之助一矣。武王曰。善哉。

を得ん。」武王曰く、「善いかな。」

(一) 吾が少を以て敵の衆を禦ぐの法を言ふ　(二) いろ／＼と詐りあざむく手段を廻らして敵の大將をたぶらかす
(三) 敵將をして殊更に迂廻するやうにさせる也　(四) 其時に當りて急に我伏兵を發す

武王問二太公一曰、引レ兵深入二諸侯之地一、與二敵人一相二遇於險阨之中一。吾左レ山而右レ水。敵右レ山而左レ水、與レ我分レ險相拒。吾欲二以守則固、以戰則勝一、爲レ之奈何。太公曰、處二山之左一、急備二山之右一、處二山之右一、急備二山之左一。險有二大

分險第五十(一)

武王、太公に問うて曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入り、敵人と險阨の中に相遇うて、吾は山を左にして水を右にし、敵は山を右にして水を左にし、我と險を分ちて相拒がんに、吾、以て守らば則ち固く、以て戰はゞ則ち勝たんことを欲す、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「山の左に處らば、急に山の右に備へよ。山の右に處らば、急に山の左に備へよ。險に大水ありて舟楫なき者は、天潢(二)を以て、吾が三軍を濟し、已に濟れる者は、亟かに吾が道を廣くして、以て戰所を便にし、武衝(四)を以て前後となし、其強弩を列ね、(三)行陳をして皆固からしめ、衝道、谷口は、武衝を以て之を絶ち、高く旌旗を置く、是れを軍城(五)と謂ふ。凡そ險戰の法は、武衝を以て前となし、大櫓を衞となし、材士強弩吾が左右を翼く。三千人を一屯となし、必ず(六)衝陳を置きて、兵の處る所を便にす。左軍は以て(七)左し、

右軍は以て右し、中軍は以て中し、竝に攻めて前み、已に戰へる者は、屯所に還歸して、更々戰ひ更々息ひ、必ず勝ちて乃ち已む。」武王曰く、「善いかな。」

㈠ 敵も我も共に險阻の地に居て、互に相拒ぎ險ふを言ふ ㈡ 大水を渡る具。前に出づ ㈢ 我が軍の通行すべき道 ㈣ 武衛の車、扶胥也。前に出づ ㈤ 軍中堅守の處。一本「車城」に作る ㈥ 一屯ごとに也 ㈦ 敵の左を擊つ

水無舟楫者。以天潢濟吾三軍。已濟者。亟廣吾道。以便戰所。以武衛爲前後列。其強弩令行陣皆固。衢道谷口以武衛絶之。高置旌旗。是謂軍城。凡險戰之法。以武衛爲前。大櫓爲衛。材士強弩翼吾左右。三千人爲一屯。必置衛陣。便兵所處。左軍以左。右軍以右。中軍以中。竝攻而前。已戰者還歸屯所。更戰更息。必勝乃已。武王曰。善哉。

武王問二太公一曰。王者帥レ師。三軍分爲二數處一。將欲下期二會合戰一。約中誓賞罰上。爲レ之奈何。太公曰。凡用レ兵之法。三軍之衆。必有二分合之變一。其大將先定二戰地戰日一。然後移二檄書一。與二諸將吏一期二攻レ城圍レ

犬韜

分合第五十一(一)

武王、太公に問うて曰く、「王者師を帥ゐる、三軍分れて數處となり、將、合戰を(二)期會し、賞罰を約誓せんと欲す、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「凡そ兵を用ふるの法は、三軍の衆、必ず分合の變あり。其大將、先づ戰地(三)戰日を定め、然る後檄書を移して、諸將吏と城を攻め邑を圍むことを期して、各〻其所に會せしめ、明かに戰日(四)を告げ、漏刻時あり。大將營を設けて陳し、表(五)を轅門(六)に立て、道を清く(七)して待つ。諸將吏の至る者は、其前後を校へ、期に先だちて至る者は賞し、期に後れて至る者は斬る。此の如くなれば、則ち遠近來り集り、三軍倶に至りて、力を併せて合戰す。」

(一) 三軍或は分れ或は合ひて戰ふの法を言ふ　(二) 戰ふべき日限をいつと定め約束す　(三) 合戰の地と合戰の日

邑。各會二其所一。明告二戰日一。漏刻有レ時。大將設レ營而陳。立二表轅門一。淸レ道而待。諸將吏至者。校二其前後一。先レ期至者賞。後レ期至者斬。如レ此則遠近來集。三軍俱至。併レ力合戰。

㊃ 移文の移にて文書を行るをいふ ㊄ 表柱。目標の柱 ㊅ 陣營の門 ㊆ 往來を止めて。或はいふ、掃除し淸めて

武王問二太公一曰。凡用レ兵之要。必有二武車驍騎馳陳選鋒一。見レ可則撃レ之。如何而可レ撃。太公曰。夫欲レ撃者。當三審察二敵人十四變一。變見則撃レ之。敵人必敗。武王曰。十四變可レ得レ聞乎。太公曰。敵人新集可レ撃。人馬未レ食可レ撃。

(一)武鋒第五十二

武王、太公に問うて曰く、「凡そ兵を用ふるの要は、必ず武車、驍騎、(二)馳陳、選鋒あり、(三)可を見れば則ち之を撃つ、如何にしてか撃つ可き。」太公曰く、「夫れ撃たんと欲する者は、當に審かに敵人の十四變を察すべし。變見はれば則ち之を撃て、敵人必ず敗れん。」武王曰く、「十四變、聞くを得べきか。」太公曰く、「敵人新に集まるをば撃つ可し、人馬未だ食はざるをば撃つ可し。天時順ならざるをば撃つ可し。地形未だ得ざるをば撃つ可し。(四)奔走するをば撃つ可し。戒めざるをば撃つ可し。疲勞せるをば撃つ可し、(五)將、士卒を離れたるをば撃つ可し。(六)長路を渉るをば撃つ可し。水を濟るをば(七)撃つ可し。(八)暇あらざるをば撃つ可し。阻難狹路にあるをば撃つ可し。(九)行を亂るをば撃つ可し。心怖るゝをば撃つ可し。

(一) 勇武鋭鋒の士を選んで乘ずべき便を伺ひて敵を破るの法をいふ (二) 馳陳は陣中を馳せ廻りて事を計らふ者、選

天時不レ順可レ擊。地形未レ得可レ擊。奔走可レ擊。不レ戒可レ擊。疲勞可レ擊。將離二士卒一可レ擊。渉二長路一可レ擊。濟レ水可レ擊。不レ暇可レ擊。阻難狹路可レ擊。亂レ行可レ擊。心怖可レ擊。

鋒は精鋭の士也　㊂敵に乘ずべき隙あるを見れば也　㊃士卒のはせまはる　㊄將と士卒と合一ならざるをば　㊅疲勞して前後續かず　㊆半ば渡りて首尾續かざるを擊つ也　㊇忙しくして擾亂するをば　㊈行列亂れて節制なきをば

武王問二太公一曰。練士之道奈何。太公曰。軍中有二大勇力敢死樂レ傷者一。聚爲二一卒一。名曰二冒刃之士一。有二銳氣壯勇强暴者一。聚爲二一卒一。名曰二陷陣之士一。有二奇表長劍、接レ武齊レ列者一。聚爲二一卒一。名曰二勇銳之士一。有下拔レ距伸レ鉤、强

(一)練士第五十三

武王、太公に問うて曰く、「練士の道は奈何。」太公曰く、「軍中に、大勇力にして敢死して傷つくを樂む者あらば、聚めて一卒となし、名づけて冒刃(二)の士と曰ふ。(三)銳氣壯勇强暴なる者あらば、聚めて一卒となし、名づけて(四)陷陣の士と曰ふ。(五)奇表長劍、(六)武を接へ列を齊しうする者あらば、聚めて一卒となし、名づけて勇銳の士と曰ふ。(七)距を拔き鉤を伸べ、(八)强梁多力にして、金鼓を潰破し、旌旗を絕滅する者あらば、聚めて一卒となし、名づけて勇力の士と曰ふ。高きを踰え遠きを絕り、輕足にして善く走る者あらば、聚めて一卒となし、名づけて(九)寇兵の士と曰ふ。(一〇)王臣勢を失ひ、復た功を見はさんと欲する者あらば、聚めて一卒となし、名づけて死鬪の士と曰ふ。死將(一一)の人の子弟、其將の爲めに仇を報ぜんと欲する者あらば、聚めて一卒となし、名づけて死憤(一二)の士と曰ふ。貧窮にして忿怒し、其志

梁多力。潰ニ破金鼓一。絶ニ滅旌旗一者上。聚爲ニ一卒一。名云ニ勇力之士一。有下踰レ高絶レ遠。輕足善走者上。聚爲ニ一卒一。名曰ニ寇兵之士一。有下王臣之失レ勢。欲ニ復見一レ功者上。聚爲ニ一卒一。名曰ニ死鬬之士一。有乙死將之人子弟。欲下爲ニ其將一報上レ仇者甲。聚爲ニ一卒一。名曰ニ死憤之士一。有下貧窮忿怒。欲レ快ニ其志一者上。聚爲ニ一卒一。

を快くせんと欲する者あらば、聚めて一卒となし、名づけて必死の士と曰ふ。贅壻(一三)人虜、迹を掩ひ(一四)名を揚げんと欲する者あらば、聚めて一卒となし、名づけて勵鈍(一五)の士と曰ふ。胥靡(一六)免罪の人、其恥を逃れんと欲する者あらば、聚めて一卒となし、名づけて幸用(一七)の士と曰ふ。材技(一八)人に兼ね、能く重きを負ひ遠きを致す者あらば、聚めて一卒となし、名づけて待命(一九)の士と曰ふ。此れ軍の練士なり、察せざる可からざる也。

(一)陣中より材勇の士を選拔し、其能によりて各々一隊を成さしむるをいふ　(二)敵刃を冒して恐れざる者　(三)年若くして勇壮なる者　(四)敵陣を陥る意　(五)姿表奇絶にて衆中に目立ち好んで長劍を帶ぶ　(六)味方に進む者あれば足蹤相接して進み行列を亂さず。武は歩武の武也　(七)足距を拔きて善く跳躍し、多力にして鈎を引き伸ぶ　(八)勇猛の意　(九)敵兵を寇暴する意　(一〇)王の子孫、又は大臣の末孫などにて其はじめ勢ありし者　(一一)討死したる大將　(一二)即ち其父兄也　(一三)出でて人の婿となりたる者、又は人に虜はれたる者　(一四)其恥辱たる醜迹　(一五)鈍氣を激勵して鋭兵となす意　(一六)刑徒　(一七)用ひらるゝを幸として勉め勵みて其恥辱を免れん事を求むる意　(一八)衆人にすぐる　(一九)上より命令を待ちて何事にても命のまゝに喜んで用を勤めんと志す意

名曰必死之士。有贅壻人虜。欲掩迹揚名者。聚爲一卒。名云勵鈍之士。有胥靡免罪之人。欲逃其恥者。聚爲一卒。名云幸用之士。有材技兼人。能負重致遠者。聚爲一卒。名云待命之士。此軍之練士。不可不察也。

武王問二太公一曰。合二三軍之衆一。欲レ令三士卒服二習教戰之道一。奈何。太公曰。凡領二三軍一。必有二金鼓之節一。所三以整二齊士衆一者也。將必先明告二吏士一。申レ之以三令一。以教二操兵起居旌旗指麾之變法一。故教二吏士一。使二一人學一レ戰。教成

教戰第五十四 (一)

武王、太公に問うて曰く、「三軍の衆を合はせ、士卒をして教戰の道を服習せしめんと欲す、奈何せん。」太公曰く、「凡そ三軍を領する(二)に、必ず金鼓の節(三)あるは、士衆を整齊する所以の者也。將、必ず先づ明かに吏士に告げ、之を申ぬるに、三令を以てし、以て、操兵(四)、起居(五)、旌旗、指麾の變法を教ふ。故に吏士を教ふるに、(六)一人をして戰を學ばしめ、教へ成りて之を十人に合はせ、十人戰を學び、教へ成りて之を百人に合はせ、百人戰を學び、教へ成りて之を千人に合はせ、千人戰を學び、教へ成りて之を萬人に合はせ、萬人戰を學び、教へ成りて之を百萬の衆に合はす。故に能く其大兵を成して、威を天下に立つ。」武王曰く、「善いかな。」

(一) 士に坐作進退分合解結を敎ふるの法を言ふ　(二) 統領するに　(三) 進退の節制也　(四) 兵器を操習す　(五) 坐

合二之十人一。十人學レ戰。教成合二之百人一。百人學レ戰。教成合二之千人一。千人學レ戰。教成合二之萬人一。萬人學レ戰。教成合二之三軍之衆一。大戰之法。教成合二之百萬之衆一。故能成二其大兵一。立二威於天下一。武王曰。善哉。

作進退 (大) まづ一人に戰術を學ばせ、その一人がよく習熟したる上にて十人に又其法を教へ習はす、斯くして順次全軍隊に及ぼす也。既に吳子尉繚子にも出づ

武王問二太公一曰。以三車與二歩卒一戰。一車當二幾歩卒一。幾歩卒當二一車一。以三騎與二歩卒一戰。一騎當二幾歩卒一。幾歩卒當二一騎一。以二車與一騎戰。一車當二幾騎一。幾騎當二一車一。太公曰。車者軍之羽翼也。所下以陷二堅陳一。要二強敵一。遮中走北上也。騎

(一)均兵第五十五

武王、太公に問うて曰く、「(二)車と歩卒とを以て戰はゞ、一車幾歩卒に當り、幾歩卒一車に當る。騎と歩卒とを以て戰はゞ、一騎幾歩卒に當り、幾歩卒一騎に當る。車と騎とを以て戰はゞ、一車幾騎に當り、幾騎一車に當る。」太公曰く、「車は軍の(三)羽翼也、堅陳を陷れ、強敵を要り、走北を遮る所以也。騎は軍の(四)伺候也、(五)敗軍を躡ひ、糧道を絶ち、(六)便寇を撃つ所以也。故に、(七)車騎敵せずして戰へば、則ち一騎、歩兵一人に當ること能はず。三軍の衆、陣を成して相當れば、則ち(八)易戰の法は、一車は歩卒八十人に當り、八十人は一車に當り、一騎は歩卒八人に當り、八人は一騎に當り、一車は十騎に當り、十騎は一車に當る。(九)險戰の法は、一車は歩卒四十人に當り、四十人は一車に當り、一騎は歩卒四人に當り、四人は一騎に當り、一車は六騎に當り、六騎は一車に當る。夫れ車騎は、軍の(一〇)武兵也、十乘は

者軍之伺候也。所下以踵二敗軍一。絶二糧道一。擊中便寇上也。故車騎不レ敵戰。則一騎不レ能レ當二步兵一人一。三軍之衆成レ陣而相當。則易戰之法。一車當二步卒八十人一。八十人當二一車一。一騎當二步卒八人一。八人當二一騎一。一車當二十騎一。十騎當二一車一。險戰之法。一車當二步卒四十人一。四十人當二

千人を敗り、百乘は萬人を敗り、十騎は百人を走らし、百騎は千人を走らす、此れ其大數也。」武王曰く、「車騎の吏數、陳法は奈何。」太公曰く、「車に置くの吏數は、五車に一長、十車に一吏、五十車に一率(一一)、百車に一將あり。易戰の法は、車五車、列をなし(一二)、相去ること四十步、左右十步(一三)、隊の間六十步。險戰の法は、車必ず(一四)道に循ひ、十車を聚となし、二十車を屯となし、前後相去ること二十步、左右六步、隊の間三十六步、五騎に一長あり、縱橫相去ること一里、各々(一五)故道に返る。騎に置くの吏數は、五騎に一長、十騎に一吏、百騎に(一六)一率、二百騎に一將あり。易戰の法は、五騎、列をなし、前後相去ること二十步、左右四步、隊の間五十步。險戰には、前後相去ること十步、左右二步、隊の間二十五步、三十騎を一屯となし、六十騎を一輩となし、十騎に一吏あり、縱橫相去ること百步、周還(一七)して各々故處に復る。」武王曰く、「善いかな。」

(一一) 車騎步の三者兼ね用ふる法を言ふ　(一二) 我車と敵の步卒とにて言はゞ　(一三) 鳥の兩翼あるが如しと也　(一四) 敵

一車。一騎當步卒四人。四人當一騎。一車當六騎。六騎當一車。夫車騎者軍之武兵也。十乘敗千人。百乘敗萬人。十騎走百人。百騎走千人。此其大數也。武王曰。車騎之吏數。陳法奈何。太公曰。置車之吏數。五車一長。十車一吏。五十車一率。百車一將。易戰之法。五車爲列。相去四十步。左右十步。隊間六十步。險戰之法。車必循道。十車爲聚。二十車爲屯。前後相去二十步。左右六步。隊間三十六步。五車一長。縱橫相去一里。各返故道。置騎之吏數。五騎一長。十騎一吏。百騎一率。二百騎一將。易戰之法。五騎爲列前後相去二十步。左右四步。隊間五十步。險戰者。前後相去十步。左右二步。隊間二十五步。三十騎爲一屯。六十騎爲一輩。十騎一吏。縱橫相去百步。周還各復故處。武王曰。善哉。

軍の隙を伺つて之に乘ずるもの　(五) 敵の敗軍するを追ひ掛けて擊つ　(六) 我軍をうかゞひて利する處　(七) 陣を成さず力匹敵せずして戰ふは　(八) 平易の地の戰　(九) 險阻の地の戰　(一〇) 猛疾の義　(一一) 一に「卒」に作る　(一二) 前後相去ること　(一三) 左右相去ること　(一四) 道なきを往かざる也　(一五) もとの道に還りて他道に由らず　(一六) 一本「卒」に作る　(一七) めぐり〳〵て又もとの處にかへる。散失を防ぐ也

武車士第五十六(一)

武王問ニ太公一曰。選ニ車士一奈何。太公曰。選ニ車士之法。取下年四十以下。長七尺五寸以上。走能逐ニ奔馬一。及レ馳而乘レ之。前後左右上下周旋。能束ニ縛旌旗一。力能彀ニ八石弩一。射ニ前後左右一。皆便習者上。名云ニ武車之士一。不レ可レ不レ厚也。

武王、太公に問うて曰く、「車士を選ぶこと奈何。」太公曰く、「車士を選ぶの法は、年四十以下、長七尺五寸以上にして、走りて能く奔馬を逐ひ、馳するに及び(二)て之に乘り、(三)前後左右、上下周旋して、能く旌旗を束縛し、力能く八石の(四)弩を彀(五)き、前後左右を射て、皆便習(六)なる者を取る、名づけて武車の士と曰ふ、厚(七)くせざる可からざる也。」

(一) 材技の士を選んで車兵として戰はしむるをいふ (二) 馳せつきて其まゝ飛び乘る (三) 身輕に自由自在に働くをいふ (四) 八百斤 (五) 引き滿つ (六) 便利習熟の義 (七) 厚く待遇すべし

武騎士第五十七 (一)

武王問二太公一曰。選二騎士一奈何。太公曰。選二騎士之法一。取下年四十以下。長七尺五寸以上。壯健捷疾。超二絕倫等一。能馳レ騎彀レ射。前後左右周旋進退。越二溝塹一。登二丘陵一。冒二險阻一。絕二大澤一。馳二強敵一。亂二大衆一者上。名曰二武騎之士一。不レ可レ不レ厚也。

武王、太公に問うて曰く、「騎士を選ぶこと奈何。」太公曰く、「騎士を選ぶの法は、年四十以下、長七尺五寸以上にして、壯健捷疾、(二)倫等を超絕して、能く騎を馳せ射を彀き、前後左右、周旋進退して、溝塹を越え、丘陵に登り、險阻を冒し、大澤を絕り、強敵に馳せ、大衆を亂る者を取る、名づけて武騎の士と曰ふ、厚く(三)せざる可からざる也。

(一) 材技の士を選んで騎馬武者となすを言ふ (二) 氣力壯健行步捷疾にて常人にすぐれたる體格あり (三) 厚遇すべし

武王問二太公一曰。戰車奈何。太公曰。步貴レ知二變動一。車貴レ知二地形一。騎貴レ知二別徑奇道一。三軍同レ名而異レ用也。凡車之戰。死地有レ十。其勝地有レ八。武王曰。十死之地奈何。太公曰。往而無二以還一者。車之死地也。越二絕險阻一。乘二敵

戰車第五十八（一）

武王、太公に問うて曰く、「戰車は奈何。」太公曰く、「步は變動を知るを貴び、車は地形を知るを貴び、騎は別徑奇道を知るを貴ぶ、三軍、名を同じうして用を異にする也。（二）凡そ車の戰に、死地（四）十あり、其勝地八あり。」武王曰く、「十死の地とは奈何。」太公曰く、「往いて而も以て還ること無き者は、車の死地也。險阻を越絕（五）して、敵の遠行に乘ずる者は、車の竭地（六）也、前は易、後は險なる者は車の困地（七）也。之を險阻に陷れて出で難き者は、車の絕地（八）也。圮下漸澤、黑土黏埴（九）する者は、車の勞地也、左は險、右は易、陵に上り阪を仰ぐ者は、車の逆地也。殷草畝（一〇）に橫たはり、深澤を犯歷（一一）する者は、車の拂地（一二）也。車少く地易にして、步と敵（一三）せざる者は、車の敗地（一四）也。後に溝瀆あり、左に深水あり、右に峻阪ある者は、車の壞地（一五）也、日夜霖雨して、旬日止まず、道路潰陷して、前、進むこと

遠行一者。車之弱地也。前易後險者。車之困地也。陷二之險阻一而難レ出者。車之絕地也。圮下漸澤。黑土黏埴者。車之勞地也。左險。右易。上レ陵仰レ阪者。車之逆地也。殷草橫レ畝。犯二歷深澤一者。車之拂地也。車少地易。與レ步不レ敵者。車之敗地也。後有二溝瀆一。左有二深水一。右有二峻阪一者。

能はず、後、解く（一六）こと能はざる者は、車の陷地也。此十の者は、車の死地也。故に拙將の擒にせらるゝ所以、明將の能く避くる所以なり。」武王曰く、「八勝の地とは奈何。」太公曰く、「敵の前後、行陳未だ定まざるは、即ち之を（一七）陷れよ。旌旗擾亂して、人馬數〻動くは、即ち之を陷れよ。士卒、或は前み、或は後れ、或は左し、或は右するは、即ち之を陷れよ。陳堅固ならず、士卒前後相顧みるは、即ち之を陷れよ。前に（一八）往いて疑ひ、後に往いて怯るゝは、即ち之を陷れよ。三軍卒に驚き、（一九）皆薄りて起つは、即ち之を陷れよ。易地に戰ひ、暮に（二〇）解くこと能はざるは、即ち之を陷れよ。遠く行きて暮に（二一）舍し、三軍恐懼するは、即ち之を陷れよ。此八つの者は、車の勝地也。將、十害八勝に明かなれば、敵、周圍すること千乘萬騎なりと雖も、前に驅り旁に馳せて、萬戰して必ず勝つ。」武王曰く、「善いかな。」

（一六）車を用ひて敵と戰ふの法を言ふ　（一七）敵の變動に因りて働くを以て也　（一八）地形利ならざれば車を馳すべからざ

之壞地也。日夜霖雨。旬日不止。道路潰陷。前不能進。後不能解者。車之陷地也。此十者車之死地也。故拙將之所以見擒。明將之所以能避也。武王曰。八勝之地奈何。太公曰。敵之前後。行陳未定。卽陷之。旌旗擾亂。人馬數動。卽陷之。士卒或前或後。或左或右。卽陷之。陳不堅固。士卒前後相顧。卽陷之。前往而疑。後往而怯。卽陷之。三軍卒驚。皆薄而起。卽陷之。戰於易地。暮不能解。卽陷之。遠行而暮舍。三軍恐懼。卽陷之。此八者車之勝地也。將明於十害八勝。敵雖周圍千乘萬騎。前驅旁馳。萬戰必勝。武王曰。善哉。

れば也 (四)騎の用は敵を不意に謀るにあるを以て也 (五)追ひ隨ふ (六)餘力なき勢力をつくす (七)往來することを能はざる地 (八)くづれたる土の卑下の地又は濱端などの濕地 (九)くろぼく、ねばつちにて車馬のねばりつく處 (一〇)衆草の田畝に生え茂りたるところ (一一)おかして經歷する (一二)志はもとるの義 (一三)其兵敵相當らざる者 (一四)之を用ふれば必ず敗るをいふ (一五)折壞する地 (一六)解脫。もどるをいふ (一七)戰車を以て也 (一八)敵人の先きに往く者は疑惑し (一九)急迫にさわぎ起つ (二〇)日暮るゝも其行列を解く能はず (二一)やどる也

武王問二太公一曰。戰騎奈何。太公曰。騎有二十勝九敗一。武王曰。十勝奈何。太公曰。敵人始至。行陳未レ定。前後不レ屬。陷二其前騎一。擊二其左右一。敵人必走。敵人行陳。整齊堅固。士卒欲レ鬪。吾騎翼而勿レ去。或馳而往。或馳必來。其

戰騎第五十九（一）

武王、太公に問うて曰く、「戰騎は奈何。」太公曰く、「騎に十勝九敗あり。」武王曰く、「十勝とは奈何。」太公曰く、「敵人始めて至り、行陳未だ定まらず、前後屬かざるには、其前騎を陷れ、其左右を擊て、敵人必ず走らん。敵人の行陳整齊堅固にして、士卒鬪はんと欲するには、吾が騎翼（二）ひて去ること勿れ、或は馳せて往き或は馳せて來り、其疾きこと風の如く、其暴なること雷の如く、白晝昏（三）の如くにして、數〻旌旗を更へ、衣服を變易せよ、其軍克つ可し。敵人の行陳固からず、士卒鬪（四）はざるには、其前後に薄り、其左右を獵り、（五）翼ひて之を擊て、敵人必ず懼れん。敵人暮に舍に歸らんと欲して、三軍恐駭するは、其兩旁を翼ひて、疾く其後を擊ち、其壘口に薄りて、（六）入ることを得しむる無かれ、敵人、必ず敗れん。敵人險阻保固なきには、深く入り長驅して、其糧道を絕て、敵人必ず

疾如風。其暴如雷。白晝如昏。數更旌旗。變易衣服。其軍可克。敵人行陣不固。士卒不鬭。薄其前後。獵其左右。翼而擊之。敵人必懼。敵人暮欲歸舍。三軍恐懼。翼其兩旁。疾擊其後。薄其壘口。無使得入。敵人必敗。敵人無險阻保固。深入長驅。絕其糧道。敵人必飢。地平

饑ゑん。地平かにして易く、四面に敵を見るには、車騎之を陥れよ、敵人必ず亂れん。敵人奔走し、士卒散亂するには、或は其兩旁を翼ひ、或は其前後を掩へ、其將虜にす可し。敵人暮に返りて、其兵甚だ衆くば、其行陣必ず亂れん、我が騎をして、(七)十にして隊をなし、百にして屯をなし、車五にして聚をなし、十にして羣をなさしめ、多く旌旗を設け、雜ふるに強弩を以てし、或は其兩旁を撃ち、或は其前後を絕て、敵將虜にす可し。此れ騎の十勝也。」武王曰く、「九敗とは奈何。」太公曰く、「凡そ騎を以て敵を陥れて、(八)陣を破ること能はず、敵人佯り走りて、車騎を以て返りて我が後を撃つは、此れ騎の敗地也。北ぐるを追ひ險を踰え、長驅して止まらず、敵人我が兩旁に伏し、又我が後を絕つは、此れ騎の圍地也。往いて而も以て返ること無く、入りて而も以て出づること無きは、是れを(九)天井に陥れ地穴に頓すと謂ふ、此れ騎の死地也。從りて入る所のものは隘く、從りて出づる所のものは遠く、彼の弱以て我が強を撃つ可く、彼の寡以て我が

面易。四面見レ敵。車騎陷レ之。敵人必亂。敵人奔走。士卒散亂。或翼二其兩旁一。或掩二其前後一。其將可レ擒。敵人暮返。其兵甚衆。其行陣必亂。令下我騎。十而爲レ隊。百而爲レ屯。車五而爲レ聚。十而爲レ羣。多設二旌旗一。雜以二强弩一。或擊二其兩旁一。或絕二其前後一。敵將可レ虜。此騎之十勝也。武王曰。

衆を擊つ可きは、此れ騎の沒地也。大澗、深谷、翳茂(一〇)、林木は、此れ騎の竭地也。左右に水あり、前に大阜(一一)あり、後に高山あり、三軍(一二)兩水の間に戰ひ、敵表裏に居るは、此れ騎の艱地也。敵人我が糧道を絕ち、往いて而も以て還る無きは、此れ騎の困地也、汙下沮澤(一三)、進退漸洳なるは、此れ騎の患地也。左に深溝あり、右に坑阜(一四)あり、高下(一五)平地の如くにして、進退、敵を誘ふは、此れ騎の陷地也。此九つの者は、騎の死地也。明將の遠く避くる所以、闇將の陷敗する所以也。

(一) 騎を用ひて敵に勝つの法を言ふ　(二) 左右より敵を壓するをいふ　(三) 騎の往來奔走によりて塵揚り白晝も昏暗の如しと也　(四) 敵を驚きて測る能はざらしむる也　(五) 左右より或は圍みて　(六) 敵をして暮に其壘に入るを得ざらしむ　(七) 十騎を一隊となし　(八) 敵の陣　(九) 天井地穴は復た出づべからざるの井と穴と也。頓は疲倦困頓の義　(一〇) 草木の茂み　(一一) 大なるをか　(一二) 吾が三軍　(一三) 水たまりの窪地又はさはにて、進むも退くも皆水ある地なるは　(一四) あななか　(一五) 文意徹底せず、直解には「左ニ深溝ノ溝有リ、右ニ坑阜ノ險有リ、險阻ヲ知ラズ、高橋ト爲スレバ只平坦ノ如ク、進退スレバ即チ敵ノ來ルヲ誘フ」といへり

九敗奈何。太公曰。凡以騎陷敵。而不能破陣。敵人佯走。以車騎返擊我後。此騎之敗地也。追北踰險。長驅不止。敵人伏我兩旁。又絕我後。此騎之圍地也。往而無以返。入而無以出。是謂陷於天井。頓於地穴。此騎之死地也。所從入者隘。所從出者遠。彼弱可以擊我強。彼寡可以擊我衆。此騎之沒地也。大澗深谷。翳茂林木。此騎之竭地也。左右有水。前有大阜。後有高山。三軍戰於兩水之間。敵居表裏。此騎之艱地也。敵人絕我糧道。往而無以還。此騎之困地也。汙下沮澤。進退漸洳。此騎之患地也。左有深溝。右有坑阜。高下如平地。進退誘敵。此騎之陷地也。此九者。騎之死地也。明將之所以遠避。闇將之所以陷敗也。

武王問二太公一曰。步兵與二車騎一戰奈何。太公曰。步兵與二車騎一戰者。必依二丘陵險阻一。長兵强弩居レ前。短兵强弩居レ後。更發更止。敵之車騎。雖二衆而至一。堅陣疾戰。材士强弩以備二我後一。武王曰。吾無二丘陵一。又無二險阻一。敵人之

戰步第六十

武王、太公に問うて曰く、「步兵と車騎と戰ふは奈何。」太公曰く、「步兵と車騎と戰ふには、必ず丘陵險阻に依りて、長兵强弩は前に居き、短兵弱弩は後に居き、更〻發し更〻止めよ。敵の車騎、衆にして至ると雖も、堅く陳し疾く戰うて、材士强弩、以て我が後に備へよ。」武王曰く、「吾に丘陵なく、又險阻なく、敵人の至ること、既に衆にして且つ武、車騎我が兩旁を翼ひ、我が前後を獵り、吾が三軍恐怖し亂敗して走らば、之を爲さんこと奈何。」太公曰く、「我が士卒をして、(一)行馬、木蒺藜を爲らしめ、牛馬の隊伍を置き、四武の衝陣を爲り、敵の車騎の將に來らんとするを望んで、均しく蒺藜を置き、(三)地を掘りて後に匝らし、廣深五尺、名づけて(四)命籠と曰ふ。人ごとに行馬を操りて(五)進步し、車を闌りて以て壘となし、(六)推して前後し、立てゝ屯となし、材士强弩我が左右に備へ、然

至。既衆且武。車騎翼二我兩旁一。獵二我前後一。吾三軍恐怖。亂散而走。爲レ之奈何。太公曰。令三我士卒。爲二行馬木蒺藜一。置二牛馬隊伍一。爲二四武衝陣一。望二敵車騎將レ來。均置二蒺藜一。掘レ地匝レ後。廣深五尺。名曰二命籠一。人操二行馬一進步。闌レ車以爲レ壘。推而前後。立而爲レ屯。材士强弩。備二我左右一。然後令下我三軍。皆疾戰而必解上。武王曰。善哉。

る後我が三軍をして皆疾く戰つて必ず解けしむ。(七)」武王曰く、「善いかな。」

(一) 步兵を以て車騎と戰ひ勝を取るの法を言ふ (二) 以て敵の車騎を拒ぐ也 (三) 溝壍をつくり周匝して後方に至る (四) 三軍の命の係る所の義 (五) 一に進退に作る (六) 推して進み推して退く (七) 解免の義、必ず圍みを解くべしと也

六韜 終

[illegible]

太宗曰。高麗數侵二新羅一。朕遣レ使諭。不レ奉レ詔。將レ討レ之。如何。靖曰。探二知蓋蘇文一。自恃レ知レ兵。謂中國無二能討一。故違レ命。臣請二師三萬一擒レ之。太宗曰。兵少地遙。以二何術一臨レ之。靖曰。臣以二正

唐太宗李衞公問對

問對 上

太宗曰く、「高麗、數〻新羅を犯す。朕、使を遣はして諭せども、詔を奉ぜず。將に之を討たんとす、如何。」(一)靖曰く、「蓋蘇文(二)を探知するに、自ら兵を知るを恃んで、謂へらく中國能く討つこと無しと、故に命に違ふ。臣、師三萬を請うて之を擒にせん。」太宗曰く、「兵少く地遙なり、何の術を以てか之に臨まん。」靖曰く、「臣、正兵を以てせん。」太宗曰く、「突厥(三)を平げし時、奇兵を用ひき。今、正兵と言ふは何ぞや。」靖曰く、「諸葛亮、七たび孟獲を擒にせしは、他の道なし、正兵のみ。」太宗曰く、「晉の馬隆(四)、涼州を討ちしも、亦是れ八陣の圖(五)に依りて、偏箱車(六)を作り、地廣ければ則ち鹿角車を用ひて營し、路狹ければ則ち木

兵。太宗曰。平ニ突厥一時。用ニ奇兵。今言ニ正兵一何也。靖曰。諸葛亮七擒ニ孟獲一。無ニ他道一也。正兵而已矣。太宗曰。晉馬隆討ニ涼州一。亦是依ニ八陣圖一。作ニ偏箱車一。地廣則用ニ鹿角車一營。路狹則爲ニ木屋一施ニ於車上一。且戰且前。信乎正兵古人所レ重也。靖曰。臣討ニ突厥一。西行數千里。若非ニ正兵一。安能致レ遠。偏箱鹿角兵之大要。一則治レ力。一則前拒。一則束ニ部伍一。三者迭相ニ爲用一。斯馬隆所レ得ニ古法一深也。

屋を爲りて車上に施し、且つ戰ひ且つ前みき。信なるかな正兵は古人の重んぜし所なること。」靖曰く、「臣、突厥を討ちしとき、西に行くこと數千里、若し正兵に非ずんば、安んぞ能く遠きを致さん。偏箱、鹿角は兵の大要なり。一には則ち(七)力を治め、一には則ち前み拒ぎ(八)、一には則ち部伍を束ね、三つの者迭に用を相爲す。斯れ馬隆古法を得る所の深き也。」

(二) 李靖字は藥師、京兆三原の人、衛國公に封ぜらる (一) 高麗の逆臣の名。其王建武を弑し、王の弟子臧を立てゝ王となし、自ら莫離支（官名）となる (三) 卿が突厥を平げし時。突厥はもと西方の小國 (四) 字は孝興、東平平陸の人 (五) 孔明の八陣圖 (六) 蓋し偏箱と鹿角とは一物にして少しく其制を變ずるもの、平地にては支戟を車前に施す、是を鹿角車といひ、狹窄の地にては車上に木屋を作る、是を偏箱車といふならん (七) 人の力を齊す (八) 敵を拒ぐ

太宗曰。朕破二宋老生一。初交レ鋒。義師少却。朕親以二鐵騎一自二南原一馳下。横突レ之。老生兵斷レ後大潰。遂擒レ之。此正兵乎。奇兵乎。靖曰。陛下天縱聖武。非二學而能一。臣按。兵法自二黄帝一以來。先レ正而後レ奇。先二仁義一而後二權譎一。且霍邑之戰。師以レ義擧者正也。建成墜レ馬。右軍少却者奇

太宗曰く、「朕、(一)宋老生を破りしとき、初め鋒を交ふるに、(二)義師少しく却く。朕、親ら鐵騎を以て南原より馳せ下りて、横ざまに之を突く。老生が兵、後を斷たれて、(三)大に潰ゆ。遂に之を擒にせり。此れ正兵か奇兵か。」靖曰く、「陛下は(四)天縱の聖武にして、學んで能くするに非ず。臣按ずるに、兵法は黄帝より以來、正を先にして奇を後にし、仁義を先にして(五)權譎を後にす。且つ霍邑の戰に、師義を以て擧げしは正也。(六)建成馬より墜ちて、右軍少しく却きしは奇也。」太宗曰く、「彼の時に少しく却きしは、幾んど大事を敗らんとせり。曷ぞ奇と謂ふや。」靖曰く、「凡そ兵は前向を以て正となし、後却を奇となす。且つ右軍却かずんば則ち老生安んぞ之を致して來らんや。(七)法に曰く、利して之れを誘ひ、亂して之れを取ると。老生兵を知らず、勇を恃みて急に進み、後を斷たれんことを意はずして陛下に擒にせらる。此れ所謂奇を以て正となす也。」太宗曰く、「(八)霍去病暗に孫吳と合ふと。誠に是れあるかな。右軍の却くに當りてや、(九)高祖色を失ふ。

也。太宗曰。彼時少却。幾敗二大事一。曷謂レ奇耶。靖曰。凡兵以二前向一爲レ正。後却爲レ奇。且右軍不レ却。則老生安致レ之來哉。法曰。利而誘レ之。亂而取レ之。老生不レ知レ兵。恃レ勇急進。不レ意レ斷レ後。見レ擒二於陛下一。此所謂以レ奇爲レ正也。太宗曰。霍去病暗與二孫吳一合。誠有レ是夫。當二右軍之却一也。高祖失レ色。及二朕奮擊一。反爲二我利一。孫吳暗合。卿實知レ言。

朕が奮擊するに及んで、反つて我が利となる、孫吳と暗に合ふ。卿、實に言を知れり。」

㈠ 隋の煬帝の大業十三年、唐の太宗自ら霍邑に至つて王侑を伐つ、王侑、霍邑の守將宋老生をして防ぎ戰はしむ　㈡ 太宗の兵也、煬帝の失政を討つの義兵なればなり　㈢ 甲ふたる馬　㈣ 天よりゆるせる意、天性也　㈤ 權は一時の權宜をいひ、譎はいつはりのてだてをいふ　㈥ 高祖の太子、後に太宗に殺さる　㈦ 孫子始計篇の語也　㈧ 漢武帝の時の名將、其兵法學ばずして孫吳に暗合すと也　㈨ 唐の高祖、太宗の父也

太宗曰。凡兵却皆謂二之奇一乎。靖曰。不レ然。夫兵却。旗參差而不レ齊。鼓大小而不レ應。令喧囂而不レ

太宗曰く、「凡そ兵の却くは、皆之を奇と謂ふや。」靖曰く、「然らず。夫れ、兵の却くとき、旗參差として齊しからず、（一）鼓大小にして應ぜず、（二）令喧囂にして一ならざるは、此れ眞に敗るゝ者也、奇に非ざる也。若し旗齊しく鼓應じ、號令一の如くば、（三）紛紛紜紜として、退き走ると雖も、敗れたるに非ざる也、必ず奇ある

一。此眞敗者也。非レ奇也。若旗齊鼓應。號令如レ一。紛紛紜紜雖二退走一。非レ敗也。必有レ奇也。法曰。佯北勿レ追。又曰。能而示二之不一レ能。皆奇之謂也。太宗曰。霍邑之戰。右軍少却。其天乎。老生被レ擒。其人乎。靖曰。若非二正兵變爲レ奇。奇兵變爲レ正。則安能勝哉。故善用レ兵者。奇正在レ人而已。變而神レ之。所三以推二乎天一也。太宗俛首。

也。法に曰く、佯り北ぐるをば追ふこと勿れと。(四)又曰く、能くして而も之に能くせざるを示すと。皆奇の謂也。」太宗曰く、「霍邑の戰に、右軍少しく却きしは其れ天か、(五)老生の擒にせられしは、其れ人か。(六)」靖曰く、「若し正兵變じて奇となり、奇兵變じて正となるに非ずんば、則ち安んぞ能く勝たんや。故に善く兵を用ふる者は、奇正は人に在るのみ。(七)變じて之を神にするは、天に推す所以也。」と。太宗俛首す。(八)

(一)大小の不同ありて拍子そろはず從つて諸陣の音相應ぜず　(二)號令かまびすしくして一樣ならず　(三)みだるる貌　(四)孫子軍爭篇に見ゆ　(五)天命か、卽ち天意の然らしむる所かの意　(六)人事か、卽ち人力の爲す所かの意　(七)時に臨んで變化し、神妙不測に入るに至つては人意の及ぶ所に非ず敵も我も逆睹し難しと也　(八)なるほどと敬服せり

太宗曰。奇正

太宗曰く、「奇正は素より之れを分つか、時に臨んで之れを制するか。」靖曰く、「按

素分之歟。臨時制之歟。靖曰。按曹公新書曰。己二而敵一。則一術爲正。一術爲奇。己五而敵一。則三術爲正。二術爲奇。此言大略耳。唯孫武曰。戰勢不過奇正。奇正之變不可勝窮。奇正相生。如循環之無端。孰能窮之。斯得之矣。安有素分之邪。若士卒未習吾法。偏

ずるに、曹公(一)の新書に曰く、己二にして、敵一なれば、則ち(二)一術を正となし、一術を奇となす、己五にして、敵一なれば、則ち三術を正となし、二術を奇となすと。此れ大略を言ふ耳。唯だ孫武(三)曰く、戰の勢は奇正に過ぎず、奇正の變は勝げて窮む可からず、奇正相生ずること、循環の端なきが如し、孰れか能く之を窮めんと。斯れ之を得たり。(四)安んぞ素より之を分つあらんや。若し士卒未だ吾が法を習はず、(五)偏裨未だ吾が令に熟せずば、則ち必ず之れを二術となし、戰を教ふる時、各旗鼓を認めて、迭に相分合せしむ。(六)故に曰く、分合して變をなすと、此れ戰を教ふるの術のみ。(七)教閲既に成り、衆吾が法を知りて、然して後群羊を驅るが如く、(八)將の指す所に由る。孰れか奇正の別を分たんや。(九)孫武が所謂、人に形して而して我に形なきは、此れ乃ち奇正の極致なり。是を以て素(一〇)より分つ者は教閲也。時に臨んで變を制するは、勝げて窮む可からざる也。」太宗曰く、「深きかな深きかな、曹公必ず之を知りしならん。但だ新書は諸將に授く

裨未熟吾令。則必爲之二術。教戰時。各認旗鼓。迭相分合。故曰。分合爲變。此敎戰之術耳。教閱既成。衆知吾法。然後如驅羣羊。由將所指。孰分奇正之別哉。孫武所謂形人而我無形。此乃奇正之極致。是以素分者敎閱也。臨時制變者不可勝窮也。太宗曰。深乎深

る所以のみ、奇正の本法に非ず。」(一一)太宗曰く、「曹公云ふ、奇兵は旁より撃つと。卿(一二)、若何とか謂ふ」。靖曰く、「臣按ずるに、曹公、孫子を註して曰く、先づ出でて合戰するを正となし、後に出づるを奇となすと。此れ旁より撃つの說と異なり。臣愚謂へらく、大衆合する(一三)所を正となし、將の自ら出す所を奇となす。焉んぞ(一四)先後旁擊の拘りあらんや。」太宗曰く、「吾の正、敵をして視て以て奇となさしめ、吾の奇、敵をして視て以て正となさしむるは、斯れ所謂人に形する者か。奇を以て正となし、正を以て奇となし、變化して測る莫きは、斯れ所謂形なき者か。」靖再拜して曰く、「陛下は神聖迥かに古人に出づ。臣の及ぶ所に非ず。」

(一) 曹操字は孟德 (二) 一軍 (三) 孫子兵勢篇に見ゆ (四) 奇正はもとより分つなき也 (五) 偏將裨將。副將也 (六) 孫武の言也 (七) 敎練 (八) 指麾のまゝに動く (九) 孫子虛實篇に出づ其條を見よ (一〇) 豫め奇正を分つは平生の敎練の時のみ (一一) 只一往の義のみ (一二) 更に語を改めて曰ふ也 (一三) 敵と戰を合する (一四) 先とか後とか旁より擊つとかいふことに拘はるべきに非ず

乎。曹公必知之矣。但新書所以授諸將而已。非奇正本法。太宗曰。曹公云。奇兵旁擊。卿謂若何。靖曰。臣按。曹公註孫子曰。先出合戰爲正。後出爲奇。此與旁擊之說異焉。臣愚謂。大衆所合爲正。將所自出爲奇。焉有先後旁擊之拘哉。太宗曰。吾之正。使敵視以爲奇。吾之奇。使敵視以爲正。斯所謂形人者歟。以奇爲正。以正爲奇。變化莫測。斯所謂無形者歟。靖再拜曰。陛下神聖迥出古人。非臣所及。

太宗曰。分合爲變者。奇正安在。靖曰。善用兵者。無不正。無不奇。使敵莫測。故正亦勝。奇亦勝。三軍之士。止知其勝。莫知其所以勝。非變而能通。安能至是哉。分合所出。唯孫

太宗曰く、「分合して變を爲すものは、奇正安れにか在る。」靖曰く、「善く兵を用ふるものは、正ならざる無く、奇ならざる無く、敵をして測る莫からしむ。故に正なるも亦勝ち、奇なるも亦勝つ。三軍の士は、止其の勝つことを知りて、其の勝つ所以を知る莫し。變じて能く通ずるに非ずんば、安んぞ能く是に至らんや。分合の出づる所、唯だ孫武のみ之を能くす、吳起より下は及ぶ可き莫し。」太宗曰く、「吳の術は若何。」靖曰く、「臣請ふ略之を言はん。魏の武侯、吳起に、兩軍相向ふを問ふ。起曰く、『賤しくして勇ある者をして前んで擊たしむ。鋒始めて交はりて北ぐ、北ぐるも罰すること勿れ。敵の進んで取るを觀るに、一たびは

武能レ之。吳起而下莫レ可レ及焉。太宗曰。吳術若何。靖曰。臣請略言レ之。魏武侯問二吳起兩軍相向一。起曰。使二賤而勇者前擊一。鋒始交而北。北而勿レ罰。觀二敵進取一。一坐一起。奔北不レ追。則敵有レ謀矣。若悉レ衆追レ北。行止縱橫。此敵人不才。擊レ之勿レ疑。臣謂。吳術大率多類レ此。非二孫武所謂以レ正合一也。太宗曰。卿舅韓擒虎嘗言。卿可三與論二孫吳一。亦奇正之謂乎。靖曰。擒虎安知二奇正之極一。但以レ奇爲レ奇。以レ正爲レ正耳。曾未レ知二奇正相變循環無レ窮者一也。

坐し一たびは起ち、奔り北ぐるを追はざるは、則ち敵に謀あるなり。若し(四)衆を悉して北ぐるを追ひ、(五)行止縱橫なるは、此れ敵人不才なり、之れを擊つて疑ふこと勿れ』と。臣謂へらく、吳の術、大率多く此に類す、孫武の所謂正を以て合ふには非ざる也。」太宗曰く、「卿の舅、(六)韓擒虎、嘗て言はく、卿は與に孫吳を論ず可しと、亦奇正の謂か。」靖曰く、「擒虎安んぞ奇正の極を知らん。但だ奇を以て奇となし、正を以て正となすのみ、曾て未だ奇正の相變じて循環して窮り無き者を知らざるなり。」

(三) 分れては合し、合して分る、これ變也。この時いづれを奇となしいづれを正とするか (一) 吳起 (二) 吳子論將篇の末節 (四) 一坐一起節制あり (五) 行くも止るも亂れて齊一ならず (六) 一に韓擒武に作る

太宗曰。古人

太宗曰く、古人は陳に臨み奇を出して、人の不意を攻む、斯れまた相變ずるの法

臨陣出奇攻人不意。斯亦相變之法乎。靖曰。前代戰鬪。多是以小術而勝無術。以片善而勝無善。斯安足以論兵法也。若謝玄之破苻堅。非謝玄善也。蓋苻堅之不善也。太宗顧侍臣。檢謝玄傳閱之曰。苻堅甚處是不善。靖曰。臣觀苻堅載記。曰。秦諸軍皆潰敗。唯慕

か。」靖曰く、「前代の戰鬪は、多くは是れ小術を以て無術に勝ち、片善を以て無善に勝つ、斯れ安んぞ以て兵法を論ずるに足らんや。(一)謝玄の苻堅を破りしが若きは、謝玄の善なるに非ざる也、蓋し苻堅の不善なる也」と。太宗、侍臣を顧みて謝玄の傳を檢せしめ、之を閲して曰く、「苻堅甚の處か是れ不善なる」。靖曰く「臣、苻堅の載記を觀るに、曰く、秦の諸軍皆潰敗す、唯だ慕容垂の一軍獨り全し。堅千餘騎を以て之に赴く。垂の子寶、垂に堅を殺すを勸め(二)しも果さゞりきと。此れ、以て秦軍の亂れて慕容垂の獨り全きを見るあり。蓋し、堅、(三)垂の爲めに陥れられたること明けし。夫れ人の爲めに陥れられて、而して敵に勝たんと欲す、亦難からずや。臣、故に曰く、術無しと。苻堅の類、是れ也」と。太宗曰く、「(四)孫子謂ふ。算多きは、算少きに勝つと。以て算少きは算無きに勝つを知るあり。凡そ事皆然り。」

㈠ 東晉の名將謝玄が秦王苻堅を淝水に敗りしは　㈡ 燕王皝の子奔りて秦に將たり　㈢ 垂の術中に陥る、蓋し

容垂一軍獨全。堅以千餘騎赴之。垂子寶勸垂殺堅、不果。此有以見秦軍之亂。慕容垂獨全。蓋堅爲垂所陷明矣。夫爲人所陷。而欲勝敵。不亦難乎。臣故曰。無術焉。苻堅之類是也。太宗曰。孫子謂。多算勝少算。有以知少算勝無算。凡事皆然。

垂二心あり、兵を按じて動かず、堅の敗るゝを幸として機に乘じて以て國を復せんと欲せしなり　(四) 孫子始計篇を參照せよ

太宗曰。黄帝兵法。世傳握奇文。或謂爲握機文。何謂也。靖曰。奇音機。故或傳爲機。其義則一。考其辭云。四爲正。四爲奇。餘奇爲握機。奇餘零也。因此音機。臣愚

太宗曰く、「黄帝の兵法、世に握奇の文を傳ふ、或は謂つて握機の文となすは何の謂ぞや。」靖曰く、「奇の音は機なり、故に或は傳へて機となす。其義は則ち一なり。其辭を考ふるに、云はく、(一)四を正となし、(二)四を奇となし、(三)餘奇を握機となすと。奇は餘零也、(四)此に因りて音機とす。(五)臣愚謂へらく、(六)兵は是れ機ならざる無し。安んぞ握に在つて言はんや、當に餘奇に爲るべし、則ち是ならん。夫れ、正兵は之を君に受け、奇兵は將の自ら出す所なり。(七)法に曰く、令素より行はれて以て其民に教ふる者は、則ち民服すと。此れ之(八)を君に受くる者也。又曰く、兵豫め

謂。兵無レ不二是機一。安在二乎握一而言也。當レ爲二餘奇一。則是。夫正兵受二之於君一。奇兵將所二自出一。法曰。令素行以敎二其民一者。則民服。此受二之於君一者也。又曰。兵不二豫言一。君命有レ所レ不レ受。此將所二自出一者也。凡將正而無レ奇。則守將也。奇而無レ正。則鬪將也。奇正皆得國之輔也。是故握機握奇本無二法一。在二學者兼通一而已。

言はず、君命受けざる所ありと。此れ將の自ら出す所の者也。(九)凡そ將正にして奇無ければ、則ち守將なり。(一〇)奇にして正無ければ、則ち鬪將也。(一一)奇正皆得るは國の輔也。是故に、握機、握奇、本と二法無し、學者の兼ね通ずるに在るのみ。

(一) 九陣中の四、卽ち天地風雲の四陣　(二) 龍虎鳥蛇の四陣　(三) 餘りの一陣、大將之を握りて中軍と爲す　(四) 餘りのはした　(五) 一本「爲殘」(殘につくる) 謂ふは、握奇の奇は奇正の奇にあらずして奇零(ハシタ)の奇也、奇殘皆通ず、故に又握殘に爲ると也　(六) 兵を用ふるは事々に皆機謀なれば、機謀を握るの義にとりて特に機といふべき謂なし、餘奇(アマリ、ハシタ)の義とせば可ならん　(七) 古法　(八) 卽ち正兵也　(九) 卽ち奇兵也　(一〇) 守るべくして戰ふべからず　(一一) 戰ふべくして守るべからざる將

太宗曰。陣數有レ九。中心零者大將握レ之。四面八向皆取レ準焉。陣開

太宗曰く、陣數九つあり、中心の零なる(一)者は、大將之を握り、四面八向、皆、準を取る、(二)陣間に陣を容れ、隊間に隊を容れ、前を以て後となし、後を以て前と(三)なし、進むに速に奔る無く、(四)退くに遽に走る無く、四頭八尾觸るゝ處首とな(五)

容陣。隊間容隊。以前爲後。以後爲前。進無速奔。退無遽走。四頭八尾。觸處爲首。敵衝其中。兩頭皆救。數起於五。而終於八。此何謂也。靖曰。諸葛亮以石縱横。布爲八行。方陣之法即此圖也。臣嘗教閱。必先此陣。世所傳握機文。蓋得其粗也。太宗曰。天地風雲龍虎鳥

り、敵其の中を衝けば、兩頭皆救ひ、數五に起りて八に終ると、此れ何の謂ぞや。」靖曰く、「諸葛亮、石を以て縱横にし、布きて八行となす。方陣の法は即ち此圖也。臣、嘗て教閱(六)するに、必ず此陣を先にす。世に傳ふる所の握機の文は、蓋し其粗を得たる也。」太宗曰く、「天地風雲龍虎鳥蛇、斯の八陣は何の義ぞや。」靖曰く、「之を傳ふる者の誤也。古人此法を祕藏す。故に詭りて八名を設くるのみ。八陣は本一也、分ちて八となす。(七)天地の若きは旗號に本づき、風雲(八)は旛名に本づき、龍虎鳥蛇は隊伍(九)の別に本づく。後世誤り傳へて、詭りて物象(一〇)を設く、何ぞ止八つのみならんや。」太宗曰く、「數五に起りて八に終るは、則ち象(一一)を設くるに非ず、實に古陣也。卿、試に之を陳せよ。」靖曰く、「臣按ずるに、黃帝始めて(一二)丘井の法を立て、因りて以て兵を制す。故に井に四道を分ち、八家之に處る、其形は井の字。(一三)開方は九つなり、五つ(一四)は陳法となし、四つ(一五)は閑地となす、此れ所謂數五に起る也。其中を虛にし、大將之に居り、其四面(一六)を環りて、諸

蛇。斯八陣何義也。靖曰。傳之者誤也。古人祕藏此法。故詭設八名耳。八陣本一也。分爲八焉。若天地者本乎旗號。風雲者本乎旛名。龍虎鳥蛇者本乎隊伍之別。後世誤傳。詭設物象。何止八而已乎。太宗曰。數起於五而終於八。則非設象。實古陣也。卿試陳之。靖曰。臣按。黃帝始立丘井之法。因以制兵。故井分四道。八家處之。其形井字。開方九焉。五爲陣法。四爲閑地。此所謂數起於五也。虛其中大將居

部、連續す、此れ所謂八に終る也。變化して敵を制するに及べは、則ち紛紛紜紜として、鬪ひ亂れて而して法亂れず、混混沌沌として、形圓にして而して勢散ぜず。此れ所謂散じて八となり、復して一となる者也。」太宗曰く、「深きかな黃帝の兵を制するや。後世、天智神略ありと雖も、能く其閫閾(一七)を出づる莫し。此(一八)より降りて、孰れか之を繼ぐ者あらんや。」

(一) 零餘、卽ち握奇也 (二) 準則を中軍に取る (三) 後に斷れて變ずるをいふ (四) 進退皆節制あり (五) 四頭とは四正四奇皆首と爲るべきをいふ、八尾とは敵九陣の一を攻むれば其一陣首となり他の八陣は皆尾となるの意也 (六) 士卒を教練するに (七) 天陣地陣は旗の號に本づき (八) 風陣雲陣は旛の名に本づく (九) 隊伍を別つて龍・虎・鳥・蛇となす也 (一〇) 此八つの物の形に似せて陣形を爲す、若し物象を設けば何ぞ八つに止まらん、他にいくらもあるべき筈也 (一一) 詐りて象を設くるの比に非ず (一二) 八家を井として十六井を丘とす (一三) 井の字は方向を開くこと九つ也 (一四) 前後左右中 (一五) 井の四隅は空地とす (一六) 前部隊・四面にめぐり連なりて八陣の形成る (一七) さかひ。範圍 (一八) これより後誰か能く其法を繼ぐ者あらんや

之。環二其四面一。諸部連綴。此所謂終二於八一也。及二乎變化制一レ敵。則紛紛紜紜。鬪亂而法不レ亂。混混沌沌。形圓而勢不レ散。此所謂散而成レ八。復而爲レ一者也。太宗曰。深乎黃帝之制レ兵也。後世雖レ有二天智神略一。莫三能出二其閫閾一。降レ此孰有二繼レ之者一乎。

靖曰。周之始興。則太公實繕二其法一。始二於岐都一。以建二井畝一。戎車三百輛。虎賁三千人。以立二軍制一。六步七步。六伐七伐。以教二戰法一。陳二師牧野一。太公以二百夫一制レ師。以成二武功一。以二四萬五千人一勝二紂七十萬衆一。周

靖曰く、「周の始めて興るとき、則ち太公、(一)實に其法を繕め、岐都に始まりて、以て井畝を建て、(二)戎車三百輛、(三)虎賁三千人、以て軍制を立つ。(四)六步七步、六伐七伐以て戰法を教へて、師を牧野に陳す。太公、百夫を以て師を制して、以て武功を成し、四萬五千人を以て、紂の七十萬の衆に勝つ。周の司馬法は、太公に本づく者也。太公既に沒して、齊人、其遺法を得たり。桓公天下に覇たるに至りて、管仲に任じて、復た太公の法を修む、之を節制の師と謂ふ、諸侯畢く服す。」

太宗曰く、「儒者多く言ふ、管仲は覇臣のみと。殊に知らず、兵法は乃ち王制に本づくことを。諸葛亮は王佐の才なり、(五)自ら(六)管樂に比す。此を以て、管仲も亦王佐たるを知る也。但だ周衰ふるの時、王用ふること能はず。故に(七)齊を假りて

司馬法本二太公一者也。太公既沒。齊人得二其遺法一。至三桓公覇二天下一。任二管仲一。復修二太公法一。謂二之節制之師一。諸侯畢服。太宗曰。儒者多言。管仲覇臣而已。殊不レ知兵法乃本二於王制一也。諸葛亮王佐之才。自比二管樂一。以レ此知二管仲亦王佐一也。但周衰時。王不レ能レ用。故假レ齊興レ師爾。靖再拜曰。陛下神聖知レ人如レ此。老臣雖レ死無レ媿二昔賢一也。臣請言二管仲制レ齊之法一。三二分齊國一。以爲二三軍一。五家爲レ軌。故五人爲レ伍。十軌爲レ里。故五十人爲二小戎一。四里爲レ連。故二百人爲レ卒。十連爲レ鄕。故二千人爲レ旅。五鄕一師。故萬人爲レ軍。亦由二司馬法一師五旅。一旅五卒之義一焉。其實皆得二太公之遺法一。

師を興せしのみ。靖再拜して曰く、「陛下神聖にして人を知ること此の如し、老臣死すと雖も、昔賢に媿づること無し。臣請ふ管仲齊を制するの法を言はん。齊國を三分して、以て三軍となす。五家を軌となす、故に五人を伍となす。十軌を里となす、故に五十人を小戎となす。四里を連となす、故に二百人を卒となす。十連を鄕となす、故に二千人を旅となす。五鄕は一師なり、故に萬人を軍となす。亦、司馬法の一師五旅、一旅五卒の義に由る。其實は皆太公の遺法を得たるなり。」

(一) 太公望　(二) 兵車　(三) 兵士の稱。一本三百人に作る。尙書の註によれば、虎賁は百夫の長　(四) 書經牧誓に見ゆ　(五) 王業を輔佐するの才　(六) 管仲樂毅　(七) 齊桓公を假りて師を興し以て天下を一匡せるのみ　(八) 民五家を以て一軌とす、故に兵五人を以て一伍と稱す

太宗曰。司馬法。人言二穰苴所レ述。是歟否也。靖曰。按史記穰苴傳。齊景公時。穰苴善用レ兵。敗二燕晉之師一。景公尊爲二司馬之官一。由レ是稱二司馬穰苴一。子孫號二司馬氏一。至二齊威王一。追二論古司馬法一。又述二穰苴所レ學。遂有二司馬穰苴書數十篇一。今世所レ傳兵家者流。又分二權謀形勢陰

太宗曰く、「司馬法は、人、穰苴の述ぶる所なりと言ふ、是なるか否なるか。」靖曰く、「按ずるに、史記の穰苴傳に、齊の景公の時、穰苴善く兵を用ひ、燕晉の師を敗る。景公尊んで司馬の官となす。是れに由りて司馬穰苴と稱し、子孫司馬氏と號す。齊の威王に至りて、古の司馬法を追論し、又、穰苴が學ぶ所を述べ、遂に司馬穰苴の書數十篇あり。今世に傳ふる所の兵家者流なり。又、(一)權謀、(二)形勢、(三)陰陽、(四)技巧の四種を分つ、皆司馬法に出づる也。」太宗曰く、「漢の張良韓信、兵法を序次すること、凡て百八十二家、要用を刪取して、定めて三十五家を著はす。今其傳を失へるは何ぞや。」靖曰く、「張良の學びし所は、太公の六韜三略是れ也。韓信の學びし所は、穰苴、孫武、是れ也。然れども大體は三門四種に出でざるのみ。」太宗曰く、「何をか三門と謂ふ。」靖曰く、「臣按ずるに、太公の謀、八十一篇、所謂陰謀なり、言を以て窮む可からず。太公の言、七十一篇、(六)兵を以て窮む可からず。太公の兵、八十五篇、(七)財を以て窮む可からず。此

陽技巧四種。皆出二司馬法一也。太宗曰。漢張良韓信序二次兵法一。凡百八十二家。刪二取要用一。定二著三十五家一。今失二其傳一何也。靖曰。張良所レ學。太公六韜三略是也。韓信所レ學。穰苴孫武是也。然大體不レ出二三門四種一而已。太宗曰。何謂二三門一。靖曰。臣按太公謀八十一篇。所謂陰謀。不レ可二以レ言窮一。太公言七十一篇。不レ可二以レ兵窮一。太公兵八十五篇。不レ可二以レ財窮一。此三門也。太宗曰。何謂二四種一。靖曰。漢任宏所レ論是也。凡兵家者。流權謀爲二一種一。形勢爲二一種一。及陰陽技巧爲二一種一。此四種也。

れ三門なり。」太宗曰く、「何をか四種と謂ふ。」靖曰く、「漢の任宏(八)の論ずる所是れ也。凡そ、兵家者流、權謀を一種となし、形勢を一種となし、及び陰陽、技巧を二種となす。此れ四種也。」

(一) 權變機謀　(二) 彼我の强弱　(三) 天時の順逆　(四) 攻守の備用　(五) 其意を窮めつくす能はず　(六) 兵法を以て其妙用を窮むべからず　(七) 財寶を以て其術を窮むべからず　(八) 成帝の時の人

太宗曰。司馬法首序二蒐狩一何也。靖曰。順二其時一。而要レ之以レ神。重二其事一

太宗曰く、「司馬法、首めに蒐狩(一)を序するは何ぞや。」靖曰く、「其時(二)に順うて而して之を要するに神を以てして、其事を重んずる也。周禮に、最(三)も大政となす。成(四)には岐陽の蒐あり、康(五)には酆宮(六)の朝(七)あり、穆(八)には塗山の會あり、此れ天子の事(九)

也。周禮最爲二大政一。成有二岐陽之蒐一。康有二酆宮之朝一。穆有二塗山之會一。此天子之事也。及二周衰一。齊桓有二召陵之師一。晉文有二踐土之盟一。此諸侯奉二行天子之事一也。其實用二九伐之法一。以威二不恪一。假レ之以二朝會一。因レ之以二巡狩一。訓レ之以二甲兵一。言下無レ事兵不二妄擧一。必於二農隙一。不上レ忘二武備一也。故首序二蒐狩一。不二其深一乎。

也。周の衰ふるに及びて、齊桓に召陵の師あり、(九)晉文に踐土の盟あり、(一〇)此れ諸侯天子の事を奉行する也。(一一)其實は九伐の法を用ひて以て不恪を威す。(一二)之を假るに朝會を以てし、(一三)之に因るに巡狩を以てし、(一四)之に訓ふるに甲兵を以てす。事なければ兵、妄りに擧げず、必ず農隙に於てす、(一五)武備を忘れざるを言ふ也。故に首めに蒐狩を序す、其れ深からずや。」

(一) 蒐は春のかり。狩は秋のかり (二) 四時各々其宜しきに順ひて民を會し、田獵を行ひて以て兵を練る、而して獵の獲物は之を神に獻ずる也 (三) 蒐狩の典を最も大となす (四) 周の成王 (五) 周の康王 (六) 文王の都せし所 (七) 田獵に因りて諸侯をこゝに朝せしむ (八) 周の穆王は田獵によりて諸侯を塗山に會せり (九) 齊の桓公師を率ゐて召陵に盟ふ (一〇) 晉の文公諸侯と踐土に盟ふ (一一) 天子の命を奉じ又は之に代りて行ふの義ならん (一二) 名は田獵と謂ふといへども其實は大司馬九伐の法を用ひて臣節を失ふ者を威す也 (一三) 名を朝會に假る。謁見するを朝といひ臨時に謁見するを會といふ (一四) 天子の諸侯に適くをいふ。守る所を巡るの義也 (一五) 農隙に於て田獵の事を修す

太宗曰。春秋

太宗曰く、「春秋のとき、楚子(一)一廣の(二)法に云はく、(三)百官物に象りて而して動き、

楚子二廣之法云。百官象物而動。軍政不戒而備。此亦得周制歟。靖曰。按左氏說。楚子乘廣二十乘。廣有一卒。卒偏之兩。軍行右轅。以轅爲法。故挾轅而戰。皆周制也。臣謂。百人曰卒。五十人曰兩。此是每車一乘用士百五十人。比周制。差多耳。周一乘。步卒七十二人甲士三人。以二十五人爲一甲。凡三甲。共七十五人。楚山澤之國。車少而人多。分爲三隊。則與周制同矣。

軍政戒めずして而も備はると。此れまた周の制を得たるか。」靖曰く、「左氏の(四)說を按ずるに、楚子、(五)乘廣二十乘、廣に一卒あり、卒は偏の兩なり。軍行には轅を右にし、轅を以て法となす、故に轅を挾んで戰ふ。皆周の制也。臣謂へらく、百人を卒と曰ひ、五十人を兩と曰ふ。此れは是れ車一乘ごとに、士百五十人を用ふ。周制に比すれば、差多きのみ。周の一乘は步卒七十二人、甲士三人、二十五人を以て一甲となす、凡て三甲、共に七十五人なり。楚は山澤の國、車少くして人多し、分ちて三隊となせば、則ち周の制と同じ。

(一) 莊王旗　(二) 左右二廣の名　(三) 妄りに動かざるをいふ、卽ち大夫を招くに旌を以てし士を招くに旂を以てするの類也　(四) 左傳宣公十二年　(五) 廣每に車二十乘、廣の一車に一卒あり。二十乘は左傳によれば「三十乘」に作るべし　(六) 兩偏にて一卒となるならん也。其他諸說紛々、謂ひ方亦樣々あれども何れも徹底せず

太宗曰。春秋。荀吳伐狄。毀車爲行。亦正兵歟。奇兵歟。靖曰。荀吳用車法耳。雖舍車。而法在其中焉。一爲左角。一爲右角。一爲前拒。分爲三隊。此一乘法也。千萬乘皆然。臣按曹公新書云。攻車七十五人。前拒一隊。左右角二隊。守車一隊。炊子十人。守裝五人。廐養五

太宗曰く、「春秋のとき、(一)荀吳狄を伐つに、(二)車を毀ちて行をなす、亦正兵か、奇兵か。」靖曰く、「荀吳、車法を用ふるのみ。車を舍つと雖も、而も法其中に在り。一は左角となし、一は右角となし、一は前拒となし、分ちて三隊となす、此れ一乘の法也。千萬乘皆然り。臣、曹公の新書を按ずるに云はく、攻車は七十五人、前拒一隊、左右角二隊、(三)守車一隊、(四)炊子十人、(五)守裝五人、(六)廐養五人、(七)樵汲五人、共に二十五人なり。(八)攻守二乘、凡て百人。兵を興すこと十萬なれば、車を用ふこと千乘、(九)輕重二千なり。此れ大率荀吳の舊法也。又、漢魏の間の軍制を觀るに五車を隊となし、(一〇)僕射一人あり、十車を師となし、率長一人あり。凡そ車千乘、將吏二人、(一一)多多此に倣ふ。臣、今の法を以て參へて之を用ふれば、則ち跳盪は騎兵也。戰鋒隊は歩騎相半ばせる也、駐隊は車乘を兼ねて出づる也。臣、西(一二)突厥を討ちしとき、險を越ゆること數千里、此制未だ嘗て敢て易へず。蓋し古法の節制、信に重んず可ければ也。

人。樵汲五人。共二十五人。攻守二乘。凡百人。興レ兵十萬。用レ車千乘。輕車二千。此大率荀呉之舊法也。又觀二漢魏之間軍制一。五車爲レ隊。僕射一人。十車爲レ師。率長一人。凡車千乘。將吏二人。多多倣レ此。臣以二今法一參用レ之。則跳盪騎兵也。戰鋒隊步騎相半也。駐隊兼二車乘一而出也。臣西討二突厥一。越レ險數千里。此制未二嘗敢易一。蓋古法節制。信可レ重也。

(一) 晉の荀中行穆子　(二) 車を捨て歩兵となりて戰ふ。狄の徒多く我が車多く、遇ふ所の地阨なれば也　(三) 衛車を守護するの車　(四) かしたき　(五) 衣裝を守る者　(六) 牛馬を養ふ者　(七) 薪を樵り水を汲む者　(八) 攻車守車　(九) 輕車重車　(一〇) 之を統領する者也　(一一) これより以上段々多くなるも皆この割合也　(一二) 跳盪は古への騎兵也。跳盪・戰鋒隊・駐隊は皆唐の隊伍の名

太宗幸二靈州一回。召レ靖賜レ坐曰。朕命二道宗及阿史那社爾等一討二薛延陀一。而鐵勒諸部。乞レ置二漢官一。朕皆從二其請一。延陀西走。恐

(一)太宗、靈州に幸して回り、靖を召して坐を賜うて曰く、「朕、道宗(二)及び阿史那社爾(三)等に命じて、薛延陀(四)を討つ。而して鐵勒(五)、諸部、(六)漢の官を置かんことを乞ふ。朕、皆其請に從ふ。延陀、西に走る。恐らくは後患をなさんことを。故に李勣を遣はして之を討てり。今、北荒悉く平けり。然れども諸部番漢(七)雜り處る。何の道を以てか、久しきを經て、(八)兩つながら全くして之を安んずることを得しめ

爲二後患一。故遣二李勣一討レ之。今北荒悉平。然諸部番漢雜處。以二何道一經レ久使レ得二兩全一安レ之。靖曰。陛下勅。自二突厥一至二回紇部落一。凡置レ驛六十六處。以通二斥堠一。斯已得レ策矣。然臣愚以謂。漢戍宜三自爲二一法一。番落宜三自爲二一法一。敎習各異。勿レ使二混同一。或遇二寇至一。則密勅二主將一。臨レ時變レ

ん。」靖曰く、「陛下勅して、突厥より回紇の部落に至るまで、凡そ驛を置くこと六十六處、以て斥堠(九)を通ず。斯れ已に策を得たり。然れども臣愚以謂へらく、(一〇)漢戍は宜しく自ら一法をなすべく、番落は宜しく自ら一法をなすべし。敎習各異なり、混同せしむること勿れ。或は寇の至るに遇はゞ、則ち密かに主將に勅して、時に臨んで(一一)號を變じ服を易へ、奇を出して之を擊て。」太宗曰く、「何の道ぞや。」靖曰く、「此れ所謂多方(一二)以て之を誤るの術也。番(一三)にして之に漢なるを示し、漢にして之に番なるを示す。彼、番漢の別を知らずば、則ち能く我が攻守の計を測る莫けん。善く兵を用ふる者は、先づ測る可からざるを爲せば、則ち敵、其の(一四)之く所に乖くなり。」太宗曰く、「正に朕が意に合ふ。卿、密かに邊將に敎ふるに只此番漢(一五)を以てして、便ち奇正の法を見しむべし。」靖再拜して曰く、「聖慮は天縱、一を聞きて十を知る。臣、安んぞ能く其說を極めんや。」

(八) 一本己丶より「閫置中」とす　(九) 唐朝の宗室江夏王道宗　(一〇) 閫外は將、討伐は主、三國以前の守將

從易ㇾ擾。出ㇾ奇擊ㇾ之。太宗曰。何道也。靖曰。此所謂多方以誤ㇾ之之術也。番而示㆓之漢㆒。漢而示㆓之番㆒。彼不ㇾ知㆓番漢之別㆒。則莫㆔能測㆓我攻守之計㆒矣。善用ㇾ兵者。先爲ㇾ不ㇾ可ㇾ測。則敵乖㆓其所㆒ㇾ之也。太宗曰。正合㆓朕意㆒。卿可㆘密敎㆓邊將㆒。只以㆓此番漢㆒。便見㆗奇正之法㆖矣。靖再拜曰。聖慮天縱。聞ㇾ一知ㇾ十。臣安能極㆓其說㆒哉。

(五)匈奴の別種　(六)匈奴の遺種　(七)之を見て化して漢に同化たらんことを願ふ也　(八)蕃人と漢人と雜居す　(九)蕃漢共に斥候の人を通じ、何事にても直ちに通ずるやうにす　(一〇)漢人の戍卒と蕃人の部落とそれぞれ別に一法を立てて教習すべしと也　(一一)旗號　(一二)多く方略を設けて敵を危ふからしむるの術也　(一三)蕃人には漢服を着たしめて敵をまどはす也　(一四)其來り寇する所以の目的を臆測せしむ　(一五)蕃漢の兵の虚實を變じ變幻を用ふること　(一六)其說をきはめ盡すこと太宗に及ばずと也

太宗曰。諸葛亮言。有ㇾ制之兵。無ㇾ能之將。不ㇾ可ㇾ敗也。無ㇾ制之兵。有ㇾ能之將。不ㇾ可ㇾ勝也。朕疑此談非㆓極致之論㆒。靖曰。武侯有ㇾ

太宗曰く、諸葛亮言ふ、(一)制あるの兵は、能なきの將なるも敗る可からざる也、(二)制なきの兵は、能あるの將なるも勝つ可からざる也と。朕疑ふらくは此談は極致の論に非じ。靖曰く、(三)武侯激する所ありて云へるのみ。臣按ずるに、孫子曰へるあり、教道明かならず、(四)吏卒常なく、兵を陳すること縱橫なるを、亂と曰ふ。古より、(五)軍を亂し勝を引くこと、勝げて紀す可からずと。夫れ教道明かならず

所レ激云耳。臣按。孫子有レ曰。教道不レ明。吏卒無レ常。陳レ兵縱橫。云レ亂。自レ古亂レ軍引レ勝不レ可二勝紀一。夫教道不レ明者。言二教閱無一レ古法一也。吏卒無レ常者。言二將臣權任無二久職一也。亂レ軍引レ勝者。言二己自潰敗一。非二敵勝一レ之也。是以武侯言。兵卒有レ制。雖二庸將一未レ敗。若兵卒自亂。雖二賢將一危レ之。

とは、教閱に古法無きを言ふ也。吏卒常なしとは、將臣權任(六)にして久職(七)なきを言ふ也。軍を亂し勝を引くとは、己自ら潰敗するにて、敵之に勝つに非ざるを言ふ也。是を以て武侯言ふ、兵卒制あるときは、庸將と雖も未だ敗れず、若し兵卒自ら亂るゝときは、賢將と雖も之を危くすと。又何ぞ疑はん。」太宗曰く、「教閱の法は、信に忽がせにす可からず。」靖曰く、「教ふること其道を得れば、則ち士、用を爲すを樂み、教ふること法を得ざれば、朝に督し暮に責むと雖も、事に益なし。臣、古制に區區(八)として、皆、纂めて以て圖する所以のものは、制あるの兵を成さんことを庶へば也。」太宗曰く、「卿、我が爲めに、古の陣法を擇んで、悉く圖して以て上れ。」

(一) 兵に制あれば將能なきも敗れず　(二) 將能あるも兵に制なければ勝たず　(三) 諸葛亮也。武侯に封ぜられし故に武侯といふ、激するははげます意　(四) 常守の職　(五) 自ら其軍を亂して以て人の勝を致す　(六) 一時的に其任に在り　(七) 恒久の職　(八) こまかき所までもきはめつとむる義か。一説には「區々たる古制」と訓ず、亦通ず

又何疑焉。太宗曰。教閲之法。信不レ可レ忽。靖曰。教得二其道一則士樂レ爲レ用。教不レ得レ法。雖二朝督暮責一。無レ益二於事一矣。臣所三以區二區古制一皆纂以圖上者。庶三乎成二有レ制之兵一也。太宗曰。卿爲レ我擇二古陣法一。悉圖以上。

太宗曰。番兵唯勁馬奔衝。此奇兵歟。漢兵唯強弩犄角。此正兵歟。靖曰。按孫子云。善用レ兵者。求二之於勢一。不レ責二於人一。故能擇レ人而任レ勢。夫所謂擇レ人者。各隨二番漢所一レ長而戰也。番長二於馬一。馬利二於速鬪一。漢

太宗曰く、「番兵(一)は唯だ勁馬(二)奔衝す、此れ奇兵か。漢兵は唯だ強弩(三)犄角、此れ正兵か。」靖曰く、「按ずるに孫子(四)云はく、善く兵を用ふる者は、之を勢に求めて、人に責めず、故に能く人を擇んで勢に任ずと。夫れ所謂人を擇ぶとは、各〻番漢の長ずる所に隨うて戰ふ也。番は馬に長ず、馬は速に鬪ふに利あり。漢は弩に長ず、弩は緩かに戰ふに利あり。此れ自然に各〻其勢に任ずる也。然れども奇正の分るゝ所に非ず。臣、前に嘗て、番漢必ず號を變じ服を易ふるを述べたるは、奇正相生ずるの法也。馬も亦正あり、弩も亦奇あり、何の常(五)か之れ有らんや。」太宗曰く、「卿、更に細かに其術を言へ。」靖曰く、「先(六)づ之に形して、敵をして之に從はしむ、是れ其術也。」太宗曰く、「朕、之を悟れり。孫子曰く、兵に形するの極は、形なきに至ると。又曰く、形に因りて以て勝を

長於弩。弩利乎緩戰。此自然各任其勢也。然非奇正所分。臣前曾述番漢必變號易服者。奇正相生之法也。馬亦有正。弩亦有奇。何常之有哉。太宗曰。卿更細言其術。靖曰。先形之。使敵從之。是其術也。太宗曰。朕悟之矣。孫子曰。形兵之極至於無形。又曰。因形以措勝於衆。衆不能知。其此之謂乎。靖再拜曰。深乎。陛下聖慮。已思過半矣。

衆に措き、衆知る能はずと。其れ此れの謂か。」靖再拜して曰く、「深きかな、陛下の聖慮、已に思半ばに過ぎたり。」

（一）彎（蕃）兵　（二）騎馬に乘じて敵陣に奔衝す　（三）強弩を以て敵人を掎角す、掎角は足とり、つのとるの義。敵を制するをいふ　（四）孫子勢篇に見え、用兵を「戰」に作る　（五）一定して改易せざるもの　（六）先づ或形を敵に示し、敵をして之に因りて戰鬪の法を定めしめ、我は奇を以て其不意に出づ、即ち蕃漢兩兵交々號を變じ服を易へて敵に對すれば、敵は誤つて蕃兵に對するに對漢兵の戰鬪法を以てし、漢兵に對するに對蕃兵の法を以てせんとす也

太宗曰。近契丹奚皆內屬。置松漠饒樂二都督。統於安北都護。朕用薛萬徹。如何。靖曰。萬徹

太宗曰く、「近ごろ、（一）契丹、奚、皆內屬す。松漠・饒樂の二都督を置きて、安北都護に統べしむ。朕、薛萬徹を用ひんとす、如何。」靖曰く、「萬徹は阿史那社爾、（二）及び執失思力、契苾何力に如かじ、此れ皆番臣の兵を知る者也。臣嘗て、之と松漠・饒樂の山川道路、番情の逆順を言ふ、遠く西域の部落十數種に至るまで、

不レ如二阿史那社爾及執失思力契苾何力一。此皆番臣之知レ兵者也。臣嘗與レ之言二松漢饒樂山川道路番情逆順一。遠至二於西域部落十數種一。歷歷可レ信。臣教レ之以二陣法一。無レ不二點頭服一レ義。望陛下任レ之勿レ疑。若二萬徹一則勇而無レ謀。難二以獨任一。太宗笑曰。番人皆爲二卿役使一。古人云。以二蠻夷一攻二蠻夷一。中國之勢也。卿得レ之。

歷歷として信ず可し。臣、之に教ふるに陣法を以てす、點頭して義に服せざるなし。望むらくは陛下之に任じて疑ふこと勿らんを。萬徹の若きは、則ち勇にして謀なし、以て獨り任じ難し。」太宗笑つて曰く、「(四)番人皆卿が役使となる。古人云はく、(五)蠻夷を以て蠻夷を攻むるは中國の勢也と。卿之を得たり。」

(一) 共に北狄の國名　(二) 共に地名　(三) 安北は地名、都護は府名　(四) 卿よく人を選び人を知る、蕃人亦皆卿の役使する所となる　(五) 蠻夷を攻むるには蠻夷の者を以てす

太宗曰。朕觀二諸兵書一。無レ出二孫武一。孫武十三篇。無レ出二虛實一。夫用レ兵識二虛實之勢一。則無レ不レ勝焉。今諸將中。但能言二備レ實擊レ虛。及二其臨レ敵。則鮮下識二虛實一者上。蓋不レ能レ致レ人。而反爲レ敵所レ致故也。如何。卿悉爲二諸將一言二其要一。靖曰。

問對 中

太宗曰く、「朕、諸の兵書を觀るに、孫武に出づるは無く、孫武十三篇は、(一)虛實に出づるは無し。夫れ兵を用ふるに虛實(二)の勢を知れば、則ち勝たざる無し。今、諸將の中、但だ能く實に備へ(三)虛を擊つを言ふも、其の敵に臨むに及びては、則ち虛實を識る者鮮し。蓋し人を致すこと能はずして、反つて敵の爲めに致さるるが故也。如何。卿、悉く諸將の爲めに其要を言へ。」靖曰く、「先づ之に敎ふるに奇正相變ずるの術を以てし、然して後之に語るに虛實の形を以てせば可也。諸將多くは、奇を以て正となし正を以て奇となすことを知らず、且つ安んぞ虛は是れ實にして實は是れ虛なることを識らんや。」太宗曰く、「(四)之を策りて得失の計を知り、之を作して動靜の理を知り、之に形して死生の地を知り、之に角れて有餘不足の處を知るとは、此れ則ち奇正我に在り、虛實敵に在るか。」靖曰く、「(五)奇

先敎之以奇正相變之術。然後語之以虛實之形可也。諸將多不知以奇爲正以正爲奇。且安識虛是實實是虛哉。太宗曰。策之而知得失之計。作之而知動靜之理。形之而知死生之地。角之而知有餘不足之處。此則奇正在我。虛實在敵歟。靖曰。奇正者所以致

正は敵の虛實を致す所以也。敵實なれば則ち我必ず正を以てし、敵虛なれば、則ち我必ず奇を以てす。苟くも將奇正を知らずんば、則ち敵の虛實を知ると雖も、安んぞ能く之を致さんや。臣詔を奉じて、但だ諸將に敎ふるに奇正を以てせん。然して後虛實は自ら知られん。」太宗曰く、「奇を以て正となすとは、敵其奇を意へば、則ち吾、正もて之を擊つ。正を以て奇となすとは、(六)敵其正を意へば、則ち吾、奇もて之を擊つ。敵の勢をして常に虛に、我が勢をして常に實ならしむ。當に此法を以て諸將に授けて、曉り易からしむべきのみ。」靖曰く、「千章萬句、(七)人を致して人に致されざるに出でざるのみ。臣、當に此れを以て諸將に敎ふべし。」

(一) 孫武以上の書なし、(二) 虛實以外に出でず (三) 敵の實なる所に對して十分に備へ、敵の虛なる所を擊つ (四) 孫子虛實篇の語 (五) 我れ奇正によりてよく、敵の虛實を制すべしと也 (六) 敵の方にて我軍奇を以て擊つと思惟する時には我軍はその裏をかきて正を以て之を擊つ、これ奇を以て正となす也 (七) 孫子の語

敵之虛實一也。敵實則我必以レ正。敵虛則我必以レ奇。苟將不レ知二奇正一。則雖レ知二敵虛實一。安能致レ之哉。臣奉レ詔。但教二諸將一以二奇正一。然後虛實自知焉。太宗曰。以レ奇爲レ正者。敵意二其奇一。則吾正擊レ之。以レ正爲レ奇者。敵意二其正一。則吾奇擊レ之。使二敵勢常虛。我勢常實一。當下以二此法一授二諸將一使上レ易レ曉耳。靖曰。千章萬句。不レ出二乎致レ人而不一レ致二於人一而已。臣當下以レ此教中諸將上。

太宗曰。朕置二瑤池都督一。以隸二安西都護一。番漢之兵。如何處置。靖曰。天之生レ人。本無二番漢之別一。然地遠荒漠。必以二射獵一而生。由レ此常習二戰鬪一。若我恩信撫レ之。衣食周レ之。則皆漢人矣。陛下置二此都護一。臣請。

太宗曰く、「朕、瑤池(一)の都督を置き、以て安西(二)の都護(三)に隷せんとす。番漢の兵、如何か處置せん。」靖曰く、「天の人を生ずる、本と番漢の別なし。然れども地遠(四)く荒漠にして、必ず射獵を以てして生く。此れに由りて、常に戰鬪に習ふ。若し我、恩信之を撫で、衣食之を周(五)せば、則ち皆漢人なり。陛下此都護を置く。臣請ふ、漢の戍卒を收め、之を内地に處らしめ、糧饋(六)を減省せんことを。兵家(七)の所謂力を治むるの法也。但だ漢吏の番情に熟するある者を擇んで、散じて堡障を守らしめよ。此れ以て久しきを經るに足らん。或は警あるに遇ふときは、則ち漢卒出(八)でん。」太宗曰く、「孫子の言ふ所の、力を治むとは如何。」靖曰く、「近き(九)を以て遠きを待ち、佚せるを以て勞せるを待ち、飽けるを以て饑ゑたるを待つ、此

收漢戍卒。處之內地。減省糧饋。兵家所謂治力之法也。但擇漢吏之有熟蕃情者。散守堡障。此足以經久。或遇有警。則漢卒出焉。太宗曰。孫子所言治力如何。靖曰。以近待遠。以佚待勞。以飽待饑。此略言其概耳。善用兵者。推此三義。而有六焉。以誘待來。以靜待躁。以重待輕。以嚴待懈。以治待亂。以守待攻。反是則力有弗逮。非治力之術。安能臨兵哉。太宗曰。今人。習孫子者。但誦空文。鮮克推廣其義。治力之法。宜徧告諸將。

れ略して其槪を言ふのみ。善く兵を用ふる者は、此三義を推して六つあり、(一一)誘を以て來るを待ち、靜なるを以て躁かしきを待ち、重きを以て輕きを待ち、嚴なるを以て懈れるを待ち、治まれるを以て亂れたるを待ち、守るを以て攻むるを待つ。是れに反すれば、則ち力逮ばざるあり。力を治むるの術に非ずんば、(一二)安んぞ能く兵に臨まんや。」太宗曰く、「今人、孫子を習ふ者、但だ空文を誦し、(一三)克く其義を推し廣むること鮮し。力を治むるの法、宜しく徧く諸將に告ぐべし。」

㊀ 地名　㊁ 地名　㊂ 隷屬　㊃ 番人に也　㊄ 用叡せば　㊅ 漢の戍卒の用ふる糧食を減じて國用となす　㊆ 孫子の言也　㊇ 出でて之を禦たん　㊈ 近・佚・飽は我につきていひ、遠・勞・饑は敵につきていふ　㊉ 大槪、槪略　(一一) 力を治むるの法又六あり　(一二) 身まづ自ら懈す、安んぞ能く敵兵に臨まん

太宗曰。舊將

太宗曰く、「舊將老卒は、凋零して殆んど盡き、諸軍新に置けるは、(一)陳敵を經

老卒凋零殆盡。諸軍新置不練陣敵。今教以何道爲要。靖曰。臣嘗教士。分爲三等。必先結伍法。伍法既成。授之軍校。此一等也。軍校之法。以一爲十。以十爲百。此一等也。授之裨將。裨將乃總諸校之隊。聚爲陣圖。此一等也。大將察此三等之教。於是大閱。稽考制度。

す。今、教ふるに何の道を以て要となさん。」靖曰く、「臣嘗て士に教ふるに、分ちて三等となす。必ず先づ伍法(一)を結ぶ、伍法既に成りて、之を軍校に授く、此れ一等也。軍校(二)の法は、一を以て十となし、十を以て百となす、此れ一等也。之を(三)裨將(四)に授く、裨將乃ち諸校の隊を總べ、聚めて陳圖をなす、此れ一等也。大將、此三等の教を察し、是に於て大に閲し、制度を稽考(五)し、奇正を分別し、衆に誓ひ罰を行ふ。陛下、高きに臨んで之を觀よ、施すとして可ならざる無からん。」太宗曰く、「伍法數家(六)あり、孰れの者を要とせん。」靖曰く、「臣按ずるに、春秋左氏傳に云ふ、偏(七)を先にして伍を後にすと。又司馬法に曰く、五人を伍となすと。尉繚子に束伍(八)の令あり。漢の制に尺籍伍符(九)あり。後世の符籍は、紙(一〇)を以て之を爲る、是に於て其制を失ふ。臣、其法を酌んで、五人よりして、變じて二十五人となし、二十五人よりして、變じて七十五人となす、此れ(一一)則ち歩卒七十二人、甲士三人の制也。車を舍て騎を用ふれば、則ち二十五人は八馬に當る、此れ則ち五兵(一二)

分ニ別奇正一。誓ㇾ衆行ㇾ罰。陛下臨ㇾ高觀ㇾ之。無ㇾ施不ㇾ可。太宗曰。伍法有ニ數家一。孰者爲ㇾ要。靖曰。臣按。春秋左氏傳云。先ㇾ偏後ㇾ伍。又司馬法曰。五人爲ㇾ伍。尉繚子有ニ束伍令一。漢制有ニ尺籍伍符一。後世符籍以ㇾ紙爲ㇾ之。於ㇾ是失ニ其制一矣。臣酌ニ其法一。自ニ五人一而變爲ニ二十五人一。自ニ二十五人一而變爲ニ七十五人一。此則步卒七十二人甲士三人之制也。舍ㇾ車用ㇾ騎。則二十五人當ニ八馬一。此則五兵五當之制也。是則諸家兵法。唯伍法爲ㇾ要。小ニ列之一五人。大ニ列之一二十五人。參ニ列之一七十五人。又伍ニ參其數一。得ニ三百七十五人一。三百人爲ㇾ正。六十人爲ㇾ奇。此則百五十人分爲ニ二正一。而三十人分爲ニ二奇一。蓋左右等也。穰苴所謂五人爲ㇾ伍。十伍爲ㇾ隊。至ㇾ今因ㇾ之。此其要也。

五當の制也。是れ則ち諸家の兵法、唯だ伍法を要となすなり。之を小列すれば五人、之を大列すれば二十五人、之を參列すれば七十五人、又其數を伍參すれば、三百七十五人を得。三百人を正となし、六十人を奇となす、此れ則ち百五十人づつ分ちて二正となして、三十人づゝ分ちて二奇となす、蓋し左右等しき也。穰苴の所謂、五人を伍となし、十伍を隊となす、今に至るまで之に因る、此れ其要也。

(一) 戰陣對敵の譬喩なし (二) 五人を一伍とす (三) 軍校士に教ふるの法。一伍積み成りて十伍に教ふ、十伍積み成りて百伍に教ふる也 (四) 副將 (五) 考へ (六) 伍法に就ては數兵家の說あり (七) 偏は車戰なり古へは車十五乘を以て一偏とす、偏を以て先に置きて伍卽ち之に隨ふ也 (八) 隊伍を約束するの令 (九) 一尺の板を作り、其功を錄したるものの名を記す、之を尺籍といふ、伍符とは五人を以て伍となし一符を共にする也 (一〇) 古への符籍は竹にて作りし也 (一一) 古への車一乘の制也 (一二) 司馬法の制

太宗曰。朕與二李勣一論レ兵。多同二卿說一。但勣不レ究二出處一爾。卿所レ制六花陣法。出二何術一乎。靖曰。臣所レ本諸葛亮八陣法也。大陣包二小陣一。大營包二小營一。隅落鉤連。曲折相對。古制如レ此。臣爲レ圖因レ之。故外畫二之方一。內環二之圓一。是成二六花一。俗所レ號爾。太宗曰。內圓外方何謂也。靖曰。方

太宗曰く、「朕、李勣と兵を論ずるに、多くは卿の說と同じ。但だ勣は出處を究めざるのみ。卿が制する所の六花の陣法は、何の術にか出づる。」靖曰く、「臣の本づく所は、諸葛亮の八陣の法也。(一)大陣は小陣を包ね、大營は小營を包ね、隅落(二)鉤連し、曲折相對す。古制此の如し。臣、圖を爲ること之に因る。故に外之を方に畫し、內之を圓に環らす。是れ六花を成す。(三)俗の號する所のみ。」太宗曰く、「內圓に外方とは何の謂ぞや。」靖曰く、「方は步に生じ、圓は奇に生ず。方は其步を矩する所以、(四)圓は其旋を綴る所以。(五)是を以て、步數は地に定まり、(六)行綴は天に應ず。步定まり綴齊へば則ち變化して亂れず。八陣を六となすは、武侯の舊法(七)なり。」太宗曰く、「方を(八)畫して以て步を見はし、(九)圓を點じて以て兵を見はす。步は足の法を敎へ、兵は手の法を敎ふ。手足便利ならば、思半ばに過ぎんか。」靖曰く、「吳起云ふ、絕えて而も離れず、卻いて而も散ぜずと。此れ步法也。士を敎ふるは、猶ほ(一〇)碁を盤に布くがごとし、若し畫せる路なくんば、碁安んぞ之を

生ニ於步一。圓生ニ於奇一。方所三以矩ニ其步一。圓所三以綴ニ其旋一。是以步數定ニ於地一。行綴應ニ於天一。步定綴齊。則變化不レ亂。八陣爲レ六。武侯之舊法焉。太宗曰。畫レ方以見レ步。點レ圓以見レ兵。步教ニ足法一。兵教ニ手法一。手足便利。思過レ半乎。靖曰。吳起云。絕而不レ離。卻而不レ散。此步法也。教レ士猶レ布ニ

用ひん。孫子(一一)曰はく、地、度を生じ、度、量を生じ、量、數を生じ、數、稱を生じ、稱、勝を生ず。勝兵は鎰を以て銖を稱るが如く、敗兵は銖を以て鎰を稱るが如しと。皆度量方圓より起る也。」太宗曰く、「深きかな孫武の言。地の遠近、形の廣狹を度らずんば、則ち何を以てか其節(一二)を制せんや。」靖曰く、「庸將は能く其節を知る者罕也。善く(一三)戰ふ者は、其勢險しく、其節短し。勢は弩を彍るが如く、節は機を發するが如しと。臣、其術を修む。凡そ隊を立つるに、相去ること各十步、駐隊(一四)は師隊を去ること二十步、一隊を隔つるごとに、一戰隊を立つ。前進は五十步を以て節となす。角の一聲に、諸隊皆散立し、十步の內を過ぎず。第四の角聲に至りて、鎗を籠めて跪坐す。是に於て之に鼓して、三たび呼んで三たび擊つ、三十步より五十步に至りて、以て敵の變を制す。馬軍、背より出づるも、亦五十步を以てし、時に臨んで節止す。正を前にし奇を後にして、敵の如何を觀る。再び之に鼓すれば、則ち奇を前にし正を後にす。復た敵の來るを邀

棊於盤。若無畫路。棊安用之。孫子曰。地生度。度生量。量生數。數生稱。稱生勝。勝兵若以鎰稱銖。敗兵若以銖稱鎰。皆起於度量方圓也。太宗曰。深乎孫武之言。不度地之遠近。形之廣狹。則何以制其節乎。靖曰。庸將知能知其節者也。善戰者。其勢險。其節短。勢如彍弩。節如發機。臣修其術。凡立隊。相去各十步。駐隊去師隊二十步。每隔一隊。立一戰隊。前進以五十步為節。角一聲。諸隊皆散立。不過十步之內。至第四角聲。籠鎗跪坐。於是鼓之。三呼三擊。三十步至五十步。以制敵之變。馬軍從背出。亦以五十步臨時節止。前正後奇。觀敵如何。再鼓之。則前奇後正。復邀敵來。伺隙擣虛。此六花大率皆然也。

へ、隙を伺ひ虚を擣く。此れ六花の大率皆然る也。

(一) 孔明八陣の法を述ぶ、外より見れば只一陣なれども、大陣の中に小陣を包み、大營の中に小營を包む、大に列すれば九軍となり、小に列すれば一軍を分ちて九軍となる、九九八十一の小陣あり、八十一の小營あり (二) 四隅四隣相鈎連して斷絕せず、一曲一折皆相對して整齊也 (三) 形六出の花に似たる故に俗に斯く號するのみ (四) ただし齊ふ (五) つゞけて斷たざらしむ (六) 地は方、天は圓 (七) 諸葛孔明 (八) 足の歩は方正なるべし、卽ち、外を方に盡しては彼の足に在るを現はす也 (九) 手に兵器を執るは圓轉なるべし、卽ち、內を圓にしては兵の手に在るを現はす也 (十) 碁石 (十一) 孫子形篇の文 (十二) 節度を制御する能はず (十三) 孫子勢篇の語 (十四) 駐隊は車乘を衆ぬるもの、師隊は跳盪の騎兵。前に見ゆ

太宗曰。曹公

太宗曰く、「曹公の新書に云ふ、陳を作し敵に對するに、必ず先づ表を立て(一)、兵

新書曰。作陳對敵。必先立表。引兵就表而陳。一部受敵。餘部不進救者斬。此何術乎。靖曰。臨敵立表非也。此但教戰時法耳。古人善用兵者。教正不教奇。驅衆若驅羣羊。與之進。與之退。不知所之也。曹公驕而好勝。當時諸將奉新書者。莫敢攻其短。且臨敵立表。無

を引き表に就きて陳せしむ、一部、敵を受くるに、餘部、進んで救はざる者は斬ると。此れ何の術ぞや。」靖曰く、「敵に臨んで表を立つるは非也、此れ但だ戰を教ふる時の法のみ。古人の善く兵を用ふる者は、正を教へて、(三)奇を教へず、衆を驅ること、羣羊を驅るが如く、之と進み之と退き、(四)之く所を知らざる也。曹公、驕にして勝つことを好む。當時の諸將の新書を奉ずる者、敢て其短を攻むる莫し。且つ敵に臨んで表を立つるは、無乃晩からんか。臣、竊に陛下が製する所の破陣(五)樂舞を觀るに、前に四表を出し、後に八旛を綴ね、(七)左右折旋、趨步金鼓、各其節あり、此れ即ち八陣(六)の圖、四頭八尾の制也。(八)人間、但だ樂舞の盛んなるを見るのみ、豈に軍容の斯くの如くなるを知る有らんや。」太宗曰く、「昔、漢の高帝、天下を定めて、歌つて云はく、安んぞ猛士を得て四方を守らしめんと。蓋し兵法は意を以て授く可く、語を以て傳ふ可からず。朕、破陣樂舞を爲る、唯だ卿已に(九)其表を曉る。後世、其れ我が苟くも作らざることを知らん。」

乃曉乎。臣竊觀二陛下所レ製破陣樂舞一。前出二四表一。後綴二八幡一。左右折旋。趨步金鼓。各有二其節一。此即八陣圖。四頭八尾之制也。人間但見二樂舞之盛一。豈有レ知二軍容如レ斯焉。太宗曰。昔漢高帝定二天下一歌云。安得二猛士一兮。守二四方一。蓋兵法可二以レ意授一。不レ可二以レ語傳一。朕爲二破陣樂舞一。唯卿已曉二其表一矣。後世其知三我不二苟作一也。

(一)しるし　(二)將吏をして　(三)奇は時に臨んで變を用ふるもの、豈一定の法の教ふべきあらんや　(四)而も衆其の之く所を知らず　(五)唐の太宗既に天下を定めての後、之を作りて以て軍容の盛を寓せし舞樂也　(六)四つの表柱　(七)或は左し或は右し、曲折旋轉、疾く趨り緩く步み、金を鳴らし鼓を撃つ、これ皆坐作進退の節也。趨は趨の俗字　(八)世間の人は　(九)其意を不言の表に曉る

太宗曰。方色五旗爲レ正乎。旛麾折衝爲レ奇乎。分合爲レ變。其隊數曷爲レ得レ宜。靖曰。臣參用二古法一。凡三隊合則旗相倚而不レ交。五隊合則

太宗曰く、「方色の五旗(一)を正となすか、旛麾の折衝(二)を奇となすか、分合して變を爲す、其隊數曷をか宜しきを得るとなす。」靖曰く、「臣、參へて古法を用ふ。凡そ三隊合ふときは、則ち旗相倚りて而も交はらず、五隊合ふときは、則ち兩旗交はる。十隊合ふときは、則ち五旗交はる。角を吹きて五交の旗を開くときは、則ち一復た散じて十となる、二交の旗を開くときは、則ち一復た散じて五となる、相倚り(三)て交はらざるの旗を開くときは、則ち一復た散じて三となる。兵散ずると

兩旗交。十隊合。則五旗交。吹レ角開二五交之旗一。則一復散而爲レ十。開二二交之旗一。則一復散而爲レ五。開二相備不レ交之旗一。則一復散而爲レ三。兵散則以レ合爲レ奇。合則以レ散爲レ奇。三令五申。三散三合。復歸二於正一。四頭八尾乃可レ教焉。此隊法所レ宜也。太宗稱レ善。

きは、則ち合を以て奇となし、合するときは、則ち散を以て奇となす。(四)三たび令し五たび申ね、三たび散じ三たび合し、復た正に歸す、四頭八尾乃ち教ふ可し。(五)此れ隊法の宜しき所也。」太宗、善しと稱す。

(一) 東西南北中央の五方各一旗一色　(二) 曲折交衝　(三) 合して一となりし者　(四) 散亦正となり合を以て奇とす　(五) 孫子の兵法也

太宗曰。曹公有二戰騎陷騎遊騎一。今馬軍何等比乎。靖曰。臣按二新書一云。戰騎居レ前。陷騎居レ中。遊騎居レ後。如レ此

太宗曰く、「曹公に戰騎、陷騎、遊騎あり、今の馬軍は何等の比ぞや。」靖曰く、「臣新書を按ずるに、云はく、戰騎は前に居り、陷騎は中に居り、遊騎は後に居る。此の如きは、則ち是れ各名號を立て、(一)分ちて三類となすのみ。大抵騎隊八馬は車徒二十四人に當り、二十四騎は車徒七十二人に當る。此れ古制也。(二)車徒は常に教ふるに正を以てすべく、(三)騎隊は當に教ふるに奇を以てすべし。曹公に據れば、

則是各立二名號一。分爲二三類一爾。大抵騎隊八馬當二車徒二十四人一。二十四騎當二車徒七十二人一。此古制也。車徒當二教以レ正。騎隊當二教以レ奇。據二曹公一。前後及中。分爲二三覆一。不レ言二兩廂一。擧二一端一言也。後人不レ曉二三覆之義一。則戰騎必前。於二陷騎遊騎一。如何使用。臣熟用二此法一。回レ軍轉レ陣。則遊騎當レ前。戰騎當レ後。陷騎臨レ變而分。皆曹公之術也。太宗笑曰。多少人爲二曹公一所レ惑。

前後及び中、分ちて三覆(四)となし、兩廂(五)を言はざるは、一端を擧げて言ふ也。後人三覆の義を曉らざれば、則ち戰騎必ず前ならしむ、陷騎遊騎に於て、如何か使ひ用ひん。臣、熟〻此法を用ひて、軍を回し陣を轉ずるときは、則ち遊騎は前に當て、戰騎は後に當て、陷騎は變に臨んで分つ。皆、曹公の術也。」太宗、笑つて曰く、「多少(六)の人、曹公の爲めに惑はさる。」

(一) 同一の馬騎に三つの名をつけて (二) 車は易地に利あり、奇を出すべからず、故に正を敎ふべし (三) 騎は突戰に利あり、且つ以て險を行ふべし、故に奇を敎ふべし (四) 覆は覆轉の義 (五) 左右の軍 (六) 當時世の多くの人々は

太宗曰。車步騎三者一法也。其用在レ人

太宗曰く、「車步騎の三つの者は一法也。其用、人に在りや。」(二) 靖曰く、「臣按ずるに、春秋の魚麗(一)の陳に、偏を先にし伍を後にす。此れは則ち車步にして騎な

乎。靖曰。臣按。春秋魚麗陣。先偏後伍。此則車歩無騎。謂之左右拒。言拒禦而已。非取出奇勝也。晉荀吳伐狄。舍車爲行。此則騎多爲便。唯務奇勝。非拒禦而已。臣均其術。一馬當三人。車歩稱之。混爲一法。用之在人。敵安知吾車果何出。騎果何來。徒果何從哉。或潜九地。或動九天。其知如神。唯陛下有焉。臣何足以知。

し。之を左右の拒と謂ふは、拒禦するのみにして、奇を出して勝つことを取るに非ざるを言ふ也。晉の荀吳、狄を伐つとき、車を捨てゝ行を爲す。此れは則ち騎多きを便となす。唯だ奇勝(三)を務む、拒禦するのみに非ず。臣、其術(四)を均しくするに、一馬は三人に當り、車歩之に稱ひ、混じて一法となす。之を用ふること人に在り。敵安んぞ吾が車果して何れより出で、騎果して何れより來り、徒(五)果して何れより從てするを知らんや。或は九地に潜み、或は九天に動き、其知神の如きは、唯だ陛下あり。臣、何ぞ以て之を知るに足らんや。」

(一) 人によりて甲乙ありや　(二) 春秋に鄭の莊公此陣法を造りて以て王師を拒ぐこと見ゆ　(三) 奇を出して勝を取る　(四) 均しく其術を用ひて一法となす　(五) 歩兵

太宗曰。太公

太宗曰く、(一)太公の書に云はく、地、方六百歩、或は六十歩、(二)十二辰を表すと。

書云。地方六百步。或六十步。表二十二辰一。其術如何。靖曰。畫レ地方一千二百步。開方之形也。每レ部占レ地二百二十步之方。橫以二五步一立二一人一。縱以二四步一立二一人一。凡二千五百人。分二五方一。空地四處。所謂陳閒容レ陳者也。武王伐レ紂。虎賁各掌二三千人一。每レ陳六千人。共三萬之

其術如何。」靖曰く、「地を畫すること方一千二百步、開方の形なり。部ごとに地を占むること、二十步の方なり。橫に五步を以て一人を立て、縱に四步を以て一人を立つ。凡そ二千五百人、(三)五方に分つ。空地四處あり、所謂陳閒に陳を容るる者也。武王、紂を討つとき、(四)虎賁各三千人を掌り、陳ごとに六千人、共に三萬の衆なり。此れ太公畫地の法也。」太宗曰く、「卿が六花の陳は、地を畫すること幾何ぞや。」靖曰く、「大閱の地、方千二百步は、其義六陳各地四百步を占め、分ちて東西の兩廂となし、空地一千二百步は、教戰の所となす。臣嘗て士三萬を教ふるに、陳ごとに五千人、其一を以て營の法となし、五を方圓曲直銳の形となし、陳ごとに五變し、凡て二十五變にして止む。」太宗曰く、「(五)五行の陳は如何。」靖曰く、「本と(六)五方の色に因りて、此名を立つ。方圓曲直銳は、實に地形に因りて然らしむ。凡そ、軍、素より此五つの者を習はずんば、安んぞ以て敵に臨む可けんや。(七)兵は詭道也、故に強ひて五行と名づけ、(八)之を文るに(九)術數相生

衆。此太公畫地之法也。太宗曰。卿六花陣。畫ㇾ地幾何。靖曰。大閱地。方千二百步者。其義六陣。各占ニ地四百步ー。分爲ニ東西兩廂ー。空地一千二百步。爲ニ敎戰之所ー。臣嘗敎ニ士三萬ー。每ㇾ陣五千人。以ニ其一ー爲ニ營法ー。五爲ニ方圓曲直銳之形ー。每ㇾ陣五變。凡二十五變而止。太宗曰。五行陣如何。靖曰。本因ニ五方色ー立ニ此名ー。方圓曲直銳。實因ニ地形ー使ㇾ然。凡軍不ニ素習ニ此五者ー。安可ニ以臨ㇾ敵乎。兵詭道也。故强名ニ五行ー焉。文ㇾ之以ニ術數相生相尅之義ー。其實兵形象ㇾ水。因ㇾ地制ㇾ流。此其旨也。

相尅の義を以てす。其實は、兵の形(一〇)は、水、地に因りて流を制するに象る(一一)、此れ其旨也。」

(一)太公望　(二)星辰　(三)東西南北中央　(四)虎賁の士、前に見ゆ　(五)木火土金水　(六)青赤黃白黑　(七)兵家故意に神秘の說を爲して人を欺き、知り易からざらしむと也　(八)こと〴〵しく聞ゆるやう樣々に名をつけると也　(九)相生は金は水を生じ、水は木を生じ、木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生ずる也、相尅は、金木に尅ち、木は土に尅ち、土は水に尅ち、水は火に尅ち、火は金に尅つ也　(一〇)孫子の格言也　(一一)地形次第に流れて一而らず、五行の陣も方圓曲直銳も皆斯の如しと也

太宗曰。李勣言。牝牡方圓伏兵法。古有ニ是法ー否。靖曰。牝牡之法出ニ

太宗曰く。「李勣言ふ、牝牡方圓は伏兵の法なりと。古に是法ありや否や。」靖曰く「牝牡の法は、俗傳に出づ、其實は陰陽の二義のみ。臣、按ずるに、范蠡云ふ(一二)、後には則ち陰を用ひ、先には則ち陽を用ふ、敵の陽節を盡し、吾が陰節を盈

於俗傳。其實陰陽二義而已。臣按。范蠡云。後則用陰。先則用陽。盡敵陽節。盈吾陰節而奪之。此兵家陰陽之妙也。范蠡又云。設右爲牝。益左爲牡。早晏以順天道。此則左右早晏。臨時不同。在乎奇正之變者也。左右者人之陰陽。早晏者天之陰陽。奇正者天人相變

て、之を奪ふと。此れ兵家陰陽の妙也。范蠡又云ふ、右に設くるを牝となし、左に益すを牡となす、(二)早晏以て天道に順ふと。此れは則ち左右早晏、時に臨んで同じからず、奇正の變に在る者也。左右は人の陰陽、早晏は天の陰陽、奇正は天人相變ずるの陰陽なり。(三)若し執して變ぜざれば、則ち陰陽俱に廢す、如何ぞ牝牡の形のみを守らん。故に之を形する者は、(四)奇を以て敵に示す、吾が正に非ざる也。之に勝つ者は、正を以て敵を撃つ、吾が奇に非ざる也。此れを奇正相變ずと謂ふ。兵の伏するは、山谷に止らず、草木に伏藏するも、伏たる所以なり。其正は山の如く、其奇は雷の如し。故に、敵、(五)面を對すと雖も、我が奇正の在る所を測る莫し。此に至りては夫れ何の形か之れ有らんや。」

(一) 先は陽を用ひて敵に示し、後は陰を用ひて敵を制す、敵の陽氣衰へてその虛あるに乘じ、吾が陰氣の充溢して盛なるを以て之を奪ふ (二) 早は日の出。晏は日のくれ (三) 固執拘泥して (四) 奇正を凡て奇兵正兵として解すべし。吾が正をば敵には奇と見せ、我が奇兵をば敵には正兵と見さす、奇正互に相變ずるが故に、彼以て形ありとして而も吾實は未だ始めより形あらざる也 (五) 正面に相對す

之陰陽。若執而不レ變。則陰陽俱廢。如何守ニ牝牡之形一而已。故形レ之者以レ奇示レ敵。非ニ吾正一也。勝レ之者以レ正擊レ敵。非ニ吾奇一也。此謂ニ奇正相變一。兵伏者不レ止ニ山谷草木伏藏一。所ニ以爲一レ伏也。其正如レ山。其奇如レ雷。敵雖レ對レ面。莫レ測ニ吾奇正所一レ在。至レ此夫何形之有哉。

太宗曰。四獸之陣。又以ニ商羽徵角一象レ之。何道也。靖曰。詭道也。太宗曰。可レ廢乎。靖曰。存レ之所ニ以廢一レ之也。若廢而不レ用。詭愈甚焉。太宗曰。何謂也。靖曰。假レ之以ニ四獸之陣。及天地風雲之號一。又加ニ商金羽水徵火角木之

太宗曰く、「四獸(一)の陣、又、商(二)羽徵角を以て之に象るは、何の道ぞや。」靖曰く、「詭道也。」太宗曰く、「廢す可きか。」靖曰く、「之を存するは、能く之を廢する所以也。若し廢して用ひずんば、詭愈〻甚しからん。」太宗曰く、「何の謂ぞや。」靖曰く、「之を假るに四獸の陣、及び天地風雲の號を以てし、又、商(三)金、羽水、徵火、角木の配を加ふ、此れ皆兵家の古よりの詭道なり。之を存するときは、則ち餘詭、復た増さじ、之を廢するときは、則ち貪を使ひ愚を使ふの術、何によりてか施さんや。」太宗、良久しうして曰く、「卿宜しく之を祕すべし、外に泄らすこと無かれ。」

(一) 龍虎鳥蛇　(二) 四音　(三) 商は西方の音也、故に金に配す。羽は北方の音なり、故に水に配す。徵は南方の音也、故に火に配す。角は東方の音也、故に木に配す

配一。此皆兵家自レ古詭道。存レ之則餘詭不二復增一矣。廢レ之則使レ貪使レ愚之術。從レ何而施哉。太宗甚久曰。卿宜レ祕レ之。無レ泄二於外一。

太宗曰。嚴刑峻法使二人畏一レ我而不レ畏レ敵。朕甚惑レ之。昔光武以二孤軍一當二王莽百萬之衆一。非下有二刑法一臨上レ之。此何由乎。靖曰。兵家勝敗情狀萬殊。不レ可下以二一事一推上也。如三陳勝吳廣敗二秦師一。豈勝廣刑法能加二於秦一乎。光武之

太宗曰く、「嚴刑峻法は人をして我を畏れて敵を畏れざらしむと。朕、甚だ之に(二)惑ふ。昔(三)光武は孤軍を以て王莽が百萬の衆に當る。刑法ありて之に臨めるに非んば、此れ何に由れるか。」靖曰く、「兵家の勝敗は、情狀萬殊なり、一事を以て推す可からざる也。陳勝・吳廣が秦の師を敗るが如き、豈に勝・廣が刑法、能く秦に加へんや。(四)光武の起るは、蓋し人心の(五)莽を怨むに順ふ也。況んや又、(六)王尋、王邑、兵法を曉らず、徒に兵の衆きに誇る、自ら敗るゝ所以なり。臣按ずるに、孫子曰く、卒未だ親附せずして之を罰すれば則ち服せず、已に親附して罰行はれざれば則ち用ふ可からずと。此れ凡そ將先づ愛の上に結ぶありて、然して後以て刑を嚴にす可きを言ふ也。若し愛未だ加へずして獨り峻法をのみ用ひば、克く濟すこと鮮からん。」太宗曰く、「(七)尚書に云はく、威、厥愛に克てば、允

起。蓋順二人心之怨一レ莽也。況又王尋王邑不レ曉二兵法一徒誇二兵衆一。所三以自敗一。臣按。孫子曰。卒未二親附一而罰レ之。則不レ服。已親附而罰不レ行則不レ可レ用。此言下凡將先有三愛結二於士一然後可中以嚴上レ刑也。若愛未レ加。而獨用二峻法一。則鮮二克濟一焉。

太宗曰。尚書云。威克二厥愛一允濟。愛克二厥威一允罔レ功。何謂也。靖曰。愛設二於先一。威設二於後一。不レ可レ反レ是也。若威加二於前一。愛救二於後一。無レ益二於事一矣。尚書所三以愼二戒其終一。非レ所三以作二謀於始一也。故孫子之法萬代不レ刊。

に濟す、愛、厥威に克てば、允に功罔しと。何の謂ぞや。」靖曰く、「愛は先に設け、威は後に設く、是れに反す可からざる也。若し威、前に加へ、愛、後に救はば、事に益なからん。尚書は、其終を愼戒する所以、謀を始めに作す所以に非ざる也。故に、孫子の法は、萬代刊らず。

(一) 一本、これより以下を「問對下」とす　(二) 此言につきて疑惑す　(三) 後漢の帝　(四) 秦よりも優らんや　(五) 王莽　(六) 共に王莽の將　(七) 風征篇に出づ　(八) 永世に刊り改むべからず

太宗曰。卿平二蕭銑一。諸將皆欲下籍二僞臣家一以賞中士卒上。獨卿不レ從。以爲。

太宗曰く、「卿、蕭銑(一)を平げしとき、諸將、皆、僞臣の家(二)に籍りて、以て士卒を賞せんと欲す、卿獨り從はず、以爲へらく、蒯通(三)、漢に戮せられず、既にして江漢歸順すと。朕、是れに由りて思ふ、古人言へるあり、曰く、文は能く衆を附

蒯通不ㇾ戮ニ於漢一。既而江漢歸順。朕由ㇾ是思。古人有ㇾ言。曰。文能附ㇾ衆。武能威ㇾ敵。其卿之謂乎。靖曰。漢光武平ニ赤眉一。入ニ賊營中一按行。賊曰。蕭王推ニ赤心於人腹中一。此蓋先料ニ人情本非ㇾ爲ㇾ惡。豈不ニ豫慮一哉。臣頃討ニ突厥一。總ニ番漢之衆一。出ㇾ塞千里。未ㇾ嘗戮ニ一楊干一斬中一莊賈上。亦推ニ

け、武は能く敵を威すと、其れ卿の謂か。」靖曰く、「漢の光武、赤眉を平げ、賊の營中に入りて(四)按じて行く、賊曰く、蕭王、赤心を人の腹中に推すと。此れ蓋し、先づ人情は本惡を僞すに非ざるを料れるなり、豈に豫め慮らざらんや。臣、頃、突厥を討ずるに、番漢の衆を總べて、塞を出づること千里、未だ嘗て一の(五)楊干を戮し、一の(六)莊賈を斬らず、亦、赤誠を推し至公を存するのみ。陛下、過ち聽きて、臣を擢んづるに不次の位を以てす、(七)文武に於けるが若きは、則ち何ぞ敢て當らん。」

(一) 蕭銑は梁の後なり、羅川の令となる、隋恭帝義寧元年兵を巴陵に起し自ら梁王と稱す、唐武德四年討ちて之を平ぐ (二) 家財を沒收して (三) 本名は徹、武帝の諱を避けて通といふ、韓信に說きしも信從はず、後信謀反の名を以て殺さるゝや、通亦捕へらる、高祖之を殺さんとせしも、通の言理あるを以て之を赦せり (四) 衛を撤へて徐行す、後漢書光武紀によるに、此事は光武が銅馬諸賊を降せし時の事也、時に光武更始の封を受けて蕭王たりし也 (五) 晉悼公の弟なり、行を曲梁に亂る、大夫魏絳其僕を戮す (六) 齊の田穰苴の監軍なり、期して後れて至る、穰苴之を斬る。此二人の類の如き者を殺戮せずと也 (七) 文は能く衆を附け武は能く敵を威すと言ふが如き事は

亦誠ニ存ニ主公一而已矣。陛下過聽。擢レ臣以ニ不次之位一。著ニ於文武一。則何敢當。

太宗曰。昔唐儉使ニ突厥一。卿因擊而敗レ之。人言。卿以レ儉爲ニ死間一。朕至レ今疑焉。如何。靖再拜曰。臣與レ儉比レ肩事レ主。料ニ儉說一。必不レ能ニ柔服一。故臣因縱レ兵擊レ之。所下以去ニ大患一不上レ顧ニ小義一也。人謂ニ以レ儉爲ニ死間一。非ニ臣之心一。按孫子用間。最爲ニ下

太宗曰く、「昔唐儉（一）、突厥に使す、卿、因りて擊つて之を敗る。人は言ふ、卿、儉を以て死間（二）となすと。朕、今に至るまで疑ふ。如何」と。靖再拜して曰く、「臣、儉と肩を比べて主に事ふ、儉が說を料るに、必ず柔服（三）すること能はじと、故に臣、因りて兵を縱ちて之を擊つ、大患を去るに小義を顧みざる所以也。人、儉を以て死間となすと謂ふは、臣の心に非ず。按ずるに、孫子、用間を最も下策となす。或は間を用ひて以て功を成し、或は間を憑みて以て傾敗す。若し束髮（四）して君に事へ、朝に當りて色を正しうし、忠以て節を盡し、信以て誠を竭さば、善間ありと雖も、安んぞ用ふ可けんやと。唐儉（五）は小義なり。陛下何ぞ疑はん」と。太宗曰く、「誠なるかな、仁義に非ざれば間を使ふこと能はずとは。此れ豈に纖人（六）の爲す所ならん

策。臣嘗著論其末云。水能載舟。亦能覆舟。或用間以成功。或憑間以傾敗。若束髮事君。當朝正色。忠以盡節。信以竭誠。雖有善間。安可用乎。唐儉小義。陛下何疑。太宗曰。誠哉。非仁義不能使間。此豈纖人所為乎。周公大義滅親。況一使人乎。灼無疑矣。

や。(七)周公、大義には親を滅す、況んや一の使人をや。灼かにして疑なし。」

㈠ 貞觀四年、鴻臚卿唐儉を突厥に使せしむ、然るに儉往きて說くも突厥を服すること能はざるを料り因りて儉の往きて突厥の油斷せる隙に乘じ之を擊てりと也 ㈡ 必死の間者 ㈢ 突厥の心を ㈣ 大臣の忠誠を以て君に信ぜらる、あらば間も用ふべきなしと也 ㈤ 唐儉を死地に置けるは不義なれども甚だ小なる事也 ㈥ 小人 ㈦ 周公旦其の弟の叛けるを誅ちしをいふ

太宗曰。兵貴為主。不貴為客。貴速不貴久。何也。靖曰。兵不得已而用之。安在為客且久哉。孫子曰。遠輸則百姓貧。此為

太宗曰く、「兵は主たることを貴んで、客たることを貴ばず、速なることを貴んで、久しきを貴ばずとは、何ぞや。」靖曰く、「兵は已むことを得ずして之を用ふ、安んぞ客たり且つ久しきに在らんや。(一)孫子曰く、(二)遠く輸せば、則ち百姓貧しと。此れ客たるの弊なり。又曰く、役は再び籍せず、糧は三たび載せずと。此れ久しうす可からざるの驗なり。臣、主客の勢を(三)較量するに、則ち客を變じて主となし、主を變じて客となすの術あり。」太宗曰く、「何の謂ぞや。」靖曰く、

客之繁也。又曰。役不再籍。糧不三載。此不可久之驗也。臣較量主客之勢。則有變客爲主。變主爲客之術。太宗曰。何謂也。靖曰。因糧於敵。是變客爲主也。飽能饑之。佚能勞之。是變主爲客也。故兵不拘主客遲速。唯發必中節。所以爲宜。太宗曰。古人有諸。靖曰。昔越

一糧(四)に敵に因るは、是れ客を變じて主となす也、飽(五)けば能く之を饑やし、佚すれば能く之を勞するは、是れ主を變じて客となす也。故に、兵は主客遲速に拘らず、唯だ發して必ず節に中る、宜しとなす所以なり。」太宗曰く、「古人これ有りや。」靖曰く、「昔、越(六)、吳を伐ち、左右の二軍を以て、鼓を鳴らして進む。吳、兵を分ちて之を禦ぐ。越、中軍を以て潛に涉り、鼓せずして襲うて吳の師を敗る。此れ客を變じて主となすの驗也。石勒(七)、姫澹と戰ふ。澹が兵遠く來る。勒、孔萇をして前鋒となり、逆へ擊たしむ。孔萇退き走り、澹來り追ふ。勒伏兵を以て夾みて之を擊つ。澹が軍大に敗る。此れ勞(八)を變じて佚となすの驗也。古人、此の如き者多し。」

(一) 作戰篇の語　(二) 糧食器用等を遠く運べば　(三) 比べ量るに、主たる者常に一定の主たる勢なく、客たる者常に一定の客たる勢なし、故に主客各々互變するの術ある也　(四) 我軍の糧を敵地より採り貢れば、敵國に在りといへども國境の内にあるが如ければ也　(五) 敵飽けば手段を盡して之を饑やし、敵安佚すれば、之を勞せしむ　(六) 越は客たり吳は主たり　(七) 後趙の石勒　(八) 始めには逆へ擊つは勞なり、後に伏兵を以て敵を擊つは佚なり、是れ勞を變じて佚となすなり

伐レ呉。以二左右二軍一。鳴レ鼓而進。呉分レ兵禦レ之。越以二中軍一潛渉。不レ鼓襲敗二呉師一。此變レ客爲レ主之驗也。石勒與二姫澹一戰。澹兵來速。勒遣下孔萇爲二前鋒一。逆中擊澹軍上。孔萇退走。澹來追。勒以二伏兵一夾擊レ之。澹軍大敗。此變レ勞爲レ佚驗也。古人如レ此者多。

太宗曰。鐵蒺藜行馬。太公所レ制。是乎。靖曰。有レ之。然拒レ敵而已。兵貴レ致レ人。非レ欲レ拒レ之也。太公六韜言二守禦之具一爾。非二攻戰所一レ施也。

太宗曰く、「鐵蒺藜(一)、行馬は、太公の制する所なりと、是なりや。」靖曰く、「之れ有り。然れども敵を拒ぐのみ。兵は人を致すを貴んで、之を拒ぐを欲するに非ざる也。太公の六韜(二)には守禦の具を言ふのみ、攻戰の施す所に非ざる也。」

(一) 鐵蒺藜はひし、行馬はやらいと訓ず。前にも見ゆ　(二) 此二物を載するは守禦の具としていふのみ

太宗曰。太公云、以二步兵一與二車騎一戰者。必依二丘墓險阻一。又孫子曰。天隙之地、丘墓故城。兵不レ可レ處。如何。靖曰。用レ衆在二乎心一。心一在二乎禁レ祥去一レ疑。儻主將有レ所二疑忌一。則羣情搖。羣情搖。則敵乘レ釁而至矣。安レ營據レ地。便二

問對 下

太宗曰く、「(一)太公云はく、步兵を以て車騎と戰ふ者は、必ず丘墓險阻に依ると。又(二)孫子曰く、天隙の地、丘墓故城には、兵處る可からずと。(三)如何。」靖曰く、「衆を用ふるは、心一なるに在り、心一なるは、(四)祥を禁じ疑を去るにあり。儻し、主將疑ひ忌む所あれば、則ち(五)羣情搖ぐ。羣情搖げば、則ち敵、(六)釁に乘じて至る。營を安んじ地に據るは、人事に便にするのみ。(七)澗井陷隙の地、及び牢の如く羅の如きの處の若きは、人事に便ならざる者也。故に兵家引いて之を避け、敵の(八)我に乘ぜんことを防ぐ。丘墓故城は絶險の處に非ず、我之を得れば利となる、豈に宜しく反つて之を去るべけんや。太公の說く所は、兵の至要也。」

(一) 六韜戰步篇に見ゆ (二) 孫子行軍篇に見ゆ、但、丘墓故城の四字孫子に見えず、衍か (三) 此二語如何 (四) 妖祥の事を禁じ疑惑の心を去る (五) 衆人の心 (六) 間隙 (七) 絶澗天井天陷天隙、孫子行軍篇に言ふ所也 (八) 我が不便に

乎人事一而已。若二澗井陷隙之地、及如レ牢如レ羅之處一。人事不レ便者也。故兵家引而避レ之。防二敵乘一レ我。丘墓故城非二絕險處一。我得レ之爲レ利。豈宜レ反レ之乎。太公所レ謂兵之要至也。

太宗曰。朕思。凶器無下甚二於兵一者上。行レ兵苟便二於人事一。豈以レ避レ忌爲レ疑。今後諸將。有下以二陰陽拘忌一失二於事宜一者上。卿當二丁寧誡一レ之。靖再拜謝曰。臣按。尉繚子云。黃帝以レ德守レ之。以レ刑伐レ之。是謂二刑德一。非二天官時日之謂一也。然詭道可レ使レ由レ之。不レ可レ使レ知レ之。後世庸將泥二於術數一。是以多敗。不レ可レ不レ誡也。陛下聖訓。臣即宜三宣二諸將一。

太宗曰く、「朕思ふに、兇器は兵より甚しき者無し。兵を行うて苟も人事に便ならば、豈に避忌(一)を以て疑を爲さんや。今後の諸將、陰陽拘忌(二)を以て事宜を失ふ者あらば、卿當に丁寧に之を誡むべし」と。靖再拜して謝して曰く、「臣按ずるに、尉繚子(三)に云はく、黃帝、德を以て之を守り、刑を以て之を伐つ、是れを刑德と謂ふ、天官時日の謂に非ざる也と。然れども詭道は之に由らしむ可し、之を知らしむ可からず。後世の庸將、術數に泥む、是を以て多く敗る。誡めざる可からざる也。陛下の聖訓、臣、宜しく諸將に宣べ告ぐべし。」

(一) 陰陽孤虛の事を以て避け忌みて嫌疑を爲すべきに非ず　(二) 陰陽にかゝはりいむの說　(三) 天官書に見ゆ

太宗曰。兵有レ分。有レ聚。各貴レ適レ宜。前代事迹。孰爲二善レ此者一。靖曰。苻堅總二百萬之衆一。而敗二於淝水一。此兵能合而不レ能レ分之所レ致也。吳漢討二公孫述一。與二副將劉尙一分屯。相去二十里。述來攻レ漢。尙出合擊大破レ之。此兵分而能合之所レ致也。太公云。分不レ分爲二縻軍一。聚不レ聚爲二孤

太宗曰く、「兵に、分るゝことあり、聚まることあり、各宜しきに適ふを貴ぶ。前代の事迹、孰れか此れに善き者とせる。」靖曰く、「苻堅(一)百萬の衆を總べて淝水に敗る。此れは兵能く合うて、而も分るゝこと能はざるの致す所也。吳漢、(二)公孫述を討つ。副將劉尙と分れて屯す、相去ること二十里。述、來りて漢を攻む。尙、出でゝ(三)合擊して、大に之を破る。此れは兵分れて而も能く合ふの致す所也。太公曰く、分たんとして分れざるを、(四)縻軍となし、聚めんとして聚まらざるを、(五)孤旅となすと。」太宗曰く、「然り。苻堅、初め王猛の賢に兵を知るを得て、遂に中原を取る。猛が卒するに及んで、堅、果して敗る。此れ縻軍の謂か。吳漢、光武の爲めに任ぜられ(六)、兵、遙に制せられず(七)、故に漢果して蜀を平ぐ。此れ孤旅に陷らざるの謂か。得失の事迹、萬代の鑒となすに足れり。」

(一) 晉の謝玄に敗らる　(二) 漢の光武の時、公孫述は茂陵の人、更始元年、兵を蜀に起す、建武十二年吳漢討ちて之を平ぐ　(三) はさみ撃ちにして　(四) 縻（つなぐ意）の軍の義　(五) 孤獨の旅の義　(六) 信任せられ　(七) 光武の覊制を受けず

旅。太宗曰。然。苻堅初得王猛、實知兵。遂取中原。及猛卒、堅果敗。此靡軍之謂乎。吳漢爲光武所任。兵不遙制。故漢果平蜀。此不陷孤旅之謂也。得失事迹足爲萬代鑒。

太宗曰。朕觀千章萬句。不出乎多方以誤之一句而已。靖良久曰。誠如聖語。大凡用兵。若敵人不誤。則我師安能克哉。譬如奕棊。兩敵均焉。一著或失。竟莫能救。是古今勝敗。率由一誤而已。況多失者乎。

太宗曰く、「朕、千章萬句を觀るに、多方にして以て之を誤らすの一句に出でざるのみ。」靖良久しうして曰く、「誠に聖語の如し。大凡、兵を用ふる、若し敵人誤らずんば、則ち我が師安んぞ能く克たんや。譬へば奕棊の兩敵均しきに、一(三)著或は失すれば、竟に能く救ふ莫きが如し。是れ古今の勝敗、率ね一の誤に由るのみ。況んや失多き者をや。」

(二) 多く方略を設けて以て敵を誤らす　(三) 一手

太宗曰。攻守二事。其實一法歟。孫子言善攻者敵不

太宗曰く、「攻守の二事は、其實は一法か。孫子は、善く攻むる者は、敵、其の守る所を知らず、善く守る者は、敵、其の攻むる所を知らずと言ひ、即ち、敵來りて我を攻めば、我も亦之を攻め、我若し自ら守れば、敵も亦之を守ると言は

知ニ其所一レ守。善守者敵不レ知ニ其所一レ攻。卽不レ言ニ敵來攻一レ我。我亦攻レ之。我若自守。敵亦守レ之。攻守兩齊其術奈何。靖曰。前代似ニ此相攻相守一者多矣。皆曰。守則不レ足。攻則有レ餘。便謂。不レ足爲レ弱。有レ餘爲レ强。蓋不レ悟ニ攻守之法一也。臣按。孫子云。不レ可レ勝者守也。可レ勝者攻也。謂ニ敵未レ

守。(一)攻守兩つながら齊しき、其術如何。」靖曰く、「前代、此相攻め相守るに似たる者多し。皆曰く、(二)守るは則ち足らず、攻むるは則ち餘ありと。(三)便ち謂へらく足らずとは弱たり、餘ありとは强たりと。蓋し攻守の法を悟らざればなり。臣按ずるに、孫子云はく、勝つ可からざる者は、守る、勝つ可き者は攻むと。(四)敵未だ勝つ可からざるときは、則ち我且く自ら守り、敵の勝つ可きを待ちて、則ち之を攻むるを謂ふのみ、强弱を以て辭を爲すには非ざる也。後人、其意を曉らず、則ち當に攻むべくして而も守り、當に守るべくして而も攻む、(五)二役既に殊なり、故に其法を一にすること能はず。」太宗曰く、「信なるかな、(六)有餘不足は、後人をして其强弱に惑はしむ。殊に知らず、守るの法は、要、敵に示すに足らざ(七)るを以てするに在り、攻むるの法は、要、敵に示すに餘あるを以てするに在ることを。敵に示すに足らざるを以てするときは、則ち敵必ず來り攻む、此れは是れ敵其の攻むる所を知らざる者也。(八)敵に示すに餘あるを以てするときは、則ち敵

可レ勝。則我且自守。待二敵可一レ勝則攻之爾。非下以二強弱一爲上辭也。後人不レ曉二其意一。則當レ攻而守。當レ守而攻。二役既殊。故不レ能レ一二其法一。太宗曰。信乎。有餘不足使三後人惑二其強弱一。殊不レ知。守之法。要在二示レ敵以一レ不レ足。攻之法。要在二示レ敵以レ有レ餘也。示二敵以一レ不レ足二則敵必來攻。此是敵

必ず自ら守る、(九)此れは是れ敵其の守る所を知らざる者也。(一〇)攻守は一法なり、敵と我と分れて二事となる。若し我が事得るときは則ち敵の事敗れ、敵の事得るときは則ち我が事敗れ、(一一)得失、成敗、彼我の事分る。攻守は一のみ、一を得る者は、(一二)百戰百勝す。故に曰く、彼を知り己を知れば、(一三)百戰して殆からずと。其れ一を知るの謂か。」靖再拜して曰く、「深いかな聖人の法や。攻むるは是れ守るの機、守るは是れ攻むるの策、同じく勝に歸するのみ。若し攻めて守ることを知らず、守りて攻むることを知らずんば、惟た其事を二つにするのみならず、抑も又其(一四)官を二つにせん。口に孫吳を誦すと雖も、而も心に妙を思はずんば、攻守兩つながら齊しきの說、其れ孰れか能く其然るを知らんや。

(一) 攻むるは是れ守るの機、守るは是れ攻むるの策、もと二法にあらずと也 (二) 孫子の語 (三) 孫子の此語を誤解して思ふやう (四) 守るは則ち足らずとは、力の弱きに非ず、敵未だ勝つ可きの機なきを以て也、攻むるは則ち餘ありとは、力の強きに非ず、敵に勝つ可きの隙あるを以てなり、有餘不足は決して強弱の謂にあらず (五) 攻守の二役分れて殊異の事となる (六) 孫子の有餘不足の說は (七) 見せかける (八) 攻むべき敵の形を知らず、我が

不レ知二其所一レ攻者也。示レ敵以レ有レ餘。則敵必自守。此是敵不レ知二其所一レ守者也。攻守一法。敵與レ我分而爲二二事一。若我事得。則敵事敗。敵事得。則我事敗。得失成敗彼我之事分焉。攻守者一而已矣。得レ一者。百戰百勝。故曰。知レ彼知レ己。百戰不レ殆。其知レ一之謂乎。靖再拜曰。深乎聖人之法也。攻是守之機。守是攻之策。同歸二乎勝一而已矣。若攻不レ知レ守。守不レ知レ攻。不三惟二二其事一。抑又二二其官一。雖三口誦二孫呉一。而心不レ思レ妙。攻守兩齊之説。其孰能知二其然一哉。

いつはり示す形によりて攻む、即ち我が計中に陥る所以也　(九) 我が有餘の勢に恐れて來り攻むる事なく自ら守る
(一〇) 眞の守るべき道を知らず、我が示す所の形に囚はれて守る譯也　(一一) 攻守の二事　(一二) この一たる攻守の道を得る者は　(一三) 孫子謀攻篇の語　(一四) 攻むる專門の官と守る專門の官とあるに至らん

太宗曰。司馬法言。國雖レ大。好レ戰必亡。天下雖レ安。忘レ戰必危。此亦攻守一道乎。靖曰。有レ國有レ家者。曷嘗不レ講二乎攻守一也。夫

太宗曰く、「(一五)司馬法に言ふ、國大なりと雖も、戰を好めば必ず亡び、天下安しと雖も、戰を忘るれば必ず危しと。此れも亦攻守の一道か。」靖曰く、「國を有ち家を有つ者は、曷ぞ嘗て攻守を講ぜざらんや。夫れ攻むるは、其城を攻め其陣を擊つのみに止まらず、必ず其心を攻むるの術あり。守るは、其壁を完くし其陣を堅くするのみに止まらず、必ずや吾が氣を守りて以て待つあり。大にして之を言へば、君たるの道なり、小にして之を言へば、將たるの法なり。夫れ、其心を攻

攻者不レ止下攻二其城一擊二其陳一而已上。必有下攻二其心一之術上焉。守者不レ止下完二其壁一堅二其陳一而已上。必也守二吾氣一而有レ待焉。大而言レ之。爲レ君之道。小而言レ之。爲レ將之法也。攻二其心一者。所謂知レ彼者也。守二吾氣一者。所謂知レ己者也。太宗曰。誠哉。朕嘗臨レ陳。先料下敵之心與二己之心一孰審上。然後彼可二得而知一焉。察下敵之氣與二己之氣一孰治上。然後我可二得而知一焉。是以知レ彼知レ己兵家大要。今之將臣。雖レ未レ知レ彼。苟能知レ己。則安有二失レ利者一哉。靖曰。孫武所謂先爲レ不レ可レ勝者。知レ己者也。以待二敵之可レ勝者。知レ彼者也。又曰。不レ可レ勝在レ己。可勝在レ敵。臣斯須不三敢失二此誡一

むる者は、所謂彼を知る者也、吾が氣を守る者は、所謂己を知る者也。」太宗曰く、「誠なるかな。朕嘗て陳に臨むに、先づ敵の心と己の心と孰れか審なるを料りて、然して後彼得て知る可し、敵の氣と己の氣と孰れか治れるを察して、然して後我得て知る可し。是を以て、彼を知り己を知るは、兵家の大要なり。今の將臣、未だ彼を知らずと雖も、苟も能く己を知らば、則ち安んぞ利を失ふ者あらんや。」靖曰く、「孫武が所謂(二)先づ勝つ可からざるを爲すとは、己を知る者也、以て敵の勝つ可きを待つとは、彼を知る者也。又曰く、(三)勝つ可からざるは己に在り、勝つ可きは敵に在りと。臣、斯須も敢て此誡を失はず。」

(一) 仁本篇に見ゆ　(二) 孫子虚實篇の語　(三) 亦孫子虚實篇に出づ

太宗曰。孫子言二三軍可レ奪レ氣之法一。朝氣銳。晝氣惰。暮氣歸。善用レ兵者。避二其銳氣一。擊二其惰歸一。如何。靖曰。夫含レ生稟レ血。鼓作鬪爭。雖レ死不レ省者。氣使レ然也。故用レ兵之法。必先察二吾士衆一。激二吾勝氣一。乃可二以擊一レ敵焉。吳起四機。以二氣機一爲レ上。無二他道一也。能使二人人自鬪一。則其銳莫レ當。

太宗曰く、「孫子、(一)三軍氣を奪ふ可きの法を言ふに、朝の氣は銳く、晝の氣は惰り、暮の氣は歸る、善く兵を用ふる者は、其銳氣を避け、其惰歸を擊つとは、如何。」靖曰く、「夫れ、(二)生を含み血を稟けたるもの、(三)鼓作鬪爭して、死すと雖も省みざるものは、氣然らしむる也。故に兵を用ふるの法は、必ず先づ吾が士衆を察し、吾が勝氣を激して、乃ち以て敵を擊つ可し。吳起の(四)四機、氣機を以て上となすは、他の道無し、能く人人をして自ら鬪はしむるときは、則ち其銳當ること莫し。所謂朝の氣は銳しとは、時刻を限りて言ふに非ざる也、一日の(五)始末を擧げて喩となす也。凡そ三たび鼓して而も敵衰へず竭きずんば、則ち安んぞ能く必ず之をして惰歸ならしめんや。蓋し、學者徒に空文を誦して、敵の爲めに(六)誘はる。苟も(七)之を奪ふの理を悟らば、則ち(八)兵任ず可し。」

(一) 軍爭篇に見ゆ　(二) 天地間の一切の生物　(三) 鼓譟振作し　(四) 氣機、地機、事機、力機。論將篇に見ゆ　(五) 朝夕　(六) あざむき致さる　(七) 孫子說く所の敵の氣を奪ふの理　(八) 兵事を任せ戰はしむべし

當。所謂朝氣鋭者。非下限二時刻一而言上也。譬二一日始末一爲レ喩也。凡三鼓而敵不レ衰不レ竭。則安能必使二之惰歸一哉。蓋學者徒誦二空文一而爲レ敵所レ誘。苟悟二奪レ之之理一。則兵可レ任矣。

太宗曰。卿嘗言。李勣能二兵法一。久可レ用否。然非二朕控御一。則不レ可レ用也。他日太子治若何御レ之。靖曰。爲二陛下一計。莫レ若レ黜レ勣。令二太子復用一レ之。則必感レ恩圖レ報。於レ理何損乎。太宗曰。善。朕無レ疑矣。太宗曰。李世勣若與二長孫無

太宗曰く、「卿、嘗て言ふ、李勣兵法を能くすと。(一)久しくして用ふべしや否や。然かも、朕が控御するに非ずんば、則ち用ふ可からずとせば、他日太子治、(二)若何か之を御せん。」靖曰く、「陛下の爲めに計るに、勣を黜くるに若くは莫し。太子をして復た之を用ひしめば、則ち必ず恩を感じて報を圖らん、理に於て何ぞ損ぜんや。」太宗曰く、「善し、朕疑ふこと無し。」(三)太宗曰く、「李世勣、若し長孫無忌と共に國政を掌らば、他日如何。」靖曰く、「勣は忠義の臣、保任す可きなり。無忌は佐命の大功あり、(四)陛下、肺腑の親を以て、之に輔相を委ぬ。然れども外貌は士に下り、内は實に賢を嫉む、(五)故に尉遲敬德、(六)其短を面折して、(七)遂に引き退き、(八)侯君集、其の舊を忘るゝを恨んで、因りて以て犯逆す、皆、無忌、其然るを致す也。陛下、詢ること臣に及ぶ、(九)臣、敢て其說を避けず。」太宗曰く、「洩らす

患一其掌ニ國政一。他日如何。靖曰。勣忠義臣。可ニ保任一也。無忌佐命大功。陛下以ニ肺腑之親一委ニ之輔相一。然外貌下レ士。內實嫉レ賢。故尉遲敬德面ニ折其短一。遂引退焉。侯君集恨ニ其忘ㇾ舊。因以犯逆。皆無忌致ニ其然一也。陛下詢及レ臣。臣不三敢避ニ其說一。太宗曰。勿レ泄也。朕徐思ニ其處置一。

こと勿れ。朕、徐に其處置を思はん。」

(一) 久しくたちて後　(二) 治は太子の名　(三) 李勣は必ず太子の恩を感じて　(四) 太宗の命を輔佐するの功ある人也　(五) 長孫の皇后の兄なるが故にいふ　(六) 名は恭、朔州善陽の人、太宗の大臣也　(七) 面のあたり責む　(八) 太宗の大臣　(九) 故舊のよしみ

太宗曰。漢高祖能將レ將。其後韓彭見レ誅。蕭何下レ獄。何故如レ此。靖曰。臣觀ニ劉項一。皆非ニ將レ將之君一。當ニ秦之亡一也。張良本爲レ韓

太宗曰く、「漢の高祖、能く將に將たり、其後、韓彭(一)誅せられ、蕭何獄に下る、何が故に此の如き。」靖曰く、「臣、劉項(二)を觀るに、皆將に將たるの君に非ず、秦の亡ぶるに當りてや、張良は本韓の爲めに仇を報いんとし、陳平韓信は、皆、楚(三)の用ひざるを怨む、故に、漢の勢を假りて、自ら奮ふを爲すのみ。蕭曹樊灌(四)に至りては、悉く亡命(五)に由る。高祖之に因りて以て天下を得たり。設し、六國(六)の後をして復た立たしめば、人人、各其舊を懷はん、則ち能く將に將たるの才ありと

報レ仇。陳平韓信皆怨二楚一不レ用。故假二漢之勢一自爲二帝師一。至二於蕭曹樊灌一悉由二亡命一。高祖因レ之以得二天下一。設使二六國之後復立一。人人各懷二其舊一。則雖レ有二能將レ將之才一。豈爲二漢用一哉。臣謂。漢得二天下一。由二張良借箸之謀。蕭何漕輓之功一也。且レ此言レ之。韓彭見レ誅。范增不レ用。其事同。

雖も、豈に漢の用たらんや。臣謂へらく、漢、天下を得たるは、(七)張良借箸の謀と蕭何漕輓(八)の功とに由れりと。此を以て之を言へば、韓彭誅せられ(九)、范増用(一〇)ひられざるに、其事同じきなり。臣、故に謂ふ、劉項は皆將に將たるの君に非ずと。」太宗曰く、「光武(一一)、中興して、能く功臣を保全し、任ずるに吏事を以てせず。此れは則ち將に將たるに善きか。」靖曰く、「光武は、前構(一二)に藉りて功を成し易しと雖も、然れども莽(一三)が勢、項籍に下らず、鄧寇(一四)未だ蕭曹に越えず。獨り能く赤心を推し、柔治(一五)を用ひ、功臣を保全する、高祖に賢ること遠し。此を以て論ずれば、將に將たるの道は、臣謂へらく、光武之を得たりと。」

(一) 韓信。彭越 (二) 劉は劉邦卽ち高祖、項は項羽 (三) 項羽を指す (四) 蕭何、曹參、樊噲、灌嬰 (五) 罪を犯すに因りて其名籍に背き逃亡せる者 (六) 漢の天下となしたる名將たちは、皆秦に亡されたる六國の人也、若し六國の子孫にして復び其國を立てなば其名將は皆舊を懷ひて六國の主に事へん、然る時は、漢王たとひ將に將たる才あるとも諸將漢が用を爲さじと也 (七) 漢の起る始、酈食其が高祖に對し六國の子孫を封ずべき策を献じたるに張良之に反對して六國の後を立つるを非としたるをいふ (八) 兵糧の補給をいふ (九) 高祖に誅せられ (一〇) 項羽に用ひられず (一一) 後漢の世祖 (一二) 前人の作りかまへたる基業 (一三) 王莽 (一四) 鄧禹寇恂の二人才あれども蕭何曹參に超えず。曹一に張に作る、張良也 (一五) 柔を以て治む

臣故謂。劉項皆非㆓將㆑將之君㆒。太宗曰。光武中興。能保㆓全功臣㆒不㆑任以㆓吏事㆒此則善㆓於將㆑將乎。靖曰。光武雖㆑藉㆓前構㆒易㆓於成㆒功。然莽勢不㆑下㆓於項籍㆒。鄧寇未㆑越㆓於蕭曹㆒。獨能推㆓赤心㆒用㆓柔治㆒保㆓全功臣㆒賢㆓於高祖㆒遠矣。以㆑此論㆓將㆑將之道㆒臣謂光武得㆑之

太宗曰。古者出㆑師命㆑將。齋三日。授㆑之以㆑鉞曰。從㆑此至㆑天。將軍制㆑之。又授㆑之以㆑斧曰。從㆑此至㆑地。將軍制㆑之。又推㆓其轂㆒曰。進退唯時。既行。軍中但聞㆓將軍之令㆒。不㆑聞㆓君命㆒。朕謂。此禮久廢。今欲㆘與㆑卿參㆓定遣㆑

太宗曰く、「古は師を出し將を命ずる、(一)齋すること三日にして、之に授くるに鉞を以てして曰く、(二)此れより天に至るまで、將軍之を制せよと。又、之に授くるに斧を以てして曰く、此れより地に至るまで、將軍之を制せよと。又其(三)轂を推して曰く、進退唯だ時あり、既に行かば、軍中但だ將軍の令を聞いて、君の命を聞かざれと。朕謂ふに、此禮久しく廢る。今、卿と將を遣はすの儀を參定せんと欲す、如何。」靖曰く、「臣竊に謂へらく、聖人の(四)制作、齋を廟に致すものは、威を神に假る所以也。斧鉞を授け、又其轂を推すものは、委寄するに權を以てする所以也。今、陛下、師を出すある毎に、必ず公卿と議論し、廟に告げて而して後遣はす、此れ則ち邀ふるに(五)神を以てすること至れり。將に任ずるある毎に、必ず之を

將之儀。如何。靖曰。臣竊謂。聖人制作。致二齋於廟一者。所三以假二威於神一也。授二斧鉞一又推二其轂一者。所二以委寄以一レ權也。今陛下每レ有レ出レ師。必與二公卿一議論。告レ廟而後遣。此則邀以レ神至矣。每レ有レ任レ將。必使二之便宜從一レ事。此則假以レ權重矣。何異下於致レ齋推中轂上耶。盡合二古禮一。其儀同焉。不レ須二參定一。上曰。善。乃命二近臣一。書二此二事一。爲二後世法一。

して、便宜事に從はしむ、此れ則ち假すに權を以てすること重し。何ぞ齋を致し轂を推すに異ならんや。盡く古禮に合ひ、其儀同じ。參定するを須ひず。」上曰く、「善し」と。乃ち近臣に命じて、此二事を書して、後世の法となさしむ。

便宜の二事

㈠齋戒する ㈡六韜立將の篇を參照せよ ㈢車のこしき ㈣儀式作法を制する ㈤神の威靈 ㈥告廟

大宗曰。陰陽術數廢レ之可乎。靖曰。不可。兵者詭道也。託二之以二陰陽術數一。則使レ貪使レ愚。茲不レ可レ

太宗曰く、「陰陽術數、之を廢する可ならんか。」靖曰く、「不可なり。兵は詭道也、之を託するに陰陽術數を以てすれば、則ち貪を使ひ愚を使ふ、茲に廢す可からざる也。」太宗曰く、「卿嘗て言ふ、天官時日をば、明將は法とせず、暗將は之に拘はると。廢するも亦宜しく然るべし。」靖曰く、「昔、紂は甲子の日を以て亡び、武王は甲子の日を以て興る、天官時日よりすれば、甲子は一なり、殷

廢也。大宗曰。卿普言。天官時日。明將不レ法。闇將拘レ之。廢亦宜レ然。靖曰。昔紂以二甲子日一亡。武王以二甲子日一興。天官時日。甲子一也。殷亂周治。興亡異焉。又宋武帝以二往亡日一起レ兵。軍吏以爲二不可一。帝曰。我往彼亡。果克レ之。由レ此言レ之。可レ廢明矣。然而田單爲レ燕所レ圍。單命二一

は亂れ、周は治まり、興亡異なり。又宋の武帝は往亡日(二)を以て兵を起す、軍吏以て不可なりとなす、帝曰く、我往いて彼亡ぶと。果して之に克てり。此れに由りて之を言へば、廢す可きこと明かなり。然れども、田單(三)、燕の爲めに圍まれしとき、單一人に命じて神(四)となし、拜して之を祠る。神言ふ、燕破る可しと。單、是に於て、火牛を以て出で、燕を撃ち、大に之を破る。此は是れ兵家の詭道なり。天官時日も亦猶ほ此の如き也。」太宗曰く、「田單は神怪に託して燕を破り、太公は(五)蓍龜を焚いて紂を滅す、二事相反するは何ぞや。」靖曰く、「其機は一也。(六)或は逆にして之を取り、或は順にして之を行ふ、是れ也。昔、太公、武王を佐けて牧野に至り、雷雨に遇ひ、旗鼓毀折す。散宜生、吉を卜して而して後行かんと欲す。此れは則ち軍中疑懼するに因りて、必ず卜を假りて以て神に問はんとするなり。太公以爲へらく、(七)腐草枯骨問ふに足る莫し、且つ臣を以て君を伐つ、(八)豈に再びす可けんやと。然れども、(九)散宜生は機を前に發し、太公は機を後に成すを觀れ

人爲神。拜而祠之。神言燕可破。單於是以火牛出擊燕。大破之。此是兵家詭道。天官時日亦猶此也。太宗曰。田單託神怪而破燕。太公焚蓍龜而滅紂。二事相反何也。靖曰。其機一也。或逆而取之。或順而行之。是也。昔太公佐武王。至牧野。遇雷雨。旗鼓毀折。散宜生欲卜吉而後行。此則因軍中疑懼。必假卜以問神焉。太公以爲。腐草枯骨莫足問。且以臣伐君。豈可再乎。然觀散宜生發機於前。太公成機於後。逆順雖異。其理致則同。臣前所謂術數不可廢者。蓋存其機於未萌也。及其成功。在人事而已矣。

ば、逆順異なりと雖も、其理致(一〇)は則ち同じ。臣が前に所謂術數廢す可からずとは、蓋し其機を未萌(一一)に存するなり。其成功に及んでは、人事(一二)に在るのみ。

(一)假託するに (二)陰陽家にて、此日往き働けば破滅ありと爲す日、今之を往を我に亡を敵に掛けていふ (三)南燕を伐ち慕容超を敗れる也 (四)假りに神師と爲す (五)めどぎを燒き折り、龜を焚き捨てて (六)田單は逆にして取り、太公は順にして行ふ (七)腐草は蓍をいひ、枯骨は龜をいふ (八)若し卜つて吉ならずとも又改めて再び師を興すべき筋合にあらず (九)散宜生卜占の請ありて太公の言はじめて衆疑を定むるの效ありと也 (一〇)理の極致 (一一)機の未だ萌さゞる所の事也 (一二)事の既にあらはれたる以上は只人事を盡すにあるのみ

太宗曰。當今將帥。唯李勣道宗薛萬徹。

太宗曰く、「當今の將帥、惟だ李勣、道宗、薛萬徹のみ。道宗(一)の親屬を以てするを除くの外、孰れか大用(二)に堪へん。」靖曰く、「陛下嘗て言ふ、勣、道宗は、兵

除道宗以親屬外。孰堪大用。靖曰。陛下嘗言。勣道宗用兵不大勝。亦不大敗。萬徹若不大勝。卽須大敗。臣愚思聖言。不求大勝。亦不求大敗者。節制之兵也。或大勝。或大敗者。幸而成功者也。故孫武云。善戰者立於不敗之地。而不失敵之敗也。節制在我云爾。

を用ふるに、大に勝たず、亦、大に敗れず、萬徹は、若し大に勝たずんば、卽ち須く大に敗るべしと。臣愚、聖言を思ふに、大に勝つことを求めず、亦、大に敗れざる者は、節制の兵也。或は大に勝ち、或は大に敗るゝ者は、幸にして功を成す者也。故に孫武(三)云はく、善く戰ふ者は、敗れざるの地に立ちて、敵の敗を失はずと。節制の我に在るを云ふのみ。

(一) 江夏王、唐太宗の孫也　(二) 大任　(三) 形篇に出づ

太宗曰。兩陣相臨。欲言不戰。安可得乎。靖曰。昔晉師伐秦。交綏而退。司馬法曰。

太宗曰く、「兩陣相臨んで戰はざるを言はんと欲するも、安んぞ得可けんや。」靖曰く、「昔、晉(一)の師、秦を伐つ、交綏(二)して退く。司馬法に曰く、奔るを逐ふことは遠からず、綏くに縱ふことは及ばずと。臣謂ふに、綏は轡を御するの索也。我が兵既に節制あり、彼の敵亦行伍を正しうせば、豈に敢て輕〻しく戰はん

逐不奔不遠。縱綏不止。臣謂。綏者御轡之素也。我兵既有節制、彼敵亦正行伍。豈敢輕戰哉。故有出而交綏。退而不逐。各防其失敗者也。孫武云。勿擊堂堂之陣。無邀正正之旗。昔兩陣體均勢等、苟一輕肆爲其所乘、則或大敗。理使然也。是故兵有不戰。有必戰。夫不

や。故に、出でゝ而も交綏き、退いて而も遂はざるあり、各其失敗を防ぐ者也。(三)孫武云ふ、堂堂の陣を擊つこと勿れ、正正の旗を邀ふること無かれと。若し(四)兩陣、體均しく勢等しきに、苟くも一たび輕肆(五)にして、其の乘ずる所とならば、則ち或は大に敗れん。理、然らしむる也。是故に、兵戰はざるあり、必ず戰ふあり。夫れ戰はざるは(六)我に在り、必ず戰ふことは(七)敵に在り。」太宗曰く、「戰はざることは我に在りとは、何の謂ぞや。」靖曰く、(八)「孫武云ふ、我戰ふを欲せざれば、地に畫して之を守れども、敵我と戰ふことを得ざるは、其の之く所に乖けばなりと。敵に人あれば、交綏くの間も、(一〇)未だ圖る可からざる也。故に曰く戰はざることは(九)我に在りと。夫れ必ず戰ふことは敵に在りとは、(一一)孫武云はく、善く敵を動かす者は、之に形すれば敵必ず之に從ひ、之に予ふれば敵必ず之を取る。利を以て之を動かし、本を以て之を待つと。敵に人無ければ、則ち必ず來り戰ふ、吾、得て以て乘じて之を破る。故に曰く、必ず戰ふことは敵に在りと。」太

戰者在レ我。必戰者在レ敵。太宗曰。不レ戰在レ我。何謂也。靖曰。孫武云、我不レ欲レ戰者。畫レ地而守レ之。敵不レ得二與レ我戰一者。乖二其所一レ之也。敵有レ人焉。交綏之間未レ可レ圖也。故曰。不レ戰在レ我。夫必戰在レ敵者。孫武云。善動レ敵者。形レ之敵必從レ之。予レ之敵必取レ之。以レ利動レ之。以レ本待レ之。敵無レ人焉。則必來戰。吾得以乘而破レ之。故曰。必戰者在レ敵。太宗曰。深乎。節制之兵。得二其法一則昌。失二其法一則亡。卿爲纂下述歷代善二於節制一者上、具圖來上。朕當下擇二其精微一垂中於後世上。靖曰。臣前進二黃帝太公二陳圖一并司馬法諸葛亮奇正之法一。此已精悉。歷代名將。用二其一二一成レ功者。亦衆矣。但史官鮮二克知一レ兵。不レ能レ紀二其實迹一焉。臣敢不レ奉レ詔。當二纂述以聞一。

宗曰く、「深いかな節制の兵、其法を得れば則ち昌え、其法を失へば則ち亡ぶ。卿、爲めに歷代の、節制に善き者を纂述して、具に圖して來り上れ。朕、當に其精微を擇んで後世に垂るべし。」靖曰く、「臣、前に黃帝太公の二陳の圖、幷に司馬法、諸葛亮が奇正の法を進む、此れ已に精悉せり。(一二)歷代の名將、其一二を用ひて功を成す者、亦衆し。但だ史官、克く兵を知る鮮く、其實迹を紀すること能はず。臣、敢て詔を奉ぜざらんや。當に纂述して以聞すべし。」

(一) 其の旗旛を奪ひて兵を役つ　(二) 戰はずして持引きにするをいふ　(三) 軍爭篇に出で、此二句顚倒す　(四) 彼我の兩陣　(五) かねはづみ　(六) 我の自ら守る所に在り　(七) 敵勢の虛なるにあり　(八) 虛實篇　(九) 人物即ち良將の將の義ならん　(一〇) 敵軍は我が不意に乘ずるあらんと也　(一一) 同篇に見ゆ　(一二) くはしく述べつくす

太宗曰。兵法孰爲二最深者一。靖曰。臣嘗分爲二三等一。使三學者當二漸而至一焉。一曰道。二曰天地。三曰將法。夫道之説。至精至微。易所謂聰明睿智神武而不レ殺者。是也。夫天之説陰陽。地之説險易。善用レ兵者。能以レ陰奪レ陽。以レ險攻レ易。孟子所謂天時地利者。是也。夫將法之説。

太宗曰く、「兵法は孰れをか最も深き者となす。」靖曰く、「臣嘗て分ちて三等となし、學者をして當に漸(一)にして至るべからしむ。一に曰く道、二に曰く天地、三に曰く將法。夫れ道の説は、至精至微、易(二)に所謂、聰明睿智、(三)神武にして殺さざる者、是れ也。夫れ、天の説は陰陽、地の説は險易、善く兵を用ふる者は、能く陰を以て陽を奪ひ、險を以て易を攻む。孟子に所謂、天の時、地の利といふ者是れ也。夫れ將法の説は、(四)人を任じ器を利するに在り。三略に所謂、士を得る者は昌ゆ、管仲が所謂、器は必ず堅利にすといふ者、是れ也。」太宗曰く、「然り。吾謂ふに、戰はずして人の兵を屈する者は上也、百戰百勝は中也、溝を深くし壘を高くして以て自ら守る者は下也。是れを以て校量するに、孫武の著書は、三等皆具はる。」靖曰く、(五)「其文を觀、其事を迹ねて、亦、差別す可し。張良、范蠡、孫武が、(六)脱然として高く引き、往く所を知らざるが若きは、此れ道を知るに非ずんば安んぞ能く爾らんや。樂毅、管仲、諸葛亮が、戰へば必ず勝ち、守れば必

在乎任人利器。三略所謂得士者昌。管仲所謂器必堅利者是也。太宗曰。然。吾謂。不戰而屈人之兵者上也。百戰百勝者中也。深溝高壘以自守者下也。以是校量。孫武著書。三等皆具焉。靖曰。觀其文迹其事。亦可差別矣。若張良范蠡孫武。脫然高引不知所往。此非知道。安能爾乎。若樂毅管仲諸葛亮。戰必勝。守必固。此非察天時地利。安能爾乎。其次。王猛之保秦。謝安之守晉。非任將擇材。繕完自固。安能爾乎。故習兵之學。必先繇下以及中。繇中以及上。則漸而深矣。不然則垂空言徒記誦。無足取也。太宗曰。道家忌三世爲將者。不可妄傳也。亦不可不傳也。卿其愼之。靖再拜出。盡傳其書與李勣。

ず固きが若きは、此れ、天の時、地の利を察するに非ずんば、安んぞ能く爾らんや。其次は、王猛の秦を保ち、謝安の晉を守れる、將を任じ材を擇び、繕完して(七)自ら固くするに非ずんば安んぞ能く爾らんや。故に、兵を習ふの學は、必ず先ず下に繇りて以て中に及び、中に繇りて以て上に及べば、則ち漸にして深し。然らざれば則ち空言を垂れて徒に記誦す、取るに足る無き也。」太宗曰く、「道家(八)は、三世將となる者を忌む、妄りに傳ふ可からざる也、亦傳へずんばある可からざる也。(九)卿其れ之を愼めよ」と。靖再拜して出で、盡く其書を傳へて李勣に與ふ。

(一) 漸を以て。順々に　(二) [illegible]　(三) 威刑を用ひずして人を服するをいふ　(四) 賢智の人を任用し攻守の器を便利にす　(五) 其著はす所の文を觀、其行ふ所の事の迹を尋ねて　(六) 高蹈して身を引き退く　(七) 甲兵を完備し　(八) 道家者流。老莊學派の人々　(九) 無闇に傳ふべからず、傳ふべき人を得て之を傳ふべしと也

粤若稽。古聖人之在二天地閒一也。爲二衆生之先一。觀二陰陽之開闔一以命レ物、知二存亡之門戸一。籌二策萬類之終始一。達二人心之理一。見二變化之朕一焉。而守二司其門戸一。故聖人之在二天下一也。自レ

鬼谷子

(一)捭闔第一

粤若稽ふるに、古の聖人の天地の閒に在るや、衆生の(二)先たり、(三)陰陽の開闔を觀て以て物を命け、存亡の(四)門戸を知り、(五)萬類の終始を籌策し、人心の理に達し、變化の(六)朕を見て、(七)其門戸を守司す。故に聖人の天下に在るや、古より今に至るまで、其道一也。(八)變化して窮り無けれども、各歸する所あり。或は陰或は陽、或は剛或は柔、或は開き或は閉ぢ、或は弛び或は張る。是故に、聖人は一に其門戸を守司し、(九)其の先後する所を審察し、(一〇)權を度り能を量り、其伎巧の短長を校べ、夫の賢不肖、智愚、勇怯、仁義、(一一)差あれば、乃ち(一二)捭く可く乃ち闔づ可く、乃ち進む可く、乃ち退く可く、乃ち賤しうす可く乃ち貴うす可く、(一三)無爲以て之を牧す。

古至レ今。其道一也。變化無レ窮。各有レ所レ歸。或陰或陽。或剛或柔。或開或閉。或弛或張。是故。聖人一守二司其門戸一。審三察其所二先後一度レ權量レ能。校二其伎巧短長一。夫賢不肖智愚勇怯仁義有レ差。乃可レ捭。乃可レ闔。乃可レ進。乃可レ退。乃可レ賤。乃可レ貴。無爲以牧レ之。審定三有無與二其實虛一。

審(一四)に有無と其實虛とを定め、其嗜欲に隨つて以て其志意(一五)を見、微に其の言ふ所を排(一六)して、捭いて之を反し、以て其實を求め、實、其指を得れば、闔ぢて而して之を捭き、以て其利を求む。或は開いて之に示し、或は闔ぢて之を閉づ。開いて之に示す者は、其情を同じうすれば也。闔ぢて之を閉づる者は其誠を異にすれば也。可(一七)なると不可なると與に、審に其の計謀を明かにし、以て其同異を原ね、離(一八)るゝも合ふも、守るありて先づ其志に從ふ。卽し之を捭かんと欲せば周(一九)を貴び、卽し之を闔ぢんと欲せば密(二〇)を貴ぶ、周密之れ貴び、微(二一)にして道と相追ふ之を捭くは其情(二二)を料る也、之を闔づるは其誠(二三)を結ぶ也。皆其權衡輕重を見て、乃ち之が度數を爲し、聖人因りて之が慮を爲す。其の權衡度數に中らざるは、聖人因りて自ら之が慮を爲す。故に捭く(二四)とは、或は捭いて之を出し、或は捭いて之を納る。闔づるとは、或は闔ぢて之を取り、或(二五)は闔ぢて之を去る。捭闔は天地の道なり。捭闔は以て陰陽を變動(二六)し、四時に開閉し、以て萬物(二七)を化して縱橫なり。

隨其嗜欲。以見其志意。微排其所言。而捭反之。以求其實。實得其指。闔而捭之。以求其利。或開而示之。或闔而閉之。開而示之者。同其情也。闔而閉之者。異其誠也。可與不可。審明其計謀。以原其同異。離合有守。先從其志。即欲捭之貴周。即欲闔之貴密。周密之貴。

反出、反覆、反忤は必ず此に由る。捭闔は道の大化、説の變也。必ず豫め其變化を審にす。口は心の門戸也、心は神の主也。志意、喜欲、思慮、智謀、此れ皆門戸(二一)より出入す。故に之を關するに捭闔(二〇)を以てし、之を制するに出入を以てす。之を捭くとは開也、言也、陽也。之を闔づるとは閉也、默也、陰也。(二二)陰陽其れ和し、終始其れ義あり。故に長生、安樂、富貴、尊榮、顯名、愛好、財利、得意、喜欲を言ふを、陽と爲し、始と曰ふ。故に死亡、憂患、貧賤、苦辱、棄損、亡利、失意、有害、刑戮、誅罰を言ふを、陰と爲し、終と曰ふ。(二三)諸言、陽に法るの類は、皆、始と曰ふ。善を言つて以て其事を始むるなり。諸言、陰に法るの類は、皆、終と曰ふ。惡を言つて以て終に謀を爲すなり。捭闔の道は、陰陽を以て之を試む。故に陽と與に言ふ者は崇高に依り、陰と與に言ふ者は卑小に依り、(二四)下を以て小を求め、高を以て大を求む。此に由りて之を言へば、出でざる所なく、入らざる所なく、可ならざる所なく、陰陽の理盡き、小大の情得。故に出

微而與ㇾ道相追。捭ㇾ之者料ニ其情ー也。闔ㇾ之者結ニ其誠ー也。皆見ニ其權衡輕重。乃爲ニ之度數。聖人因而爲ニ之慮。其不ㇾ中ニ權衡度數。聖人因而自爲ニ之慮。故捭者。或捭而出ㇾ之。或捭而納ㇾ之。闔者。或闔而取ㇾ之。或闔而去ㇾ之。捭闔者天地之道。捭闔者以變ニ動陰陽。四時開閉。以化ニ

入皆可なり、何ぞ不可なる所あらんや。小を爲せば內なく、大を爲せば外なし。益損、去就、倍反(三五)(三七)、皆陰陽を以て其事を御む(三六)。陽は動いて行き、陰は止まりて藏し、陽は動いて出で、陰は隨つて入り、陽は還つて始を終へ、陰は極まりて陽に反る。陽を以て動く者は德相生ずる也、陰を以て靜なる者は形相成す也、陽を以て陰を求むるは苞むに德を以てする也、陰を以て陽に結ぶは施すに力を以てする也、陰陽相求むるは捭闔に由る也。此れ天地陰陽の道にして、人に說くの法也。萬事の先たり。是れを圓方(三八)の門戶と謂ふ。

(一) 捭（ハイ）は開くなり、闔（カフ）は閉づる也、ひろく陰陽開閉を說く (二) 先知先覺 (三) 陽は開いて以て物を生じ、陰は閉ぢて物を藏す (四) 從つて來る所の差 (五) 萬物 (六) きざし (七) 其存亡の門戶を守り司りてそれをして亡に背きて存に趣かしむ (八) 其行ふ所同じからざれども、一貫の條理ありて紊れず (九) 先にすべき者は先にし、後にすべきものは後にす (一〇) 聖人の人を用ふる必ず其權略材能の優劣を揣度し、材に因りて人を用ふ (一一) 等差 (一二) 賢者はひらきて之を用ふべく、不肖者は閉ぢて用ひざるべし (一三) 賢愚各々其分に當りて其力を盡し、己はたゞ無爲にして之を收す (一四) 材能の有無と作行の虛實 (一五) 志意の眞僞 (一六) 捭は捭擲、或は反覆、實は實情、捭は實、或闔は開闔の事也。或は開へ或は閉ぢ、以て其實情と其言ふ所の利害損得を究むる也

萬物縱橫。反出反覆反忤必由此矣。捭闔者道之大化。說之變也。必豫審其變化。口者心之門戶也。心者神之主也。志意喜欲思慮智謀。此皆由門戶出入。故關之以捭闔。制之以出入。捭之者開也言也陽也。闔之者閉也默也陰也。陰陽其和。終始其義。故言長生安樂富貴尊榮顯名愛好財利得意喜欲。爲陽。曰始。故言死亡憂患貧賤苦辱棄損亡利失意有害刑戮誅罰。爲陰。曰終。諸言法陽之類。皆曰始。言善以始其事。諸言法陰之類。皆曰終。言惡以終爲謀。捭闔之道。以陰陽試之。故與陽言者依崇高。與陰言者依卑小。以下求小。以高求大。由此言之。無所不出。無所不入。無所不可。陰陽之理盡。小大之情得。故出入皆可。何所不可乎。爲小無內。爲大無外。益損去就倍反。皆以陰陽御其事。陽動而行。

（一七）凡そ言ふ所あれば其の可なるも不可なるも共に（一八）計謀、離合同じからざるも（一九）周徧（二〇）隱密（二一）此の二者は微妙にして道の理に合ひて然して後得たりと稱す也（二二）情の眞僞（二三）緊束して終あらしむ（二四）横衡に中る者は出して之れを用ひ、中らざる者は納めて之を藏す（二五）誠なる者は闔ぢて之を取り、誠ならざる者は開ぢて之を去る（二六）春夏に開き秋冬に閉づ（二七）或は開いて以て之を超し、或は閉ぢて之を起す、變化自在なり（二八）我は之に反して彼に出でしめ、或は之に反して復た此に來り、或は彼にも反し此にも忤ふ、皆捭闔よりして生ず（二九）開閉無ければ大道化せず、言說變せず、故に開閉は大道を化し言說を變ずる所以也（三〇）神は心の用をいふ（三一）口也（三二）開閉節あり故に陰陽和す、先後宜しきに合ふ故に終始義あり（三三）もろもろの言說（三四）陰は下を以て小を求め、陽は高を以て大を求む（三五）以て人に說く可く、以て家に說く可く、以て國に說く可く、以て天下に說く可し、說く所皆可なる也（三六）所謂小は無間に入り、大は方所を絕するの義、無限小無限大の謂也（三七）去つて遂に絕つを倍（そむく）と曰ひ、去つて復た來るを反（かへる）といふ（三八）天は圓、地は方、天地上下の義也

陰止而藏。陽動而出。陰隨而入。陽還終始。陰極而反陽。以陽動者德相生也。以陰靜者形相成也。以陽求陰苞以德也。以陰結陽施以力也。陰陽相求由捭闔也。此天地陰陽之道。而說人之法也。爲萬事之先。是謂圓方之門戶。

古之大化者。乃與無形俱生。反以觀往。覆以驗今。反以知古。覆以知今。反以知彼。覆以知己。動靜虛實之理。不合來今。反古而求之。事有反而得覆者。聖人之意也。不可不察。人言者動也。己默者靜也。因其言聽

(一)反應第二

(二)古の大いに化する者は、乃ち(三)無形と俱に生じ、(四)反して以て往を觀、覆して以て今を驗し、反して以て古を知り、覆して以て今を知り、反して以て彼を知り、覆して以て己を知り、(五)動靜、虛實の理、來今に合はざれば、古に反して之を求む。事、反して覆を得る者あるは、聖人の意也。察せざる可からず。(七)人言ふは動也、(六)己默するは靜也、其言に因りて其辭を聽き、(八)言合はざる者あれば、反して之を求むるに、其應必ず出づ。言に象あり、事に比あり。其れ象比ありて其次を觀る。象は其事に象り、比は其辭に比ふなり。(九)無形を以て有聲に求むるは、其れ語を釣り事に合ひて、人の實を得る也。其れ罝網を張りて獸を取るや、多く其會に張りて之を司ふ。道、其事に合へば、(一〇)彼自ら之を出づ、此れ人を釣るの網なり。常に(一一)其網を持して之を驅るに、其言比無ければ、乃ち之が爲めに變じ、

其辭。言有不合者。反而求之。其應必出。言有象。事有比。其有象比以觀其次。象者象其事。比者比其辭也。以無形求有聲。其釣語合事。得人實也。其張罝網而取獸也。多張其會而司之。道合其事。彼自出之。此釣人之網也。常持其網驅之。其言無比乃爲之變。以象

象を以て之を動かして、以て其心を報じ(一二)、其情を見、隨つて(一三)之を牧す。(一四)己反して往き、彼覆して來れば、言に象比あり、因つて基を定め、之を重ね之を襲ね、之を反し之を覆すれば、萬事其辭を失はず。聖人は、愚智(一五)を誘うて事皆疑はざる所なり。古の善く反聽する者は、乃ち鬼神を變じて以て其情を得。其變當(一六)りて、之を牧すること審なれば也。之を牧すること審ならざれば、情を得ること明ならず、情を得ること明ならざれば、基を定むること審ならず。象比を變ずれば必ず反辭あり、以て還つて之を聽く。其聲を聞かんと欲すれば反つて默し、張らんと欲すれば反つて斂め(一七)、高からんと欲すれば反つて下り、取らんと欲すれば反つて與ふ。(一八)情を開かんと欲する者は、象(一九)して之を比して以て其辭を牧す可し。同聲は相呼び、實理は同じく歸す。或は此に因り或は彼に因り、或は以て上に事へ、或は以て下を牧す。此れ眞僞を聽き、同異を知り、其情詐を得るなり。動作言默此と出入し、喜怒此に由りて以て其式を見る。皆先

動之。以報其心。見其情。隨而牧之。己反往。彼覆來。言有象比。因而定基。重之襲之。反之覆之。萬事不失其辭。聖人所誘愚智。事皆不疑。古善反聽者。乃變鬼神以得其情。其變當也。而牧之審也。牧之不審。得情不明。得情不明。定基不審。變象比。必有反辭。以還聽之。

づ定むるを以て之が法則となす。反を以て覆を求め、(二〇)其の託する所を觀る。故に此を用ふる者は、己は靜かならんことを欲す。以て其辭を聽き、其事を察し、萬物を論じ、雄雌を別つに、其事に非ずと雖も、微を見、類を知ること、人を探りて其内に居るが若し。其能を量り其意を射つるや、(二一)符應して失はざること、(二二)騰蛇の指す所の如く、(二三)羿の矢を引くが若し。故に之を知ること、己自ら知るに始まりて、而して後人を知る也。其の(二四)相知るや、比目の魚の若く、其の形を見るや、光と影との若し。其の言を察するや失はざること、磁石の鍼を取り、舌の燔骨を取るが若し、其の人に與ふるや微に、其の情を見るや疾きこと、陰と陽との如く、陽と陰との如く、圓と方との如く、方と圓との如し。未だ形を見ざれば圓以て之を道びき、既に形すれば方以て之を事とす。(二五)進退左右、是れを以て之を司ふ。己先づ定まらざれば、人を牧すること正しからず、事用ひて巧ならず、是れを情を忘れ道を失ふと謂ふ、己審に先づ定まりて人を牧すれば、策す(二六)

欲聞其聲反默。欲張反歛。欲高反下。欲取反與。欲開情者、象可比、以牧其辭。同聲相呼、實理同歸。或因此、或因彼、或以事上、或以牧下。此聽眞僞、知同異、得其情詐也。動作言默、與此出入。喜怒由此、以見其式。皆以先定爲之法則。以反求覆、觀其所託。故用此者

れども、形容無く、其門を見る莫し、是れを天神と謂ふ。

（一）言を聴くに、理合はざるあらば必ず之を反難すべし、彼難ぜらるゝに因りて更に思ひ、必ず以て應ずるあるべしと也 （二）古の聖人。大道を以て物を化する者をいふ （三）無形は道をいふ、動くに必ず道に由ると也 （四）大に化するの聖人は象を暗へ、己を行ひ事を擧ぐるに、愼重反覆詳審、往を觀て來を知り、古を考へて今を知り、彼を知りて己を知る、蓋し反覆とは、今に在り己に在りて反して往を觀、彼を知り、更に又復して今を驗し己を知るの謂ならん （五）動靜は行止、虛實は眞僞、其理未來現在に合はざれば反して古に求む （六）事合はざるあれば、反して彼に求め、因りて此に覆會するを得、此を成すこと彼を考ふるに在り、今に契するは古を求むるに由る、これ聖人の意也 （七）靜を以て動を見れば見る所審かなり、言に因りて辭を觀れば得る所明かなり （八）言ふ所理に合はずとて直ちに之を斥くべからず、之を反難して、彼をして自ら之を求めしむれば、理にかなふの意自ら出づべし （九）無形は理也、有聲は言也 （一〇）彼の理自ら出づ （一一）應事に就かしむるを驗を取るに譬ふ （一二）其志に合し （一三）其情に隨つて牧養す （一四）己反して彼に往き、以て彼を求むれば、彼必ず覆し來りて我に就く、則ち合策以て申ぶ、故に言に象比あり、則ち口に擬言無し、故に以て邦家の基を定むべし （一五）鳥を罔うては其意を知り、情を誘うては之を發動して以て其情を盡す、みな其實を得、故に事みな疑はず （一六）理に當りて （一七）靜也。字の誤か （一八）彼の情を （一九）先づ象比を設けて之を動かし、彼の情既に動き、皆に辭を生ぜんと欲せば、徐々に敬復して其をして自ら辭はしむ、譬へば嘯陰に鳴いて聲同じき必ず應ずるが如し、故によく實理を以て眞實すと也 （二〇）彼の情の隠する所を見る （二一）符契を合はするが如く符應す （二二）禮記（曲禮）の所謂無實に依す （二三）羿（古の矢の名人）の矢は百發百中 （二四）一本「其與相也」 （二五）かくれて未見の時は詭道を以て之を違き、既に著を出で顯を離れて形を見はすの後は古術を以て之に任す （二六）蕃篇すれども形容の見るべきを無く

己欲平靜。以聽其辭。察其事。論萬物。別雄雌。雖非其事。見微知類。若探人而居其內。量其能。射其意也。符應不失。如螣蛇之所指。若羿之引矢。故知之。始己自知。而後知人也。其相知也。若比目之魚。其見形也。若光之與影也。其察言也。不失若磁石之取鍼。舌之取燔骨。其與人也微。其見情也疾。如陰與陽。如陽與陰。如圓與方。如方與圓。未見形。圓以道之。既形。方以事之。進退左右。以是司之。己不先定。牧人不正。事用不巧。是謂忘情失道。己審先定以牧人。策而無形容。莫見其門。是謂天神。

君臣上下之事。有遠而親、近而疏。就之不用。去之反求。日進前而不御。遙聞聲而相思。事皆有內揵。素結本始。或結以道德。或結以黨友。或結以財貨。或結以采邑。用其意。欲入則入、欲出則出、欲親則親。欲疏則

（一）内揵第三

君臣上下の事は、（二）遠くして親しく、近くして疏きあり。之に就けども用ひず、之を去れども反つて求む。日に前に進んで而も御せず、遙に聲を聞いて而も相思ふ。事皆内揵あり、素より本始を結べばなり。或は結ぶに道德を以てし、或は結ぶに（三）黨友を以てし、或は結ぶに財貨を以てし、或は結ぶに采邑を以てす。其意を用ふれば、入らんと欲すれば則ち入り、出でんと欲すれば則ち出で、親まんと欲すれば則ち親み、疏んぜんと欲すれば則ち疏んじ、就かんと欲すれば則ち就き、去らんと欲すれば則ち去り、求めんと欲すれば則ち求め、思はんと欲すれば則ち思ふこと、（四）蚨母の其子に從ふが如く、出づるに間なく、入るに朕なく、獨り往き獨り來り、之を能く止むる莫し。（五）内とは說辭を進め、（六）揵とは謀る所を揵する也。故に遠くして親しきは（七）陰德あれば也。近くして疏きは志合はざれば也。就け

疏。欲レ就則就。欲レ去則去。欲レ求則求。欲レ思則思。若三蚨母之從二其子一也。出無レ間。入無レ朕。獨往獨來。莫二之能止一。内者進二說辭一。揵者揵レ所レ謀也。故遠而親者。有二陰德一也。近而疏者。志不レ合也。就而不レ用者。策不レ得也。去而反求者。事中レ來也。日進レ前而不レ御者。施不レ合也。遙聞レ聲而

ども而も用ひざるは策得ざれば也。去れども而も反つて求むるは、事來(八)に中れば也。日に前に進んで而も御せざるは、施合(九)はざれば也。遙に聲を聞いて而も相思ふは、謀(一〇)に合ひ待つて事を決すれば也。故に曰く、其類を見ずして之を爲す者は逆とせられ、其情を得ずして之に說く者は非とせらる。其情を得れば、乃ち其術を制す。(一一)此を用つて、出づ可く入る可く、揵す可く開く可しと。故に聖人(一二)の事を立つる、此を以て先づ知りて萬物を揵す。夫の道德仁義禮樂計謀に由り、(一三)先づ詩書を取りて混說し、損益して去を議し就を論ず。(一四)合はんと欲する者は内を用ひ、去らんと欲する者は外を用ふ。(一五)外内は必ず道數を明らめ、來事を揣策し、疑を見て之を決す、策に失計なく、功を立て德を建つ。治明かにして產業に入るを、揵して内合ふと曰ふ。上暗くして治めず、下亂れて寤めざれば、揵して之を反す。内自得(一六)して、外留めざれば、說して之を飛す。(一七)若し命じて自ら己を來せば、迎へて之を御す。若し之を去らんと欲すれば、(一八)危に由りて之を與ふ。(一九)環轉して因り

相思者。合於謀待決事也。故曰。不見其類而爲之者見逆。不得其情而說之者見非。得其情。乃制其術。此用。可出可入。可揵可開。故聖人立事。以此先知而揵萬物。由夫道德仁義禮樂計謀。先取詩書混說。損益議去論就。欲合者用內。欲去者用外。外內者必明道數。揣策來事。見疑決之。策無失計。立功建德。治明入產業。曰揵而內合。上暗不治。下亂不寤。揵而反之。內自得而外不留。說而飛之。若命自來己。迎而御之。若欲去之。因危與之。環轉因化。莫之所爲。退爲大儀。

て化（くわ）し、之れが僞す所莫（ところな）くして退（しりぞ）くを大儀となす。

(一) 内は君に説を納るゝ也、揵は之を揵して固からしむる也。上下の交は情意相得て然して後交道固く結びて離れざるを說く (二) 道合へば遠くとも親しく、情乖けば近くとも疏し (三) 或は遠くして而も相親しみ、之を去りて反つて求め、聲を聞きて相思ふは、皆道の合ふによりて相待ちて素より其始めを結べば也 (四) 虫の名、蜘蛛に似て穴中にあり、其子を養ふに蓋を以て穴を覆ひ、出入り往來初より間隙無し、故に物之を止むる能はず (五) 說辭既に進み內れて君に結ぶ (六) 情を度りて謀を爲せば君之を持して失はず、これ即ち揵也 (七) 陰私の自德 (八) 未來 (九) 其稱說する所 (一〇) 其行ふ所已に謀に合ひ、此人を待つて事を決せんとすれば也 (一一) 其情を得れば、出入揵開意のまゝ也 (一二) 聖人は情を得て事を立つ、故に先づ可否を知る、萬物の固く結びて離れざる所以の者は皆其情を得るに由ると也 (一三) 混は同也、先づ詩書の言を取りて以て己の說に同じ、然して後詩事を損益して去就を議論す (一四) 內は情內、外は情外、情を得れば自ら合ひ、情を失へば自ら去るの謂也 (一五) 善く內外を知る者は必ず明かに道術の數を識り、豫め未來の事をはかりて疑を見てよく決す (一六) 自ら賢とするの主、自ら行ふ所を以て得たりと爲して、外賢者の說を留めざれば、聲譽を作爲して之を飛揚し以て釣りて其心を測ると也 (一七) 君心既に己を善とし自ら命有りて來りて己を召せば、迎へて之を御し以て其志を行ふ (一八) 詭か (一九) 去就の際反覆に宜、環の如く、圓轉し、禍に因りて變化し、傍人其爲す所を知る莫し、斯くの如くにして退く、を要を全うするの大法と謂ふべし

物有自然。事有合離。有近而不可見。遠而可知。近而不可見者。不察其辭也。遠而可知者。反往以驗來也。巇者罅也。罅者㵎也。㵎者成大隙。巇始有朕。可抵而塞。可抵而卻。可抵而息。可抵而匿。可抵而得。此謂抵

（一）抵巇第四

物に自然あり、事に合離あり。近くして而も見る可からず、遠くして而も知る可きあり。近くして而も見る可からざるは、其辭を察せざれば也。遠くして知る可きは、往に反して以て來を驗すれば也。巇は罅也、罅は㵎也、㵎は大隙を成す。巇は始め（二）朕（三）あれば、（四）抵つて塞ぐ可く、（五）抵つて卻く可く、（六）抵つて息む可く、（七）抵つて匿す可く、（八）抵つて得可し。此れを抵巇の理と謂ふ。（九）事の危きや、聖人之を知り、獨り其用を保ち、（一〇）化に因りて事を說き、計謀に通達し、以て細微を識り、（一一）毫を秋毫の末に經め、之を太山の本に揮ふ。（一二）其の外に施すに、萌蘖の謀に兆すは、皆抵巇に出る。巇隙を抵つを道術となす。天下分錯し、上に明主なく、公侯に道德なければ、則ち小人讒賊し、（一三）賢人用ひられず、聖人竄匿し、（一四）貪利詐僞の者作り、君臣相惑はし、土崩瓦解して相伐射し、父子離散し、乖亂反目す、是れを萌芽巇（一五）

巇之理一也。事之危也、聖人知レ之。獨保二其用一。因レ化說レ事。通二達計謀一。以識二細微一、經二起秋毫之末一。揮二之於太山之本一。其施レ外。兆二萌牙之謀一。皆由二抵巇一。抵二巇隙一爲二道術一。天下分錯。上無二明主一。公侯無二道德一。則小人讒賊。賢人不レ用。聖人竄匿。貪利詐僞者作。君臣相惑。土崩瓦解而

罅と謂ふ。聖人、萌芽巇罅を見れば、則ち之を抵つに法を以てす。世以て治む可ければ、則ち抵つて之を塞ぎ、治む可からざれば、則ち抵つて之を得。或は抵つこと此の如く、或は抵つこと彼が如く、或は抵つて之を反し、（一六）或は抵つて之を覆す。（一七）五帝の政は抵つて之を塞ぎ、三王の事は抵つて之を得。諸侯の相抵つは勝げて數ふ可からず。此の時に當りては、能く抵つを右と（一八）なす。（一九）天地の合離終始より、必ず巇隙あり、察せざる可からざる也。之を察するに（二〇）捭闔を以てし、能く此道を用ふるは聖人也。聖人は天地の使也。世に抵つ可き無ければ、則ち深く隱れて時を待ち、時に抵つ可きあれば、則ち之が謀を爲し、（二一）以て上に合ふ可く、以て下（二二）を檢す可く、（二三）能く因り能く循ひ、天地の爲めに神を守る。

（一）抵は擊つ也、巇は隙也、隙あるに乘して之を擊つを言ふ　（二）既往を反考して以て將來を驗す　（三）きざし、隙の將に兆さんとする其徵を謂ふ　（四）其內より成る者は也　（五）其外より來る者は也　（六）下より生ずる者は也　（七）其萌の微なる者は也　（八）治む可からざる者は也　（九）其兆纔にあらはるゝや　（一〇）變化に隨つて　（一一）起は始、經は治、本は其の道、微細に起りて遂に大業を成すをいふ　（一二）化政外に施すに、其始め萌牙の如き微小な

相代射。父子離散。乖亂反目。是謂萌牙巇罅。聖人見萌芽巇罅。則

る謀に兆すは（一三）聖賢を也（一四）かくれる（一五）亂世の萌芽、間の罅隙といふ（一六）之を助け（一七）其國を取る（一八）上（一九）合離は否泰也、天地の交る之を泰といひ、天地の交らざる之を否といふ、天地尚は罅隙あり況や人事をやと也（二〇）亦否泰也（二一）抵て之を塞ぎ、時を助けて治を爲すを謂ふ（二二）抵て之を得る也（二三）此道に因り循へば天寶の位居るべし、故に能く天地の爲めに其神祀を守ると也

抵之以法。世可以治。則抵而塞之。不可治則抵而得之。或抵如此。或抵如彼。或抵反之。或抵覆之。五帝之政抵而塞之。三王之事抵而得之。諸侯相抵不可勝數。當此之時。能抵爲右。自天地之合離終始。必有巇隙。不可不察也。察之以捭闔。能用此道聖人也。聖人者天地之使也。世無可抵。則深隱而待時。時有可抵。則爲之謀。可以上合。可以檢下。能因能循。爲天地守神。

凡度權量能。所以徵遠來近。立勢而制事。必先察同異。別是非之語。見內外之辭。知有無之數。決安危之計。定親疏之事。然後乃權量之。其有隱括。乃可徵。乃可求。乃可用。引鉤箝之辭。飛而箝之。鉤箝之語。其說

飛箝第五（一）

凡そ（二）權を度り能を量るは、（三）遠きを徵し近きを來す所以なり。（四）勢を立てゝ事を制し、必ず先づ同異を察し、是非の語を分ち、（五）內外の辭を見、有無の數を知り、安危の計を決し、親疏の事を定め、然る後乃ち之を（七）權量す。其れ（八）隱括するありて、乃ち徵す可く、乃ち求む可く、乃ち用ふ可し。（九）鉤箝の辭を引き、飛して之を箝す。鉤箝の語は、其の辭を說くや、（一〇）乍ち同じく乍ち異にす。（一一）其の善くす可からざる者は、（一二）或は先づ之を徵して後に重累し、（一三）或は先づ重累を以てして後に之を毀り、（一四）或は重累を以て毀となし、（一五）或は毀を以て重累となす。其用、或は財貨、琦瑋、珠玉、白璧、采色を稱して以て之に事へ、（一六）或は能を量り勢を立てゝ以て之を鉤し、（一七）或は伺候して𡺃を見て之を箝し、（一八）其事、（一九）抵巇を用ふ。將に之を天下に用ひんと欲すれば、必ず權を度り能を度り、天時の盛衰を見、地形の廣狹、岨嶮の難易、

也。其乍同乍異。其不レ可レ善者。或先徵レ之而後重累。或先以二重累一而後毀レ之。或以二重累一爲レ毀。或以レ毀爲二重累一。其用或稱二財貨琦瑋珠玉白璧采色一以事レ之。或量レ能立レ勢以鉤レ之。或伺候見レ澗而箝レ之。其事用二抵巇一。將欲レ用二之於天下一。必度レ權量レ能。見二天時之盛衰一制二地形之

人民貨財の多少、諸侯の交の孰れか親しく孰れか疎に、孰れをか愛し、孰れをか憎むを制し、心意の慮懷、其意を審にし、其の好惡する所を知り、乃ち就いて其の重んずる所に說き、飛箝の辭を以て其の好む所を鉤し、箝を以て之を求む。(二〇)之を人に用ふるには則ち智能を量り、(二一)材力を權り、氣勢を料り、之が樞機を爲し(二二)て、以て之を迎へ、(二三)之に隨ひ、(二四)箝を以て之を和し、意を以て之を宜しくす。此れ飛箝の綴也。(二五)人に用ふるときは、則ち空しく往いて(二六)實に來り、綴して失はず、以て其辭を究むれば、箝して從にす可く、箝して橫にす可く、引いて東す可く、引いて西す可く、引いて南す可く、引いて北す可く、引いて反す可く、引いて覆す可し。(二七)覆すと雖も、能く復た其度を失はず。

(一) 飛は飛揚也、箝は緘束也、人を取るの道、先づ大いに之を稱揚し、然る後其好む所に因つて牽持緘束して離れ去るを得ざらしむべきを言ふ (二) 人の權略を度り材能を量りて、その權能あるものを稱揚尊重するは (三) 賢者の遠きに在る者を召し、近きに在る者を來らしむる所以也 (四) 遠近既に至らば、乃ち賞罰の勢を立て能否の事を制す、事勢既に立たば、必ず先づ黨與の同異を察し言語の是非を別つ (五) 辭の情僞を見、術數の有無を知り (六)

廣狹。岨嶮之難易、人民貨財之多少。諸侯之交、孰親孰疏。孰愛孰憎。心意之慮懷。審其意。知其所好惡。乃就說其所重。以飛箝之辭、鉤其所好。以箝求之。用之於人。則量智能。權材力。料氣勢。爲之樞機。以迎之隨之、以箝和之、以意宜之。此飛箝之綴也。用於人。則空往而實來。綴而不失。以究其辭。可箝而從。可箝而橫。可引而東。可引而西。可引而南。可引而北。可引而反。可引而覆。雖覆能復、不失其度。

或は親しくし或は疏々しくす　(七)　輕重長短をはかる　(八)　理にて稽めて其曲直を聞く　(九)　鉤は内を蔽はして其情を得る也、飛は外より譽めて其情を得る也、箝は牽束して離れ去るべからざらしむるをいふ　(一〇)　不意に出でて變化縱橫す　(一一)　鉤箝の辭を以て善く動かすべからざる者は　(一二)　其人既に至り、然して後其材の有る所を求す、其能くする所を知れば、人或は此に因つて從化する者あり　(一三)　或は其有する所を賦すと雖も猶ほ未だ從化せざる有れば、其材術とする者に就きて之をそしる　(一四)　或は其有する所を獄して、其短自ら形るゝこと有り　(一五)　或は其短を說きて因つて其材術を著はれしむる有り。以上言ふ所は、其人動かし難きが爲に或は之を重累し、或は之を毀毀す、驅誘して從化せしむる所以なる也　(一六)　人臣に從化し、將に之を用ひんとするや、財貨采色を以て其人の貪廉を知らんと欲す　(一七)　其能の優劣を量り、然して後去就の勢を立てゝ以て其情を鉤り以て智謀を知る　(一八)　彼の行事を伺ひて其すさまを見て之を箝持して以て其勇怯を知る　(一九)　上の事無險の術を用ひて之を擔す　(二〇)　飛箝の術を諸侯に用ふるには　(二一)　其諸侯の智能を　(二二)　樞は門の動靜を主るもの、機は弩の放發を主るもの、言ふは、既に其諸侯の智謀可否を知り、然して後法を立てゝ其動靜を定め、其出沒を制す、猶ほ樞の門に於けるが如く、機の弩に於けるが如しと也　(二三)　或は先じて之を迎へ、或は後れて之に隨ふ　(二四)　其情を箝して以て之に和し、其意を用ひて之を宜しうす、此の如くなれば諸侯の情は得て執るべく、己の用得て固からん、故に飛箝の綴といふ也　(二五)　飛箝の術を以て人を任使すれば　(二六)　たゞ辭卷を以て之を箝揚する事ある空しく往くといひ、彼は心情を吐露して我に歸附する事ある實に來ると謂ふ　(二七)　覆敗すとも必ず復び振ひて其信度を失はず

凡趨合倍反。計有適合。化轉環屬。各有形勢。反覆相求。因事爲制。是以聖人居天地之閒。立身御世。施教揚聲明名也。必因事物之會。觀天時之宜。因之所多所少。以此先知之。與之轉化世無常貴。事無常師。聖

(一)忤合第六

凡そ(二)趨合倍反は、計に適合あり、(三)化轉環屬して、各形勢あり、反覆相求めて、(四)事に因りて制を爲す。是を以て聖人、天地の閒に居り、身を立て世を御め、教を施し聲を揚げ名を明かにするや、必ず事物の會に因り、天時の宜しきを觀、之が多き所少き所に因り、此れを以て先づ之を知り、之と與に轉化す。世に常貴なく、事に常師なし。聖人は常に爲して爲さゞる無く、(五)聽く所は聽かざる無し。(六)事に成りて計謀に合へば、之と與に主となす。彼に合へば此に離れ、(七)計謀は兩つながら忠ならず。必ず反忤あり、是れを反すれば彼に忤ひ、此れに忤へば彼に反す。其術や、之を天下に用ふれば、必ず天下を量りて之と與にし、之を國に用ふれば、必ず國を量りて之と與にし、之を家に用ふれば、必ず家を量りて之と與にし、之を身に用ふれば、必ず身の材能氣勢を量りて之と與にす。(八)大小進退其用は

人常爲無レ不レ爲。所レ聽無レ不レ聽。成ニ於事一而合ニ於計謀一。與レ之爲レ主。合ニ於彼一而離ニ於此一。計謀不ニ兩忠一必有ニ反忤一。反ニ於是一忤ニ於彼一。忤ニ於此一反ニ於彼一。其術也。用ニ之天下一。必量ニ天下一而與レ之。用ニ之國一。必量レ國而與レ之。用ニ之家一。必量レ家而與レ之。用ニ之身一。必量ニ身材能氣勢一而與レ之。大小進退

一なり。必ず先づ謀慮し、計定まりて而して後之を行ふに飛箝の術を以てす。古の背向(九)を善くする者は、乃ち四海を協はせ(一〇)、諸侯を包ね(一一)、忤合(一二)の地にして之を化轉し、然して後之を以て合ふを求む。故に伊尹は五たび湯に就き、五たび桀に就き、然して後湯に合ひ、呂尚(一三)は三たび文王に就き、三たび殷に入りて明かにする所ある能はず、然して後文王に合ふ。此れ天命(一四)の箝を知る、故に之に歸して疑はざる也。至聖人、奥に達するに非ざれば、世を御むる能はず、心を勞し思を苦しめざれば、(一五)事を原むる能はず、心を悉し情を見さざれば、名を成す能はず、材質惠ならざれば、兵を用ふる能はず、忠實眞無ければ、人を知る能はず。故に忤合の道は、己必ず自ら材能知睿を度り、長短遠近孰れか如かざるを量り、乃ち以て進む可く、乃ち以て退く可く、乃ち以て從にす可く、乃ち以て横にす可し。

(一) もとると合ふ。士の去就の道を言ふ也 (二) 去就の意 (三) 變化に隨つて轉じ、環の連屬するが如し (四) 事情 (五) 謀くべき所は (六) 事に於て必ず成り、謀に於て必ず合ふ者を以て衆とともに之を立て推して以て主と爲す (七) 兩主に事へ兩主の爲めに謀る能はざるをいふ (八) 其術を用ふるに大小進退の異はあれども (九) よく向背の

其用一也。必先謀慮。計定而後行レ之。以二飛箝之術一。古之善背二向者一。乃協二四海一。包二諸侯一忤合之地而化二轉之一。然後以レ之求レ合。故伊尹五就レ湯。五就レ桀。然後合二於湯一。呂尚三就二文王一。三入レ殷而不レ能レ有レ所レ明。然後合二於文王一。此知二天命之箝一。故歸レ之不レ疑也。非下至聖人達上レ奧。不レ能レ御レ世。不下勞レ心苦上レ思。不レ能レ原レ事。不下悉レ心見上レ情。不レ能レ成レ名。材實不レ惠。不レ能レ用レ兵。忠實無レ眞。不レ能レ知レ人。故忤合之道。已必自度二材能知睿一。量二長短遠近孰不上レ如。乃可二以進一。乃可二以退一。乃可二以從一。乃可二以橫一。

理を知る者は（一〇）合同し（一一）兼併し（一二）驅りて忤合の地に置き、然して後法を設けて變化して之を轉移す、衆心既に從つて乃ち其眞主を求めて之と合す（一三）太公望（一四）天命の係る所（一五）事の根源を究むる

古之善用天下者。必量天下之權。而揣諸侯之情。量權不審。不知強弱輕重之稱。揣情不審。不知隱匿變化之動靜。何謂量權。曰。度於大小。謀於衆寡。稱貨財之有無。料人民多少饒乏有餘不足幾何。辨地形之

揣篇第七(一)

古の善く天下を用ふる者は、必ず天下の權を量り、而して諸侯の情を揣る。權を量ること審ならざれば、強弱輕重の稱(二)を知らず、情を揣ること審ならざれば、隱匿變化の動靜を知らず。何をか權を量ると謂ふ。曰く、大小を度り、(四)衆寡を謀り、貨財の有無を稱り、人民の多少、饒乏、有餘不足、(三)幾何なるかを料り、地形の險易孰れか利あり孰れか害ある、謀慮孰れか長じ孰れか短なる、君臣の親疏孰れか賢り孰れか否ざると、賓客の智慧孰れか少く孰れか多きとを辨へ、天時の禍福孰れか吉孰れか凶なる、諸侯の親孰れか用ひ孰れか用ひざる、百姓の心の去就變化孰れか安く孰れか危く、孰れか好み孰れか憎む、反側孰れか便に孰れか知なるを觀る、此の如き者是れを權と謂ふ。情を揣るとは、必ず(五)其の甚だ喜ぶの時を以て、往いて其欲を極むる也、其の欲するあるや、其情を隱す能

險易孰利孰害、謀慮孰長孰短。君臣之親疏孰賢孰否、與二賓客之智睿孰少孰多一。觀二天時之禍福。孰吉孰凶。諸侯之親孰用孰不レ用。百姓之心去就變化孰安孰危。孰好孰憎、反側孰便孰知一。如レ此者是謂レ權。揣レ情者。必以二其甚喜之時一。往而極二其欲一也。其有レ欲也。不レ能レ

はず。必ず其の甚だ懼るゝの時を以て、往いて其の惡を極むる也、其の惡むあるや、其情を隱す能はず。情欲は必ず其變（六）を知る。感動すれども而も其變を知らざれば、乃ち且く其人を錯いて、與に語ること勿れ、而して更に親（七）む所に問うて、其の安んずる所を知れ。夫れ情內に變ずれば、形外に見はる。故に當に必ず其の（八）見はれたる者を以てして其の隱れたる者を知る。此れ所謂深きを測り情を揣るなり。故に國事を計るには、（九）則ち當に審かに權量すべし。人主に說くには、則ち當に審かに揣情すべし。情欲を謀慮すること必ず此に出づれば、乃ち貴うす可く、乃ち賤しうす可く、乃ち輕んず可く、乃ち重んず可く、乃ち利す可く、乃ち害す可く、乃ち成す可く、乃ち敗る可し、（一〇）其數は一也。故に先王の道、聖智の謀ありと雖も、（一一）揣情に非ずんば、隱匿之を索むるに所なけん。謀（一二）の大本にして說の法也。常に人に事あれども、人、事に先だちて至る莫し、此は最も爲し難し。故に曰く、情を揣ること最も守司し難しと。必ず其の謀慮を時にするを

隱其情。必以其甚懼之時。往而極其惡也。其有惡也。不能隱其情。情欲必知其變。感動而不知其變者。乃且錯其人。勿與語。而更問所親。知其所安。夫情變於内者。形見於外。故當必以其見者而知其隱者。此所謂測深揣情。故計國事者。則當審權量。說人主。則當審揣情。謀慮情欲必出於此。乃可貴。乃可賤。乃可輕。乃可重。乃可利。乃可害。乃可成。乃可敗。其數一也。故雖有先王之道聖智之謀。非揣情。隱匿無所索之。謀之大本也。而說之法也。常有事於人。人莫先事而至。此最難爲。故曰。揣情最難守司。言必時其謀慮。故觀蜎飛蠕動。無不有利害。可以生事。美生事者。幾之勢也。此揣情飾言。成文章而後論之。

言ふなり。故に蜎飛蠕動(けんぴぜんどう)(一三)を觀(み)るに、利害あらざる無く、以て(一四)事を生ずべし。事を(一五)美生するは、幾(き)の勢(いきほひ)也。此(こ)れ(一六)情(じやう)を揣(はか)り言を飾(かざ)め、文章を成して而して後之れを論ず。

(一) 天下の權を量り情を揣るを言ふ　(二) はかり　(三) 國の大小をはかり　(四) 民の衆寡をはかり　(五) 人の情は甚だ喜ぶ時には欲する所著はれ、甚だ懼るゝ時には惡む所彰はる、其好惡の著はるゝに乘じて之を極むれば、其情知るべしと也　(六) 好惡喜懼　(七) 其人の親しむ所の人　(八) 外に見れたる者によりて　(九) 内に隱れたる者を　(一二) 數は術也、人の情を揣ること審かなれば、貴賤成敗皆我が制す所たるをいふ　(一〇) 揣情の術　(一一) 揣情は　(一三) 微虫にても亦猶は利害の心を懷く　(一四) 之に順へば喜び之に逆へば怒る、況んや人に於てをや　(一五) 事の美を成生するは幾微の勢を審かにすれば也　(一六) 既に彼の情を揣り得して後言語を修飾し、以て之を導く、故に說辭必ず文章を成さしめ、而して後論ずべしと也

摩之符也。內符者揣之主也。用之有道。其道必隱。微摩之以其所欲。測而探之。內符必應。其應也。必有爲之。故微而去之。是謂塞窌匿端隱貌逃情而人不知。故成其事而無患。摩之在此。符之在彼。從而應之。事

(一)摩篇第八

摩の符するや、(二)內符は揣の主也。(三)之を用ふるに道あり、其道は必ず隱る。(四)微に之を摩するに其の欲する所を以てし、測りて之を探れば、內符必ず應ず。其應ずるや、必ず(五)之を爲すあり。故に微にして之を去る、是れを(六)窌を塞ぎ端を匿し貌を隱し情を逃れて人知らずと謂ふ。故に其事を成して患無し。之を摩するは此に在り、(八)之に符するは彼に在り。從つて之に應ずれば、事、可ならざる無し。(七)古の善く摩する者は、鉤を操りて(九)深淵に臨み、餌して之を投ずれば必ず魚を得るが如し。故に曰く、(一〇)主事日に成りて人知らず、主兵日に勝ちて人畏れずと。聖人は(一一)之を陰に謀る、故に神と曰ひ、(一二)之を陽に成す、故に明と曰ふ。所謂主事日に成るとは、徳を積むや、而も民之に安んじて其の利する所以を知らず、善を積むや、(一三)而も民之を道として其の然る所以を知らず、而して天下之を神明に比す。主兵日

無不可。古之善摩者。如操鉤而臨深淵。餌而投之。必得魚焉。故曰。主事日成而人不知。主兵日勝而人不畏也。聖人謀之於陰。故曰神。成之於陽。故曰明。所謂主事日成者。積德也。而民安之不知其所以利。積善也。而民道之不知其所以然。而天下比之神明也。主

に勝つとは、常に爭（二四）はず費さゞるに戰つて、民服する所以を知らず、畏るゝ所以を知らず、而して天下之を神明に比す。其（二五）摩するは、平を以てするあり、正を以てするあり、喜を以てするあり、怒を以てするあり、名を以てするあり、行を以てするあり、廉を以てするあり、信を以てするあり、利を以てするあり、卑を以てするあり。平は靜也、正は直也、喜は悅也、怒は動也、名は發（二六）也、行は成也、廉は潔也、信は明也、利は求也、卑は諂也。故に聖の獨り用ふる所の者は、衆人皆之れ有れども、然かも功を成す無きは、其の之を用ふること非なれば也。故に謀は周密より難きは莫く、說は悉く聽かるゝより難きは莫く、事は必ず成るより難きは莫し。此三つの者は、（二七）然る後之を能くす。故に謀必ず周密ならんことを欲すれば、必ず其の與に通ずる所の者を擇みて說く。故に曰く、或は結（二八）んで隙無しと。夫れ事成るは必ず數（二九）に合へばなり。故に曰く、道數（三〇）は時と相偶ふ者也と。說者聽かるゝは必ず情に合へばなり。故に曰く、情合ふ者は聽かる

兵曰勝者。常戰於不爭不費。而民不知所以服。不知所以畏。而天下比之神明。其摩者有以平。有以正。有以喜。有以怒。有以名。有以行。有以廉。有以信。有以利。有以卑。平者靜也。正者直也。喜者悅也。怒者動也。名者發也。行者成也。廉者潔也。信者明也。利者求也。卑

と。故に物は類に歸す。薪を抱いて火に趨けば、燥ける者先づ燃え、平地に水を注げば、濕へる(二一)者先づ湮む。此れ物類の相應ずる、勢に於て譬へば猶ほ是のごとき也。此れ內符の外摩に應ずるや是の如きを言ふ。故に曰く、之を摩するに其類を以てするに、相應ぜざる者あり。乃ち之を摩するに其欲を以てするに、聽かざる者あり、故に(二二)獨行の道と曰ふと。夫れ(二三)幾者は晚からず、(二四)成りて抱かず、(二五)久しくして化成す。

（一）人の情を揣り其欲する所を揣摩するの道を言ふ　（二）其情を揣り知りて其欲する所を以て之を摩すれば、情欲內に動いて符驗外に見はる、卽ちこれ內符也　（三）揣は其情慕を度る所以、摩は動いて內符する所以、揣摩を用ふるには先づ其理を定む、故に之を用ふるに道ありといふ、然れば則ち情を以て情を度るなり、情は本と潛密、故に其の道必ず隱るといふ　（四）既に揣りて其情の趣き向ふ所を知りて後　（五）吾が爲さんと欲する所を行ふ　（六）審也　（七）我　（八）摩するは　（九）彼　（一〇）釣針　（一一）潛謀陰密人之を知るなし　（一二）功成り事遂げて顯然彰著也　（一三）其道に從ひて　（一四）善く戰ふ者は禍を未然に防ぐ、故に爭はず費さざる也　（一五）人の材能性情種々樣々なれば、之を摩する道亦一ならざる也　（一六）爭揚　（一七）善く摩する者にして始めて　（一八）密なる也　（一九）術數　（二〇）道と術と時と相遇うて然して後功業成るべし　（二一）各々其同類に歸す　（二二）摩は惟獨り聖人の善く行ふ道

者詔也。故聖所㆓獨用㆒者。衆人皆有ㇾ之。然無ㇾ成ㇾ功者。其用ㇾ之非也。故謀莫ㇾ難㆓於周密㆒。說莫ㇾ難㆓於悉聽㆒。事莫ㇾ難㆓於必成㆒。此三者。然後能ㇾ之。故謀必欲㆓周密㆒。必擇㆘其所㆓與通㆒者㆖說也。故曰。或結而無ㇾ隙也。夫事成必合㆓於數㆒。故曰。道數與ㇾ時相偶者也。說者聽必合㆓於情㆒。故曰。情合者聽。故物歸ㇾ類。抱ㇾ薪趨ㇾ火。燥者先燃。平地注ㇾ水。濕者先濡。此物類相應。於ㇾ勢譬猶ㇾ是也。此言㆘內符之應㆓外摩㆒也如㆖ㇾ是。故曰。摩ㇾ之以㆓其類㆒焉。有㆘不㆓相應㆒者㆖。乃摩ㇾ之以㆓其欲㆒焉。有㆓不ㇾ聽者㆒。故曰㆓獨行之道㆒。夫幾者不ㇾ晚。成而不ㇾ抱。久而化成。

(三三) 機微を知る者は時機を逸すること無く (三四) 功成りて之に居らず (三五) 此二者を行ふこと久しければ以て天下を化すべし

說レ之者說レ之也。說レ之者資レ之也。飾言者假レ之也。假レ之者益損也。應對者利辭也。利辭者輕論也。成レ義者明レ之也。明レ之者符驗也。難言者卻論也。卻論者釣レ幾也。佞言者諂而干レ忠。諛言者博而干レ智。平言者決而干レ

(一)權篇第九

(二)之を說くとは之に說く也、之に說くとは之に(三)資る也。飾言は之を假る也、之を假るとは(四)益損也。(五)應對は利辭也、利辭とは輕論也。義を成すは之を明にする也、之を明にすとは(六)符驗也。(七)難言は卻論也、卻論とは(八)幾を釣る也。佞言は諂つて忠を干め、諛言は博くして智を干め、平言は(一一)決して勇を干め、(一二)戚言は權して信を(九)干め、靜言は反して勝を干む。(一〇)(一三)意に先だち欲を成すは諂也、繁く文辭を稱するは博也、策選進謀は權也、(一四)縱舍疑はざるは決也、(一五)先分足らざるに非を窒ぐは反也。故に口は機關也、情意を閉づる所以也。耳目は心の佐助也。(一六)(一七)閒を窺ひ姦邪を見る所以なり。故に曰く、(一八)參調うて應ずれば、道を利して動くと。故に繁言して亂れず、翱翔して迷はず、變易して危からざるは、要を觀、理を得ればなり。故に目無き者には、示すに(一九)五色を以てす可からず、耳無き者には、告ぐるに五音(二〇)

勇。戚言者權而干信。靜言者反而干勝。先意成欲者諂也。繁稱文辭者博也。策選進謀者權也。縱舍不疑者決也。先分不足而窒非者反也。故口者機關也。所以閉情意也。耳目者心之佐助也。所以窺間見姦邪。故曰。參調而應。利道而動。故繁言而不亂。翺翔而不

を以てす可からず。故に以て往く可からざるは、之を開く所無ければ也、以て來す可からざるは、之れを受くる所無ければ也。物通ぜざるあるは、故に事を事とせざれば也。古人言ふあり、曰く、口は以て食ふ可く、以て言ふ可からずと。言は忌諱あれば也、衆口、金を鑠すは、言に曲あるが故也。人の情は、言を出せば則ち聽かんことを欲し、事を擧ぐれば則ち成らんことを欲す。是故に智者は其の短なる所を用ひずして、愚人の長ずる所を用ひ、其の拙なる所を用ひずして、其愚人の工なる所を用ふ、故に困まず。其の利あるを言ふは、其の長ずる所に從へば也、其の害あるを言ふは、其の短なる所を避くれば也。故に介蟲の悍なるや必ず堅厚を以てし、螫蟲の動くや必ず毒螫を以てす。故に禽獸の其長を用ふる、談者は其用を用ふるを知る。故に曰く、言辭に五あり、曰く病、曰く怨、曰く憂、曰く怒、曰く喜。故に曰く、病は衰氣に感じて神ならざる也、怨は腸絶えて主無き也、憂は閉塞して泄さゞる也、怒は妄動して治まらざる也、喜は宣散し

迷。變易而不レ危者。覩レ要得レ理。故無レ目者。不レ可三示以二五色一。無レ耳者不レ可三告以二五音一。故不レ可二以往一者。無レ所レ開レ之也。不レ可二以來一者。無レ所レ受レ之也。物有レ不レ通者。故不レ事レ事也。古人有レ言。曰。口可二以食一不レ可二以言一。言者有二忌諱一也。衆口爍レ金。言有レ曲故也。人之情。出レ言則欲レ聽。舉レ事則

て要無き也。此五つの者、精なれば則ち之を用ひ、利なれば則ち之を行ふ。故に智者と言ふには博に依り、拙者と言ふには辨に依り、辨者と言ふには要に依り、貴者と言ふには勢に依り、富者と言ふには高に依り、貧者と言ふには利に依り賤者と言ふには謙に依り、勇者と言ふには敢に依り、過者と言ふには鋭に依る、此れ其術也。而して人は(一四)常に之に反す。是故に智者と言へば、此を將て以て之を明にし、不智者と語れば、此術を以て之に教ふ、然れども人は(一五)爲し難き也。故に言(一六)には類多く、事には變多し。故に終日言へども、其類を失はざるが故に、事亂れず、終日變ぜず、其主を失はず。故に智は不妄を貴ぶ。聽は聰を貴び、智は明を貴び、辭は奇を貴ぶ。

(一) 人に説くの機變を言ふ　(二) 説とは之を彼人に説く也　(三) 彼人より取る有る也　(四) 之を損益する所あるべき也　(五) 彼の間に應じて卒に之に對ふるは便利の辭也、辭便利を尚ぶ故に輕々しき論といふ也　(六) 符驗ある也　(七) 言説は合はざれば反覆相難ず、前の論事を翻論する所以也、翻論は必ず理精しくして事微なれば、其微得て盡すべし　(八) 其深微を求むるを釣るといふ　(九) 忠の名　(一〇) 賢の名　(一一) 果決にして勇に名を干む　(一二) 愛蔵

欲成。是故智者不用其所短。而用愚人之所長。不用其所拙。而用愚人之所工。故不困也。言其有利者。從其所長也。言其有害者。避其所短也。故介蟲之捍也。必以堅厚。螫蟲之動也、必以毒螫。故禽獸之用其長。而談者知用其用也。故曰。言辭五。曰病。曰怨。曰憂。曰怒。曰喜。故曰。病者感衰氣而不神也。怨者腸絕而無主也。憂者閉塞而不泄也。怒者妄動而不治也。喜者宣散而無要也。此五者。精則用之。利則行之。故與智者言依於博。與拙者言依於辨。與辨者言依於要。與貴者言依於勢。與富者言依於高。與貧者言依於利。與賤者言依於謙。與勇者言依於敢。與過者言依於銳。此其術也。而人常反之。是故與智者言、將此以明之。與不智者語以此術教之。然人難爲也。故言多類、事多變。故終日言不失其類。故事不亂。終日不變而不失其主。故智貴不妄。聽貴聰。智貴明。辭貴奇。

して言を陳ぶるは策謀を進めて信の名を求め（一三）人の意に先ちて人の欲を成すは（一四）進止の意（一五）己が賓足らず（一六）たすけ（一七）間隙。一に間に作る、又闘の誤にて「窺ひて隙罅を闚見する所以」と訓ずべしともいふ（一八）心耳目の三が調和して相應ずれば動いて利あらざるなし（一九）青黄赤白黒（二〇）商宮角徴羽（二一）往いて彼に說くべからざるは（二二）彼に之を聞くべき所無ければ也（二三）來りて我に說くべからざるは（二四）閉塞して通ぜざるは（二五）忌諱に觸る（二六）私曲（二七）人の其言を聽かんことを（二八）言者の短所拙所は衆人の長所巧所に如かず、故に其拙短を棄てゝ彼の工長を用ふ、故に困らず（二九）堅く厚き甲（三〇）人をさす毒虫（三一）其他の禽獸亦其長を用ひて以て自ら保全するを知らざるなし（三二）諜者此に感じて其用ふべき所を用ふるを知る（三三）言に搖蕩す、故に宣び散りて言に要無し。要は要約の義（三四）泄せざる凡庸の人（三五）人の逆へることと日久しく因つて之を救ふれども易へず、故に爲し難しと也（三六）言は優游弁難、故に類多し、事は時に隨つて化す、故に變多し、若し言類を失はざれば事も亦亂れず、亂れざるが故に其主常有り、能く常有りて反せざらしむる者は智の用也、故に其智、貴うして妄ならざるべし

爲人凡謀有道。必得其所因。以求其情。審其情。乃立三儀。三儀者。曰上。曰中。曰下。參以立焉。以生奇。奇不知其所擁。始於古之所從。故鄭人之取玉也。載司南之車。爲其不惑也。夫度材量能揣情者。亦事之司南

謀篇第十（一）

人の爲めに凡そ謀るに道あり、必ず其の（二）因る所を得て、以て其情を求む。其情を審にし、乃ち三儀を立つ。三儀とは、（三）曰く上、曰く中、曰く下、參して以て立ち、以て奇を生ず。（四）奇は其の擁がる所を知らず、（五）古の從ふ所に始まる。故に鄭人の玉を取るや、（六）司南の車に載す、其の惑はざるが爲め也。夫れ材を度り能を量り情を揣るは、亦事の司南也。故に情を同じうして倶に相親しむ者は、其れ倶に成す者也、欲を同じうして相疏んずる者は、其れ偏に害する者也、惡を同じうして相親しむ者は、其れ倶に害する者也、惡を同じうして相疏んずる者は、偏に害する者也。故に相益すれば則ち親しみ、相損ずれば、則ち疏んずるは、其の數行はるれば也。此れ同異の分類を察する所以の一なり。故に墻は隙に壞れ、木は其節に毀る、斯れ蓋し其分也。故に變は事を生じ、事は謀を生じ、

也。故同ㇾ情而俱相親者。其俱成者也。同ㇾ欲而相疏者。其偏害者也。同ㇾ惡而相親者。其俱害者也。同ㇾ惡而相疏者。偏害者也。故相益則親。相損則疏。其數行也。此所三以察二同異之分類一一也。故墻壞二於其隙一。木毀二於其節一。斯蓋其分也。故變生二於事一。事生ㇾ謀。謀生ㇾ計。計生ㇾ議。議

謀は計を生じ、計は議を生じ、議は説を生じ、説は進を生じ、(八)進は退を生じ、退は制を生じ、因りて以て事を制す、故に百事は一道にして、(九)百度は一數也。夫れ仁人は貨を輕んず、誘ふに利を以てす可からずして、費を出さしむ可く、勇士は難を輕んず、懼すに患を以てす可からずして、危きに據らしむ可く、智者は(一〇)數に達し理に明なり、欺くに誠を以てす可からずして、示すに道理を以てす可く、功を立てしむ可し。是れ三才なり。故に愚者は蔽はれ易く、不肖者は懼され易く、(一一)貪者は誘はれ易きなり。是れ事に因りて之を裁す。故に強なる者は弱を積めるなり、餘りある者は不足を積める也。此れ其道術行はるゝ也。

(一) 計謀の道を述ぶ　(二) 其因る所を得れば其情を知るべし、情を知りて謀れば事成らざるなし　(三) 上智中材下愚の三者を立て、參して以て謀す、然る後奇計得て立つべし　(四) 奇計既に生ずれば、通達せざるなし、故に其擁蔽する所を知らず　(五) 此奇計は古への順道に始まる　(六) 指南車　(七) ふし　(八) 進むことあれば退くことある也　(九) もろ／＼のはかりごとは一の術數に出ず　(一〇) 術數　(一一) 此三者は皆之によりて功を立てしむべし

生レ說。說生レ進。進生レ退。退生レ制。因以制二於事一。故百事一道。而百度一數也。夫仁人輕レ貨。不レ可二誘以一レ利。可レ使レ出レ費。勇士輕レ難。不レ可二懼以一レ患。可レ使レ據レ危。智者達二於數一明二於理一。不レ可二欺以一レ誠。可三示以二道理一。可レ使レ立レ功。是三才也。故愚者易レ蔽也。不肖者易レ懼也。貪者易レ誘也。是因レ事而裁レ之。故爲レ強者積二于弱一也。有レ餘者積二于不足一也。此其道術行也。

故外親而內疏者說レ內。內親而外疏者說レ外。故因二其疑一以變レ之。因二其見一以然レ之。因二其說一以要レ之。因二其勢一以成レ之。因二其惡一以權レ之。因二其患一以斥レ之。摩而恐レ之。高而動レ之。微而證レ之。符而應レ之。壅而塞レ之。亂

故に外親しんで內疏んずる者は內を說き內親しんで外疏んずる者は外を說く。故に(一)其疑に因りて以て之を變じ、其見に因りて以て之を然とし、(二)其說に因りて以て之を要し、(三)其勢に因りて以て之を成し、其惡に因りて以て之を權り、其患に因りて以て之を斥け、(四)摩して之を恐し、高くして之を動かし、(五)微にして之を證し符して之を應ぜしめ、壅いで之を塞ぎ、亂して之を惑はす、是れを計謀と謂ふ。計謀の用、公は私に如かず、私は結に(六)如かず、結べば隙無き者なれば也。正は奇に如かず、奇は流れ(七)て止まざる者なれば也。故に人主に說く者は、必ず之と與に奇を言ひ、人臣に說く者は、必ず之と與に私を言ふ、(八)其身內にして其言外なる者は疏んぜられ、其身外にして其言深き者は危し。人の近くして欲せざる所を

而惑之。是謂計謀。計謀之用。公不如私。私不如結。結而無隙者也。正不如奇。奇流而不止者也。故說人主者。必與之言奇。說人臣者。必與之言私。其身內其言外者疏。其身外其言深者危。無以人之所不欲而強之於人。無以人之所不知而敎之於人。人之有好

以てして之を人に強ふること無かれ。人の知らざる所を以てして之を人に敎ふること無かれ、人の好むあるや、學んで之に順ひ、人の惡むあるや、避けて之を諱む、故に陰道にして陽之を取る也。故に之を去る(一〇)者は之を縱し、(一一)之を縱す者は之に乘ず。(一二)貌は美せず又惡まず、故に至情を託す。知る可き者は用ふ可き也、知る可からざる者は謀者の用ひざる所也。故に曰く、事は人を制するを貴んで人に制せらるゝを貴ばずと。人を制する者は權を握る也、人に制せらるゝ者は(一三)命を制する也。故に聖人(一四)の道は陰、愚人の道は陽、智者(一五)の事は易くして、不智者の事は難し。此を以て之を觀れば、亡は以て存となす可からず、危は以て安となす可からず。然り而して無爲にして智を貴ぶ。智は衆人の知る能はざる所を用ひ、而して衆人の見る能はざる所を用ふ。旣に用つて可否を見て、事を擇んで之を爲すは自ら爲めにする所以也、事を擇ぶ可からざるを見て之を爲すは、人の爲めにする所以也。故に先王の道は陰なり、(一六)言に之れ有り、曰く、天地の化は高と深とに在

也。學而順之。人之有惡也。避而諱之。故陰道而陽取之也。故去之者縱之。縱之者乘之。貌者不美又不惡。故至情托焉。可知者可用也。不可知者謀者所不用也。故曰。事貴制人而不貴見制於人。制人者握權也。見制於人者制命也。故聖人之道陰。愚人之道陽。智

り、聖人の道を制するは隱と匿とに在り、(一七)獨り忠信仁義のみに非ず中正のみと、(一八)道理此に達して、之を義とせば、則ち與に(一九)言ふ可し。(二〇)由能く此を得ば、則ち與に遠近の義を穀ふ可し。

(一) 若し內外親なくして疑を懷けば則ち其疑に因つて之を變化す。以下凡て彼の持する所に因つて施すをいふ也 (二) 彼に可否の說あれば其說に因つて要結す (三) 去就の勢あれば其勢に因つて成就す (四) 患惡既に除き或は勝を恃みて驕る者は便ち切磨以て之を恐懼せしめ高危以て之を感動せしむ (五) 之を恐動せしむるも尙變を知らざる者は、則ち彼に引據する所有りて以て之を證し、爲めに符驗を設けて以て之に應ぜしむ (六) 彼我心を同じうして相要結す (七) 變化して (八) 其身內にありて言外に泄るゝ者は (九) 陰に自ら之を爲す、彼の逆ふ所に非ざれば、彼必ず應從して明言以て之に報ゆ、故に陰道にして陽之を取るといふ (一〇) 之を去らんと欲する者は先づ之を縱して其過惡を極めしむ (一一) 過惡既に極まれば即ち法を以て之に乘ず (一二) 貌とは人の貌を察して以て其情を知るをいふ、其人中和平淡、善を見て美とせず、惡を見て非とせず、此の如き者は至情を以て之を托すべし (一三) 人、我が命を制する也 (一四) 聖人の道は內陽にして外陰、愚人の道は內陰にして外陽 (一五) 智者は寬裕なるが故に事とし易く、愚者は情急なるが故に事とし難し (一六) 古語 (一七) 中正自然に道に合ふ、專ら仁義忠信に在るに非ず (一八) 謀者此道理に既達して (一九) 共に道の至極を言ふべし (二〇) 穀は養也。若し能く此道の義を得ば則ち與に大寶の位に居り、遠近の人を養ひて仁義の域に誘ふべしとの意

者事易。而不智者事難。以此觀之、亡不可以爲存。而危不可以爲安。然而無爲而貴智矣。智用於衆人之所不能知。而能用於衆人之所不能見。既用見可否。擇事而爲之。所以自爲也。見不可擇事而爲之所以爲人也、故先王之道陰。言有之曰天地之化在高與深。聖人之制道在隱與匿。非獨忠信仁義也中正而已矣。道理達於此。義之。則可與言。由能得此則可與穀遠近之義。

爲レ人凡決レ物。必托二於疑一者。善二其用一レ福。惡三其有二患害一。至二於誘一也。終無二惑偏一。有レ利焉。去二其利一則不レ受也。奇之所レ托。若有二利於善一者。隱二托於惡一則不レ受矣。致二疏遠一。故其有レ使レ失レ利。其有レ使レ離レ害者。此事之失。聖人所三以能成二

(一)決篇第十一

人の爲めに凡そ物を決するに、(二)必ず疑に托する者は、其の福を用ふるを善みし、其の患害あるを惡む、誘はるゝに至れば也。終に(三)惑偏無ければ利あり、其利を去れば則ち受けず、奇の托する所なり。(四)若し善を利とする者あるを、隱に惡に托すれば則ち受けず、疏遠を致す。故に其れ利を失はしむるあり、其れ害に(五)離らしむるある者は、(六)此れ事の失なり。聖人の能く其事を成す所以のもの五つあり。陽を以て之を徳する者あり、陰を以て之を賊する者あり、信を以て之を誠にする者あり、蔽を以て之を匿する者あり、平を以て之を素にする者あり。(七)陽は一言を勵め、(八)陰は二言を勵め、(九)平素樞機以て四者を用ひ、微にして之を施す。是に於て度るに往事を以てし、之を來事に驗し、之を平素に參し、可なれば則ち之を決す。公王大人の事也。(一〇)危くして名を美にするものは、可なれば則ち之を決す。力

其事者。有五。有以陽德之者。有以陰賊之者。有以信誠之者。有以蔽匿之者。有以平素之者。陽勵於一言。陰勵於二言。平素樞機、以用四者。微而施之。於是度以往事。驗之來事。參之平素。可則決之。公王大人之事也。危而美名者。可則決之。不用費力而易成者。可

を費すを用ひずして成し易きものは、可なれば則ち之を決す。力を用ひて勤苦を犯し、然り而して已むを得ずして之を爲すものは、可なれば則ち之れを決す。患を去るものは、可なれば則ち之れを決す。福に從ふものは可なれば則ち之れを決す。故に夫れ情を決し疑を定むるは、萬事の機にして以て亂治を正し、成敗を決す、爲し難きものなり。故に先王は乃ち蓍龜なる者を用ひて(一一)、以て自ら決する也。

(一) 人の爲めに疑を決するの道を述ぶ　(二) 疑有りて然る後に決す、故に必ず疑に托すといふ。凡そ人の情、善を用ふれば善みし患有れば惡む、疑は禍患の利の明かならざる所に生ずる也、善く疑を決する者は、必ず誘つて其情を得、乃ち能く其可否を斷ず　(三) 疑を懷くを惑といひ、正しからざるを偏といふ、決する者は惑偏なく、行ふ者乃ち通じ濟す有り、然して後に福利生ず、若し能く其福利を去れば、疑ふ者其決を受けず　(四) 疑ふ者をば其利善に本づきて決せんとするに、其利善の情を隱して反て之を惡に托すれば、則ち其決を受けず更に疎遠を致す　(五) 羅也　(六) 事を決するの失也　(七) 勵は勉也、陽は君道たり、故に言ふ所必ず一に總む、一は信德也　(八) 陰は臣道たり、故に言ふ所必ず二に總む、二は有爲也　(九) 平素は無爲、樞機は有爲。四は陽、陰、平素、樞機　(一〇) 危は高也、事高くして名美なる者は　(一一) 卜筮。先王の聖智さへすら尚ほ蓍龜を用ひて自ら疑を決したり、ましてそれ以下の者、己が智に任じて他の賢者に謀らざる如きは以ての外の事ぞと也

則決之。用力犯勤苦。然而不得已而爲之者。可則決之。去患者。可則決之。從福者。可則決之。故夫決情定疑。萬事之機。以正亂治。決成敗。難爲者。故先王乃用蓍龜者。以自決也。

安徐正靜。其被節無レ不レ肉。善與而不レ靜。虛心平意以待二傾損一。有二主位一。

(一)符言第十二

(二)安徐正靜なれば、(三)其被節肉ならざる無し。(四)善く與して而も靜ならざれば、虛心平意にして以て傾損を待つ。(五)主位あり。

(一) 發すれば必ず驗あること符契の如きの言について述ぶ　(二) 人位に居りて安徐正靜なれば　(三) 肉は肥の義、人に及ぼす所の節度寛裕ならざるなしと也　(四) 人君善く事と結びて安靜ならざる者は、但虛心平意以て之を待つに傾損の期必ず至る　(五) 位に主たる者は安徐正靜のみ

目貴レ明。耳貴レ聰。心貴レ智。以二天下之目一視者。則無レ不レ見。以二天下之耳一聽者。則無レ不レ聞。以二天下之心一慮者。則無レ不レ通。輻輳並進。則門不レ可レ塞。有二主明一。

目は明を貴び、耳は聰を貴び、心は智を貴ぶ。天下の目を以て視れば則ち見ざるなく、天下の耳を以て聽けば則ち聞かざるなく、天下の心を以て慮れば則ち通ぜざるなく、輻輳して並び進めば則ち門塞ぐ可からず。(一)主明あり。

(一) 明に主たる者は天下の目を以て視る也

德之術曰。勿二堅而拒一レ之。許レ之則防守。拒レ之則閉塞。高山仰レ之可レ極。深淵度レ之可レ測。神明之位術正靜。其莫二之極一歟。有二主德一。

用レ賞貴レ信。用レ刑貴レ正。賞賜貴レ信。必驗二耳目之所一レ見聞。其所レ不二見聞一者。莫レ不二闇化一矣。誠暢二於天下神明一。而況姦者干レ君。有二主賞一。

(一)德の術に曰く、堅くして之を拒む勿れ。(二)之を許せば則ち防守し、(三)之を拒めば則ち閉塞す。高山は之を仰いで極む可く、深淵は之を度りて測る可し、神明の位、術は正靜にして、其れ之を極むる莫きかな。(四)主德あり。

(一) 德を崇くするの術は、恢弘して博く納るゝにあり (二) 許して之を容るれば衆必ず歸して防守す、故に危ふきも安し (三) 拒んで之に逆へば衆必ず違ひて閉塞す、故に通ずるも更にふさがる (四) 德に主たる者は弘くして納るゝあり

賞を用ふるは信を貴び、刑を用ふるは正を貴ぶ。賞賜は信を貴び、必ず耳目の見聞する所を驗すれば、(一)其の見聞せざる所の者、闇に化せざるは莫く、誠、天下神明に暢ぶ、而るを況んや姦者君に干めんや。(二)主賞あり。

(一) [illegible] (二) 賞に主たる者は信を貴ぶ

一曰天レ之。二曰地レ之。三曰人レ之。四方上下前後左右。熒惑之處安在。有二主問一。

一に曰く、之を天にす。(一)二に曰く、之を地にす。(二)三に曰く、之を人にす。(三)四方上下前後左右熒惑(四)の處安くにか在る。主問あり。(五)

(一)天の時　(二)地の利　(三)人の和　(四)火星也、天の法星にして其居る所災害吉凶尤も著はる、故に其安くに在るかを察す　(五)問に主たるは三才の道を辨ずべきにあり

心爲二九竅之治一。君爲二五官之長一。爲レ善者君與二之賞一。爲レ非者君與二之罰一。君因三其政之所二以求一。因與レ之。則不レ勞。聖人用レ之。故能賞レ之。因レ之循レ理。故能久長。因レ求而與。悅莫レ大焉。雖レ無二玉帛一。勸同レ賞矣。有二主因一。

(一)心は九竅の治たり、君は五官の長たり。善を爲す者は君之に賞を與へ、非を爲す者は君之に罰を與ふ。君、其政の求むる所以に因りて、因りて之を與ふれば、則ち勞せず、聖人は之を用ふ。故に能く之を賞す、之に因り理に循ふ、故に能く久長なり。求むるに因りて與ふれば、悅び焉より大なるは莫し。玉帛なしと雖も、勸むること賞に同じ。主因(二)あり。

(一)心は耳目鼻口及び前後の陰穴の治者也　(二)因について主たるは理に循ふ事也

人主不可不周。人主不周。則群臣生亂。家于其無常也。內外不通。安知所開。開閉不善。不見原也。有主周。

一曰長目。二曰飛耳。三曰樹明。千里之外。隱微之中。是謂洞。天下姦。莫不闇變更。有主恭。

循名而爲實。安而完。名實

人主は周（一）からざる可からず。人主周からざれば、則ち群臣亂を生ず。（二）家其の常無きに于いてや、內外通ぜず、安んぞ開く所を知らん。（三）開閉善からず、原を見ざる也。（四）主周あり。

（一）周徧　（二）家業とする所　（三）開閉は第一章に所謂捭闔也、捭闔の理を用ひず善を爲すの源を見ざる也　（四）周徧に主たるは徧く物の理を知るに在り

一に曰く長目、（一）二に曰く飛耳、（二）三に曰く樹明。（三）千里の外、隱微の中、是れを洞と謂ふ。（四）天下の姦、闇に變更せざる莫し。（五）主恭あり、（六）

（一）天下の目を用ひて視る也　（二）天下の耳を用ひて聽く也　（三）天下の心を用ひて慮る也　（四）千里の外も隱微の內に玄覽せざるなし　（五）姦邪の徒も姦を胸中に絕つ　（六）恭に主たる者は聰明文思に在り

名に循つて實を爲せば、（一）安くして完し。（二）名實相生じ、及んで情を相爲す。故に

相生。反相爲情。故曰。名當則生於實。實生於理。理生於名實之德。德生於和。和生於當。有主名。轉丸怯亂二篇皆亡。

曰く、名當れば則ち實を生じ、實は理を生じ、理は名實の德を生じ、德は和を生じ、(三)和は當を生ずと。(四)主名あり。(五)轉丸、怯亂の二篇は皆亡ぶ。

㊀ 名實相副ふ、安全なる所以也　㊁ 名に循つて實を致し、實に因つて名を生ず、實虧けざれば情其中に在り　㊂ 能く和すれば自ら當る　㊃ 名に主たるは實に稱ふに在り　㊄ 此一句本文に要なきに似たり、後人註言の竄入せるものか

盛神法二五龍一。盛レ神中有二五氣一。神爲二之長一。心爲二之舍一。德爲二之人一。養レ神之所レ歸二諸道一。道者天地之始。一二其紀一也。物之所レ造。天之所レ生。包宏無形。化レ氣。先二天地一而成。莫レ見二其形一。莫レ知二其名一。謂二之神靈一。故道者神明之源。一二其

(一)本經陰符七篇

(二)盛神は五龍に法る。神を盛にするは、中に(三)五氣あり、神、之が長たり、(四)心、之が舍たり、(五)德、之が人たり。(六)神を養ふの所、諸を道に歸す。(七)道は天地の始め、其紀を一にするなり、(八)物の造らるゝ所、天の生ずる所、(九)包宏無形にして、氣を化し、天地に先だちて成りて、其形を見る莫く、其名を知る莫し、之を神靈と謂ふ。故に道は神明の源にして、其化端を一にす。是を以て五氣を德養すれば、心能く一を得、乃ち其術あり。術は心氣の道の由りて(一〇)舍する所の者、神乃ち之が使たり。九竅、(一一)十二舍は氣の門戶、心の總攝なり。生れながらにして(一二)之を天に受く、之を眞人と謂ふ。眞人は天と一となりて之を知る者なり。(一三)內修練して之を知る、之を聖人と謂ふ。聖人は(一四)類を以て之を知る。故に(一五)人與に生じて一に、化物に出づ。類を知るは(一六)竅に在り。疑惑する所あれば、心術に通ぜんとするも、術必ず通ぜざる

化端。是以德養五氣。心能得一、乃有其術。術者心氣之道所由舍者。神乃爲之使。九竅十二舍者氣之門戶。心之總攝也。生受之天。謂之眞人。眞人者與天爲一。而知之者。內修鍊而知之。謂之聖人。聖人者以類知之。故人與生一出於化物。知類在竅。有所疑惑。通

あり。其通ずるや、五氣養ひを得、務めて神を舍するに在り、此れを之れ化と謂ふ。化に五氣ありとは、志なり思なり神なり德なり。神は其一長なり。靜和なれば氣を養ひ、氣を養へば其和を得、四者衰へず、四邊の威勢、爲さゞる無く、存して之を舍す、是れを神化、身に歸すと謂ふ、之れを眞人と謂ふ。眞人とは天に同じうして道に合し、一を執りて萬類を養產し、天心を懷き、德養を施し、無爲にして以て志慮思意を包ねて威勢を行ふ者也。士は之に通達すれば、神盛にして乃ち能く志を養ふ。

㊀ 本經とは本に由りて以て末を經するの義、陰符とは私かに內に志せば、物、外に應ずること符契を合するが如しとの義也 ㊁ 五龍は五行の龍にして變化窮りなきもの、神は則ち陰陽不測、故に神を盛にするの道は五龍に出ると也 ㊂ 五臟の氣、神魂魄精志 ㊃ 心能く含容す、故に之が舍たり ㊄ 德能く邪を制す、故に之が人たり ㊅ 神を養ふの宜しき之を道に歸す ㊆ 無名は天地の始めなり、故に道は天地の始めといふ、道の始めて生ずる所の者は一、故に其紀を一にすといふ ㊇ 道は也 ㊈ 包容弘厚 ㊉ やどる ⑪ 目色を見、耳聲を聞き、鼻香を受け、口味を知り、身觸を覺え、意事を思ふ、根境互に相停合す、故に十二舍といふ ⑫ 之を天より受けて其業を習かず ⑬ 學んで之を知る ⑭ 聖人なは學を假りて知る、自然に非ず、故に類を以て知るといふ

於心術。術必有不通。其通也。五氣得養。務在舍神。此之謂化。化有五氣者。志也思也神也德也。神其一長也。靜和者養氣。養氣得其和。四者不衰。四邊威勢。無不爲。存而舍之。是謂神化歸於身。謂之眞人。眞人者同天而合道。執一而養產萬類。懷天心。施德養。無爲以包志慮思意而行威勢者也。士者通達之。神盛乃能養志。

九竅

(三五) 人相與に生じて天地の間に在りて一を得、其既に出づるの後物に隨つて化す、故に不同ある也 (三六) 七九

養志法靈龜。養志者。心氣之思不達也。有所欲。志存而思之。志者欲之使也。欲多則心散。心散則志衰。志衰則思不達也。故心氣一則欲不偟。欲不偟則志意

(一)養志は靈龜に法る。志を養ふは、心氣の思達せざれば也。欲する所あれば、志存して之を思ふ。志は欲の使也。(二)欲多ければ則ち心散じ、心散ずれば則ち志衰へ、志衰ふれば則ち思達せず。故に心氣一なれば則ち欲偟からず、欲偟からざれば則ち志意衰へず、志意衰へざれば則ち思理達し、理達すれば則ち和通じ、和通ずれば則ち亂氣胸中を煩はさず。故に内は以て氣を養ひ、外は以て人を知る。志を養へば則ち心通じ、人を知れば則ち分職明なり。將に之を人に用ひんと欲すれば、必ず先づ其の志を養ふを知り、人氣の盛衰を知りて、

不衰。志意不衰則思理達矣。理達則和通。和通則亂氣不煩於胸中。故内以養氣。外以知人。養志則心通矣。知人則分職明矣。將欲用之於人。必先知其養氣志。知人氣盛衰。而養其氣志。察其所安。以知其所能。志不養心氣不固。心氣不固則思慮不達。思慮不達則志意不實。志意不實則應對不猛。應對不猛則失志而心氣虛。志失而心氣虛則喪其神矣。神喪則髣髴。髣髴則參會不一。養志之始務在安己。己安則志意實堅。志意實堅則威勢不分。神明常固守。乃能分之。

其氣志を養ひ、其の安んずる所を察し、以て其の能くする所を知る。志養はざれば心氣固からず、心氣固からざれば則ち思慮達せず、思慮達せざれば則ち志意(三)實ならず、志意實ならざれば則ち應對猛ならず、應對猛ならざれば則ち志を失して志氣虛し、志失して心氣虛すれば則ち其神を喪し(四)、神喪すれば則ち髣髴た(五)り、髣髴たれば則ち參會(六)一ならず。志を養ふの始務は己(七)を安んずるに在り。己安ければ則ち志意實して堅く、志意實して堅ければ則ち威勢分たずして神明なり。常に固く守れば乃ち能く之を分つ。

(一) 志は是非を察し、能は吉凶を知るを以て也　(二) 心氣達せざる所あるが故に志を養ふ也　(三) 充實せず　(四) 沮喪し　(五) 明かならざる貌　(六) 志心神三者の交會　(七) 欲少なくして心安きをいふ　(八) 我威勢能く物を震動すと也

實意法二騰蛇一

實レ意者氣之慮也。心欲二安靜一。慮欲二深遠一。心安靜則神明榮。慮深遠則計謀成。神明榮則志不レ可レ亂。計謀成則功不レ可レ閒。意慮定則心遂。安則其所レ行不レ錯。神者得則凝。識氣寄。姦邪得而倚レ之。詐謀得而惑レ之。言無レ由レ心矣。故信二心術一。守二眞一一而不レ化。待二人

實意は騰蛇に法る。意を實にするは氣の慮なり。心は安靜ならんことを欲し、(一)慮は深遠ならんことを欲す、心安靜なれば則ち神明榮え、慮深遠なれば則ち計謀成る。神明榮ゆれば則ち志亂る可からず、計謀成れば則ち功(二)閒す可からず。意慮定まれば則ち心遂げ、安ければ則ち其の行ふ所錯らず、神なる者得れば則ち凝る。(三)識氣(四)寄り、姦邪得て之に倚り、詐謀得て之を惑はせば、言、心に由る無し。故に心術を信にし、眞一を守りて化せず、人の意慮の交會を待つて、之を聽き之を候ふ。計謀は存亡の樞機なり。慮會せざれば則ち聽くこと審ならず、之を候ふこと得ず。計謀失すれば、則ち意信ずる所無く、虚にして實なし。無爲にして、(五)五臟を安靜にし六腑を和通するを求め、精神魂魄固く(六)守りて動かざれば、乃ち能く內に視、反り聽き、志を定め、之が太虛を思ひ、神の往來を待つ。以て天地の(七)開闔を觀、萬物の造化する所を知り、陰陽の終始を見、人事の政理を原め、戶を出でずして天下を知り、(八)牖を窺はずして天道を見、見ずして命じ、

意慮之交會一。聽レ之候レ之也。計謀者存亡樞機。慮不レ會則聽不レ審矣。候レ之不レ得。計謀失矣。則意無レ所レ信。虛而無レ實。無爲而求下安ニ靜五臟一和中通六腑上。精神魂魄固守不レ動。乃能內視。反聽。定レ志。思ニ之太虛一。待ニ神往來一。以觀ニ天地開闢一。知ニ萬物所ニ造化一。見ニ陰陽之終始一。原ニ人事之政理一。不レ出レ戶而知ニ天下一。不レ窺レ牖而見ニ天道一。不レ見而命。不レ行而至。是謂下道知以通ニ神明一應ニ於無方一而神宿上矣。

行かずして至る。是れを道知以て神明に通じ無方に應じて神宿ると謂ふ(九)。

㊀ 意は委曲、蛇はよく屈伸す、故に法るといふ　㊁ 其功をさまたげ君臣の間を離間すべからず　㊂ 成也　㊃ 負眞に非ず只容密するのみ　㊄ 五臓は心・肝・腎・肺・脾、六腑は小腸・膽・膀胱・大腸・胃・三焦にて人身內臓の總稱也　㊅ 各其司る所を守りて　㊆ 心の外に馳せざるをいふ　㊇ 竅（まど）より外を窺はずして　㊈ 神來り舍る

分威法ニ伏熊一。分レ威者神之覆也。故靜ニ固志意一。神歸ニ其舍一。則威盛矣。威覆盛則內實堅。內實堅則莫レ當。莫レ當

(一)分威は伏熊に法る。(二)威を分つは神の覆也。故に志意を靜固にして、神、其舍に(三)歸すれば、則ち威盛んなり。威覆盛んなれば則ち內實して(四)堅し。內實して堅ければ則ち(五)當る莫し。當る莫ければ則ち能く以て人の威を分つて其の勢を動かすこと、其天の如し。(六)實を以て虛を取り、有を以て無を取ること、(七)鎰を以て珠を稱るが若し。故に動けば必ず隨ひ、唱ふれば必ず和す。(八)其一指を撓めて、其餘次を

則能以分二人之威一而動二其勢一、如二其天一。以レ實取レ虛、以レ有取レ無、若二以レ鎰稱一レ銖。故動者必隨、唱者必和。撓二其一指一。觀二其餘次一。動變見レ形、無二能閒一者。審二於唱和一、以レ閒見レ閒。動變明而威可レ分。將レ欲二動變一。必先養レ志伏レ意以視レ閒。知二其固實一者自養也。讓レ己者養レ人也。故神存兵亡。乃爲二之形勢一。

觀、動變、形を見、能く閒する者無し。唱和に審にして、閒を以て閒を見れば、動變明にして威分つ可し。將に動變せんと欲すれば、必ず先づ志を養ひ、意を伏して、以て閒を視る。其固實を知る者は自ら養ふ也。己を讓る者は人を養ふ也。故に神存し兵亡び、乃ち之が形勢を爲す。

㈠ 分威とは威遠近を震動するをいふ、其道は熊の搏擊するや必ず先づ伏して後動くに法ると也 ㈡ 覆は衣被（オホフ）の義。威が遠近を震動すとは、神が之を衣被するの謂也 ㈢ 志意の宅 ㈣ 充實して ㈤ 能く之に當るものなし ㈥ 我實を以て彼の虛を取り我有を以て彼の無を取る ㈦ 銖は錙也、二十四銖を鎰となす ㈧ 其指を曲げ名指して呼べば群物悉く至る、然して後徐々に次を以て其餘衆を觀ると也 ㈨ 神內に存し、敵の兵外に亡ぶ

散勢法二鷙鳥一。散勢者神之使也。用レ之必

散勢は鷙鳥に法る。勢を散ずるは神の使也。之を用ふる、必ず閒に循つて動く。威肅に內盛にして、閒を推して之を行へば、則ち勢散ず。夫れ勢を散

循レ閒而動。威肅内盛。推レ閒而行レ之。則勢散。夫散レ勢者。心虚志溢。意失二威勢一。精神不レ專。其言外而多レ變。故觀二其志意一爲二度數一。乃以二揣說一圖レ事。盡二圓方一。齊二短長一。無則不レ散レ勢。散レ勢者待レ閒而動。動勢分矣。故善思レ閒者。必內精二五氣一。外視二虚實一。動而不レ失二分散之實一。動則隨二其志意一。知二其計謀一。勢者利害之決。權變之威。勢敗者不三以レ神肅察一也。

ずるは（五）心虚にして志溢ればなり。（六）意威勢を失し、精神專ならざれば、其（七）言外にして變多し。故に其志意を觀て度數を爲し、乃ち揣說を以て事を圖り、圓方を盡し、短長を齊ふ。（八）無ければ則ち勢を散ぜず。勢を散ずるは閒を待つて動き、動けば勢分る。故に善く閒を思ふ者は、必ず內、五氣に精しく、外、虛實を視、動いて分散の實を失はず。動けば則ち其志意に隨ひ、其計謀を知る。勢は利害の決、權變の威なり。勢敗るるは神を以て肅察せざれば也。

（一）勢を發散して物服することと鷙鳥の禽を擊つて獲るが如しと也　（二）勢は神意に由る、故に勢は神の使といふ　（三）閒隙なければ發行はざれば也　（四）勢自然に發散す　（五）心虛なれば何物をも悉く包容し、志溢れば萬事を決す、故によく其勢を散ずる也　（六）志意衰へて勢を失ひ、精神專一ならざれば　（七）外部に對する辯說的となりし變譎多しの意か　（八）閒無ければ

轉圓法二猛獸一。

（一）轉圓は猛獸に法る。轉圓は無窮の計なり。無窮は、必ず聖人の心ありて、以て

轉圓者無窮之計。無窮者必有聖人之心。以源不測之智。以不測之智。而通心術。而神道混沌爲一。以變論萬義類。說義無窮。智略計謀。各有形容。或圓或方。或陰或陽。或吉或凶。事類不同。故聖人懷此之用。轉圓而求其合。故興造化者。爲始動作無不包。大道以

不測の智を源め、不測の智を以てして心術に通ず、而して神道混沌として一たり、以て變じて萬義の類を論じ、義を說くこと窮まり無し。智略計謀、各形容あり、或は圓或は方、或は陰或は陽、或は吉或は凶、事類同じからず。故に聖人は此用を懷き、轉圓して其合を求む。故に造化を興す者は始めを爲し、動作大道を包ねざる無く、以て神明の域を觀る。天地極まり無く、(二)人事窮まり無く、各以て其類を成す。其計謀を見れば、必ず其吉凶成敗の終る所を知る。轉圓は、或は轉じて吉、或は轉じて凶。聖人は道を以て先づ存亡を知る、乃ち圓を轉じて方に從ふを知る。(三)圓は語に合する所以、方は事を錯く所以、轉化は計謀を觀る所以、物に接するは進退の意を觀る所以なり。(四)皆其會を見、乃ち要結を爲し、以て其說に接する也。

(一) 聖智の窮まらざること圓球を轉じて轉々止まらざるがごとしと也 (二) 人事は吉凶相生じて窮ることなし (三) 圓は通變窮らず、故に能く彼此の語に合す (四) 以上の四者は皆會の變を見、然して後其綱要を總べて之を結ぶ、則ち[illegible]偏の說接引して盡すべしと也

觀二神明之域一。天地無レ極。人事無レ窮。各以成二其類一。見二其計謀一。必知二其吉凶成敗之所一レ終也。轉圓者。或轉而吉。或轉而凶。聖人以レ道先知二存亡一。乃知二轉レ圓從一レ方。圓者所二以合一レ語。方者所二以錯一レ事。轉化者所三以觀二計謀一。接レ物所三以觀二進退之意一。皆見二其會一。乃爲二要結一以接二其說一也。

損兌法二靈蓍一。損兌者幾危之決也。事有二適然一。物有二成敗一。幾危之動不レ可レ不レ察。故聖人以二無爲一待二有德一。言察レ辭合二於事一。兌者知レ之也。損者行レ之也。損レ之說レ之。物有二不可者一。聖人不レ爲レ辭也。故智者不三以レ言

(一)損兌は靈蓍に法る。(二)損兌は幾危の決也。事に(三)適然あり、物に成敗あり、機危の動察せざる可からず。故に聖人は無爲を以て(四)有德を待ち、(五)言、辭を察し、事に合す。兌は之を知る也、損は之を行ふ也、之を損し之を說くに、物に不可なる者あれば、聖人辭を爲さず。故に智者は(六)言を以て人の言を失はず、故に(七)辭煩はしからずして心慮らず、志亂れずして意邪ならず。其難易に當りて而して後之が謀を爲し、自然の道以て(八)實となす。(九)圓なる者行かず、方なる者止まらず、是れを大功と謂ふ。之を益し之を損す、皆之が辭を爲す。分威散勢の權を用ひて、以て其兌威其機危を見、乃ち之が決を爲す。故に損兌に善き者は、譬へば水を千仞の堤に決し、圓石を萬仞の溪に轉ずるが若し。

失二人之言一。故辭不レ煩而心不レ慮。志不レ亂而意不レ邪。當二其難易一而後爲レ之謀。自然之道以爲レ實。圓者不レ行。方者不レ止。是謂二大功一。益レ之損レ之。皆爲二之辭一。用二分威散勢之權一。以見二其兌威其機危一。乃爲二之決一。故善二損兌一者譬若下決二水於千仞之堤一。轉中圓石於萬仞之溪上。

㈠ 他慮を減損して心を專一にし、心眼を以て理を察するをいふ ㈡ 機危は機微の意、機微は心眼に非ざれば察見する能はず ㈢ 時有つてか然る也、たま／＼然る也 ㈣ 有德の士 ㈤ 士の至るや必ず敷奏するに言を以てす、故に言、辭を察すといふ、又明かに試むるに功を以てす、故に事に合すといふ ㈥ 己能く言ふを以て人の言を棄てずと也 ㈦ 簡明至當にしてよく要を得 ㈧ 謀を用ふるの實 ㈨ 圓行方止は理の常也、吾が謀既に發して彼其常を得ず、卽ち大功たる所以也

持樞。謂二春生夏長秋收冬藏一。天之正也。不レ可二干而逆一レ之。逆レ之雖レ成必敗。故人君

三　持樞

持樞とは、春生じ、夏長じ、秋收め、冬藏むるを謂ふ、天の正なり。干して之に逆ふ可からず、之に逆へば成ると雖も必ず敗る。故に人君も亦天樞あり、生養成藏す。亦復た干して之に逆ふ可からず、之に逆へば成ると雖も必ず衰ふ。此れ天道人君の大綱也。

亦有天樞。生養成藏、亦復不可干而逆之。逆之者雖成必衰。此天道人君之大綱也。

(二) 樞は中に居りて以て外を運らし、近きに處りて遠きを制し、轉動を主る者也、即ち運轉の樞機を持して物を制するをいふ

(一)中經

中經謂振窮趨急、施之能言厚德之人。救拘執。窮者不忘恩也。能言者儔善博惠。施德者依道。而救拘執者養使小人。蓋士當世異時、或當因免

中經とは謂はく、窮を振ひ急に趨き、之を能言厚德の人に施す。拘執を救へば窮者恩を忘れず。能く言ふ者は、善を儔し惠を博くし、德を施す者は道に依り、而して拘執を救ふ者は小人を養使す。蓋し士、當世異時、或は當に因りて(二)闐坑を免るべく、或は當に(三)能言を伐害すべく、或は當に德を破りて雄たるべく、或は當に拘抑せられて罪を成すべく、或は當に(四)戚戚として自ら善くすべく、或は當に(五)敗れ敗れて自ら立つべし。故に道は人を制するを貴び、人に制せらるゝを貴ばず。人を制する者は權を握り、人に制せらるゝ者は命を失ふ。是を以て形を見

闘坑。或當三伐二害能言一。或當破レ德爲レ雄。或當二拘抑成レ罪。或當二戚戚自善。或當二敗敗自立一故道貴レ制レ人。不レ貴レ制二於人一也。制レ人者握レ權。制二於人一者失レ命。是以見レ形爲レ容。象レ體爲レ貌。聞レ聲和レ音。解レ讐鬪レ郄。綴レ去卻レ語。攝レ心守レ義。本經紀事者記二道數一。其變要在二持樞中經一。

て容を爲し、體を象りて貌を爲し、聲を聞き音を和し、讐を解き郄を鬪はし、去を綴り語を却け、心を攝し義を守る。本經の紀事は道數(六)を記し、其變要は持樞中經に在り。

(一) 中よりして外を經するの義 (二) 兵難ありて溝壑に轉死するの士、或は因る所ありて能く斯の禍を免るべし
(三) 能言の士 (四) 變ふる貌 (五) 窮りて必ず通ずの意 (六) 道術

見レ形爲レ容。體レ象爲レ貌者。謂二爻爲レ之生一也。可下以二影響形容象貌一而得上レ之也。有レ守之人。目不レ視レ非。耳不レ聽レ邪。言

形を見て容を爲し、象を體して貌を爲すとは、爻(一)之が爲めに生ずるを謂ふ也。(二)影響形容象貌を以て之を得可き也。守あるの人は、目は非を視ず、耳は邪を聽かず、言は必ず詩書、行は僻淫ならず、道を以て形と爲し、德を以て容と爲し、貌は莊(三)に、色は溫に、象貌するも而も得可からざる也。是の如くなれば、情を隱し郄を塞いで之を去る。

必詩書。行不二僻淫一。以道爲形。以德爲容。貌莊色温。不可象貌而得也。如是隱情塞郤而去之。

(一) 彼の形を見、其體に象りて其容貌を知るとは、爻卦を用ひて占ひて之を知るを謂ふとの義 (二) 彼人の内に守無き故に影響形容象貌を以て占ひて之を得可しと也 (三) 莊重

聞聲和音。謂聲氣不同則恩愛不接。故商角不二合一。徵羽不二相配一。能爲二四聲主一者。其唯宮乎。故音不和則不悲。不悲不二是以聲散傷醜害一者。言必逆二於耳一也。雖有二美行盛譽一。不可二比目合翼相須一也。此乃氣不合。音不調者也。

聲を聞き音を和すとは、聲氣同じからざれば則ち恩愛接せざるを謂ふ。故に商(一)角は二ながら合はず、徵羽は相配せず。能く四聲の主たる者は其れ唯だ宮か。(二)故(三)に音和せざれば則ち悲まず。是れ聲を以て散傷醜害せざる者は、言必ず耳に逆へば也。美行盛譽ありと雖も、(四)比目合翼のごとく相須つ可からざるは、此れ乃ち氣合はず、音調はざれば也。

(一) 商は金、角は木、徵は火、羽は水、互に相剋して相合はず、美聲の相諧はざるものをいふ也 (二) 宮は土也、四聲之に由つて生ずる也 (三) 意明かならず、從つて訓じ方亦未だ意を得ず、姑く後考を俟つ (四) 比目の魚、合翼の鳥の如く

解讎鬭郄、謂解羸微之讎。鬭郄者、鬭強也。強郄既鬭。稱勝者、高其功。盛其勢。弱者、哀其負。傷其卑、汙其名。恥其宗。故勝者鬭其功勢。苟進而不知退。弱者聞哀其負、見其傷。則強大力倍。死爲是也。郄無極大、禦無強大。則皆可脅而并。

讎を解き郄を鬭はすとは、(一)羸微の讎を解くを謂ふ。郄を鬭はすとは、強きを鬭はす也。強郄既に鬭へば、勝者を稱し、其功を高しとし、其勢を盛んなりとす。弱者は其負を哀れみ、其卑を傷み、其名を汙し、其宗を恥づかしむ。故に勝つ者は其功を鬭はし、(二)勢苟くも進んで退くを知らず。弱者は其負を哀れむを聞き、其傷むを見れば、則ち強大にして力倍し、(三)死するを是となす。(四)郄あるも極めて大なる無く、禦あるも強大なる無ければ、則ち皆脅して并す可し。

(一)微弱なる両國相讎すれば之を解き、強大なる兩國隙あれば之を鬭はす (二)劣敗 (三)死を致して我が爲めにするを是となす (四)郄を爲すと雖も能く強大に非ず、其幷禦に於て亦強大に非れば兵威を以て強ひて己に從はしめて其國を幷す

綴去者。謂綴己之繫言、使有餘思也。故

(一)去を綴るとは、己の(二)繫言を綴りて餘思あらしむるを謂ふ也。故に(三)貞信に接するには、其行を稱し、其志を勵まし、(四)爲す可く復會す可きの期を言へば喜ぶ。

接二貞信一者。稱二其行一。厲二其志一。言下可レ爲可二復會一之期上喜。以二他人之庶一。引驗以結レ往明レ疑。疑而去レ之。

他人の庶ふを以て引驗して以て往を結び、疑を明にすれば、疑つて之を去る。

㊀ 己を離れ去る人 ㊁ 其去る人を繫留せんが爲めに離別に臨んで語る言 ㊂ 貞信の人 ㊃ 此美行必ず常に得すべく、必ず報復會通すべきを言へば

却レ語者。察伺レ短也。故言多必有二數短之處一。誠其驗レ之。動以二忌諱一。示以二時禁一。然後結以安二其心一。收レ語蓋藏而却レ之。無レ見二己之所レ不レ能於多方之人一。

語を却くとは、察して短を伺ふ也。故に言多ければ必ず數短の處あり、誠に其れ之を驗す。動かすに忌諱を以てし、示すに時禁を以てす。然る後結んで以て其心を安んじ、語を收め蓋藏して之を却く。己の能くせざる所を多方の人に見すこと無かれ。

㊀ 彼の短を索し伺ふ也

攝レ心者。謂レ逢下

心を攝すとは、謂はく、好んで伎術を學ぶ者に逢へば、則ち之が爲めに遠きに

好學ニ伎術一者上。則爲レ之稱レ遠。方驗レ之。驚以ニ奇怪一。之人繫ニ其心於己一。效ニ之於人一。驗レ去。亂ニ其前一。吾歸ニ於誠一已。遭下淫ニ色酒一者上。爲ニ之術一。音樂動レ之以下爲ニ必死生日少一之憂上喜以三自所レ不レ見之事終可ニ以觀一漫瀾之命使レ有ニ後會一。

稱し、方に(一)之を驗し、驚かすに奇怪を以てすれば、之人、其心を己に繫ぐ。之を人に效し、(二)去に驗し、(三)其前を亂めて、(四)吾は誠に歸するのみと。色酒に淫する者に遭へば、之が術たる、音樂之を動かすに、必死にして生日少しと爲すの憂を以てし、喜ばすに、自ら見ざる所の事終に以て觀る可きを以てすれば、漫瀾の命、後會あらしむ。

(一) 其伎術を驗し (二) 往時の賢人 (三) 亂は理也、其前の爲す所を理む (四) 之に謂つて曰く

守レ義者。謂。守以ニ人義一。探ニ心在ヒ内以合。探レ心深得ニ其主一也。從レ外制レ内。事有ニ繫由一而隨也。故小人

義を守るとは、謂はく、守るに人の義を(一)以てし、心の内に在るを探りて、以て合ふ。心を探れば、深く其主を得、外より内を制すれば、事、(二)繫由ありて隨ふ。故に(三)小人人に比するは則ち左道にして、之を用ふれば、能く家を敗り國を奪ふに至る。賢智に非ざれば、家を守るに義を以てすること能はず、國を守るに道を以て

比レ人則左道。而用レ之至ニ能敗レ家奪レ國非ニ賢智一。不レ能ニ守レ家以レ義。不レ能ニ守レ國以レ道。聖人所レ貴ニ道微妙一者。以三其可ニ以轉レ危爲レ安救レ亡使レ存也。

することと能はず。聖人の、道の微妙なるを貴ぶ所の者は、(四)其の以て危を轉じて安と爲し、亡を救うて存せしむるを以て也。

(一) 宜也 (二) 事所屬ありて由て之に隨はざる莫し (三) 小人、心を探るの術を以て、來りて君子に比するには、必ず邪道を以て権を用ふ (四) 道

鬼谷子 終

大正八年六月廿七日印刷
大正八年六月三十日發行

漢文叢書 七書・鬼谷子（非賣品）

編輯者 塚本哲三
東京市神田區錦町一丁目十九番地

發行者 三浦理
東京市京橋區木挽町二丁目十三番地

印刷者 新井山藏
東京市京橋區木挽町二丁目十三番地

印刷所 合資會社 電新堂

發行所 有朋堂書店
東京市神田區錦町一丁目十九番地

不許複製

（岡山製本）

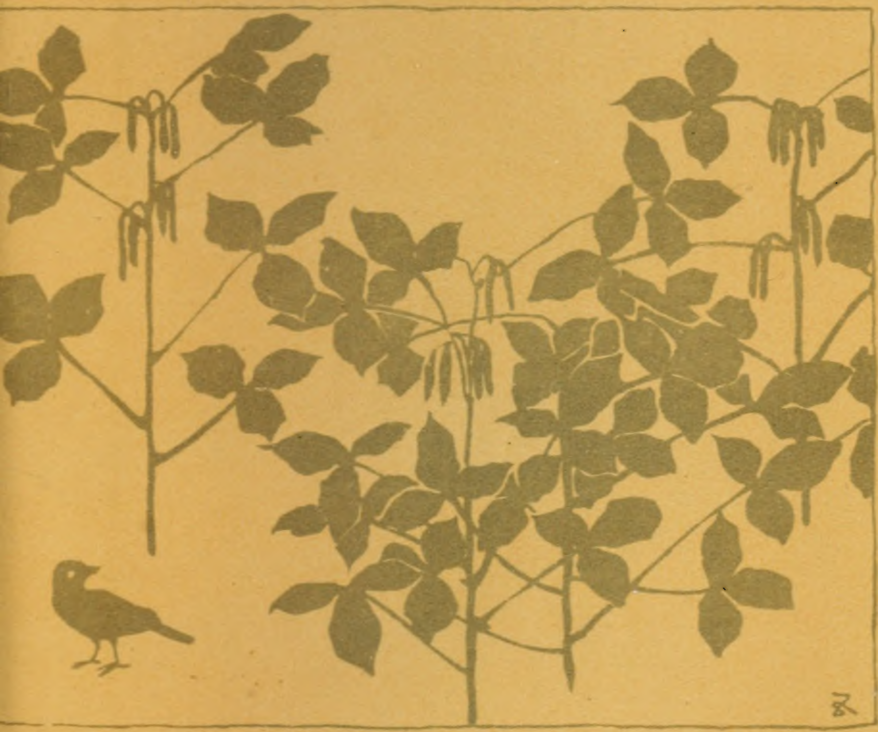

University of British Columbia Library
DUE DATE

MAR 3 1 1997
MAR 2 7 1997

THE UNIVERSITY OF
BRITISH COLUMBIA
LIBRARY

STORAGE ITEM
ASIAN

LPA - C44C
UBC LIBRARY